

令和2年版

犯罪白書

—藥物犯罪—

令和2年版

犯罪白書

－ 薬物犯罪 －

法務総合研究所

本書は再生紙を利用しております。

はしがき

我が国の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が令和元年も戦後最少を更新するなど、全体としては改善傾向が続いている。しかしながら、個別に見ると、特殊詐欺、児童虐待、サイバー犯罪等のように検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にある犯罪もある。また、出所受刑者全体の2年以内再入率は低下傾向にあるが、満期釈放等による出所受刑者の再入率は仮釈放による出所受刑者よりも相当に高い状態で推移しており、再犯防止対策の更なる充実強化が求められている。

近年の犯罪動向や再犯防止対策に関し、注目すべき犯罪類型の一つに、薬物犯罪がある。近年、覚醒剤取締法違反の検挙人員が減少する一方、若年者を中心に、大麻取締法違反の検挙人員が急増している。また、令和元年において、入所受刑者に占める覚醒剤取締法違反の入所受刑者の割合は、総数では約4分の1、女性では約3分の1を占めている。同法違反の出所受刑者の5年以内再入率は、窃盗と共に、他の罪名と比較して高い。

平成28年に刑の一部執行猶予制度の運用が開始されたほか、刑事施設や保護観察所では、薬物事犯者に対する処遇の充実が図られている。また、薬物事犯者の再犯防止や社会復帰に向けた取組は、「再犯防止推進計画」(29年12月閣議決定)、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(30年8月薬物乱用対策推進会議策定)等にも盛り込まれている。

法務総合研究所では、平成期以降、平成7年版犯罪白書で「薬物犯罪の現状と対策」を特集し、その後も、薬物犯罪の動向や薬物事犯者の処遇・再犯防止対策を紹介してきたが、前記のような状況を踏まえ、薬物犯罪や薬物事犯者の実情、薬物事犯者処遇の現状等を明らかにし、更なる対策を検討するための素材を提供することが必要かつ有意義であると考えた。そこで、本白書では、「薬物犯罪」と題して特集を組むこととし(第7編)、薬物の概要、薬物関係法令の変遷、薬物犯罪の動向や刑事司法の各段階における薬物事犯者の処遇の現状、薬物事犯者の再犯の状況等を概観・分析するとともに、薬物事犯者に関する特別調査を行い、その特徴を明らかにした。また、これらを踏まえ、薬物犯罪対策や薬物事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方について検討を行い、今後の議論の参考に供することとした。

令和元年を中心とする最近の犯罪動向と犯罪者処遇の実情を扱った本白書のルーティン部分が犯罪情勢の定点観測を行うための素材として、効果的な刑事政策の立案の基盤となるとともに、特集部分が、薬物犯罪や薬物事犯者に対する各種施策の現状を知り、薬物犯罪の抑止や薬物事犯者の再犯防止対策等に関する様々な問題に引き続き取り組む上での基礎資料として広く活用されれば幸いである。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、令和2年4月に開催が予定されていた第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)、同年7～9月に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピック競技大会がいずれも3年に延期された。新型コロナウイルス感染症により、我が国の社会、経済、国民生活の在り方は変化を余儀なくされているが、その変化が犯罪動向や犯罪者処遇にどのような影響を与えるのかについては予測し難い。法務総合研究所では、今後も、時代に即した刑事政策の立案・実施に有用なデータを収集・提供していく役割を果たしていきたいと考えている。

終わりに、本白書の作成に当たり、最高裁判所事務総局、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係各機関から多大な御協力を頂いたことに対し、改めて謝意を表する次第である。

令和2年11月

法務総合研究所長 上 富 敏 伸

凡 例

【罪名・用語・略称】

第1 罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による（特別法の略称は、第3，1参照）。

1 刑法犯

【**刑法犯**】は、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。ただし、後記2及び3に該当する刑法の罪を除く。〔注1〕(ア)㉞、㉟、(イ)㊲、(ウ)㊳及び(エ)㊴参照

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰法（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的犯罪処罰法（平成11年法律第136号）

(1) 刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。〔注1〕(ア)㉞～㉟及び(ウ)㊲参照

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重減軽類型 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

(2) 次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。〔注1〕(ア)㉞、㉟、(ウ)㊲及び(エ)㊴参照

①殺人（自殺関与、同意殺人）②強盗（事後強盗、昏酔強盗、強盗殺人、強盗・強制性交等）③傷害（現場助勢）④脅迫（強要）⑤窃盗（不動産侵奪）⑥公務執行妨害（封印等破棄）⑦偽造（刑法第2編第16章から第19章までの罪における文書等の各偽造（不実記載・不正作出等を含む。）及び同行使（供用等を含む。））⑧職権濫用（特別公務員暴行陵虐）⑨強制性交等（準強制性交等、監護者性交等、強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。））⑩強制わいせつ（準強制わいせつ、監護者わいせつ）

2 危険運転致死傷

【**危険運転致死傷**】は、自動車運転死傷処罰法（平成25年法律第86号）2条、3条、6条1項及び2項に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。〔注1〕(ア)㉟、(イ)㊲及び(ウ)㊳

3 過失運転致死傷等

【**過失運転致死傷等**】は、自動車運転死傷処罰法4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷をいう。〔注1〕(ア)㊳及び(イ)㊴

4 特別法犯

【**特別法犯**】は、前記1ないし3以外の罪をいい、条例・規則違反を含む。〔注1〕(ア)㊴及び(エ)㊴参照

(1) 【**道交違反**】は、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び保管場所法（昭和37年法律第145号）の各違反をいう。

(2) 【**交通関係4法令違反**】は、道交違反に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の各違反を加えたものをいう。

(3) 【**交通法令違反**】は、交通関係4法令違反に、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路法（昭和27年法律第180号）、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）、駐車場法（昭和32年

法律第106号)、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成2年法律第55号)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の各違反を加えたものをいう。

[注1] 各統計資料による場合の特則

(ア) 警察庁の統計による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、刑法(後記㊧)に該当するものを除く。)及び次の特別法に規定する罪をいう。
- ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に
関する法律 ⑤航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑥航空の危険を生じさせる行為等の処罰
に関する法律 ⑦人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑧組織的犯罪処罰法 ⑨火炎び
んの使用等の処罰に関する法律(昭和47年法律第17号) ⑩流通食品への毒物の混入等の防
止等に関する特別措置法(昭和62年法律第103号) ⑪サリン等による人身被害の防止に関
する法律(平成7年法律第78号) ⑫公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に
関する法律(平成12年法律第130号) ⑬公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供
等の処罰に関する法律(平成14年法律第67号)
- ① 第1編第1章、第3編第1章第1節並びに第4編第6章及び第7章における「刑法犯」は、
平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
- ㊧ 「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重
類型を、「傷害」は、同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含み、「暴
力行為等処罰法違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。
- ㊨ 「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。
- ㊩ 「器物損壊」は、信書隠匿を含む。
- ㊪ 「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条、5条、6条3項及び4項に規定する
罪並びに道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、過失致死傷及び業務上(重)過失
致死傷をいう。

(イ) 検察統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、前記1の罪に加え、危険運転致死傷を含む。
- ① 「過失運転致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による交通犯罪以外の業務上(重)過
失致死傷を除く。

(ウ) 矯正統計年報及び保護統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、前記1の罪に加え、危険運転致死傷を含む。
- ① 「暴行」は、凶器準備集合を含む。

(エ) 司法統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。
- ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に
関する法律
- なお、自動車運転死傷処罰法違反は、「特別法犯」に含まれる。
- ① 「偽造」は、刑法第2編第16章の罪(通貨偽造の罪)及び同編第19章の罪(印章偽造の罪)
を含まない。

第2 用語の定義

本白書における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

1 警察等

- (1) **【認知件数】** 警察が発生を認知した事件の数をいう。〔注2〕参照
- (2) **【発生率】** 人口10万人当たりの認知件数をいう。
- (3) **【検挙件数】** 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。〔注2〕参照
- (4) **【検挙率】** $\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

なお、検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

- (5) **【検挙人員】** 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。〔注2〕参照

2 検察・裁判

- (1) **【検察庁新規受理人員】** 検察官認知又は直受の事件及び司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。）から送致・送付された事件の人員をいう。
- (2) **【起訴率】** $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (3) **【起訴猶予率】** $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (4) **【公判請求率】** $\frac{\text{公判請求人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (5) **【通常第一審】** 地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいい、略式手続を含まない。
- (6) **【終局処理】** 検察統計年報による場合は、検察庁間の移送及び中止によるものを、司法統計年報又は最高裁判所事務総局の資料による場合は、裁判所間の移送及び回付によるもの（第3編第2章及び第7編第4章第2節においては、更に併合審理され、既済事件として集計しないもの）を、それぞれ除外した事件処理をいう。
- (7) **【全部執行猶予率】** $\frac{\text{全部執行猶予人員}}{\text{有期懲役} \cdot \text{禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 矯正・更生保護

- (1) **【入所受刑者】** 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) **【初入者】** 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。
- (3) **【再入者】** 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
- (4) **【満期釈放等】** 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
- (5) **【仮釈放率】** $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者} + \text{仮釈放者}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (6) **【全部（一部）執行猶予者の保護観察率】** $\frac{\text{保護観察付全部（一部）執行猶予言渡人員}}{\text{全部（一部）執行猶予言渡人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

4 少年

(1) 少年

- ① **「年少少年」** 14歳以上16歳未満の者をいう。
- ② **「中間少年」** 16歳以上18歳未満の者をいう。
- ③ **「年長少年」** 18歳以上20歳未満の者をいう。

(2) 非行少年

- ① **「犯罪少年」** 罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。
- ② **「触法少年」** 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ③ **「ぐ犯少年」** 保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

(3) **「児童自立支援施設・児童養護施設送致」** 家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設・児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。

(4) **「少年院入院者」** 少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

5 その他

- (1) **「pt」** 「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。
- (2) **「人口比」** 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。
- (3) **「女性比」** 又は **「女子比」** 男女総数のうち、女性又は女子（未成年の場合）の占める比率をいう。
- (4) **「少年比」** 少年・成人総数のうち、少年の占める比率をいう。
- (5) **「高齢」・「高齢者」** 65歳以上の者をいう。
- (6) **「来日外国人」** 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。
- (7) **「前科」** 有罪の確定裁判を受けたことをいう。
- (8) **「処遇」** 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。
- (9) **「全部執行猶予」** 刑法25条に規定する刑の全部の執行猶予をいう。なお、本白書では、平成25年法律第49号による改正前の刑法25条に規定する刑の執行猶予についても「全部執行猶予」という。
- (10) **「一部執行猶予」** 刑法27条の2及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）3条に規定する刑の一部の執行猶予をいう。
- (11) **「仮釈放」** 一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放を含む。

[注2]

特別法犯の「検挙件数」、「検挙人員」は、平成28年以前は「送致件数」、「送致人員」をいい、過失運転致死傷等（前記[注1]（ア）㊦参照）及び危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。）は、「送致件数」を「認知件数」及び「検挙件数」として、「送致人員」を「検挙人員」として、それぞれ計上している。

なお、「送致件数」とは、警察が送致・送付した事件の数をいい、「送致人員」とは、警察が送付・送致した事件の被疑者の数をいう。

第3 略称

1 特別法の略称

我が国の主な特別法の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

[略称]	[法令名]
医薬品医療機器等法…	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
外為法…	外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
海洋汚染防止法…	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
刑事収容施設法…	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）
裁判員法…	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）
再犯防止推進法…	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）
私事性的画像被害防止法…	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）
児童買春・児童ポルノ禁止法…	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
児童虐待防止法…	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
自動車運転死傷処罰法…	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）
銃刀法…	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
出資法…	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）
心神喪失者等医療観察法…	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
ストーカー規制法…	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）
精神保健福祉法…	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
組織的犯罪処罰法…	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）
鳥獣保護管理法…	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
出会い系サイト規制法…	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）
毒劇法…	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
特殊開錠用具所持禁止法…	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）
独占禁止法…	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
特定商取引法…	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）
入管法…	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
入札談合等関与行為防止法…	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
廃棄物処理法…	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
配偶者暴力防止法…	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）
犯罪収益移転防止法…	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
風営適正化法…	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

号)

不正アクセス禁止法…不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

暴力行為等処罰法……暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）

暴力団対策法……暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

保管場所法……自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）

麻薬特例法……国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）

麻薬取締法……麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）

酩酊防止法……酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）

労働者派遣法……労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

2 国名の略称等

- (1) 国名の略称は、各統計資料における略称のほか、外務省「国名表」を参考にした。
- (2) 「中国」は、特に断らない限り、台湾及び香港等を含む。

【資料源】

第1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、刑事局、矯正局及び保護局並びに出入国在留管理庁から提供を受けたもの及び関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計によるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）

検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

司法統計年報（最高裁判所事務総局）

矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注3]

- (1) 警察庁の統計は、「令和（昭和又は平成）〇年の犯罪（昭和38年まで「犯罪統計書」）」をいう。
- (2) 総務省統計局の人口資料は、同局の人口推計をいい、国勢調査実施年には、国勢調査人口を含む。
- (3) 昭和47年以前の統計資料には、同年5月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。
- (4) 平成元年の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。
- (5) 令和元年の統計資料には、平成31年1月1日から同年4月30日までの数値を、令和元年度の統計資料には、平成31年4月1日から同月30日までの数値をそれぞれ含む。

第2 資料の範囲

統計資料は、原則として、令和2年7月末日までに入手し得た範囲内で、令和元年分までを集録した。

令和元年までの統計の中で、後日、当該関係機関から異なる数値が公表される場合は、次年度以降の犯罪白書において適宜訂正する扱いとする。

【図表の表示方法】

第1 図表番号

図及び表の番号は、編、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、**2-2-1-1**図は、第2編第2章第1節の第1図を示す。）。

第2 数字等の表示

1 表中の数字等は、次のように表示している。

- (1)「-」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2)「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
- (3)「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき
- (4)「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率

2 図中の数字は、次のように表示している。

- (1)「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2)「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき

【その他】

第1 計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっており、各数値を四捨五入した上で、和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「12.76-7.53」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており、「12.8-7.5」で得られる「5.3」とは一致しない。

第2 本白書の「資料編」は、CD-ROM版にのみ掲載し、紙面からは省いている。

本白書にある「CD-ROM資料○-○参照」とは、CD-ROM版にある「資料編」のエクセルデータを参照という趣旨である。

また、「CD-ROM参照」とは、CD-ROM版にある図表のエクセルデータを参照という趣旨である。

目次

はしがき

第1編 犯罪の動向

第1章 刑法犯	2
第1節 主な統計データ	2
1 認知件数と発生率	3
2 検挙人員	5
3 検挙率	6
第2節 主な刑法犯	7
1 窃盗	8
2 強制性交等・強制わいせつ	9
3 その他の刑法犯	11
第2章 特別法犯	17
第1節 主な統計データ	17
第2節 主な特別法犯	19
第3章 諸外国における犯罪動向	21
第1節 諸外国における犯罪	21
1 殺人	22
2 強盗	23
3 窃盗	24
4 性暴力	25
第2節 国外における日本人の犯罪	26

第2編 犯罪者の処遇

第1章 概要	28
1 新規立法の動向	29
2 法テラスの活動	29
第2章 検察	30
第1節 概説	30
第2節 被疑事件の受理	30
第3節 被疑者の逮捕と勾留	31
第4節 被疑事件の処理	32

第3章 裁判	35
第1節 概説	35
第2節 確定裁判	36
第3節 第一審	36
1 終局裁判	36
2 科刑状況	38
3 裁判員裁判	40
4 即決裁判手続	43
5 公判前整理手続	43
6 勾留と保釈	43
第4節 上訴審	45
第4章 成人矯正	47
第1節 概説	47
1 刑事施設等	47
2 刑事施設における処遇	47
第2節 刑事施設の収容状況	48
1 刑事施設の収容人員	48
2 刑事施設の収容率	48
3 入所受刑者	49
4 出所受刑者	51
第3節 受刑者の処遇等	53
1 処遇の概要	53
2 作業	55
3 矯正指導	56
4 就労支援	58
5 福祉的支援	58
6 受刑者の釈放等に関する情報の提供	59
第4節 刑事施設の運営等	59
1 刑事施設視察委員会	59
2 給養・医療・衛生等	59
3 民間協力	60
4 規律・秩序の維持	60
5 不服申立制度	61
第5節 未決拘禁者等の処遇	61
第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営	62
第5章 更生保護	63
第1節 概説	63
1 更生保護における処遇	63
2 更生保護の機関	63
第2節 仮釈放等と生活環境の調整	63
1 仮釈放等	63
2 生活環境の調整	66

第3節	保護観察	67
1	保護観察対象者の人員等	68
2	保護観察対象者に対する処遇	71
3	保護観察対象者に対する措置等	76
4	保護観察の終了	77
第4節	応急の救護・更生緊急保護の措置等	77
第5節	恩赦	79
第6節	保護司，更生保護施設，民間協力者等と犯罪予防活動	79
1	保護司	79
2	更生保護施設	81
3	自立準備ホーム	83
4	民間協力者及び団体	84
5	更生保護協会等	85
6	犯罪予防活動	86
第6章	刑事司法における国際協力	87
第1節	刑事司法における国際的な取組の動向	87
1	国際組織犯罪対策及びテロ対策	87
2	マネー・ローンダリング対策	88
3	汚職・腐敗対策	88
4	サイバー犯罪対策	89
5	国際刑事裁判所	89
第2節	犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し	89
1	犯罪者の国外逃亡	89
2	逃亡犯罪人の引渡し	90
第3節	捜査・司法に関する国際協力	90
1	捜査共助	90
2	司法共助	91
3	刑事警察に関する国際協力	91
第4節	矯正・更生保護分野における国際協力	92
1	国際受刑者移送	92
2	矯正・更生保護に関する国際会議	92
第5節	刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等	93
1	国連アジア極東犯罪防止研修所における協力	93
2	法制度整備支援	94
3	矯正建築分野における協力	94

第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇

第1章	少年非行の動向	96
第1節	少年による刑法犯	96
1	検挙人員	96

2	属性による動向	97
3	罪名別動向	100
4	共犯事件	101
第2節	少年による特別法犯	102
1	検挙人員	102
2	交通犯罪	103
第3節	ぐ犯少年	104
第4節	不良行為少年	105
第5節	家庭と学校における非行	106
1	家庭内暴力	106
2	校内暴力	106
3	いじめ	107
第2章	非行少年の処遇	108
第1節	概要	108
1	家庭裁判所送致までの手続の流れ	109
2	家庭裁判所における手続の流れ	109
3	保護処分に係る手続の流れ	110
第2節	検察・裁判	111
1	検察（家庭裁判所送致まで）	111
2	家庭裁判所	112
第3節	少年鑑別所	115
1	概説	115
2	入所・退所の状況	115
3	鑑別	118
4	観護処遇	119
5	非行及び犯罪の防止に関する援助	120
第4節	少年院	121
1	概説	121
2	少年院入院者	121
3	少年院における処遇	126
4	出院者	131
5	少年院の運営等	132
第5節	保護観察	133
1	概説	133
2	少年の保護観察対象者	133
3	少年の保護観察対象者に対する処遇	136
4	少年の保護観察対象者に対する措置	137
5	少年の保護観察の終了	138
第3章	少年の刑事手続	139
第1節	概要	139
1	起訴と刑事裁判	139
2	刑の執行	139

3	仮釈放	139
第2節	起訴と刑事裁判	140
1	検察庁での処理状況	140
2	通常第一審の科刑状況	141
第3節	少年の受刑者	142

第4編 各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

第1章	交通犯罪	144
第1節	交通犯罪関係法令の改正状況	144
1	自動車運転死傷処罰法	144
2	道路交通法	144
第2節	犯罪の動向	145
1	交通事故の発生動向	145
2	過失運転致死傷等・危険運転致死傷	146
3	ひき逃げ事件	148
4	道交違反	149
第3節	処遇	150
1	検察	150
2	裁判	152
3	矯正	154
4	保護観察	154
第2章	組織的犯罪・暴力団犯罪	155
第1節	組織的犯罪	155
第2節	暴力団犯罪	156
1	組織の動向	156
2	犯罪の動向	157
3	処遇	161
第3章	財政経済犯罪	164
第1節	税法違反	164
第2節	経済犯罪	166
第3節	知的財産関連犯罪	169
第4章	サイバー犯罪	170
第1節	不正アクセス行為等	170
第2節	その他のサイバー犯罪	171
第5章	児童虐待・配偶者間暴力・ストーカー等に係る犯罪	172
第1節	児童虐待に係る犯罪	172
第2節	配偶者間暴力に係る犯罪	173

第3節	ストーカー犯罪等	176
1	ストーカー犯罪	176
2	私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）	178
第6章	女性犯罪・非行	179
第1節	犯罪・非行の動向	179
第2節	処遇	181
1	検察	181
2	矯正	182
3	保護観察	186
第7章	高齢者犯罪	187
第1節	犯罪の動向	187
第2節	処遇	190
1	検察	190
2	矯正	191
3	保護観察	192
第8章	外国人犯罪・非行	194
第1節	外国人の在留状況等	194
1	外国人新規入国者等	194
2	不法残留者	194
3	退去強制	194
第2節	犯罪の動向	195
1	刑法犯	195
2	特別法犯	197
第3節	処遇	198
1	検察	198
2	裁判	201
3	矯正	201
4	保護観察	202
第4節	外国人非行少年の動向と処遇	202
1	外国人犯罪少年の動向	202
2	外国人非行少年の処遇	203
第9章	精神障害のある者による犯罪等	204
第1節	犯罪の動向	204
第2節	刑事手続の状況	204
1	検察・裁判	204
2	矯正	204
3	保護観察	205
第3節	心神喪失者等医療観察制度	205
1	審判	206
2	指定入院医療機関による医療	207

3 地域社会における処遇	207
--------------	-----

第10章 公務員犯罪	208
------------	-----

第5編 再犯・再非行

第1章 再犯防止対策の概観	210
第1節 再犯防止対策の推移	210
第2節 再犯防止推進法に基づく再犯防止対策	210
1 再犯防止推進法	210
2 再犯防止推進計画	211
第3節 再犯防止対策の取組状況	212
第2章 再犯・再非行の概況	213
第1節 検挙	213
1 刑法犯により検挙された再犯者	213
2 刑法犯により検挙された成人の有前科者	214
第2節 検察・裁判	216
1 起訴人員中の有前科者	216
2 全部及び一部執行猶予の取消し	218
第3節 矯正	219
1 再入者	219
2 出所受刑者の再入所状況	222
3 出所受刑者の再入率の推移	225
4 再入者の再犯期間	227
第4節 保護観察	227
1 保護観察開始人員中の有前科者	227
2 保護観察対象者の再処分等の状況	229
第5節 少年の再非行・再犯	233
1 少年の再非行	233
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴	234
3 少年院出院者の再入院等の状況	235
4 少年の保護観察対象者の再処分の状況	237

第6編 犯罪被害者

第1章 統計上の犯罪被害	240
第1節 被害件数	240
第2節 生命・身体への被害	242
第3節 性犯罪被害	243

第4節	財産への被害	244
第5節	被害者と被疑者の関係	245
第6節	国外における日本人の犯罪被害	246
第2章	刑事司法における被害者への配慮	247
第1節	刑事手続における被害者の関与	247
1	被害申告及び告訴	247
2	起訴・不起訴等に関する被害者等への通知	247
3	不起訴処分に対する不服申立制度	248
4	公判段階における被害者等の関与	250
5	矯正・更生保護段階等における被害者等の関与	252
6	少年事件における被害者等への配慮	253
7	法テラスによる被害者等に対する支援	253
8	地方公共団体における被害者支援に向けた取組	255
第2節	犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等	255
1	犯罪被害給付制度	255
2	国外犯罪被害弔慰金等の支給制度	255
3	被害回復給付金支給制度	255
4	被害回復分配金支払制度	255
5	自動車損害賠償保障制度	256
6	地方公共団体による見舞金制度等	256
第3節	人身取引被害者保護	256

第7編 特集－薬物犯罪

第1章	はじめに	258
第2章	薬物の概要	260
第1節	精神刺激薬	260
1	覚醒剤	260
2	その他	261
第2節	中枢神経抑制薬	261
1	オピオイド	261
2	鎮静薬、睡眠薬及び抗不安薬	262
第3節	幻覚薬	262
1	LSD等	262
2	解離性麻酔薬	262
第4節	大麻	263
第5節	危険ドラッグ	263
第6節	有機溶剤	263

第3章 薬物関係法令の変遷	264
第1節 大麻取締法	264
第2節 覚醒剤取締法	264
第3節 麻薬取締法	265
第4節 あへん法	266
第5節 毒劇法	266
第6節 医薬品医療機器等法	267
第7節 麻薬特例法	267
第8節 その他	267
1 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	267
2 合意制度	268
3 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予制度	269
第4章 薬物犯罪・非行の動向等	270
第1節 薬物犯罪の動向等	270
1 検挙・取締り	270
2 検察	286
3 裁判	290
4 矯正	296
5 更生保護	302
第2節 薬物非行の動向等	308
1 検挙	308
2 検察・裁判	311
3 少年鑑別所	312
4 少年院	316
5 保護観察	321
第3節 再犯・再非行	326
1 検挙	326
2 検察・裁判	328
3 矯正	330
4 保護観察	336
5 少年の再非行・再犯	341
第5章 薬物事犯者の処遇等	345
第1節 検察	345
コラム1 福岡県と福岡地方検察庁との連携による薬物事犯者に対する 社会復帰支援の取組	346
第2節 矯正	348
1 刑事施設	348
コラム2 刑事施設内における薬物犯罪の受刑者に対する近年の処遇	349
2 少年院	351
3 保護観察所等との連携	352
4 指導担当職員の育成	352
第3節 更生保護	353

1	矯正施設入所中の生活環境の調整等	353
2	保護観察等	355
	コラム3 保護観察終了後の薬物依存からの回復を見据えた 薬物再乱用防止プログラムの実施	361
第4節	社会内における治療・支援	366
1	依存症対策全国拠点機関	367
2	地方公共団体	367
3	医療機関	367
4	相談機関	368
	コラム4 精神保健福祉センターにおける薬物依存症者の支援	369
5	回復支援施設	371
6	自助グループ	371
7	家族会等	371
第6章	特別調査	372
第1節	調査の概要	372
1	調査対象者及び方法	372
2	調査内容	372
第2節	調査結果	374
1	調査対象者全体の特徴	374
2	男女別の特徴	380
3	初入者・再入者別の特徴	399
第7章	国際的な薬物犯罪対策等	419
第1節	国際的な薬物の使用、生産及び不正取引の状況	419
1	概説	419
2	国際的な薬物使用の状況	421
3	国際的な薬物の生産及び不正取引の状況	421
	コラム5 諸外国の被収容者の薬物使用の状況	423
第2節	国際的な薬物統制	424
1	薬物統制に関する国際条約	424
2	国際的な協力体制	424
	コラム6 米国のドラッグコート及び治療共同体	426
第8章	おわりに	428
第1節	薬物犯罪・非行の動向等	428
1	検挙状況等	428
2	処理状況等	428
3	薬物非行	429
4	再犯・再非行	429
第2節	薬物犯罪対策や薬物事犯者処遇の経緯と現状	429
1	薬物犯罪への立法的対応	429
2	再犯防止に向けた取組の進展	429
第3節	特別調査から判明した薬物事犯者の特徴	430

1	調査対象者全体の特徴	430
2	男女別の特徴	430
3	初入者・再入者別の特徴	431
第4節	薬物犯罪対策や薬物事犯者処遇の在り方	431
1	薬物犯罪の取締りを通じた薬物供給量の減少の必要性	432
2	薬物の害悪や薬物乱用の弊害，相談・支援窓口に関する情報提供の必要性	432
3	薬物事犯者処遇の一層の充実の必要性	433
4	刑事処分の早い段階での対応の必要性	434
5	まとめ	435
	事項索引	437

資料編目次（※ CD-ROM 収録）

- 資料1-1 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員
- 資料1-2 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙人員（罪名別）
- 資料1-3 刑法犯 検挙率（罪名別）
- 資料1-4 特別法犯 検察庁新規受理人員（罪名別）
- 資料2-1 検察庁新規受理人員（罪名別）
- 資料2-2 検察庁終局処理人員
- 資料2-3 検察庁終局処理人員（罪名別）
- 資料2-4 地方裁判所における死刑・懲役・禁錮の科刑状況（罪名別）
- 資料2-5 刑事施設の一日平均収容人員
- 資料2-6 年末在所懲役受刑者人員（刑期別）
- 資料2-7 仮釈放・少年院仮退院審理事件 審理開始・許可等人員
- 資料2-8 保護観察開始人員・全部又は一部執行猶予者の保護観察率
- 資料2-9 保護観察開始人員（罪名別，男女別）
- 資料3-1 少年・成人の刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員・人口比・少年比
- 資料3-2 少年による刑法犯 検挙人員・人口比（年齢層別）
- 資料3-3 少年による刑法犯 検挙人員（罪名別）
- 資料3-4 触法少年による刑法犯 補導人員（非行名別）
- 資料3-5 少年による刑法犯 罪名別検挙人員（男女別，年齢層別）
- 資料3-6 少年による特別法犯 検挙人員（罪名別）
- 資料3-7 家庭裁判所終局処理人員（ぐ犯の態様別）
- 資料3-8 犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比（年齢層別）
- 資料3-9 犯罪少年の検察官処遇意見・家庭裁判所終局処理結果の各構成比（年齢層別）
- 資料3-10 少年保護事件 家庭裁判所終局処理人員（処理区分別，非行名別）
- 資料3-11 少年鑑別所入所者の人員・一日平均在所人員（男女別）
- 資料3-12 少年の保護観察開始人員の非行名別構成比（男女別）
- 資料3-13 少年入所受刑者の人員（男女別，年齢層別，刑期別）
- 資料4-1 交通事故 発生件数・死傷者数・死傷率等の推移
- 資料4-2 財政経済犯罪 起訴・不起訴人員
- 資料4-3 財政経済犯罪 通常第一審における懲役刑科刑状況
- 資料4-4 サイバー犯罪 検察庁終局処理人員
- 資料4-5 外国人の検察庁終局処理人員
- 資料4-6 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（罪名別）
- 資料4-7 被告人通訳事件 通常第一審における有罪人員・科刑状況（懲役・禁錮）の推移
- 資料4-8 F 指標入所受刑者人員（国籍別）
- 資料4-9 外国人の保護観察開始人員（国籍別）
- 資料5-1 再入者人員（罪名別，男女別）
- 資料5-2 入所受刑者の入所度数別人員（罪名別）
- 資料5-3 再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）
- 資料7-1 覚醒剤取締法違反等 検察庁終局処理人員
- 資料7-2 覚醒剤取締法違反 通常第一審における有罪（懲役）人員（刑期別）

第1編

犯罪の動向



法務省赤れんが棟

【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

第1章 刑法犯

第2章 特別法犯

第3章 諸外国における犯罪動向

第1章 刑法犯

第1節 主な統計データ

令和元年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値を参考値として掲載している（交通犯罪については、第4編第1章参照）。

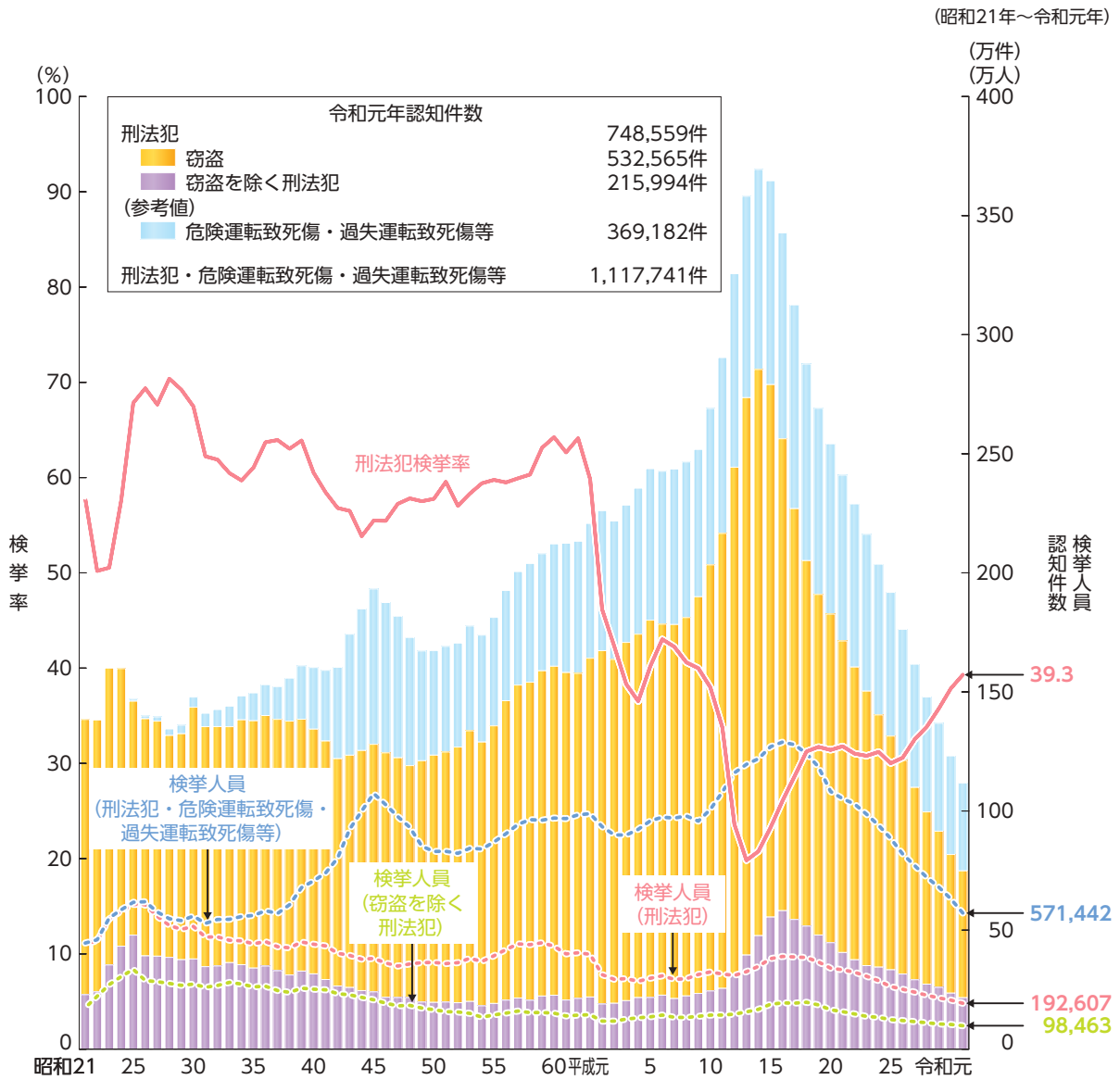
令和元年の主な統計データ（刑法犯）

		(前年比)	[平成12年比]
① 認知件数			
刑法犯	748,559件	(-68,779件, -8.4%)	[-69.4%]
窃盗を除く刑法犯	215,994件	(-19,203件, -8.2%)	[-30.8%]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	1,117,741件	(-113,566件, -9.2%)	[-65.7%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	369,182件	(-44,787件, -10.8%)	
うち危険運転致死傷	666件	(+53件, +8.6%)	
うち過失運転致死傷等	368,516件	(-44,840件, -10.8%)	[-54.7%]
② 検挙件数			
刑法犯	294,206件	(-15,203件, -4.9%)	[-49.0%]
窃盗を除く刑法犯	113,309件	(-5,556件, -4.7%)	[-33.2%]
③ 検挙人員			
刑法犯	192,607人	(-13,487人, -6.5%)	[-37.8%]
窃盗を除く刑法犯	98,463人	(-5,262人, -5.1%)	[-33.0%]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	571,442人	(-59,595人, -9.4%)	[-50.7%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	378,835人	(-46,108人, -10.9%)	
うち危険運転致死傷	653人	(+47人, +7.8%)	
うち過失運転致死傷等	378,182人	(-46,155人, -10.9%)	[-55.5%]
④ 発生率			
刑法犯	593.3	(-53.1)	[-1,331.8]
窃盗を除く刑法犯	171.2	(-14.8)	[-74.9]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	885.9	(-87.9)	[-1,679.4]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	292.6	(-34.8)	
うち危険運転致死傷	0.5	(+0.0)	
うち過失運転致死傷等	292.1	(-34.8)	[-348.2]
⑤ 検挙率			
刑法犯	39.3%	(+1.4pt)	[+15.7pt]
窃盗を除く刑法犯	52.5%	(+1.9pt)	[-1.8pt]

注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、**1-1-1-1**図のとおりである（CD-ROM 資料**1-1**参照）。

1-1-1-1 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万4,061件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、17年連続で減少しており、令和元年は74万8,559件（前年比6万8,779件（8.4%）減）と戦後最少を更新した。戦後最少は平成27年以降、毎年更新中である。15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割以上を占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた（本章第2節1項参照）ことに伴うものである。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年（1,439.8）から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.7を記録したが、15年から低下に転じ、25年からは毎年戦後最低を記録している（**1-1-1-1**図 CD-ROM 参照）。

令和元年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、**1-1-1-2表**のとおりである。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率（罪名別）

(令和元年)

罪 名	認 知 件 数	発 生 率	検 挙 件 数	検 挙 人 員	検 挙 率
総 数	748,559 (-68,779)	593.3 (-53.1)	294,206 (-15,203)	192,607 (-13,487)	39.3 (+1.4)
殺 人	950 (+35)	0.8 (+0.0)	945 (+59)	924 (+88)	99.5 (+2.6)
強 盗	1,511 (-276)	1.2 (-0.2)	1,326 (-233)	1,604 (-128)	87.8 (+0.5)
放 火	840 (-51)	0.7 (-0.0)	658 (-44)	519 (-18)	78.3 (-0.5)
強 制 性 交 等	1,405 (+98)	1.1 (+0.1)	1,311 (+121)	1,178 (+90)	93.3 (+2.3)
凶器準備集合	3 (-)	0.0 (+0.0)	3 (-)	5 (-)	100.0 (-)
暴 行	30,276 (-1,086)	24.0 (-0.8)	25,556 (-656)	26,377 (-245)	84.4 (+0.8)
傷 害	21,188 (-1,335)	16.8 (-1.0)	17,987 (-760)	20,105 (-669)	84.9 (+1.7)
脅 迫	3,657 (+159)	2.9 (+0.1)	3,155 (+141)	2,764 (+50)	86.3 (+0.1)
恐 喝	1,629 (-124)	1.3 (-0.1)	1,288 (-85)	1,538 (-133)	79.1 (+0.7)
窃 盗	532,565 (-49,576)	422.1 (-38.3)	180,897 (-9,647)	94,144 (-8,225)	34.0 (+1.2)
詐 欺	32,207 (-6,306)	25.5 (-4.9)	15,902 (-584)	8,843 (-1,116)	49.4 (+6.6)
横 領	17,254 (-2,717)	13.7 (-2.1)	14,065 (-2,629)	13,276 (-2,651)	81.5 (-2.1)
遺失物等横領	15,857 (-2,665)	12.6 (-2.1)	13,009 (-2,508)	12,359 (-2,531)	82.0 (-1.7)
偽 造	2,323 (-203)	1.8 (-0.2)	2,049 (+122)	1,088 (-69)	88.2 (+11.9)
贈 収 賄	32 (+8)	0.0 (+0.0)	28 (+3)	52 (-)	87.5 (-16.7)
背 任	55 (-5)	0.0 (-0.0)	45 (-15)	51 (-12)	81.8 (-18.2)
賭博・富くじ	267 (+143)	0.2 (+0.1)	255 (+90)	452 (-150)	95.5 (-37.6)
強制わいせつ	4,900 (-440)	3.9 (-0.3)	3,999 (-289)	2,926 (+3)	81.6 (+1.3)
公然わいせつ	2,569 (-78)	2.0 (-0.1)	1,770 (+23)	1,464 (-40)	68.9 (+2.9)
わいせつ物頒布等	974 (-27)	0.8 (-0.0)	880 (-11)	564 (-50)	90.3 (+1.3)
公務執行妨害	2,303 (-72)	1.8 (-0.1)	2,261 (-44)	1,866 (-47)	98.2 (+1.1)
失 火	255 (+8)	0.2 (+0.0)	116 (+12)	95 (+9)	45.5 (+3.4)
住 居 侵 入	12,853 (-195)	10.2 (-0.1)	6,332 (-157)	3,456 (-93)	49.3 (-0.5)
略取誘拐・人身売買	293 (-11)	0.2 (-0.0)	268 (-15)	235 (-22)	91.5 (-1.6)
盗品譲受け等	889 (-132)	0.7 (-0.1)	834 (-119)	745 (-119)	93.8 (+0.5)
器 物 損 壊	71,695 (-6,676)	56.8 (-5.2)	8,582 (-556)	4,790 (-203)	12.0 (+0.3)
暴力行為等処罰法	46 (-13)	0.0 (-0.0)	47 (-4)	56 (-6)	102.2 (+15.7)
そ の 他	5,620 (+93)	4.5 (+0.1)	3,647 (+74)	3,490 (+269)	64.9 (+0.2)

(参考値)

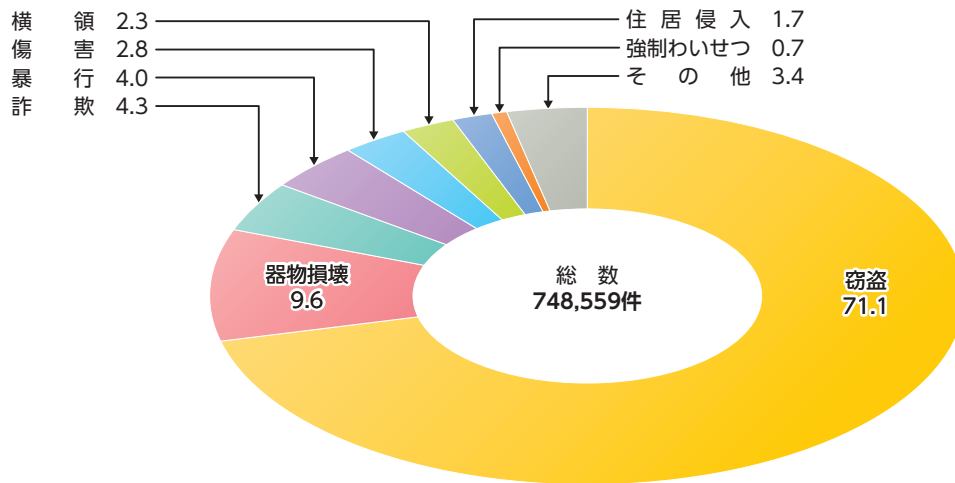
危険運転致死傷	666 (+53)	0.5 (+0.0)	666 (+53)	653 (+47)	100.0 (-)
過失運転致死傷等	368,516 (-44,840)	292.1 (-34.8)	368,516 (-44,840)	378,182 (-46,155)	100.0 (-)

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
 3 ()内は、前年比である。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超えることがある。

令和元年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、**1-1-1-3図**のとおりである。

1-1-1-3 刑法犯 認知件数の罪名別構成比

(令和元年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

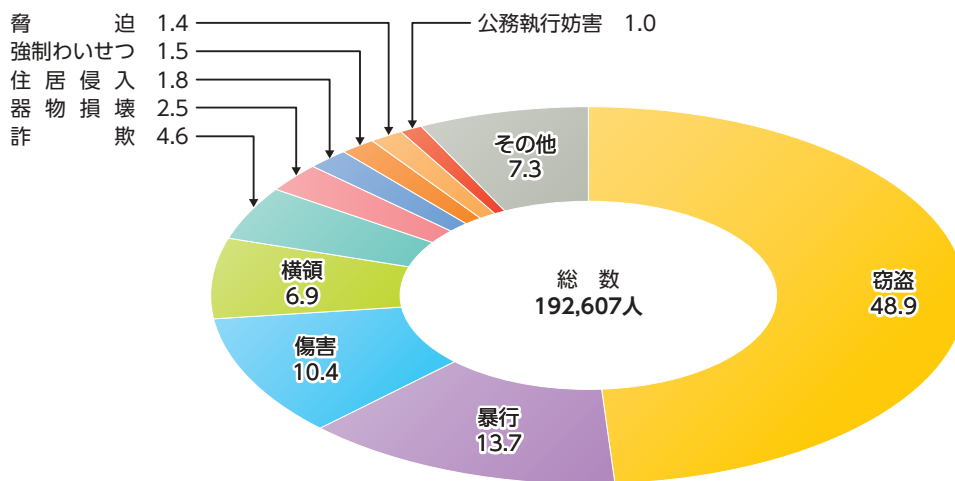
2 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,297人を記録したが、17年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新しており、令和元年は19万2,607人（前年比1万3,487人（6.5%）減）であり、戦後初めて20万人を下回った（1-1-1-1 図 CD-ROM 参照）。

令和元年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4 図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2 表参照）。

1-1-1-4 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和元年)

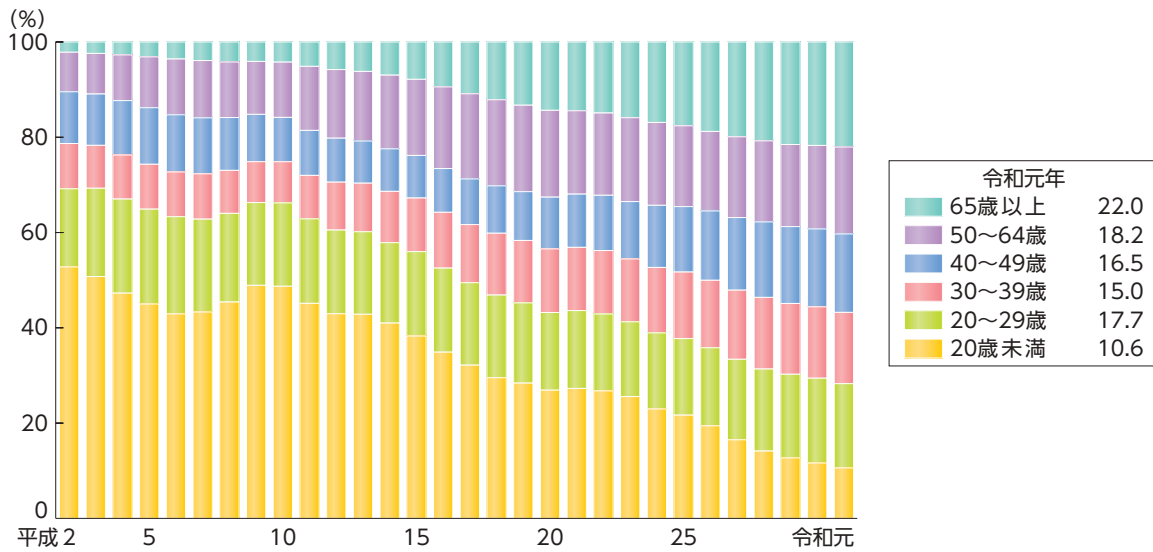


注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5 図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM 参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成2年には2.2%（6,344人）であったが、令和元年は22.0%（4万2,463人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいる（高齢者犯罪の動向については、第4編第7章参照）。

1-1-1-5図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成2年～令和元年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

令和元年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表のとおりである（女性犯罪の動向については、第4編第6章参照）。

1-1-1-6表 刑法犯 検挙人員（罪名別，男女別）

(令和元年)

罪名	総数	男性	女性	女性比
刑法犯	192,607 (100.0)	152,281	40,326	20.9
殺人	924 (0.5)	681	243	26.3
〔 嬰 児 殺 〕	10 (0.0)	2	8	80.0
強盗	1,604 (0.8)	1,473	131	8.2
放火	519 (0.3)	392	127	24.5
暴行	26,377 (13.7)	23,001	3,376	12.8
傷害	20,105 (10.4)	18,281	1,824	9.1
恐喝	1,538 (0.8)	1,382	156	10.1
窃盗	94,144 (48.9)	64,881	29,263	31.1
〔 万 引 き 〕	55,337 (28.7)	32,856	22,481	40.6
詐欺	8,843 (4.6)	7,404	1,439	16.3
横領	13,276 (6.9)	11,881	1,395	10.5
遺失物等横領	12,359 (6.4)	11,115	1,244	10.1
偽造	1,088 (0.6)	860	228	21.0
その他	24,189 (12.6)	22,045	2,144	8.9

注 1 警察庁の統計による。
 2 () 内は、罪名別構成比である。
 3 [] 内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。
 4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

3 検挙率

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、一時横ばいで推移していたものの、26年以降再び上昇しており、令和元年は39.3%（前年比1.4pt上昇）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和元年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

第2節 主な刑法犯

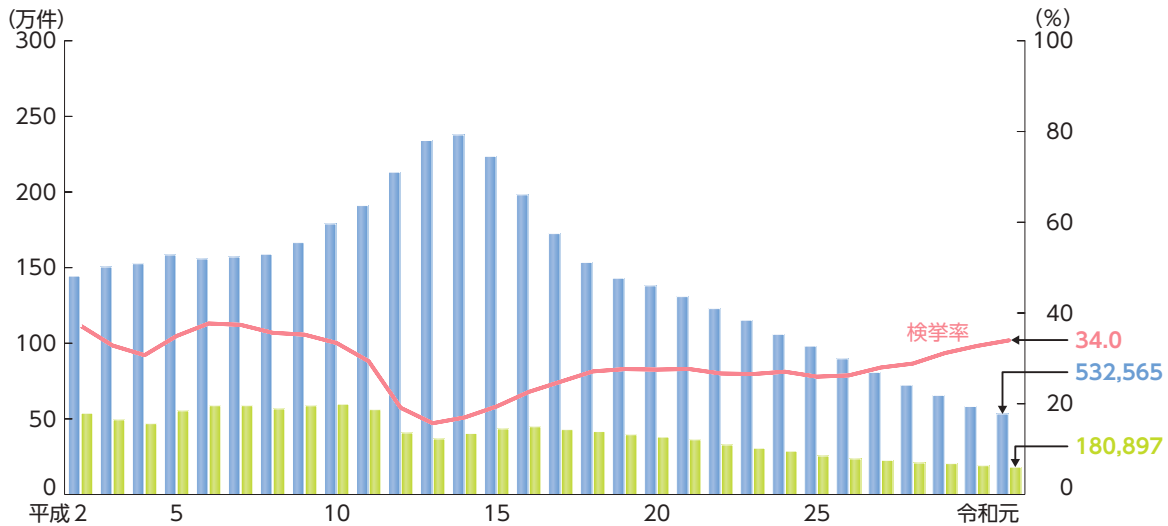
窃盗は、認知件数において刑法犯の7割以上を占める(1-1-1-3図参照)。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)を見ると、1-1-2-1図①のとおりである。平成7年から13年まで、認知件数の増加と検挙率の低下が続いていたが、14年から検挙率が上昇に転じ、認知件数も、戦後最多を記録した同年(237万7,488件)をピークに15年から減少に転じた。26年以降、認知件数は、毎年戦後最少を更新し、令和元年は、53万2,565件(前年比4万9,576件(8.5%)減)であった。また、元年の検挙率は、前年より1.2pt上昇し、34.0%であった(1-1-1-1図CD-ROM参照)。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)は、1-1-2-1図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,463件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続けている。検挙率については、16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあり、令和元年は52.5%(前年比1.9pt上昇)であった(1-1-1-1図CD-ROM参照)。

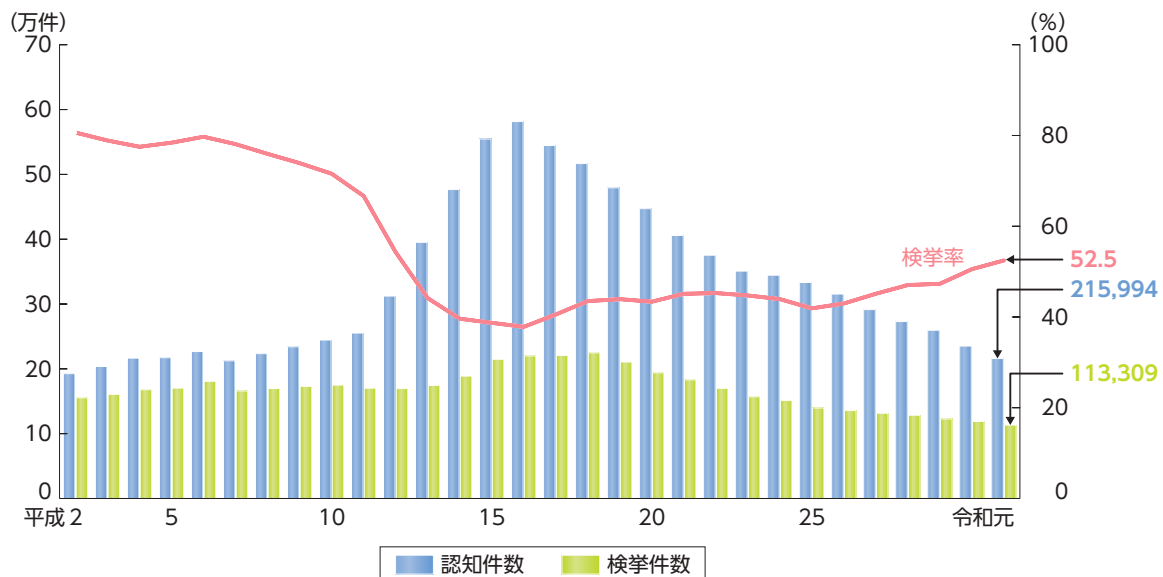
1-1-2-1図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移(窃盗・窃盗を除く刑法犯別)

(平成2年～令和元年)

① 窃盗



② 窃盗を除く刑法犯



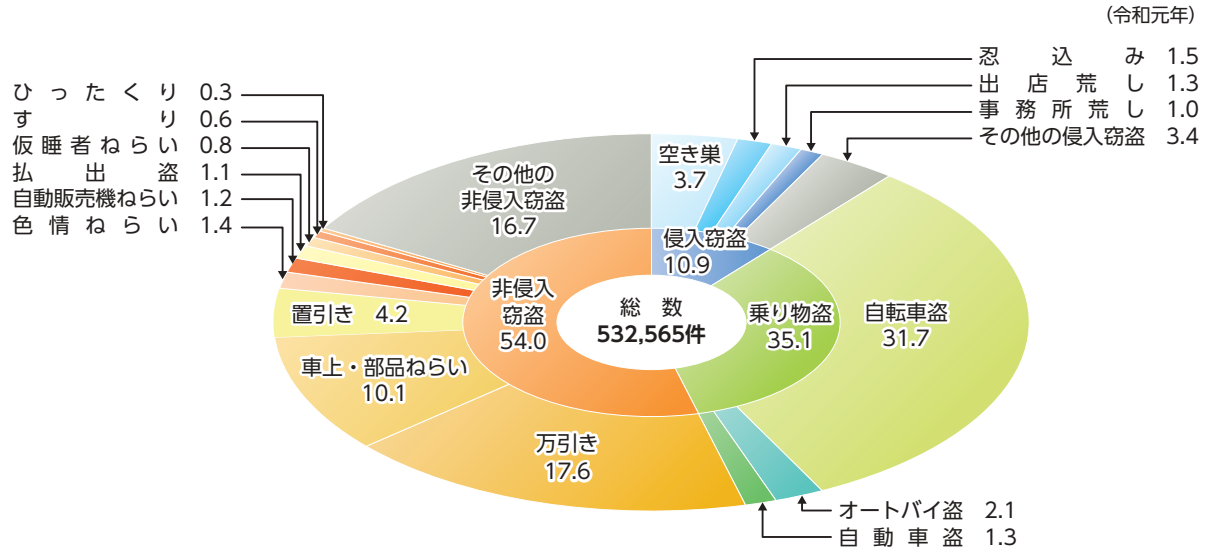
注 1 警察庁の統計による。

2 ②の平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

1 窃盗

令和元年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM 参照）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比



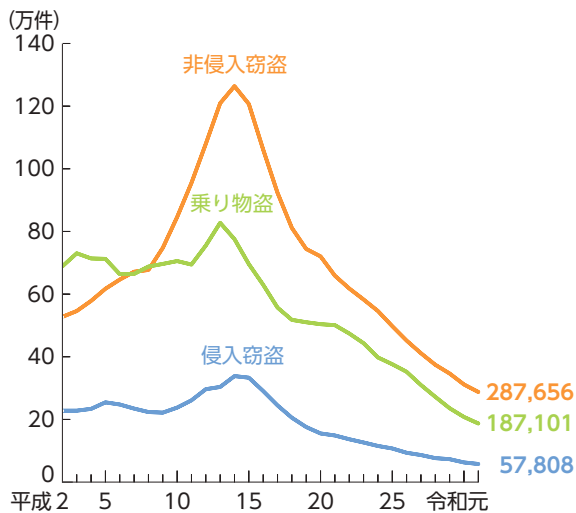
注 警察庁の統計による。

認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。なお、令和元年においては、特殊詐欺（本節3項（4）参照）に関係する手口である払出盗及び職権盗の認知件数が前年より大きく増加し、払出盗については5,938件（前年比52.0%増）、職権盗については3,714件（同189.9%増）であった（警察庁の統計による。）。

1-1-2-3図 窃盗 認知件数の推移（態様別，手口別）

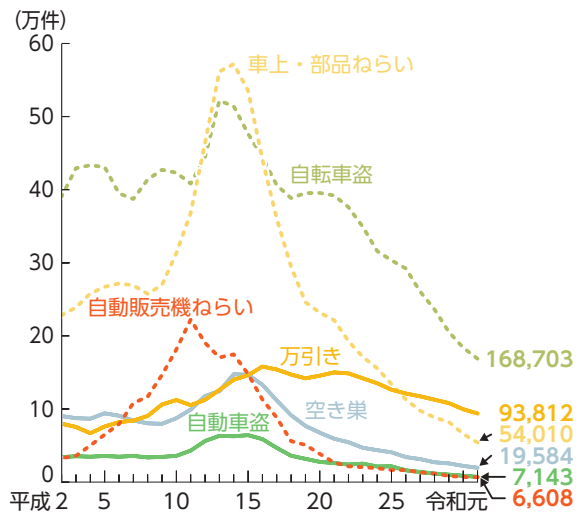
(平成2年～令和元年)

① 態様別



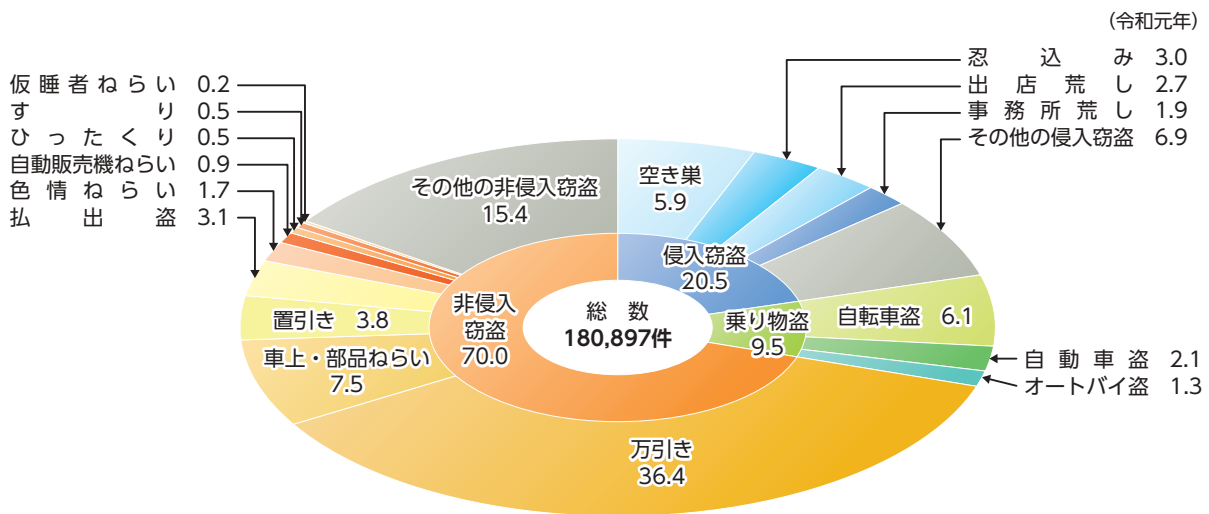
注 警察庁の統計による。

② 手口別



令和元年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、**1-1-2-4図**のとおりである（手口別の検挙件数については、CD-ROM 参照）。

1-1-2-4図 窃盗 検挙件数の手口別構成比



注 警察庁の統計による。

令和元年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗（64.1%）、非侵入窃盗（44.0%）、乗り物盗（9.2%）の順であったが、非侵入窃盗のうち万引きは、70.2%であった（警察庁の統計による。）。

2 強制性交等・強制わいせつ

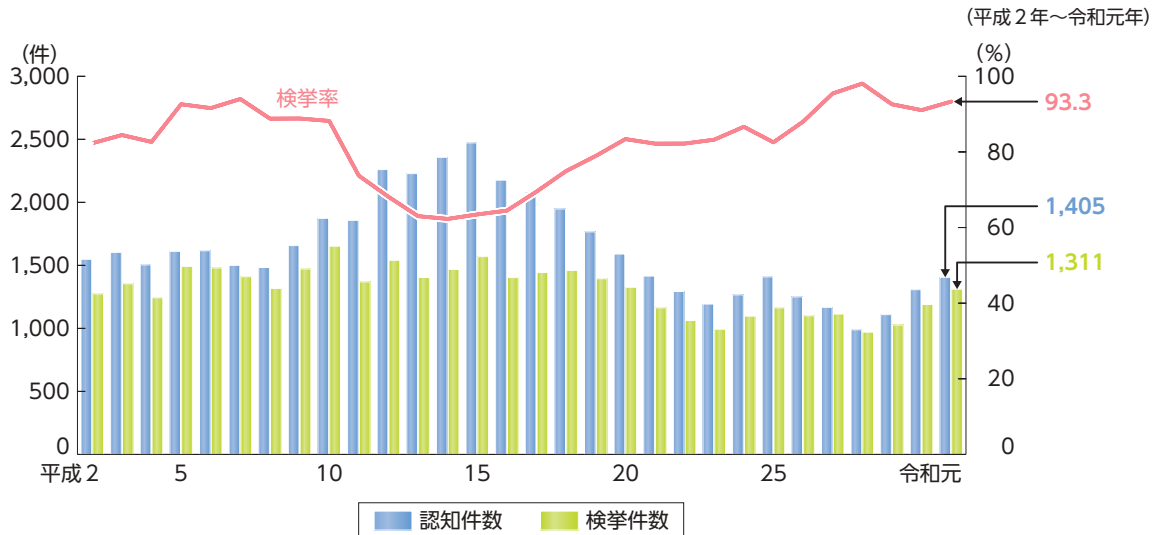
平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられるとともに、**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、強姦等の非親告罪化等がなされた。

強制性交等（前記改正前は強姦及び準強姦であり、改正後は強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-5図**のとおりである。認知件数は、平成9年から増加傾向を示し、15年に2,472件を記録した後、減少し続けたが、24・25年にやや増加するとともに、29年から増加し、令和元年は、1,405件（前年比98件（7.5%）増。なお、前記改正によって対象が拡大した点には留意が必要である。）であり、うち女性を被害者とするものは1,355件であった（**6-1-3-1表**参照）。検挙件数も平成15年に1,569件を記録した後、減少傾向にあったが、29年から増加し、令和元年は1,311件（同121件（10.2%）増）であった。検挙率は、平成10年から低下し、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあったものの、29・30年と低下したが、令和元年は93.3%（同2.3pt 上昇）であった。

このうち、令和元年における監護者性交等の認知件数及び検挙件数は共に87件（検挙率は100.0%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

なお、肛門性交のみ、口腔性交のみ、又は肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする強制性交等について、令和元年に第一審判決があったものとして法務省刑事局に対し各検察庁から報告があった件数は、64件であった（法務省刑事局の資料による。）。

1-1-2-5図 強制性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

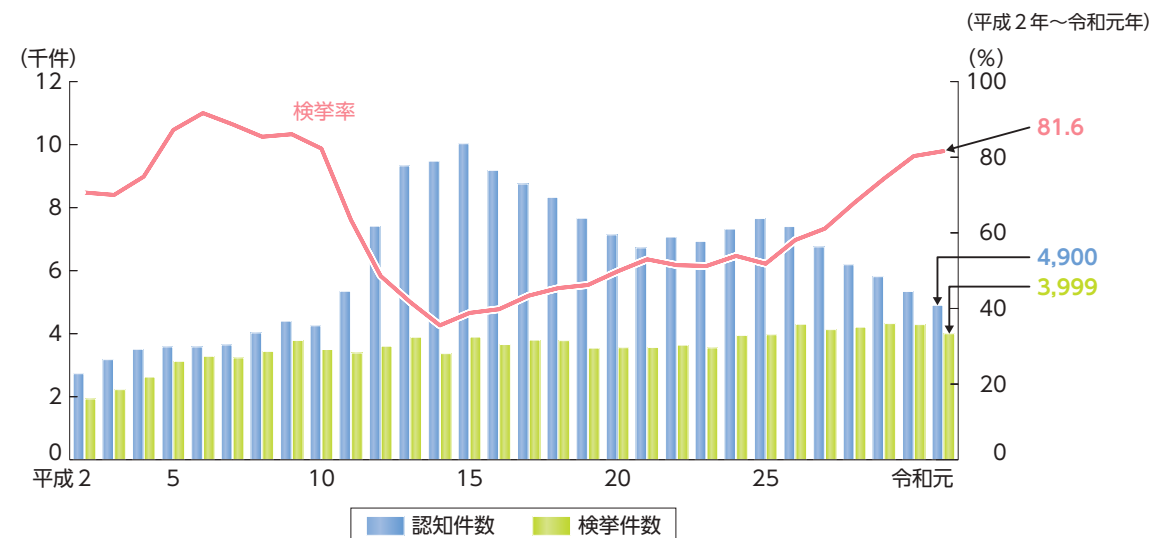


注 1 警察庁の統計による。
 2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

強制わいせつ（前記改正前は準強制わいせつを含み、前記改正後は準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-6図のとおりである。認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成11年から13年にかけて前年比25.8～38.6%の勢いで増加し続け、15年には昭和41年以降で最多の1万29件を記録した。その後、平成21年まで減少し、22年から25年まで増加傾向にあったが、26年から減少し続け、令和元年は4,900件（前年比440件（8.2%）減。なお、前記改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が、強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点には留意する必要がある。）であった。検挙件数は、平成5年から25年までは3,000件台、26年以降は4,000件台で推移していたが、令和元年は3,999件（同289件（6.7%）減）であった。検挙率は、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt 低下し、14年には35.5%と昭和41年以降で最低を記録したが、その後は上昇傾向にあり、令和元年は81.6%（同1.3pt 上昇）であった（CD-ROM 参照）。

このうち、令和元年における監護者わいせつの認知件数は60件であり、検挙件数は54件、検挙率は90.0%であった（警察庁刑事局の資料による）。

1-1-2-6図 強制わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



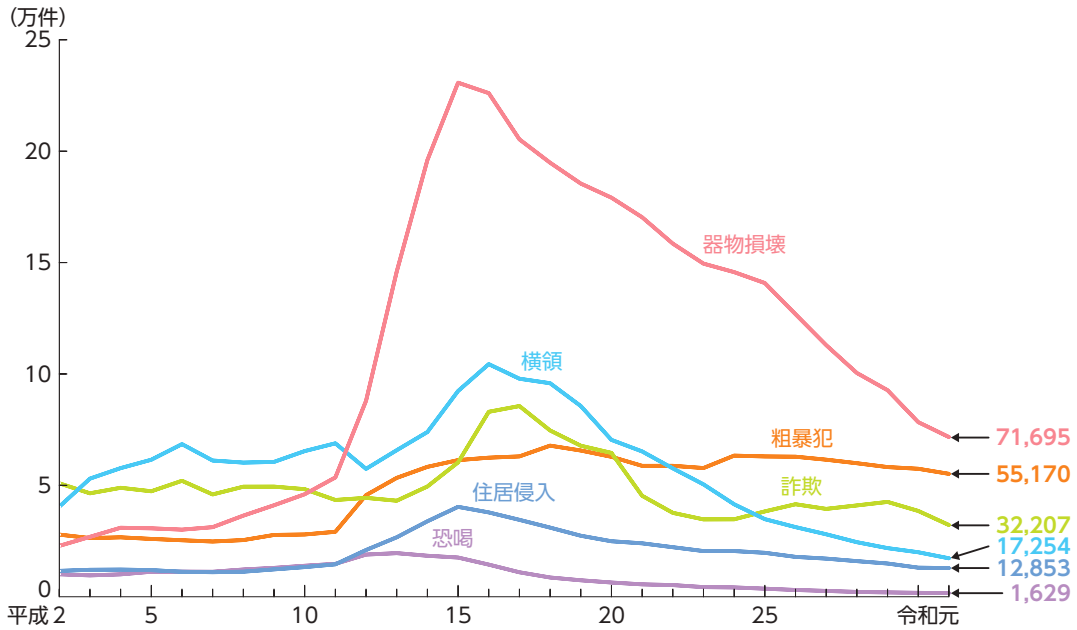
注 警察庁の統計による。

3 その他の刑法犯

窃盗及び強制性交等・強制わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-7図のとおりである。

1-1-2-7図 その他の刑法犯 認知件数の推移（罪名・罪種別）

（平成2年～令和元年）



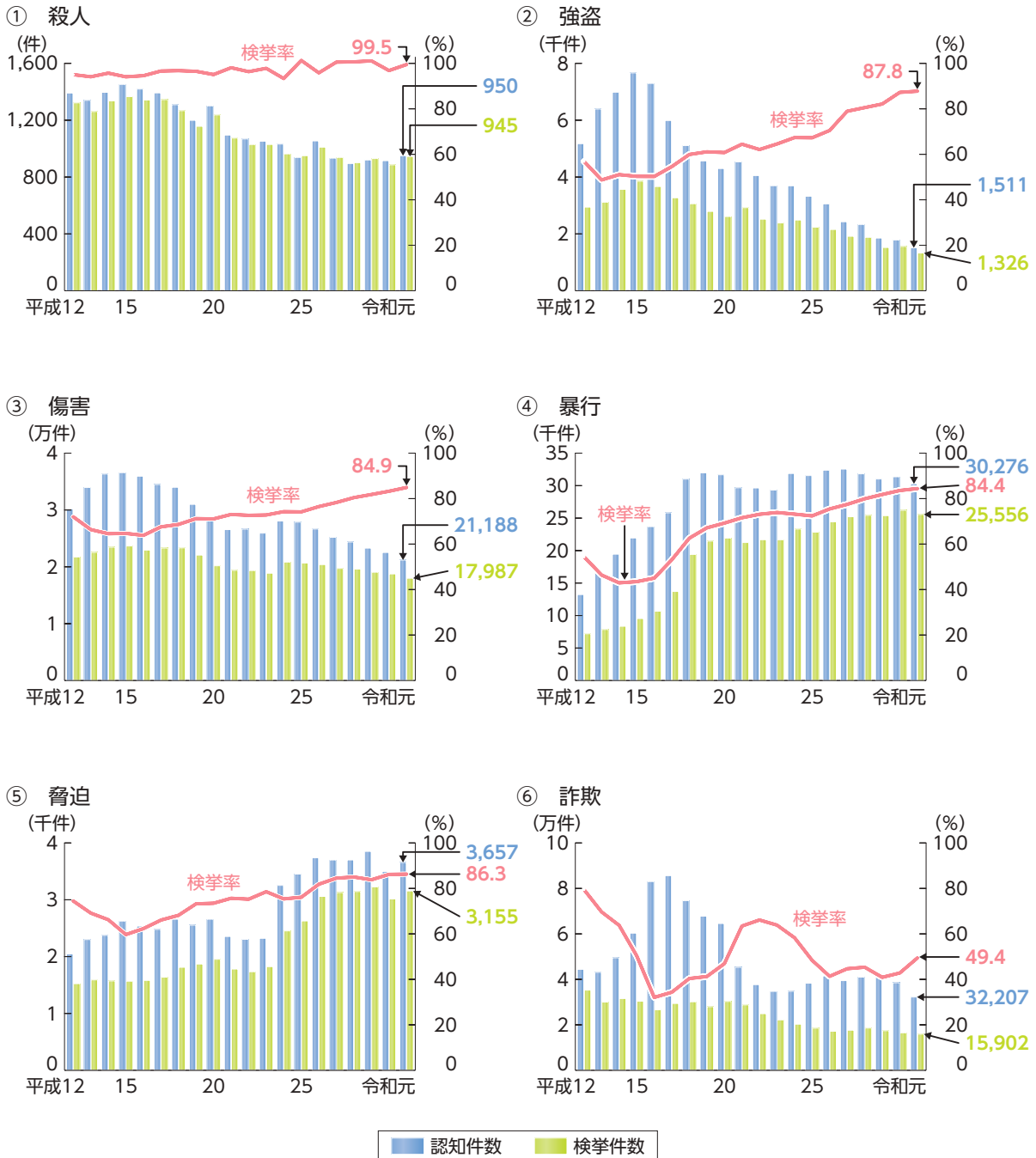
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

認知件数，検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると，1-1-2-8図のとおりである（詳細については，CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。

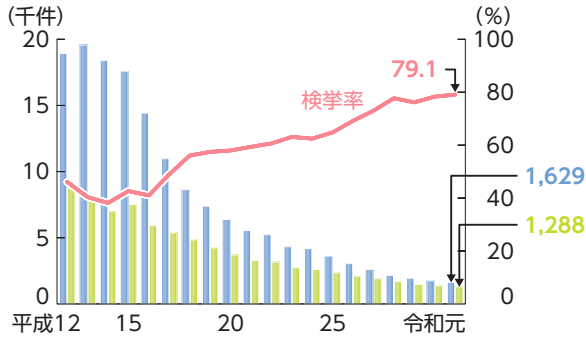
なお，盗品譲受け等，公然わいせつ，わいせつ物頒布等，略取誘拐・人身売買，通貨偽造，文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等についてはCD-ROM参照。

1-1-2-8図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（罪名別）

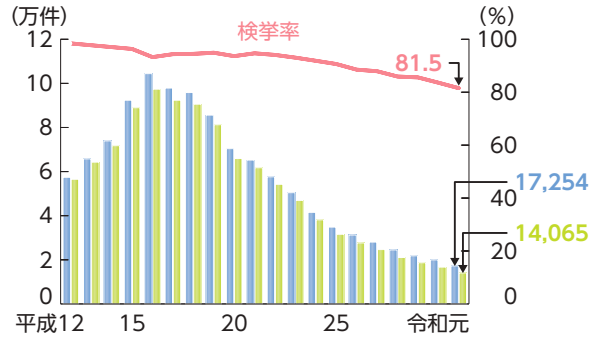
（平成12年～令和元年）



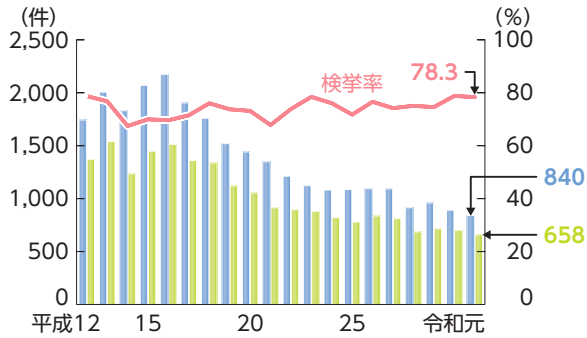
⑦ 恐喝



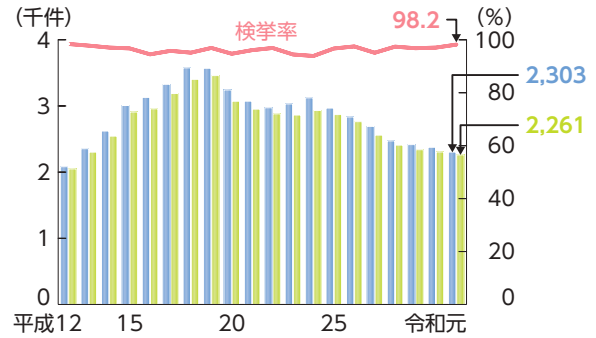
⑧ 横領 (遺失物等横領を含む)



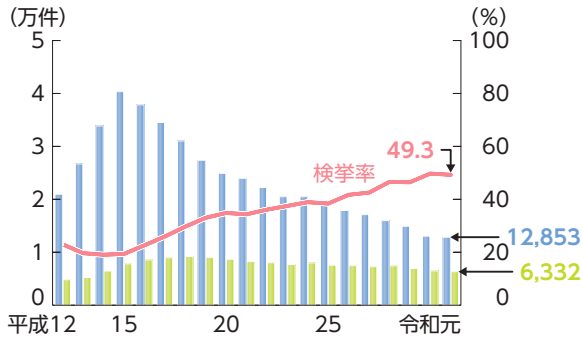
⑨ 放火



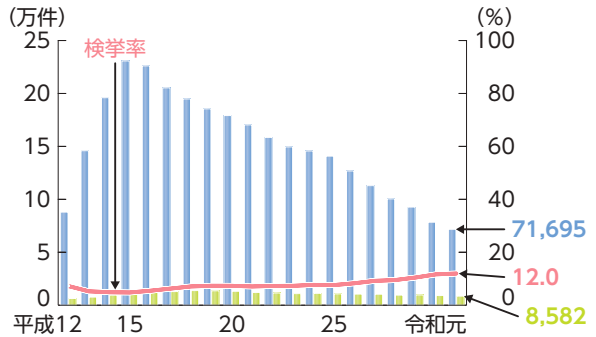
⑩ 公務執行妨害



⑪ 住居侵入



⑫ 器物損壊



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 1 警察庁の統計による。

2 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

(1) 殺人 (1-1-2-8図①)

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、同年に戦後最少の895件を記録した。その後はおおむね横ばいで推移しており、令和元年は950件（前年比35件（3.8%）増）であった。検挙率は、安定して高い水準（元年は99.5%）にある。

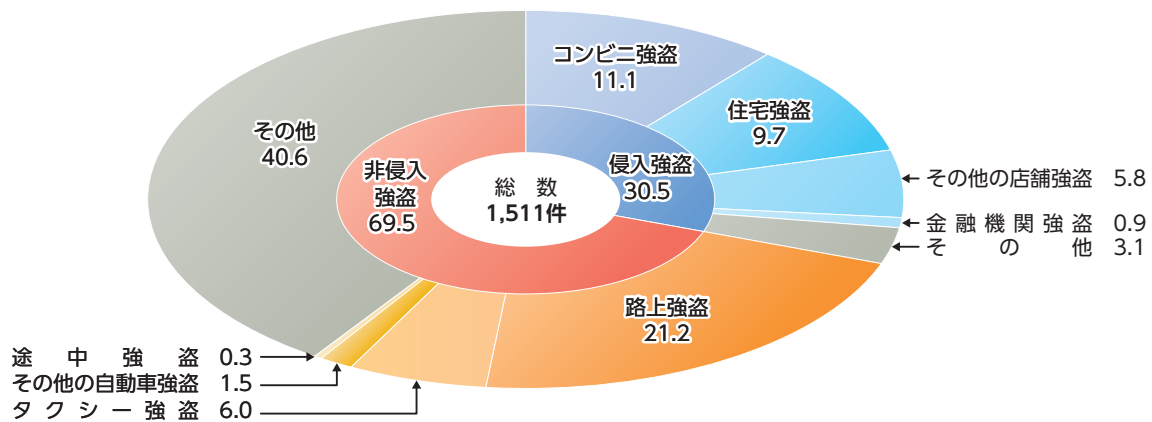
(2) 強盗 (1-1-2-8図②)

強盗の認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向にあり、令和元年は1,511件（前年比276件（15.4%）減）と戦後最少を記録した。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和元年は87.8%（同0.5pt上昇）であった。

令和元年における強盗の認知件数の手口別構成比は、**1-1-2-9図**のとおりである。

1-1-2-9図 強盗 認知件数の手口別構成比

(令和元年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。

3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

(3) 傷害・暴行・脅迫 (1-1-2-8図③～⑤)

傷害の認知件数は、平成15年に3万6,568件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和元年は2万1,188件（前年比1,335件（5.9%）減）であった。暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、令和元年は3万276件（同1,086件（3.5%）減）であった。脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたが、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移しており、令和元年は3,657件（同159件（4.5%）増）であった。いずれの検挙率も、平成16年前後からおおむね上昇傾向にある。

(4) 詐欺 (1-1-2-8図⑥)

詐欺の認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の8万5,596件を記録した。その後、平成18年から減少に転じ、24年からは増加傾向を示していたが、30年から再び減少し、令和元年は3万2,207件（前年比6,306件（16.4%）減）であった。検挙率は、平成16年に32.1%と戦後最低を記録した後、17年から上昇に転じ、23年から26年までの低下を経て、その後は上昇傾向にあり、令和元年は49.4%（同6.6pt上昇）であった。

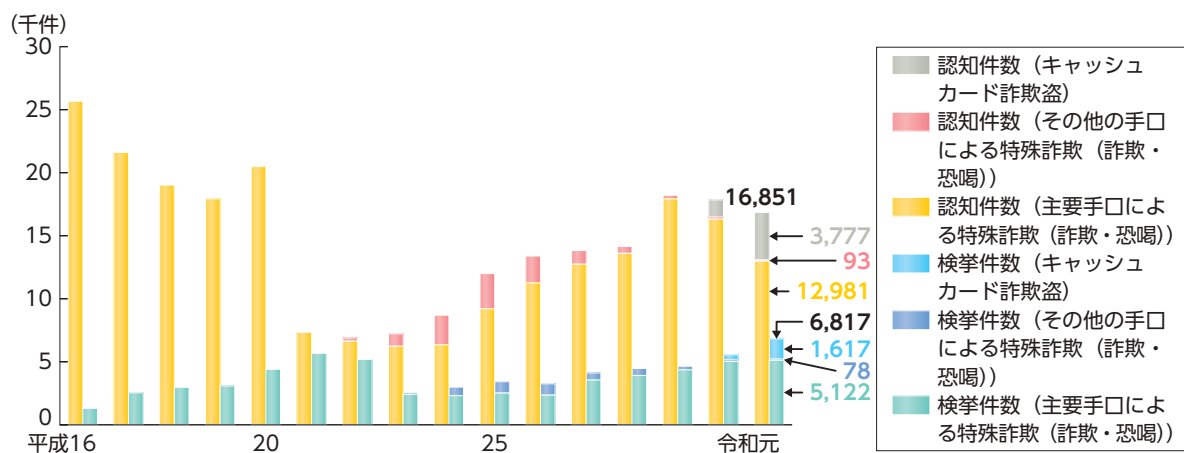
特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称）の認知件数、検挙件数及び被害総額（詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用して、ATM

から引き出されて窃取された額（以下「ATM引出し額」という。）を含まない。）の推移（統計の存在する平成16年以降）は、**1-1-2-10図**のとおりである。令和元年は、主要手口による特殊詐欺（詐欺・恐喝）の認知件数が前年と比較して3,333件（20.4%）減少した一方、キャッシュカード詐欺盗（警察官等を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの）の認知件数は前年と比較して2,429件（180.2%）増加した。元年の特殊詐欺全体としての被害総額は、約196億円（前年比32.9%減）であった（なお、ATM引出し額を含めると約316億円（警察庁刑事局の資料による。）。）。

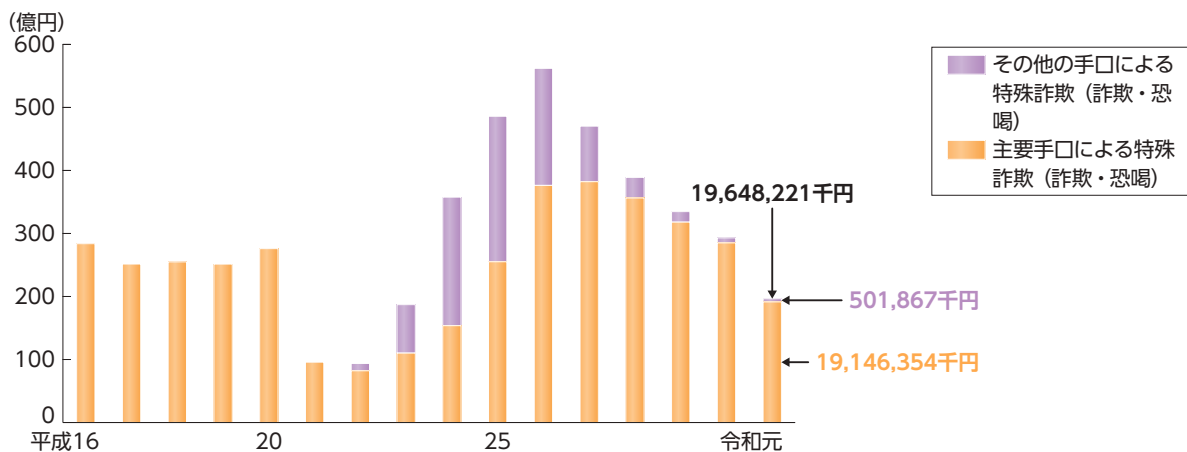
1-1-2-10図 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・被害総額の推移

(平成16年～令和元年)

① 認知件数・検挙件数



② 被害総額



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称である。
 3 「主要手口による特殊詐欺（詐欺・恐喝）」は、特殊詐欺のうち、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺（ただし、平成16年及び17年は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺及び融資保証金詐欺）をいう。
 4 「その他の手口による特殊詐欺（詐欺・恐喝）」は、特殊詐欺のうち、金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺、異性との交際あっせん名目の詐欺等をいう。
 5 「キャッシュカード詐欺盗」は、特殊詐欺のうち、警察官等を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するものをいう。
 6 「主要手口による特殊詐欺（詐欺・恐喝）」は、統計の存在する平成16年以降の数値で作成した。
 7 「その他の手口による特殊詐欺（詐欺・恐喝）」について、①の認知件数及び②の被害総額は統計の存在する平成22年2月以降の数値を、①の検挙件数は統計の存在する23年1月以降の数値で作成した。
 8 「キャッシュカード詐欺盗」は、統計の存在する平成30年以降の数値で作成した。
 9 ②において、「被害総額」は、現金被害額であり、詐欺又は窃取されたキャッシュカードを使用してATMから引き出された額を含まない。
 10 ②において、金額については、千円未満切捨てである。

(5) 恐喝 (1-1-2-8図⑦)

恐喝の認知件数は、平成13年に1万9,566件を記録した後、14年から減少し続けており、令和元年は1,629件（前年比124件（7.1%）減）であった。

(6) 横領 (1-1-2-8図⑧)

横領（遺失物等横領を含む。）の認知件数は、平成16年に戦後最多の10万4,412件を記録した後、17年から減少し続けており、令和元年は1万7,254件（前年比2,717件（13.6%）減）であった。

(7) 放火 (1-1-2-8図⑨)

放火の認知件数は、平成16年に2,174件を記録した後、17年から減少傾向にあり、令和元年は840件（前年比51件（5.7%）減）であった。

(8) 公務執行妨害 (1-1-2-8図⑩)

公務執行妨害の認知件数は、平成18年に戦後最多の3,576件を記録した後、19年から減少傾向にあり、令和元年は2,303件（前年比72件（3.0%）減）であった。

(9) 住居侵入 (1-1-2-8図⑪)

住居侵入の認知件数は、平成15年に戦後最多の4万348件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和元年は1万2,853件（前年比195件（1.5%）減）であった。

(10) 器物損壊 (1-1-2-8図⑫)

器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続けており、令和元年は7万1,695件（前年比6,676件（8.5%）減）であった。検挙率は、平成15年まで低下した後、16年から上昇傾向にあり、令和元年は12.0%（同0.3pt上昇）であったが、依然、刑法犯全体と比べて著しく低い。

第1節 主な統計データ

令和元年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

令和元年の主な統計データ（特別法犯）

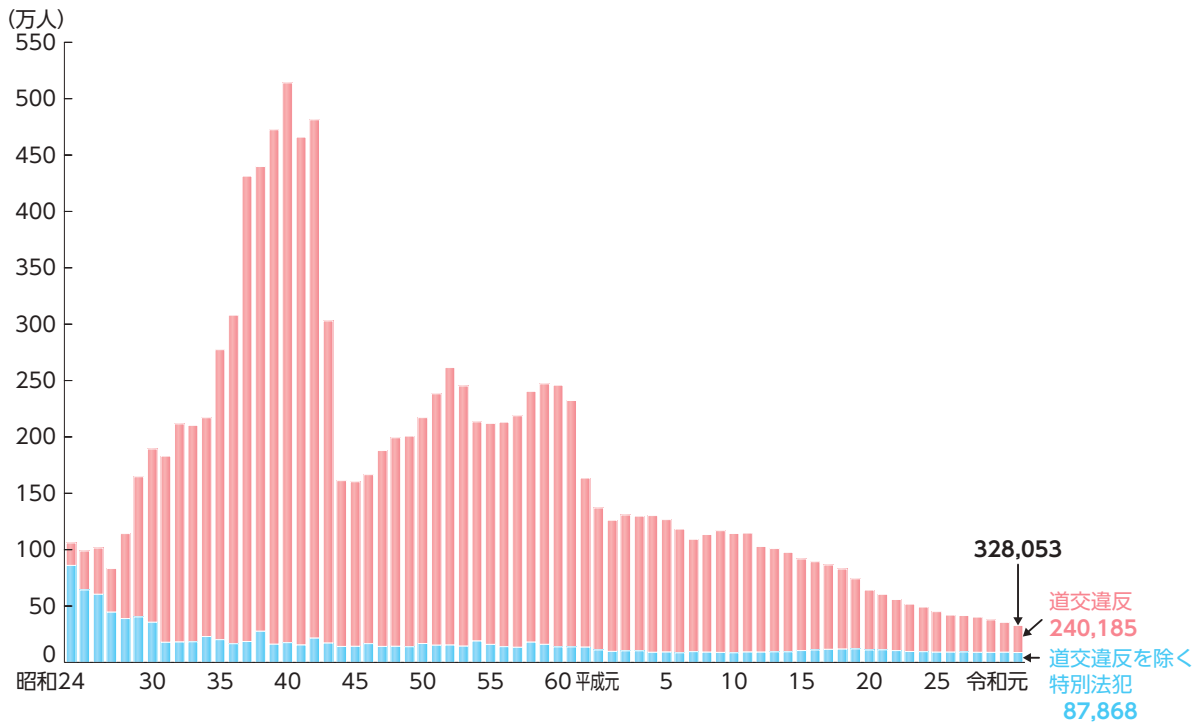
	検察庁新規受理人員	(構成比)	(前年比)
① 道路交通法違反	239,500人	(73.0%)	(-25,112人, -9.5%)
② 覚醒剤取締法違反	13,325人	(4.1%)	(-2,518人, -15.9%)
③ 軽犯罪法違反	7,676人	(2.3%)	(-190人, -2.4%)
④ 廃棄物処理法違反	7,043人	(2.1%)	(-85人, -1.2%)
⑤ 入管法違反	6,798人	(2.1%)	(+885人, +15.0%)
⑥ 大麻取締法違反	6,255人	(1.9%)	(+917人, +17.2%)
⑦ 銃刀法違反	5,793人	(1.8%)	(-42人, -0.7%)
⑧ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反	3,397人	(1.0%)	(-179人, -5.0%)
⑨ 自動車損害賠償保障法違反	3,344人	(1.0%)	(-117人, -3.4%)
⑩ 犯罪収益移転防止法違反	2,398人	(0.7%)	(-58人, -2.4%)
その他	32,524人	(9.9%)	
総数	328,053人	(100.0%)	(-27,370人, -7.7%)
	【平成12年 総数】		【平成12年比】
	1,028,464人		[-700,411人, -68.1%]

注 1 検察統計年報による。
2 「道路交通法違反」は、保管場所法違反を含まない。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、**1-2-1-1**図のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。平成元年から11年までは増減を繰り返していたが、12年からは20年連続で減少しており、18年からは、昭和24年以降で最少を記録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成13年から増加し、19年（11万9,813人）をピークとして、その後は減少傾向にあり、令和元年は8万7,868人（前年比2,033人（2.3%）減）であった（CD-ROM参照）。

1-2-1-1 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(昭和24年～令和元年)

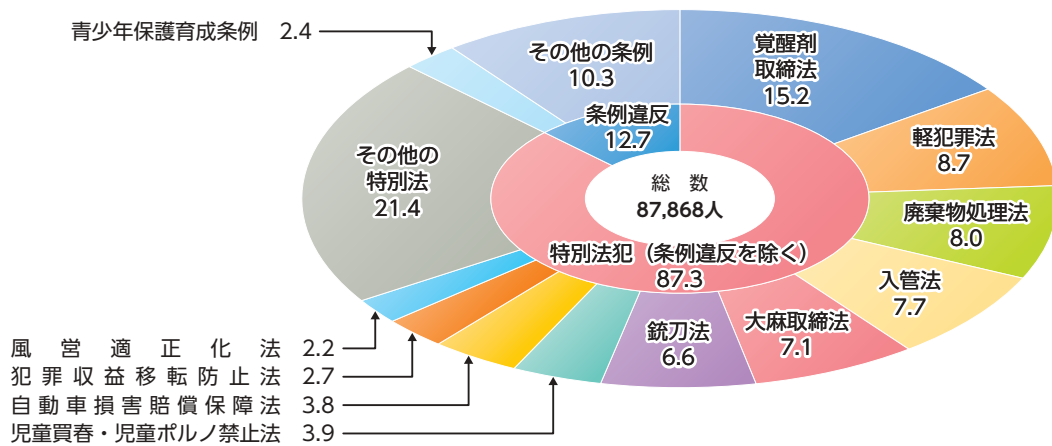


- 注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、次の法令の違反をいう。
 昭和24年 自動車取締令、道路取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 25年～34年 自動車取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 35年～37年 道路交通法及び道路交通取締令
 38年～43年 道路交通法、道路交通取締令及び保管場所法
 44年～令和元年 道路交通法及び保管場所法

令和元年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理件数の罪名別構成比は、1-2-1-2図のとおりである。

1-2-1-2 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和元年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 道交違反を除く。

令和元年における迷惑防止条例違反の痴漢事犯の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、2,789件（前年比12件（0.4%）増）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第2節 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、**1-2-2-1図**のとおりである。なお、交通犯罪、財政経済犯罪、サイバー犯罪及び薬物犯罪については、第4編第1、3及び4の各章並びに第7編第4章をそれぞれ参照。

廃棄物処理法違反は、平成19年をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移しており、令和元年は7,043人（前年比1.2%減）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、平成29年6月、同法が改正され（平成29年法律第61号）、産業廃棄物管理票の交付・写し送付・回付義務違反、虚偽交付、虚偽記載、写し保存義務違反等産業廃棄物管理票に関連する罰則の法定刑の引上げ等が行われた（30年4月施行）。

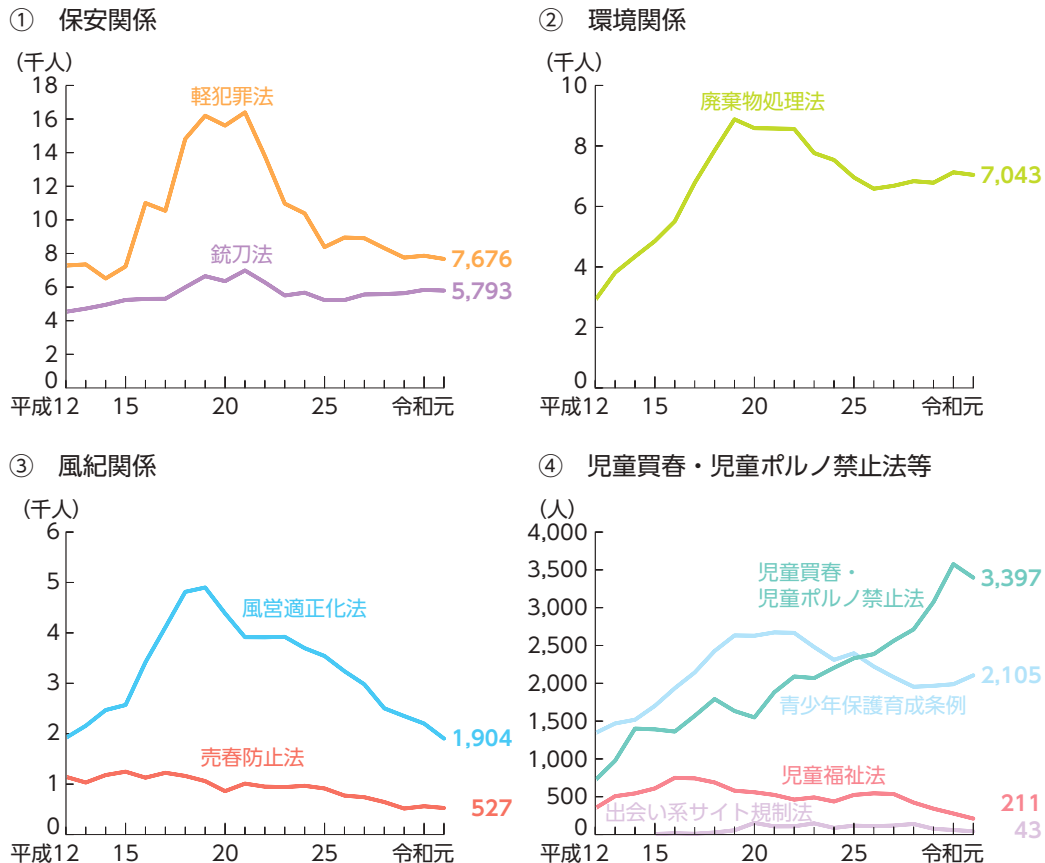
風営適正化法違反は、平成19年をピークに減少傾向にあり、令和元年は1,904人（前年比13.5%減）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、特に24年以降7年連続で増加していたが、令和元年は前年から5.0%減少し、3,397人であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、平成26年6月には、児童買春・児童ポルノ禁止法が改正され（平成26年法律第79号）、児童ポルノをみだりに所持することなどが一般的に禁止されたほか、児童ポルノの製造の罪について盗撮の場合にも処罰対象になるとともに（同年7月施行）、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持することなども処罰対象とされた（27年7月適用開始）。

なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第5章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第3節をそれぞれ参照。

1-2-2-1図 主な特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

（平成12年～令和元年）



注 検察統計年報による。

令和元年における**公職選挙法**（昭和25年法律第100号）違反の検察庁新規受理人員は、前年の138人から720人に増加した（CD-ROM 資料**1-4**参照）。

令和元年における各種選挙違反の検挙人員（640人）を違反態様別に見ると、「買収、利害誘導」が486人（75.9%）と最も多く、次いで、「選挙の自由妨害」52人（8.1%）、「文書図画に関する制限違反」42人（6.6%）、「詐偽登録、虚偽宣言等、詐偽投票、投票の偽造・増減、代理投票における記載義務違反」41人（6.4%）の順であった（警察庁の統計による。）。

なお、令和2年6月には、公職選挙法が改正され（令和2年法律第41号）、住所要件を満たさない者の立候補を抑止するため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加され、上記宣誓内容に虚偽があった場合についても処罰対象とされた（同年9月施行）。

第1節 諸外国における犯罪

この節では、米国、英国（イングランド、ウェールズ、北アイルランド及びスコットランドをいう。以下この節において同じ。）、フランス及びドイツの4か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）**（注）が実施した犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）を使用する。

前記調査においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、強盗、窃盗及び性暴力について、前記4か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値の修正をすることが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後も数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第2編第6章第1節参照）等の事務局を務めている。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、UN-CTSの調査票における「Intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（平成29年（2017年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-1表**のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2013年～2017年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2013年	370	0.3
2014	395	0.3
2015	363	0.3
2016	362	0.3
2017	306	0.2

② フランス

年次	発生件数	発生率
2013年	777	1.2
2014	792	1.2
2015	1,012	1.6
2016	874	1.4
2017	824	1.3

③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2013年	682	0.8
2014	716	0.9
2015	682	0.8
2016	963	1.2
2017	813	1.0

④ 英国

年次	発生件数	発生率
2013年	603	0.9
2014	589	0.9
2015	652	1.0
2016	789	1.2
2017	809	1.2

⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2013年	14,319	4.5
2014	14,164	4.4
2015	15,883	4.9
2016	17,413	5.4
2017	17,284	5.3

注 1 UNODC Statistics, Crime and Criminal Justice, Homicide rates (殺人) 統計（令和2年（2020年）7月7日確認）及び国連経済社会局人口部の人口統計（World Population Prospects 2019）による。
 2 「発生率」は、前記人口統計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
 3 「英国」は、イングランド、ウェールズ、北アイルランド及びスコットランドをいう。

2 強盗

この項でいう「強盗」とは、UN-CTSの調査票における「Robbery」をいう。各国における「強盗」の発生件数及び発生率の推移（平成29年（2017年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-2表のとおりである。

1-3-1-2表 各国における強盗の発生件数・発生率の推移

(2013年～2017年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2013年	3,324	2.6
2014	3,056	2.4
2015	2,426	1.9
2016	2,332	1.8
2017	…	…

② フランス

年次	発生件数	発生率
2013年	124,657	195.1
2014	114,093	177.7
2015	104,116	161.5
2016	104,439	161.5
2017	100,080	154.3

③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2013年	47,234	58.2
2014	45,475	55.8
2015	44,666	54.6
2016	43,009	52.3
2017	38,849	47.0

④ 英国

年次	発生件数	発生率
2013年	60,296	92.8
2014	52,556	80.3
2015	53,270	80.9
2016	61,440	92.7
2017	79,212	118.7

⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2013年	345,100	109.1
2014	322,900	101.3
2015	328,100	102.3
2016	332,800	103.0
2017	320,600	98.6

注 1 UNODC Statistics, Crime and Criminal Justice, Robbery（強盗）統計（令和2年（2020年）7月7日確認）及び国連経済社会局人口部の人口統計（World Population Prospects 2019）による。

2 「発生率」は、前記人口統計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。

3 「英国」は、イングランド、ウェールズ、北アイルランド及びスコットランドをいう。

4 前記「強盗」統計において、「日本」の2017年数値が公表されていないため、同年の「日本」の「発生件数」及び「発生率」は不明である。

3 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、UN-CTSの調査票における「Burglary」, 「Theft of a motorized land vehicle (Theft of cars)」及び「Theft」という三つの種類の総計をいう。各国における「窃盗」の発生件数及び発生率の推移（平成29年（2017年）までの最近5年間）を手口別に見ると、**1-3-1-3表**のとおりである。

1-3-1-3表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2013年～2017年)

① 日本

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
2013年	677,960	(528.4)	107,313	(83.6)	72,971	(56.9)	497,676	(387.9)
2014	605,038	(472.1)	93,566	(73.0)	59,824	(46.7)	451,648	(352.4)
2015	547,030	(427.4)	86,373	(67.5)	49,307	(38.5)	411,350	(321.4)
2016	486,933	(381.1)	76,477	(59.9)	35,959	(28.1)	374,497	(293.1)
2017	…	(…)	…	(…)	…	(…)	…	(…)

② フランス

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
2013年	1,948,744	(3,050.0)	385,511	(603.4)	173,232	(271.1)	1,390,001	(2,175.5)
2014	1,977,635	(3,080.7)	379,153	(590.6)	169,084	(263.4)	1,429,398	(2,226.7)
2015	1,944,688	(3,017.2)	379,253	(588.4)	168,072	(260.8)	1,397,363	(2,168.0)
2016	1,925,847	(2,978.1)	382,910	(592.1)	161,512	(249.8)	1,381,425	(2,136.2)
2017	…	(…)	…	(…)	…	(…)	…	(…)

③ ドイツ

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
2013年	1,786,119	(2,200.3)	437,520	(539.0)	59,528	(73.3)	1,289,071	(1,588.0)
2014	1,826,618	(2,242.6)	446,073	(547.7)	58,401	(71.7)	1,322,144	(1,623.3)
2015	1,869,447	(2,285.7)	463,929	(567.2)	56,563	(69.2)	1,348,955	(1,649.3)
2016	1,782,844	(2,169.1)	432,730	(526.5)	59,633	(72.6)	1,290,481	(1,570.0)
2017	1,575,718	(1,906.3)	365,182	(441.8)	54,114	(65.5)	1,156,422	(1,399.0)

④ 英国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
2013年	2,013,822	(3,098.9)	474,609	(730.3)	83,405	(128.3)	1,455,808	(2,240.3)
2014	1,913,919	(2,925.5)	440,930	(674.0)	83,222	(127.2)	1,389,767	(2,124.3)
2015	1,986,414	(3,016.1)	427,805	(649.6)	88,591	(134.5)	1,470,018	(2,232.0)
2016	2,116,118	(3,191.8)	435,779	(657.3)	103,932	(156.8)	1,576,407	(2,377.8)
2017	2,261,010	(3,388.4)	459,600	(688.8)	118,456	(177.5)	1,682,954	(2,522.1)

⑤ 米国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
2013年	8,651,900	(2,734.5)	1,932,100	(610.7)	700,300	(221.3)	6,019,500	(1,902.5)
2014	8,209,100	(2,576.0)	1,713,200	(537.6)	686,800	(215.5)	5,809,100	(1,822.9)
2015	8,024,200	(2,500.7)	1,587,600	(494.8)	713,100	(222.2)	5,723,500	(1,783.7)
2016	7,928,500	(2,454.5)	1,516,400	(469.5)	767,300	(237.5)	5,644,800	(1,747.5)
2017	7,682,900	(2,363.4)	1,397,000	(429.7)	772,900	(237.8)	5,513,000	(1,695.9)

注 1 UNODC Statistics, Crime and Criminal Justice, Burglary (侵入盗), Theft of a motorized land vehicle (Theft of cars) (自動車盗), Theft (その他の窃盗) 各統計 (令和2年(2020年)7月7日確認) 及び国連経済社会局人口部の人口統計 (World Population Prospects 2019) による。

2 () 内は、発生率 (前記人口統計に基づく人口 (各年7月1日時点の推計値) 10万人当たりの発生件数) である。

3 「英国」は、イングランド、ウェールズ、北アイルランド及びスコットランドをいう。

4 前記「侵入盗」、「自動車盗」及び「その他の窃盗」統計において、「日本」及び「フランス」の2017年数値が公表されていないため、同年の「日本」及び「フランス」の「発生件数」及び「発生率」は不明である。

4 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、UN-CTSの調査票における「Sexual violence (Rape, Sexual assault and Other acts of sexual violence)」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（平成29年（2017年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-4表**のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-4表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2013年～2017年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2013年	9,063	7.1
2014	8,650	6.7
2015	7,922	6.2
2016	7,177	5.6
2017	…	…

② フランス

年次	発生件数	発生率
2013年	27,778	43.5
2014	30,959	48.2
2015	33,283	51.6
2016	37,480	58.0
2017	41,587	64.1

③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2013年	35,330	43.5
2014	34,959	42.9
2015	34,265	41.9
2016	37,166	45.2
2017	34,815	42.1

④ 英国

年次	発生件数	発生率
2013年	66,848	102.9
2014	89,923	137.4
2015	118,760	180.3
2016	135,445	204.3
2017	166,104	248.9

⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2013年	…	…
2014	…	…
2015	…	…
2016	…	…
2017	…	…

注 1 UNODC Statistics, Crime and Criminal Justice, Sexual Violence（性暴力）統計（令和2年（2020年）7月7日確認）及び国連経済社会局人口部の人口統計（World Population Prospects 2019）による。

2 「発生率」は、前記人口統計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。

3 「英国」は、イングランド、ウェールズ、北アイルランド及びスコットランドをいう。

4 前記「性暴力」統計において、「日本」の2017年数値及び「米国」の数値が公表されていないため、同年の「日本」の「発生件数」及び「発生率」並びに各年の「米国」の「発生件数」及び「発生率」は不明である。

第2節 国外における日本人の犯罪

令和元年（2019年）の日本人の出国者数は2,008万669人（前年比5.9%増）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人による犯罪は、平成30年（2018年）は、394件（前年比15.2%増）、395人（同1.7%減）であった。罪名・罪種別に犯罪件数を見ると、**1-3-2-1表**のとおりである。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

（平成30年（2018年））

総数	殺人	薬物関係 法令違反	傷 害 ・ 暴 行	強制性交 等・強制 わいせつ	強盗	窃盗	詐欺	外国為替 ・関税関係 法令違反	出入国 ・査証	道路交通 関係法令 違反	売買春	銃器等 関係法令 違反	その他
394 (100.0)	3 (0.8)	34 (8.6)	49 (12.4)	18 (4.6)	3 (0.8)	23 (5.8)	17 (4.3)	15 (3.8)	96 (24.4)	18 (4.6)	9 (2.3)	12 (3.0)	97 (24.6)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 「出入国・査証」は、不法滞在等をいう。
 3 「その他」は、脅迫・恐喝を含む。
 4 ()内は、構成比である。

第2編

犯罪者の処遇



事業主による受刑者の採用面接の様子

【写真提供：法務省矯正局】



保護観察対象者による社会貢献活動の様子

【写真提供：法務省保護局】

第1章 概要

第2章 検察

第3章 裁判

第4章 成人矯正

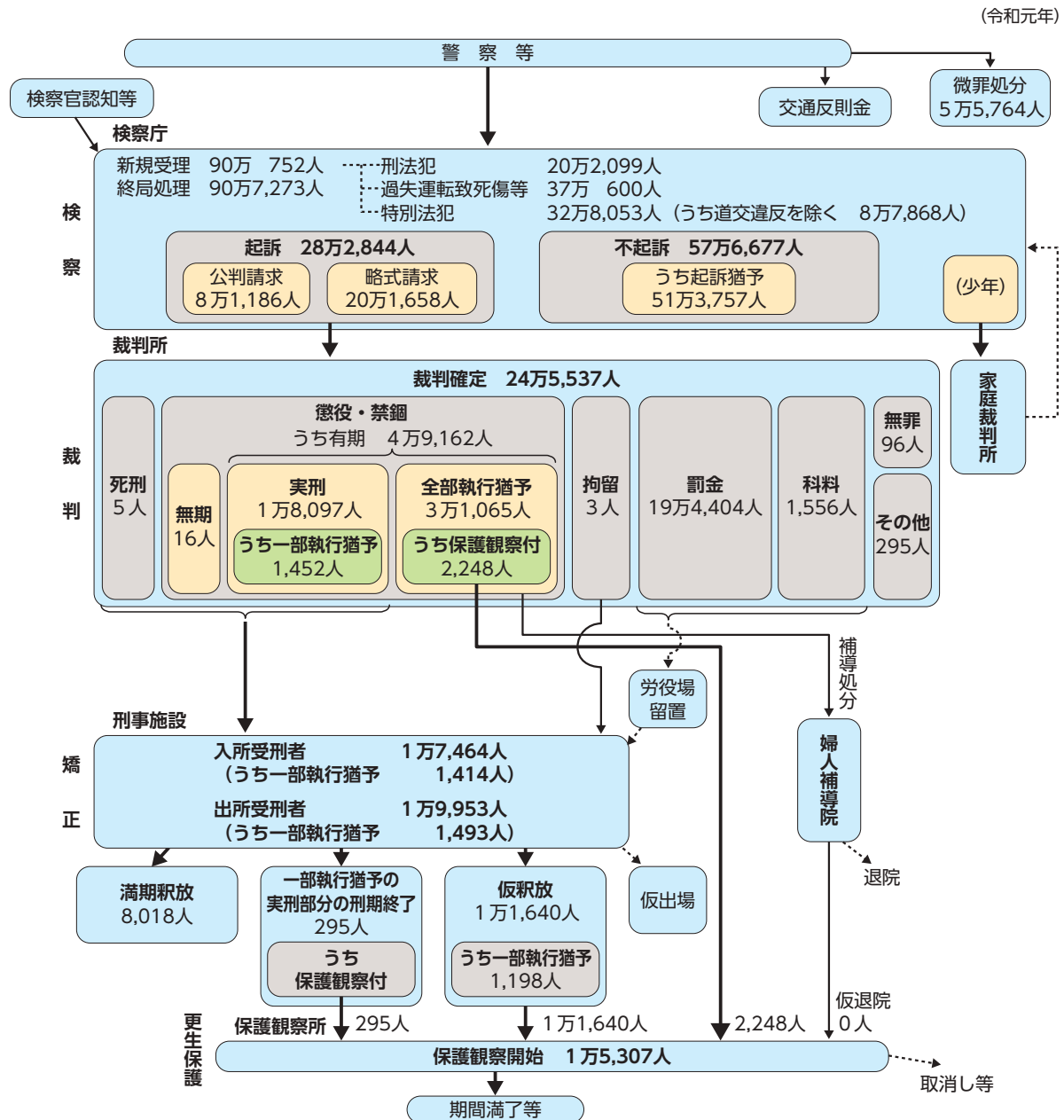
第5章 更生保護

第6章 刑事司法における国際協力

第1章 概要

警察等で検挙された者は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で処遇を受けるが、令和元年にこれらの各段階で処遇を受けた人員は、**2-1-1図**のとおりである（非行少年に対する処遇の概要については、**3-2-1-1図**参照）。

2-1-1図 犯罪者処遇の概要



注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各人員は令和元年の人員であり、少年を含む。
 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「一部執行猶予の実刑部分の刑期終了」の人員は、仮釈放中に余罪を理由に仮釈放を取り消され、その後刑事施設に収容される前に一部執行猶予の実刑部分の刑期を終了した者1人（なお、その者は、保護観察付一部執行猶予者である。）を含まない。
 7 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
 8 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

1 新規立法の動向

(1) 刑事訴訟法等の改正

平成28年5月、取調べの録音・録画制度の導入、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入、通信傍受の対象犯罪の拡大及び手続の合理化・効率化、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、犯罪被害者等及び証人を保護するための措置の導入等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）が成立した。同法のうち、取調べの録音・録画制度の導入及び通信傍受の手続の合理化・効率化に関する規定が令和元年6月に施行され、同法が全面施行された。

(2) 少年年齢・犯罪者処遇の見直しに向けた検討

法制審議会では、法務大臣からの諮問（平成29年2月）を受け、少年法（昭和23年法律第168号）における「少年」の年齢を18歳未満とすることや非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について、検討が進められていたところ、令和2年9月、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、同諮問に対する答申案の取りまとめが行われた。

(3) 公判期日への出頭及び刑の執行確保のための刑事法整備に関する検討

法制審議会では、法務大臣からの諮問（令和2年2月）を受け、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備の在り方等について、検討が進められている。

2 法テラスの活動

日本司法支援センター（通称「**法テラス**」。以下「法テラス」という。）では、被疑者・被告人に国選弁護人を、少年に国選付添人を選任する必要がある場合に、裁判所等からの求めに応じ、法テラスと契約している弁護士の中から、国選弁護人・国選付添人の候補を指名して裁判所等に通知する業務等を行っている。令和元年度の法テラスにおける国選弁護人候補の指名通知請求の受理件数は、被疑者に関するものが8万145件（前年度比1,365件増）、被告人に関するものが5万3,010件（同852件減）であり、国選付添人候補の指名通知請求の受理件数は3,325件（同164件減）であった（法テラスの資料による。）。

第2章

検察

第1節 概説

警察等が検挙した事件は、**微罪処分**（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。）の対象となったものや交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、全て検察官に送致される。なお、令和元年に微罪処分により処理された人員は、5万5,764人（刑法犯では、微罪処分により処理された人員は5万5,754人であり、全検挙人員に占める比率は28.9%）であった（警察庁の統計による。）。

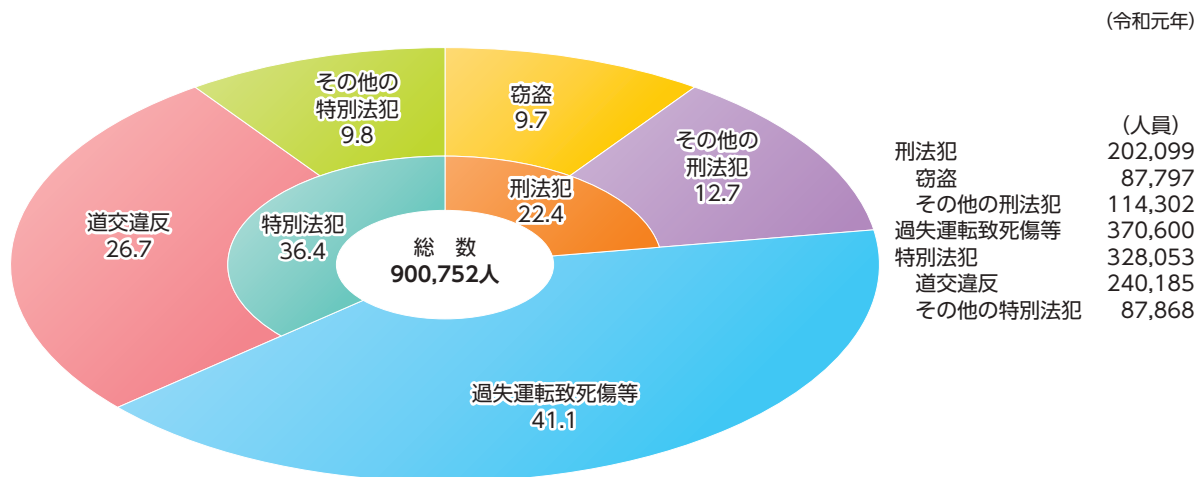
検察官は、警察官（一般司法警察員）及び海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察員からの送致事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決める。

第2節 被疑事件の受理

令和元年における検察庁新規受理人員の総数は、90万752人であり、前年より8万4,067人（8.5%）減少した。刑法犯の検察庁新規受理人員は、平成19年から減少し続けており、令和元年は20万2,099人（前年比3.8%減）であった。過失運転致死傷等は、平成17年から減少し続けており、令和元年は37万600人（同11.6%減）であった。特別法犯は、平成12年から減少し続けており、令和元年は32万8,053人（同7.7%減）であった（CD-ROM資料2-1参照）。

令和元年における検察庁新規受理人員の罪種別構成比は、**2-2-2-1図**のとおりである。

2-2-2-1図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比



注 検察統計年報による。

令和元年における検察庁新規受理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、5,381人であった（検察統計年報による。）。

第3節 被疑者の逮捕と勾留

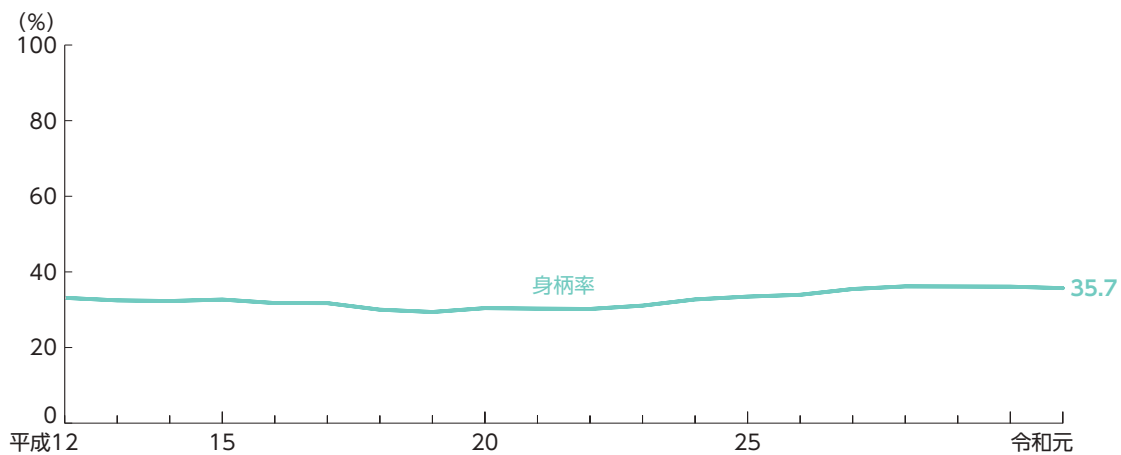
検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、全被疑者（法人を除く。）に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率（身柄率）、**勾留請求率**（身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率）及び**勾留請求却下率**（検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率）の推移（最近20年間）は、**2-2-3-1図**のとおりである。

勾留請求率は、平成12年以降、90%台前半で推移している。勾留請求却下率は、18年以降、毎年上昇している。

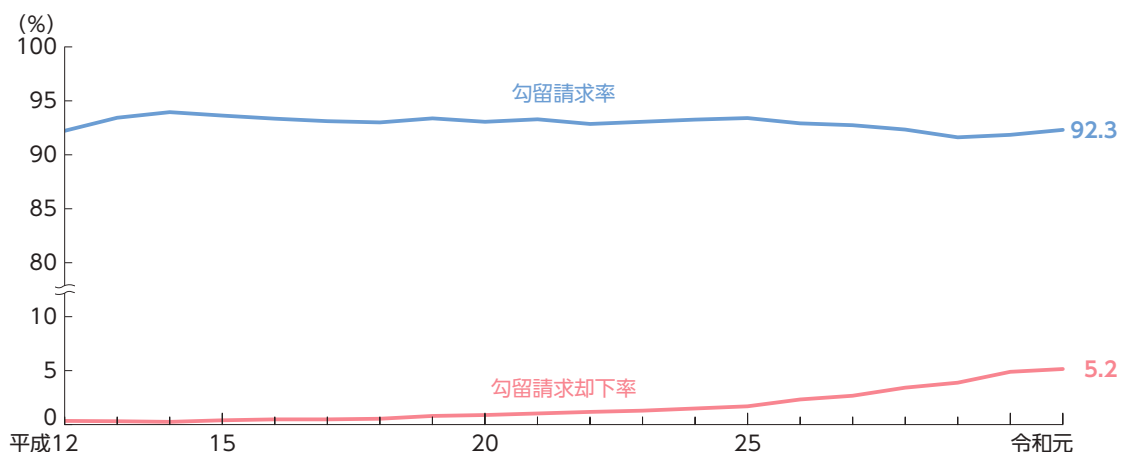
2-2-3-1図 検察庁既済事件の身柄率・勾留請求率・勾留請求却下率の推移

（平成12年～令和元年）

① 身柄率



② 勾留請求率・勾留請求却下率



注 1 検察統計年報による。

2 「身柄率」は、検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率をいう。

3 「勾留請求率」は、身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率であり、「勾留請求却下率」は、検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率をいう。

4 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

5 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。

令和元年における検察庁既済事件について、被疑者の逮捕・勾留人員を罪名別に見ると、**2-2-3-2表**のとおりである。

2-2-3-2表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

(令和元年)

罪 名	総 数 (A)	逮 捕 関 係				勾 留 関 係			
		逮捕され ない者	警察等で 逮捕後 釈放	警察等で 逮捕・身 柄付送致	検 察 庁 で 逮 捕	認 容	却 下	勾 留 請 求 率	
				(B)	(C)	$\frac{B+C}{A}$ (%)	(D)	(E)	$\frac{D+E}{B+C}$ (%)
総 数	289,399	177,997	8,138	103,059	205	35.7	90,359	4,919	92.3
刑 法 犯	202,641	121,844	6,858	73,827	112	36.5	64,487	3,499	91.9
放 火	719	293	7	419	-	58.3	411	6	99.5
強制わいせつ	4,166	1,819	32	2,313	2	55.6	2,082	181	97.8
強 制 性 交 等	1,422	580	1	841	-	59.1	825	5	98.7
殺 人	1,061	589	7	465	-	43.8	463	2	100.0
傷 害	21,436	9,393	1,167	10,867	9	50.7	9,156	606	89.8
暴 行	16,182	8,885	1,508	5,787	2	35.8	3,976	608	79.2
窃 盗	87,681	58,849	2,193	26,609	30	30.4	23,881	902	93.0
強 盗	1,435	466	1	967	1	67.5	963	2	99.7
詐 欺	14,787	6,098	129	8,536	24	57.9	8,389	79	98.9
恐 喝	2,156	488	19	1,648	1	76.5	1,608	13	98.3
そ の 他	51,596	34,384	1,794	15,375	43	29.9	12,733	1,095	89.7
特 別 法 犯	86,758	56,153	1,280	29,232	93	33.8	25,872	1,420	93.1
銃 刀 法	5,821	4,414	263	1,144	-	19.7	889	61	83.0
大 麻 取 締 法	6,237	2,288	44	3,905	-	62.6	3,737	112	98.6
覚 醒 剤 取 締 法	13,258	3,833	39	9,383	3	70.8	9,314	55	99.8
入 管 法	6,611	1,824	23	4,763	1	72.1	4,731	13	99.6
地方公共団体条例	11,525	6,489	572	4,461	3	38.7	2,093	930	67.7
そ の 他	43,306	37,305	339	5,576	86	13.1	5,108	249	94.6

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
 4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者等を含む。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 「地方公共団体条例」は、公安条例及び青少年保護育成条例を含む地方公共団体条例違反である。

第4節 被疑事件の処理

検察官が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪にならないことを理由とするもの（心神喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）又は十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、④犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがある。

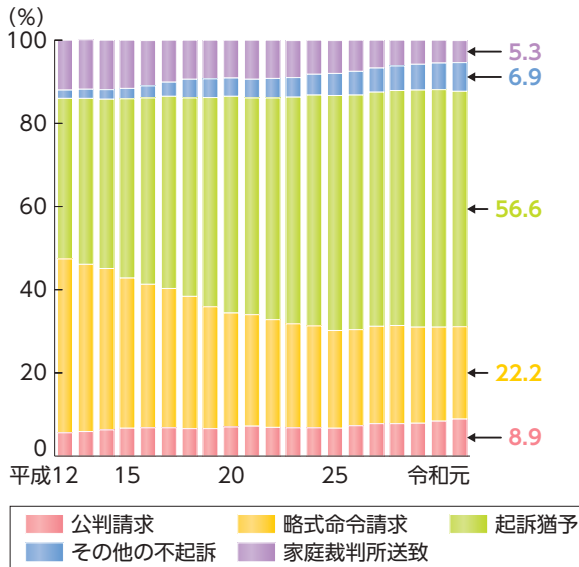
検察庁終局処理人員総数（過失運転致死傷等及び道交違反を含む。以下この節において同じ。）について、処理区分別構成比及び公判請求人員・公判請求率の推移（最近20年間）は、**2-2-4-1図**のとおりである（薬物犯罪の処理区分別構成比の推移については、**7-4-1-17図**参照）。令和元年における検察庁終局処理人員総数は、90万7,273人（前年比8万8,872人（8.9%）減）であり、その内訳は、公判請求8万1,186人、略式命令請求20万1,658人、起訴猶予51万3,757人、その他の不起訴6万2,920

人、家庭裁判所送致4万7,752人であった。公判請求人員は、平成17年から減少傾向にあり、令和元年は前年より2,582人（3.1%）減少した（CD-ROM参照。罪名別の検察庁終局処理人員については、CD-ROM資料2-3参照）。

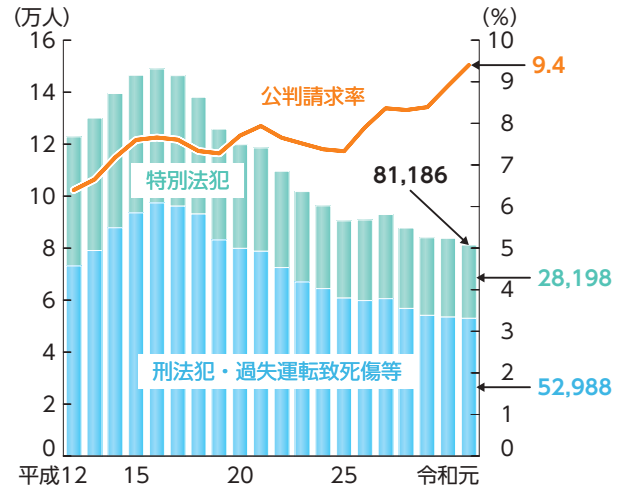
2-2-4-1図 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

(平成12年～令和元年)

① 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比



② 公判請求人員・公判請求率



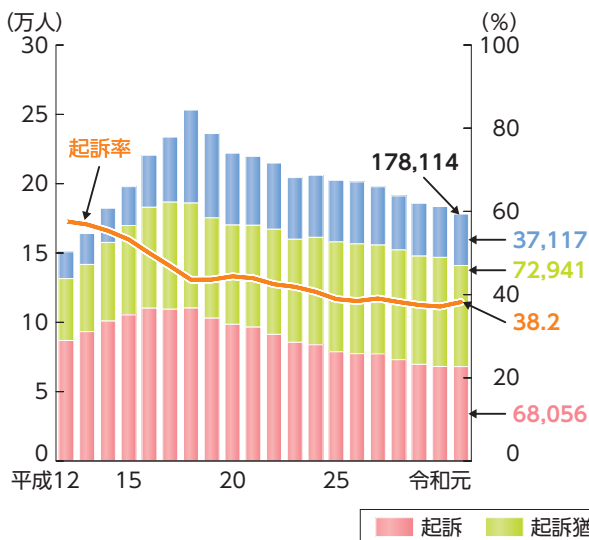
注 検察統計年報による。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（最近20年間）を、刑法犯、道交違反を除く特別法犯に分けて見ると、2-2-4-2図のとおりである（薬物犯罪の起訴・不起訴人員等の推移については、7-4-1-18図参照）。なお、令和元年における検察庁終局処理人員総数の起訴率は32.9%であった（CD-ROM資料2-2参照）。

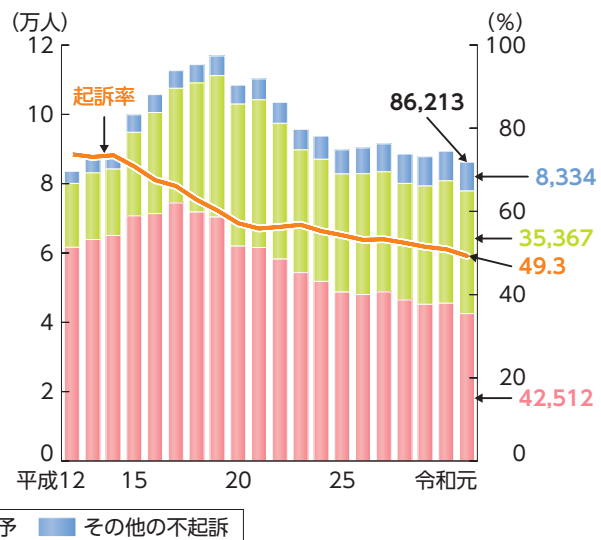
2-2-4-2図 起訴・不起訴人員等の推移

(平成12年～令和元年)

① 刑法犯



② 道交違反を除く特別法犯



注 検察統計年報による。

令和元年における不起訴処分を受けた者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）の理由別人員は、**2-2-4-3表**のとおりである。起訴猶予により不起訴処分とされた者の比率は、平成22年と比較して2.3pt上昇したのに対し、嫌疑不十分（嫌疑なしを含む。）により不起訴処分とされた者の比率は、2.0pt低下した（CD-ROM 参照）。

2-2-4-3表 不起訴人員（理由別）

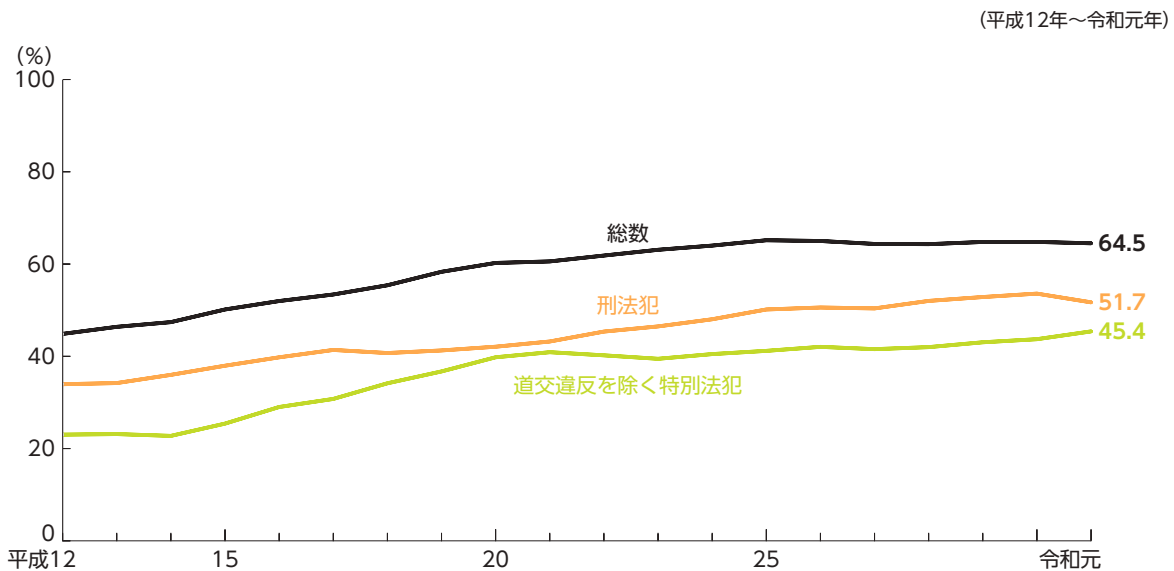
(令和元年)					
総数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消し等	心神喪失	その他
153,759	108,308	31,869	6,231	427	6,924
(100.0)	(70.4)	(20.7)	(4.1)	(0.3)	(4.5)

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「嫌疑不十分」は、嫌疑なしを含む。
 4 「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。
 5 「その他」は、時効完成、被疑者死亡等である。
 6 () 内は、構成比である。

検察庁終局処理人員総数、刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の**起訴猶予率**の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-4-4図**のとおりである（過失運転致死傷等及び道交違反の起訴猶予率の推移については**4-1-3-2図** CD-ROM，罪名別・年齢層別の起訴猶予率については**4-7-2-1図**，薬物犯罪の起訴猶予率の推移については**7-4-1-18図**をそれぞれ参照）。

なお、検察庁と保護観察所が連携して行う「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」については、第2編第5章第4節参照。

2-2-4-4図 起訴猶予率の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、刑法犯，過失運転致死傷等及び特別法犯の総数をいう。

第1節 概説

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所（罰金以下の刑に当たる罪及び内乱に関する罪を除き、第一審の裁判権を有する。）又は簡易裁判所（罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する。）で行われる。

通常第一審の裁判は、公判廷で審理を行う公判手続により行われ、有罪と認定されたときは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡される。なお、簡易裁判所は、原則として禁錮以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、3年以下の懲役を科することができる。3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡された者については、情状により、一定期間、刑の全部又は一部の執行が猶予されることがあり（罰金刑については全部執行猶予のみ）、事案によっては、その期間中、保護観察に付されることがある。また、死刑、無期懲役・禁錮又は短期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除き、明白軽微な事件については、**即決裁判手続**によることができ、この手続では、懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。簡易裁判所においては、**略式手続**による裁判を行うこともでき、その場合、書面審理に基づいて100万円以下の罰金又は科料の裁判を行う。略式命令を受けた者は正式裁判を請求することができ、その場合、公判手続による裁判に移行する。

第一審判決に対しては、高等裁判所に控訴をすることができ、控訴審判決に対しては、最高裁判所に上告をすることができる。

第2節 確定裁判

裁判確定人員の推移（最近10年間）を裁判内容別に見ると、**2-3-2-1表**のとおりである。裁判確定人員総数は、平成12年（98万6,914人）から毎年減少し、令和元年は、24万5,537人（前年比11.0%減）となっており、最近10年間でおおむね半減している（CD-ROM参照）。その減少は、道交違反の略式手続に係る罰金確定者の減少によるところが大きい（**4-1-3-2図** CD-ROM参照）。元年の無罪確定者は、96人であり、裁判確定人員総数の0.039%であった。

また、令和元年に一部執行猶予付判決が確定した人員は1,452人（前年比7.3%減）であり、その全員が有期の懲役刑を言い渡された者であった（CD-ROM参照）。

2-3-2-1表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）

（平成22年～令和元年）

年次	総数	有罪							無罪					
		死刑	無期懲役	有期懲役			有期禁錮		罰金	拘留	科料	無罪		
				一部執行猶予	全部執行猶予	全部執行猶予率	全部執行猶予	全部執行猶予率						
22年	473,226	9	49	64,865	...	37,242	57.4	3,351	3,203	95.6	401,382	6	3,067	86
23	432,051	22	46	59,852	...	33,845	56.5	3,229	3,111	96.3	365,474	8	2,964	77
24	408,936	10	38	58,215	...	32,855	56.4	3,227	3,122	96.7	344,121	5	2,868	82
25	365,291	8	38	52,725	...	29,463	55.9	3,174	3,058	96.3	306,316	4	2,559	122
26	337,794	7	28	52,557	...	30,155	57.4	3,124	3,051	97.7	279,221	4	2,417	116
27	333,755	2	27	53,710	...	31,620	58.9	3,141	3,068	97.7	274,199	5	2,247	88
28	320,488	7	15	51,824	855	30,837	59.5	3,193	3,137	98.2	263,099	6	1,962	104
29	299,320	2	18	49,168	1,525	29,266	59.5	3,065	2,997	97.8	244,701	5	1,919	130
30	275,901	2	25	47,607	1,567	28,831	60.6	3,159	3,099	98.1	222,841	1	1,834	123
元	245,537	5	16	46,086	1,452	28,044	60.9	3,076	3,021	98.2	194,404	3	1,556	96

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除を含む。
 3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年6月から12月までに一部執行猶予付判決が確定した人員である。

第3節 第一審

1 終局裁判

2-3-3-1表は、令和元年の通常第一審における終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

2-3-3-1表 通常第一審における終局処理人員（罪名別，裁判内容別）

（令和元年）

罪 名	総 数	有 罪								罰金等
		死 刑	懲 役・禁 錮							
			無 期	有 期	一部執行 猶 予	保 護 観 察 付	全部執行 猶 予	保 護 観 察 付		
総 数	52,045 (113)	2	18	49,117	1,363	1,360	30,976	2,194	2,538	
地 方 裁 判 所	47,704 (104)	2	18	45,714	1,362	1,359	28,689	1,928	1,711	
刑 法 犯 罪	23,777	2	18	22,637	62	59	12,063	1,342	967	
公 務 執 行 妨 害	311	—	—	254	—	—	164	10	54	
放 火	213	—	—	203	—	—	106	42	—	
偽 造	561	—	—	557	—	—	447	2	1	
わ い せ つ 等	1,460	—	—	1,430	15	15	832	188	13	
殺 傷	268	2	5	254	—	—	51	9	—	
過 失 傷 害	2,920	—	—	2,567	7	6	1,652	213	331	
盗 竊	64	—	—	48	—	—	44	1	8	
強 盗	11,005	—	—	10,596	35	34	5,076	561	364	
強 姦	489	—	13	474	—	—	108	48	—	
詐 欺	3,562	—	—	3,543	2	2	1,847	115	—	
恐 喝	329	—	—	329	1	—	214	13	—	
横 領	479	—	—	446	—	—	266	16	32	
毀 壊	494	—	—	417	—	—	265	37	72	
毀 壊 隠 匿	289	—	—	254	1	1	114	15	34	
暴 行 等 処 罰 他	1,333	—	—	1,265	1	1	877	72	58	
特 別 法 犯 罪	23,927	—	—	23,077	1,300	1,300	16,626	586	744	
公 職 選 挙 法	26	—	—	21	—	—	21	—	5	
銃 刀 法	133	—	—	98	—	—	30	4	33	
児 童 福 祉 法	68	—	—	66	—	—	49	3	—	
大 覚 醒 剤 取 締 法	1,780	—	—	1,778	37	37	1,528	65	—	
麻 薬 取 締 法	6,847	—	—	6,824	1,230	1,230	2,528	244	—	
麻 薬 取 締 特 例 法	342	—	—	342	14	14	269	4	—	
麻 薬 法	73	—	—	72	—	—	32	—	—	
麻 薬 取 締 特 例 法	344	—	—	242	—	—	225	2	100	
道 交 法	70	—	—	67	—	—	57	—	3	
道 交 違 反 法	5,809	—	—	5,583	4	4	4,672	117	196	
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	4,815	—	—	4,709	3	3	4,452	58	82	
入 廃 物 管 理 法	1,754	—	—	1,649	—	—	1,642	1	103	
組 織 的 犯 罪 処 罰 法	148	—	—	110	—	—	96	1	34	
そ の 他	69	—	—	66	—	—	44	1	1	
簡 易 裁 判 所	4,341 (9)	…	…	3,403	1	1	2,287	266	827	
刑 法 犯 罪	3,995	…	…	3,403	1	1	2,287	266	543	
住 居 侵 入	92	…	…	73	—	—	43	6	18	
過 失 傷 害	157	…	…	—	—	—	—	—	138	
盗 竊	6	…	…	—	—	—	—	—	4	
強 盗	3,587	…	…	3,284	1	1	2,223	256	285	
品 譲 受 け	73	…	…	46	—	—	21	4	26	
そ の 他	80	…	…	—	—	—	—	—	72	
特 別 法 犯 罪	346	…	…	—	—	—	—	—	284	
公 職 選 挙 法	3	…	…	—	—	—	—	—	1	
銃 刀 法	15	…	…	—	—	—	—	—	15	
道 交 違 反 法	85	…	…	—	—	—	—	—	66	
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	81	…	…	—	—	—	—	—	60	
そ の 他	162	…	…	—	—	—	—	—	142	

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げを含む。
 3 「罰金等」は、拘留、科料及び刑の免除を含む。
 4 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 5 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 6 「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。
 7 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 8 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。
 9 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、酒税法、消費税法及び関税法の各違反をいう。
 10 () 内は、無罪人員で、内数である。

有期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡された総数における全部執行猶予率は63.1%であった。令和元年の一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は1,363人であり、罪名別では、覚醒剤取締法違反が1,230人（90.2%）と最も多く、次いで、大麻取締法違反37人（2.7%）、窃盗36人（2.6%）の順であった。

なお、通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別，裁判内容別）については、3-3-2-2表参照。

2 科刑状況

(1) 死刑・無期懲役

通常第一審における死刑及び無期懲役の言渡人員の推移（最近10年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-2表**のとおりである。

最近10年間における死刑の言渡しは、殺人（自殺関与・同意殺人・予備を含まない。）又は強盗致死（強盗殺人を含む。以下この章において同じ。）に限られている（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-2表 通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移（罪名別）

（平成22年～令和元年）

① 死刑

年次	総数	殺人	強盗致死
22年	4	3	1
23	10	3	7
24	3	2	1
25	5	2	3
26	2	—	2
27	4	2	2
28	3	1	2
29	3	3	—
30	4	2	2
元	2	2	—

② 無期懲役

年次	総数	殺人	強盗致死傷及び強盗・強制性交等	その他
22年	46	14	30	2
23	30	9	18	3
24	39	20	19	—
25	24	6	17	1
26	23	2	19	2
27	18	7	10	1
28	25	9	16	—
29	21	7	13	1
30	15	8	6	1
元	18	5	13	—

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。
 3 「強盗致死（傷）」は、強盗殺人を含む。
 4 「強盗・強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦をいい、29年以降は強盗・強制性交等及び同改正前の強盗強姦をいう。

(2) 有期懲役・禁錮

令和元年における通常第一審での有期の懲役・禁錮の科刑状況は、**2-3-3-3表**のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については、CD-ROM 資料**2-4**参照）。

なお、通常第一審における科刑状況に関し、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道交違反については**4-1-3-4表**、覚醒剤取締法違反についてはCD-ROM 資料**7-2**、財政経済犯罪についてはCD-ROM 資料**4-3**、外国人である被告人に通訳・翻訳人の付いた事件についてはCD-ROM 資料**4-7**をそれぞれ参照。

2-3-3-3表 通常第一審における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況

(令和元年)

① 3年を超える科刑状況

罪 名	総 数	25年を超え	20年を超え	15年を超え	10年を超え	7年を超え	5年を超え	3年を超え
		30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下
地方裁判所	3,150	8	12	45	120	315	543	2,107
殺 人	188	5	8	32	47	40	29	27
傷 害	142	—	—	—	4	19	37	82
窃 盗	694	—	—	—	1	12	51	630
強 盗	311	3	—	4	26	70	74	134
詐 欺	536	—	—	—	—	22	98	416
恐 喝	16	—	—	—	—	—	—	16
強制性交等・ 強制わいせつ	337	—	—	4	18	39	113	163
銃 刀 法	36	—	—	1	3	5	9	18
薬 物 犯 罪	671	—	3	3	13	85	86	481
自動車運転 死傷処罰法	36	—	—	—	—	4	8	24

② 3年以下の科刑状況

罪 名	総 数	2年以上3年以下			1年以上2年未満			6月以上1年未満			6月未満		
		実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予	実刑	一部執行 猶予	全部執行 猶予
地方裁判所	42,564	5,392	635	7,278	5,468	685	13,844	2,554	38	6,611	461	4	956
殺 人	66	13	—	49	2	—	2	—	—	—	—	—	—
傷 害	2,425	171	3	484	313	—	909	252	4	248	37	—	11
窃 盗	9,902	1,833	11	1,627	2,078	18	2,964	903	6	484	12	—	1
強 盗	163	55	—	107	—	—	1	—	—	—	—	—	—
詐 欺	3,007	702	1	1,099	386	1	713	70	—	35	2	—	—
恐 喝	313	52	1	110	43	—	103	3	—	1	1	—	—
強制性交等・ 強制わいせつ	913	122	8	442	71	6	272	3	—	3	—	—	—
銃 刀 法	62	7	—	7	7	—	8	16	—	13	2	—	2
薬 物 犯 罪	8,346	2,061	606	959	1,767	653	2,280	130	20	1,112	30	2	7
自動車運転 死傷処罰法	4,673	78	2	719	79	1	2,721	61	—	997	3	—	15
簡易裁判所	3,403	78	—	277	709	1	1,661	325	—	346	4	—	3
窃 盗	3,284	76	—	277	698	1	1,638	284	—	307	3	—	1

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反をいう。

(3) 罰金・科料

令和元年における第一審での罰金・科料の科刑状況は、2-3-3-4表のとおりである。

2-3-3-4表 第一審における罰金・科料科刑状況（罪名別）

(令和元年)

① 通常第一審

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円 以 上	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	2,534	167	246	825	772	418	82	20	4
公務執行妨害	65	—	6	37	19	3	—	—	—
傷 害	469	—	28	108	174	147	10	2	—
過 失 傷 害	12	—	6	1	3	2	—	—	—
窃 盗	649	2	20	233	359	35	—	—	—
公職選挙法	6	—	2	1	2	1	—	—	—
風営適正化法	17	4	8	5	—	—	—	—	—
銃 刀 法	48	1	—	5	20	21	1	—	—
道 交 違 反	262	2	43	119	12	10	61	15	—
自動車運転死傷処罰法	142	2	53	46	24	17	—	—	—
そ の 他	864	156	80	270	159	182	10	3	4

② 略式手続

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	199,759	340	15,507	50,131	20,266	22,867	69,885	19,319	1,444
過失運転致死傷等	40,279	95	7,157	14,980	8,198	9,842	6	1	—
道 交 違 反	119,922	11	4,559	21,281	2,584	2,702	69,216	19,236	333
公務執行妨害	593	—	36	391	137	29	—	—	—
窃 盗	5,651	—	470	2,210	2,634	335	2	—	—
そ の 他	33,314	234	3,285	11,269	6,713	9,959	661	82	1,111

注 1 司法統計年報による。

2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。

3 ①は、略式手続から移行したものを含む。

4 ①において、「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含まない。

5 ①において、「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条並びに6条3項及び4項に規定する罪を除く。

3 裁判員裁判

裁判員裁判（裁判員の参加する刑事裁判）の対象事件は、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件及び法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪（強盗等を除く。))であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。ただし、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあるため、そのために裁判員等が畏怖し裁判員の職務の遂行ができないなどと認められる場合には、裁判所の決定によって対象事件から除外される（令和元年において、同決定がなされた終局人員は9人であった（最高裁判所事務総局の資料による。)).)。また、審判に著しい長期間を要する事件等は裁判所の決定によって対象事件から除外される（同年にはそのような決定はなかった（最高裁判所事務総局の資料による。)).)。なお、対象事件に該当しない事件であっても、対象事件と併合された事件は、裁判員裁判により審理される。

裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理（移送等を含む。以下この節において同じ。）人員の推移（最近5年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-5表**のとおりである。令和元年は、覚醒剤取締法違反の新規受理人員が前年から162.5%増加して252人となり、罪名別で最も多い殺人（255人）と同程度の水準となった。

2-3-3-5表 裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（罪名別）

（平成27年～令和元年）

区分	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗・強制的性交等	傷害致死	強制的性交等致死傷	強制わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通貨偽造	銃刀法	覚醒剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員															
27年	1,333	303	35	290	34	107	112	111	28	162	28	15	58	11	39
28	1,077	255	22	224	20	103	76	115	28	124	13	10	67	3	17
29	1,122	278	19	253	21	96	69	90	18	105	24	16	102	2	29
30	1,090	250	23	281	24	82	49	104	7	115	23	16	96	1	19
元	1,133	255	21	222	18	71	55	77	16	100	25	7	252	1	13
終局処理人員															
27年	1,206	294	19	239	18	118	96	98	26	113	11	4	106	31	33
28	1,126	298	33	207	24	103	74	96	28	137	12	10	31	36	37
29	993	230	21	195	17	108	57	81	25	91	18	9	68	22	51
30	1,038	247	17	203	19	109	63	85	13	100	9	10	98	30	35
元	1,021	242	25	209	23	80	46	71	8	101	18	14	116	32	36

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 3 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、1通の起訴状で複数の異なる罪名の裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含み、裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。）であり、有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、移送等の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。
 5 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 6 「強盗・強制的性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦をいい、29年以降は強盗・強制的性交等及び同改正前の強盗強姦をいう。
 7 「強制的性交等致死傷」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦致死傷をいい、29年以降は強制的性交等致死傷及び同改正前の強姦致死傷をいう。
 8 「危険運転致死」は、自動車運転致死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。
 9 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 10 「その他」は、保護責任者遺棄致死、身の代金拐取及び拐取者身の代金取得等並びに組織的犯罪処罰法及び麻薬取締法の各違反等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

令和元年に第一審で判決を受けた裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合され、裁判員裁判により審理された事件。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったもの及び裁判員法3条1項の除外決定があったものは含まない。以下この節において同じ。）における審理期間（新規受理から終局処理までの期間をいう。以下この節において同じ。）の平均は10.3月であり、6月以内のものが25.6%を占めた。また、開廷回数の平均は4.8回であり、3回以下が27.9%、5回以下が76.9%を占めた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-6表は、令和元年において、第一審の判決（少年法55条による家裁移送決定を含む。）に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。

2-3-3-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

(令和元年)

罪 名	総数	無罪	有 罪														免訴	家裁へ移送
			死刑	懲 役									禁錮	罰金				
				無期	20年を超える	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下							
											実 刑	一部執行猶予			全 部執行猶予	保 護 観 察 付		
総 数	1,001	13	2	18	19	41	103	221	192	158	47	3	185	89	-	1	-	1
殺 人	237	2	2	5	13	31	46	39	28	26	10	-	35	8	-	-	-	-
強盗致傷	206	1	-	-	-	1	10	54	48	49	8	-	35	25	-	-	-	-
覚 醒 剤 取 締 法	116	6	-	-	3	3	9	61	30	2	1	-	1	-	-	-	-	-
現住建造物等放火	98	2	-	-	-	-	2	8	12	23	10	-	41	23	-	-	-	-
傷害致死	79	-	-	-	-	-	3	17	29	17	3	-	10	1	-	-	-	-
強制わいせつ致死傷	70	-	-	-	-	-	-	2	2	18	9	2	39	25	-	-	-	-
強制性交等致死傷	44	1	-	-	-	2	8	12	10	5	4	1	1	1	-	-	-	1
麻薬特例法	32	-	-	-	-	-	4	10	14	4	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	25	-	-	13	3	2	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗・強制性交等	22	-	-	-	-	-	11	9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃 刀 法	14	-	-	-	-	1	2	2	6	2	-	-	1	-	-	-	-	-
通貨偽造	14	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	11	3	-	-	-	-
危険運転致死	8	-	-	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	5	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-
そ の 他	31	-	-	-	-	1	2	3	7	6	2	-	9	2	-	1	-	-

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 3 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。
 5 懲役・禁錮には、罰金が併科されたものを含む。
 6 「一部執行猶予」は、全て保護観察に付されている。
 7 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 8 「強制性交等致死傷」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦致死傷を含む。
 9 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦を含む。
 10 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 11 「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。
 12 「その他」は、傷害等の裁判員裁判対象事件ではない罪名を含む。

4 即決裁判手続

令和元年に即決裁判手続に付された事件の人員を罪名別に見ると、**2-3-3-7表**のとおりである。同年に地方裁判所において即決裁判手続に付された人員は90人（前年比225人減）、簡易裁判所においては11人（同21人減）であった（薬物犯罪で即決裁判手続に付された事件の人員の推移については、**7-4-1-23図**参照）。

2-3-3-7表 即決裁判手続に付された事件の人員（罪名別）

		(令和元年)								
区 分	総 数	公務執行 妨 害	住 居 侵 入	窃 盗	大 麻 取 締 法	覚 醒 剤 取 締 法	麻 薬 取 締 法	道 路 交 通 法	入 管 法	その他
地方裁判所	90 (48,751)	— (315)	— (472)	6 (11,370)	38 (1,789)	29 (6,936)	2 (346)	1 (5,855)	8 (1,767)	6 (19,901)
簡易裁判所	11 (4,511)	— (16)	— (97)	11 (3,672)	— (—)	— (—)	— (—)	— (94)	— (5)	— (627)

注 1 司法統計年報による。

2 即決裁判手続により審理する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。

3 () 内は、通常第一審の終局処理人員（移送等を含む。）である。

5 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときは、第一回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理する**公判前整理手続**が行われることがある。裁判員法により、裁判員裁判の対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。また、裁判所において、審理状況等を考慮して必要と認めるときは、第一回公判期日後に、公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する**期日間整理手続**が行われることがある。

令和元年に地方裁判所で終局処理がされた通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された事件の人員は1,243人であり、期日間整理手続に付された事件の人員は204人であった（司法統計年報による。）。

令和元年に公判前整理手続に付された事件の地方裁判所における審理期間の平均は11.2月であり、平均開廷回数は5.1回であった（司法統計年報による。）。

また、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件となったものを除き、令和元年に第一審で判決を受けた裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の平均は8.5月であり、公判前整理手続期日の回数については、平均は5.0回で、6回以上の割合は29.0%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

6 勾留と保釈

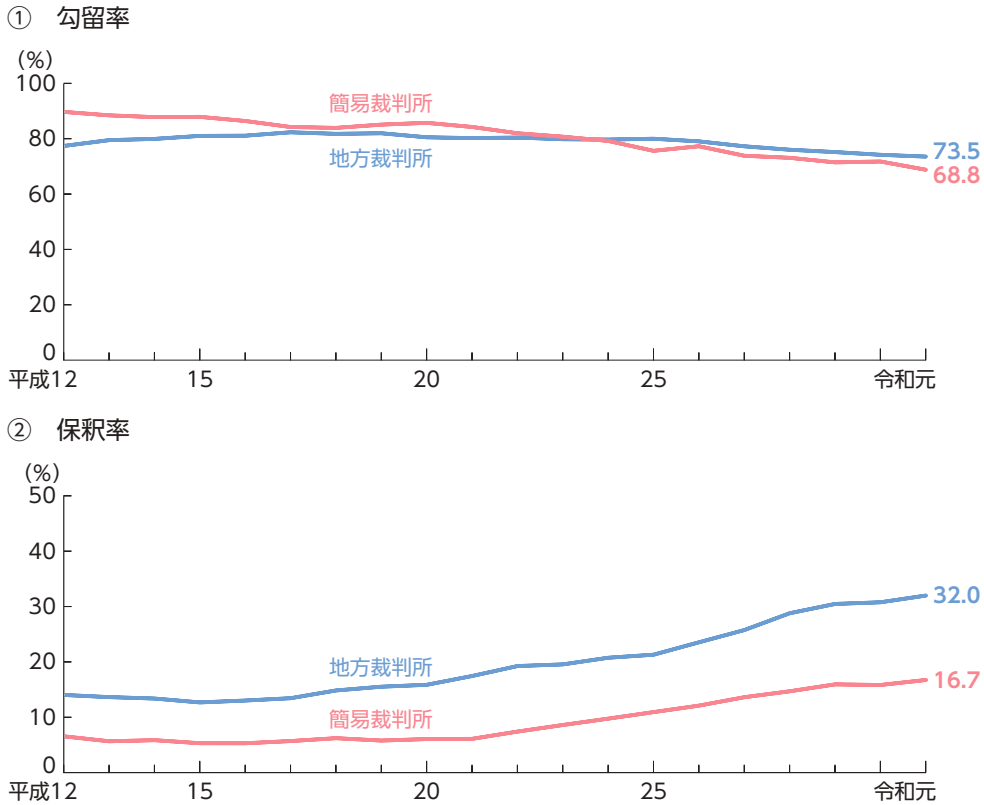
2-3-3-8図は、通常第一審における被告人の勾留率（移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率）・保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）の推移（最近20年間）を地方裁判所・簡易裁判所別に見たものである。勾留率については、地方裁判所では、平成13年から26年までは、17年（82.3%）をピークに80%前後で推移していたが、26年以降低下し続け、令和元年は73.5%（前年比0.7pt低下）であった。簡易裁判所では、平成21年までは83～89%台で推移していたが、同年以降は低下傾向を示し、24年以降は地方裁判所の勾留率を毎年下回っており、令和元年は68.8%（同3.0pt低下）であった。

保釈率については、地方裁判所の方が簡易裁判所よりも約7～15pt高い水準で推移している。地方裁判所では、平成15年（12.7%）を境に16年から毎年上昇し続けており、令和元年は32.0%（前年

比1.2pt 上昇), 簡易裁判所においても平成16年(5.3%)を境に上昇傾向にあり, 令和元年は16.7% (同0.9pt 上昇) であった。

2-3-3-8図 通常第一審における被告人の勾留率・保釈率の推移(裁判所別)

(平成12年~令和元年)



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「勾留率」は、移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率をいう。
 3 「保釈率」は、勾留総人員に占める保釈人員の比率をいう。

令和元年の通常第一審における被告人の勾留状況を終局処理人員で見ると、2-3-3-9表のとおりである。

2-3-3-9表 通常第一審における被告人の勾留状況

(令和元年)

区分	終局処理総人員 (A)	勾留総人員 (B)	勾留期間			保釈人員 (C)	勾留率 $\frac{B}{A}$ (%)	保釈率 $\frac{C}{B}$ (%)
			1月以内	3月以内	3月を超える			
地方裁判所	48,751	35,850 (100.0)	8,668 (24.2)	18,550 (51.7)	8,632 (24.1)	11,465	73.5	32.0
簡易裁判所	4,511	3,103 (100.0)	506 (16.3)	2,357 (76.0)	240 (7.7)	519	68.8	16.7

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
 3 () 内は、構成比である。

第4節 上訴審

令和元年における通常第一審の終局裁判に対する上訴率（公訴棄却の決定、正式裁判請求の取下げ及び移送等による終局を除く終局処理人員に対する上訴（控訴及び跳躍上告）人員の比率）は、地方裁判所の裁判については12.3%、簡易裁判所の裁判については6.0%であった。同年の高等裁判所における控訴事件の終局処理人員を受理区分別に見ると、被告人側のみ控訴申立てによるものが5,736人（98.4%）、検察官のみ控訴申立てによるものが72人（1.2%）、双方からの控訴申立てによるものが19人（0.3%）、破棄差戻し・移送等によるものが1人（0.02%）であった（司法統計年報による。）。

令和元年における高等裁判所の控訴審としての終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見ると、**2-3-4-1表**のとおりである。

破棄人員530人について破棄理由を見ると、判決後の情状によるものが358人と最も多く、次いで、量刑不当（70人）、事実誤認（66人）の順であった（二つ以上の破棄理由がある場合は、それぞれに計上している。司法統計年報による。）。また、第一審の有罪判決が覆されて無罪となった者は22人であり（司法統計年報による。）、第一審の無罪判決が覆されて有罪となった者は、検察官が無罪判決を不服として控訴した26人のうち10人であった（検察統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の控訴事件について見ると、令和元年の終局処理人員は380人であり、そのうち控訴棄却が302人と最も多く、控訴取下げが35人、公訴棄却が1人であった。破棄人員は42人であり、破棄のうち自判が36人（自判内容は、有罪が29人、一部有罪が2人、無罪が5人）、差戻し・移送が6人であった（司法統計年報による。）。

2-3-4-1表 控訴審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

(令和元年)

罪 名	総数	破 棄						差戻し ・移送	控訴 棄却	取下げ	公訴 棄却
		自 判									
		計	有罪	一部 有罪	無罪	免訴					
総 数	5,828	516	479	15	22	-	14	4,285	984	29	
刑 法 犯	3,606	405	378	12	15	-	11	2,609	562	19	
公務執行妨害	39	-	-	-	-	-	-	33	5	1	
放 火	33	2	2	-	-	-	-	29	2	-	
偽 造	56	7	7	-	-	-	-	41	8	-	
わいせつ等	241	35	33	2	-	-	1	179	23	3	
殺 人	92	10	8	-	2	-	4	69	8	1	
傷 害	455	65	57	2	6	-	3	323	58	6	
過失傷害	18	3	1	-	2	-	-	15	-	-	
窃 盗	1,453	115	113	2	-	-	2	1,042	289	5	
強 盗	168	16	15	1	-	-	-	127	25	-	
詐 欺	714	114	109	4	1	-	1	493	104	2	
恐 喝	52	3	3	-	-	-	-	45	4	-	
横 領	63	12	10	-	2	-	-	45	6	-	
毀棄・隠匿	42	4	3	1	-	-	-	30	8	-	
暴力行為等処罰法	32	2	1	-	1	-	-	23	7	-	
そ の 他	148	17	16	-	1	-	-	115	15	1	
特 別 法 犯	2,222	111	101	3	7	-	3	1,676	422	10	
公職選挙法	5	-	-	-	-	-	-	4	-	1	
銃 刀 法	22	-	-	-	-	-	-	20	2	-	
大麻取締法	64	6	5	-	1	-	-	48	10	-	
覚醒剤取締法	1,236	54	49	2	3	-	2	869	305	6	
麻薬取締法	35	3	3	-	-	-	-	27	5	-	
麻薬特例法	17	3	3	-	-	-	-	12	2	-	
出 資 法	4	1	1	-	-	-	-	3	-	-	
道交違反	412	10	8	1	1	-	-	352	49	1	
自動車運転致死傷処罰法	154	15	14	-	1	-	1	122	16	-	
入 管 法	19	1	-	-	1	-	-	16	2	-	
そ の 他	254	18	18	-	-	-	-	203	31	2	

注 1 司法統計年報による。

2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。

3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

4 「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

5 「横領」は、遺失物等横領を含む。

6 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。

令和元年に言い渡された控訴審判決に対する上告率（控訴棄却の決定、控訴の取下げ、公訴棄却の決定及び移送・回付による終局を除く終局処理人員に対する上告人員の比率）は、42.5%であった。同年における最高裁判所の上告事件の終局処理人員は、2,091人（第一審が高等裁判所であるものを含む。）であり、その内訳は、上告棄却が1,742人（83.3%）、上告取下げが338人（16.2%）と続く。破棄については、3人（全員が自判であり、その自判内容は有罪）であった（司法統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の上告事件について見ると、令和元年の終局処理人員は171人で、その内訳は、上告棄却が154人、上告取下げが17人であり、破棄及び公訴棄却の者はいなかった（司法統計年報による。）。

第1節 概説

刑を言い渡した有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。懲役、禁錮及び拘留は、**刑事施設**において執行される。

罰金・料金を完納できない者は、刑事施設に附置された労役場に留置され、労役を課される（労役場留置）。法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）2条により監置に処せられた者は、監置場に留置される。

売春防止法（昭和31年法律第118号）5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された成人女性は、**婦人補導院**に収容される。

1 刑事施設等

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。**刑務所及び少年刑務所**は、主として受刑者を収容する施設であり、**拘置所**は、主として未決拘禁者を収容する施設である。令和2年4月1日現在、刑事施設は、本所が75庁（刑務所61庁（社会復帰促進センター4庁を含む。）、少年刑務所6庁、拘置所8庁）、支所が107庁（刑務支所8庁、拘置支所99庁）である。刑事施設には、労役場が附置されているほか、監置場が一部の施設を除いて附置されている。

現在、婦人補導院は、東京に1庁置かれている。令和元年には、婦人補導院への入院はなかった（矯正統計年報による。）。

2 刑事施設における処遇

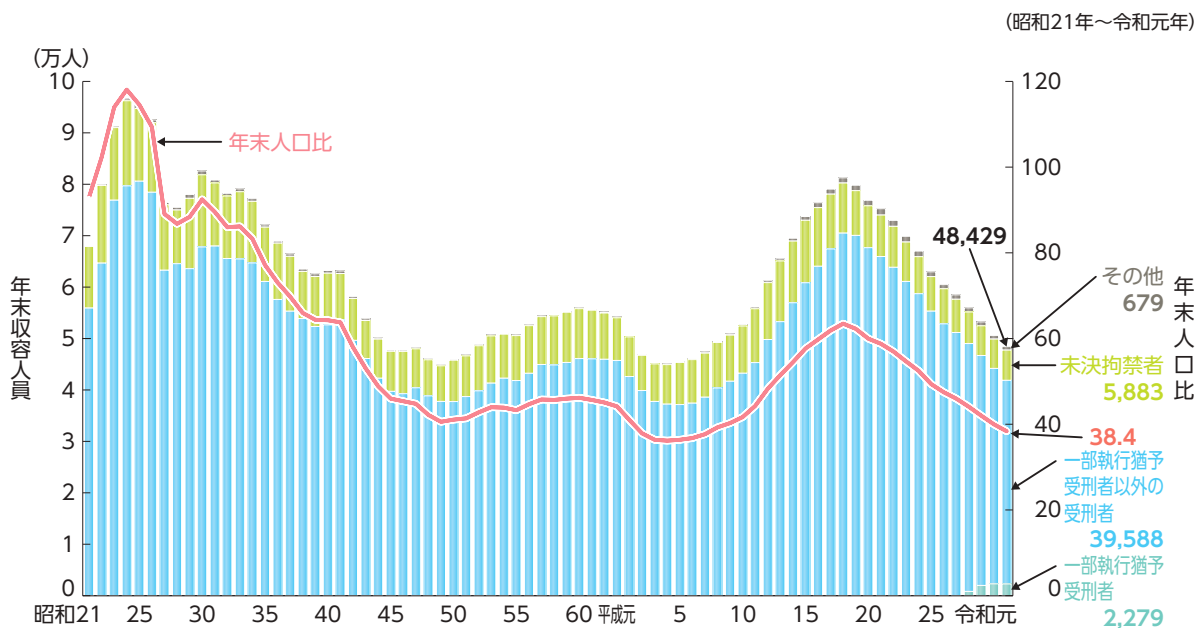
刑事施設に収容されている未決拘禁者、受刑者等の被収容者の処遇は、刑事収容施設法に基づいて行われている。未決拘禁者の処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意して行われる。受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行われる。受刑者には、矯正処遇として、作業を行わせるほか、改善指導及び教科指導が行われる。

第2節 刑事施設の収容状況

1 刑事施設の収容人員

刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、**2-4-2-1図**のとおりである（女性については**4-6-2-3図**，一日平均収容人員の推移についてはCD-ROM資料**2-5**をそれぞれ参照）。年末収容人員は，平成18年に8万1,255人を記録したが，19年以降減少し続け，令和元年末現在は4万8,429人（前年末比4.2%減）であり，このうち，受刑者は4万1,867人（同5.2%減）であった。なお，元年における刑事施設の受刑者の年末収容人員のうち，**一部執行猶予受刑者**は，2,279人（同0.7%減）であった。

2-4-2-1図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移



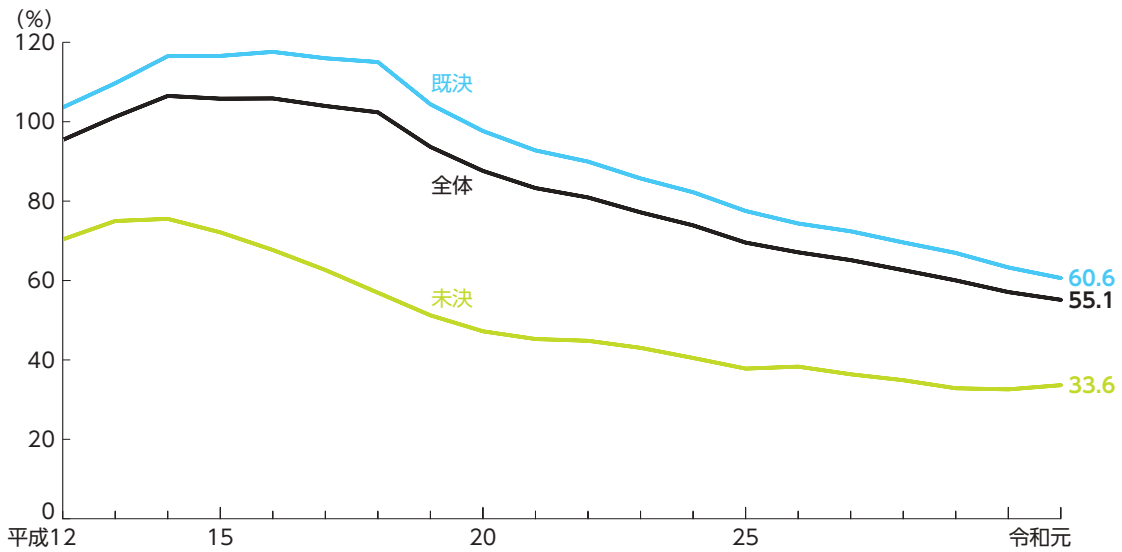
- 注 1 行刑統計年報，矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「年末収容人員」は，各年12月31日現在の収容人員である。
 3 「その他」は，死刑確定者，労役場留置者，引致状による留置者，被監置者及び観護措置の仮収容者である。
 4 「年末人口比」は，人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員である。

2 刑事施設の収容率

刑事施設の**収容率**の推移（最近20年間）は，**2-4-2-2図**のとおりである（女性については，**4-6-2-3図**参照）。令和元年末現在において，収容定員が8万7,825人（このうち既決の収容定員は7万人，未決の収容定員は1万7,825人）であるところ，収容人員は4万8,429人（前年末比2,149人（4.2%）減），このうち既決の人員は4万2,433人（同2,322人（5.2%）減），未決の人員は5,996人（同173人（3.0%）増）であった。収容率は全体で55.1%（同1.9pt低下）であり，既決は60.6%（同2.7pt低下），未決は33.6%（同1.1pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-2 刑事施設の収容率の推移

(平成12年～令和元年)



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 3 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

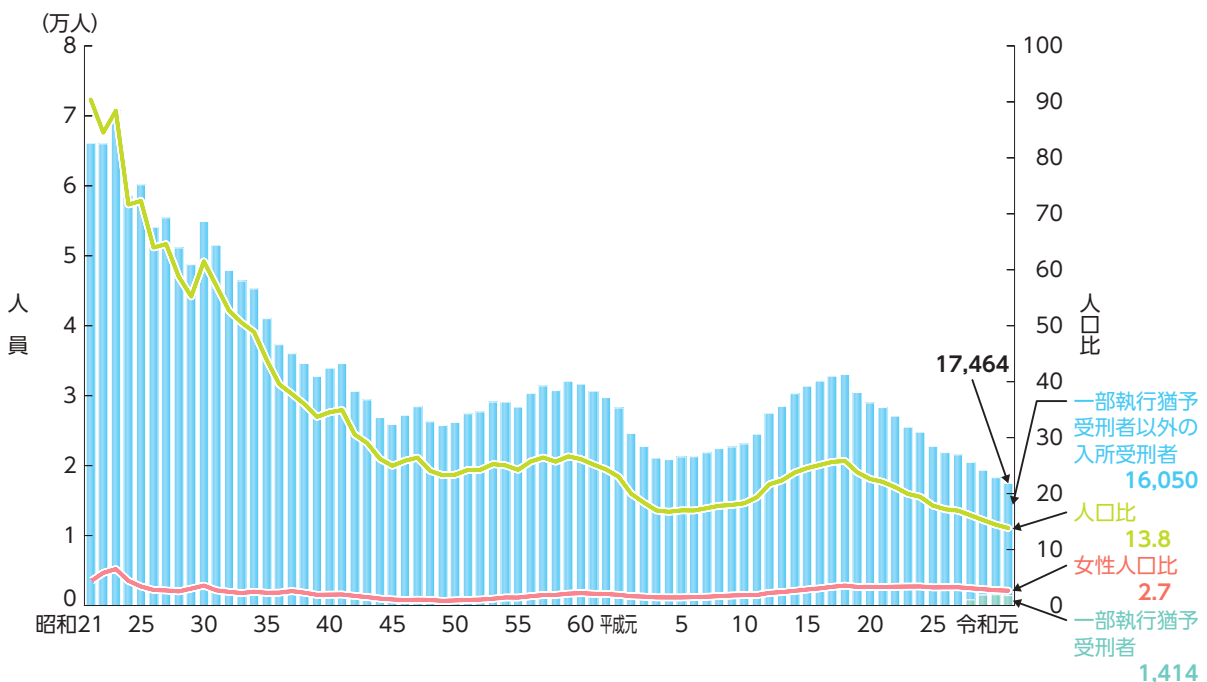
3 入所受刑者

(1) 人員

入所受刑者の人員及び人口比の推移(昭和21年以降)は、2-4-2-3図のとおりである。その人員は平成19年から減少し続け、令和元年は、1万7,464人(前年比4.4%減)と戦後最少を更新した(CD-ROM参照。女性については4-6-2-4図、年齢層別及び高齢者率については4-7-2-2図をそれぞれ参照)。

2-4-2-3 入所受刑者の人員・人口比の推移

(昭和21年～令和元年)



- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和元年における受刑者の入所事由別人員は、**2-4-2-4表**のとおりである。

2-4-2-4表 受刑者の入所事由別人員

(令和元年)

総数	新入所	仮釈放の取消し		一部執行猶予の取消し	仮釈放及び一部執行猶予の取消し	刑執行停止の取消し	労役場からの移行	逃走者の連戻し	留置施設等からの移送
		一部執行猶予なし	一部執行猶予あり						
18,577 (100.0)	17,464 (94.0)	409 (2.2)	13 (0.1)	22 (0.1)	4 (0.0)	6 (0.0)	463 (2.5)	-	196 (1.1)

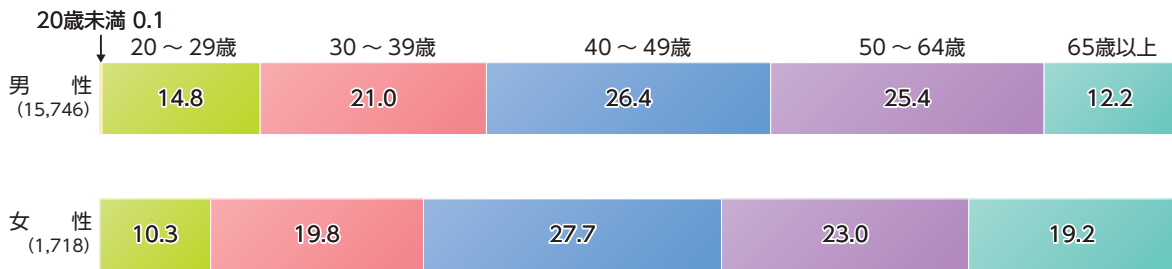
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「新入所」は、裁判が確定し、その執行を受けるため新たに入所した者をいう。死刑の執行を受けた者を含み、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）による受入受刑者及び少年処遇から成人処遇に移行した受刑者を含まない。
 3 「仮釈放の取消し」の「一部執行猶予あり」は、実刑期に係る仮釈放の取消しにより復所等した者（入所時に刑の一部執行猶予の取消しがなされている者を除く。）、「仮釈放及び一部執行猶予の取消し」は、実刑期に係る仮釈放及び刑の一部執行猶予の取消しにより復所等した者をいう。
 4 () 内は、構成比である。

(2) 特徴

令和元年における入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-5図**のとおりである（女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移については、**4-6-2-5図**参照）。

2-4-2-5図 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

(令和元年)

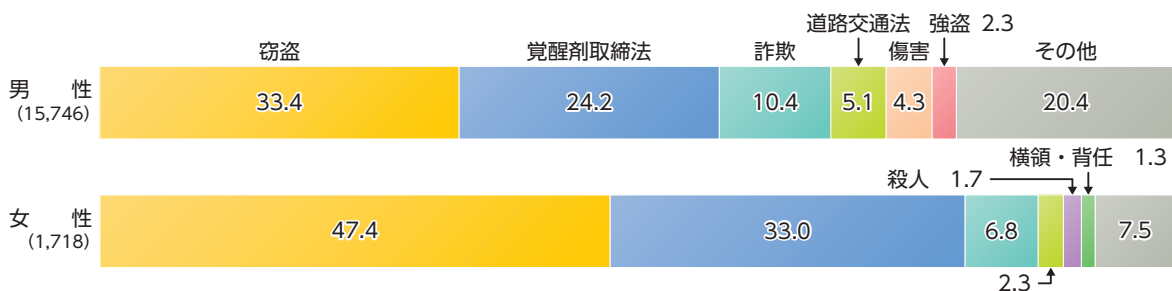


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 () 内は、実人員である。

令和元年における入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-6図**のとおりである（高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、**4-7-2-3図**参照）。

2-4-2-6図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

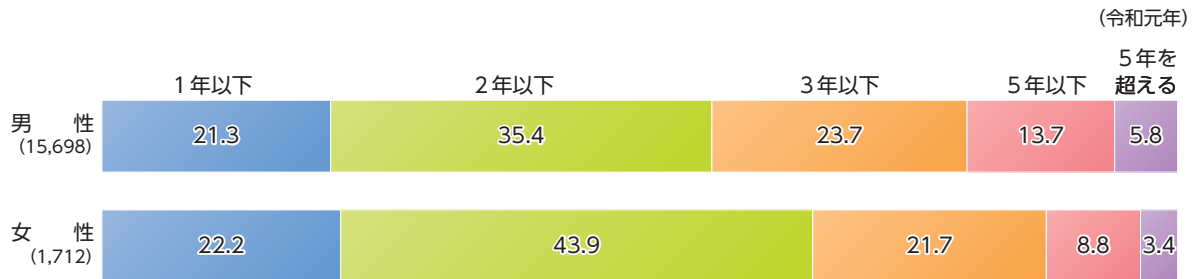
(令和元年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 () 内は、実人員である。

令和元年の入所受刑者について、刑の種類を見ると、懲役1万7,410人(99.7%)、禁錮49人(0.3%)、拘留2人であった(矯正統計年報による。)。懲役受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-7図**のとおりである(懲役受刑者の刑期別の年末収容人員の推移については、CD-ROM資料**2-6**参照)。

2-4-2-7図 入所受刑者(懲役)の刑期別構成比(男女別)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 4 「5年を超える」は、無期を含む。
 5 ()内は、実人員である。

4 出所受刑者

(1) 人員

令和元年における受刑者の出所事由別人員は、**2-4-2-8表**のとおりである。出所受刑者(仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。)に占める満期釈放者等(満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。)の比率は、41.7%(前年比0.1pt上昇)であった(CD-ROM参照)。

2-4-2-8表 受刑者の出所事由別人員

総数	(令和元年)												
	満期釈放等	満期釈放	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	仮釈放	一部執行猶予なし	一部執行猶予あり	不定期刑終了	恩赦	刑執行停止	労役場への移行	留置施設等への移送	逃走	死亡
20,853	8,313 (41.7)	8,018	295	11,640 (58.3)	10,442	1,198	-	-	17	487	193	-	203 [3]

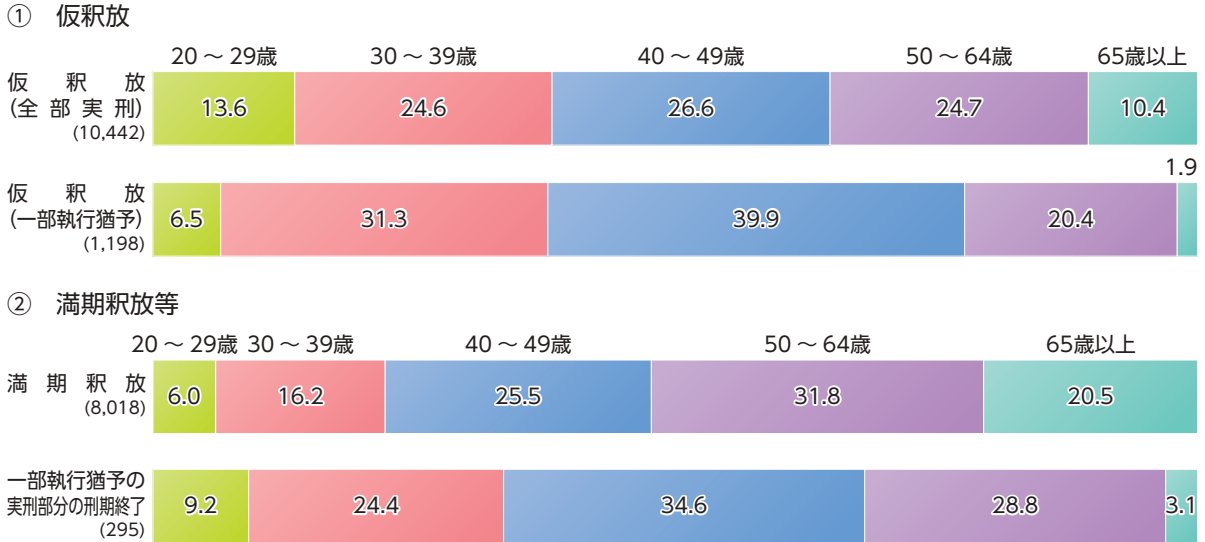
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 ()内は、満期釈放等と仮釈放の合計に対する比率である。
 3 []内は、死刑の執行を受けた者であり、内数である。

(2) 特徴

令和元年における出所受刑者の年齢層別構成比を出所事由別に見ると、**2-4-2-9図**のとおりである。

2-4-2-9図 出所受刑者の年齢層別構成比（出所事由別）

（令和元年）

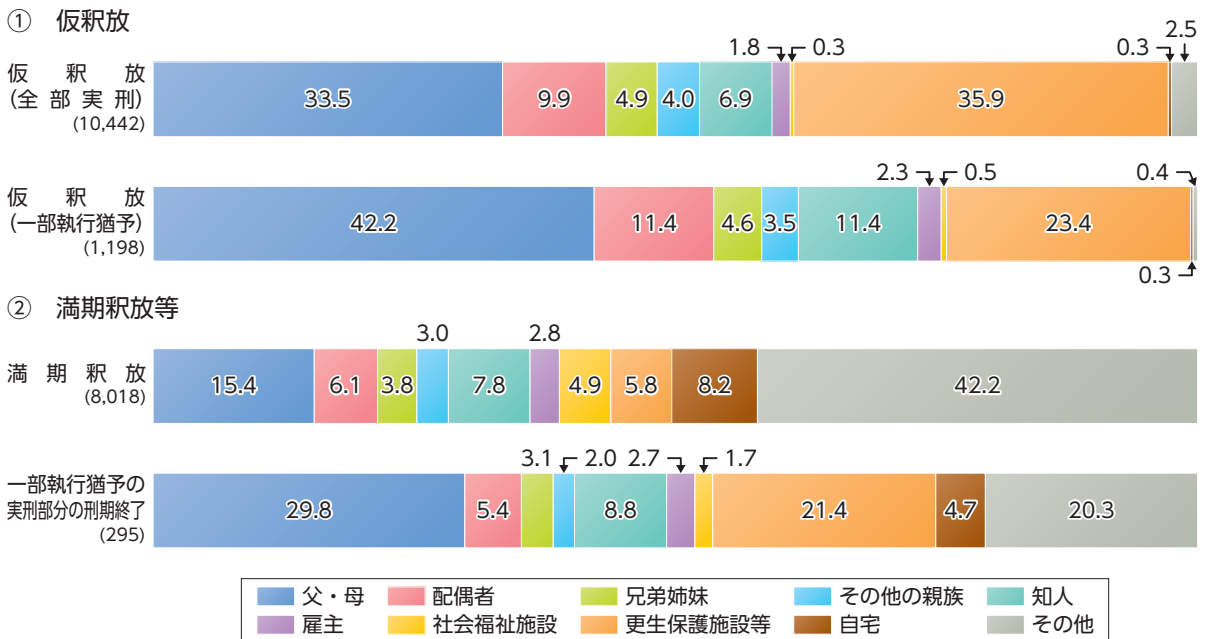


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

令和元年における出所受刑者の帰住先別構成比を出所事由別に見ると、**2-4-2-10図**のとおりである（男女別については、**4-6-2-6図**参照）。

2-4-2-10図 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

（令和元年）



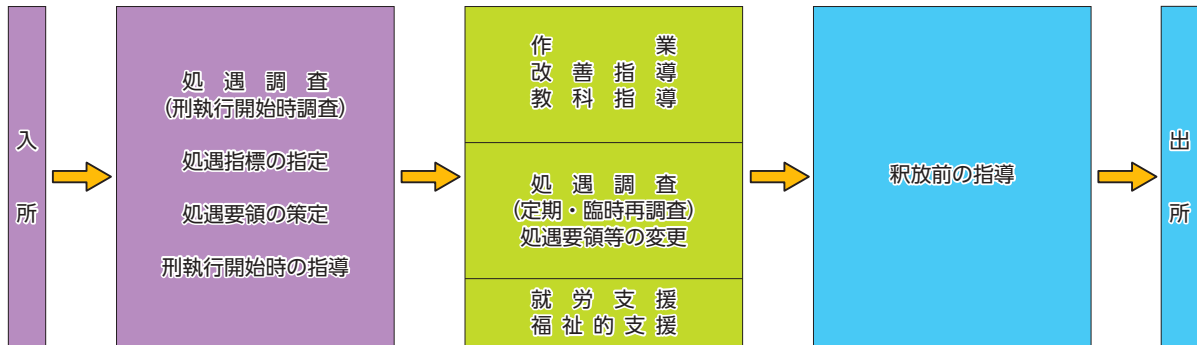
注 1 矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 () 内は、実人員である。

第3節 受刑者の処遇等

1 処遇の概要

受刑者の処遇は、刑事収容施設法に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として行う。その流れは、**2-4-3-1図**のとおりである。

2-4-3-1図 受刑者処遇の流れ



(1) 処遇指標及び処遇要領

受刑者の処遇の中核となるのは、矯正処遇として行う作業（次項参照）、改善指導及び教科指導（本節3項参照）である。矯正処遇は、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施しなければならない（**個別処遇の原則**）。

そのため、各刑事施設では、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、受刑者の資質及び環境の調査（**処遇調査**）を行っている。また、新たに刑が確定した受刑者で、26歳未満の者及び特別改善指導（本節3項（2）参照）の受講に当たり特に調査を必要とする者等には、**調査センター**として指定されている特定の刑事施設で精密な処遇調査が行われている。また、受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握するために開発を進めている受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）のうち、一部機能の運用を開始し、原則として、全受刑者を対象に、刑の執行開始時に行う処遇調査においてGツールを実施し、それによって得られる結果や情報を処遇決定の参考としている。

刑事施設では、刑の執行開始時に処遇調査（調査センターでの処遇調査を含む。）を行い、その調査結果を踏まえ、受刑者に**処遇指標**を指定する。処遇指標は、矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗から構成される。処遇指標の区分及び令和元年末現在の符号別の人員は**2-4-3-2表**のとおりである。処遇指標は、その指定がなされるべきものは、重複して指定され、処遇指標を指定されることで、受刑者の収容される刑事施設と矯正処遇の重点方針が定まる。

2-4-3-2表 処遇指標の区分・符号別人員

① 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容		符号
作業	一般作業		V0
	職業訓練		V1
改善指導	一般改善指導		R0
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
		暴力団離脱指導	R2
		性犯罪再犯防止指導	R3
		被害者の視点を取り入れた教育	R4
		交通安全指導	R5
	就労支援指導	R6	
教科指導	補習教科指導		E1
	特別教科指導		E2

② 受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗

(令和元年12月31日現在)

属性及び犯罪傾向の進捗	符号	人員
拘留受刑者	D	-
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt	-
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M	246
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P	390
女子	W	3,083
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F	1,078
禁錮受刑者	I	91
少年院への収容を必要としない少年	J	1
執行すべき刑期が10年以上である者	L	4,566
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y	1,683
犯罪傾向が進んでいない者	A	9,388
犯罪傾向が進んでいる者	B	18,020

注 1 矯正統計年報による。

2 複数の処遇指標が指定されている場合は、符号の欄において上に掲げられているものに計上している。

受刑者には、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法（例えば、具体的にどのような方法や期間・回数で薬物依存離脱指導を行うかなど）が**処遇要領**として定められ、矯正処遇はこの処遇要領に沿って計画的に実施される。

また、矯正処遇の進展に応じて、定期的には又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、必要に応じ処遇指標及び処遇要領を変更する。

(2) 制限の緩和と優遇措置

受刑者の自発性や自律性を涵養^{かん}するため、受刑者処遇の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成）を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための制限を緩和することとし、その制限が緩和された順に第1種から第4種までの区分を指定し、定期的に、及び随時、上記の見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分の指定を変更している。各区分に指定された受刑者の制限の内容は、第4種では、原則として居室棟内で矯正処遇等を行うこと、第3種では、主として刑事施設内の居室棟外（工場等）で矯正処遇等を行うこと、第2種では、刑事施設外での矯

正処遇等が可能となること、第1種では、居室に施錠をしないことなどである。令和2年4月10日現在、刑事施設本所75庁並びに刑務支所8庁及び大規模拘置支所4庁（札幌、横浜、さいたま及び小倉）合計87庁の施設における受刑者の制限区分別人員は、第1種335人（0.8%）、第2種6,260人（15.3%）、第3種3万33人（73.3%）、第4種837人（2.0%）、指定なし3,504人（8.6%）であった（法務省矯正局の資料による。）。

また、受刑者に改善更生の意欲を持たせるため、刑事施設では、定期的に受刑態度を評価し、良好な順に第1類から第5類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増やしたり、自弁（自費購入又は差入れを受けること。以下この章において同じ。）で使用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇をした処遇を行っている。令和2年4月10日現在、前記87庁の施設における受刑者の優遇区分別人員は、第1類749人（1.8%）、第2類6,519人（15.9%）、第3類1万7,265人（42.1%）、第4類3,559人（8.7%）、第5類3,616人（8.8%）、指定なし9,261人（22.6%）であった（法務省矯正局の資料による。）。

なお、受刑者の自発性や自律性を涵養し、社会適応性を向上させ、その改善更生及び円滑な社会復帰を目指すため、開放的施設として4施設（網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、松山刑務所大井造船作業場及び広島刑務所尾道刑務支所有井作業場）が指定されている。

（3）外出・外泊

受刑者は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高く、開放的施設で処遇を受けているなど、一定の要件を備えている場合において、円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居又は就業先の確保、家族関係の維持・調整等のために外部の者を訪問し、あるいは保護司その他の更生保護関係者を訪問するなどの必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、又は7日以内の期間で外泊することを許されることがある。刑事収容施設法施行により新たに導入された制度であるところ、同法が施行された平成18年5月から令和元年末までの実績は、外出503件、外泊26件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 作業

（1）概況

懲役受刑者には、法律上、作業が義務付けられている（労役場留置者も同様である。）。このほか、禁錮受刑者及び拘留受刑者も希望により作業を行うことができる。令和元年度における作業の一日平均就業人員は、4万1,718人であった。また、禁錮受刑者は、2年3月31日現在で、80.2%が作業に従事していた（法務省矯正局の資料による。）。

（2）作業の内容等

受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種がある。）、**社会貢献作業**（労務を提供する作業であって、公園等の除草作業等社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業）、自営作業（刑事施設における炊事、清掃、介助、矯正施設の建物の修繕等の作業）の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて指定される。なお、令和元年度において社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、37庁（刑務支所を含む。）465人であった（法務省矯正局の資料による。）。

作業は、刑事施設内で行うものが大部分であるが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもあり、さらに、刑事施設の外の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させる（職業訓練を受けさせることを含む。）こともある（**外部通働作業**）。令和2年3月末日現在、外部通働作業を実施しているのは、4庁4人であった（法務省矯正局の資料による。）。

なお、前記の外出、外泊及び外部通動作業の運用に当たっては、GPS 機器が活用されている。

作業の収入は、全て国庫に帰属する。令和元年度における作業による歳入額は、約35億円であった（法務省矯正局の資料による。）。

他方、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が原則として釈放時に支給される。作業報奨金に充てられる金額（予算額）は、令和元年度には、一人1か月当たり平均で4,260円であった（法務省矯正局の資料による。）。また、同年の出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、5万円を超える者が37.0%、1万円以下の者が14.6%であった（矯正統計年報による。）。

（3）職業訓練

刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、**職業訓練**を実施している。職業訓練には、総合訓練、集合訓練及び自庁訓練の三つの方法がある。総合訓練は全国の刑事施設から、集合訓練は主に各矯正管区単位で、自庁訓練は刑事施設ごとに、それぞれ適格者を選定して実施している。男性受刑者に対する総合訓練は、同施設として指定された7庁（山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越及び佐賀の各少年刑務所）で実施している。女性受刑者に対する職業訓練は、各女性施設で実施している一部の職業訓練種目について、他の女性施設からも希望者を募集して実施している。

刑事施設では、令和元年度には、ビジネススキル科、溶接科、フォークリフト運転科、介護福祉科等の合計50種目の職業訓練が実施され、1万2,679人がこれを修了し、溶接技能者、ボイラー技士、情報処理技術者等の資格又は免許を取得した者は、総数で7,572人であった（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設では、出所後の就労先への定着を図り、再犯防止につなげていくことを目的として、在所中に内定を受けた者等を対象に、内定を受けた事業所等において一定期間就労を体験させる職場体験制度が職業訓練の一環として位置付けられた上で実施されている。令和元年度に職場体験を経験した受刑者数は、35人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 矯正指導

改善指導、教科指導並びに刑執行開始時及び釈放前の指導の四つを総称して**矯正指導**という。

（1）刑執行開始時の指導

受刑者には、入所直後、原則として2週間の期間で、受刑等の意義や心構え、矯正処遇を受ける上で前提となる事項（処遇制度、作業上の留意事項、改善指導等の趣旨・概要等）、刑事施設における生活上の心得、起居動作の方法等について指導が行われる。

（2）改善指導

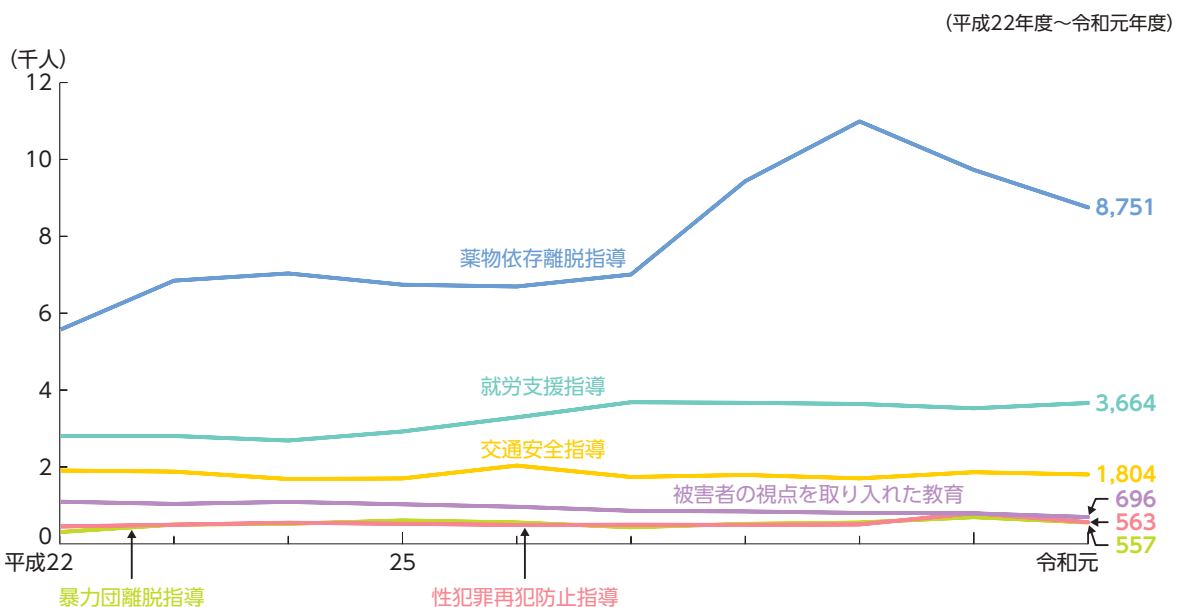
改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。

一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、①被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適應に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行う。また、高齢又は障害を有する受刑者のうち、福祉的支援を必要とする者又は受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、比較的早期の段階から、出所後の円滑な社会生活を見据えた指導を実施することを目的とした「社会復帰支援指導の標準プログラム」が策定され、全国的に展開されている。

特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社

会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う。現在、①「**薬物依存離脱指導**」(薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせるなど。令和元年度の実施施設数は73庁)、②「**暴力団離脱指導**」(警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなど。同34庁)、③「**性犯罪再犯防止指導**」(性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させるなど。性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。同21庁)、④「**被害者の視点を取り入れた教育**」(罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなど。同57庁)、⑤「**交通安全指導**」(運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させるなど。同47庁)及び⑥「**就労支援指導**」(就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させるなど。同65庁)の6種類の特別改善指導を実施している(薬物依存離脱指導の詳細については、第7編第5章第2節1項参照)。特別改善指導の受講開始人員の推移(最近10年間)は、**2-4-3-3図**のとおりである。

2-4-3-3図 特別改善指導の受講開始人員の推移



注 1 法務省矯正局の資料による。
2 受講開始人員は、延べ人員である。

(3) 教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導(補習教科指導)のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導(特別教科指導)を行っている。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。令和元年度の受験者数は370人、合格者数は、高卒認定合格者が185人、一部科目合格者が162人であった(文部科学省総合教育政策局の資料による。)

松本少年刑務所内には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入し、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。さらに、盛岡少

年刑務所及び松本少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集し、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与される。

(4) 釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として2週間の期間で、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や指導が行われる。

4 就労支援

法務省は、受刑者等の出所時の就労の確保に向けて、刑事施設及び少年院に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるが、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している（保護観察所における就労支援については、本編第5章第3節2項（4）参照）。

また、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、平成28年11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ設置された**矯正就労支援情報センター室**（通称「コレワーク」）が、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んできたところ、令和2年7月1日からは、6矯正管区（札幌、仙台、名古屋、広島、高松及び福岡）にもコレワークを新設して、その運用を開始した。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等を刑務所出所者等雇用支援アドバイザーとして招へいし、刑務所出所者等の雇用前後における事業主の不安や疑問等の相談に応じられる体制を整備するとともに、同アドバイザーによる事業主への相談会を実施（元年度は43回実施し、延べ155人参加）したほか、事業主等に対する就労支援セミナーを開催（同年度は15回開催し、延べ344人参加）した。

このほか、日本財団及び関西の企業7社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯率の低下の実現を目指しており、令和2年5月末現在で、170社が参加している（日本財団の資料による）。

5 福祉的支援

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において**特別調整**を実施している（概要については、本編第5章第2節2項参照）。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、厚生労働省の地域生活定着促進事業により整備が進められた**地域生活定着支援センター**であり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている。

刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士（以下「社会福祉士等」という。）の資格を有する非常勤職員を配置しているほ

か、**福祉専門官**（社会福祉士，精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和2年度の社会福祉士等の配置施設数は，刑事施設69庁（支所を含む。）であり，福祉専門官の配置施設数は，刑事施設58庁（支所を含む。）である。また，認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し，専門的な知識・経験を有する者が介助を行うため，介護福祉士及び介護専門スタッフ（介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修の修了者等）を配置している。同年度の配置施設数は，介護福祉士が8庁，介護専門スタッフが41庁であった（法務省矯正局の資料による。）。

さらに，女性の受刑者を収容する刑事施設における医療・福祉等の問題に対処するため，これらの施設が所在する地域の医療・福祉等の各種団体の協力を得て，「女子施設地域連携事業」を行っている（第4編第6章第2節2項（1）イ参照）。

6 受刑者の釈放等に関する情報の提供

法務省は，警察において，犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として，次のとおり，警察庁に対し，重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報を提供している。

平成17年6月から，刑事施設の長は，警察庁に対し，13歳未満の者に対する強制わいせつ，強制性交等（強姦），わいせつ目的略取誘拐，強盗・強制性交等（強盗強姦）等に係る受刑者について，釈放予定日のおおむね1か月前に，釈放予定日，入所日，帰住予定地等の情報を提供している。令和2年5月31日までに情報提供した対象者数は，2,178人であった（法務省矯正局の資料による。）。

これに加え，平成17年9月から，法務省は，警察庁に対し，殺人，強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすいと考えられる侵入窃盗，薬物犯罪等に係る受刑者について，毎月，釈放（予定）日，入所日，出所事由等の情報を提供している。令和2年5月31日までに情報提供した対象者数は，延べ約36万人であった（法務省矯正局の資料による。）。

第4節 刑事施設の運営等

1 刑事施設視察委員会

刑事施設には，法務大臣が任命する10人以内の外部の委員で構成され，刑事施設を視察し，その運営に関し，刑事施設の長に対して意見を述べる刑事施設視察委員会が刑事施設（本所）ごとに置かれている。令和元年度の活動状況は，会議の開催446回，刑事施設の視察161回，被収容者との面接459件であり，委員会が刑事施設の長に対して提出した意見は465件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 給養・医療・衛生等

被収容者には，食事及び飲料（湯茶等）が支給される。令和2年度の成人の受刑者一人当たりの一日の食費（予算額）は533.17円（主食費101.50円，副食費431.67円）である。高齢者，妊産婦，体力の消耗が激しい作業に従事している者や，宗教上の理由等から通常の食事を摂取できない者等に対しては，食事の内容や支給量について配慮している。また，被収容者には，日常生活に必要な衣類，寝具，日用品等も貸与又は支給されるが，日用品等について自弁のものを使用することも認めている。なお，同年度の刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容に直接に必要な費用（予算額）は，2,054円である（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設には，医師その他の医療専門職員が配置されて医療及び衛生関係業務に従事している。さらに，専門的に医療を行う刑事施設として，医療専門施設4庁（東日本成人矯正医療センター並びに岡崎，大阪及び北九州の各医療刑務所）を設置しているほか，医療重点施設9庁（札幌，宮城，府中，

名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各刑務所並びに東京拘置所)を指定し、これら13庁には、医療機器や医療専門職員を集中的に配置している。

矯正医官の人員は、令和2年4月1日現在で292人（前年比2人増）であり、定員の約9割にとどまっている（法務省矯正局の資料による。）。

3 民間協力

(1) 篤志面接

刑事施設では、必要があるときは、**篤志面接委員**に、被収容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導を行うことを依頼している。その助言指導の内容は、被収容者の精神的な悩みや、家庭、職業及び将来の生活に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。令和元年末現在、篤志面接委員は1,016人であり、その内訳は、教育・文芸関係者343人、更生保護関係者109人、法曹関係者82人、宗教・商工・社会福祉関係者239人、その他243人である。同年の篤志面接の実施回数は1万2,270回であり、その内訳は、趣味・教養の指導5,916回、家庭・法律・職業・宗教・保護に関する相談2,211回、悩み事相談1,466回、その他2,677回であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 宗教上の儀式行事・教誨

刑事施設では、**教誨師**（民間の篤志の宗教家）に宗教上の儀式行事や教誨（読経や説話等による精神的救済）の実施を依頼し、被収容者がその希望に基づいてその儀式行事に参加し、教誨を受けられるように努めている。令和元年末現在、教誨師数は、1,625人であり、同年の宗教上の儀式行事・教誨の実施回数は、集団に対して9,311回、個人に対して6,290回であった（法務省矯正局の資料による。）。

4 規律・秩序の維持

被収容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならない。そのために、刑事施設では、被収容者が遵守すべき事項を定めており、被収容者がこれを遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、懲罰を科することがある。令和元年に懲罰を科せられた被収容者は、延べ3万5,448人であり、懲罰理由別に見ると、怠役（正当な理由なく作業を怠ること。34.0%）が最も高い比率を占め、次いで、物品不正授受（4.6%）、抗命（4.5%）及び被収容者に対する暴行（4.4%）の順となっている（矯正統計年報による。）。

令和元年に刑事施設で発生した逃走、殺傷等の事故の発生状況は、**2-4-4-1表**のとおりである。

2-4-4-1表 刑事施設における事故発生状況

(令和元年)

総数	逃走		自殺	被収容者 殺傷	作業上 死亡	事故死	火災	その他
	件数	人員						
12 (7)	-	-	7 (7)	5 (-)	-	-	-	-

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 「逃走」については、事故発生件数及び人員であり、「逃走」以外については、事故発生件数である。また、()内は、死亡人員である。

3 「被収容者殺傷」の傷害は、全治1か月以上のものである。

5 不服申立制度

刑事施設の処置に対する被収容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、被収容者は、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の長による一定の措置（信書の発受の差止めや懲罰等の処分等）については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為（被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等）については、その事実の確認を求める事実の申告をすることができる（いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請（再審査の申請）・申告を行うことができる。）ほか、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。被収容者の不服申立件数の推移（最近5年間）は、**2-4-4-2表**のとおりである。

2-4-4-2表 被収容者の不服申立件数の推移

(平成27年～令和元年)

年次	審査の申請	再審査の申請	事実の申告		法務大臣に対する苦情の申出	訴訟	告訴・告発	その他
			管区長	大臣				
27年	3,106	944	840	313	3,232	456	623	1,429
28	3,053	1,189	1,091	490	2,758	279	566	1,188
29	3,348	1,128	1,282	312	2,381	326	484	1,182
30	4,063	1,292	973	342	3,872	164	477	1,023
元	5,424	2,232	1,017	476	4,922	199	477	1,070

- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「告訴・告発」の件数は、被収容者が捜査機関宛てに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。
 3 「その他」は、人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

第5節 未決拘禁者等の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、被疑者又は被告人としての防御権を尊重しつつ、適正な収容を確保するよう配慮しながら行っている。昼夜、居室内で処遇を行うのが原則であり、居室は、できる限り単独室としている。

未決拘禁者は、受刑者と異なり、衣類・寝具は自弁のものを使用するのが一般的であり、飲食物・日用品も、規律・秩序の維持その他管理運営上の支障を及ぼすおそれがない限り、広範囲に自弁のものゝの摂取・使用が認められている。書籍等（新聞紙及び雑誌を含む。）の閲覧は、懲罰として書籍等の閲覧を停止されている場合のほか、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがなく、かつ、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがない限り許される。面会及び信書の発受は、刑事訴訟法上の制限があるほか、懲罰として面会及び信書の発受の停止をされている場合、被収容者において負担すべき外国語の翻訳・通訳の費用を負担しない場合、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合又は刑事施設の規律・秩序の維持上やむを得ない場合にも、制限を受けることがある。また、面会は、弁護人等との場合を除いて、原則として職員が立ち会い、信書の内容については検査が行われる。

なお、被勾留者等は、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができることされており（代替収容）、被勾留者は、起訴前においては留置施設に収容される場合が多い。令和元年に留置施設に代替収容された者の一日平均収容人員は、7,562人であった（法務省矯正局の資料による。）。

死刑の判決が確定した者は、その執行に至るまで他の被収容者と分離して刑事施設に拘置される。死刑確定者の処遇においては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話等を実施している。令和元年末現在、死刑確定者の収容人員は、110人であった（矯正統計年報による。）。

第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築，維持管理，運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られ，現在，美祢社会復帰促進センター（収容定員1,300人，うち女性800人），喜連川社会復帰促進センター（収容定員2,000人），播磨社会復帰促進センター（同1,000人），島根あさひ社会復帰促進センター（同2,000人）がPFI手法により運営されている。

これらの社会復帰促進センターにおいては，民間のノウハウとアイデアを活用した各種の特色あるプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。

このほか，競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき，黒羽刑務所，静岡刑務所，笠松刑務所，大阪拘置所，加古川刑務所及び高知刑務所では，刑事施設の運営業務の一部の民間委託を行っている。

これらに加えて，矯正研修所，東日本成人矯正医療センター，東日本少年矯正医療・教育センター，東京西少年鑑別所等が集約されている国際法務総合センターでは，それらの維持管理及び運営業務の一部について，PFI手法を活用した民間委託を行っている。

第5章

更生保護

第1節 概説

1 更生保護における処遇

保護観察付全部・一部執行猶予者は、執行猶予の期間中、保護観察に付される。また、受刑者は、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放期間中の保護観察が終了した後、執行猶予期間中の保護観察が開始される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・補導援護を受ける。

犯罪をした者及び非行のある少年に対する更生保護における処遇は、更生保護法（平成19年法律第88号）に基づいて行われている。

2 更生保護の機関

更生保護の機関には、法務省に置かれている**中央更生保護審査会**（委員長と委員4人で組織する合議制の機関）、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている**地方更生保護委員会**（3人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている**保護観察所**がある。中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、地方更生保護委員会は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

第2節 仮釈放等と生活環境の調整

1 仮釈放等

仮釈放は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするものであり、その審理は地方更生保護委員会が行う。

仮釈放は、懲役又は禁錮の受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、許すことができる。仮釈放を許すかどうかについては、①悔悟の情及び改善更生の意欲があるかどうか、②再び犯罪をするおそれがないかどうか、③保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかを順に判断し、それらの基準を満たした者について、④社会の感情が仮釈放を許すことを是認するかどうかを最終的に確認して判断される。

また、地方更生保護委員会は、保護処分の実行のため少年院に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、仮退院を許す。

地方更生保護委員会において、被害者等から申出があったときは、仮釈放等審理において、その意見等を聴取している（第6編第2章第1節5項参照）。

(1) 仮釈放審理等

仮釈放審理を開始した人員（平成28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）は、20年から減少傾向にあったが、令和元年は前年よりわずかに増加し1万3,086人（前年比0.3%増）であった。このうち一部執行猶予者の人員は1,287人（同8.5%増）であった（CD-ROM 資料2-7参照）。

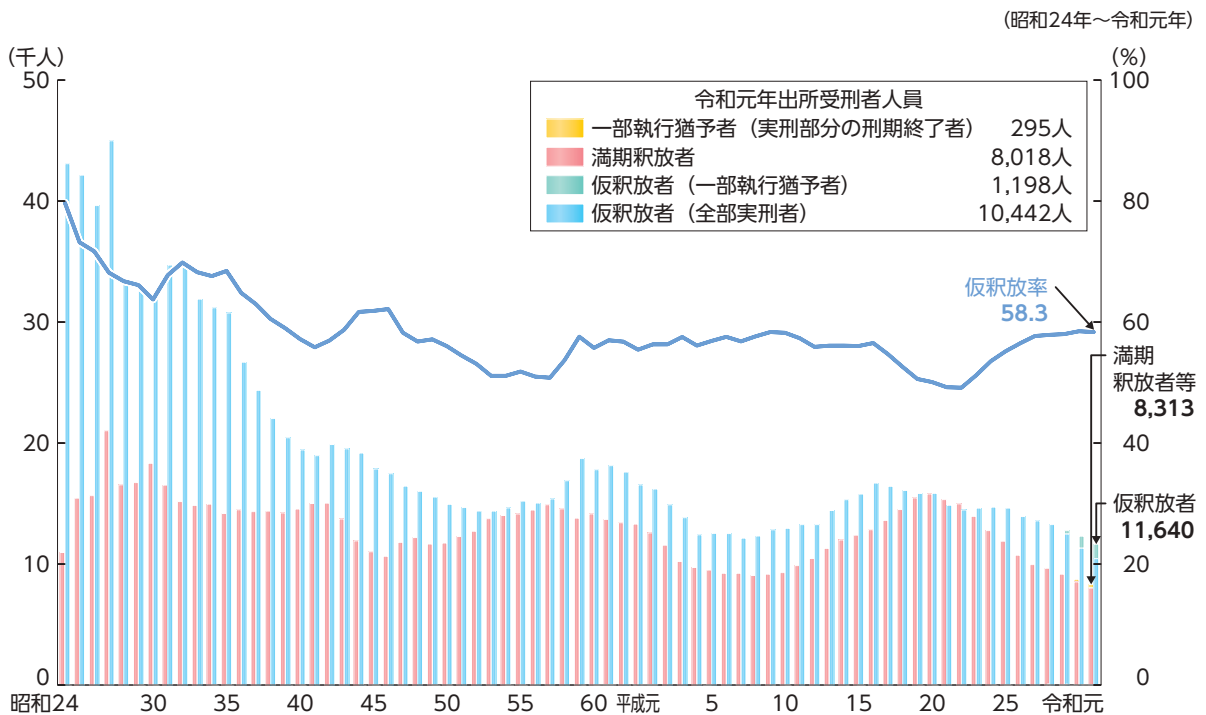
令和元年に、仮釈放が許可された人員と許可されなかった人員（仮釈放の申出が取り下げられた者を除く。）の合計に占める後者の比率は、3.5%（前年比1.1pt 低下）であったところ、このうち一部執行猶予者について見ると、0.2%であった（CD-ROM 資料2-7参照）。

少年院からの仮退院を許可された人員は、平成15年以降減少傾向にあり、令和元年は2,019人（前年比7.3%減）であった（CD-ROM 資料2-7参照）。

(2) 仮釈放者の人員

出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び**仮釈放率**の推移（昭和24年以降）は、**2-5-2-1図**のとおりである。仮釈放率は、平成17年から6年連続で低下していたが、23年に上昇に転じて再び50%を超え、令和元年は58.3%（前年比0.1pt 低下）であった。これを男女別に見ると、男性が57.0%（同0.0pt 低下）、女性が71.3%（同0.7pt 低下）であった（CD-ROM 参照。覚醒剤取締法違反の出所受刑者人員及び仮釈放率の推移については、**7-4-1-32図**参照）。

2-5-2-1図 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。
 2 「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 女性の満期釈放者等及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM 参照。

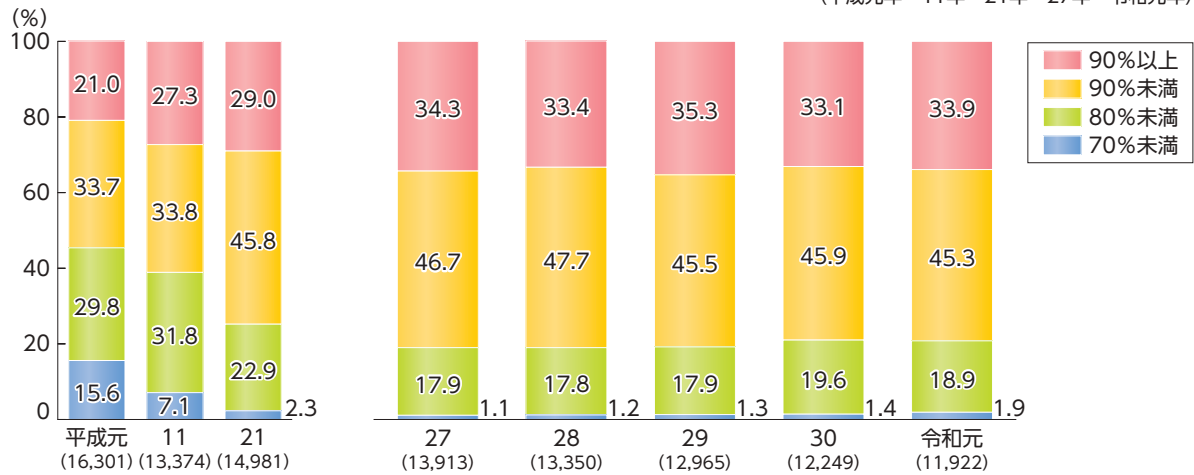
(3) 刑の執行率

2-5-2-2図は、定期刑受刑者の仮釈放許可人員について、**刑の執行率**（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）の区分別構成比の推移（平成元年・11年・21年・27年～令和元年）を見るとともに、令和元年の同人員の刑の執行率を刑期別に見たものである。

2-5-2-2 定期刑の仮釈放許可人員の刑の執行率の区別構成比の推移等

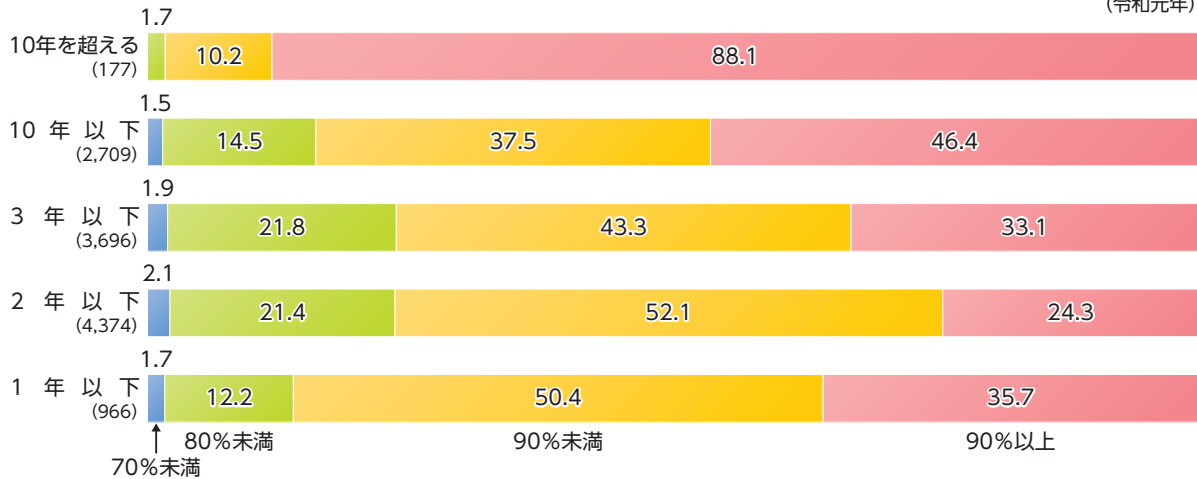
① 総数

(平成元年・11年・21年・27年～令和元年)



② 刑期別

(令和元年)



- 注 1 保護統計年報による。
 2 定期刑の仮釈放許可人員のうち、一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放許可人員は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 一部執行猶予の場合、実刑部分の刑期に基づく。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 無期刑受刑者の仮釈放

2-5-2-3表は、無期刑の仮釈放許可人員の推移（最近10年間）を刑の執行期間別に見たものである。

2-5-2-3表 無期刑仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）

(平成22年～令和元年)

刑の執行期間	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総数	7	6	4	8	4	11	6	9	10	15
20年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30年以内	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—
35年以内	2	5	4	8	2	11	5	7	10	9
35年を超える	3	1	—	—	1	—	1	2	—	6

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。

2 生活環境の調整

受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所では、刑事施設から受刑者の身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛ける**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。

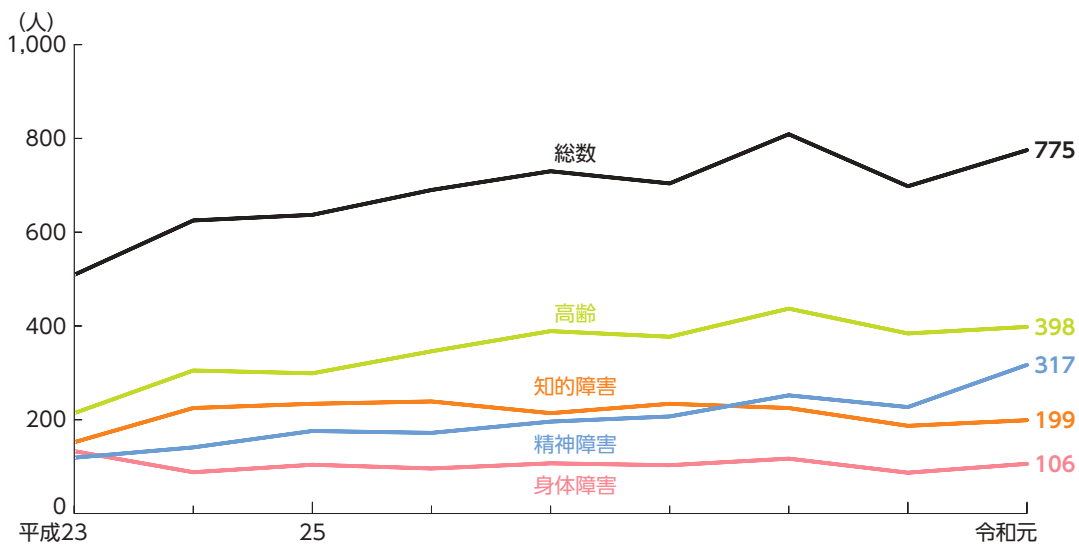
刑の一部執行猶予制度の導入に伴う更生保護法の一部改正により、平成28年6月から、保護観察所が行う生活環境の調整について、地方更生保護委員会が指導・助言・連絡調整を行うこと、受刑者に対する調査を行うことが可能となり、調整機能の充実化が図られた。また、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、地方更生保護委員会が、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができるようになった。令和元年に住居特定審理を経て住居が特定された者は241人（前年比72人増）であった（保護統計年報による。）。

令和元年に住居環境の調整を開始した受刑者の人員は、3万2,877人（前年比7.1%減）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者の人員は3,001人であった（保護統計年報による。）。

高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第4章第3節5項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被收容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（統計の存在する平成23年度以降）は、**2-5-2-4図**のとおりである。特別調整の終結人員は、24年度から増加傾向にあったが、30年度は減少し、令和元年度は増加に転じ775人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移

（平成23年度～令和元年度）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成23年度以降の数値で作成した。
 3 終結人員は、少年を含む。
 4 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 5 内訳は重複計上による。

第3節 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある）。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

保護観察対象者は、家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（**保護観察処分少年**）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**少年院仮退院者**）、仮釈放を許されて保護観察に付されている者（**仮釈放者**）、刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（**保護観察付全部執行猶予者**及び**保護観察付一部執行猶予者**）及び婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**婦人補導院仮退院者**）の5種類である。

保護観察対象者は、保護観察期間中、**遵守事項**を遵守しなければならず、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置が執られることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている**一般遵守事項**と、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**とがあり、特別遵守事項は、主として次の五つの類型、すなわち、①犯罪又は非行に結びつくおそれのある特定の行動をしないこと、②健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行又は継続すること、③指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること（本節2項（2）ウ参照）、⑤社会貢献活動を一定の時間行うこと（本節2項（5）参照）の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。また、保護観察対象者には、遵守事項のほか、改善更生に資する生活又は行動の指針となる**生活行動指針**が定められることがあり、遵守事項と共に、指導の基準とされる。

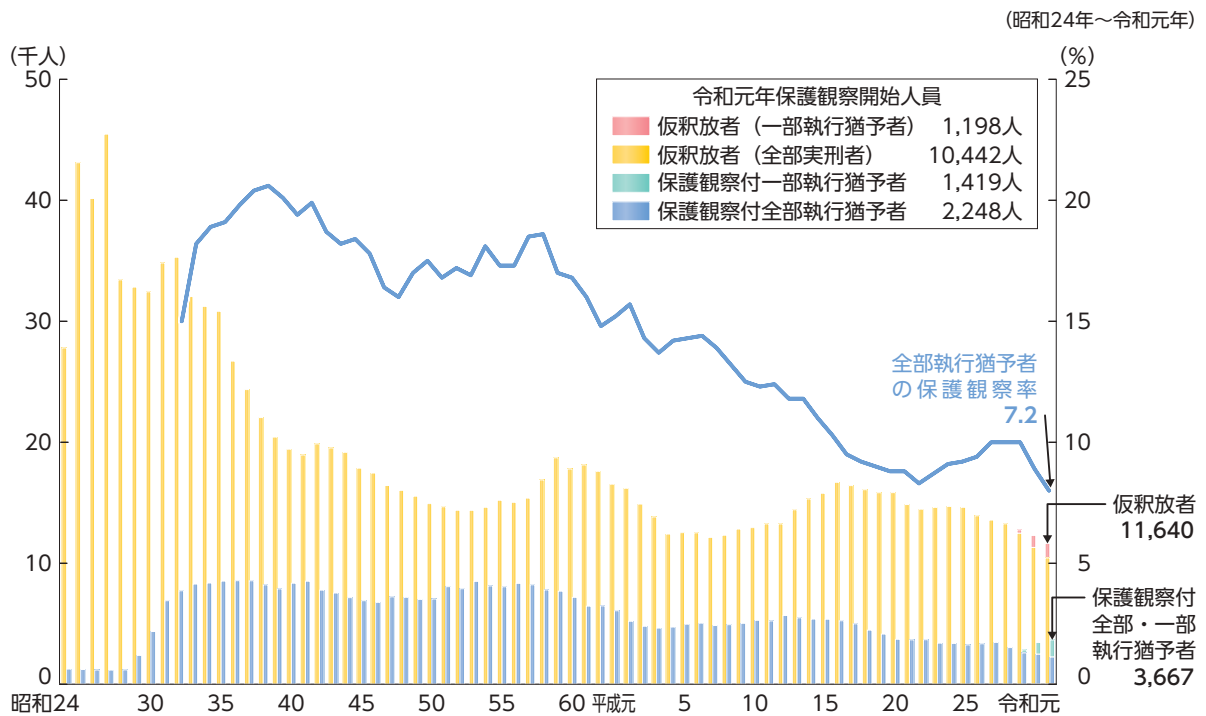
1 保護観察対象者の人員等

(1) 保護観察開始人員の推移

2-5-3-1図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに**全部執行猶予者の保護観察率**の推移（32年以降）を見たものである。なお、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者及び保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、事件単位の延べ人員である（特に断らない限り、以下この項において同じ）。令和元年の保護観察開始人員については、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者は前年より減少した（前年比7.7%減、同9.4%減）が、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者は前年より増加した（同20.8%増、同45.7%増）。全部執行猶予者の保護観察率は、平成20年までの低下傾向が、21年に上昇に転じた後、25年以降10.0%が続いていたが、28年以降低下し、令和元年は7.2%と前年より0.6pt低下した（一部執行猶予者の保護観察率についてはCD-ROM資料2-8、覚醒剤取締法違反の保護観察開始人員及び全部執行猶予者の保護観察率の推移については7-4-1-33図をそれぞれ参照）。

なお、令和元年には、婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付された者はいなかった（CD-ROM資料2-8参照）。

2-5-3-1図 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
 2 「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。
 3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和元年末の保護観察対象者の人員は、仮釈放者（全部実刑者）が4,128人（前年末比6.6%減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が362人（同16.0%増）、保護観察付全部執行猶予者が7,969人（同9.0%減）、保護観察付一部執行猶予者が2,150人（同87.6%増）であった（保護統計年報による。）。

(2) 保護観察対象者の特徴

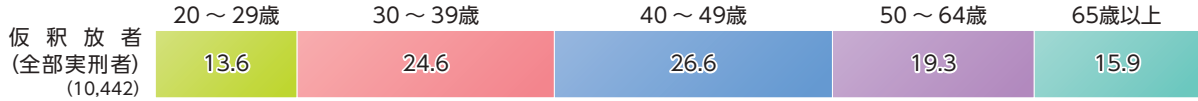
ア 年齢

2-5-3-2図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見たものである。

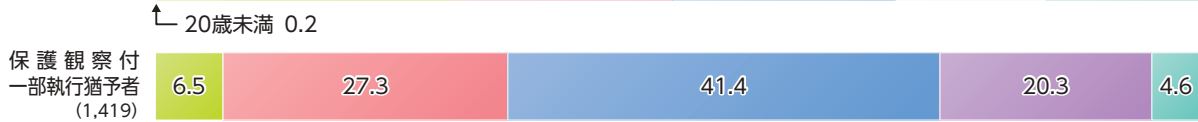
2-5-3-2図 保護観察開始人員の年齢層別構成比

(令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

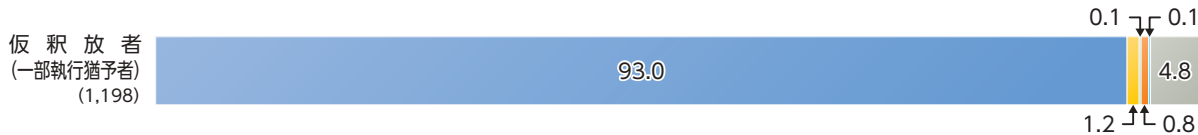
イ 罪名

2-5-3-3図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察開始人員の罪名別構成比を見たものである。

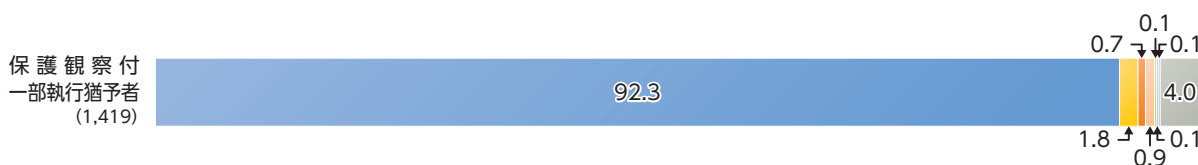
2-5-3-3図 保護観察開始人員の罪名別構成比

(令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報による。
 2 () 内は、実人員である。

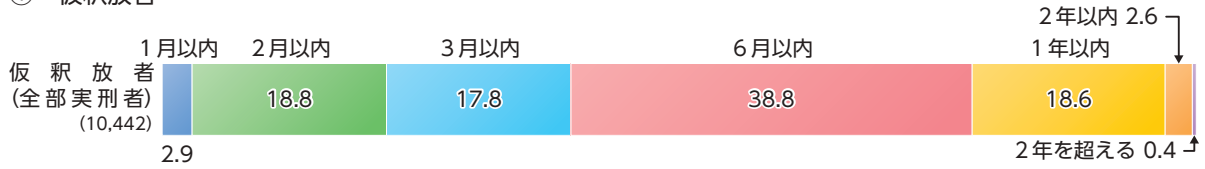
ウ 保護観察期間

2-5-3-4図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。

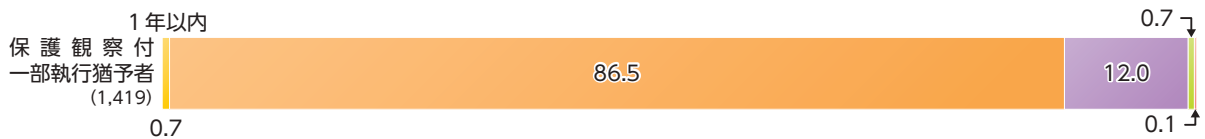
2-5-3-4図 保護観察開始人員の保護観察期間別構成比

(令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者の「2年を超える」は、無期を含む。
 3 ()内は、実人員である。

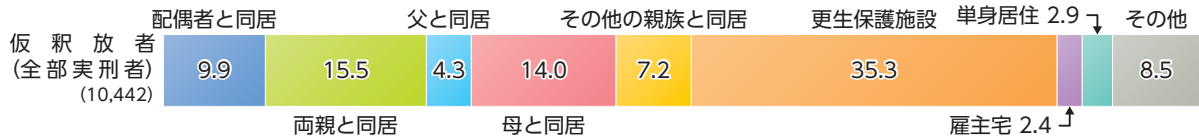
エ 居住状況

2-5-3-5図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見たものである。

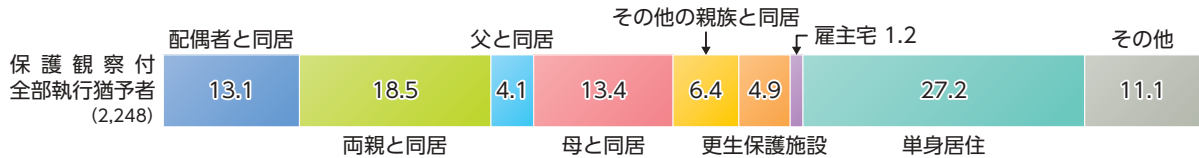
2-5-3-5図 保護観察開始人員の居住状況別構成比

(令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報による。
- 2 保護観察開始時の居住状況による。
- 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
- 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
- 5 ()内は、実人員である。

2 保護観察対象者に対する処遇

保護観察対象者の処遇は、原則として、保護観察官と保護司が協働して実施するほか、定期駐在制度（保護観察官が、市町村や公的機関、各更生保護施設等、あらかじめ定められた場所に、毎週又は毎月等定期的に出張し、保護観察対象者やその家族等関係者との面接等を行うもの）を併せて実施している。また、保護観察対象者の再犯防止と改善更生を図るために、段階別処遇と、類型別処遇等問題性に応じた処遇を軸として行われている。

(1) 段階別処遇

段階別処遇は、保護観察対象者を、改善更生の進捗や再犯可能性の程度及び補導援護の必要性等に応じて4段階に区分し、各段階に応じて保護観察官の関与の程度や接触頻度等を異にする処遇を実施する制度である。無期刑又は長期刑（執行刑期が10年以上の刑をいう。以下この項において同じ。）の仮釈放者は、社会復帰に種々の困難があるため、仮釈放後1年間は、特別の段階に区分し、必要に応じて複数の保護観察官が関与するなどして、充実した処遇を行っている。

(2) 問題性に応じた処遇

ア 類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施するものである。令和元年末における仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型の認定状況は、**2-5-3-6表**のとおりである。

2-5-3-6表 保護観察対象者の類型認定状況

(令和元年12月31日現在)

区分	シナー等乱用	覚せい剤事犯	問題飲酒	暴力団関係	暴走族	性犯罪等	精神障害等	高 齢	無職等	家庭内暴力	児童虐待		配偶者暴力	ギャンブル等依存
											児 童	配 偶 者		
仮 釈 放 者	11 (0.2)	1,348 (30.0)	457 (10.2)	65 (1.4)	1 (0.0)	297 (6.6)	517 (11.5)	481 (10.7)	1,384 (30.8)	41 (0.9)	18 (0.4)	16 (0.4)	550 (12.2)	
保護観察付全部・ 一部執行猶予者	24 (0.3)	1,084 (13.6)	855 (10.7)	59 (0.7)	3 (0.0)	1,155 (14.5)	1,285 (16.1)	686 (8.6)	1,421 (17.8)	315 (4.0)	84 (1.1)	128 (1.6)	411 (5.2)	
保護観察付 一部執行猶予者	14 (0.7)	1,860 (86.5)	143 (6.7)	53 (2.5)	—	41 (1.9)	371 (17.3)	41 (1.9)	311 (14.5)	10 (0.5)	2 (0.1)	6 (0.3)	42 (2.0)	

注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 ()内は、令和元年12月31日現在、保護観察中の仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数(類型が認定されていない者を含む。)のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

イ 特定暴力対象者等に対する処遇

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力的犯罪を繰り返してきた者で、シナー等乱用、覚せい剤事犯、問題飲酒、暴力団関係、精神障害等、家庭内暴力のいずれかの類型に認定された者、及び極めて重大な暴力的犯罪をした者等を、処遇上特に注意を要する者として**特定暴力対象者**と認定している。特定暴力対象者として認定された者については、保護観察官が積極的に対象者やその家族と面接するなどして、生活状況を的確に把握することに努めるなど、処遇の充実強化が図られている。令和元年に特定暴力対象者として認定された人員(受理人員)は、仮釈放者(全部実刑者)が199人、仮釈放者(一部執行猶予者)が8人、保護観察付全部執行猶予者が47人、保護観察付一部執行猶予者が10人であった(法務省保護局の資料による)。

このほか、保護観察所と警察との間において、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察実施上の特別遵守事項及びそれぞれが把握した当該対象者の問題行動等の情報を共有し、再犯を防止するための連携強化を図っている。

ウ 専門的処遇プログラム

ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、指導監督の一環として、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法(自己の思考(認知)のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法)を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行う**専門的処遇プログラム**が実施されている。

専門的処遇プログラムとしては、**性犯罪者処遇プログラム**、**薬物再乱用防止プログラム**、**暴力防止プログラム**及び**飲酒運転防止プログラム**の4種があり、その処遇を受けることを特別遵守事項として義務付けて実施している。

性犯罪者処遇プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の

問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものであり、コア・プログラムを中核として、導入プログラム、指導強化プログラム及び家族プログラムを内容とする。このうちコア・プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けている。

薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物（規制薬物等（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律2条1項に規定する規制薬物等）、指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物）及び危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いのある物品）をいう。以下ウにおいて同じ。）の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応用又は実践させるためのステップアッププログラム及び**簡易薬物検出検査**を内容とする（薬物再乱用防止プログラムについては、第7編第5章第3節2項（1）ウ参照）。薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の規定により保護観察に付された者については、原則として、薬物再乱用防止プログラムを受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている（薬物事犯者に対するその他の処遇については、同項参照）。

暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。なお、令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、同プログラムが試行されている。

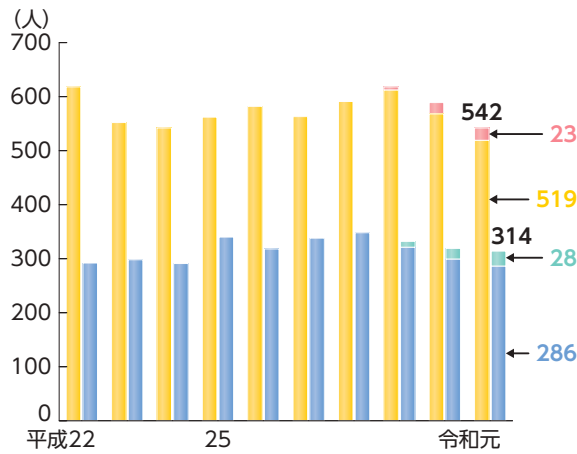
飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。

これらの専門的処遇プログラムは、特別遵守事項として義務付けて実施する以外に、必要に応じて生活行動指針として定めるなどして実施することもある。専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近10年間）は、**2-5-3-7図**のとおりである。

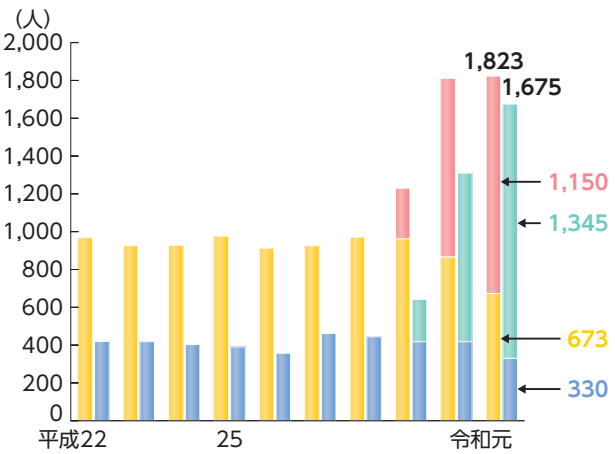
2-5-3-7 図 専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成22年～令和元年)

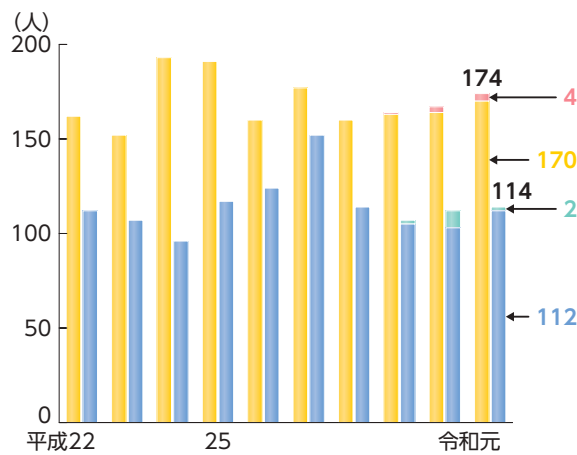
① 性犯罪者処遇プログラム



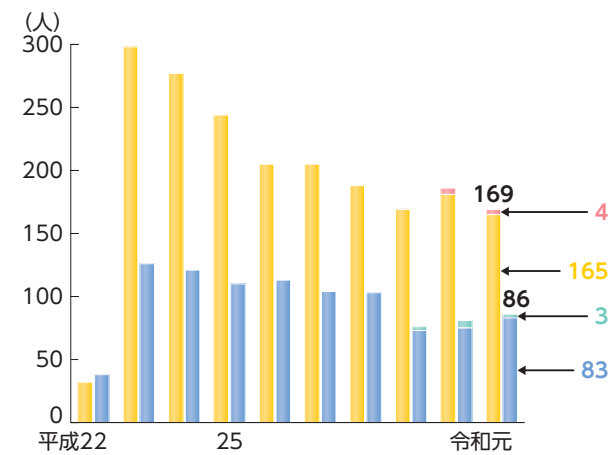
② 薬物再乱用防止プログラム



③ 暴力防止プログラム



④ 飲酒運転防止プログラム



■ 仮釈放者（一部執行猶予者） ■ 保護観察付一部執行猶予者
■ 仮釈放者（全部実刑者） ■ 保護観察付全部執行猶予者

- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成22年から28年5月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 3 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
 4 「飲酒運転防止プログラム」は、平成22年10月から実施している。
 5 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 6 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

エ しょく罪指導プログラム

自己の犯罪により被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者には、**しょく罪指導プログラム**による処遇を行うとともに、被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるように指導している。令和元年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は334人であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、平成25年4月から、法テラス（本編第1章2項及び第6編第2章第1節7項参照）と連携し、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行うに当たっての法的支援に関する手続が実施されている（令和元年度までの処理件数は25件であった（法テラスの資料による。））。

(3) 中間処遇制度

無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる**中間処遇**を行っており、令和元年は63人に対して実施した（法務省保護局の資料による。）。

(4) 就労支援

出所受刑者等の社会復帰には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、従来から保護観察の処遇において就労指導に重きを置いているが、法務省は、厚生労働省と連携し、出所受刑者等の就労の確保に向けて、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している（本章第6節4項（3）参照）。また、令和元年度は、保護観察所21庁が**更生保護就労支援事業**を実施しており、このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている（法務省保護局の資料による。）。

なお、令和元年度に刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施した保護観察所において、就職活動支援が終了した者は延べ3,056人であり、そのうち延べ2,224人（72.8%）が就職に至っている（法務省保護局の資料による。）。

(5) 社会貢献活動

更生保護法の改正により（平成25年法律第49号）、特別遵守事項の類型に社会貢献活動が追加され、平成27年6月に施行された（主に、少年の保護観察対象者に対して行う社会参加活動については、第3編第2章第5節3項（4）参照）。**社会貢献活動**は、自己有用感の涵養^{かん}、規範意識や社会性の向上を図るため、公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とするものである。活動の実施においては、他者とコミュニケーションを図ることによって処遇効果が上がることを期待し、更生保護女性会員やBBS会員等の協力者を得て行われることが多い。令和元年に実施要領が改訂され、実施回数や対象者の選定がより柔軟に行われるようになった。

令和2年3月31日現在、活動場所として2,047か所（うち、福祉施設1,023か所、公共の場所793か所）が登録されており、元年度は、1,042回実施され、延べ1,778人が参加した。その内訳は、保護観察処分少年850人、少年院仮退院者158人、仮釈放者231人、保護観察付全部・一部執行猶予者539人であった（法務省保護局の資料による。）。

(6) 自立更生促進センター

親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設を**自立更生促進センター**といい、全国に四つの施設がある。北九州自立更生促進センター（平成21年6月開所、定員男性14人）及び福島自立更生促進センター（22年8月開所、定員男性20人）は、仮釈放者等を対象とし、犯罪傾向等の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を行っている。自立更生促進センターのうち、主として農業の職業訓練を実施する施設を**就業支援センター**といい、少年院仮退院者等を対象とする北海道の沼田町就業支援センター（19年10月開所、定員男性12人）、仮釈放者等を対象とする茨城就業支援センター（21年9月開所、定員男性12人）が、それぞれ運営を行っている。各施設における開所の日から令和2年3月31日までの入所人員は、北九州自立更生促進センターが299人、福島自立更生促進センターが133人、沼田町就業支援センターが75人、茨城就業支援センターが161人である（法務省保護局の資料による。北九州自立更生促進セン

ターについては、第7編第5章第3節2項(1)オ参照)。

(7) その他

ア アセスメントツール

平成30年10月から、保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール(CFP: Case Formulation in Probation/Parole)が試行されている。このツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯を誘発する要因と改善更生を促進する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。

イ 窃盗事犯者に対する処遇

窃盗事犯者は、保護観察対象者の多くを占め、再犯率が高いことから、嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、その問題性に応じ、令和2年3月から「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用して保護観察を実施している(女性の保護観察対象者のうち、窃盗事犯者に対する処遇については、第4編第6章第2節3項参照)。

3 保護観察対象者に対する措置等

(1) 良好措置

保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると思われる場合に執られる措置として、不定期刑の仮釈放者について刑の執行を受け終わったものとする**不定期刑終了**及び保護観察付全部・一部執行猶予者について保護観察を仮に解除する**仮解除**がある(少年の保護観察対象者に対する良好措置については、第3編第2章第5節4項(1)参照)。令和元年に、不定期刑終了が決定した仮釈放者及び仮解除が決定した保護観察付一部執行猶予者はなく、仮解除が決定した保護観察付全部執行猶予者は118人であった(保護統計年報による)。

(2) 不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反又は再犯等があった場合に執られる措置として、仮釈放者に対する**仮釈放の取消し**、保護観察付全部・一部執行猶予者に対する**刑の執行猶予の言渡しの取消し**及び婦人補導院仮退院者に対する婦人補導院に再収容する**仮退院の取消し**がある(少年の保護観察対象者に対する不良措置については、第3編第2章第5節4項(2)参照)。

保護観察対象者が出頭の命令に応じない場合等には、保護観察所の長は、裁判官が発する引致状により引致することができ、さらに、引致された者のうち、仮釈放者及び少年院仮退院者については地方更生保護委員会が、保護観察付全部・一部執行猶予者については保護観察所の長が、それぞれ一定の期間留置することもできる。令和元年中に引致された者(保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含む)は183人で、そのうち留置された者は169人であった(保護統計年報による)。

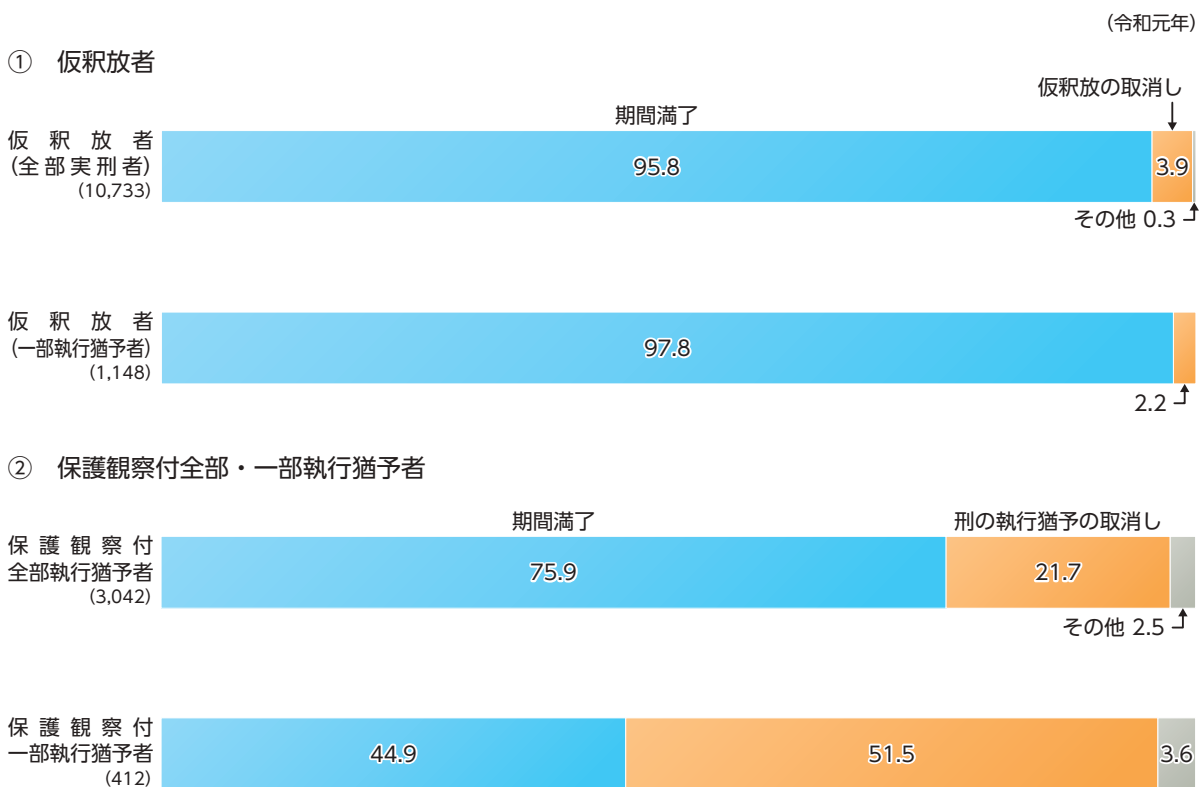
なお、所在不明になった仮釈放者については、刑期の進行を止める**保護観察の停止**をすることができる。令和元年にこの措置が決定した仮釈放者は178人であった(保護統計年報による)。また、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の所在を迅速に発見するために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けているが、平成17年12月からの試行期間を含め令和2年3月31日までの間に、この情報提供により3,328人(仮釈放者2,014人、保護観察付全部執行猶予者1,304人、保護観察付一部執行猶予者10人)、当該情報提供によらない保護観察所の調査により1,769人(同692人、1,068人、9人)の所在が、それぞれ判明した(法務省保護局の資料による)。

4 保護観察の終了

2-5-3-8図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和元年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者のうち、一部執行猶予者1,148人については、1,123人が仮釈放の期間を満了して引き続き保護観察付一部執行猶予者として保護観察を開始し、25人が仮釈放の取消しで終了した。一方、保護観察付一部執行猶予者で執行猶予の期間を満了して保護観察を終了した者は185人で、刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者は212人であった（CD-ROM 参照）。なお、刑の一部執行猶予制度の開始から間もないため、執行猶予の期間満了に至る者が多くないことに留意する必要がある。

取消しで保護観察が終了した者の割合について見ると、仮釈放者（仮釈放の取消し）よりも保護観察付全部執行猶予者（刑の執行猶予の言渡しの取消し）の方が著しく高い。しかしながら、仮釈放者では、保護観察期間が6月以内である者が4分の3以上を占めている一方、保護観察付全部執行猶予者では、2年を超えて長期間にわたる者がほとんどである（2-5-3-4図 CD-ROM 参照）という保護観察期間の違いに留意する必要がある。

2-5-3-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比



注 1 保護統計年報による。

2 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。

3 () 内は、実人員である。

第4節 応急の救護・更生緊急保護の措置等

保護観察所では、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合は、医療機関、福祉機関等から必要な援助を得るように助言・調整を行っているが、その援助が直ちに得られないなどの場合、保護観察対象者に対して、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置（**応急の救護**）を講じている。

また、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は料料の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対しても、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置である**更生緊急保護**の措置を講じている。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

2-5-4-1表は、令和元年における応急の救護等（補導援護としての措置を含む。以下この章において同じ。）及び更生緊急保護の措置の実施状況を見たものである。

2-5-4-1表 応急の救護等・更生緊急保護の措置の実施状況

(令和元年)

① 応急の救護等

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託
	総数	主な措置別人員						
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあつせん	
総数	5,302	20	205	707	2	99	639	6,494 (608)
仮釈放者	4,506	13	100	616	2	27	273	5,254 (224)
全部実刑	4,274	13	97	578	2	24	263	4,896 (186)
一部執行猶予	232	—	3	38	—	3	10	358 (38)
保護観察付全部・一部執行猶予者	517	2	55	52	—	52	231	803 (215)
一部執行猶予	194	1	19	32	—	18	58	420 (86)
全部執行猶予	323	1	36	20	—	34	173	383 (129)
保護観察処分少年	130	2	23	15	—	9	70	149 (78)
少年院仮退院者	149	3	27	24	—	11	65	288 (91)

② 更生緊急保護

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託
	総数	主な措置別人員						
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあつせん	
総数	6,904	10	291	795	8	367	2,249	5,202 (1,328)
全部実刑の刑の執行終了	4,436	10	117	241	3	158	698	3,087 (630)
全部執行猶予	886	—	60	184	—	69	559	811 (253)
一部執行猶予	4	—	—	—	—	—	—	—
起訴猶予	998	—	83	239	1	86	655	878 (310)
罰金・料料	417	—	21	110	4	42	260	309 (95)
労役場出場・仮出場	149	—	10	21	—	11	76	82 (25)
少年院退院・仮退院期間満了	14	—	—	—	—	1	1	35 (15)

注 1 保護統計年報による。
 2 「主な措置別人員」は、1人について2以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。
 3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。
 4 () 内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。
 5 「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。
 6 婦人補導院仮退院、刑の執行停止、刑の執行免除及び補導処分終了による対象者は、令和元年はいなかった。

起訴猶予者については、その再犯防止に資するため、平成25年10月から、一部の保護観察所と検察庁とが連携した更生緊急保護の事前調整が試行的に実施され、27年度からは、より実効性のある支援の実施を目指し、検察庁と連携の上、特に支援の必要性が高い者に対し、全国の保護観察所において、継続的かつ重点的に生活指導等を行った上で福祉サービスの調整や就労支援等を行う「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」が実施されてきた。30年度からは、保護観察所に、高齢又は障害のある更生緊急保護対象者等に対する支援等に特化した業務を行う**特別支援ユニット**が設置され、「**保護観察所が行う入口支援**」が開始された。これは、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする起訴猶予者、保護観察に付されなかった全部執行猶予者、罰金等を言い渡された者等を対象として、本人の希望に基づき、検察庁（起訴猶予者及び略式命令により罰金等を言い渡された者に限る。）や地方公共団体等と連携しながら、保護観察所により更生緊急保護の措置として福祉的支援等が行われるもので、地域社会からの孤立を防ぐため、継続的に生活指導が行われる。令和元年度に実施された入口支援の対象者の人員は90人であり、このうち81人については、検察庁との事前協議が行われている。入口支援の内容は、更生保護施設又は自立準備ホームへの入所支援77人、生活保護申請支援36人、帰住援助24人、医療支援19人、障害者福祉に係るサービスの利用支援18人等であった。なお、2年4月現在、23庁の保護観察所に特別支援ユニットが設置されている（法務省保護局の資料による。）。

第5節 恩赦

恩赦は、憲法及び恩赦法（昭和22年法律第20号）の定めに基づき、内閣の決定によって、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類がある。恩赦を行う方法については、恩赦法において、政令で一定の要件を定めて一律に行われる政令恩赦と、特定の者について個別に恩赦を相当とするか否かを審査する個別恩赦の2種類が定められている。また、個別恩赦には、常時行われる常時恩赦と、内閣の定める基準により一定の期間を限って行われる特別基準恩赦とがある。個別恩赦の審査は、中央更生保護審査会が行っている。

常時恩赦について、令和元年に復権となった者は9人であり、刑の執行の免除となった者はいなかった（保護統計年報による。）。

内閣は、令和元年10月22日に即位の礼が行われるに当たり、同月18日の閣議において、政令による復権のほか、刑の執行の免除及び復権を内容とする特別基準恩赦を行うことを決定した。復権令（令和元年政令第131号）は同月22日に公布・施行され、特別基準恩赦は同日から実施された。

第6節 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動

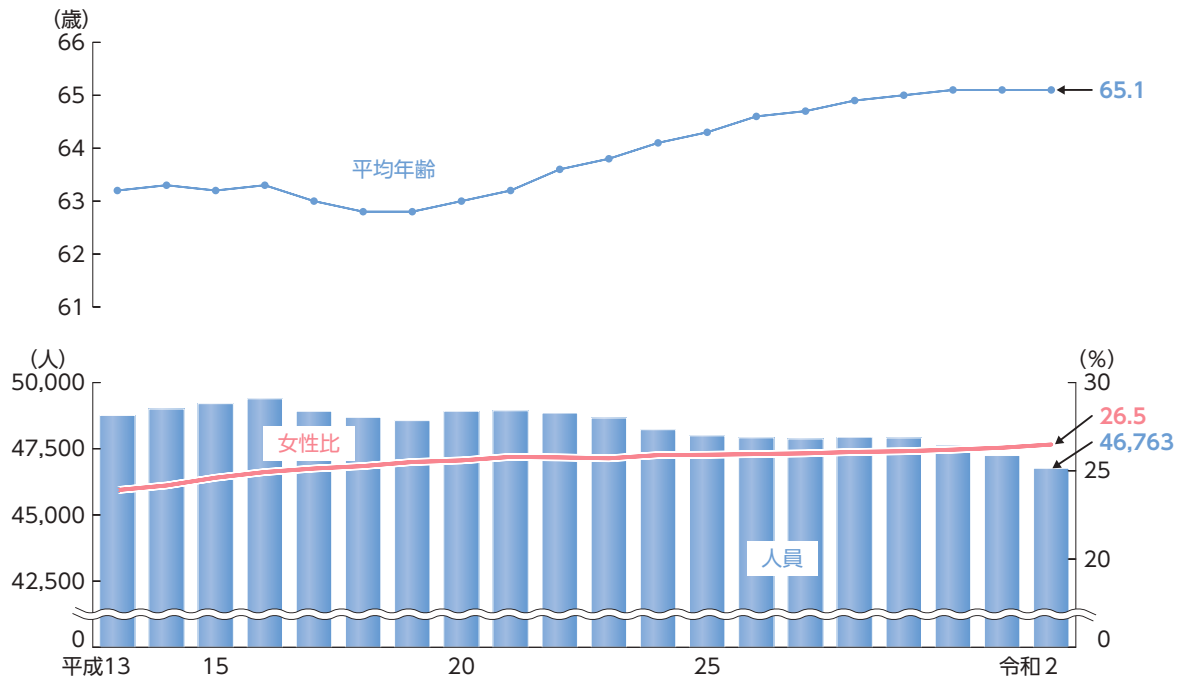
1 保護司

保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。

令和2年4月1日現在、保護司は、全国を886の区域に分けて定められた保護区に配属されている。保護司の人員、女性の比率及び平均年齢の推移（最近20年間）を見ると、**2-5-6-1図**のとおりである。保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められているところ、その人員は減少傾向が続いている（CD-ROM 参照）。

2-5-6-1図 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

(平成13年～令和2年)



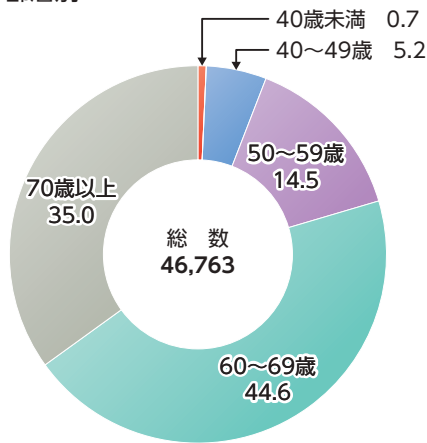
注 1 法務省保護局の資料による。
2 各年1月1日現在の数値である。

2-5-6-2図は、令和2年1月1日現在における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものである。

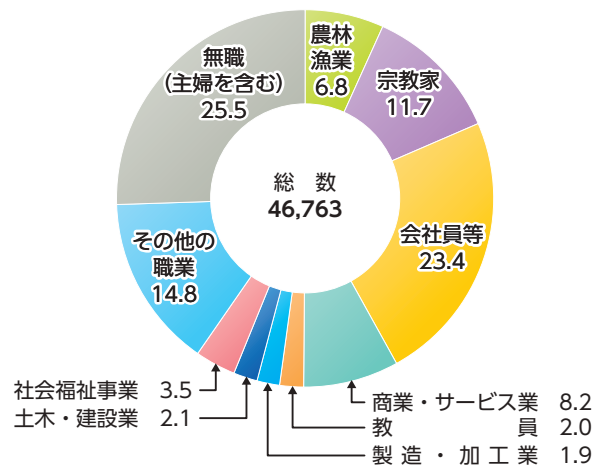
2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

(令和2年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



注 1 法務省保護局の資料による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

保護司会（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織であり、保護司の研修や犯罪予防活動等を行う。）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や地域の関係機関・団体と連携した更生保護活動を行う拠点として、**更生保護サポートセンター**が設置されている。令和2年3月31日までに全国全ての保護司会に設置され、元年度の利用回数は10万2,399回であった（法務省保護局の資料による。）。

2 更生保護施設

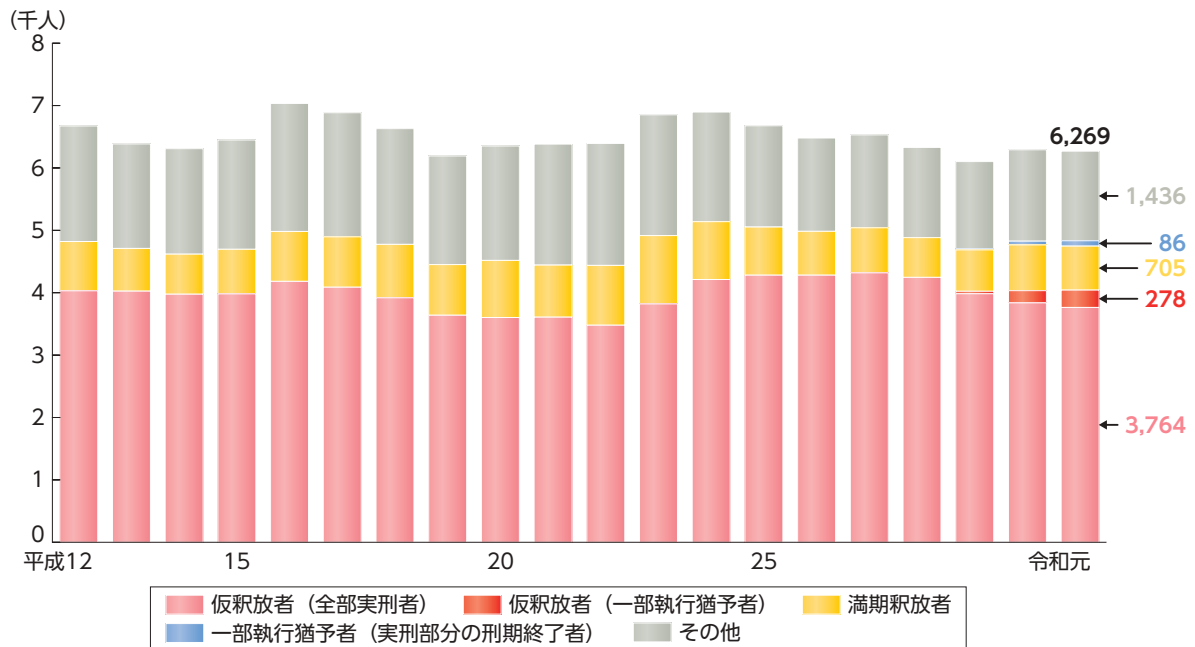
更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。

令和2年4月1日現在、全国に103施設があり、更生保護法人により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性の施設88、女性の施設7及び男女施設8である。収容定員の総計は2,392人であり、男性が成人1,886人と少年321人、女性が成人134人と少年51人である（法務省保護局の資料による。）。

令和元年における更生保護施設への委託実人員は、7,966人（うち新たに委託を開始した人員6,269人）であった（保護統計年報による。）。更生保護施設へ新たに委託を開始した人員の推移（最近20年間）は、**2-5-6-3図**のとおりである。

2-5-6-3図 更生保護施設への収容委託開始人員の推移

（平成12年～令和元年）



注 1 保護統計年報による。

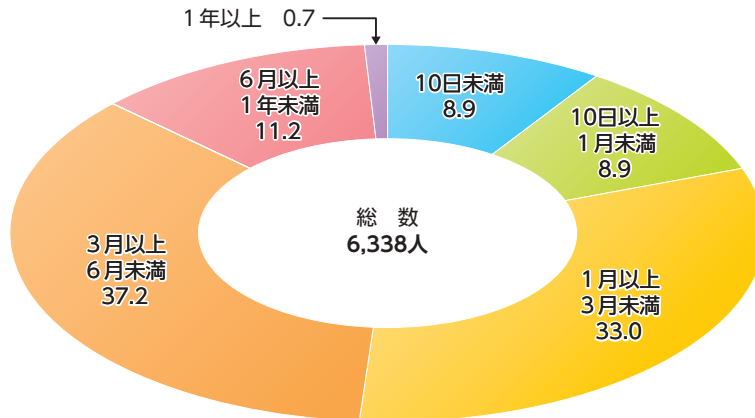
2 種別異動の場合（仮釈放者（全部実刑者）において、仮釈放期間の満了後も引き続き刑の執行終了者として収容の委託を継続する場合等）を除く。

3 「その他」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、保護観察付全部執行猶予者、婦人補導院仮退院者、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者、保護観察の付かない全部執行猶予者、起訴猶予者等であり、平成14年以降は、罰金・科料の言渡しを受けた者、労役場出場者・仮出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者を含む。

令和元年度における更生保護施設退所者（応急の救護等及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか、任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等，国からの委託によらず，被保護者の申出に基づき，更生保護事業を営む者が任意で保護すること）による者を含む。）の更生保護施設における在所期間別構成比は，**2-5-6-4図**のとおりである。88.1%の者が6月未満で退所している。平均在所日数は79.7日であった。退所先については，借家（32.6%），就業先（18.3%）の順であった。退所時の職業については，労務作業（46.1%），サービス業（8.3%）の順であり，無職は35.0%であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-4図 更生保護施設退所者の在所期間別構成比

（令和元年度）



注 1 法務省保護局の資料による。

2 応急の救護等（補導援護としての措置を含む。）及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか，任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等，国からの委託によらず，被保護者の申出に基づき，更生保護事業を営む者が任意に保護することをいう。）による者を含む。

更生保護施設では，生活技能訓練（SST），酒害・薬害教育等を取り入れるなど，処遇の強化に努めており，令和元年度においては，SSTが37施設，酒害・薬害教育が45施設で実施されている（法務省保護局の資料による。）。

また，適当な帰住先がなく，かつ，高齢又は障害により福祉サービス等を受けることが必要であるが，出所後直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について，一旦更生保護施設において受け入れ，福祉への移行準備及び社会生活に適應するための指導や助言を内容とする**特別処遇**が行われており，その役割を担うための施設（**指定更生保護施設**）が指定されている。令和元年度に特別処遇の対象となったのは1,885人（前年比34人（1.8%）増）で，2年4月1日現在，全国で74施設が指定更生保護施設に指定されている（法務省保護局の資料による。）。

このほか，薬物処遇に関する専門職員を配置して，薬物依存がある保護観察対象者等への依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する施設（**薬物処遇重点実施更生保護施設**）として指定されている施設が，令和2年4月1日現在，全国で25施設ある（法務省保護局の資料による。第7編第5章第3節2項（2）ア（ア）参照）。

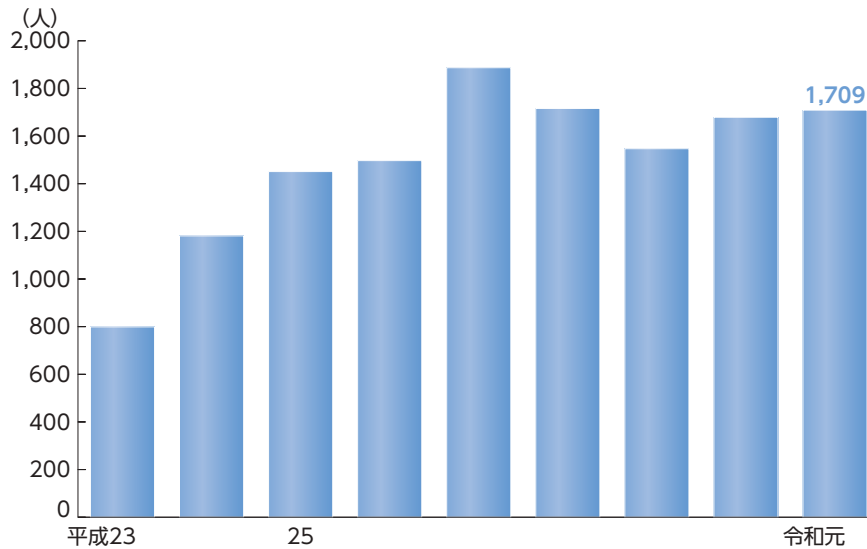
さらに，平成29年度からは，更生保護施設を退所するなどして地域に生活基盤を移した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し，更生保護施設に通所させて，自立更生に向けた生活上の諸課題を解決するための生活相談に乗り，必要な指導や助言を行ったり，継続的に薬物処遇を受けさせたりする**フォローアップ事業**を更生保護施設に委託する取組が開始されている。令和元年度にフォローアップ事業の対象となった人員は252人で，その内容は，生活相談支援が226人，薬物依存からの回復プログラムが25人，薬物依存回復訓練が1人であった（法務省保護局の資料による。同事業における薬物処遇については，第7編第5章第3節2項（2）ア（ウ）参照）。

3 自立準備ホーム

適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設だけでは定員に限界があることなどから、社会の中に更に多様な受皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」を実施している。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託するものである。この宿泊場所を**自立準備ホーム**と呼ぶ。令和2年4月1日現在の登録事業者数は、432（前年同日比21（5.1%）増）となっている。制度が開始となった平成23年度以降の自立準備ホームへの委託実人員の推移は、**2-5-6-5図**のとおりである。令和元年度の委託実人員は、1,709人（うち薬物依存症リハビリテーション施設224人）であり、委託延べ人員は、13万4,154人（うち薬物依存症リハビリテーション施設2万2,443人）であった（法務省保護局の資料による。保護観察所と薬物依存症リハビリテーション施設の連携等については、第7編第5章第3節2項参照）。

2-5-6-5図 自立準備ホームへの委託実人員の推移

（平成23年度～令和元年度）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
2 前年度からの繰越しを含む。

4 民間協力者及び団体

(1) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。犯罪・非行予防活動として、地域住民を対象に、子ども食堂の実施や子育て支援地域活動、近隣の更生保護施設に対する食事作り等の援助、保護観察対象者等を対象とした社会参加活動及び社会貢献活動の企画・実施に対する協力等が行われている。令和2年4月1日現在における更生保護女性会の地区会数は1,285団体、会員数は14万7,686人であった（法務省保護局の資料による。）。

(2) BBS会

BBS会は、非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体であり、近年は学習支援等も行っている。令和2年1月1日現在、BBS会の地区会数は461、会員数は4,935人であった（法務省保護局の資料による。）。

(3) 協力雇用主

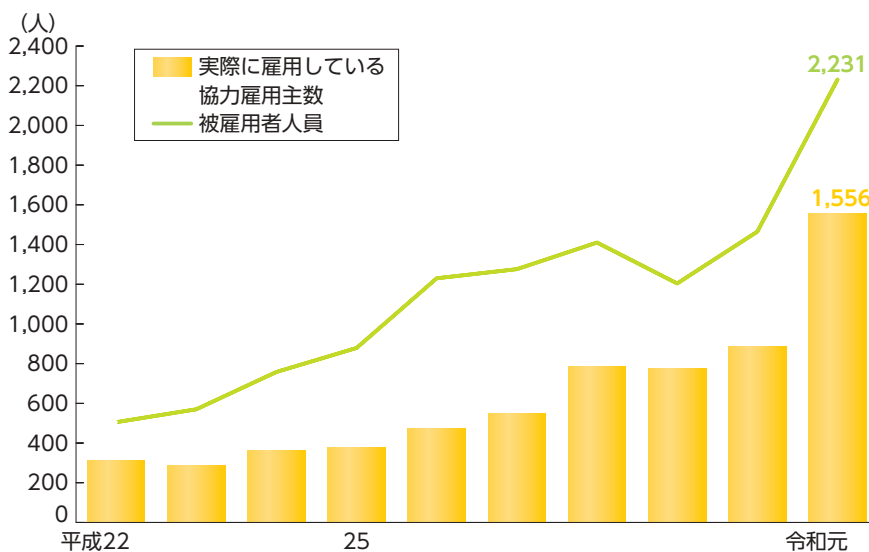
協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

平成31年4月1日現在における協力雇用主（個人・法人を合わせたものをいう。以下同じ。）は、2万2,472（前年同日比1,768（8.5%）増）であり、その業種は、建設業が過半数（52.7%）を占め、次いで、サービス業（13.8%）、製造業（10.6%）の順である（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-6図は、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の人員の推移（最近10年間）を見たものである。令和元年10月1日現在、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は1,556人となり、平成26年4月1日現在（472人）の3倍を超えた（協力雇用主数に関する数値目標等については、第5編第1章第3節参照）。

2-5-6-6図 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数・被雇用者人員の推移

（平成22年～令和元年）



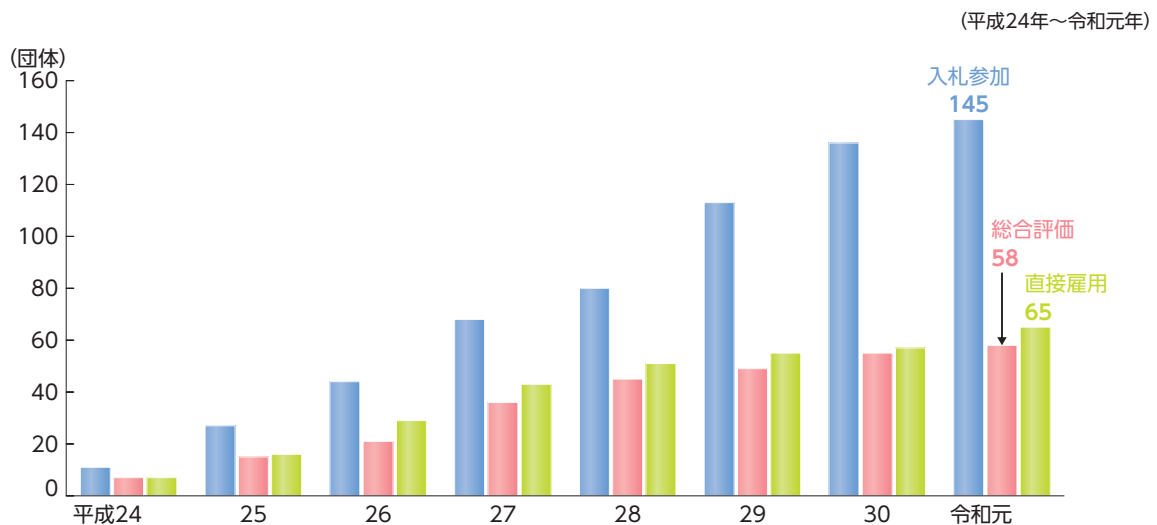
注 1 法務省保護局の資料による。

2 平成30年までは各年4月1日現在の数値であり、令和元年は10月1日現在の数値である。

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、平成27年4月から、年間最大72万円（最長1年間）の**就労・職場定着奨励金**及び**就労継続奨励金**を支給する制度が実施されている。令和元年度に奨励金を適用した件数は、就労・職場定着奨励金が3,281件、就労継続奨励金が498件であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-7図は、地方公共団体における協力雇用主支援等の取組状況の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見たものである。保護観察対象者等を雇用した経験のある協力雇用主等に対し、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置を導入する地方公共団体が年々増加している。

2-5-6-7図 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組状況の推移（取組別）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、令和元年末現在において、各取組の実施の事実及び実施した年が確認された地方公共団体の数で作成した。
 3 「入札参加」は、入札参加資格審査において、「総合評価」は、総合評価落札方式において、それぞれ協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点し、優遇するものをいう。
 4 「直接雇用」は、地方公共団体が保護観察対象者の就労支援のため非常勤職員として一定期間雇用するものをいう。

5 更生保護協会等

各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（令和2年4月1日現在、全国で67事業者（法務省保護局の資料による。))は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設等の円滑な活動を支えるための助成、研修のほか、更生保護に関する広報活動等も推進している。

6 犯罪予防活動

更生保護における**犯罪予防活動**は、世論の啓発、社会環境の改善等多岐にわたる。具体的な活動として、地域社会での講演会、非行相談、非行問題を地域住民と考えるミニ集会等、住民が参加する様々な行事や、学校との連携強化のための取組等が行われている。これらの活動は、保護観察所、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護協会等が年間を通じて地域の様々な関連機関・団体と連携しながら実施している。

また、犯罪予防等を目的として、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として、「**社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**」が展開されており、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントが実施されている。令和元年の「社会を明るくする運動」の行事参加人員は、約297万人であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、再犯防止推進法においては、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を**再犯防止啓発月間**に定めるとともに、国及び地方公共団体は再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとされており、「社会を明るくする運動」においても、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。



第70回「社会を明るくする運動」広報用ポスター
【画像提供：法務省保護局】

第1節 刑事司法における国際的な取組の動向

国連においては、平成4年（1992年）に経済社会理事会の下に機能委員会として設置された**犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**が、毎年会合を開いて犯罪防止及び刑事司法分野の政策決定を行っているところ、我が国は設立当初から同委員会のメンバー国に選出されており、毎年の会合において積極的に関与している。

また、犯罪防止及び刑事司法の分野における国連最大規模の国際会議である**国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）**が、この分野に関する政策の提案、意見交換等を目的として、国連の主権により、昭和30年（1955年）から5年ごとに開催されている。

第14回コンGRESS（以下「**京都コンGRESS**」という。）は、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとして、令和2年（2020年）4月に京都で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により開催延期となり、新たな日程は、令和3年（2021年）3月7日から同月12日までの6日間に決定された。我が国は、京都コンGRESSの開催に当たり、オンライン会議システムを幅広く活用するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すべく、コンGRESSの事務局である**国連薬物・犯罪事務所（UNODC）**（第1編第3章第1節参照）等と協働し、引き続き、開催に向けた準備を進めている。国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）（本章第5節1項参照）も、企画・運営を担当する「再犯防止：リスクの特定とその解決策」をテーマとしたワークショップの準備を進めている。また、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」を全体テーマとして、国内外の若者が議論する**京都コンGRESS・ユースフォーラム**を京都コンGRESSに先立って開催する予定であったが、同様に開催延期となり、同年2月27日及び同月28日の2日間の日程で開催することとした。なお、平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発を目指すために2030年までに実施すべき国際目標として、17の目標及び169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が定められており、上記のとおり、京都コンGRESS及び同ユースフォーラムの全体テーマとなっている。

1 国際組織犯罪対策及びテロ対策

（1）国連における取組

国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年（2000年）、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）**を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ローンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年（2001年）までに、この条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（密入国議定書）及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」（銃器議定書）も採択された。我が国は、平成15年（2003年）に国際組織犯罪防止条約、平成17年（2005年）に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年6月に刑法等を、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を改正して、国内担保法を整備し、同年7月、同条約及び両議定書を締結した。

テロ対策については、従来から、国連等様々な国際機関において、テロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際条約等が作成され、我が国は、テロ防止対策に関する

13の国際条約について締結済みである。

(2) G7 / G8における取組

G7（日本、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア及びカナダの総称。なお、平成10年（1998年）から平成26年（2014年）までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。）において、昭和53年（1978年）、テロ対策専門家会合（通称ローマ・グループ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成7年（1995年）のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について議論等が行われている。平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降は、これらは統合され、ローマ／リヨン・グループとなり、年数回程度継続的に会合が開催されている。

2 マネー・ローンダリング対策

平成元年（1989年）にG7サミットの宣言を受けて設立された**金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）**は、平成2年（1990年）にマネー・ローンダリング対策に関する40の勧告（平成8年（1996年）及び平成15年（2003年）に改訂）を、平成13年（2001年）にテロ資金供与に関する8の特別勧告（平成16年（2004年）に改訂され、9の特別勧告となった。）をそれぞれ採択し、平成24年（2012年）には、従来の40の勧告及び9の特別勧告を統合・合理化する一方で、大量破壊兵器の拡散に関与する者の資産凍結の実施、法人・信託等に関する透明性の向上、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の温床となるリスクが高い分野における対策の重点化等を求める勧告（第4次改訂勧告）を採択した。

我が国も、FATF参加国の一員として、**犯罪収益移転防止法**に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の身元等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施し、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供するなどしているほか、金融庁が共同議長を務めるFATF関連部会で暗号資産に係る新たな規範の実施に向けた議論・検討において主導的な役割を果たすなどしており、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加している。

国内においては、最近では、平成26年（2014年）、いわゆるマネロン・テロ資金対策関連三法が成立し、①公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号。いわゆるテロ資金提供処罰法）の改正（平成26年法律第113号）により、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定等が整備され、②犯罪収益移転防止法の改正（平成26年法律第117号）により、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等が定められたほか、③国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。いわゆる国際テロリスト財産凍結法）が制定され、国際テロリストとして公告又は指定された者に係る国内取引が規制されることとなった。

3 汚職・腐敗対策

平成9年（1997年）、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）において、**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約**が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成11年（1999年）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の改正により外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設され、同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定の追加、自然人に対する罰則強化、法人に

に対する公訴時効期間の延長等の改正がなされている。

国連は、平成15年（2003年）、自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた**腐敗の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、平成18年（2006年）に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年（2017年）に同条約を締結した。

4 サイバー犯罪対策

平成13年（2001年）に欧州評議会において採択された**サイバー犯罪に関する条約**は、①コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・ウイルスの製造等の行為の犯罪化、②コンピュータ・データの搜索・押収手続の整備等、③捜査共助・犯罪人引渡し等について定めたものである。平成24年（2012年）、我が国は、同条約を締結した。この条約の国内担保法として、平成23年（2011年）、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）が成立し、不正指令電磁的記録作成等の罪が新設されるなどした。

5 国際刑事裁判所

平成10年（1998年）、国連主催の外交会議において、**国際刑事裁判所に関するローマ規程**が作成され、平成14年（2002年）の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）が設置された。我が国は、平成19年（2007年）に、国際刑事裁判所の加盟国となり、これまで通算3人の日本人が裁判官に就任している。

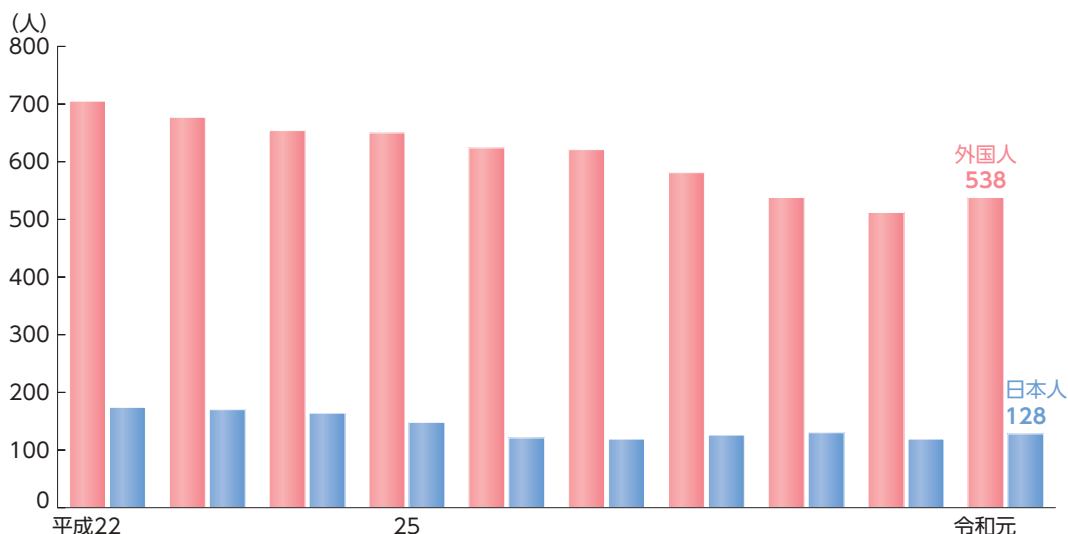
第2節 犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し

1 犯罪者の国外逃亡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及び国外に逃亡した可能性のある者の人員の推移（最近10年間）を日本人と外国人の別に見ると、**2-6-2-1図**のとおりである。

2-6-2-1図 国外逃亡被疑者等の人員の推移

（平成22年～令和元年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。人員は、各年12月31日現在のものである。
2 「外国人」は、無国籍・国籍不明の者を含む。

2 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間で、**逃亡犯罪人引渡法**（昭和28年法律第68号）に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、**逃亡犯罪人引渡条約**を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けることになるほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図ることができる。我が国は、アメリカ合衆国（昭和55年（1980年）発効）及び大韓民国（平成14年（2002年）発効）との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移（最近10年間）は、**2-6-2-2表**のとおりである。なお、我が国から外国に逃亡犯罪人の引渡しを要請する場合、検察庁が依頼する場合と警察等が依頼する場合とがある。

2-6-2-2表 逃亡犯罪人引渡人員の推移

（平成22年～令和元年）

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人	3	1	－	3	2	－	－	2	－	－
外国に引き渡した逃亡犯罪人	－	1	1	1	1	1	－	1	2	5

注 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

第3節 捜査・司法に関する国際協力

1 捜査共助

我が国は、**国際捜査共助等に関する法律**（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の共助を行い、逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、アメリカ合衆国（平成18年（2006年）発効）、大韓民国（平成19年（2007年）発効）、中華人民共和国（平成20年（2008年）発効）、中華人民共和国香港特別行政区（平成21年（2009年）発効）、欧州連合（平成23年（2011年）発効）及びロシア連邦（平成23年（2011年）発効）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助等を要請し、又は要請を受託した件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-1表**のとおりである。なお、捜査共助等について、我が国から要請する際には、検察庁からの依頼に基づく場合と警察等からの依頼に基づく場合とがある。

2-6-3-1表 捜査共助等件数の推移

(平成22年～令和元年)

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
捜査共助等を要請した件数	9 (6)	10 (8)	17 (12)	17 (6)	17 (10)	12 (6)	12 (8)	8 (4)	24 (9)	12 (7)
捜査共助等の要請を受託した件数	60 (39)	46 (34)	62 (37)	138 (101)	78 (60)	54 (44)	85 (67)	110 (95)	156 (125)	186 (160)
捜査共助等の要請を受託した件数	40 (7)	55 (37)	98 (78)	76 (61)	62 (49)	70 (46)	79 (67)	54 (45)	94 (83)	64 (61)

注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

注 2 「捜査共助等を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるもの（警察が依頼した捜査共助等の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を經由して依頼した捜査共助等の要請件数）である。

注 3 () 内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

2 司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の嘱託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいい、我が国の裁判所が外国の裁判所に対して協力する場合は、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法（明治38年法律第63号）に基づいてなされる。令和元年（2019年）において、我が国の裁判所から外国の裁判所又は在外領事等に対する刑事司法共助の嘱託はなく、外国の裁判所から我が国の裁判所に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が15件、証拠調べが11件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

3 刑事警察に関する国際協力

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備し、国際的なデータバンクとしての機能を果たしている。また、ICPOの枠組みで発展してきた各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在発見を求めたり（青手配書）、被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促す（緑手配書）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO 経由での国際協力件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-2表**のとおりである。

2-6-3-2表 ICPO 経由の国際協力件数の推移

(平成22年～令和元年)

① ICPO ルートによる捜査協力件数

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
捜査協力を要請した件数	429	412	504	473	371	318	294	327	445	424
捜査協力の要請を受けた件数	2,213	2,343	2,752	2,920	3,021	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545

② ICPO を通じた情報の発信・受信状況

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総 数	42,285	54,359	63,810	76,104	88,196	94,737	79,525	79,340	74,998	78,114
警察庁からの発信数	3,383	3,928	4,801	3,761	3,666	2,856	2,469	2,440	2,333	2,116
警察庁の受理数	28,767	39,684	46,354	58,561	67,098	72,368	56,130	55,338	51,486	54,858
国際手配書の受理数	10,135	10,747	12,655	13,782	17,432	19,513	20,926	21,562	21,179	21,140

注 警察庁刑事局の資料による。

第4節 矯正・更生保護分野における国際協力

1 国際受刑者移送

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年（2003年）に多国間条約である**刑を言い渡された者の移送に関する条約**に加入したほか、タイ王国（平成22年（2010年）発効）、ブラジル連邦共和国（平成28年（2016年）発効）、イラン・イスラム共和国（平成28年（2016年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和2年（2020年）発効）との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、**国際受刑者移送法**（平成14年法律第66号）に基づき、受刑者移送を行っている。

令和元年（2019年）における我が国からの送出国別（執行国別、罪名別）は、**2-6-4-1表**のとおりである。なお、同年における我が国への受入移送はなかった（法務省矯正局の資料による。）。

2-6-4-1表 受刑者送出国別（執行国別、罪名別）

(令和元年)

執行国	人員	殺人	死体遺棄	強盗	逮捕監禁	窃盗	住居侵入	麻薬取締法	覚醒剤取締法	銃刀法	入管法	関税法
総数	41	4	1	4	1	3	3	3	35	1	1	35
韓国	3	2	1	2	1	2	1	-	-	1	1	-
タイ	2	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1
ルーマニア	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
デンマーク	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
ラトビア	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
リトアニア	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
スウェーデン	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
英国	8	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	8
ポルトガル	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3
ドイツ	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4
カナダ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
米国	11	-	-	-	-	-	-	1	11	-	-	11
ポリビア	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1
ブラジル	2	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 1人の受刑者につき数罪ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

2 矯正・更生保護に関する国際会議

(1) アジア太平洋矯正局長等会議

アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA：Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators）は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去3回（昭和58年（1983年）、平成7年（1995年）及び平成23年（2011年））にわたり会議を主催している。令和元年（2019年）9月にモンゴルで開催された第39回会議には、アジア太平洋地域の25の国・地域が参加し、テクノロジーの活用、物質乱用者等の処遇、非拘禁刑、少年・若年犯罪者等に関する報告・討議が行われた。

(2) 世界保護観察会議

世界保護観察会議 (World Congress on Probation) は、社会内処遇の発展や、国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。我が国で平成29年(2017年)9月に開催された第3回会議に引き続き、第4回会議が、令和元年(2019年)9月、「犯罪者の社会内処遇に対する市民の信頼を確立する」をテーマにオーストラリアで開催され、世界23の国・地域が参加した。

第5節 刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等

1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力

国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) は、日本国政府と国連の協定に基づき、昭和37年(1962年)に設置された、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) を中核とする国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関 (PNI: United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Programme Network Institutes) の一つであり、法務総合研究所国際連合研修協力部により運営され、刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施することにより、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めている。

UNAFEI では、毎年、国際研修(年2回)と国際高官セミナー(年1回)を実施しており、令和2年度(2020年度)は、再犯防止に関するテーマを掲げて実施する予定である。また、汚職犯罪対策に特化した「汚職防止刑事司法支援研修」も毎年実施している。これらの研修・セミナーには、世界中の開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等や、我が国の刑事司法関係者が参加している。

このほか、世界各国や国連等の要請を受け、特定の国・地域を対象とする研修や共同研究等を実施しており、現在は、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー及びカンボジア、ネパール、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー等の刑事司法関係機関を対象とした研修・共同研究等を実施している。

UNAFEI の研修に参加した刑事司法関係者(日本人を含む)は、139の国・地域から、6,000人以上となっている(令和2年(2020年)6月現在)。

また、UNAFEI は、PNIの一員として、毎回ミッションやコンGRES(本章第1節参照)に出席しているほか、他のPNIとも緊密な連携を取りながら、犯罪防止や刑事司法に関する国連の政策の立案・実施に協力し、「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進にも努めている。



UNAFEI の研修
【写真提供：UNAFEI】

2 法制度整備支援

我が国による法制度整備支援は、その多くが政府開発援助（ODA）の枠組みで、法務省、外務省、最高裁判所、**独立行政法人国際協力機構（JICA）**や学識経験者等の関係者の協力により行われてきた。法務省は、平成13年（2001年）、これを所管する部署として法務総合研究所内に**国際協力部（ICD：International Cooperation Department）**を設置し、職員の派遣、支援対象国の関係者の研修等の支援活動を活発に展開している。我が国は、平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、東ティモール、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ等の主としてアジア諸国に対して支援を行ってきている。支援の内容としては、民商事法分野のものが中心であるが、刑事法分野でも、ベトナム、ラオス、東ティモール、ネパール、ミャンマー等に対する支援を実施している。令和元年（2019年）からは、JICAと協力し、スリランカに対する刑事司法実務改善のための支援を開始し、令和2年（2020年）1月に、我が国の刑事司法実務を紹介する研修を国内で実施した。

3 矯正建築分野における協力

アジア矯正建築会議（ACCFA：Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners）は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的として、平成24年（2012年）に東京で開催された第1回会議以降、毎年、アジア各国で開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年（2019年）10月から11月にかけて再び東京で開催された第8回会議には、13か国及びUNAFEI等4機関が参加し、矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働、矯正施設が処遇プログラムの遂行に果たす役割、矯正施設の維持管理等のための持続可能な環境の実現、矯正施設の特异性に対応する技術等について議論がなされた。

第3編

少年非行の動向と 非行少年の処遇



少年鑑別所における
地域援助（模擬面接）の様子
【写真提供：法務省矯正局】



沼田町就業支援センターにおける
職業訓練の様子
【写真提供：法務省保護局】

第1章 少年非行の動向

第2章 非行少年の処遇

第3章 少年の刑事手続

第1章

少年非行の動向

この編において、非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①犯罪少年、②触法少年及び③ぐ犯少年をいう（少年法3条1項）。

第1節 少年による刑法犯

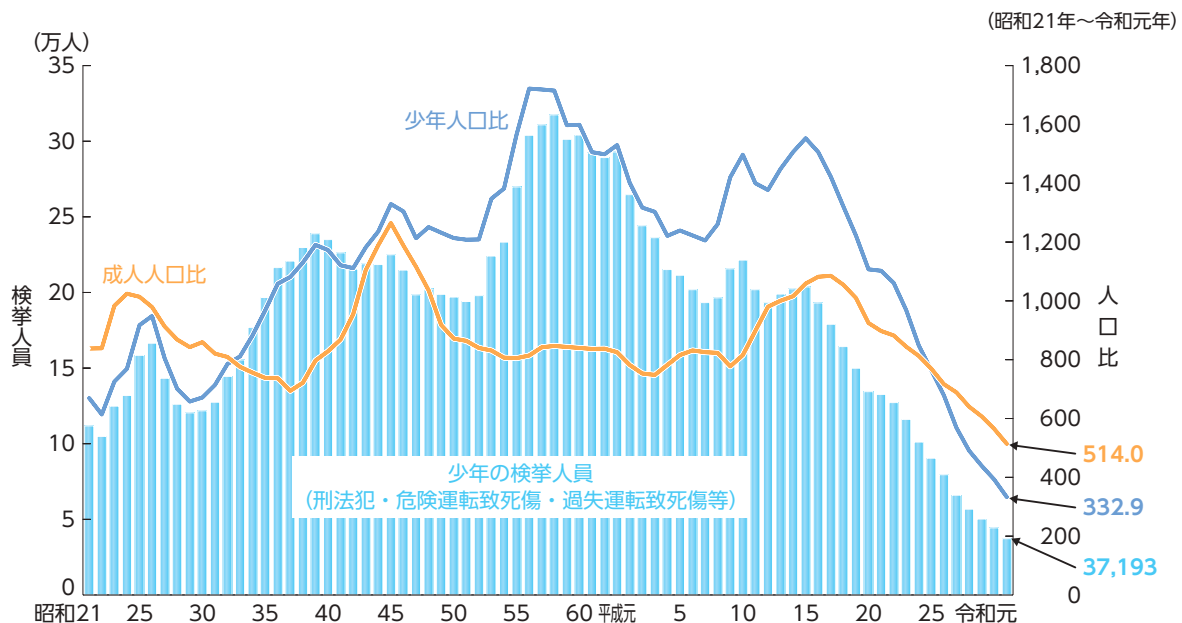
1 検挙人員

少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員（触法少年の補導人員を含む。特に断らない限り、以下この節において同じ。）並びに人口比の推移（昭和21年以降）は、**3-1-1-1図①**のとおりである（CD-ROM資料**3-1**参照）。少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移には、昭和期において、26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。平成期においては、平成8年から10年及び13年から15年にそれぞれ一時的な増加があったものの、全体としては減少傾向にあり、24年以降戦後最少を記録し続け、令和元年は戦後最少を更新する3万7,193人（前年比16.2%減）であった。

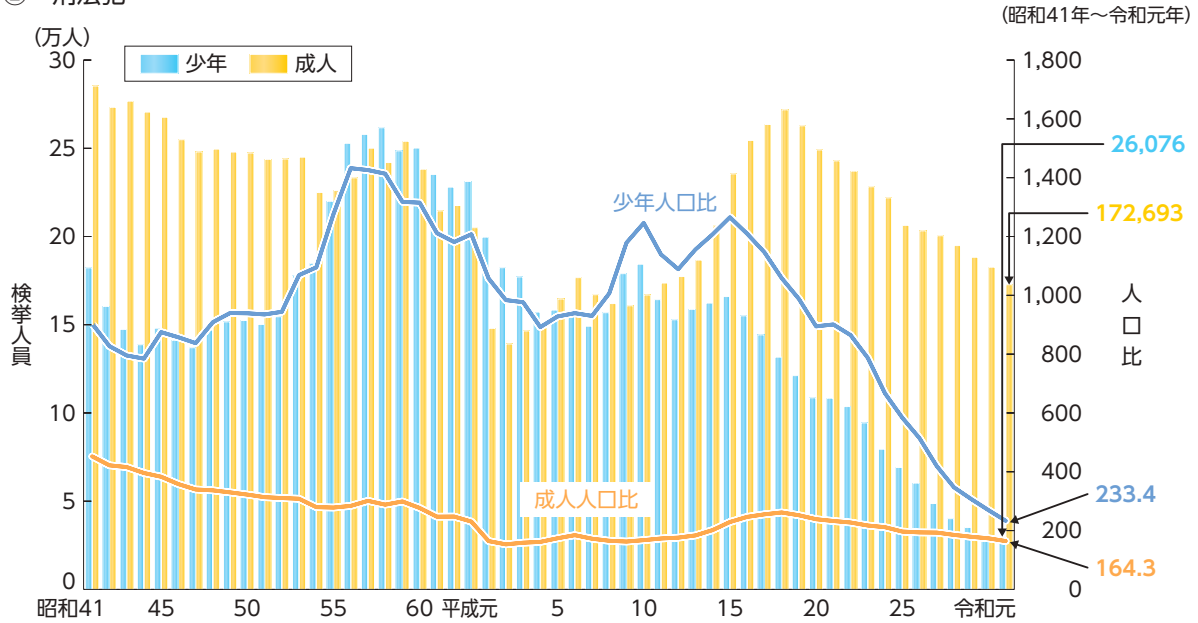
3-1-1-1図②は、少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を成人と比較して見たものである。少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少し続けており、令和元年は2万6,076人（前年比14.4%減）であった。少年の人口比についても低下傾向が見られ、元年は233.4（同13.4%減）と人口比の最も高かった昭和56年（1,432.2）の約6分の1になっており、成人の人口比と比較すると依然として約1.4倍と高いものの、成人の人口比にそれほど大きな変動がないため、その差は減少傾向にある。

3-1-1-1図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 触法少年の補導員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。
 6 ②において、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

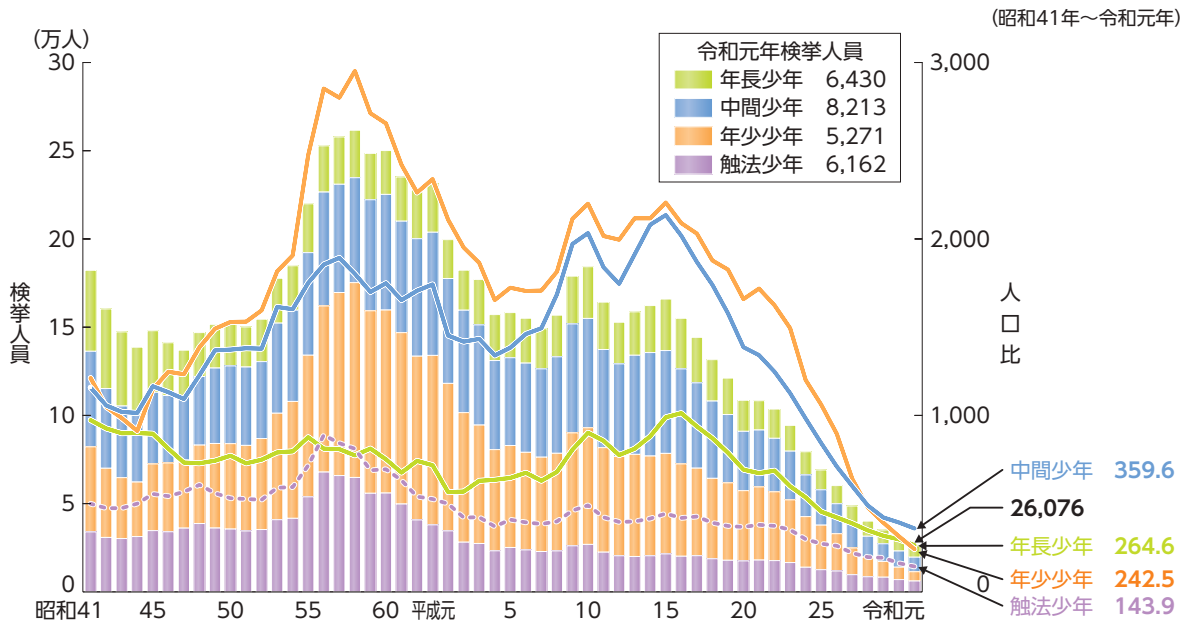
2 属性による動向

(1) 年齢層別動向

ア 年齢層別検挙人員・人口比の推移

少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を年齢層別に見ると、3-1-1-2図のとおりである（CD-ROM資料3-2参照）。令和元年においては、昭和41年以降初めて年少少年の人口比が中間少年及び年長少年の人口比をいずれも下回った。

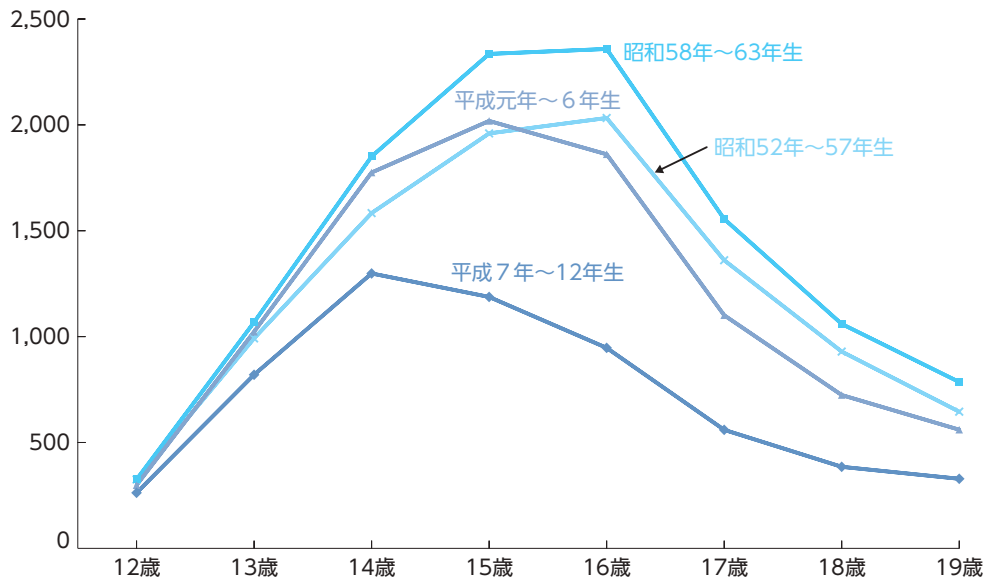
3-1-1-2図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導員である。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

イ 非行少年率

3-1-1-3図は、少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和52年から平成12年までの者について、6年ごとに世代を区分し、各世代について、12歳から19歳までの各年齢時における**非行少年率**（各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである。昭和52年～57年生まれの世代は、ピークが16歳の2,032.5となっている。昭和58年～63年生まれの世代も、ピークは16歳であるが、2,358.5に上昇している。平成元年～6年生まれの世代は、ピークが15歳になり、2,018.6に低下している。平成7年～12年生まれの世代は、ピークが14歳と更に下がり、1,298.3に低下している。同世代の非行少年率は、12歳から19歳までの各年齢時において、全世代の中で一貫して最も低い。

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移

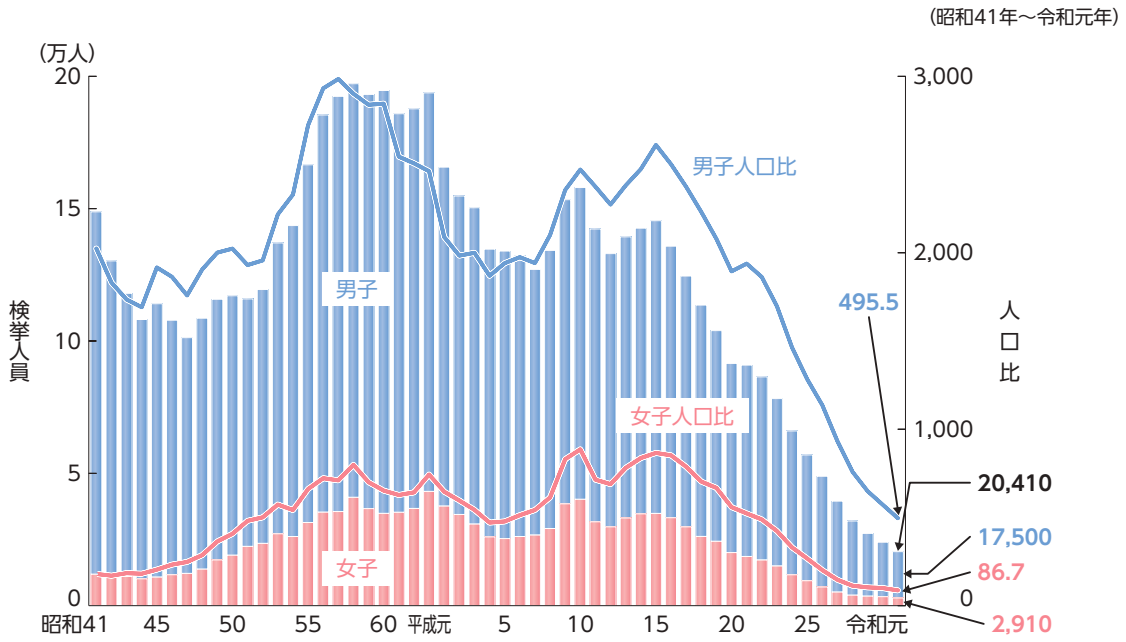
- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。
 4 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

(2) 男女別動向

3-1-1-4図は、犯罪少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を男女別に見たものである（なお、成人女性と少年女子の検挙人員及び女性比の推移は、**4-6-1-1図**参照）。

女子比は、平成20年以降低下し続けていたが、29年から上昇に転じ、令和元年は14.3%（前年比0.1pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

3-1-1-4 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）



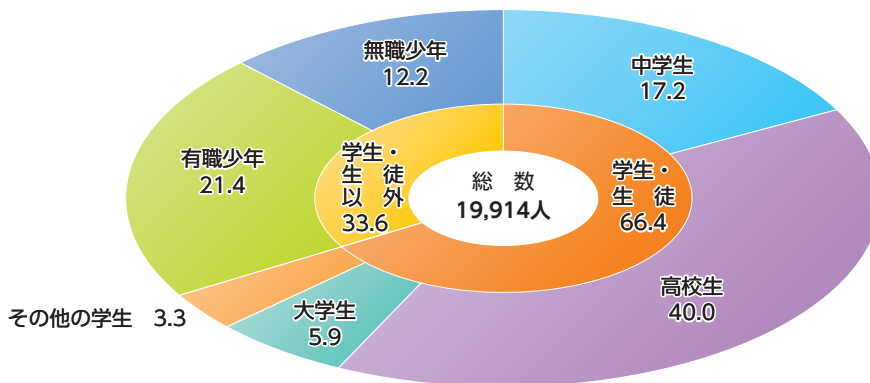
- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 犯行時の年齢による。
- 3 触法少年の補導人員を含まない。
- 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
- 5 「男子人口比」は、14歳以上の男子少年10万人当たりの、「女子人口比」は、14歳以上の女子少年10万人当たりの、それぞれ刑法犯検挙人員である。

(3) 就学・就労状況

令和元年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-1-1-5 図のとおりである。

3-1-1-5 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比

(令和元年)



- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 犯行時の就学・就労状況による。
- 3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
- 4 触法少年の補導人員を含まない。

3 罪名別動向

令和元年における少年による刑法犯の検挙人員（男女別）及び少年比を罪名別に見ると、**3-1-1-6表**のとおりである（CD-ROM資料**3-3**、**3-4**及び**3-5**参照）。

なお、特殊詐欺（第1編第1章第2節3項（4）参照）による少年の検挙人員について見ると、令和元年は前年比193人（23.8%）減の619人であるが、特殊詐欺による検挙人員全体の21.6%を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別，男女別）

（令和元年）

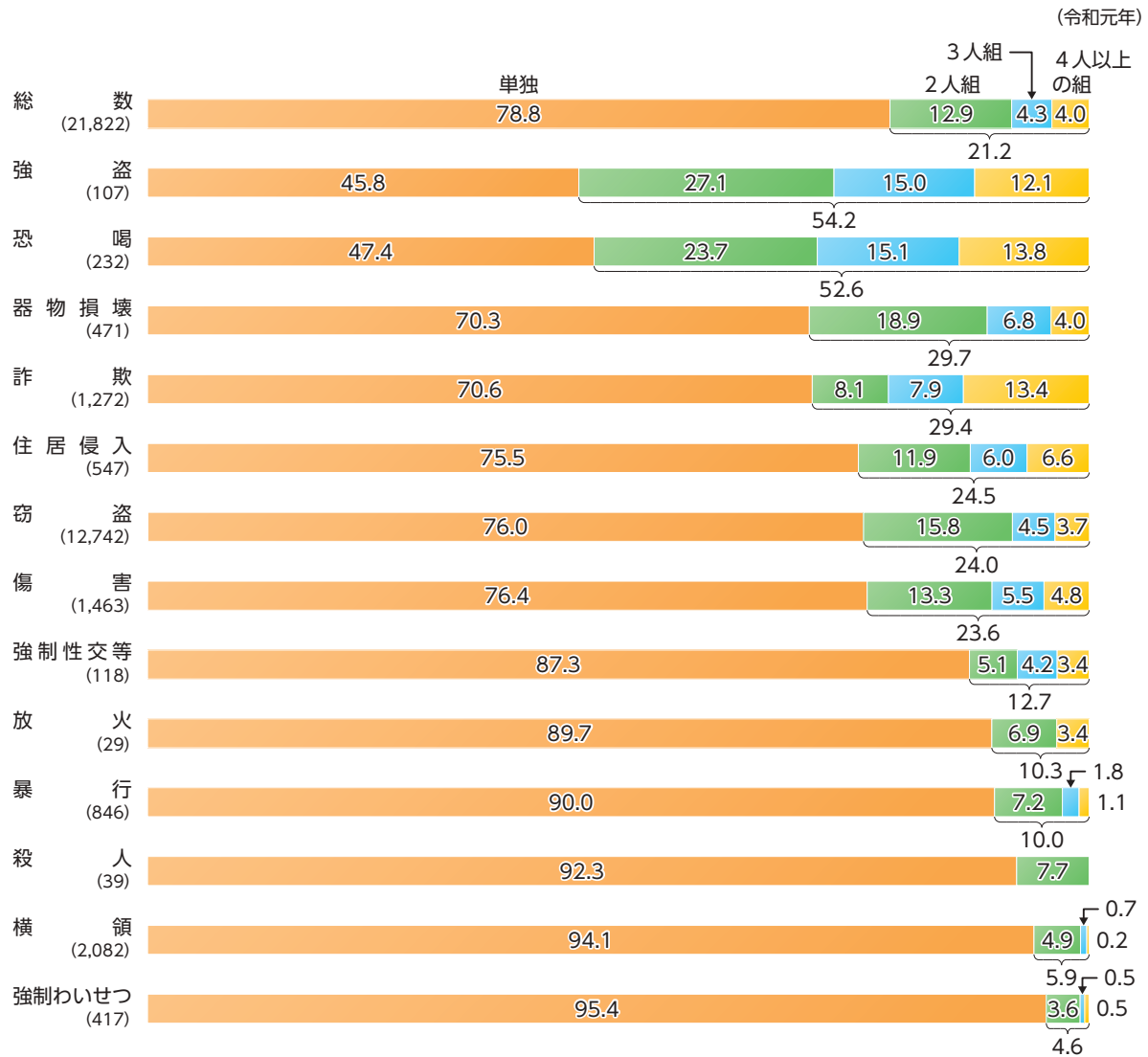
罪 名	総 数		男 子	女 子	女子比	少年比
総 数	26,572	(100.0)	22,408	4,164	15.7	13.4
殺 人	52	(0.2)	37	15	28.8	5.6
強 盗	273	(1.0)	255	18	6.6	17.0
放 火	60	(0.2)	52	8	13.3	10.9
強 制 性 交 等	180	(0.7)	178	2	1.1	14.8
暴 行	1,481	(5.6)	1,348	133	9.0	5.5
傷 害	2,405	(9.1)	2,196	209	8.7	11.8
恐 喝	398	(1.5)	333	65	16.3	25.4
窃 盗	14,906	(56.1)	11,927	2,979	20.0	15.2
詐 欺	901	(3.4)	740	161	17.9	10.2
横 領	2,362	(8.9)	2,137	225	9.5	17.5
遺失物等横領	2,344	(8.8)	2,123	221	9.4	18.6
強 制 わ い せ つ	499	(1.9)	489	10	2.0	16.2
住 居 侵 入	825	(3.1)	757	68	8.2	22.6
器 物 損 壊	811	(3.1)	702	109	13.4	15.7
そ の 他	1,419	(5.3)	1,257	162	11.4	10.8

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「遺失物等横領」は、横領の内数である。
 6 () 内は、構成比である。

4 共犯事件

令和元年における刑法犯の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）のうち、少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件）での共犯率（共犯による事件数の占める比率をいう）・共犯者数別構成比を主な罪名別に見ると、**3-1-1-7図**のとおりである。総数では、少年のみによる事件での共犯率は21.2%であり、成人のみによる事件（成人の単独犯又は成人のみの共犯による事件）での共犯率（9.8%）と比べて高い（CD-ROM 参照）。

3-1-1-7図 少年のみによる刑法犯 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 触法少年の補導件数は含まない。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 7 () 内は、件数である。

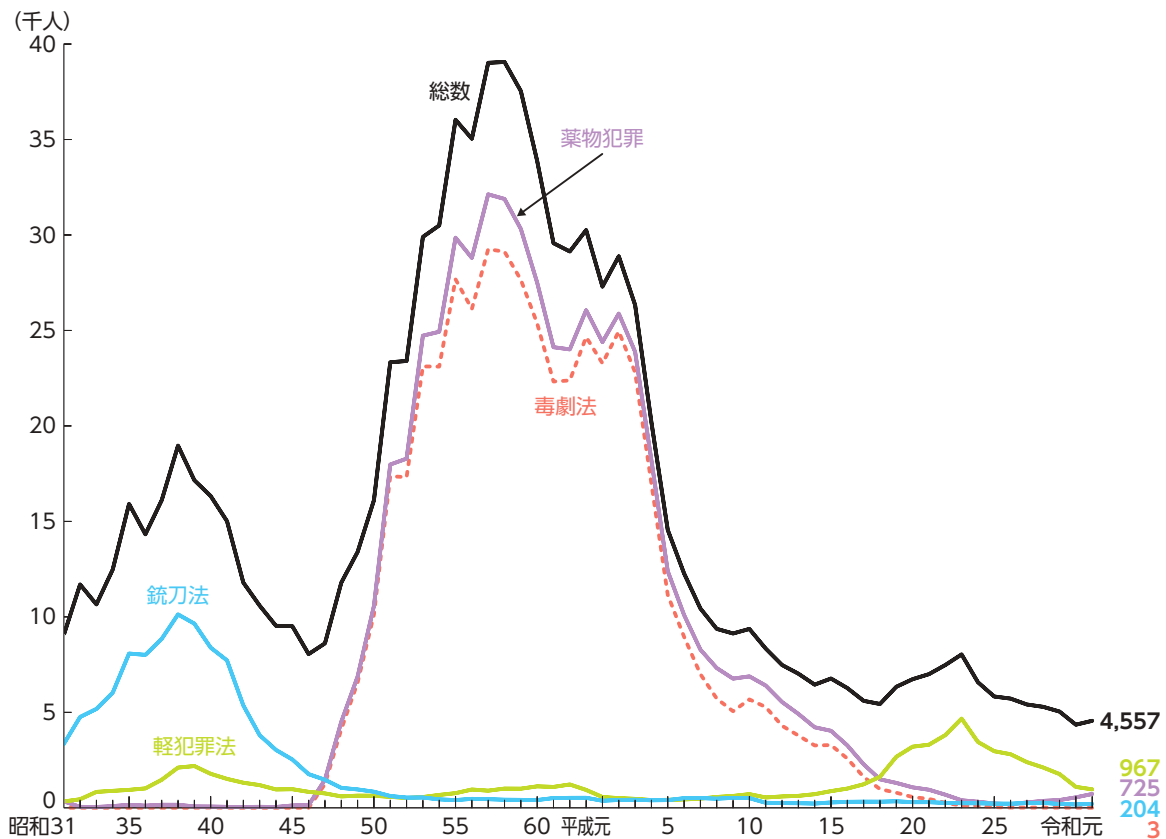
第2節 少年による特別法犯

1 検挙人員

犯罪少年による特別法犯（平成15年までは交通関係4法令（昭和36年までは道路交通取締法（昭和22年法律第130号）を含む。）違反を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（昭和31年以降）は、**3-1-2-1図**のとおりである（罪名別検挙人員については、CD-ROM資料**3-6**参照）。その総数は、38年（1万8,967人）と58年（3万9,062人）をピークとする大きな波が見られた後、平成3年から18年にかけて大きく減少した。19年に増加に転じ、24年からは再び減少し続けていたが、令和元年は前年より増加し、4,557人（前年比4.7%増）であった。罪名別に見ると、薬物犯罪の人員が昭和47年から大きく増加し、57年（3万2,129人）にピークを迎えたが、平成5年前後に著しく減少し、それ以降減少傾向にあったものの、26年（190人）を底として、翌年からは増加し続けている（少年による薬物犯罪の動向の詳細は、第7編第4章第2節1項参照）。その一方で、軽犯罪法違反の人員は12年から23年まで増加し続け、その後は減少しているものの、18年以降一貫して、特別法犯の中で最も多い。同年以降の軽犯罪法違反の人員を違反態様別に見ると、29年までは「田畑等侵入の罪」（同法1条32号）、30年及び令和元年は「業務妨害の罪」（同法1条31号）が最も多かった（警察庁の統計による。）。

3-1-2-1図 少年による特別法犯 検挙人員の推移

(昭和31年～令和元年)

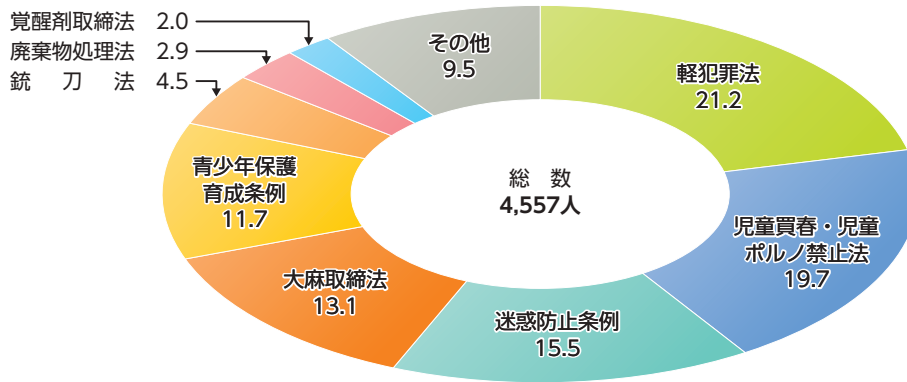


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。
 5 平成15年までは交通関係4法令（昭和36年までは道路交通取締法を含む。）違反を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。

令和元年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は、**3-1-2-2図**のとおりである。

3-1-2-2図 少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和元年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 交通法令違反を除く。

2 交通犯罪

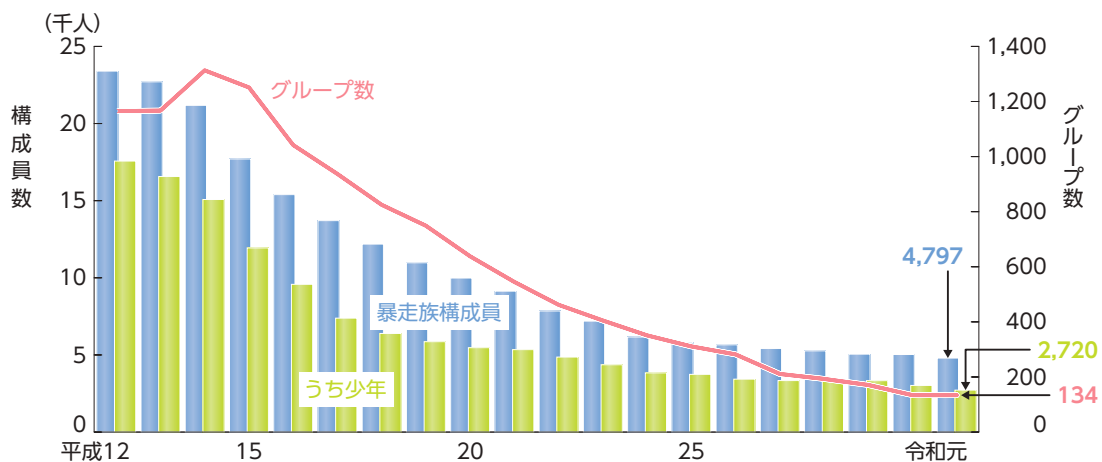
犯罪少年による道路交通法違反の取締件数（軽車両以外の車両等の運転によるものに限る。ただし、教唆・幫助犯は除く。）は、昭和60年に193万8,980件を記録した後、減少傾向が続き、令和元年は12万4,809件（前年比9.1%減）であった（警察庁交通局の資料による。）。

令和元年における犯罪少年による危険運転致死傷の検挙人員は46人（前年比6人減）であり、そのうち、致死事件の検挙人員は5人（同2人増）であった（警察庁の統計による。）。

暴走族の構成員数及びグループ数の推移（最近20年間）は、**3-1-2-3図**のとおりである。

3-1-2-3図 暴走族の構成員数・グループ数の推移

(平成12年～令和元年)



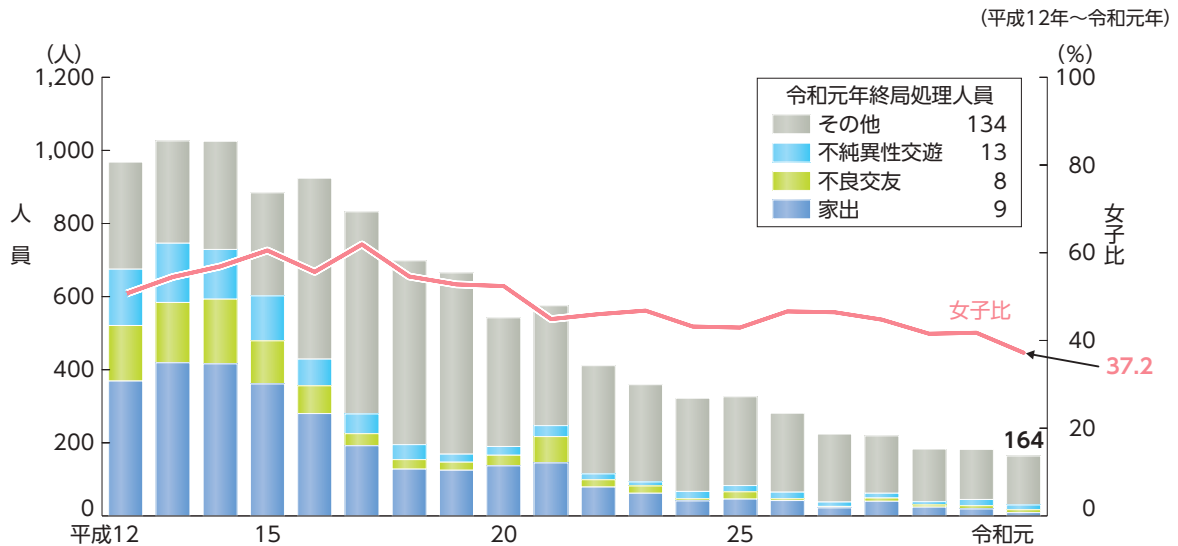
- 注 1 警察庁交通局の資料による。
 2 共同危険型暴走族（爆音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。）に限る。

第3節 少年非行の動向

少年非行について、態様別の家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移（最近20年間）を見ると、**3-1-3-1図**のとおりである（CD-ROM資料**3-7**参照）。令和元年における家庭裁判所終局処理人員は164人（前年比9.9%減）、女子比は37.2%（同4.6pt低下）であった。

なお、令和元年における家庭裁判所終局処理人員のうち、行為時の年齢が14歳未満の者は24人（前年比5人増）であった（司法統計年報による）。

3-1-3-1図 家庭裁判所終局処理人員（少年非行の態様別）・女子比の推移



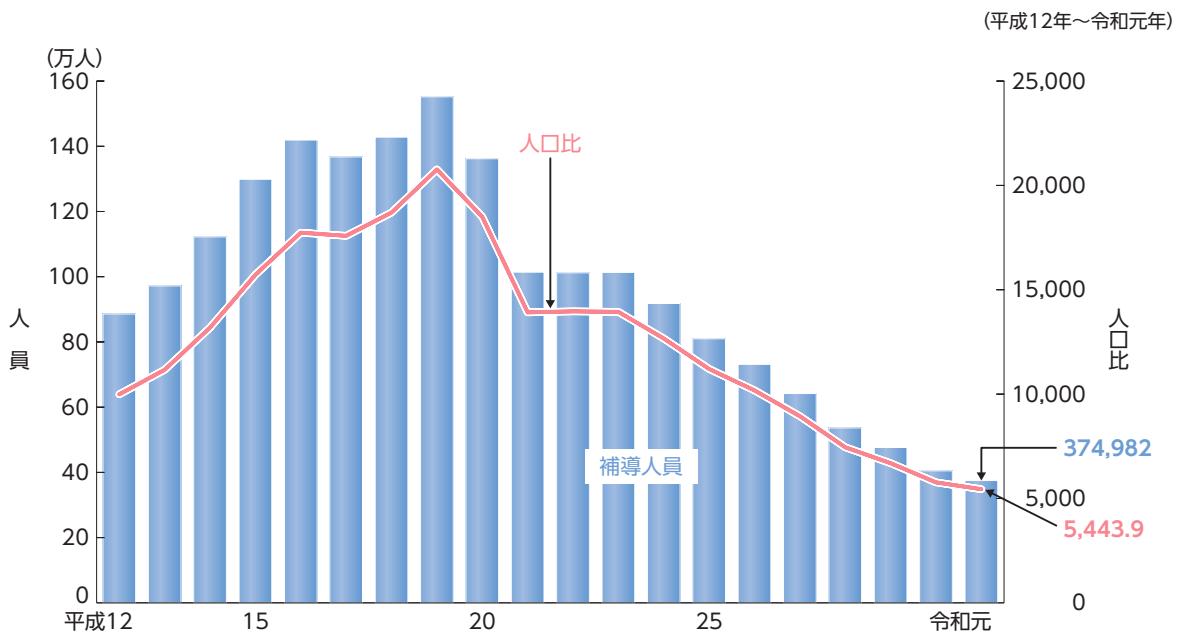
- 注 1 司法統計年報による。
 2 所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

第4節 不良行為少年

不良行為少年（犯罪少年，触法少年又はぐ犯少年には該当しないが，飲酒，喫煙，深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。）の補導人員及び人口比の推移（最近20年間）を見ると，**3-1-4-1図**のとおりである。令和元年における補導人員は37万4,982人（前年比7.4%減），人口比は5,443.9（同328.5低下）であった。

また，令和元年における補導人員を態様別に見ると，深夜はいかい21万691人（56.2%），喫煙9万8,787人（26.3%）の順に多く，この2態様で補導人員総数の8割以上を占めた（警察庁生活安全局の資料による。）。

3-1-4-1図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移



注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。

2 「不良行為少年」は，犯罪少年，触法少年又はぐ犯少年には該当しないが，飲酒，喫煙，深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

3 「人口比」は，少年10万人当たりの補導人員である。なお，人口比算出に用いた人口は，14歳以上20歳未満の人口である。

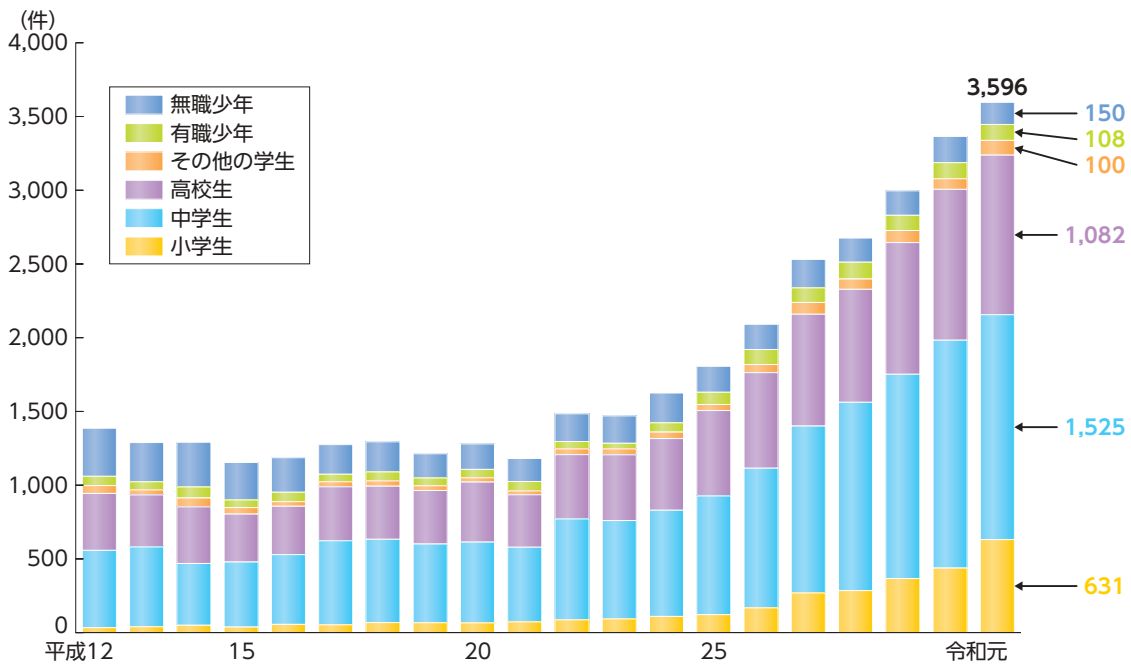
第5節 家庭と学校における非行

1 家庭内暴力

少年による家庭内暴力事件の認知件数の推移（最近20年間）を就学・就労状況別に見ると、**3-1-5-1図**のとおりである。認知件数の総数は、平成24年から毎年増加しており、令和元年は3,596件（前年比6.9%増）であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、元年は631件（同44.1%増）であった。

3-1-5-1図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）

（平成12年～令和元年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 一つの事件に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
 4 「その他の学生」は、浪人生等である。

令和元年における家庭内暴力事件の対象を同居している家族に限って見ると、母親が2,187件と最も多く、次いで、父親が403件、兄弟姉妹が329件、同居の親族が192件の順であり、同居している家族以外では、家財道具等が465件、その他が20件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 校内暴力

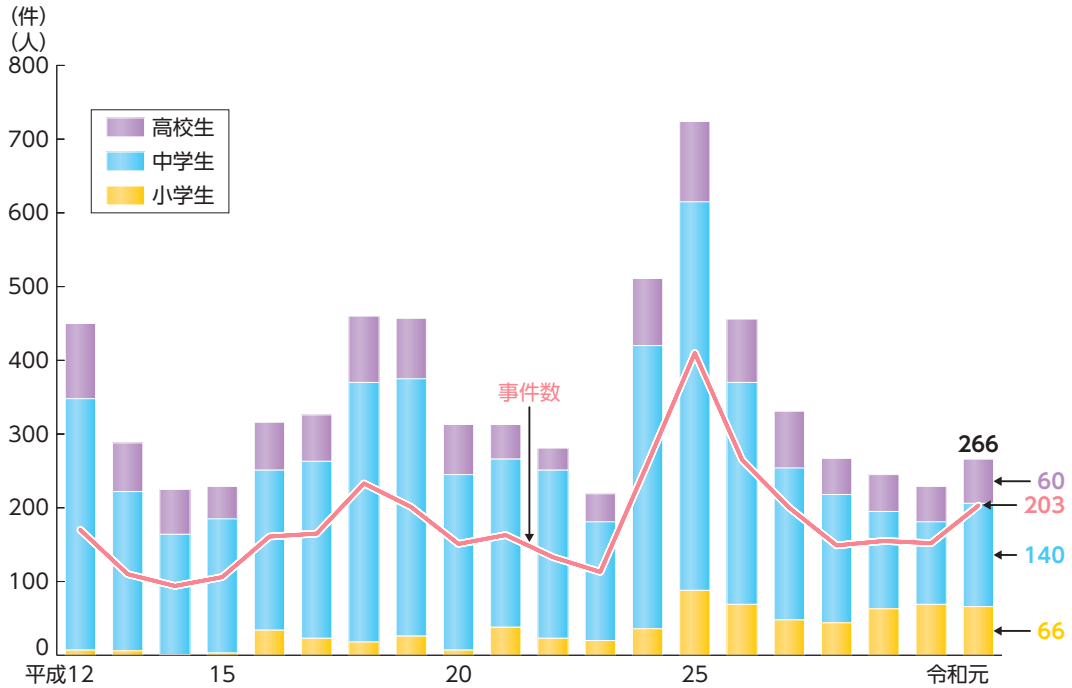
校内暴力事件の事件数及び検挙・補導人員は、事件数では昭和58年に2,125件を、検挙・補導人員では56年に1万468人を、それぞれ記録した後は大きく減少し、その後の増減を経て、平成26年以降減少し続け、令和元年は618件（前年比7.5%減）、690人（同4.7%減）であった。検挙・補導された者の就学状況を見ると、中学生が圧倒的に多い状況が続いていたが、平成26年以降、中学生の検挙・補導人員及び総数に占める構成比が減少・低下し続け、令和元年は、中学生が427人（61.9%）、小学生が160人（23.2%）、高校生が103人（14.9%）であった。中学生の人員は、減少直前の平成25年（1,569人）と比べると令和元年は3割以下となった一方で、小学生は、平成24年から増加傾向にあり、28年以降は高校生を上回っている（警察庁生活安全局の資料による。）。

3 いじめ

警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数及び検挙・補導人員の推移（最近20年間）を見ると、**3-1-5-2図**のとおりである。事件数及び検挙・補導人員は、昭和60年に638件、1,950人を記録して以降、63年の97件、279人まで大きく減少し、その後の増減を経て、令和元年の事件数は203件（前年比33.6%増）、検挙・補導人員は266人（同16.2%増）と、いずれも前年より増加した（CD-ROM 参照）。

3-1-5-2図 いじめに起因する事件 事件数・検挙・補導人員の推移

（平成12年～令和元年）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

第2章

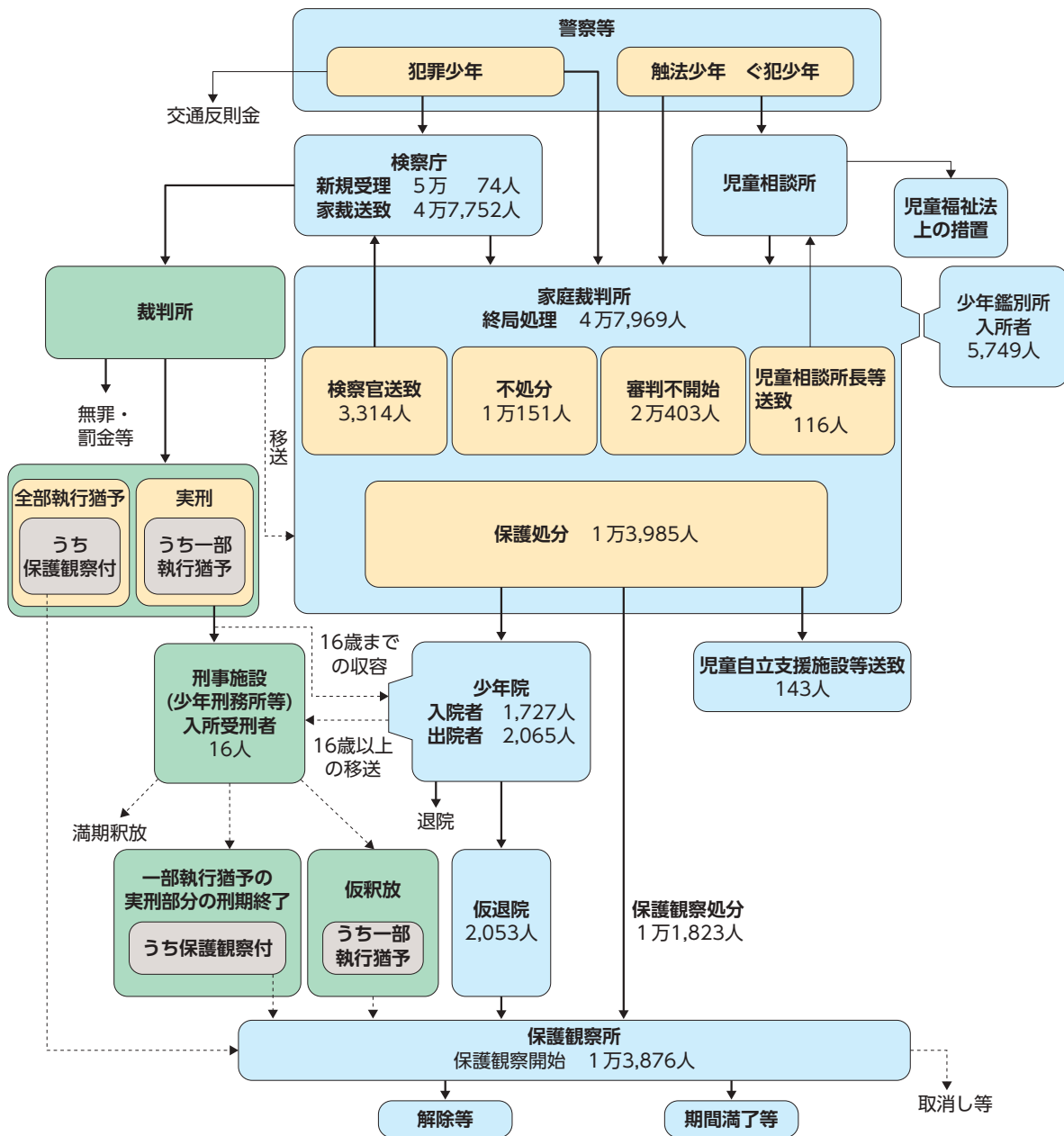
非行少年の処遇

第1節 概要

非行少年に対する手続の流れは、3-2-1-1図のとおりである（少年に対する刑事処分に係る手続（同図の緑色部分）については、本編第3章参照）。

3-2-1-1図 非行少年処遇の概要

（令和元年）



注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

1 家庭裁判所送致までの手続の流れ

(1) 犯罪少年

警察等は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致する。検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、事件を家庭裁判所に送致する。

(2) 触法少年及びぐ犯少年

触法少年及び14歳未満のぐ犯少年については、家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる。保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者は、これを都道府県等の福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされているので、触法少年及び14歳未満のぐ犯少年が要保護児童である場合には、この通告対象となる。都道府県知事又は児童相談所長は、通告を受けた少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合には、家庭裁判所に送致する。警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を見つけた場合に、事件の調査をすることができるが、その結果、少年の行為が、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料する場合等には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、送致を受けた少年のうち一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れる行為を行った触法少年については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならない。ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年が18歳未満であり、かつ、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に委ねるのが適当であると認めるときは、児童相談所に通告することができる。

2 家庭裁判所における手続の流れ

(1) 家庭裁判所の調査

家庭裁判所は、検察官等から事件の送致等を受けたときは、事件について調査しなければならず、家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。

(2) 少年鑑別所の鑑別

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、観護措置の決定により、少年を少年鑑別所に送致する。この場合、少年鑑別所は、送致された少年を収容して、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づいて、収容審判鑑別を行うとともに、必要な観護処遇を行う。

(3) 家庭裁判所の審判等

家庭裁判所は、調査の結果に基づき、審判不開始、審判開始等の決定をする。

少年及び保護者は、付添人を選任することができるが、弁護士以外の者を選任するには、家庭裁判所の許可を要する。

審判は、非公開で行われるが、家庭裁判所は、一定の重大事件の被害者等から審判の傍聴の申出があった場合、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、傍聴を許すことができる（第6編第2章第1節6項参照）。

また、家庭裁判所は、犯罪少年の一定の重大犯罪に係る事件において、その非行事実を認定するた

めの審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。家庭裁判所は、この場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人（国選付添人）を付さなければならない。

なお、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官に直接観察させる試験観察に付することができる。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又はその必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。調査又は審判の結果、児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事又は児童相談所長に送致し、本人が20歳以上であることが判明したときは、事件を検察官に送致する。また、調査又は審判の結果、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致するが、犯行時16歳以上の少年による一定の重大な事件及び犯行時18歳以上の少年による選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件については、原則として、事件を検察官に送致しなければならない（いわゆる**原則逆送**）。これらの場合以外は、**保護処分**をしなければならず、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致（18歳未満の少年に限る。）又は少年院送致（おおむね12歳以上の少年に限る。）のいずれかの決定を行う。

少年、その法定代理人又は付添人は、保護処分の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、高等裁判所に抗告をすることができる。他方、検察官は、検察官関与の決定があった事件について、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

3 保護処分に係る手続の流れ

（1）家庭裁判所の決定による保護観察

家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年は、原則として20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間）又は保護観察が解除されるまで、保護観察官又は保護司から、改善更生のために必要な指導監督及び補導援護を受ける（保護観察の概要については、本章第5節参照）。

なお、家庭裁判所は、少年を保護観察に付する際、非行性の進捗がそれほど深くないなど、短期間の保護観察により改善更生を期待できる者について、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告を行い、これらの処遇勧告がなされた場合、保護観察は、この勧告に従って行われる。

（2）児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けた少年は、児童福祉法による施設である児童自立支援施設又は児童養護施設に入所措置される。

（3）少年院収容と仮退院後の保護観察

家庭裁判所の決定により少年院送致とされた少年は、少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受ける。

少年院での収容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、少年院の長は、20歳に達した後も、送致の決定のあった日から1年間に限り、収容を継続することができる。在院者は、収容期間の満了により退院するが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定をする。さらに、家庭裁判所は、在院者の精神に著しい障害があり、医療に関する専門的知識及び技術を踏まえて矯正教育を継続して行うことが特に必要な場合には、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定を行い、同決定を受けた在院者は、第3種の指定を受けた少年院（本章第4節3項（1）参照）に収容される。

他方、在院者については、生活環境の調整を行い、地方更生保護委員会の決定により、収容期間の

満了前に**仮退院**を許されることがある。この場合、仮退院した後は、収容期間の満了日又は退院の決定があるまで保護観察に付される。

第2節 検察・裁判

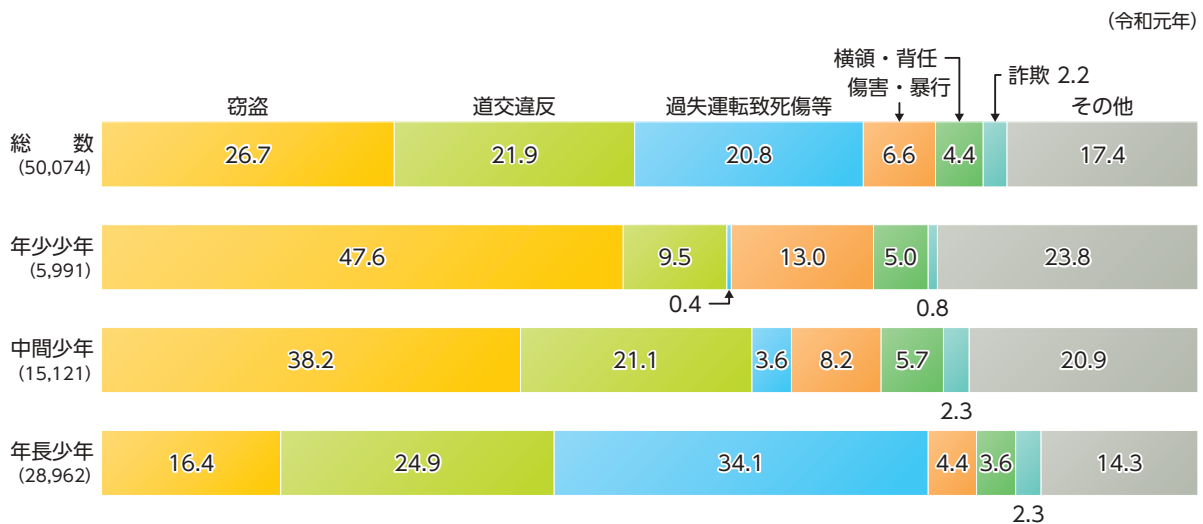
1 検察（家庭裁判所送致まで）

（1）受理状況

令和元年における犯罪少年の検察庁新規受理人員は、5万74人（少年比5.6%）であった。その内訳は、刑法犯が2万5,244人（同12.5%）、過失運転致死傷等が1万440人（同2.8%）、特別法犯が1万4,390人（同4.4%）であり、道交違反を除いた特別法犯は3,412人（同3.9%）であった（検察統計年報による。）。

3-2-2-1図は、令和元年における犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものである。犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比の推移については、CD-ROM資料**3-8**参照。

3-2-2-1図 犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比（年齢層別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 受理時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

（2）家庭裁判所への送致

検察官は、少年事件を家庭裁判所に送致するとき、どのような処分が相当であるかについて意見を付けることができる。令和元年における家庭裁判所の終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち年長少年（8,938人）について、検察官が刑事処分相当との意見を付けた割合は5.5%、家庭裁判所が検察官送致（刑事処分相当）の決定をした割合は5.8%であった（法務省刑事局の資料による）。検察官処遇意見等の状況については、CD-ROM資料**3-9**参照。

2 家庭裁判所

(1) 受理状況

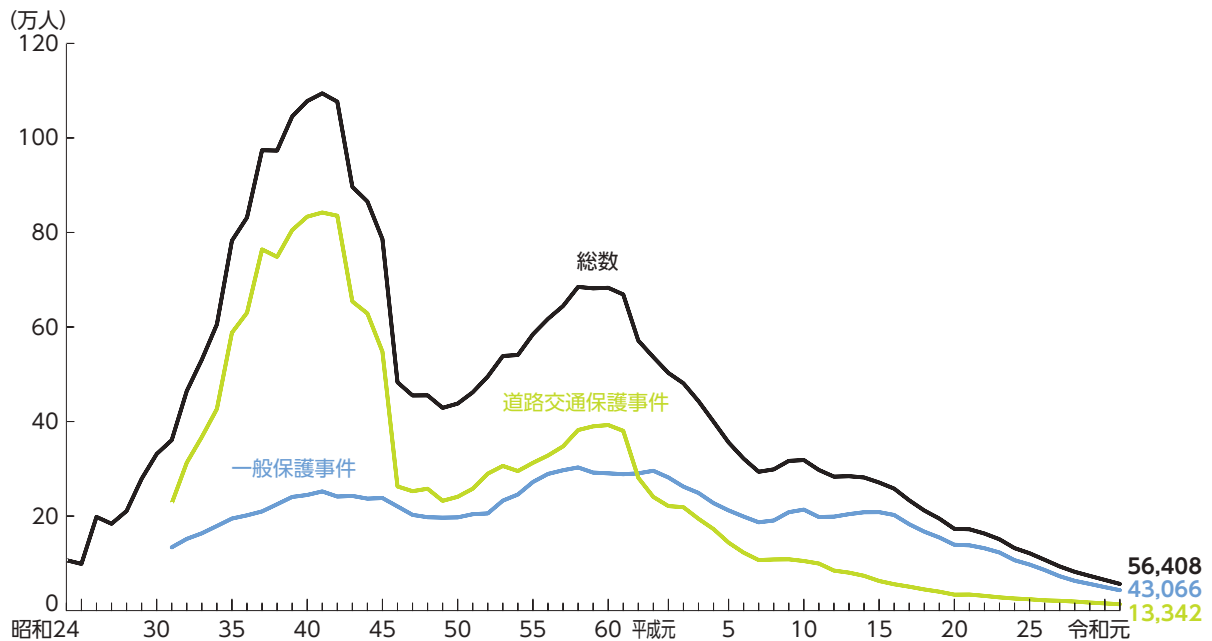
少年保護事件の家庭裁判所新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、**3-2-2-2図**のとおりである。

一般保護事件（道交違反に係るもの以外の少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和41年及び58年のピークを経て、しばらく減少傾向にあった後、20万人前後で推移していたが、平成16年以降、毎年減少しており、令和元年は4万3,066人（前年比13.2%減）であった。

道路交通保護事件（道交違反に係る少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和45年の交通反則通告制度の少年への適用拡大、62年の同制度の反則行為の拡大により急減した後、近年も減少傾向にあり、令和元年は1万3,342人（前年比12.6%減）であった。

3-2-2-2図 少年保護事件 家庭裁判所新規受理人員の推移

（昭和24年～令和元年）



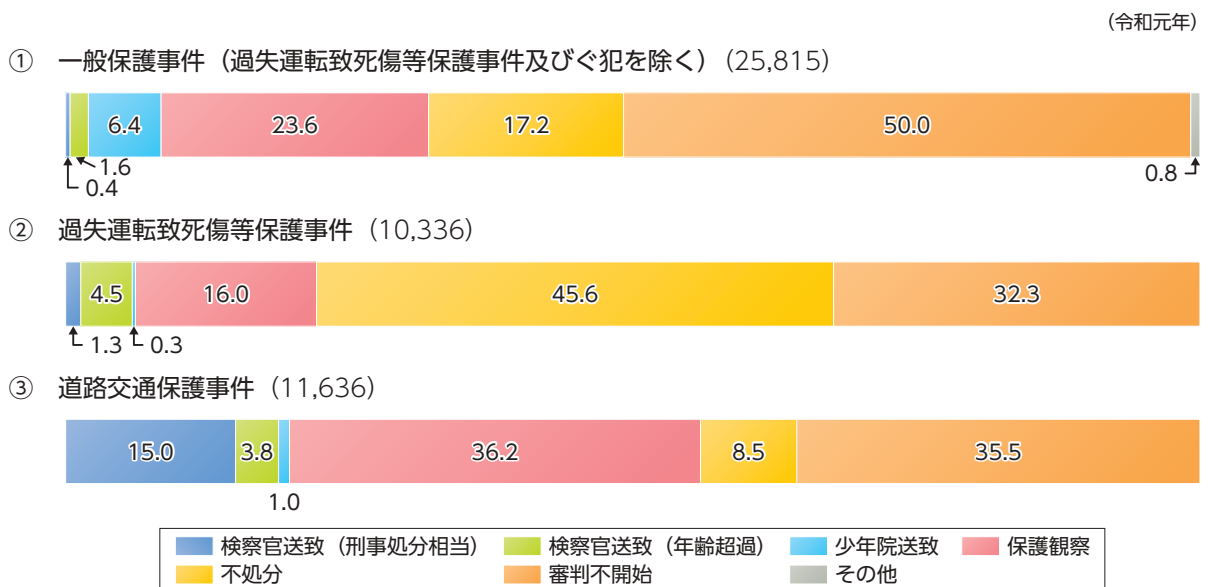
注 司法統計年報による。

(2) 処理状況

ア 終局処理の概要

令和元年における少年保護事件について、①一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐ犯を除く。）、②過失運転致死傷等保護事件（過失運転致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年保護事件）、③道路交通保護事件別に、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、**3-2-2-3図**のとおりである。処理区分別・非行名別の終局処理人員については、CD-ROM 資料**3-10**参照。

3-2-2-3図 少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比



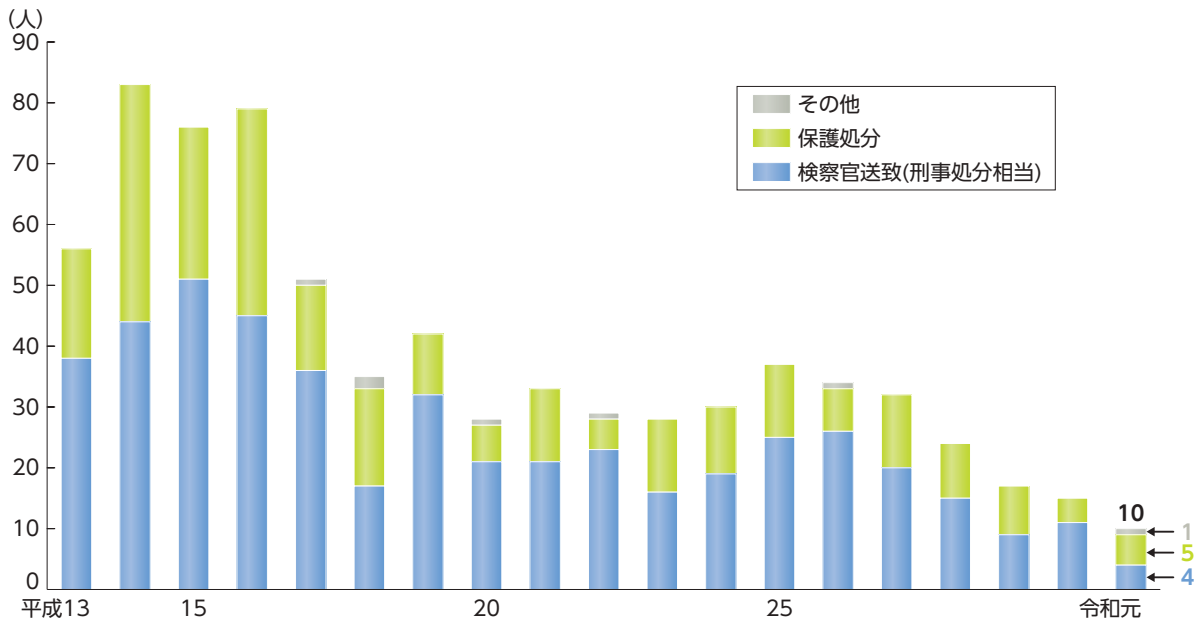
イ 原則逆送事件の処理状況

犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないが、これに該当する原則逆送事件の終局処理人員（年齢超過による検察官送致を除く。以下イにおいて同じ。）の推移（原則逆送制度が開始された平成13年以降）は、**3-2-2-4図**のとおりである。14年（83人）のピーク後、16年までは大きな増減はなかったが、17年以降、減少傾向にあり、25年にやや増加した後は、毎年減少し、令和元年は10人（前年比5人減）であった。

平成13年4月以降令和元年末までの間における原則逆送事件の終局処理人員の合計は739人であり、このうち473人（64.0%）が検察官送致決定を受けている。

3-2-2-4図 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員の推移（処理区分別）

(平成13年～令和元年)



- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 3 年齢超過による検察官送致を除く。
 4 平成13年は、原則逆送制度が開始した同年4月1日以降の人員である。
 5 「その他」は、不処分及び審判不開始である。

令和元年における家庭裁判所の終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見ると、3-2-2-5表のとおりである。

3-2-2-5表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別，処理区分別）

(令和元年)

罪 名	終局処理人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護処分	少年院送致			保護 観察	不処分	審 判 不開始
				第1種 少年院	第2種 少年院	第3種 少年院			
総 数	10	4	5	3	—	1	1	—	1
殺 人	4	—	3	1	—	1	1	—	1
傷 害 致 死	3	1	2	2	—	—	—	—	—
危険運転致死	3	3	—	—	—	—	—	—	—

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、既遂に限る。
 3 少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 4 年齢超過による検察官送致を除く。

第3節 少年鑑別所

1 概説

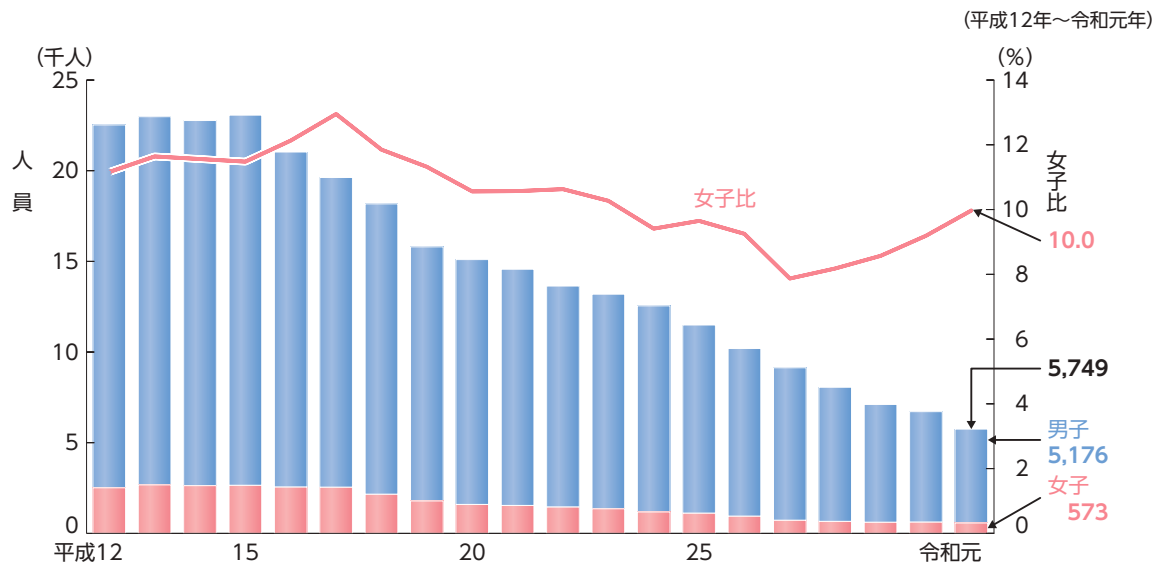
少年鑑別所の業務は、①専門的知識及び技術に基づいた鑑別を実施すること、②在所者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた観護処遇を実施すること、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を実施することである。少年鑑別所は、令和2年4月1日現在、全国に52庁（分所7庁を含む。）が設置されている。

2 入所・退所の状況

(1) 入所人員の推移

少年鑑別所の入所者（観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいう。）の人員（男女別）及び女子比の推移（最近20年間）は、**3-2-3-1図**のとおりである。その人員は、平成8年から増加し、15年（2万3,063人）に昭和45年以降最多を記録したが、その後、16年連続で減少し、令和元年は、5,749人（前年比14.3%減）であった（CD-ROM資料**3-11**参照）。元年におけるその人員の内訳は、観護措置による者が89.1%、勾留に代わる観護措置による者が6.4%であった（矯正統計年報による。）。

3-2-3-1図 少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移



注 1 矯正統計年報による。

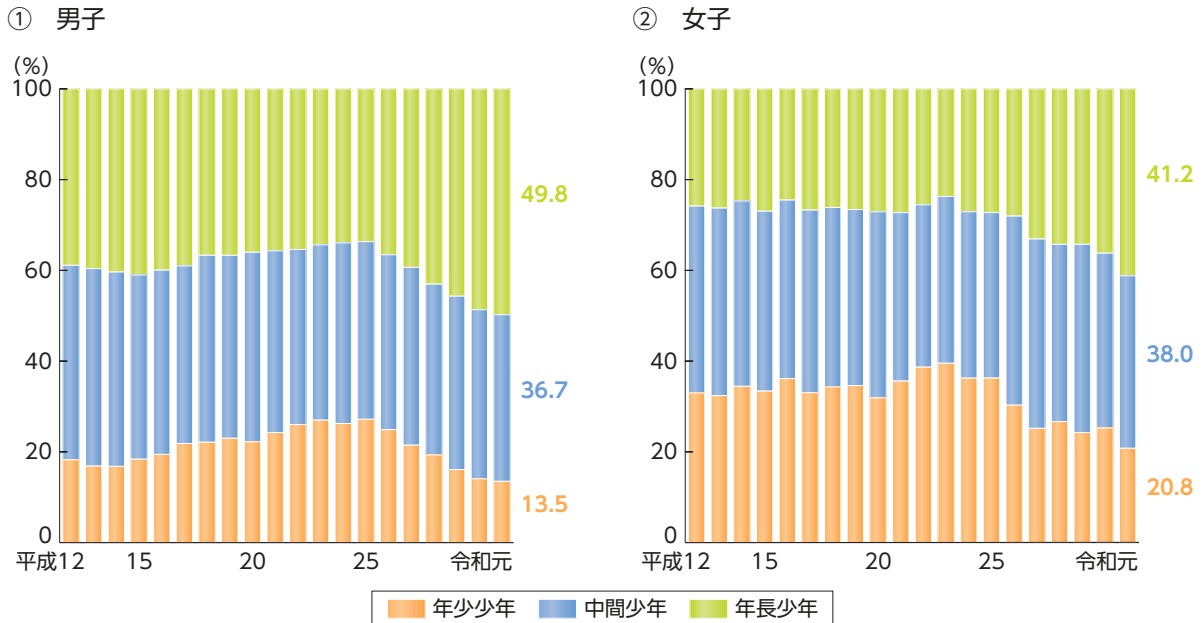
注 2 「入所者」は、観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。

(2) 被收容者の特徴

3-2-3-2図は、少年鑑別所被收容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下同じ。）の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。

3-2-3-2図 少年鑑別所被收容者の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成12年～令和元年)



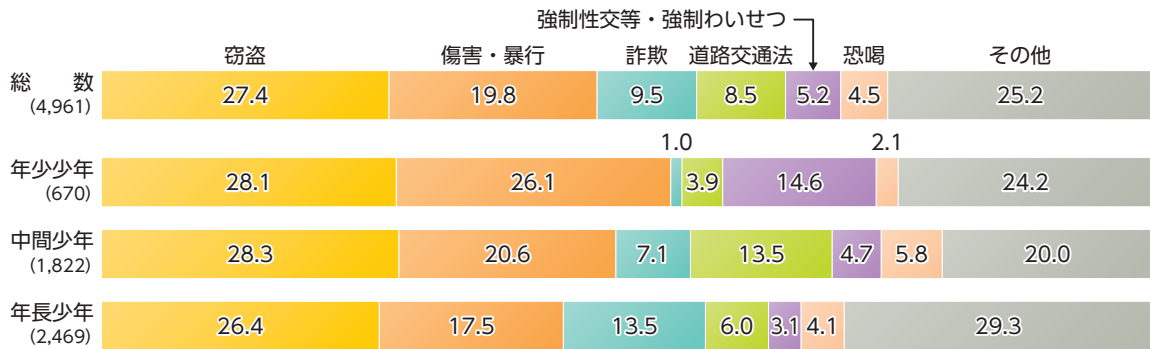
注 1 矯正統計年報による。
 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。

3-2-3-3図は、令和元年における被收容者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子は、全ての年齢層で窃盗の構成比が最も高く、ぐ犯及び覚醒剤取締法違反の構成比が、女子と比べて顕著に低い（男子におけるぐ犯は2.2%、覚醒剤取締法違反は0.9%。CD-ROM参照）。女子は、年齢層が上がるにつれて、ぐ犯の構成比が低くなり、覚醒剤取締法違反の構成比が高くなっている。

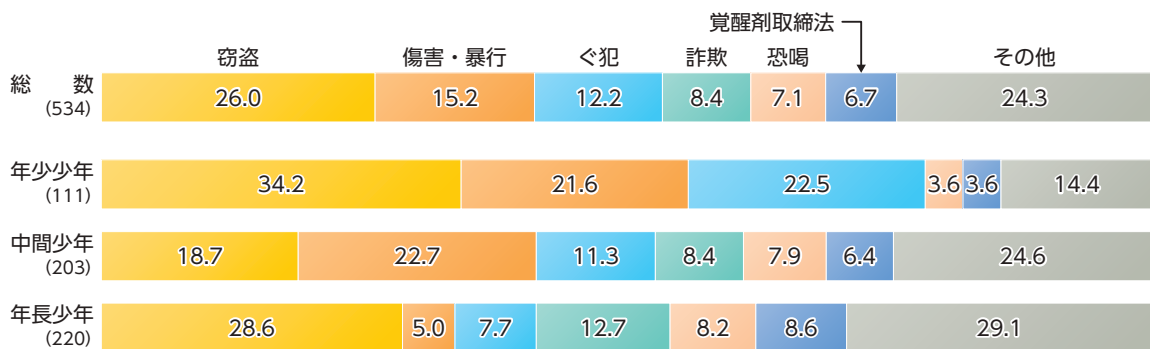
3-2-3-3 少年鑑別所被收容者の非行名別構成比（男女別，年齢層別）

（令和元年）

① 男子



② 女子



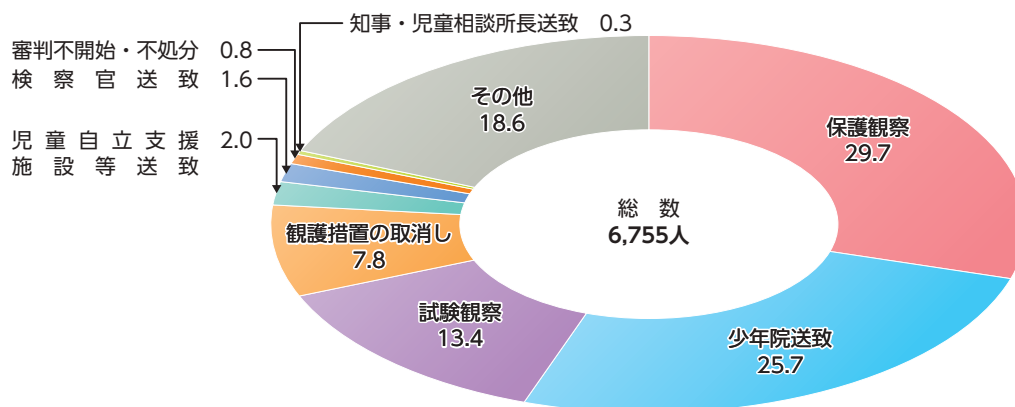
- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、令和元年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
- 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
- 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
- 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
- 6 () 内は、実人員である。

(3) 退所事由

令和元年における少年鑑別所の退所者の退所事由別構成比は、3-2-3-4図のとおりである。

3-2-3-4 少年鑑別所退所者の退所事由別構成比

（令和元年）



- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
- 3 「その他」は、施設間の移送、少年院在院者の鑑別のための收容の終了、仮收容の終了、同行指揮等により退所した者である。

3 鑑別

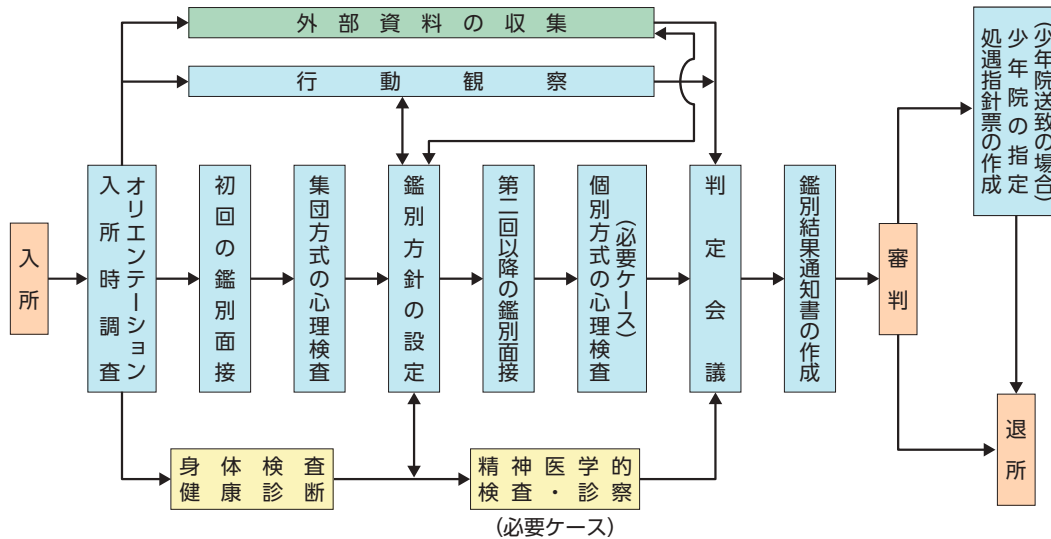
鑑別（非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。）は、家庭裁判所の求めに応じて行う**審判鑑別**、家庭裁判所以外の関係機関の求めに応じて行う**処遇鑑別**に大別される。

(1) 審判鑑別

ア 収容審判鑑別

審判鑑別のうち、観護措置の決定により少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別を**収容審判鑑別**という。収容審判鑑別の標準的な流れは、**3-2-3-5図**のとおりである。少年鑑別所では、鑑別面接、心理検査、行動観察、医学的検査及び診察の結果に、外部から得られた情報を加えて検討し、在宅保護（保護観察等）、収容保護（少年院送致等）等の処遇に係る判定を行う。判定の結果は、鑑別対象者の資質の特徴、非行要因、改善更生のための処遇指針等と共に鑑別結果通知書に記載されて家庭裁判所に送付され、審判の資料となる。審判の結果、保護観察や少年院送致の決定がなされた場合には、それぞれ、保護観察を行う保護観察所及び送致先の少年院に送付され、処遇の参考に供される。また、法務省矯正局では、「再犯防止に向けた総合対策」（第5編第1章第1節参照）の一環として、少年の再非行防止に資するための調査ツールである**法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）**を開発し、少年鑑別所において運用している（MJCAは、心理学、犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所における実証データに基づき、統計学的な分析を経て開発したもので、対象者の再非行の可能性等を把握するとともに、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上等、何を目標とした働き掛けを行えば再非行を防止できるのかを明らかにしようとするものである。）。

3-2-3-5図 少年鑑別所における収容審判鑑別の流れ



3-2-3-6表は、令和元年に収容審判鑑別を終了した者について、鑑別の判定と審判における決定等との関係を見たものである。

3-2-3-6表 収容審判鑑別の判定と審判決定等との関係

(令和元年)

鑑別の判定	審判決定等									
	総数	終局決定						未了		その他
		保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	
		保護観察	少年院送致	児童自立支援施設・児童養護施設送致						
総数	4,935 (100.0)	1,960 (39.7)	1,713 (34.7)	135 (2.7)	23 (0.5)	32 (0.6)	32 (0.6)	138 (2.8)	902 (18.3)	—
保護不要	26 (100.0)	11 (42.3)	1 (3.8)	—	—	—	8 (30.8)	3 (11.5)	3 (11.5)	—
在宅保護	1,729 (100.0)	1,336 (77.3)	25 (1.4)	4 (0.2)	12 (0.7)	1 (0.1)	10 (0.6)	53 (3.1)	288 (16.7)	—
収容保護										
少年院	2,976 (100.0)	602 (20.2)	1,669 (56.1)	20 (0.7)	3 (0.1)	5 (0.2)	13 (0.4)	73 (2.5)	591 (19.9)	—
児童自立支援施設・児童養護施設	153 (100.0)	8 (5.2)	7 (4.6)	111 (72.5)	8 (5.2)	—	—	1 (0.7)	18 (11.8)	—
保護不適	51 (100.0)	3 (5.9)	11 (21.6)	—	—	26 (51.0)	1 (2.0)	8 (15.7)	2 (3.9)	—

- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和元年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保釈、判定未了等の者を除く。）を計上している。
 3 「その他」は、観護措置変更決定等である。
 4 () 内は、鑑別の判定ごとの審判決定等別構成比である。

イ 在宅審判鑑別

審判鑑別のうち、少年鑑別所に収容されていない者に対して、少年鑑別所に来所させて行う鑑別等、収容審判鑑別以外のものを**在宅審判鑑別**という。令和元年における在宅審判鑑別の受付人員は279人であった（矯正統計年報による。）。

(2) 処遇鑑別

地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めによる鑑別を処遇鑑別という。処遇鑑別では、処遇の経過、課題及びその分析、今後の処遇指針等について鑑別結果通知書を作成し、各機関における対象者の処遇に資することとしている。令和元年における処遇鑑別の受付人員の内訳は、地方更生保護委員会又は保護観察所が2,938人、少年院又は刑事施設が1,673人、児童自立支援施設又は児童養護施設が22人であった（矯正統計年報による。）。

4 観護処遇

少年鑑別所では、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、各在所者の法的地位に応じた処遇を行うとともに、その特性に応じた適切な働き掛けによってその健全な育成に努めている。健全な育成への配慮として、在所者の自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習や文化活動等に関する助言・援助を行って

おり、各少年鑑別所の実情に応じて、外部の協力者による学習支援や就労等に関する講話、季節の行事等の機会を設けている。

5 非行及び犯罪の防止に関する援助

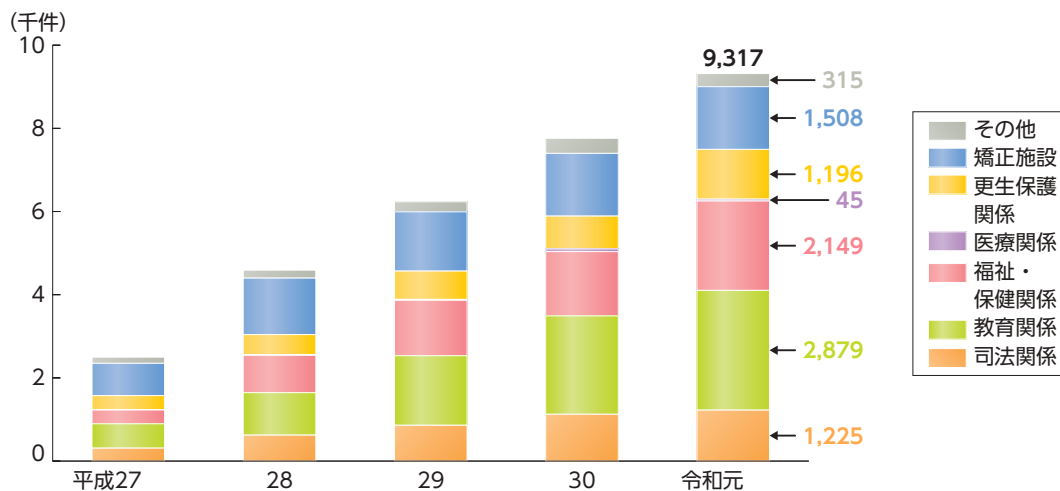
少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における**非行及び犯罪の防止に関する援助**（以下「地域援助」という。）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応している。

令和元年に実施した地域援助のうち、少年、保護者等の個人からの依頼に基づく援助の実施人員は、延べ4,694人であり、前年（4,369人）と比べて325人増加した（矯正統計年報による。）。

また、機関・団体からの依頼に基づく援助の実施状況の推移（地域援助が開始された平成27年以降）を依頼元機関等別に見ると、**3-2-3-7図**のとおりである。令和元年においては、依頼元機関等のうち、学校や教育委員会等の「教育関係」の構成比が最も高く、実施件数の約3分の1を占めているほか、児童相談所や地域生活定着支援センター等の「福祉・保健関係」、都道府県警察や検察庁等の「司法関係」といった多様な機関等に対して援助を実施している。同年の実施件数は、総数で9,317件と、前年（7,760件）と比べて1,557件増加し、依頼元機関等別では、「福祉・保健関係」、「教育関係」、「更生保護関係」の順に前年より増加（それぞれ604件増、513件増、408件増）した（CD-ROM参照）。

3-2-3-7図 機関等からの依頼に基づく地域援助の実施状況の推移（依頼元機関等別）

（平成27年～令和元年）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 機関又は団体からの依頼に基づく援助に限り、個人からの依頼に基づく相談等への対応は除く。
 3 「司法関係」は、都道府県警察、検察庁、裁判所その他司法に関する機関又は団体である。
 4 「教育関係」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に定める学校、都道府県及び市町村の教育委員会その他教育に関する機関又は団体である。
 5 「福祉・保健関係」は、児童相談所、地域生活定着支援センター、児童自立支援施設、児童養護施設、保健所、精神保健福祉センターその他福祉・保健に関する機関又は団体である。
 6 「医療関係」は、医療法（昭和23年法律第205号）1条の5に定める病院及び診療所その他医療に関する機関又は団体である。
 7 「更生保護関係」は、地方更生保護委員会、保護観察所、保護司会、更生保護法人その他更生保護に関する機関又は団体である。
 8 「矯正施設」は、刑事施設、少年院及び婦人補導院である。
 9 「その他」は、非行及び犯罪の防止に資する活動、青少年の健全育成に資する活動等を実施する機関又は団体である。
 10 平成27年は、地域援助が開始された同年6月からの実施状況について計上している。

第4節 少年院

1 概説

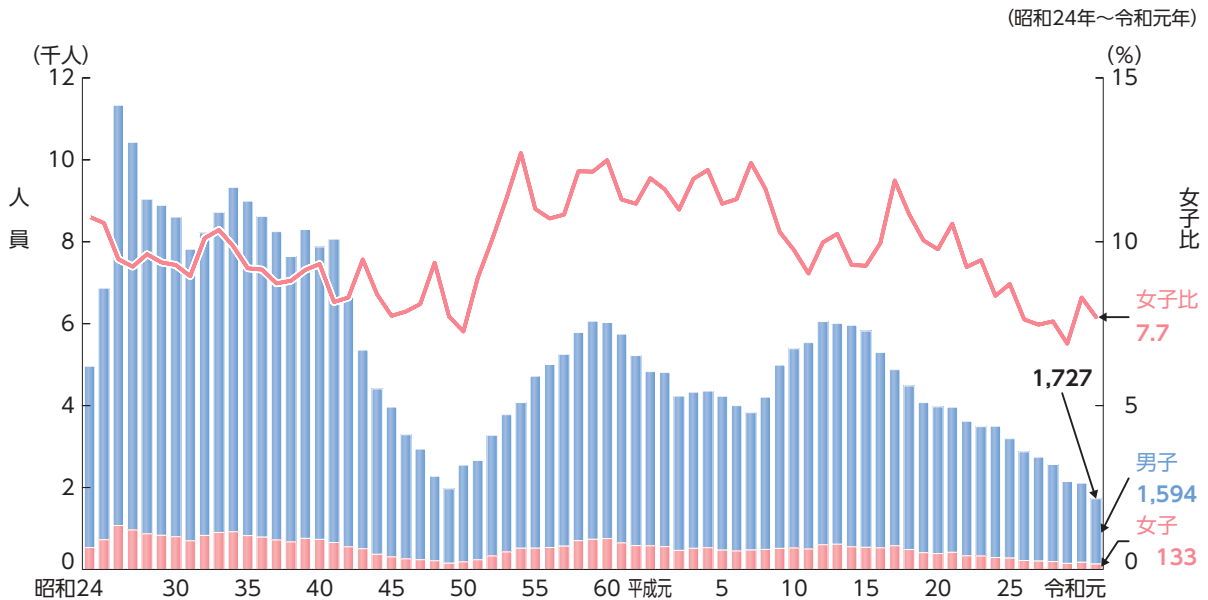
少年院は、主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。令和2年4月1日現在、全国に48庁（分院6庁を含む。）が設置されている。

2 少年院入院者

(1) 少年院入院者の人員の推移

3-2-4-1図は、少年院入院者の男女別の人員及び女子比の推移（昭和24年以降）を見たものである。入院者の人員は、最近20年間では、平成12年（6,052人）をピークに減少傾向が続いており、令和元年は1,727人（前年比18.1%減）であり、昭和24年以降最少であった。また、令和元年の女子比は、前年より0.6pt低下した。

3-2-4-1図 少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移



注 少年矯正保護統計，少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。

(2) 少年院入院者の特徴

ア 年齢

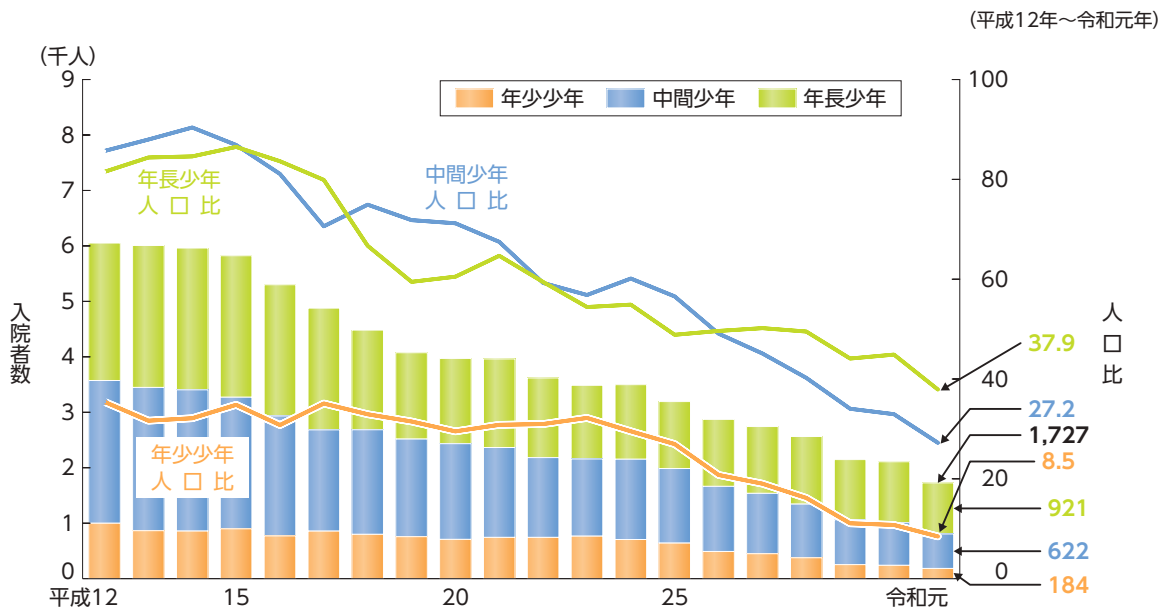
3-2-4-2図は、少年院入院者の人員及び人口比の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。

その人員は、年長少年（入院時に20歳に達している者を含む。以下（2）において同じ。）では、平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和元年は前年（1,099人）よりも減少し、921人（前年比16.2%減）であった。中間少年では、年長少年と同様に平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和元年は622人（同19.1%減）であった。年少少年（入院時に14歳未満の者を含む。以下（2）において同じ。）も、平成24年から毎年減少しており、令和元年は184人（同23.3%減）であった。元年の年齢層別構成比は、年長少年（53.3%）が最も高く、次いで、中間少年（36.0%）、年少少年（10.7%）の順であった（CD-ROM 参照）。

令和元年における年長少年、中間少年及び年少少年の人口比は、いずれも前年と比べ低下している。

なお、令和元年における14歳未満の少年院入院者は、11人（いずれも男子）であった（矯正統計年報による。）。

3-2-4-2図 少年院入院者の人員・人口比の推移（年齢層別）



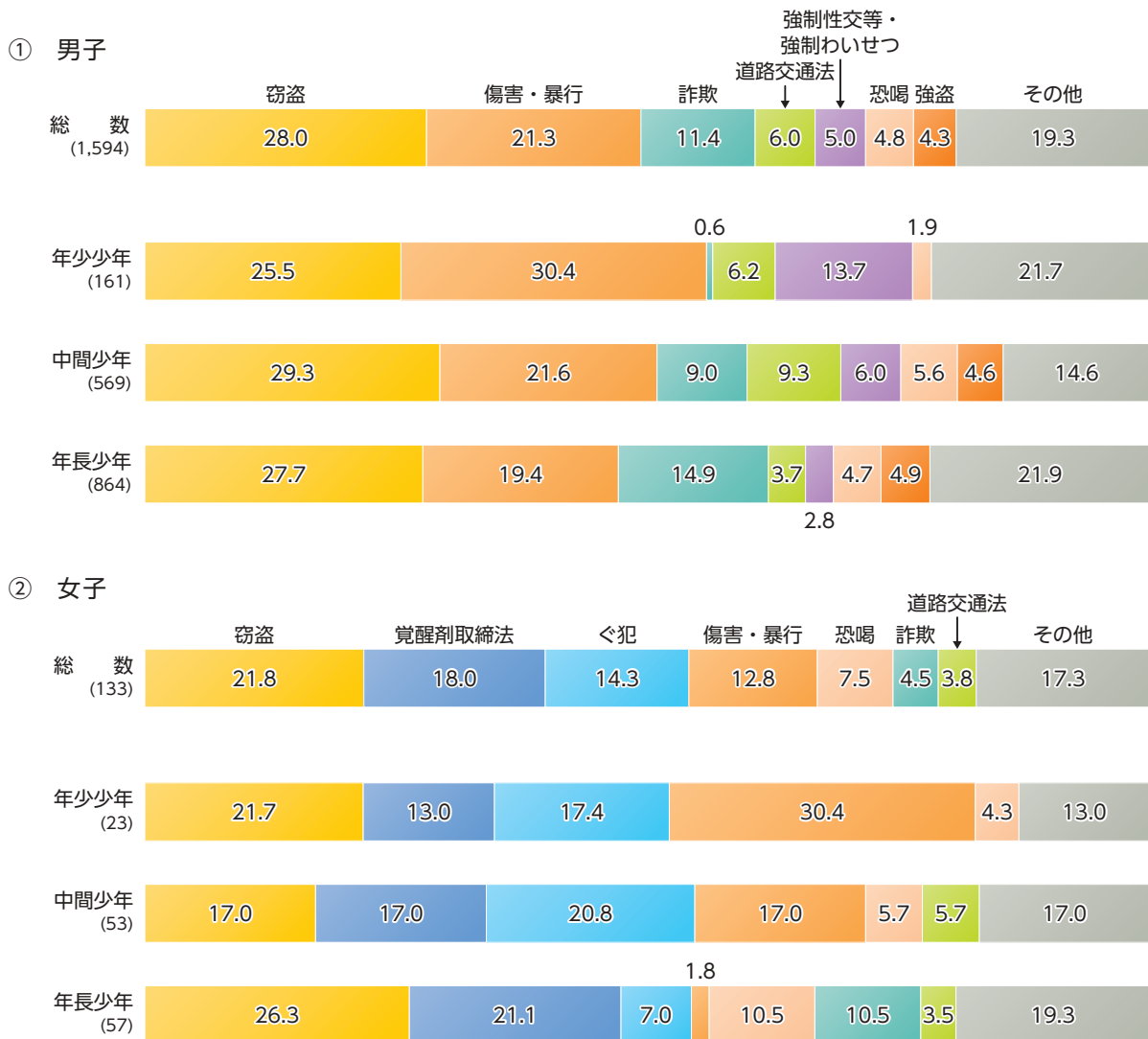
注 1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含む、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの少年院入院者の人員である。

イ 非行名

3-2-4-3図は、令和元年における少年院入院者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子の構成比を見ると、年少少年では傷害・暴行、窃盗の順に高く、中間少年及び年長少年では窃盗、傷害・暴行の順に高い。また、年齢層が上がるにつれて、強制性交等・強制わいせつの構成比が低くなり、詐欺の構成比が高くなっている。女子の構成比を見ると、総数では、窃盗、覚醒剤取締法違反、ぐ犯の順に高いが、年少少年では傷害・暴行、中間少年ではぐ犯、年長少年では窃盗が、それぞれ最も高く、年齢層が上がるにつれて、傷害・暴行の構成比が低くなり、覚醒剤取締法違反の構成比が高くなっている。また、女子は、男子と比べ、覚醒剤取締法違反及びぐ犯の構成比が顕著に高い（女子の少年院入院者の特徴については、第4編第6章第2節2項（2）参照）。

3-2-4-3図 少年院入院者の非行名別構成比（男女別，年齢層別）

（令和元年）

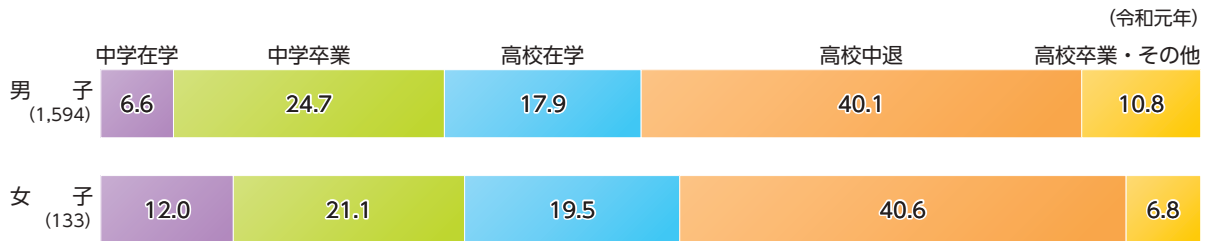


注 1 矯正統計年報による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 () 内は、実人員である。

ウ 教育程度、就学・就労状況

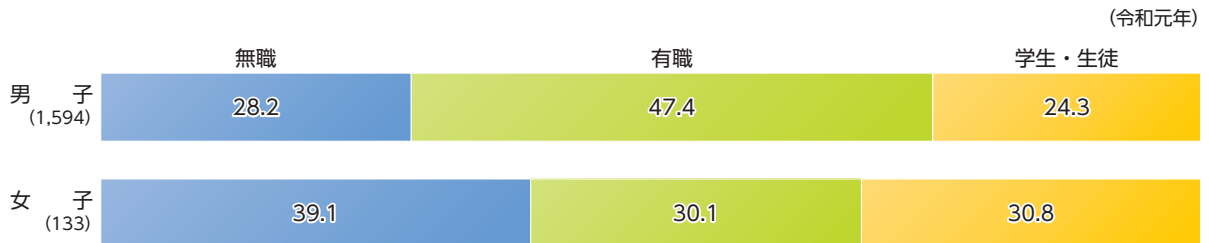
3-2-4-4図及び3-2-4-5図は、令和元年における少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を、いずれも男女別に見たものである。

3-2-4-4図 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業等である。
 4 () 内は、実人員である。

3-2-4-5図 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）

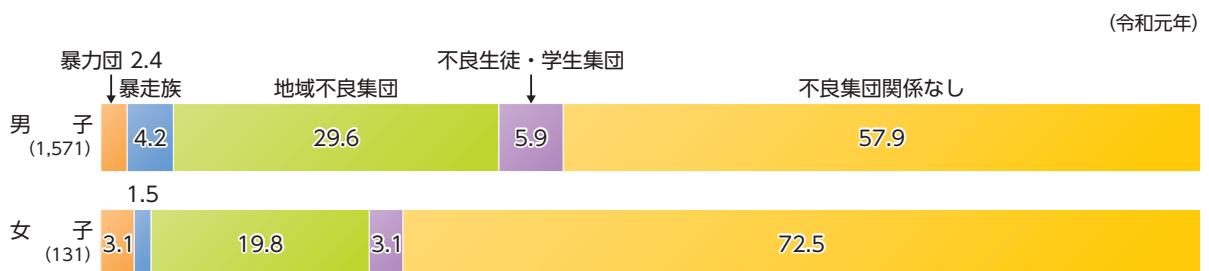


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 就学・就労状況は、非行時による。
 3 () 内は、実人員である。

エ 不良集団関係

3-2-4-6図は、令和元年における少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-6図 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）

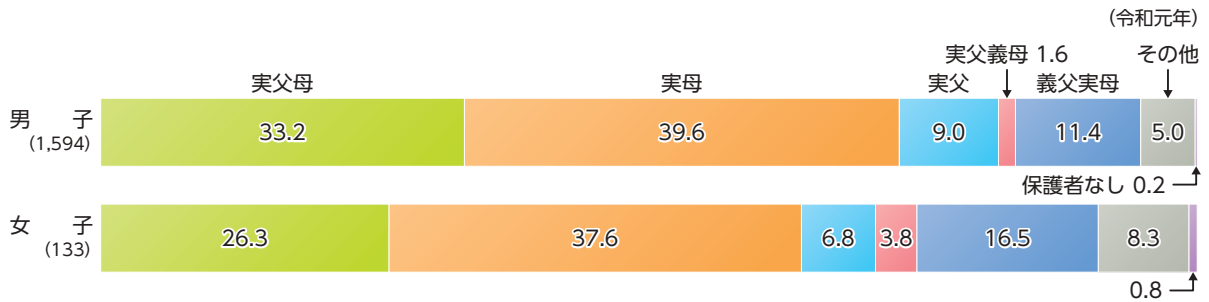


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不良集団関係は、非行時による。
 3 不良集団関係が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

オ 保護者の状況

3-2-4-7図は、令和元年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-7図 少年院入院者の保護者状況別構成比（男女別）

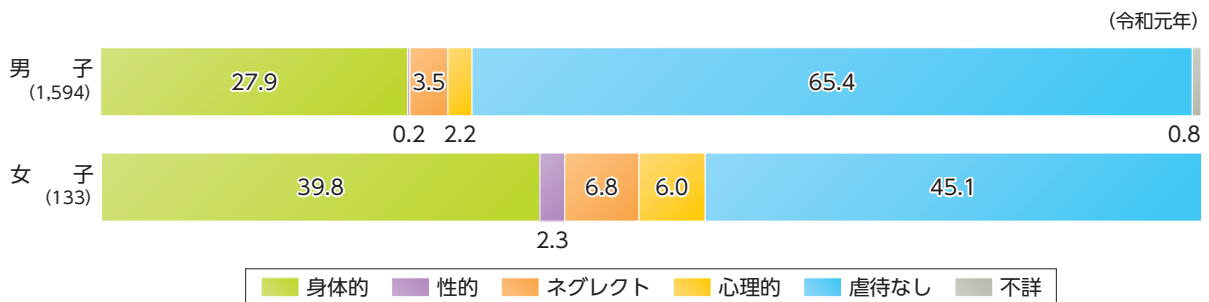


- 注 1 矯正統計年報による。
- 注 2 保護者状況は、非行時による。
- 注 3 「その他」は、養父（母）等である。
- 注 4 () 内は、実人員である。

カ 被虐待経験

3-2-4-8図は、令和元年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある。

3-2-4-8図 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 注 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
- 注 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
- 注 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
- 注 5 () 内は、実人員である。

3 少年院における処遇

(1) 少年院の種類及び矯正教育課程

少年院には、次の①から④までの種類があり、それぞれ、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、以下の者を収容している。

- ① 第1種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（②に定める者を除く。）
- ② 第2種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの
- ③ 第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの
- ④ 第4種 少年院において刑の執行を受ける者

少年院においては、在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、**矯正教育課程**が定められている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。

少年院の種類ごとに指定された矯正教育課程は、**3-2-4-9表**のとおりであり、令和元年における少年院入院者の矯正教育課程別人員は、**同表**の人員欄のとおりである。

3-2-4-9表 少年院入院者の人員（矯正教育課程別）

(令和元年)

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間	人員
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導	6月以内の期間	19 (1.1)
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導	2年以内の期間	1 (0.1)
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したものの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導		62 (3.6)
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導	6月以内の期間	274 (15.9)
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導	2年以内の期間	733 (42.4)
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		166 (9.6)
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		7 (0.4)
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		75 (4.3)
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導	2年以内の期間	86 (5.0)
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		223 (12.9)
社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	34 (2.0)		
第2種	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導	2年以内の期間	—
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		—
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		—
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導	2年以内の期間	47 (2.7)
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的な事情を特に考慮した各種の指導		—

注 1 矯正統計年報による。

2 () 内は、矯正教育課程別の構成比である。

(2) 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは**矯正教育**であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われる。少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた個人別矯正教育計画を作成し、矯正教育はこれに基づき実施される。

少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。

前記の五つの分野における指導の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行う。生活指導は、①基本的な生活訓練、②問題行動指導、③治療的指導、④被害者心情理解指導、⑤保護関係調整指導及び⑥進路指導について、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワーク等の方法を用いて行われている。

また、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、6種類の**特定生活指導**が実施されており、令和元年における各指導の受講終了人員は、①**被害者の視点を取り入れた教育**が83人、②**薬物非行防止指導**が232人、③**性非行防止指導**が165人、④**暴力防止指導**が467人、⑤**家族関係指導**が469人、⑥**交友関係指導**が953人であった（法務省矯正局の資料による。）。

このうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、**重点指導施設**が指定され、指導の充実が図られている。令和元年度は、薬物非行防止指導では11庁、性非行防止指導では2庁が重点指導施設に指定されており、これらの施設においては、他の少年院からも対象者を受け入れるなどして、グループワーク等による重点的かつ集中的な指導が実施されている（薬物非行防止指導については、第7編第5章第2節2項参照）。

さらに、女子少年については、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する処遇プログラムが行われている（詳細については、第4編第6章第2節2項（2）参照）。

イ 職業指導

少年院においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な職業指導を行っており、①就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした「職業能力開発指導」、②職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした「自立援助的職業指導」、③有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした「職業生活設計指導」が実施されている。それらの実施種目として、電気工事科、自動車整備科、給排水設備科、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科、クリーニング科、農園芸科、伝統工芸科、手芸科、陶芸科、木工科等がある。

令和元年における出院者（退院又は仮退院により少年院を出院した者に限る。以下この節において同じ。）のうち、在院中に指定された職業指導の種目において、溶接、土木・建築、情報処理等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,795人、それ以外の資格取得講座において、小型車両系建設機械運転、危険物取扱者、フォークリフト運転等の資格・免許を取得した者は延べ人員で2,090人であった（法務省矯正局の資料による。）。

ウ 教科指導

少年院においては、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる。令和元年における出院者のうち、中学校又は高等学校への復学が決定した者は、それぞれ30人、50人であり、在院中に中学校の修了証明書を授与された者は、84人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、法務省と文部科学省の連携により、少年院内において、高等学校卒業程度認定試験を実施しており、同年度の受験者数は502人、合格者数は、高卒認定試験合格者が202人、一部科目合格者が278人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

エ 体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため必要な体育指導が行われている。体育指導においては、各種スポーツ種目等を通じて、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、遵法の精神や協調性を育むような指導に留意している。

オ 特別活動指導

特別活動指導においては、在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事、社会貢献活動等が行われている。このうち、社会貢献活動としては、社会に有用な活動を通じて規範意識、社会性の向上等を図ることを目的として、公共施設における清掃活動等が行われている。



体育指導の様子
【写真提供：法務省矯正局】



社会貢献活動（登山道における清掃活動）の様子
【写真提供：法務省矯正局】

(3) 保護者に対する協力の求め等

少年院においては、在院者の保護者等に対し、在院者の処遇に関する情報の提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する教育活動への参加依頼等を通じて、在院者の処遇への理解と協力を得るよう努めている。令和元年に保護者等の参加を依頼した少年院の主な教育活動としては、保護者等と在院者が共同で活動し、相互理解を深めさせることなどを目的とした**保護者参加型プログラム**を延べ290回（保護者等の参加人員は延べ2,617人）、保護者等に在院者の処遇や円滑な社会復帰に向けた支援内容に関する理解を深めさせることを目的とした**保護者会**を延べ898回（保護者等の参加人員は延べ3,873人）、家族間のコミュニケーション等に関する**講習会**を延べ278回（保護者等の参加人員は延べ1,766人）実施した（法務省矯正局の資料による。）。

また、少年院においては、家族関係を調整する上で必要があると認められる場合のほか、在院者と保護者等との間で、将来の進路や出院後の生活、被害弁償等の重要な問題について話し合う必要があると認められるなどの場合、在院者を少年院の特に区分した場所に収容し、同所にその保護者等を宿泊させる方法により面会をさせることができる（**宿泊面会**）が、令和元年に実施された宿泊面会は延べ33回であった（法務省矯正局の資料による。）。

(4) 関係機関等に対する協力の求め等

少年院においては、家庭裁判所等の関係機関を始めとして、学校、病院、民間の篤志家等に対して協力を求め、その専門的な知識・技術を活用して在院者の改善更生を図っている。

民間の篤志家として、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員、BBS 会員等が支援活動を行っている。**篤志面接委員**は、在院者に対し、精神的悩みについての相談・助言、教養指導等を行っており、令和元年末現在、433人を少年院の篤志面接委員として委嘱している（法務省矯正局の資料による。）。**教誨師**は、在院者の希望に応じて宗教教誨を行っており、同年末現在、327人を少年院の教誨師として依頼している（法務省矯正局の資料による。第2編第4章第4節3項参照）。**更生保護女性会員**、**BBS 会員**等は、定期的に少年院を訪問し、様々な形で少年院の処遇を支援している（同編第5章第6節4項（1）及び（2）参照）。

(5) 社会復帰支援

少年院は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先を確保すること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの社会復帰支援を行っている。

法務省においては、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**の一環として、少年院在院者に対してハローワークの職員による職業相談等を実施しており（第2編第4章第3節4項参照）、また、障害を有し、かつ、適当な帰住先がない在院者に対して、出院後速やかに福祉サービスを受けることができるようにするための**特別調整**を実施している（同節5項及び同編第5章第2節2項参照）。

令和元年における出院者のうち、就労支援の対象者に選定されて支援を受けた者は601人（29.1%）、そのうち就職の内定を得た者は195人（出院者の9.4%、就労支援を受けた者の32.4%）であった（矯正統計年報による。出院者の進路については、本節4項（1）参照）。

さらに、少年院においては、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために行う修学支援についても充実が図られている。平成28年度からは、全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした**修学支援ハンドブック**が配布され、在院者が自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配慮されている（なお、修学支援ハンドブックは、30年度から、少年鑑別所においても在所者のうち希望する者に配布され、活用されている。）。また、転

学又は入学が可能な学校や、利用可能な経済的支援等に係る情報収集と提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「修学支援デスク」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得られるようになった。令和元年度における修学支援デスクの利用状況は、進路希望依頼が266件、調査報告が789件であった（法務省矯正局の資料による。）。

4 出院者

(1) 出院状況・進路

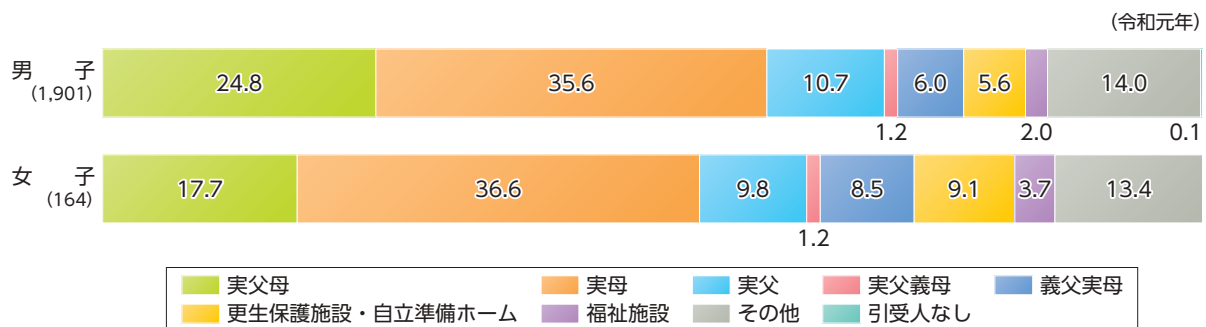
令和元年における少年院の出院者は2,065人であり、このうち2,053人（99.4%）が仮退院によるものであった。仮退院者の平均在院期間を出院時の矯正教育課程別に見ると、短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者では148日、SE及びSA以外の対象者では381日であった（矯正統計年報による。）。

出院者の進路は、38.9%が就職決定、1.1%が進学決定、1.5%が中学校復学決定、2.4%が高等学校復学決定、0.5%が短期大学・大学・専修学校復学決定であり、40.8%が就職希望、13.1%が進学希望、0.7%が進路未定であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

(2) 帰宅先

令和元年における出院者の出院時引受人別構成比を男女別に見ると、**3-2-4-10図**のとおりである。

3-2-4-10図 少年院出院者の出院時引受人別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「その他」は、養父（母）、雇用主等である。
 3 （ ）内は、実人員である。

(3) 出院者等からの相談

少年院においては、出院者又はその保護者等から、出院者の交友関係、進路選択等について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員がその相談に応じている。また、他の機関が対応をすることが適当である場合には、他の適切な機関を紹介するとともに、仮退院した者に係る相談を求められた場合には、保護観察所と連携して対応に当たっている。令和元年における出院者又はその保護者等からの相談件数は494件であり、そのうち主な相談内容の件数（重複計上による。）は、進路選択が130件、家族関係が108件、交友関係が89件であった（法務省矯正局の資料による。）。

5 少年院の運営等

(1) 少年院視察委員会

各少年院には、法務大臣が任命する7人以内の外部の委員で構成され、少年院を視察し、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べる少年院視察委員会が設置されている。在院者は、委員による面接を希望する場合には、これを申し出ることができるほか、委員会に対する意見等がある場合には、意見等を記載した書面を少年院内に設置された提案箱に投かんすることができる。令和元年度の活動状況は、会議の開催210回、少年院の視察92回、在院者との面接417件であり、委員会が少年院の長に対して提出した意見は320件であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 保健衛生・医療

在院者には、できる限り戸外で、健全な心身の成長を図るため適切な運動を行う機会が与えられている。運動においては、矯正教育における体育指導とは異なり、在院者の自主性が尊重されている。また、少年院においては、職員である医師等又は少年院の長が委嘱する医師等が、在院者の診療を行い、必要な医療上の措置を執っている（第2編第4章第4節2項参照）。

なお、令和2年4月1日現在、専門的に医療を行う少年院（第3種）として、東日本少年矯正医療・教育センター及び京都医療少年院の2庁が設置されている。

(3) 規律・秩序の維持

在院者の処遇の適切な実施を確保し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るのにふさわしい安全かつ平穏な共同生活を保持するためには、少年院の規律及び秩序は適正に維持されなければならない。そのため、少年院においては、少年院法（平成26年法律第58号）により定められた要件や手続等に基づき、少年院の規律及び秩序を害する反則行為をした在院者に対して、不利益処分である懲戒を行うことがある。懲戒は、少年院の規律及び秩序の維持を主たる目的としつつ、当該在院者の規範意識を喚起する教育的機能を持つものであり、①厳重な訓戒（少年院の長が、反則行為をした在院者にその非を教え、今後を戒めるもの）、②20日以内の謹慎（反則行為をした在院者を集団処遇から離脱させ、居室内で処遇することで反省を促すもの）の2種類がある。令和元年における出院者（2,065人）のうち、在院中に、厳重な訓戒の処分を受けた者は273人、20日以内の謹慎の処分を受けた者は528人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

(4) 不服申立制度

不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出の制度がある。救済の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について苦情があるときに、法務大臣に対して、救済を求める申出をすることができる制度であり、苦情の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、監査官及び少年院の長に対して申出をすることができる制度である。令和元年における救済の申出件数は、101件であった（法務省矯正局の資料による。）。

第5節 保護観察

1 概説

少年は、家庭裁判所の決定により保護観察に付される場合のほか、保護観察所で生活環境の調整（第2編第5章第2節2項参照）を行い、地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院が許された場合にも、保護観察に付される。

家庭裁判所が、少年を保護観察に付する決定をする場合、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告をすることがあるが、その場合、保護観察はこの勧告に従って行われる。短期保護観察は、交通事件以外の非行少年であって、非行性の進度がそれほど深くなく、短期間の保護観察により更生が期待できる者を対象とするものである。交通短期保護観察は、交通事件による非行少年であって、一般非行性がないか又はその進度が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない者を対象とするものであり、通常の処遇に代えて、集団処遇を中心とした処遇を集中的に実施している。

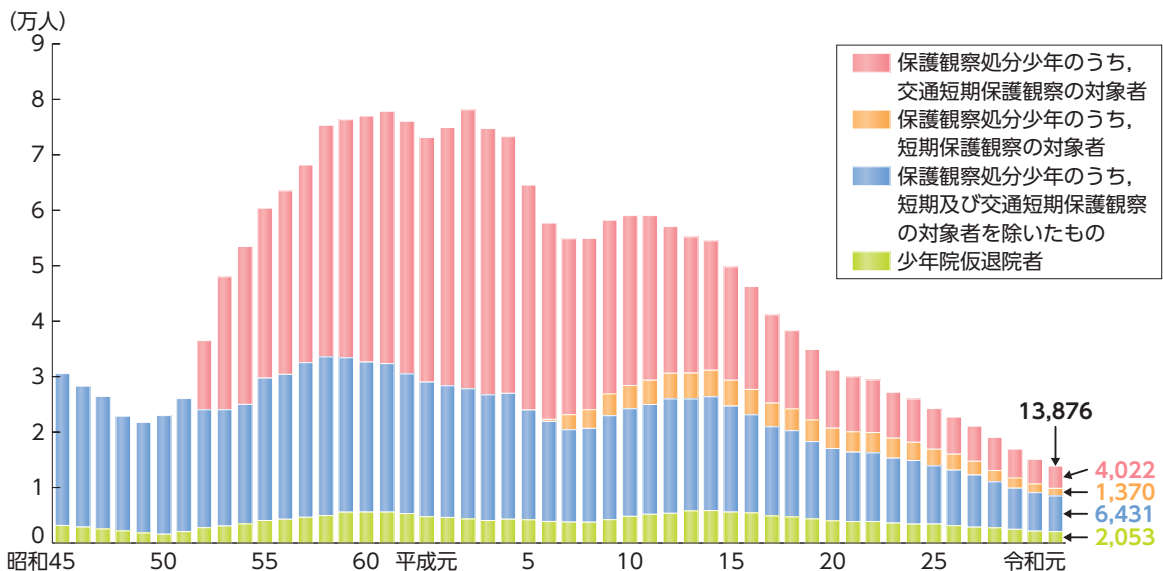
2 少年の保護観察対象者

(1) 保護観察開始人員の推移

保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）及び**少年院仮退院者**（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）について、保護観察開始人員の推移（最近50年間）を見ると、**3-2-5-1図**のとおりである。保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成11年以降減少し続け、令和元年は1万1,823人（前年比1,122人（8.7%）減）であった。少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成9年から14年まで増加していたが、その後、減少傾向にあり、令和元年は2,053人（同93人（4.3%）減）であった（CD-ROM資料**2-8**参照）。

3-2-5-1図 少年の保護観察開始人員の推移

（昭和45年～令和元年）



注 1 保護統計年報による。

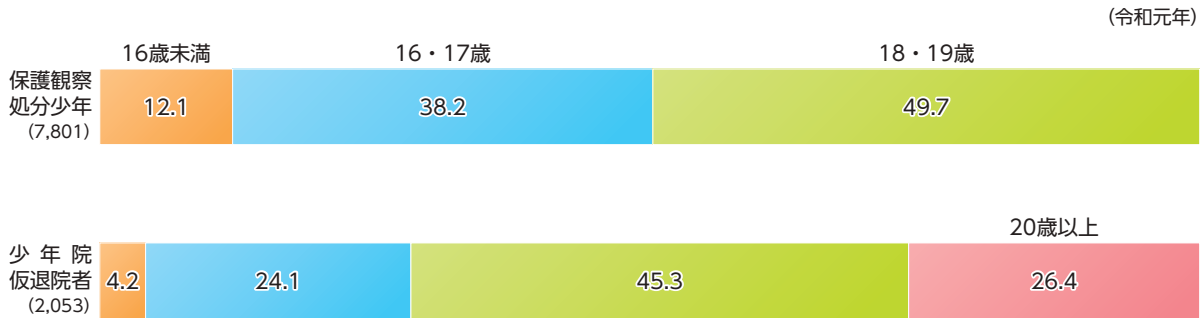
2 「交通短期保護観察」及び「短期保護観察」については、それぞれ制度が開始された昭和52年、平成6年以降の数値を計上している。

(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和元年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、**3-2-5-2図**のとおりである。

3-2-5-2図 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

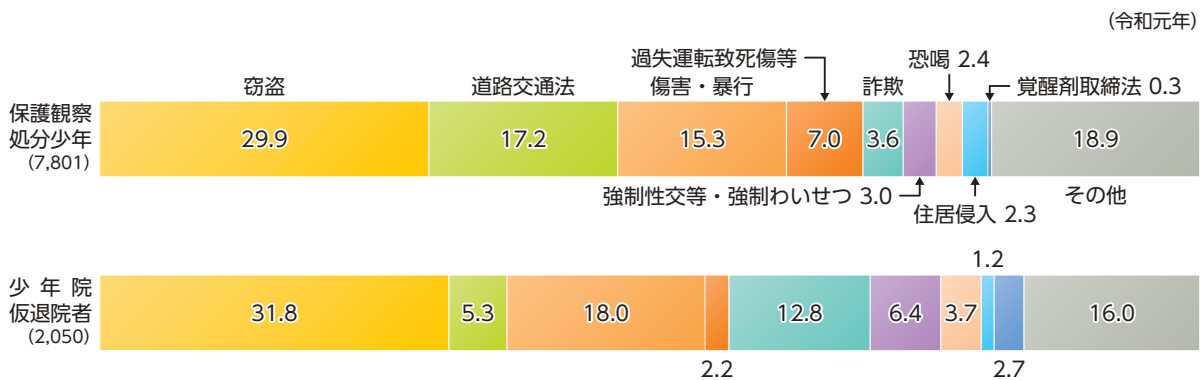


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

イ 非行名

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和元年における保護観察開始人員の非行名別構成比を見ると、**3-2-5-3図**のとおりである。保護観察処分少年では、男女共、窃盗が最も高く、次いで、道路交通法違反、傷害・暴行の順であった。少年院仮退院者では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、詐欺の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、覚醒剤取締法違反、傷害・暴行の順であった（CD-ROM 資料**3-12**参照）。

3-2-5-3図 少年の保護観察開始人員の非行名別構成比

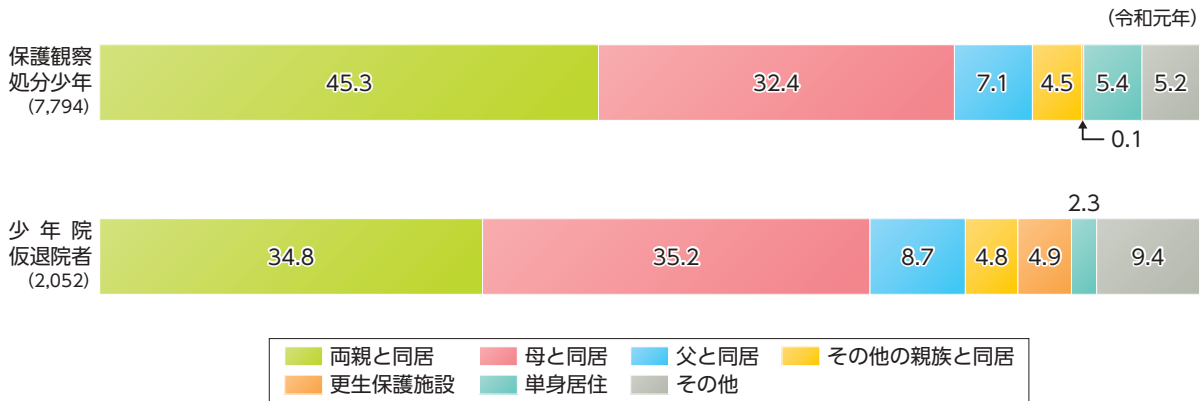


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法26条の4第1項の決定により少年院に収容され仮退院した3人を除く。
 5 () 内は、実人員である。

ウ 居住状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和元年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、**3-2-5-4図**のとおりである。

3-2-5-4図 少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比

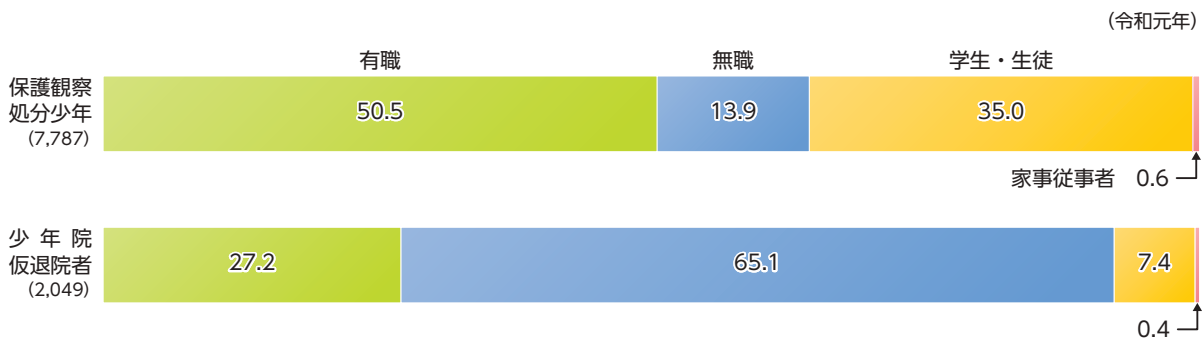


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅等である。
 6 居住状況が不詳の者を除く。
 7 () 内は、実人員である。

エ 就学・就労状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和元年における保護観察開始時の就学・就労状況別構成比を見ると、**3-2-5-5図**のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM 参照）。

3-2-5-5図 少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察開始時の就学・就労状況による。
 4 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

3 少年の保護観察対象者に対する処遇

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇は、基本的に、特定暴力対象者に対する処遇、専門的処遇プログラム及び中間処遇制度を除き、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する処遇と同様である（第2編第5章第3節2項参照）。

(1) 類型別処遇

保護観察処分少年（短期保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。以下（1）において同じ。）及び少年院仮退院者に対しても、**類型別処遇**（第2編5章第3節2項（2）ア参照）が実施されている。令和元年末における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の類型の認定状況を見ると、**3-2-5-6表**のとおりである。

3-2-5-6表 少年の保護観察対象者の類型認定状況

（令和元年12月31日現在）

区 分	シッター等乱用	覚せい剤事犯	問題飲酒	暴力団関係	暴走族	性犯罪等	精神障害等	中学生	校内暴力	無職等	家庭内暴力	ギャングル等依存
保護観察処分少年	5 (0.1)	38 (0.4)	248 (2.9)	14 (0.2)	302 (3.5)	731 (8.5)	621 (7.2)	285 (3.3)	60 (0.7)	835 (9.7)	135 (1.6)	47 (0.5)
少年院仮退院者	6 (0.2)	70 (2.8)	124 (5.0)	13 (0.5)	167 (6.7)	258 (10.3)	409 (16.4)	20 (0.8)	22 (0.9)	673 (27.0)	64 (2.6)	59 (2.4)

注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。

2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。

3 () 内は、令和元年12月31日現在、保護観察中の保護観察処分少年（交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

(2) 凶悪重大な事件を起こした少年に対する処遇

殺人等の凶悪重大な事件を起こした保護観察処分少年及び少年院仮退院者は、生活環境の調整及び保護観察の実施において特段の配慮を要するため、**段階別処遇**（第2編第5章第3節2項（1）参照）において特別の段階に区分し、保護観察官の関与を深めるとともに、しよく罪指導プログラム（同項（2）エ参照）を実施するなど、被害者への対応に関する助言指導も行っている。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しては、その者の非行事実等に照らして必要と認められる場合、その特性等に十分配慮した上で、**専門的処遇プログラム**を受けることを生活行動指針として定め、当該プログラムが実施されることがある（第2編第5章第3節2項（2）ウ参照）。

(4) 社会貢献活動・社会参加活動

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、社会性の向上、自己有用感の涵養^{かん}、規範意識の強化等を図るため、**社会貢献活動**が実施されており、平成27年6月からは、特別遵守事項として義務付けて実施されている。令和元年度は1,042回実施され、延べ人員として、850人の保護観察処分少年、158人の少年院仮退院者が参加した（法務省保護局の資料による。社会貢献活動の内容等については、第2編第5章第3節2項（5）参照）。

また、主として少年の保護観察対象者を中心として、社会性を育むことを目的として、陶芸教室、農作業やスポーツ活動等を体験させる**社会参加活動**が実施されている。

(5) 就労支援等

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、法務省と厚生労働省が連携して実施している**刑務所出所者等総合的就労支援対策**に基づく計画的な就労支援及び**更生保護就労支援事業**による寄り添い型の就労支援が行われている（第2編第5章第3節2項（4）参照）。また、沼田町就業支援センターでは、将来の就農に意欲を持つ保護観察処分少年、少年院仮退院者及び若年仮釈放者を宿泊させて、実習農場等において職業訓練を実施している（同項（6）参照）。

(6) 保護者に対する措置

保護観察所においては、少年の保護観察対象者の保護者に対し、少年の生活実態等を把握して適切にその監護に当たるべきことや、少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状を改めるべきことについて指導又は助言を行うほか、少年の非行に関連する問題の解消に資する知識等の提供を目的とする講習会や、保護者同士が子育てに関する経験、不安や悩みを話し合う**保護者会**を開催するなどしている。令和元年度においては、講習会・保護者会等が42回実施され、410人が参加した（法務省保護局の資料による。）。

4 少年の保護観察対象者に対する措置

(1) 良好措置

保護観察処分少年は、原則として、20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間）保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると認められるに至ったときは、保護観察所の長の判断により、**解除**の措置が執られて保護観察は終了する。また、保護観察所の長の判断により、一定期間、指導監督、補導援護等を行わず経過を観察する**一時解除**の措置が執られることもある。少年院仮退院者については、少年院の収容期間（収容すべきであった期間）の満了まで保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると認められるに至ったときは、保護観察所の長の申出に基づき地方更生保護委員会が退院を決定し、保護観察は終了する。令和元年に解除となった者は6,317人、一時解除となった者は8人、退院となった者は255人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察所の長は、保護観察処分少年が遵守事項を遵守しなかったときは、これを遵守するよう**警告**を発することができ、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、家庭裁判所に対し、新たな保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致又は少年院送致の決定をするように申請（**施設送致申請**）することができる。また、保護観察所の長は、保護観察処分少年について、新たにぐ犯事由があると認めるときは、家庭裁判所に**通告**することができる。令和元年に警告がなされた件数は40件、施設送致申請がなされた者は6人、通告がなされた者は6人であった（保護統計年報及び法務省保護局の資料による。）。

少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときは、保護観察所の長の申出と地方更生保護委員会の申請を経て、家庭裁判所の決定により、少年院に再収容（**戻し収容**）することがある。令和元年に戻し収容となった者は、6人であった（保護統計年報による。）。

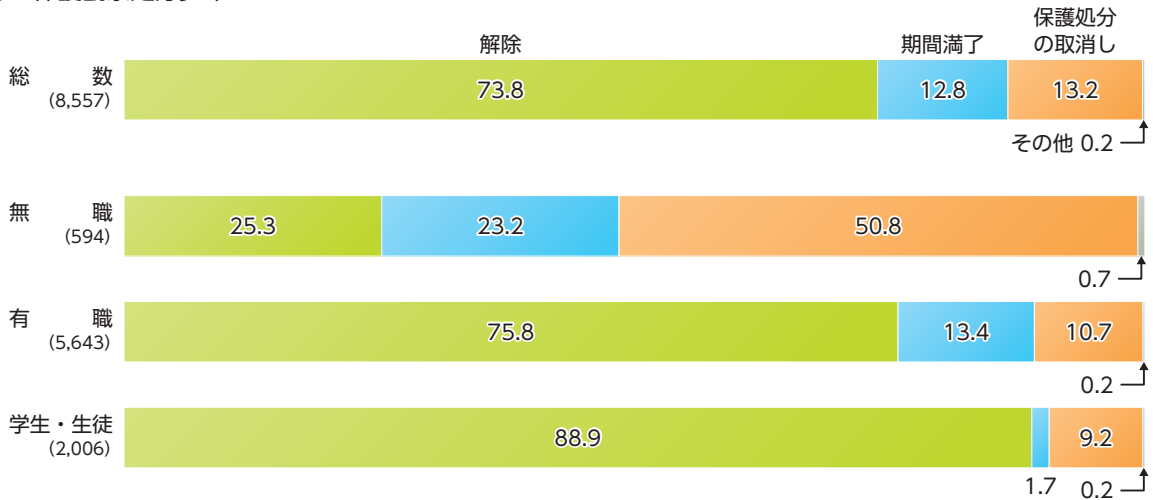
5 少年の保護観察の終了

保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和元年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を総数及び保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、**3-2-5-7図**のとおりである。保護観察終了時に無職である者は、保護観察処分少年では約半数、少年院仮退院者では約3分の1が保護処分の取消し（競合する新たな処分を受けたことなどにより、保護処分が取り消されること）で終了している（年齢層別の人員については、CD-ROM 参照）。

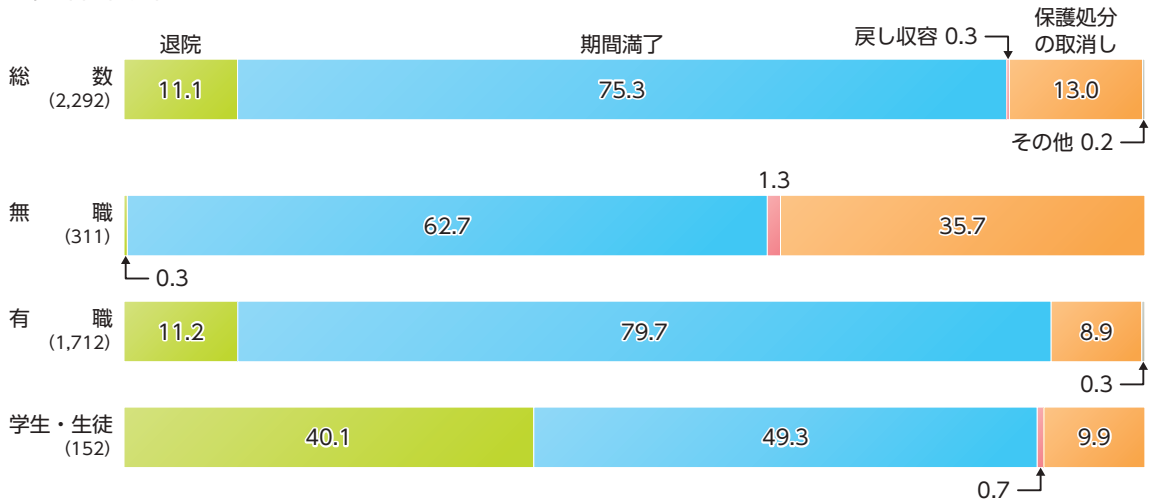
3-2-5-7図 少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比（総数，終了時の就学・就労状況別）

（令和元年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 5 「その他」は、死亡等である。
 6 () 内は、実人員である。

第3章

少年の刑事手続

第1節 概要

1 起訴と刑事裁判

検察官は、家庭裁判所から刑事処分相当として少年の事件の送致を受けた場合、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、原則として、公訴を提起しなければならない。

起訴された少年の公判の手続は、成人の場合とほぼ同様である。ただし、裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定で、事件を家庭裁判所に移送する。

少年を有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、刑の執行を猶予する場合を除き、処断すべき刑の範囲内において、長期（15年を超えることはできない。）を定めるとともに、長期の2分の1（長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間。以下この項において同じ。）を下回らない範囲内において短期（10年を超えることはできない。）を定めて、**不定期刑**を言い渡す。また、不定期刑の短期は、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の2分の1を下回らず、かつ、長期の2分の1を下回らない範囲内において、処断刑の下限を下回る期間を定めることができる。犯行時18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは無期徒刑を科さなければならず、無期徒刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。

2 刑の執行

少年の受刑者は、主として少年刑務所に収容され、成人と分離し、特に区画した場所でその刑の執行を受ける。懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまでは、少年院で刑の執行をすることができる。

3 仮釈放

少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、無期徒刑の言渡しを受けた者は7年（ただし、犯行時18歳未満であったことにより死刑をもって処断すべきところを無期徒刑の言渡しを受けた者については10年）、犯行時18歳未満であったことにより無期徒刑をもって処断すべきところを有期刑の言渡しを受けた者はその刑期の3分の1、不定期刑の言渡しを受けた者はその刑の短期の3分の1の期間をそれぞれ経過した後、仮釈放を許すことができる。

第2節 起訴と刑事裁判

1 検察庁での処理状況

3-3-2-1表は、令和元年における**逆送事件**（少年法20条に基づき家庭裁判所から検察官に送致された事件）の検察庁処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見たものである。

3-3-2-1表 逆送事件 検察庁処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和元年)

罪 名	総 数	起 訴	起 訴		家庭裁判所に 再 送 致	不起訴・中止
			公判請求	公判請求		
総 数	1,689	1,653	146		11	25
刑 法 犯	67	64	58		2	1
放 火	—	—	—		—	—
強制わいせつ・強制性交等	1	1	1		—	—
殺 人	1	1	1		—	—
傷 害	7	7	5		—	—
窃 盗	26	23	23		2	1
強 盗	5	5	5		—	—
詐 欺	16	16	16		—	—
恐 喝	2	2	2		—	—
そ の 他	9	9	5		—	—
危 険 運 転 致 死 傷	1	1	1		—	—
過 失 運 転 致 死 傷 等	63	56	34		2	5
特 別 法 犯	1,558	1,532	53		7	19
道交違反を除く特別法犯	29	27	19		—	2
覚 醒 剤 取 締 法	7	6	6		—	1
そ の 他	22	21	13		—	1
道 交 違 反	1,529	1,505	34		7	17

- 注 1 検察統計年報による。
 2 移送及び年齢超過後の処分を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

2 通常第一審の科刑状況

3-3-2-2表は、令和元年における少年の通常第一審での科刑状況を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

3-3-2-2表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別，裁判内容別）

(令和元年)

罪 名	有罪 総数	死刑	無期 懲役	有期懲役・禁錮						罰金	家裁 移送
				不定期刑	定 期 刑						
					一 部 執 行 猶 予		全 部 執 行 猶 予				
		保 護 観 察 付		保 護 観 察 付							
総 数	75	-	2	17	55	-	-	54	4	1	2
刑 法 犯	22	-	2	9	11	-	-	10	2	-	1
わいせつ等	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
殺 人	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
窃 盗	4	-	-	-	4	-	-	4	-	-	-
強 盗	8	-	2	4	2	-	-	1	1	-	-
詐 欺	6	-	-	2	4	-	-	4	1	-	-
恐 喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-
特 別 法 犯	53	-	-	8	44	-	-	44	2	1	1
覚醒剤取締法	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法	25	-	-	1	23	-	-	23	1	1	1
自動車運転 死傷処罰法	23	-	-	3	20	-	-	20	1	-	-
そ の 他	2	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいう。
 4 裁判時20歳未満の者に限る。

第3節 少年の受刑者

少年入所受刑者（懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年であって、その刑の執行のため入所した受刑者をいう。）の人員は、昭和41年には1,000人を超えていたが、その後、大幅に減少し、63年以降は100人未満で推移し、令和元年は16人（前年比1人増）であった。元年における少年入所受刑者の人員を刑期（不定期刑は、刑期の長期による。）別に見ると、無期が1人、5年を超える者が8人、3年を超え5年以下の者が5人、3年以下の者が2人であった（CD-ROM 資料3-13参照）。なお、同年は、少年入所受刑者中、一部執行猶予受刑者はいなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

少年の受刑者については、心身が発達段階にあり、可塑性に富んでいることから、刑事施設ではその特性に配慮した処遇を行っている。すなわち、処遇要領の策定（第2編第4章第3節1項（1）参照）に関しては、導入期、展開期及び総括期に分けられた処遇過程ごとに、矯正処遇の目標及びその内容・方法を定めている。また、矯正処遇の実施に関しては、教科指導を重点的に行い、できる限り職業訓練を受けさせ、一般作業に従事させる場合においても、有用な作業に就業させるなどの配慮をしている。

さらに、少年の受刑者ごとに1人以上の職員を指定し（個別担任制）、その個別担任において、他の職員と緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施している。

なお、少年院において刑の執行をするときには、少年には、矯正処遇ではなく、矯正教育を行う（3-2-4-9表参照）。

第4編

各種犯罪の動向と 各種犯罪者の処遇



刑事施設におけるテレビ電話による
通訳システム使用場面
【写真提供：法務省矯正局】



令和元年度児童虐待防止推進月間
広報・啓発ポスター
【画像提供：厚生労働省子ども家庭局】

- 第1章 交通犯罪
- 第2章 組織的犯罪・暴力団犯罪
- 第3章 財政経済犯罪
- 第4章 サイバー犯罪
- 第5章 児童虐待・配偶者間暴力・ストーカー等に係る犯罪
- 第6章 女性犯罪・非行
- 第7章 高齢者犯罪
- 第8章 外国人犯罪・非行
- 第9章 精神障害のある者による犯罪等
- 第10章 公務員犯罪

第1章 交通犯罪

第1節 交通犯罪関係法令の改正状況

1 自動車運転死傷処罰法

平成25年11月、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性等の実態に応じた処罰ができるようにするため、**自動車運転死傷処罰法**が成立し、26年5月に施行された。この法律において、①従来の危険運転致死傷罪が刑法から移されて規定されるとともに、危険運転致死傷罪の新たな類型として、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させた場合が追加され、②アルコール、薬物又は病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合が、従来の危険運転致死傷罪より刑の軽い、新たな危険運転致死傷罪として新設された。また、③従来の自動車運転過失致死傷罪が刑法から移されて過失運転致死傷罪として規定されるとともに、④アルコール又は薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して過失により人を死傷させ、その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をした場合が、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設され、⑤危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪及び過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を犯した時に無免許運転であったときは、刑を加重する規定が新設された。

さらに、令和2年法律第47号による改正では、いわゆるあおり運転に関し、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転して人を死傷させた場合、②高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせて人を死傷させた場合が、危険運転致死傷罪の新たな類型として追加された（令和2年7月施行）。

2 道路交通法

道路交通法については、平成27年法律第40号による改正で、一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査を行い、その結果が直近において受けた認知機能検査の結果と比較して悪化している場合に臨時高齢者講習を実施することとされたほか、運転免許証の更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者には、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査の受検又は医師の診断書提出を要することとされた（平成29年3月施行）。

また、令和元年法律第20号による改正により、①自動車の自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定が整備されるとともに、②自動車等を運転中に携帯電話等を使用する行為等の法定刑が引き上げられた（①は令和2年4月、②は元年12月にそれぞれ施行）。

さらに、令和2年法律第42号による改正では、①他の車両等の通行を妨害する目的で、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（通行区分、急ブレーキ禁止、車間距離保持等の規定違反）行為をした者を妨害運転（あおり運転）として処罰する規定や、妨害行為により高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者を加重処罰する規定等を新設し、②一定の違反行為をした75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合、運転免許証の更新期間満了日の前6か月以内に、運転

技能検査を受けなければならないが、公安委員会は、運転技能検査の結果が、一定の基準に達しない者には運転免許証の更新をしないことができるとするなどの高齢運転者対策を充実・強化した（①は令和2年6月に、②は4年6月までに施行）。

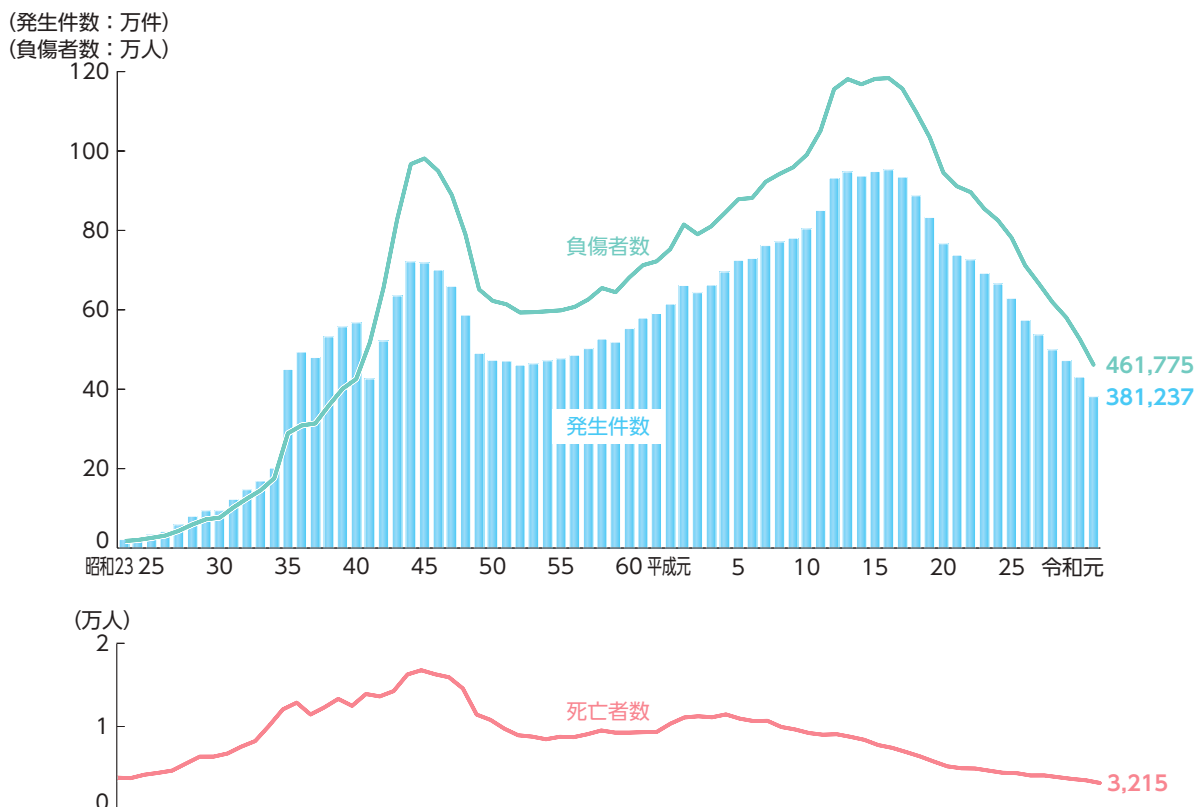
第2節 犯罪の動向

1 交通事故の発生動向

交通事故（道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。以下この節において同じ。）の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移（23年以降）は、**4-1-2-1図**のとおりである（詳細については、CD-ROM資料**4-1**参照）。発生件数及び負傷者数は、平成17年以降減少し続け、令和元年はそれぞれ38万1,237件（前年比11.5%減）、46万1,775人（同12.2%減）であった。死亡者数も、平成4年（1万1,452人）をピークに減少傾向にあり、令和元年は3,215人（同317人減）と、昭和23年以降最少を更新した（CD-ROM資料**4-1**参照）。

4-1-2-1図 交通事故 発生件数・死傷者数の推移

(昭和23年～令和元年)



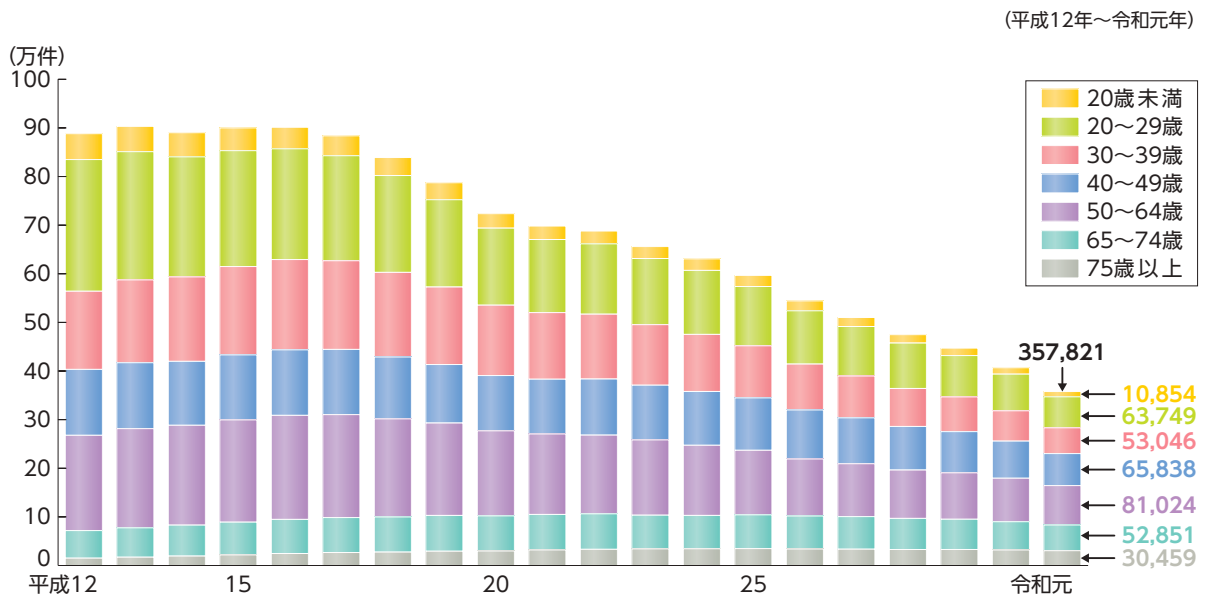
- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「発生件数」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。
 3 「発生件数」及び「負傷者数」は、昭和34年以前は、2万円以下の物的損害及び1週間以下の負傷の事故を除く。
 4 「死亡者数」は、交通事故により発生から24時間以内に死亡した者をいう。

交通事故の発生件数（第一当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。以下この項において同じ。）が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を第一当事者の年齢層別に見ると、**4-1-2-2図**のとおりである。少年が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成13年から減少し続けており、令和元年（1万854件）は平成12年（5万3,217件）の約5分の1の水準であった。また、20～29歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数も、13年から減少し続けており、令和元年（6万3,749件）は平成12年（27万865件）の約4分の1の水準であった。一方、65～74歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、19年（7万3,609件）まで増加し続けた後は、横ばいないし減少傾向にあり、令和元年は、5万2,851件（前年比9.1%減）であった。75歳以上の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成25年（3万4,759件）まで増加し続けた後、おおむね横ばいしないしわずかな減少にとどまっており、令和元年は3万459件（同4.6%減）であった。

交通事故の発生件数における高齢者率（第一当事者が高齢者であるものが占める比率をいう。）は、近年上昇し続けており、令和元年は23.3%（前年比1.1pt上昇）であった。

なお、交通事故による死亡者数を年齢層別に見ると、そのうちの高齢者が占める比率は、令和元年は55.4%（前年比0.2pt低下）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-2図 交通事故 発生件数の推移（第一当事者の年齢層別）



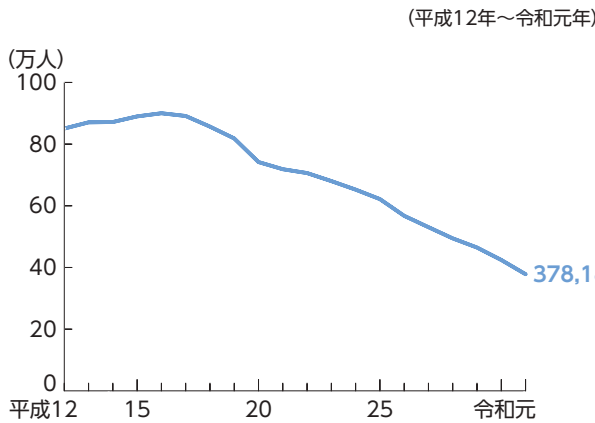
- 注 1 警察庁交通局の統計及び資料による。
 2 「第一当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。
 3 第一当事者が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。
 4 事故発生時の年齢による。

2 過失運転致死傷等・危険運転致死傷

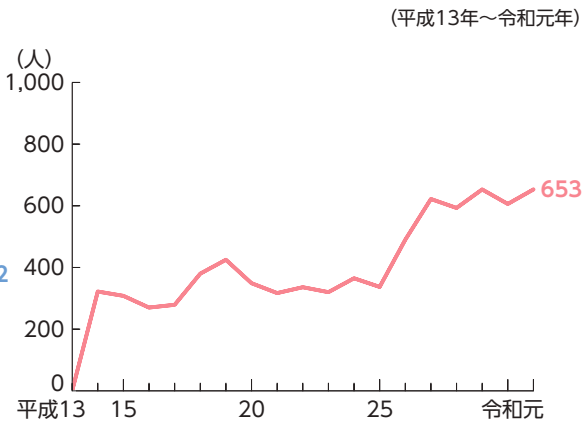
過失運転致死傷等の検挙人員の推移（最近20年間）及び危険運転致死傷の検挙人員の推移（平成13年以降）を見ると、**4-1-2-3図**のとおりである。過失運転致死傷等の検挙人員は、16年（90万119人）をピークに高止まりの状態にあったが、17年以降減少し続けており、令和元年は37万8,182人（前年比10.9%減）であった。危険運転致死傷の検挙人員は、平成14年から25年まで、200人台から400人台で推移していたが、26年5月に自動車運転死傷処罰法の施行により処罰範囲が拡大されると、27年以降、その検挙人員は600人前後で推移しており、令和元年は653人（同7.8%増）であった。

4-1-2-3 過失運転致死傷等・危険運転致死傷 検挙人員の推移

① 過失運転致死傷等



② 危険運転致死傷



注 1 警察庁の統計による。

2 平成13年の危険運転致死傷は、刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第138号）の施行日である同年12月25日以降の人員である。

令和元年における危険運転致死傷・過失運転致死傷等の罪名別検挙人員は、4-1-2-4表のとおりである。同年の危険運転致死傷の検挙人員653人のうち致死事件は40人（前年比3人増）で、元年の過失運転致死傷等の検挙人員37万8,182人のうち致死事件は2,677人（同296人減）であった（CD-ROM 参照）。

なお、犯罪少年による危険運転致死傷の検挙状況については、第3編第1章第2節2項参照。

4-1-2-4 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員

(令和元年)

罪 名	検 挙 人 員		
		致 傷	致 死
自動車運転死傷処罰法	372,432	369,739	2,693
危険運転致死傷（2条）	347	321	26
危険運転致死傷（3条）	263	249	14
無免許危険運転致死傷（6条1項）	34	34	...
無免許危険運転致死傷（6条2項）	9	9	-
過失運転致死傷	370,481	367,845	2,636
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	90	87	3
無免許過失運転致死傷	1,200	1,186	14
無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	8	8	-
刑 法	6,403	6,379	24
危険運転致死傷	-	-	-
自動車運転過失致死傷等	256	245	11
重過失致死傷	4,537	4,528	9
過失致死傷	1,610	1,606	4

注 1 警察庁交通局の統計による。

2 「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法4条に規定する罪をいう。

3 「無免許過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法6条4項に規定する罪をいう。

4 「無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法6条3項に規定する罪をいう。

5 「刑法」は、道路上の交通事故に係る事案に限る。

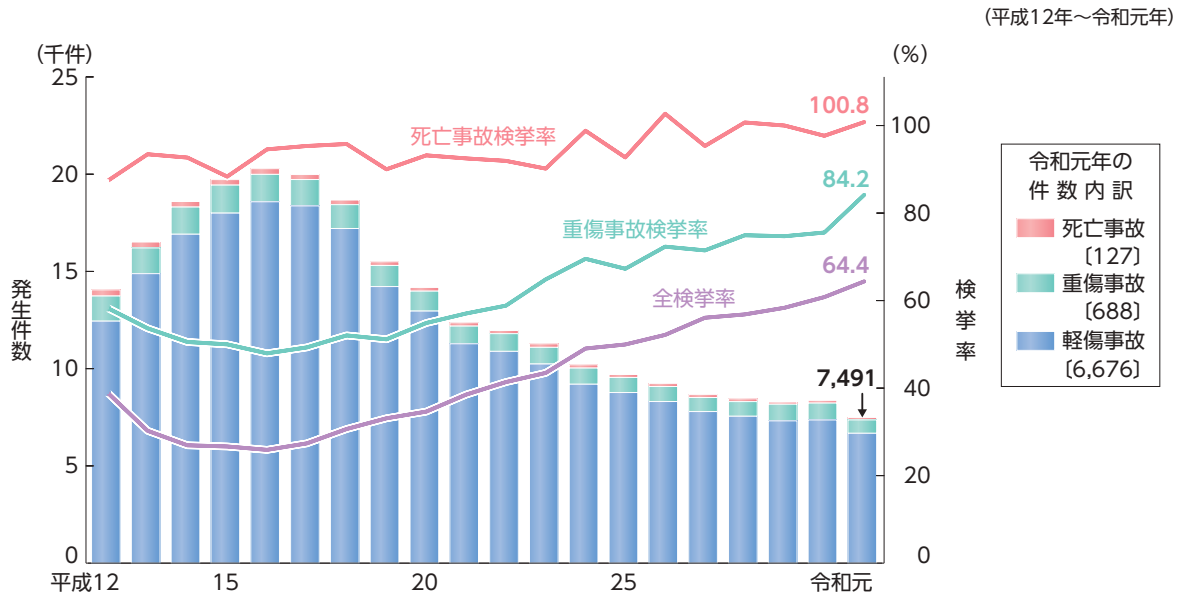
6 「刑法」の「危険運転致死傷」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。

7 「自動車運転過失致死傷等」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条1項前段及び2項に規定する罪をいう。

3 ひき逃げ事件

ひき逃げ事件（人の死傷を伴う道路上の交通事故に係る救護措置義務違反）の発生件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、**4-1-2-5図**のとおりである。発生件数は、平成12年以降急増した後、17年から減少傾向にあり、令和元年は前年比866件（10.4%）減の7,491件であった。全検挙率は、平成16年には25.9%を記録したが、翌年から上昇し続けている。死亡事故に限ると、検挙率は、おおむね90%を超える高水準で推移している。

4-1-2-5図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移



注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「全検挙率」は、ひき逃げの全事件の検挙率をいう。
 3 「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が1か月（30日）以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。
 4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

4 道交違反

道交違反の取締件数は、告知事件（交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された事件をいう。以下この項において同じ。）と送致事件（非反則事件として送致される事件をいう。以下この項において同じ。）を合わせた件数であり、平成15年以降800万件台で推移していたが、23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和元年は573万7,175件（前年比26万9,365件（4.5%）減）であった。その取締件数の内訳は、告知事件549万5,784件、送致事件24万1,391件であった（警察庁交通局の統計による。）。

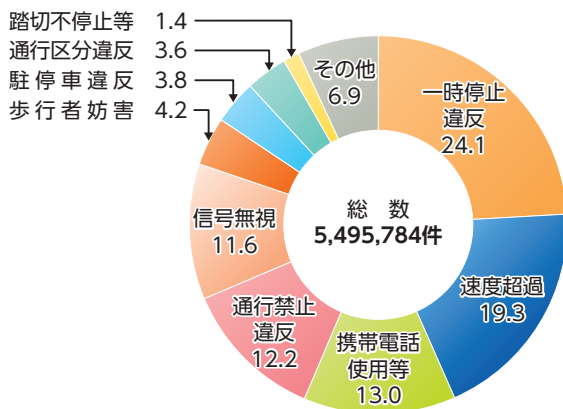
令和元年における道交違反による告知事件及び送致事件について、違反態様別構成比を見ると、**4-1-2-6図**のとおりである。

なお、犯罪少年による道路交通法違反の取締状況については、第3編第1章第2節2項参照。

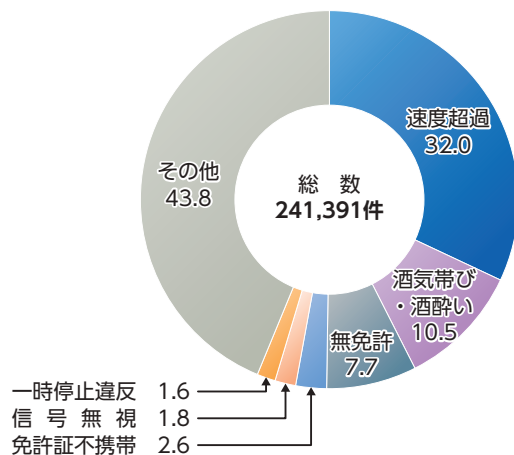
4-1-2-6図 道交違反 取締件数（告知事件・送致事件）の違反態様別構成比

（令和元年）

① 告知事件



② 送致事件



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 ②において、軽車両等による違反は「その他」に計上している。

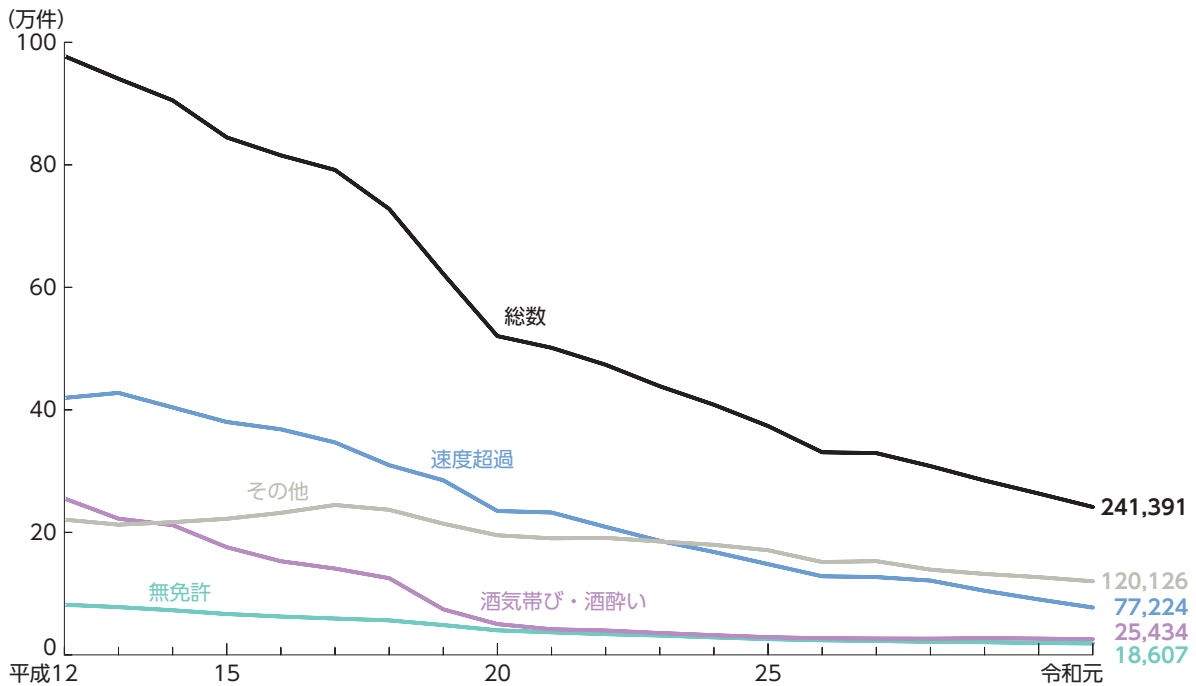
告知事件については、平成17年には816万5,633件まで増加したが、22年からは減少傾向にあり、令和元年は、前記のとおり549万5,784件（前年比24万7,380件（4.3%）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

送致事件の推移（最近20年間）を見ると、**4-1-2-7図**のとおりである。その総数は、平成12年から毎年減少し続け、令和元年は前記のとおり24万1,391件（前年比8.3%減）であった。違反態様別に見ると、無免許運転は平成10年以降、速度超過は14年以降、いずれも減少し続けている。酒気帯び・酒酔いは、12年に急減すると、それ以降減少し続けたが、25年に3万件を下回った後は、おおむね横ばい状態にあり、令和元年は2万5,434件（同4.4%減）と、平成期最多であった平成9年（34万3,593件）の約14分の1となっている（CD-ROM参照）。

なお、近年、自転車を含む軽車両の違反に係る送致事件が増加しているところ、令和元年の送致件数は、前年比30.2%増の2万2,859件であった（警察庁交通局の統計及び資料による。）。

4-1-2-7 道交違反 取締件数（送致事件）の推移

(平成12年～令和元年)



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 軽車両等による違反は、「その他」に計上している。

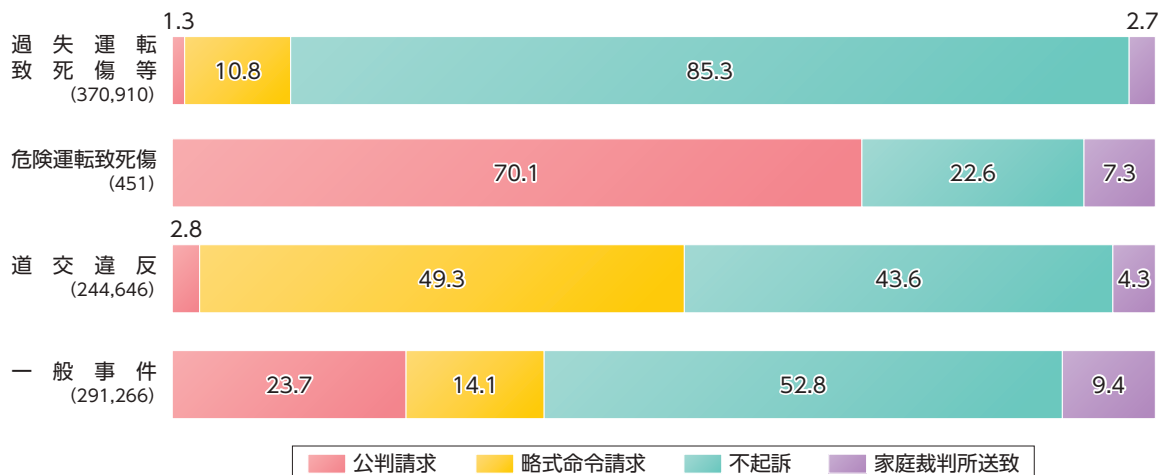
第3節 処遇

1 検察

4-1-3-1 図は、令和元年における交通事件（過失運転致死傷等，危険運転致死傷及び道交違反の事件をいう。以下この節において同じ。）の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、それ以外の事件（以下この項において「一般事件」という。）と比較して見たものである。

4-1-3-1 図 交通事件 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(令和元年)



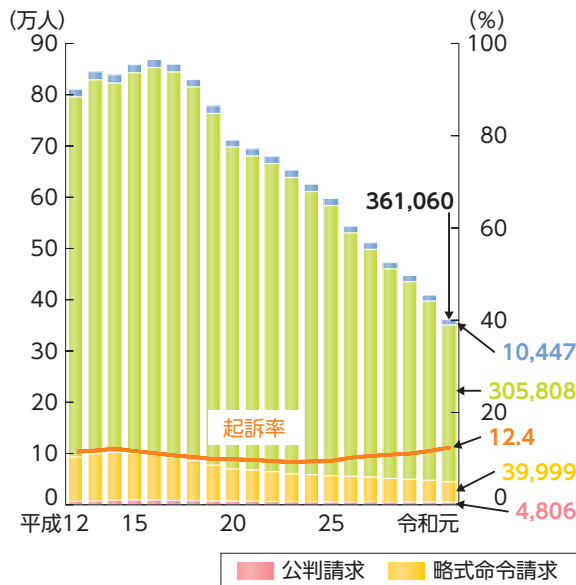
注 1 検察統計年報による。
2 「一般事件」は、過失運転致死傷等，危険運転致死傷及び道交違反以外の事件である。
3 () 内は、人員である。

4-1-3-2図は、過失運転致死傷等及び道交違反の検察庁終局処理人員について、起訴・不起訴人員（処理区分別）及び起訴率の推移（最近20年間）を見たものである。過失運転致死傷等では、起訴猶予率は90%前後で推移しているが、起訴猶予人員は平成17年以降減少し続けている。また、起訴率は、昭和62年に大幅に低下して以降、低下傾向にあったが、平成24年からは緩やかに上昇しており、令和元年は12.4%（前年比0.8pt上昇）であった。道交違反では、起訴・不起訴人員に占める略式命令請求人員の割合は、平成22年以降低下し続け、令和元年は51.5%（同2.5pt低下）であった。略式命令請求人員も平成10年以降減少し続けている。起訴率も、昭和60年以降低下傾向にあり、令和元年は54.4%と平成12年（90.7%）と比べて36.3pt低下した（CD-ROM参照）。

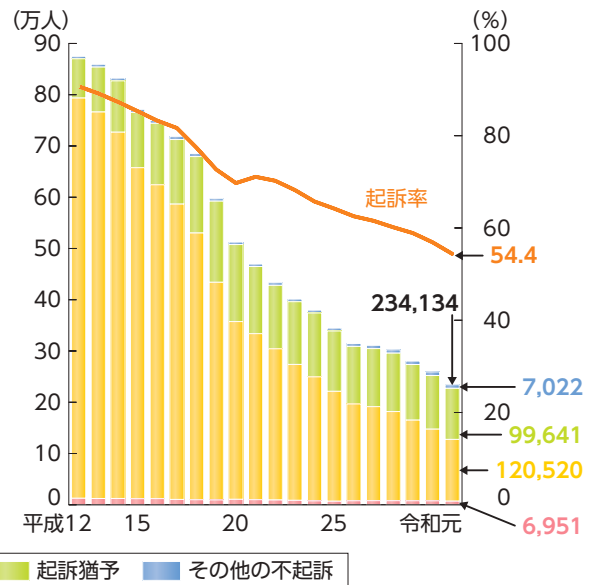
4-1-3-2図 過失運転致死傷等・道交違反 起訴・不起訴人員（処理区分別）等の推移

（平成12年～令和元年）

① 過失運転致死傷等



② 道交違反



■ 公判請求 ■ 略式命令請求 ■ 起訴猶予 ■ その他の不起訴

注 検察統計年報による。

令和元年における危険運転致死傷による公判請求人員について、態様別に見ると、**4-1-3-3表**のとおりである。なお、「無免許」の者（20人）については、無免許運転で、「飲酒等影響」（4人）、「高速度等」（2人）、「赤信号無視」（9人）又は「飲酒等影響運転支障等」（5人）の各態様による危険運転致死傷を犯した者である（検察統計年報による。）。

4-1-3-3表 危険運転致死傷による公判請求人員（態様別）

（令和元年）

総数	飲酒等影響	高速度等	妨害行為	赤信号無視	通行禁止道路進行	飲酒等影響運転支障等	無免許
316	111	12	8	63	6	96	20

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法2条1号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項前段に規定する罪をいう。
 3 「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法2条2号及び3号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項後段に規定する罪をいう。
 4 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。
 5 「赤信号無視」は、令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条5号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項後段に規定する罪をいう。
 6 「通行禁止道路進行」は、令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条6号に規定する罪をいう。
 7 「飲酒等影響運転支障等」は、自動車運転死傷処罰法3条に規定する罪をいう。
 8 「無免許」は、自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪をいう。

2 裁判

令和元年に交通事件により通常第一審で懲役又は禁錮を言い渡された者について、これらの罪名ごとの科刑状況を見ると、**4-1-3-4表**のとおりである。危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では11.4%（無免許危険運転致傷（自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪）事件では55.0%）だったのに対し、同致死事件では100.0%であった。同致死事件では、言渡しを受けた者12人のうち5人の刑は5年を超えている。過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では2.2%（無免許過失運転致傷事件では13.4%）だったのに対し、同致死事件では4.6%（無免許過失運転致死事件では66.7%）であった。道交違反について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は16.3%であった。道交違反では、言渡しを受けた者のうち1年未満の刑の者の割合は77.2%であったが、3年を超える刑の者も6人いた。

令和元年に交通事件で一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、危険運転致傷につき1人、無免許過失運転致傷につき2人及び道路交通法違反につき4人であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、自動車運転死傷処罰法違反及び道交違反について、第一審での罰金・科料の科刑状況は、**2-3-3-4表**参照。

4-1-3-4表 交通事故 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の科刑状況

(令和元年)

罪名	総数	10年を超える	10年以下	7年以下	5年以下	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
						実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予
危険運転致傷	255	-	1	1	2	4 (-)	12	9 (1)	37	9 (-)	159	3 (-)	18	-	-
危険運転致死	12	-	3	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条1項)	17	-	-	-	2	1 (-)	1	2 (-)	5	5 (-)	1	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条2項)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1 (-)	-	-	-
無免許危険運転致死(6条2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致傷	2,533	-	-	-	-	1 (-)	22	5 (-)	155	17 (-)	1,549	30 (-)	745	2 (-)	7
過失運転致死	1,252	-	-	2	4	9 (-)	122	30 (-)	314	11 (-)	748	2 (-)	9	-	1
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	53	-	-	-	-	-	-	1 (-)	10	1 (-)	39	1 (-)	1	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	7	-	-	1	4	1 (-)	-	-	-	1 (-)	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷	561	-	-	-	4	2 (-)	7	11 (1)	30	33 (1)	218	24 (-)	224	1 (-)	7
無免許過失運転致死	6	-	-	2	1	1 (-)	1	-	1	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	10	-	-	-	-	-	-	1 (-)	2	2 (-)	5	-	-	-	-
無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道交違反	5,583	-	-	1	5	6 (-)	21	31 (1)	67	137 (1)	1,005	534 (2)	2,789	197 (-)	790

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。
 3 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。
 4 罪名区分の()内は、自動車運転死傷処罰法の該当条文である。
 5 刑期区分の()内は、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員で、内数であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 矯正

令和元年における交通犯罪（危険運転致死傷，過失運転致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この節において同じ。）による入所受刑者人員は1,104人（前年比7.1%減）であり，その内訳は危険運転致死傷が28人，過失運転致死傷等が226人，道路交通法違反が850人であった。なお，元年の交通犯罪における入所受刑者人員のうち，懲役受刑者の占める比率は95.9%であった。禁錮受刑者は45人であり，その内訳は過失運転致死傷等が44人，道路交通法違反が1人であった（矯正統計年報による。）。

4 保護観察

令和元年における交通犯罪による保護観察開始人員は，保護観察処分少年が5,923人（なお，交通短期保護観察の対象者（交通犯罪以外の非行名（保管場所法，道路運送法，道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）による者を含む。以下この項において同じ。）は4,022人（**3-2-5-1**図参照），少年院仮退院者が159人，仮釈放者が634人，保護観察付全部・一部執行猶予者が187人（うち一部執行猶予者が2人）であった。同年の保護観察開始人員について，罪名・非行名が危険運転致死傷の者は，保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）が19人，少年院仮退院者が6人，仮釈放者が45人，保護観察付全部・一部執行猶予者が10人（うち一部執行猶予者はいなかった。）であった（保護統計年報による。）。

第2章

組織的犯罪・暴力団犯罪

第1節 組織的犯罪

組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員及び通常第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-2-1-1図のとおりである。

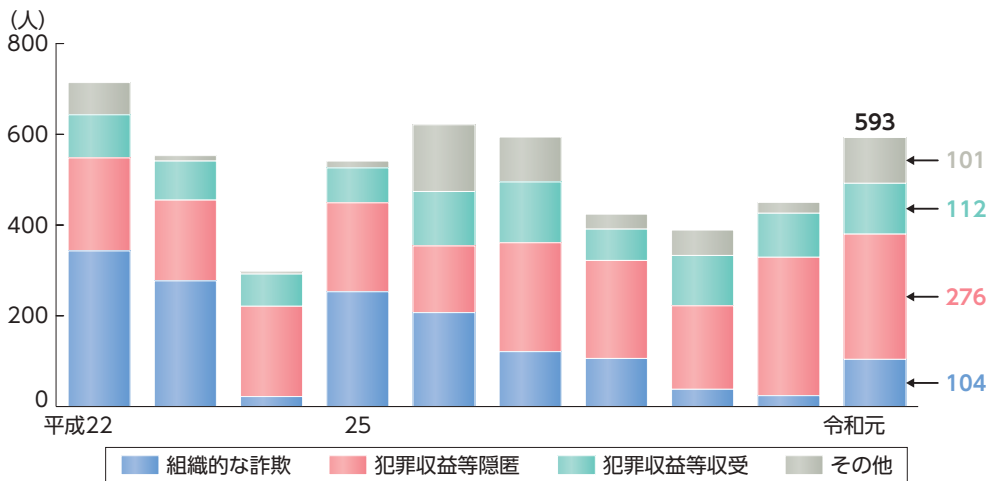
令和元年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員のうち、暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）は86人（14.5%）であった（検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、組織的犯罪処罰法の改正（平成29年法律第67号。平成29年7月施行）により、テロ等準備罪が新設されたが、同罪の新設から令和元年まで、同罪の受理人員はない。

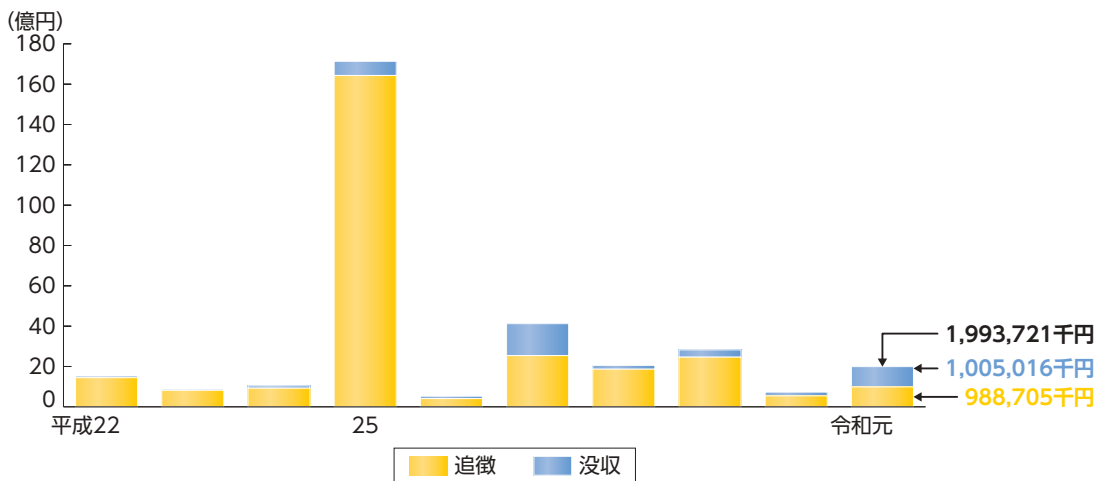
4-2-1-1図 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

（平成22年～令和元年）

① 検察庁新規受理人員



② 没収・追徴金額



注 1 検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。
 2 「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。
 3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

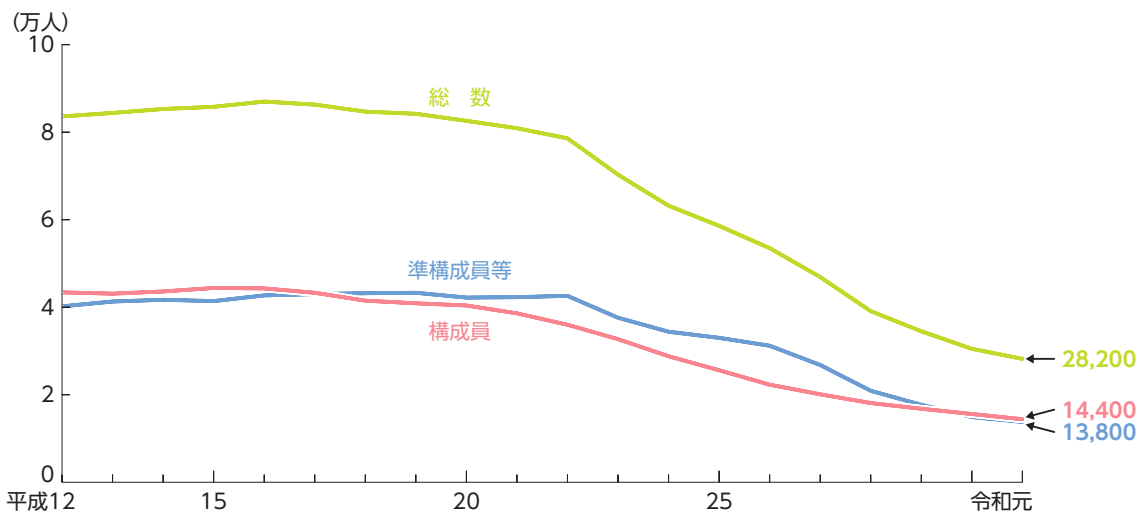
第2節 暴力団犯罪

1 組織の動向

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移（最近20年間）は、**4-2-2-1図**のとおりである。

4-2-2-1図 暴力団構成員・準構成員等の人員の推移

（平成12年～令和元年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 人員は、各年12月31日現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。

3 「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

暴力団対策法により、令和元年末現在、24団体が**指定暴力団**として指定されており、六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組（絆會）、住吉会及び稲川会に所属する暴力団構成員は、同年末現在、約1万700人（前年末比約900人減）であり、全暴力団構成員の約4分の3を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

令和元年に暴力団対策法に基づき発出された中止命令は1,112件（前年比155件減）、再発防止命令は32件（同11件減）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、平成24年の暴力団対策法の改正（平成24年法律第53号）により導入された特定抗争指定暴力団等の指定や特定危険指定暴力団等の指定を含む市民生活に対する危険を防止するための規定に基づき、令和2年6月30日現在、2団体が特定抗争指定暴力団等に指定され、1団体が特定危険指定暴力団等として指定されている（官報による。）。

2 犯罪の動向

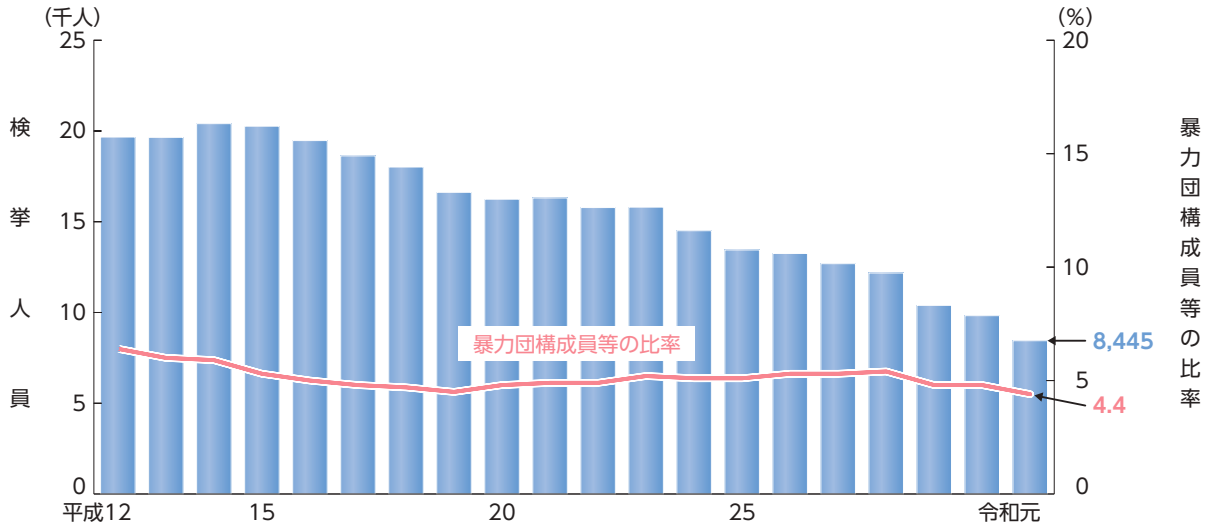
(1) 検挙人員

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（1）において同じ。）の検挙人員等の推移（最近20年間）を刑法犯と特別法犯（交通法令違反を除く。）の別に見ると、**4-2-2-2図**のとおりである。

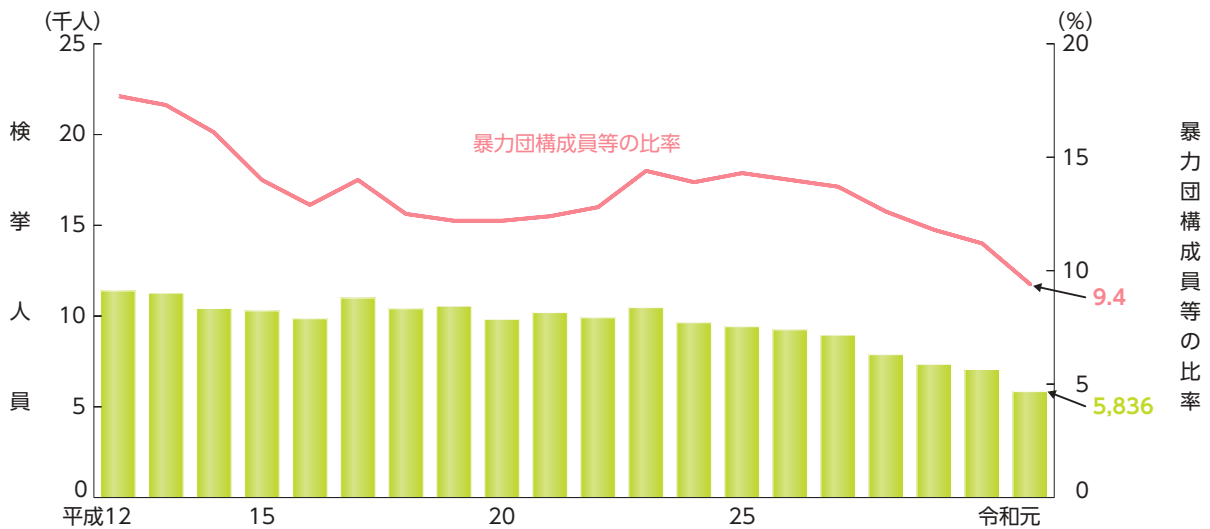
4-2-2-2図 暴力団構成員等 検挙人員等の推移（刑法犯・特別法犯別）

（平成12年～令和元年）

① 刑法犯



② 特別法犯



注 1 警察庁の統計による。
 2 暴力団構成員等の特別法犯検挙人員は、交通法令違反を除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

令和元年における暴力団構成員等の検挙人員及び全検挙人員に占めるその比率を罪名別に見ると、**4-2-2-3表**のとおりである。

4-2-2-3表 暴力団構成員等 検挙人員（罪名別）

（令和元年）

① 刑法犯

罪 名	全 検 挙 人 員	暴 力 団 構 成 員 等	
		数	比率（％）
総	192,607	8,445	(4.4)
殺 人	924	79	(8.5)
強 盗	1,604	246	(15.3)
強 制 性 交 等	1,178	30	(2.5)
暴 行	26,377	866	(3.3)
傷 害	20,105	1,823	(9.1)
脅 迫	2,764	393	(14.2)
恐 喝	1,538	636	(41.4)
窃 盗	94,144	1,434	(1.5)
詐 欺	8,843	1,448	(16.4)
賭 博	452	189	(41.8)
公 務 執 行 妨 害	1,866	162	(8.7)
逮 捕 監 禁	398	171	(43.0)
器 物 損 壊	4,790	238	(5.0)
暴力行為等処罰法	56	20	(35.7)

② 特別法犯

罪 名	全 検 挙 人 員	暴 力 団 構 成 員 等	
		数	比率（％）
総	61,814	5,836	(9.4)
暴 力 団 対 策 法	5	5	(100.0)
暴 力 団 排 除 条 例	45	45	(100.0)
自 転 車 競 技 法	2	1	(50.0)
競 馬 法	6	—	
風 営 適 正 化 法	1,524	141	(9.3)
売 春 防 止 法	399	15	(3.8)
児 童 福 祉 法	178	18	(10.1)
銃 刀 法	4,818	137	(2.8)
麻 薬 取 締 法	435	56	(12.9)
大 麻 取 締 法	4,221	762	(18.1)
覚 醒 剤 取 締 法	8,283	3,593	(43.4)
職 業 安 定 法	69	26	(37.7)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 5 () 内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

(2) 銃器犯罪

ア 対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件数及び銃器（拳銃，小銃，機関銃，砲，猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃。以下（2）において同じ。）の使用率（対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率）の推移（最近10年間）は、**4-2-2-4表**のとおりである。

4-2-2-4表 暴力団対立抗争事件 事件数・銃器使用率の推移

(平成22年～令和元年)

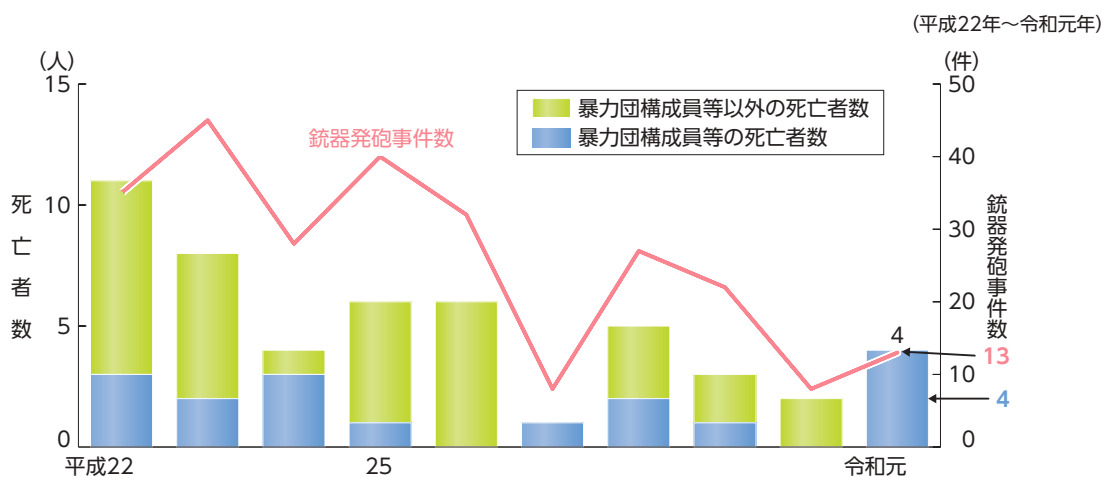
年次	対立抗争事件数		銃器使用率
	対立抗争事件数	銃器使用事件数	
22年	—	—	…
23	13	9	69.2
24	14	7	50.0
25	27	20	74.1
26	18	9	50.0
27	—	—	…
28	42	6	14.3
29	9	1	11.1
30	8	1	12.5
元	14	3	21.4

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本表は、令和2年6月末現在において確認された数値で作成した。
 3 「対立抗争事件数」は、暴力団間の対立抗争に起因するとみられる事件を計上している。
 4 「銃器使用率」は、対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率である。

イ 銃器使用事件

銃器発砲事件数及びこれによる死亡者数の推移（最近10年間）は、**4-2-2-5図**のとおりである。

4-2-2-5図 銃器発砲事件 事件数・死亡者数の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

銃器使用犯罪の検挙件数の推移（最近10年間）を拳銃とそれ以外の銃器の別に見ると、**4-2-2-6表**のとおりである。

4-2-2-6表 銃器使用犯罪 検挙件数の推移（使用銃器別）

(平成22年～令和元年)

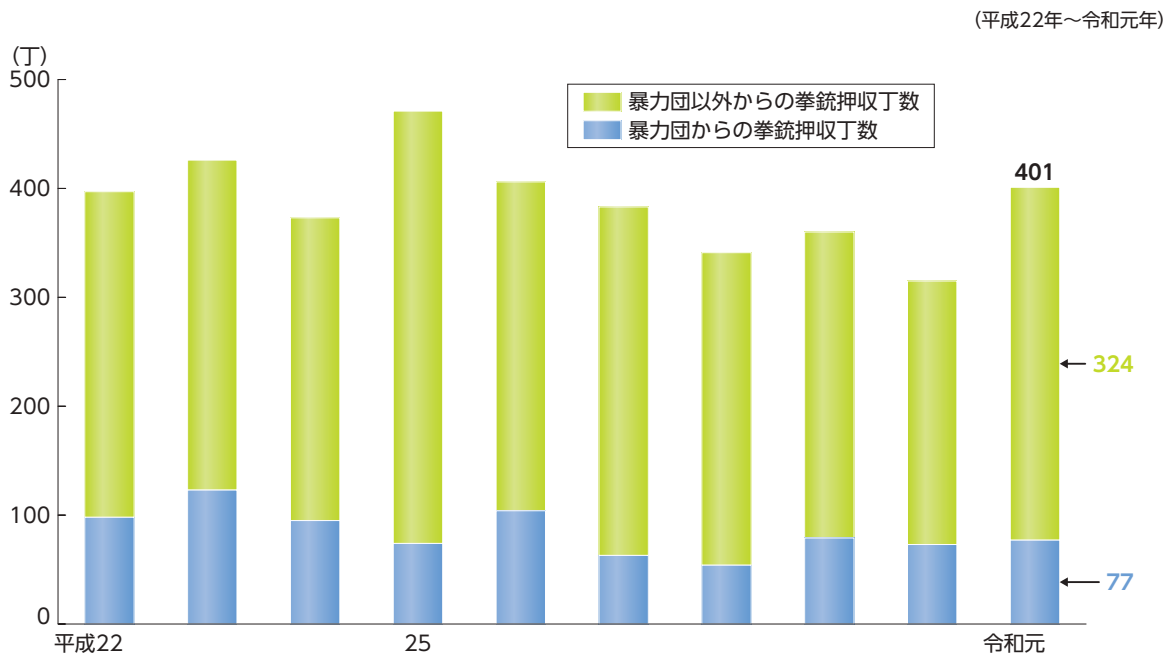
年次	総数	拳銃使用		その他の銃器使用	
		暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの
22年	46	14	20	26	2
23	31	12	10	21	3
24	26	9	9	17	1
25	37	18	15	22	4
26	65	14	25	40	—
27	25	13	15	10	—
28	27	11	14	13	—
29	28	14	16	12	—
30	22	8	12	10	—
元	25	12	14	11	—

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯罪供用物として銃器を使用した事件を計上している。ただし、模造拳銃等によるものを除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

ウ 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数の推移（最近10年間）は、**4-2-2-7図**のとおりである。

4-2-2-7図 拳銃押収丁数の推移



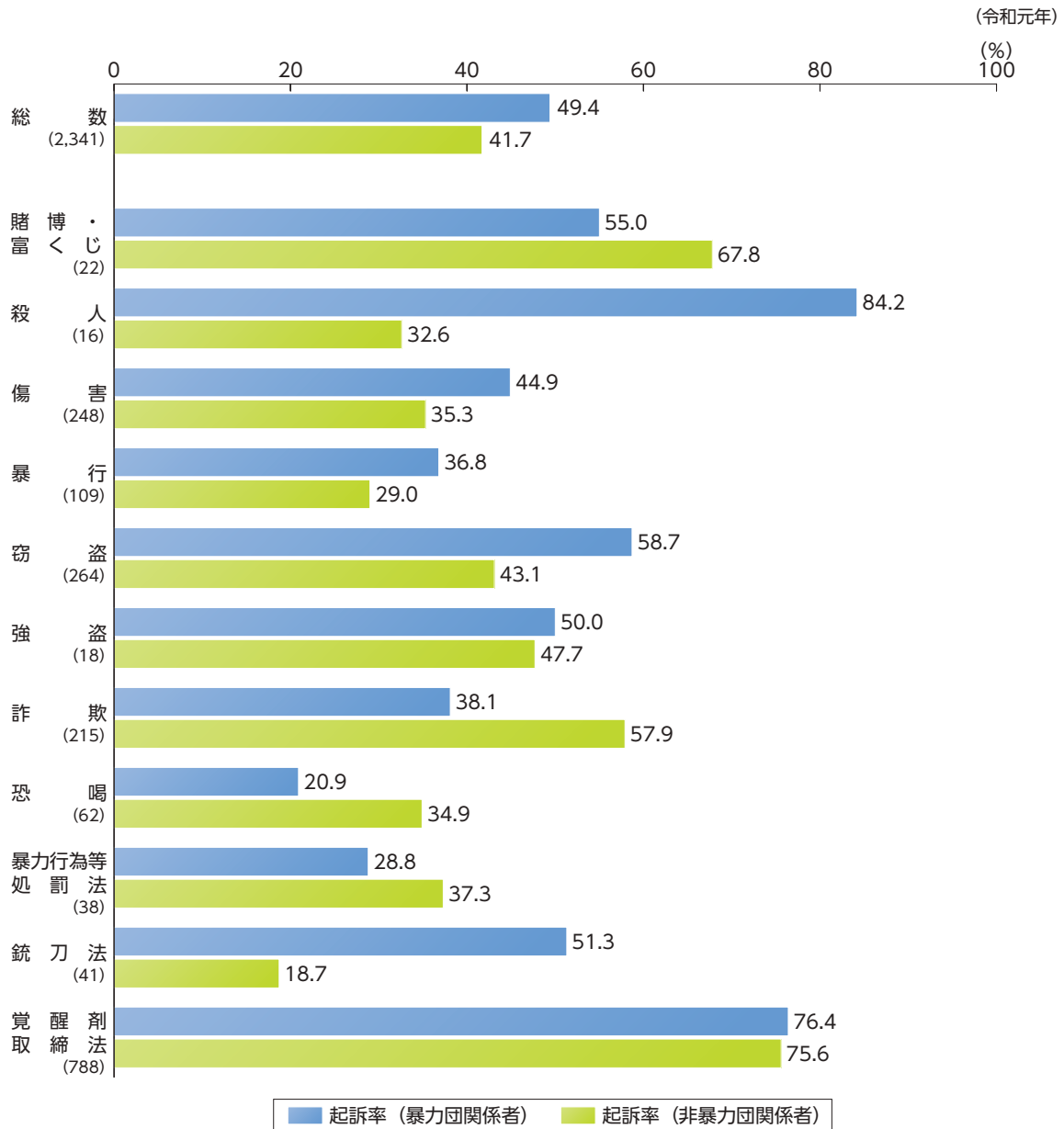
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団からの拳銃押収丁数」は、暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。
 3 「暴力団以外からの拳銃押収丁数」には、被疑者が特定できないものを含む。

3 処遇

(1) 検察

令和元年における暴力団関係者（集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）の起訴率を罪名別に見ると、**4-2-2-8図**のとおりである。

4-2-2-8図 暴力団関係者の起訴率（罪名別）



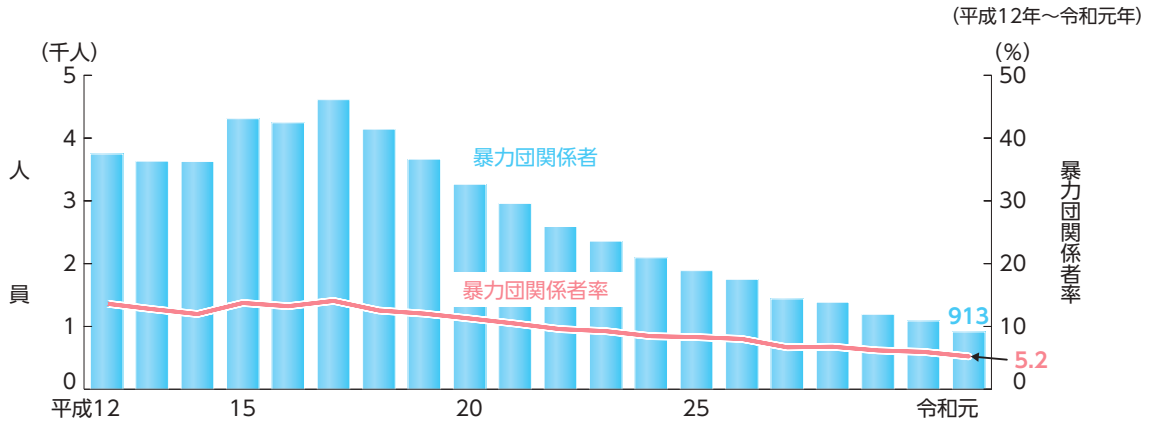
注 1 検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「暴力団関係者」は、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。
 3 「総数」は、過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 ()内は、暴力団関係者に係る起訴人員である。

(2) 矯正

ア 暴力団関係者の入所受刑者人員の推移

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。以下（2）において同じ。）の入所受刑者人員及び暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**4-2-2-9図**のとおりである。令和元年の入所受刑者中の暴力団関係者について、その地位別内訳を見ると、幹部279人、組員528人、地位不明の者106人であった（矯正統計年報による。）。

4-2-2-9図 暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
- 3 「暴力団関係者率」は、入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率である。

イ 入所受刑者中の暴力団関係者の特徴

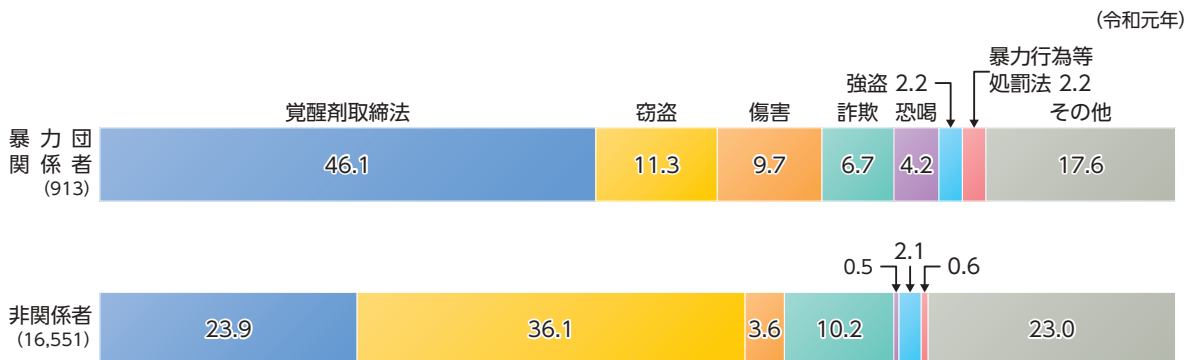
(ア) 年齢

令和元年における入所受刑者のうち、暴力団関係者の年齢層別構成比を見ると、40歳代が34.2%と最も高く、次いで、50歳代（24.5%）、30歳代（22.6%）、20歳代（8.5%）、60歳代（7.6%）の順であった（矯正統計年報による。）。

(イ) 罪名

令和元年における入所受刑者の罪名別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-2-2-10図**のとおりである。

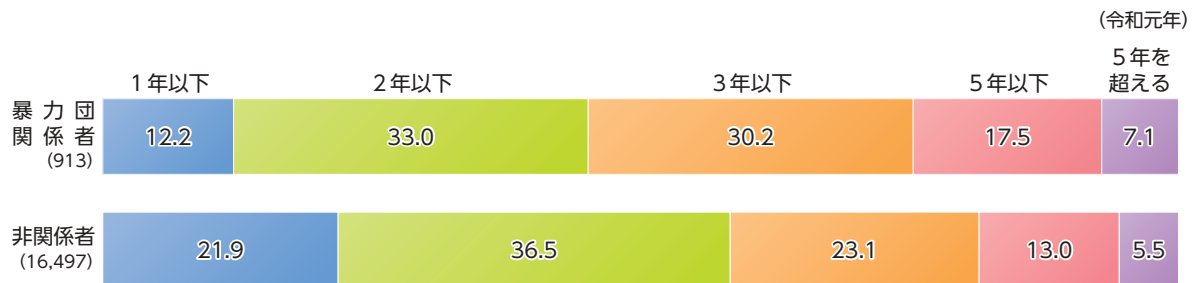
4-2-2-10図 入所受刑者の罪名別構成比（暴力団関係者・非関係者別）



- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
- 3 () 内は、実人員である。

(ウ) 刑期

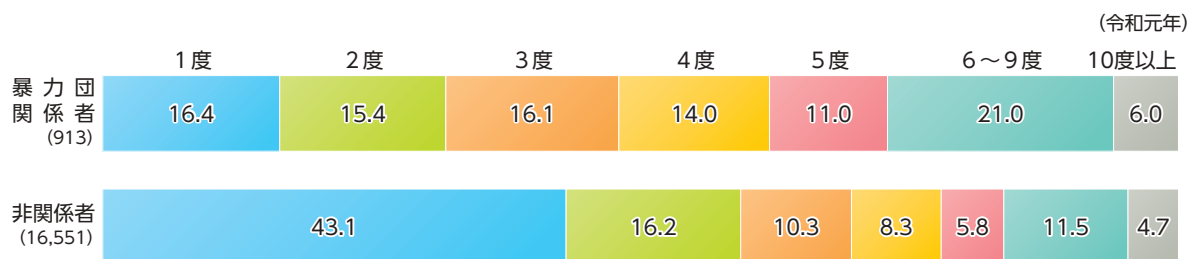
令和元年における入所受刑者のうち、懲役受刑者の刑期別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-2-2-11図**のとおりである。

4-2-2-11図 入所受刑者の刑期別構成比（暴力団関係者・非関係者別）

- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所受刑者は、懲役刑の者に限る。
 3 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加入していた者及びこれに準ずる者をいう。
 4 不定期刑は、刑期の長期による。
 5 一部執行猶予の場合、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 6 「5年を超える」は、無期を含む。
 7 () 内は、実人員である。

(エ) 入所度数

令和元年における入所受刑者の入所度数別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-2-2-12図**のとおりである。

4-2-2-12図 入所受刑者の入所度数別構成比（暴力団関係者・非関係者別）

- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加入していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 () 内は、実人員である。

(3) 保護観察

令和元年の仮釈放者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者（保護観察開始時までに暴力団対策法に規定する指定暴力団等との交渉があったと認められる者をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び仮釈放者に占める比率は、947人、8.1%（前年比0.0pt低下）であり、そのうち、一部執行猶予者の暴力団関係者は117人であった。元年の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者の人員及び保護観察付全部・一部執行猶予者に占める比率は、219人、6.0%（同0.8pt上昇）であり、そのうち、保護観察付一部執行猶予者の暴力団関係者は、177人であった（保護統計年報による。）。

第3章

財政経済犯罪

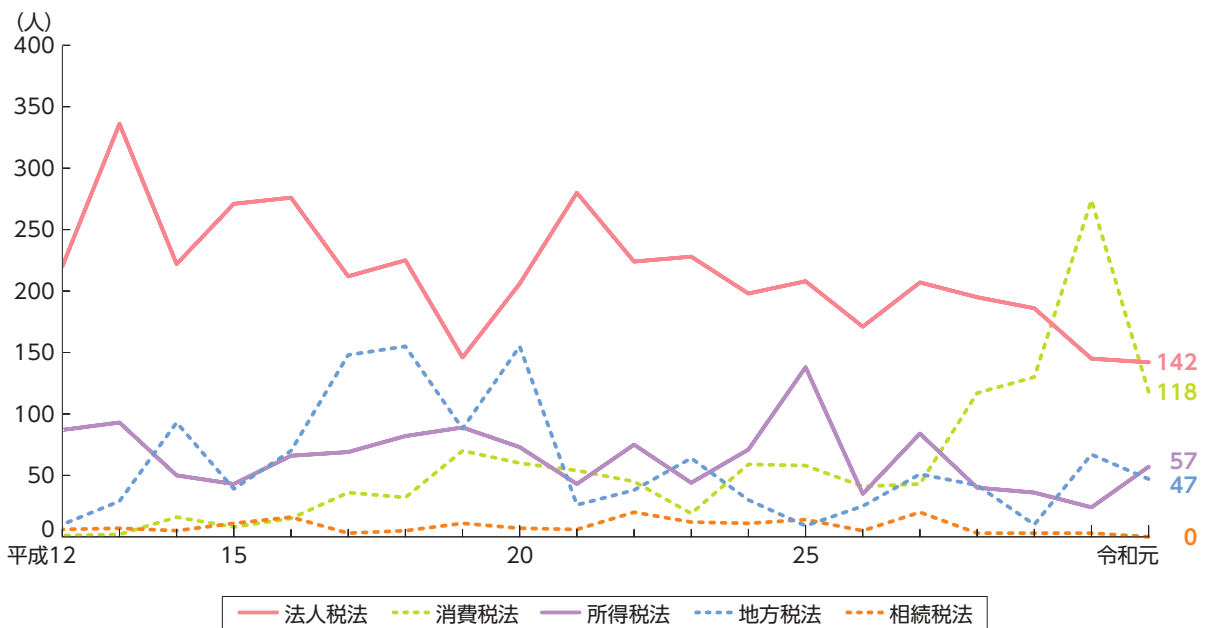
この章で取り上げる財政経済犯罪の起訴・不起訴の人員は、CD-ROM資料4-2参照。通常第一審での懲役刑の科刑状況は、CD-ROM資料4-3参照。令和元年は、財政経済犯罪により一部執行猶予判決を受けた者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

第1節 税法違反

相続税法（昭和25年法律第73号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-3-1-1図のとおりである。消費税法違反については、平成17年以降、おおむね50人前後で推移した後、金の密輸入事件の増加の影響もあり、28年以降急増したが、令和元年は118人（前年比56.9%減）であった。

4-3-1-1図 税法違反 検察庁新規受理人員の推移

(平成12年～令和元年)



注 検察統計年報による。

国税当局から検察官に告発された税法違反事件の件数及び1件当たりの脱税額の推移（最近5年間）を見ると、**4-3-1-2表**のとおりである。

4-3-1-2表 税法違反 告発件数・1件当たりの脱税額の推移

(平成27年度～令和元年度)

年 度	所得税法		法人税法		相続税法		消費税法	
	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額
27年度	29	116.48	69	82.42	5	218.00	12	87.42
28	28	83.14	79	82.32	2	241.00	23	146.91
29	22	100.05	61	92.54	3	129.00	27	65.48
30	24	107.13	55	81.27	1	241.00	41	94.98
元	20	83.25	64	88.06	—	…	32	61.72

(金額の単位は、百万円)

- 注 1 国税庁の資料による。
 2 「脱税額」は、加算税額を含む。
 3 「所得税法」は、源泉所得税に係る違反を含む。

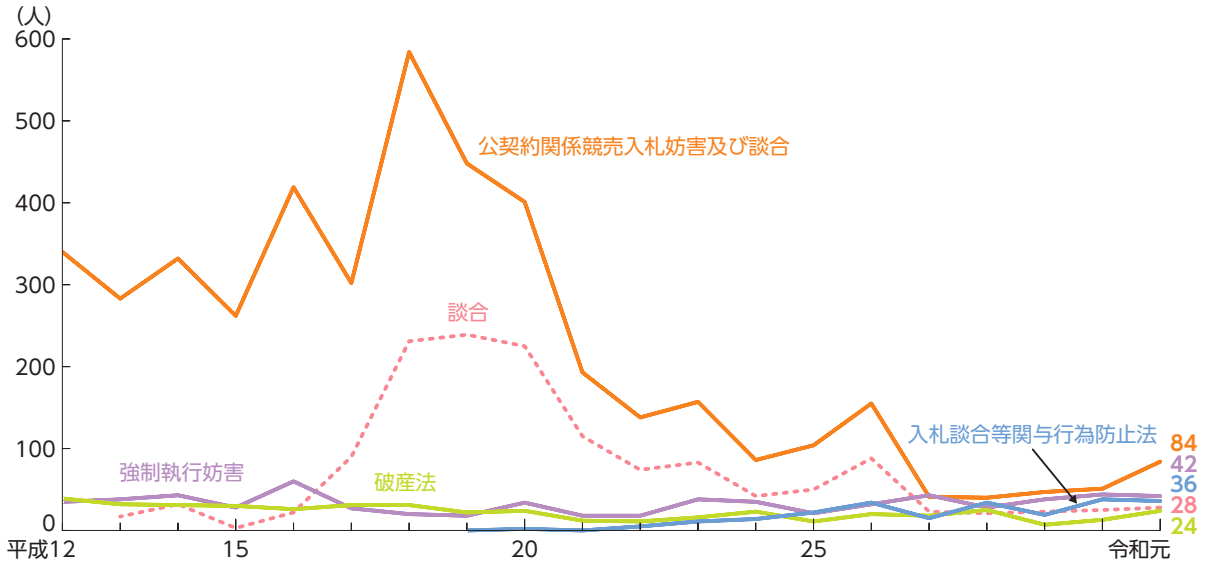
近年、金の密輸入事件が急増傾向にあったことから、金の密輸入に対する抑止効果を高めるために、平成30年3月、関税法が改正され（平成30年法律第8号）、無許可輸出入罪等に対する罰則が強化されるとともに、消費税法が改正され（平成30年法律第7号）、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れた者等に対する罰則の強化が行われた（いずれも同年4月施行）。金の密輸入事件について、平成30事務年度（同年7月1日から令和元年6月30日まで）における処分（税関長による通告処分又は税関長等による告発）件数は、過去最多であった前事務年度（720件）から大きく減少し、404件であった（財務省関税局の資料による。）。

第2節 経済犯罪

強制執行妨害（刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の同法96条の2に規定する罪を含む。）、**公契約関係競売入札妨害**、**談合**、**破産法**（平成16年法律第75号による廃止前の大正11年法律第71号を含む。）違反及び**入札談合等関与行為防止法**違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-3-2-1図**のとおりである。

4-3-2-1図 強制執行妨害等 検察庁新規受理人員の推移

（平成12年～令和元年）



注 1 検察統計年報による。

2 「公契約関係競売入札妨害」は、刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の同法96条の3第1項に規定する罪を含む。

3 「談合」は、「公契約関係競売入札妨害及び談合」の内数であり、統計の存在する平成13年以降の数値を示した。

4 「強制執行妨害」は、刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の同法96条の2に規定する罪を含む。

5 「破産法」（平成16年法律第75号）は、同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）違反を含む。

会社法（平成17年法律第86号）・**商法**（平成17年法律第87号による改正前の明治32年法律第48号）、**独占禁止法**及び**金融商品取引法**（昭和23年法律第25号。平成19年9月30日前の題名は「証券取引法」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-3-2-2図**のとおりである。

令和元年6月、独占禁止法が改正され（令和元年法律第45号）、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、①課徴金減免制度の改正（事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、**公正取引委員会**が課徴金の額を減額する仕組み（調査協力減算制度）の導入、減額対象事業者数の上限の廃止等）、②課徴金の算定方法の見直し（課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等）、③罰則規定の見直し（検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げ等）等が行われた（①及び②は2年12月25日、③は元年7月26日にそれぞれ施行）。なお、同年度における公正取引委員会による独占禁止法違反の告発はなかった（公正取引委員会の資料による。）。

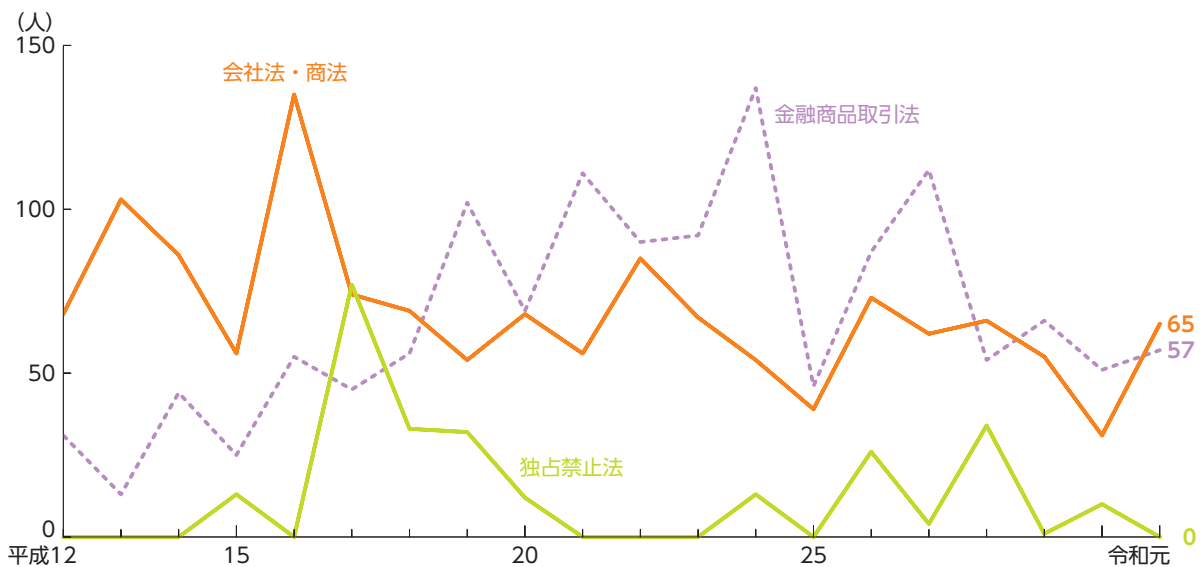
平成29年5月、金融商品取引法が改正され（平成29年法律第37号。30年4月施行）、株式等の高速取引行為を行う者に対する登録制が導入されるとともに、登録をしないで高速取引行為を行った者や自己の名義をもって他人に高速取引行為を行わせた者等に係る罰則が新設された。なお、令和元年度における**証券取引等監視委員会**による金融商品取引法違反の告発は、3件・9人（法人を含む。）であ

り、その内訳は、「インサイダー取引」1件・2人、「虚偽有価証券報告書等提出」1件・3人、その他1件・4人であった（証券取引等監視委員会の資料による。）。

また、不正競争防止法についても、平成27年6月の改正により、営業秘密侵害について、より実効的な刑事罰による抑止を図ることなどを目的に、営業秘密の転得者に対する処罰規定が整備され、営業秘密侵害罪の未遂犯処罰規定が導入されるとともに、営業秘密侵害罪の罰金刑の上限引上げ、営業秘密侵害罪の非親告罪化等が行われた（平成27年法律第54号。28年1月施行）。30年5月の改正により、保護対象にデータ（電磁的記録に記録された情報）を追加するとともに、技術的制限手段（音楽・映画・写真・ゲーム等のコンテンツやプログラムを無断でコピーや視聴・実行することを防止するための技術）の効果を妨げる行為にサービスの提供等を追加するなど、技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化等が行われた（平成30年法律第33号。同年11月施行）。

4-3-2-2 会社法・商法違反等 検察庁新規受理人員の推移

（平成12年～令和元年）



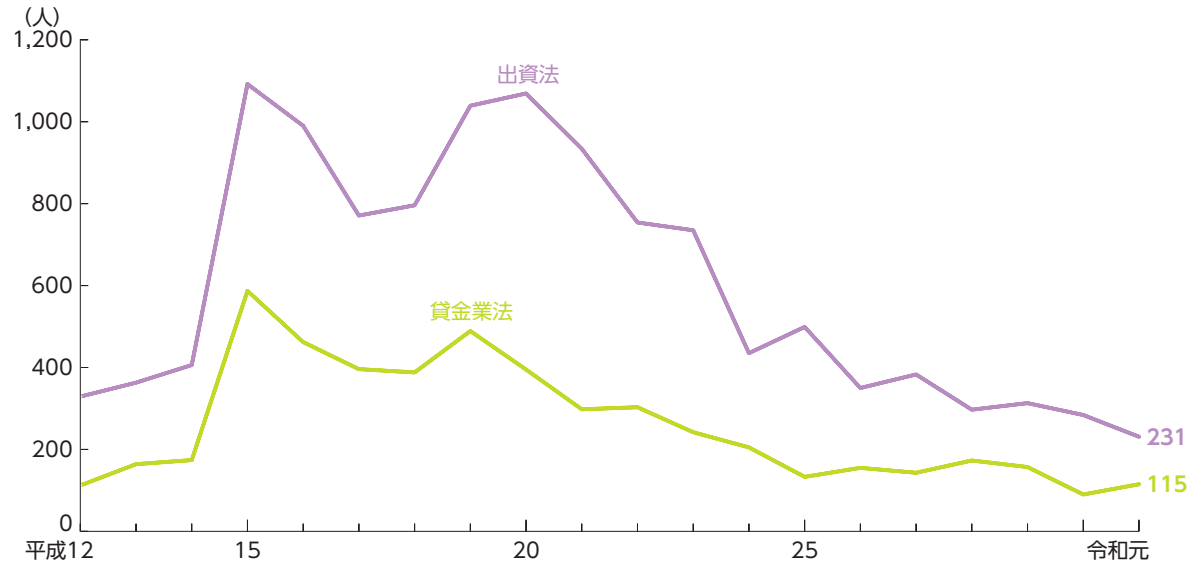
注 1 検察統計年報による。

注 2 「会社法・商法」は、会社法（平成17年法律第86号）違反及び平成17年法律第87号による改正前の商法（明治32年法律第48号）違反である。

出資法及び貸金業法（昭和58年法律第32号。平成19年12月19日前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-3-2-3図**のとおりである。

4-3-2-3図 出資法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成12年～令和元年)



注 検察統計年報による。

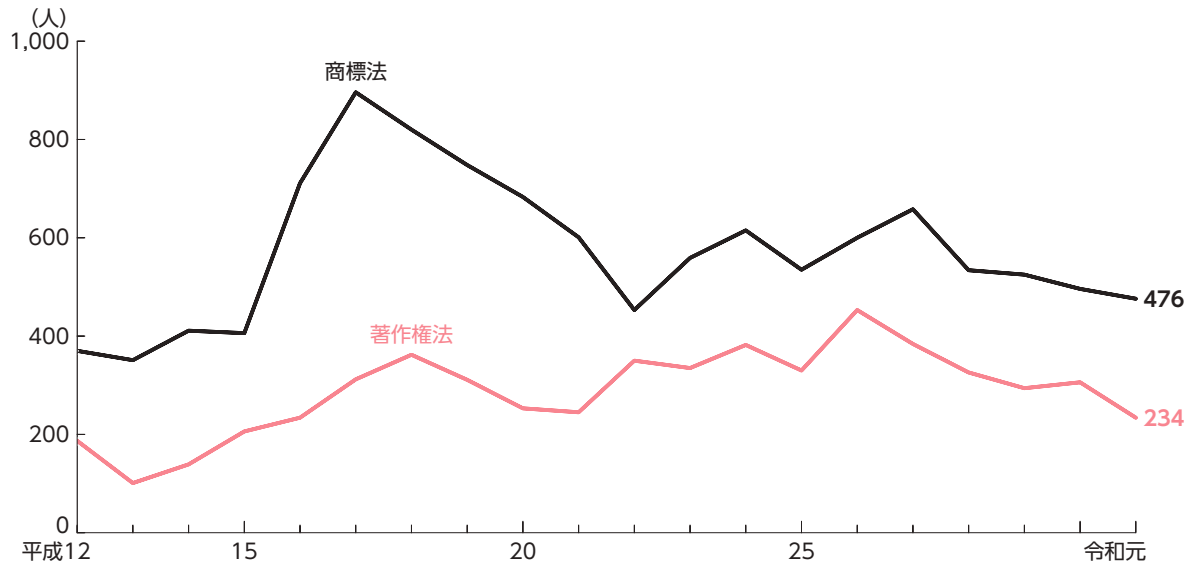
第3節 知的財産関連犯罪

商標法（昭和34年法律第127号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-3-3-1図**のとおりである。

なお、令和2年6月、著作権法が改正され（令和2年法律第48号）、インターネット上のいわゆる海賊版対策の強化として、いわゆるリーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンクを提供する行為やリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為に対する罰則が新設された（同年10月1日施行）。また、同改正により、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制について、その対象を著作物全般に拡大し、違法にアップロードされたものと知りながら侵害コンテンツをダウンロードする行為を、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、このうち正規版が有償提供されている侵害コンテンツのダウンロードを継続的に又は反復して行う行為に対する罰則が新設された（3年1月1日施行）。

4-3-3-1図 商標法違反等 検察庁新規受理人員の推移

（平成12年～令和元年）



注 検察統計年報による。

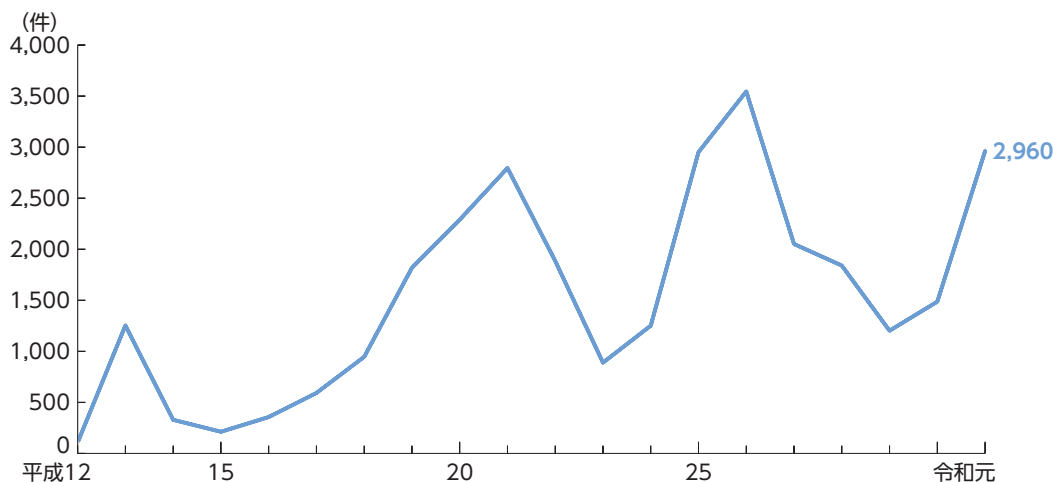
第4章 サイバー犯罪

第1節 不正アクセス行為等

4-4-1-1図は、不正アクセス行為（不正アクセス禁止法11条に規定する罪をいう。）の認知件数の推移（最近20年間）である。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら推移し、令和元年は2,960件（前年比1,474件（99.2%）増）であった。

4-4-1-1図 不正アクセス行為 認知件数の推移

（平成12年～令和元年）



- 注 1 警察庁生活安全局，総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
 2 認知件数は，不正アクセス被害の届出を受理した場合のほか，余罪として新たな不正アクセス行為の事実を確認した場合，報道を踏まえて事業者等に不正アクセス行為の事実を確認した場合，その他関係資料により不正アクセス行為の事実を確認することができた場合において，被疑者が行った構成要件に該当する行為の数である。
 3 平成12年は，不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。

令和元年の不正アクセス行為の認知件数について，被害を受けた特定電子計算機（ネットワークに接続されたコンピュータをいう。）のアクセス管理者（特定電子計算機を誰に利用させるかを決定する者をいう。）別の内訳を見ると，被害は，「一般企業」が圧倒的に多く（2,855件），「行政機関等」は90件，「プロバイダ」は6件，「大学，研究機関等」は3件であった。また，不正アクセス行為後の行為の内訳を見ると，「インターネットバンキングでの不正送金等」が最も多く（1,808件，61.1%），次いで，「インターネットショッピングでの不正購入」（376件，12.7%），「メールの盗み見等の情報の不正入手」（329件，11.1%），「オンラインゲーム・コミュニティサイトの不正操作」（60件，2.0%）の順であった。「インターネットバンキングでの不正送金等」は前年と比較して1,478件（前年比447.9%）増加した（警察庁生活安全局，総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。）。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（電磁的記録不正作出・毀棄等，電子計算機損壊等業務妨害，電子計算機使用詐欺及び不正指令電磁的記録作成等），支払用カード電磁的記録に関する罪（刑法第2編第18章の2に規定する罪）及び不正アクセス禁止法違反の検挙件数の推移（最近5年間）は，4-4-1-2表のとおりである。不正アクセス禁止法違反の検挙件数は，平成27年から3年連続で増加し，30年に減少したが，令和元年は再び増加し，816件（前年比44.7%増）であった（CD-ROM 参照）。

なお，罪名ごと（罪名別の統計が存在するものに限る。）の検察庁終局処理人員は，CD-ROM 資料4-4参照。

4-4-1-2表 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等 検挙件数の推移

(平成27年～令和元年)

年次	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪					支払用カード電磁的記録に関する罪	不正アクセス禁止法
	電磁的記録不正作出・毀棄等	電子計算機損壊等業務妨害	電子計算機使用詐欺	不正指令電磁的記録作成等	不正指令電磁的記録作成等		
27年	240	32	6	157	45	117	373
28	374	24	11	281	58	608	502
29	355	39	13	228	75	579	648
30	349	84	9	188	68	405	564
元	436	83	12	325	16	286	816

- 注 1 警察庁の統計及び警察庁長官官房の資料による。
 2 「電磁的記録不正作出・毀棄等」は、「支払用カード電磁的記録に関する罪」の検挙件数のうち、支払用カード電磁的記録不正作出の検挙件数を含めて計上している。
 3 「不正指令電磁的記録作成等」は、刑法第2編第19章の2の罪をいう。

第2節 その他のサイバー犯罪

サイバー犯罪のうち、インターネットを利用した詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、コンピュータ・ネットワークを不可欠な手段として利用した犯罪の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-4-2-1表のとおりである。検挙件数は、平成29年から3年連続で増加し、令和元年は8,267件（前年比1.7%増）であった。元年の検挙件数を見ると、性的な事件のうち、児童ポルノに係る犯罪は前年より13.7%、青少年保護育成条例違反は前年より12.1%それぞれ増加した。

4-4-2-1表 サイバー犯罪 検挙件数の推移（罪名別）

(平成27年～令和元年)

区分	27年	28年	29年	30年	元年
総数	7,483	7,448	8,011	8,127	8,267
詐欺	951	828	1,084	972	977
オークション利用詐欺	511	208	212	…	…
脅迫	398	387	376	310	349
わいせつ物頒布等	835	819	769	793	792
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,881	2,002	2,225	2,057	2,281
児童買春	586	634	793	672	706
児童ポルノ	1,295	1,368	1,432	1,385	1,575
出会い系サイト規制法	235	222	…	…	…
青少年保護育成条例	693	616	858	926	1,038
商標法	304	298	302	375	327
著作権法	593	586	398	691	451
その他	1,593	1,690	1,999	2,003	2,052

- 注 1 警察庁長官官房の資料による。
 2 「オークション利用詐欺」は、「詐欺」の内数であり、その数値が入手可能であった年につき数値を示している。
 3 「その他」は、名誉毀損、ストーカー規制法違反、売春防止法違反等であり、平成29年以降は出会い系サイト規制法違反を含む。

第5章

児童虐待・配偶者間暴力・ストーカー等に係る犯罪

第1節 児童虐待に係る犯罪

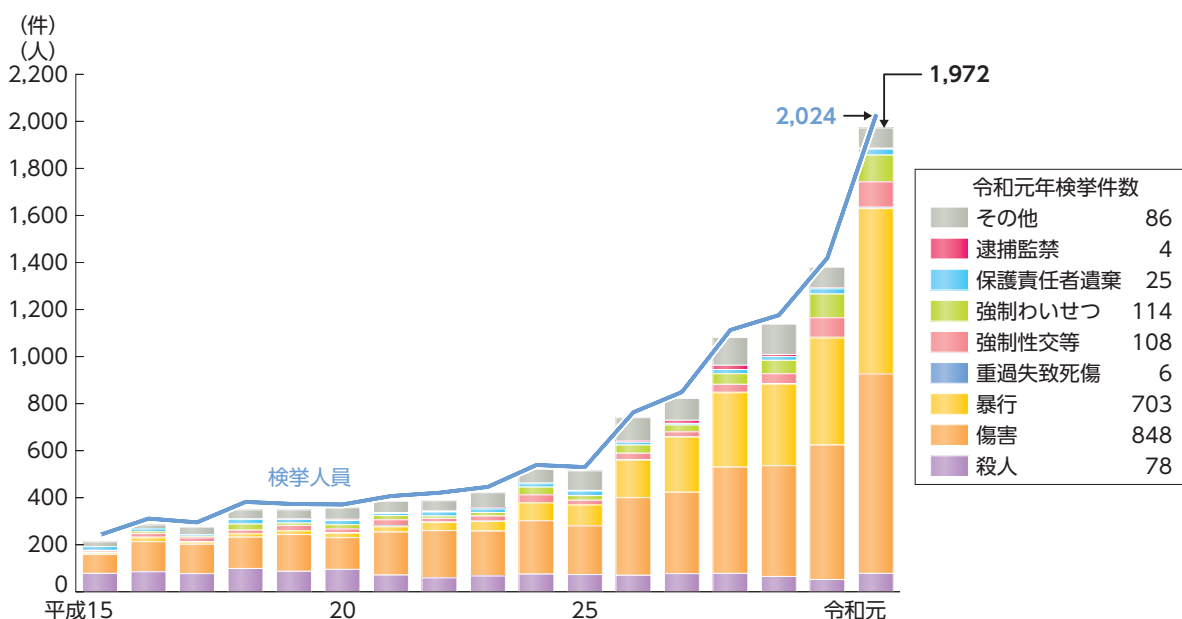
近年、児童虐待（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為。児童虐待防止法2条参照）の事例が深刻化及び複雑化していることなどから、**児童虐待防止法**の制定とその改正を始めとする関係法令の整備等によって、児童虐待を防止するための制度の充実が図られている。平成29年6月の改正では、都道府県知事等が、保護者に対し、児童の身邊につきまったりしてはならないことなどを命ずる、いわゆる接近禁止命令の対象が拡大された（平成29年法律第69号。30年4月施行）。また、令和元年6月の改正では、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことなどが明記された（令和元年法律第46号。一部を除き2年4月施行）。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、近年一貫して増加しており、平成30年度は、15万9,838件（前年度比19.5%増）であった（厚生労働省政策統括官の資料による。）。

4-5-1-1図は、児童虐待に係る事件（児童虐待防止法2条の規定する児童虐待により犯罪として検挙された事件をいう。以下この節において同じ。）について、罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移（資料を入手し得た平成15年以降）を見たものである（罪名別の検挙人員については、CD-ROM参照）。検挙件数及び検挙人員は、20年前後には緩やかな増加傾向が見られていたが、26年以降は大きく増加し、令和元年は1,972件（前年比42.9%増）、2,024人（同42.6%増）であり、それぞれ平成15年（212件、242人）と比べると約9.3倍、約8.4倍であった。罪名別では、特に、傷害や暴行が顕著に増加している。

4-5-1-1図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）

（平成15年～令和元年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成15年以降の数値で作成した。
 3 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
 6 「その他」は、未成年者略取、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

4-5-1-2表は、令和元年の児童虐待に係る事件の検挙人員について、被害者と加害者の関係別に見るとともに、これを罪名別に見たものである。総数では、父親等の割合（71.5%）が高いが、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等の割合がそれぞれ78.0%、68.8%と高かった。また、母親等のうち、実母の割合は95.5%とほとんどを占めるのに対し、父親等の内訳を見ると、実父の割合は63.1%であり、実父以外が36.9%を占めた。さらに、加害者別に罪名の内訳を見ると、父親等のうち、実父では傷害及び暴行で8割以上を占め、強姦性交等及び強制わいせつは1割に満たなかったが、実父以外では、傷害及び暴行で7割弱にとどまり、強姦性交等及び強制わいせつが27.3%を占めた。

4-5-1-2表 児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別、罪名別）

(令和元年)

加害者	総数	殺人	傷害	傷害致死		暴行	逮捕監禁	強姦性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				傷害致死	暴行								
総数	2,024	82	881	13	706	4	108	116	6	32	7	82	
父親等	1,448	18	632	8	504	4	107	112	5	10	4	52	
実父	913	11	400	6	383	2	30	43	1	7	4	32	
養父・継父	302	2	124	1	67	—	55	42	—	—	—	12	
母親の内縁の夫	187	3	97	1	41	2	17	20	—	3	—	4	
その他(男性)	46	2	11	—	13	—	5	7	4	—	—	4	
母親等	576	64	249	5	202	—	1	4	1	22	3	30	
実母	550	64	238	5	188	—	1	4	1	22	3	29	
養母・継母	10	—	5	—	5	—	—	—	—	—	—	—	
父親の内縁の妻	5	—	1	—	4	—	—	—	—	—	—	—	
その他(女性)	11	—	5	—	5	—	—	—	—	—	—	1	

注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無理心中及び出産直後の事案を含む。

3 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。

4 「強姦性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

5 加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

6 罪名の「その他」は、未成年者略取、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

第2節 配偶者間暴力に係る犯罪

配偶者暴力防止法は、被害者からの申立てを受けて裁判所が加害者に対して発した、被害者の身辺へのつきまといをすることなどを禁止する保護命令に違反する行為（保護命令違反行為）等に対して罰則を設けている。令和元年6月の改正では、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記された（令和元年法律第46号。2年4月施行）。

配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（最近10年間）を見ると、**4-5-2-1図**のとおりである。配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数は、平成27年以降減少傾向にあり、令和元年は、71件（前年と同じ）であった。その一方で、他法令による検挙件数の総数は平成23年以降増加し続けており、令和元年は9,090件で、平成22年の約3.9倍であった。特に、暴行及び暴力行為等処罰法違反の検挙件数が大きく増加している。また、令和元年の強姦性交等の検挙件数は、6件（前年と同じ）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

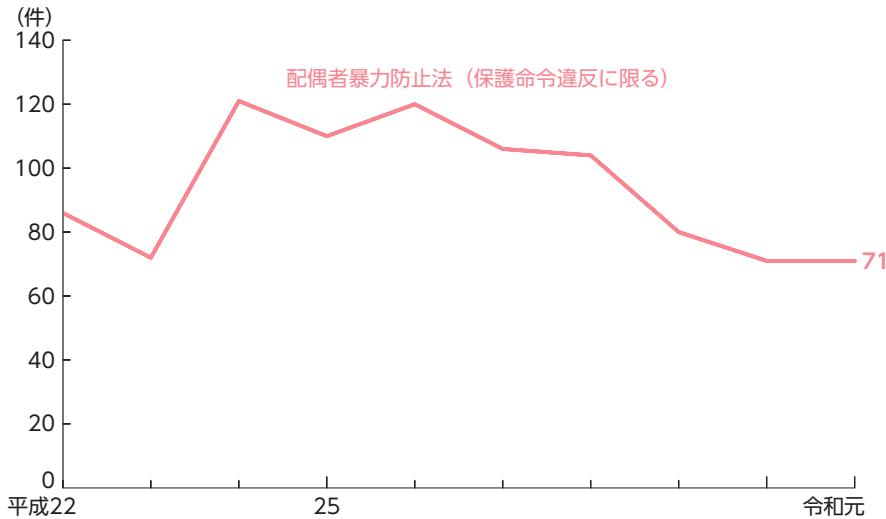
なお、令和元年における配偶者からの暴力事案等に関する相談件数（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。）は、8万2,207件であり、被害者の性別の内訳を見ると、男性が1万7,815件（21.7%）、女性が6万4,392件（78.3%）であった。被害者と加害者の関係別に見ると、婚姻関係が6万2,119件（75.6%）と最も多く、次いで、

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係1万3,914件（16.9%）、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。）6,174件（7.5%）の順であった（いずれも、元々その関係にあったものを含む。警察庁生活安全局の資料による。）。

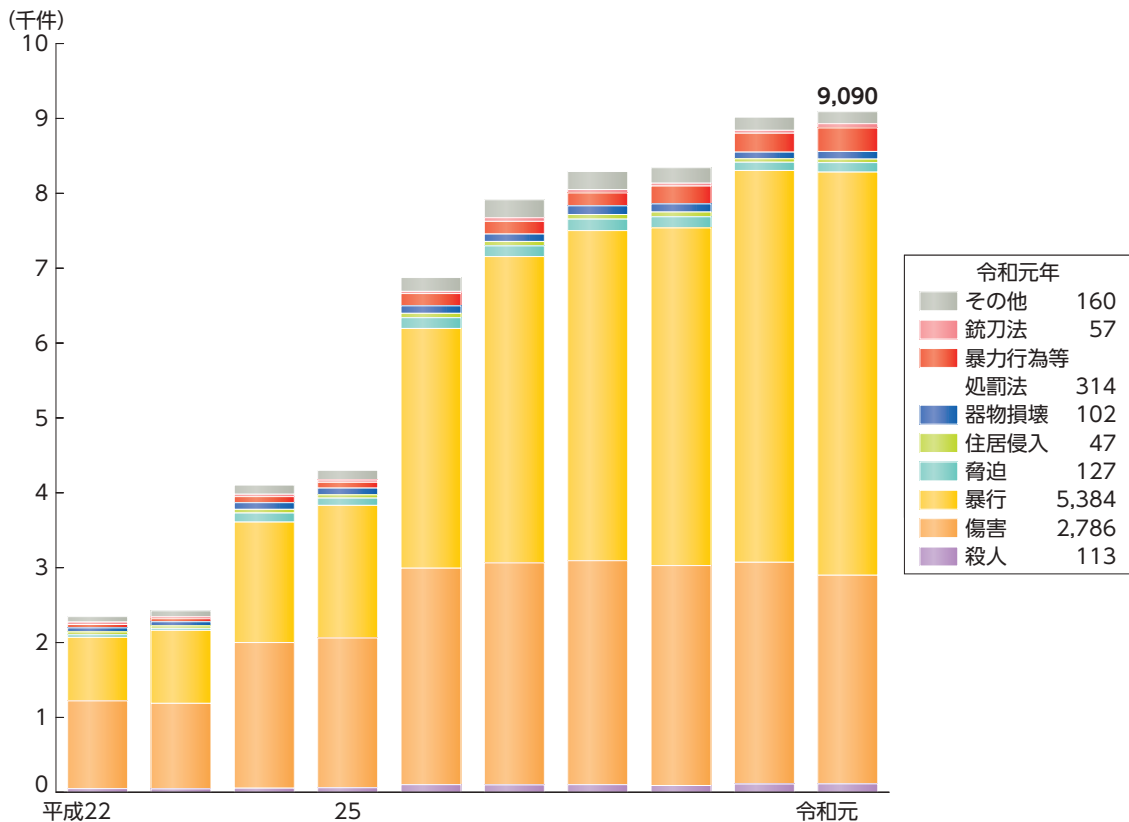
4-5-2-1 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（罪名別）

（平成22年～令和元年）

① 配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）



② 他法令

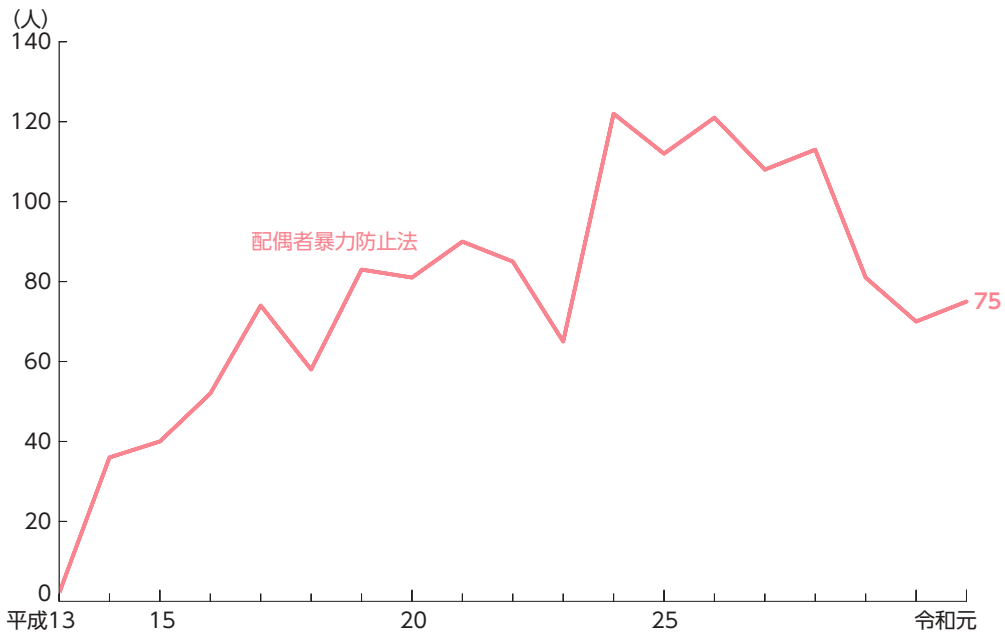


注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」による検挙件数は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「その他」は、公務執行妨害、放火、未成年者略取等である。

配偶者暴力防止法違反に係る検察庁新規受理人員の推移（同法が施行された平成13年以降）は、**4-5-2-2図**のとおりである。同法違反の受理人員は、24年以降、100人を超えて推移していたが、29年から2年連続で減少した後、令和元年は前年より5人増加して75人であった。

4-5-2-2図 配偶者暴力防止法違反 検察庁新規受理人員の推移

(平成13年～令和元年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日である同年10月13日以降の人員である。

第3節 ストーカー犯罪等

ストーカー犯罪等には、加害者と被害者が配偶者や交際相手等の一定の関係にない事案も含まれるが、再被害の防止等に特段の配慮を要するなどの配偶者間暴力等との共通点に鑑み、この章で取り上げる。

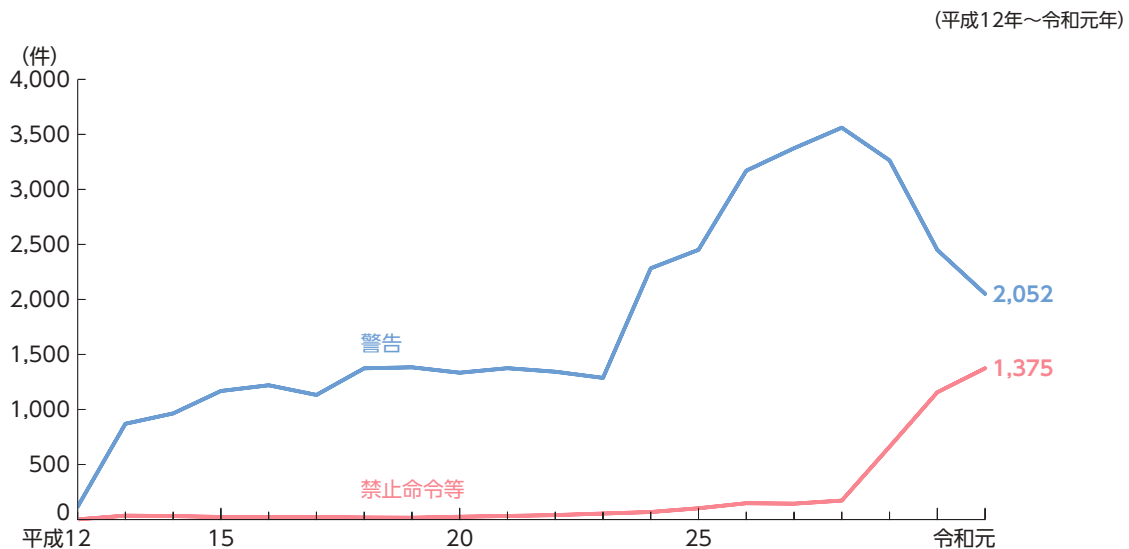
1 ストーカー犯罪

ストーカー規制法は、ストーカー行為（同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、同法に規定された「つきまとい等」の行為を反復してすること）を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定める目的で制定された。

警察署長等は、申出を受けた場合に、つきまとい等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときには、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を**警告**することができる。また、平成28年12月のストーカー規制法改正（平成28年法律第102号）により、急に加害者の行為が激化して重大事件に発展するおそれがあるなどのストーカー事案の特徴を踏まえて、都道府県公安委員会は、警告の存在を要件とせずに**禁止命令等**をすることなどが可能となった（警告前置の廃止及び緊急禁止命令等。29年6月施行）。同改正では、住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず、連続してSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）のメッセージ機能を利用してメッセージを送信する行為、ブログ等の個人ページにコメント等を書き込む行為等が「つきまとい等」に追加されるとともに、ストーカー行為罪の非親告罪化、ストーカー行為罪等についての法定刑の引上げがなされた（同年1月施行）。

ストーカー規制法による警告等の件数の推移（最近20年間）は、**4-5-3-1図**のとおりである。警告の件数は、平成26年以降は3,000件を超えていたが、29年から減少し、令和元年は2,052件（前年比16.3%減）であった。禁止命令等の件数は、平成29年から急増し、令和元年は1,375件（同18.8%増。うち緊急禁止命令等は601件）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

4-5-3-1図 ストーカー規制法による警告等の件数の推移



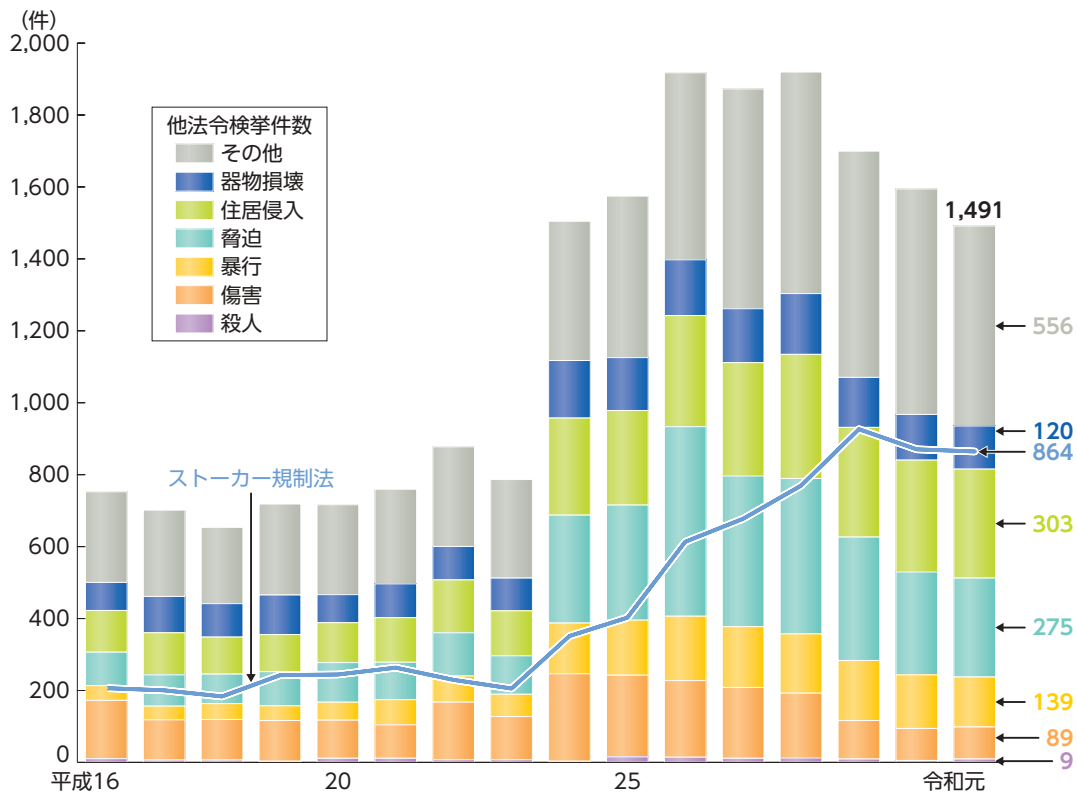
注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 平成12年は、ストーカー規制法の施行日である同年11月24日以降の件数である。

ストーカー規制法違反として、ストーカー行為又は禁止命令等違反行為が処罰対象であるほか、ストーカー行為をしている者による行為が殺人、傷害等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。ストーカー事案の検挙件数の推移（資料を入手し得た平成16年以降）を罪名別に見ると、**4-5-3-2図**のとおりである。

ストーカー規制法違反は、平成24年から著しく増加していたが、30年から2年連続で減少し、令和元年は864件（前年比0.7%減）となったものの、増加直前の平成23年と比べると約4.2倍であった。また、他法令による検挙件数の総数も、24年以降、1,500件を超えて推移していたが、29年から3年連続で減少し、令和元年は1,491件（同6.5%減）となったものの、同様に平成23年の約1.9倍であった。

4-5-3-2図 ストーカー事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成16年～令和元年）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 本図は、資料を入手し得た平成16年以降の数値で作成した。

3 「ストーカー規制法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。

4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。

5 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。

6 「その他」は、窃盗、強制わいせつ、強制性交等、銃刀法違反等である。

なお、令和元年におけるストーカー事案に関する相談等件数（ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、2万912件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が8,907件（42.6%）と最も多く、次いで、知人・友人2,600件（12.4%）、勤務先同僚・職場関係2,551件（12.2%）、関係（行為者）不明1,807件（8.6%）、配偶者（内縁・元配偶者を含む。）1,539件（7.4%）、面識なし1,505件（7.2%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）

私事性的画像被害に係る事案は、**私事性的画像被害防止法**違反で処罰されるほか、脅迫、強要等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（私事性的画像被害防止法が施行された平成26年以降）を罪名別に見ると、**4-5-3-3表**のとおりである。

4-5-3-3表 私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（罪名別）

(平成26年～令和元年)

罪 名	26年	27年	28年	29年	30年	元年
私事性的画像被害防止法	－	53	48	57	36	34
他 法 令（総 数）	7	250	238	226	217	227
脅 迫	1	69	69	56	46	47
児童買春・児童ポルノ禁止法	1	56	35	39	42	44
強 要	3	25	33	37	22	39
ス ト ー カ ー 規 制 法	－	18	27	26	28	22
名 誉 毀 損	－	15	13	4	9	11
わ い せ つ 物 頒 布	－	6	7	5	5	8
そ の 他	2	61	54	59	65	56

- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「私事性的画像被害防止法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（私事性的画像被害防止法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「脅迫」は、強要を含まない。また、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を含まない。
 5 「その他」は、強制性交等、恐喝等である。
 6 平成26年は、同年11月27日以降に検挙した件数である。ただし、「私事性的画像被害防止法」は、同年12月17日以降の件数である。

なお、令和元年における私事性的画像被害に係る事案に関する相談等件数（私事性的画像被害防止法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1,479件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が912件（61.7%）と最も多く、次いで、知人・友人（インターネット上のみの関係）182件（12.3%）、知人・友人（インターネット上のみの関係以外）154件（10.4%）、関係（行為者）不明84件（5.7%）、配偶者（元配偶者を含む。）60件（4.1%）、職場関係者27件（1.8%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第6章

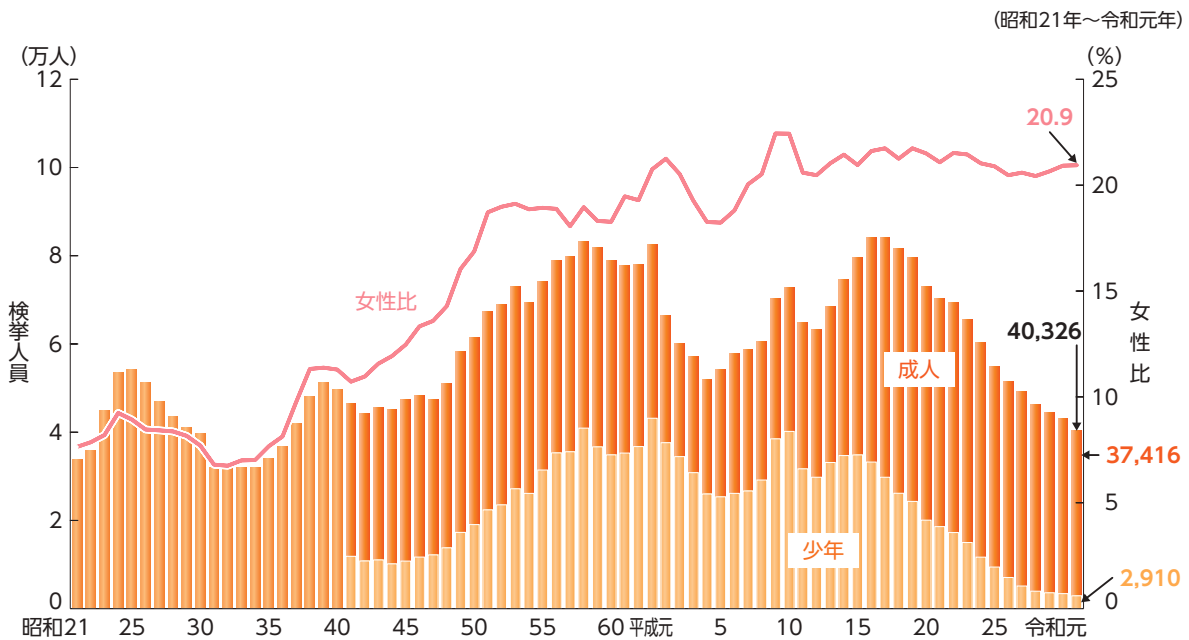
女性犯罪・非行

第1節 犯罪・非行の動向

4-6-1-1図は、女性の刑法犯について、検挙人員及び女性比の推移（昭和21年以降）を見たものである（罪名別の刑法犯検挙人員及び女性比については、1-1-1-6表参照）。女性の検挙人員は、平成17年に戦後最多の8万4,175人を記録した後、減少に転じ、令和元年は4万326人（前年比2,794人（6.5%）減）であった。女性の検挙人員の人口比も、検挙人員の推移とおおむね同様の傾向にある（CD-ROM参照）。検挙人員の女性比は、近年20～21%で推移している。

女性の検挙人員の少年比は、平成10年に55.2%を記録した後、低下傾向にあり、令和元年は7.2%（前年比0.7pt低下）であった（CD-ROM参照。なお、少年による刑法犯の検挙人員の女子人口比については3-1-1-4図、少年による刑法犯の罪名別検挙人員及び女子比については3-1-1-6表をそれぞれ参照）。

4-6-1-1図 女性（成人・少年）の刑法犯 検挙人員・女性比の推移

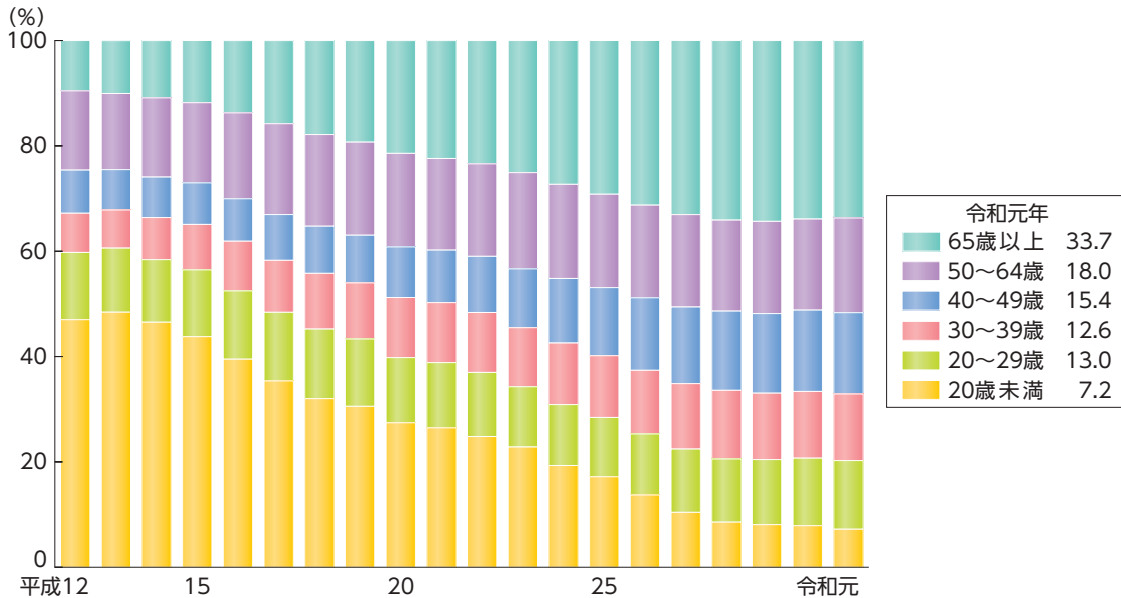


注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 4 昭和40年以前は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
 5 成人と少年の区分については、統計の存在する昭和41年以降の数値を示した。
 6 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-6-1-2図は、女性の刑法犯の検挙人員について、年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。65歳以上の高齢者の占める割合は、顕著な上昇傾向にあり、平成13年に10%を超えた後、20年に20%を、26年には30%を超え、令和元年には33.7%（前年比0.2pt低下）であった。これは、男性（19.0%）と比べて顕著に高く、高齢者の刑法犯検挙人員（4万2,463人）の約3人に1人が女性であった。なお、全年齢では女性は約5人に1人であった（1-1-1-5図 CD-ROM 参照）。

4-6-1-2図 女性の刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成12年～令和元年)

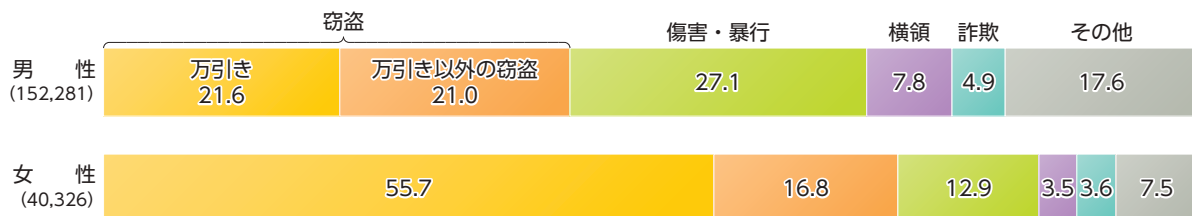


注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-6-1-3図は、令和元年における刑法犯の検挙人員について、罪名別構成比を男女別に見たものである。男女共に、窃盗の占める割合が最も高いが、女性における窃盗の割合は7割を超え、男性と比べて顕著に高く、特に、万引きの占める割合が高い。なかでも、女性高齢者については、その傾向が顕著である（高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、4-7-1-3図参照）。

4-6-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和元年)



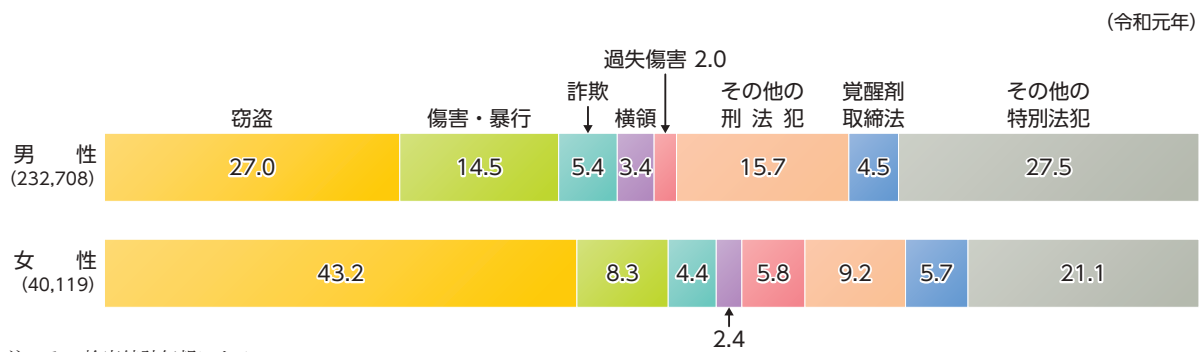
注 1 警察庁の統計による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 () 内は、人員である。

第2節 処遇

1 検察

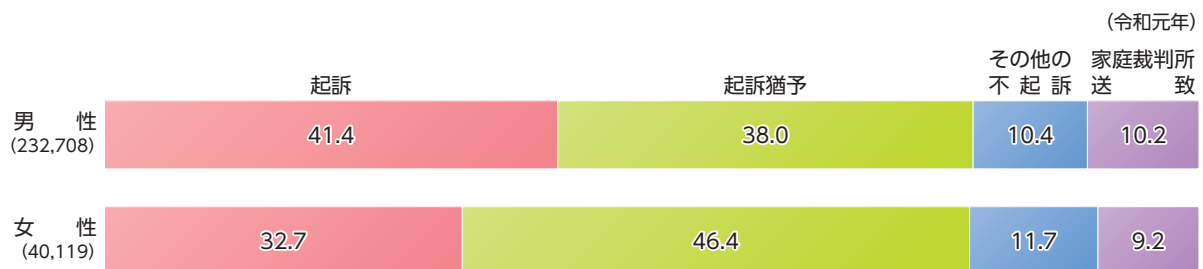
4-6-2-1図は、令和元年における検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の罪名別構成比を、男女別に見たものである。

4-6-2-1図 検察庁終局処理人員の罪名別構成比（男女別）



4-6-2-2図は、令和元年における検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、男女別に見たものである。同年の起訴猶予率は、男性が47.8%，女性が58.6%であった（CD-ROM 参照）。

4-6-2-2図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比（男女別）



2 矯正

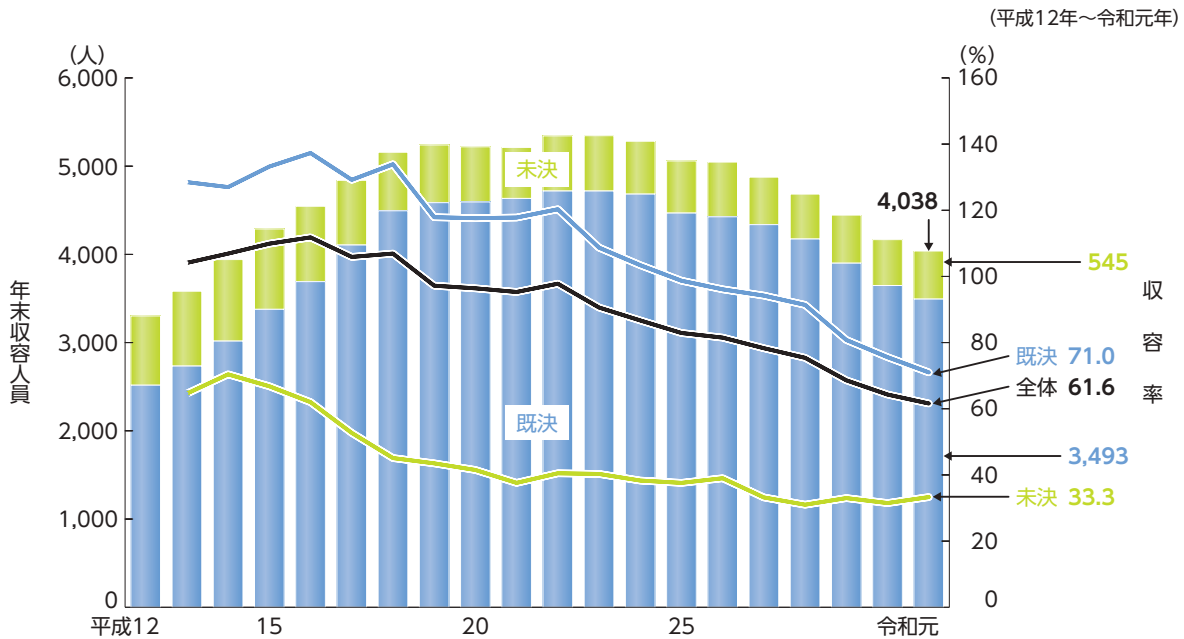
(1) 受刑者

ア 女性受刑者の収容状況

令和2年4月1日現在、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下（1）において「女性刑事施設」という。）は、栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所、札幌、福島、豊橋及び西条の各刑務支所並びに加古川刑務所及び美祢社会復帰促進センターの各女性収容棟である。

4-6-2-3図は、刑事施設における女性被収容者の年末収容人員及び収容率（年末収容人員の収容定員に対する比率）の推移（年末収容人員は最近20年間。収容率は資料を入手し得た平成13年以降）を見たものである。女性被収容者の年末収容人員は、23年まで増加傾向にあったが、24年からは減少し続けている。収容率は、13年から18年までは100%を超えていたが、女性の収容定員が拡大されたこともあって、23年からは低下し続けている。令和元年末現在において、女性の収容定員は6,559人（このうち既決の収容定員は4,920人、未決の収容定員は1,639人）であるところ、その収容率は61.6%（既決71.0%、未決33.3%）であった（なお、男女総数の収容率については、2-4-2-2図参照）。

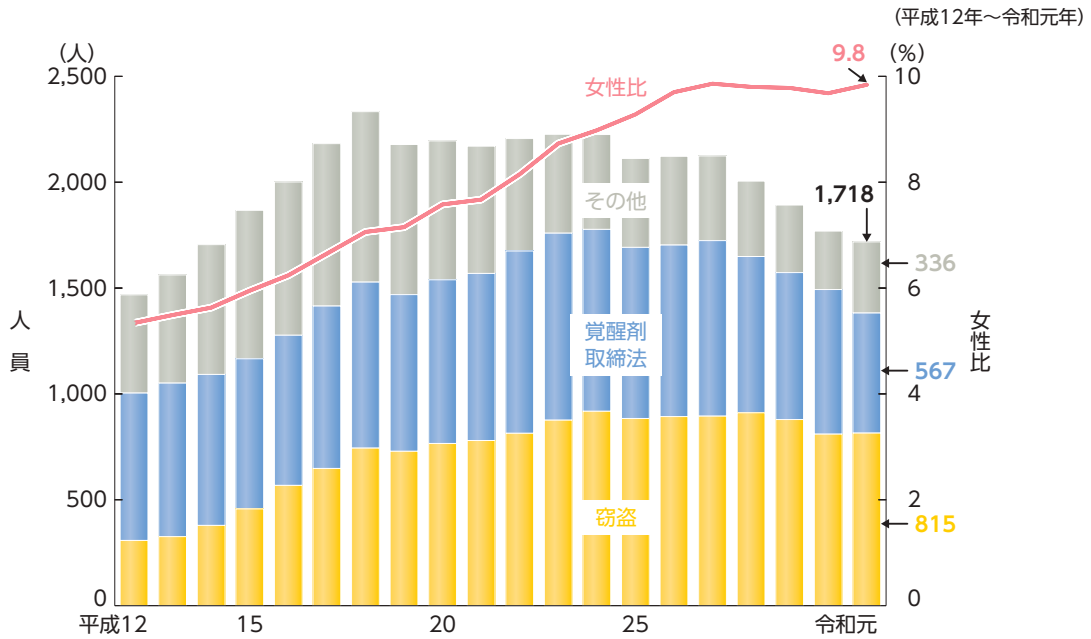
4-6-2-3図 刑事施設の年末収容人員・収容率の推移（女性）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年12月31日現在の収容人員である。
 3 「収容率」は、資料を入手し得た平成13年以降の各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 4 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 5 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

4-6-2-4図は、女性入所受刑者の人員（罪名別）及び女性比の推移（最近20年間）を見たものである。女性入所受刑者の人員は、平成18年（2,333人）まで増加し続け、19年に若干減少した後はおおむね横ばいで推移していたが、28年からは減少し続け、令和元年は1,718人（前年比51人（2.9%）減）であった。罪名別に見ると、窃盗の増加が著しく、元年（815人）は、平成12年（308人）の約2.6倍であり、24年以降は覚醒剤取締法違反を上回っている。女性比については、27年まで上昇し続けていたが、28年からは横ばいとなっている（なお、入所受刑者の女性人口比については、2-4-2-3図参照）。

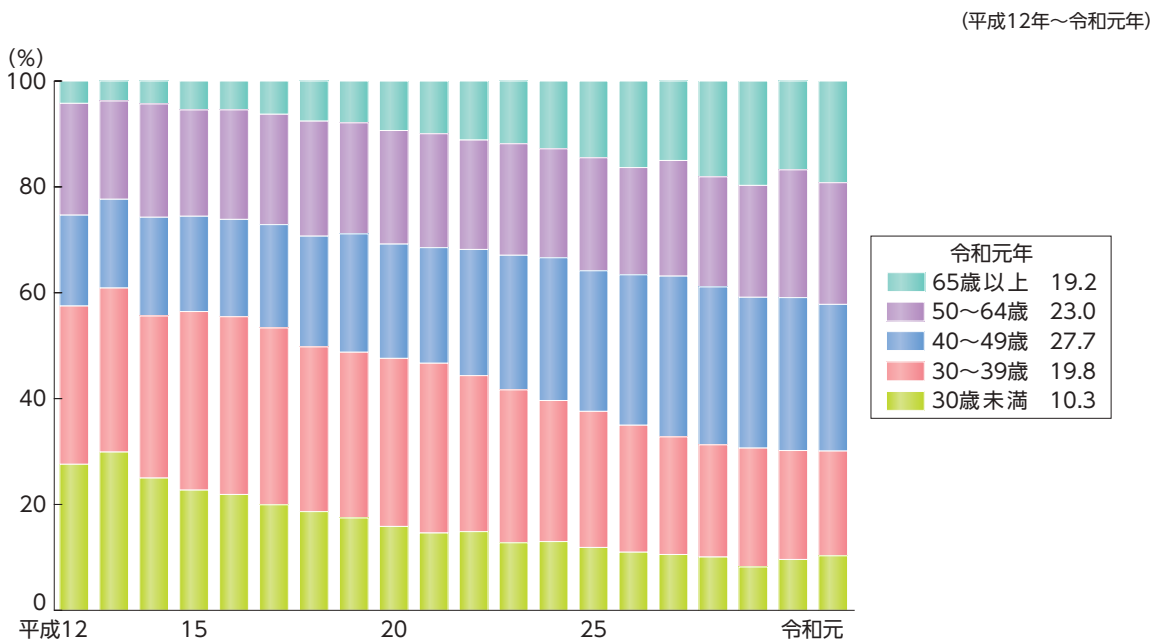
4-6-2-4図 女性入所受刑者の人員（罪名別）・女性比の推移



注 矯正統計年報による。

4-6-2-5図は、女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである（入所受刑者の男女別の年齢層別構成比については、2-4-2-5図参照）。30歳未満の若年者層の構成比は、平成14年以降低下傾向にある一方で、40歳代の年齢層の構成比は、14年から上昇傾向にあり、28年からは低下傾向にあるものの、24年以降は他の年齢層と比べて構成比が最も高い。65歳以上の高齢者層の構成比は、14年以降上昇傾向にあり、令和元年（19.2%）は、平成12年（4.2%）と比べると、約4.5倍に上昇している。なお、令和元年における女性高齢者の罪名別構成比を見ると、窃盗が約9割を占めている（4-7-2-3図参照）。

4-6-2-5図 女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移

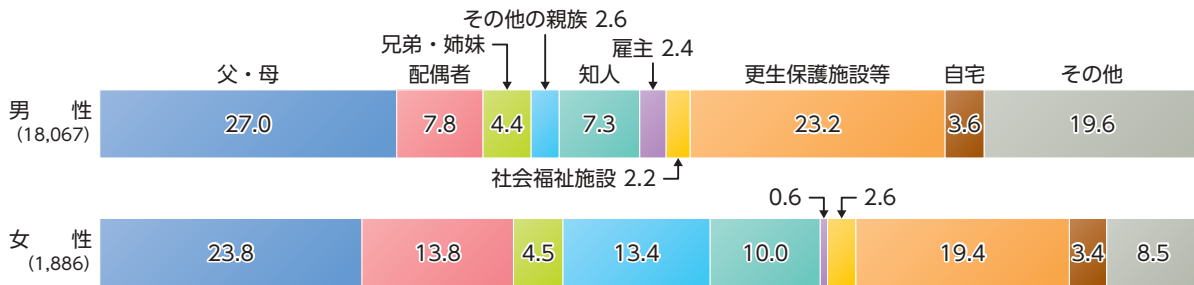


注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

4-6-2-6図は、令和元年における出所受刑者（出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。）の帰宅先別構成比を男女別に見たものである。

4-6-2-6図 出所受刑者の帰宅先別構成比（男女別）

(令和元年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
 3 「帰宅先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 5 「更生保護施設等」は、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
 6 「自宅」は、帰宅先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰宅する場合である。
 7 「その他」は、帰宅先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 8 () 内は、実人員である。

イ 女性受刑者の処遇

女性受刑者については、その特性に応じた処遇の充実を図るため、地域の医療・福祉等の専門家と連携する「女子施設地域連携事業」が推進されたり、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムが策定・実施されるなどしている。

女子施設地域連携事業は、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、女性刑事施設が所在する地域の医療、福祉、介護等の専門職種とネットワークを作り、専門職種の助言・指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものであり、美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとしては、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムが実施されている。

(2) 少年院入院者

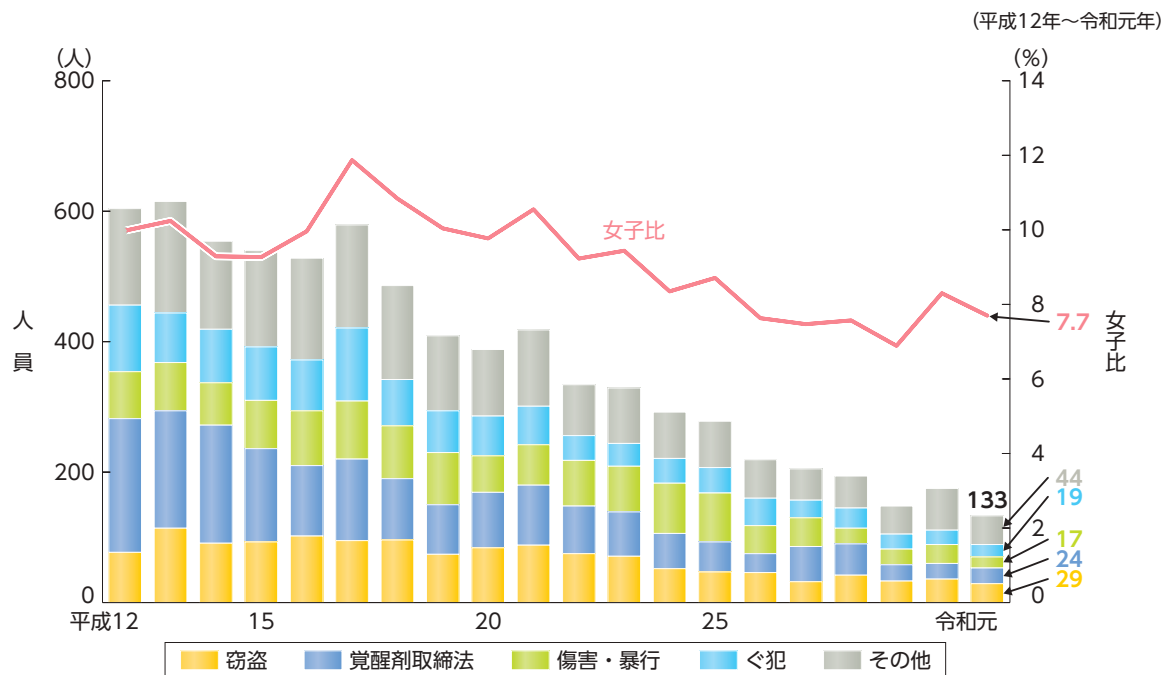
女子の少年院入院者は、女子のみを収容する少年院（9庁）又は男女を分隔する施設がある第3種少年院（2庁）のいずれかに収容される。

4-6-2-7図は、女子少年院入院者の人員（非行名別）及び女子比の推移（最近20年間）を見たものである。女子の少年院入院者の人員は、平成13年に615人に増加した後、14年からは減少傾向にあり、令和元年は133人（前年比42人（24.0%）減）であった。男子の少年院入院者の人員も減少傾向にあるものの、女子の減少の程度がより大きく、平成18年以降、女子比は緩やかな低下傾向にあり、令和元年は7.7%（同0.6pt低下）であった（男子の少年院入院者の人員については、3-2-4-1図参照）。非行名別に見ると、平成17年までは覚醒剤取締法違反の人員が他の非行名と比べて最も多かったが、その人員は13年以降減少傾向にあり、令和元年（24人）は、平成12年（205人）の約1割であった（少年院入院者の非行名別構成比については、3-2-4-3図参照）。

なお、女子の少年院入院者は、男子と比べ、保護者等からの被虐待経験があるとする者の割合が高い（3-2-4-8図参照）。

女子の少年院入院者の処遇に関しては、平成28年度から、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する「基本プログラム」（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊感情を高めるとともに、状況に適した対応が取れるようにすることを目的とした「アサーション・トレーニング」及びマインドフルネス瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上等を目指す「マインドフルネス」）と、特に自己を害する程度の深刻な問題行動を有する処遇ニーズの高い在院者を対象に実施する「特別プログラム」（自傷及び摂食障害に対するプログラム）が試行されている。

4-6-2-7図 女子少年院入院者の人員（非行名別）・女子比の推移



注 矯正統計年報による。

3 保護観察

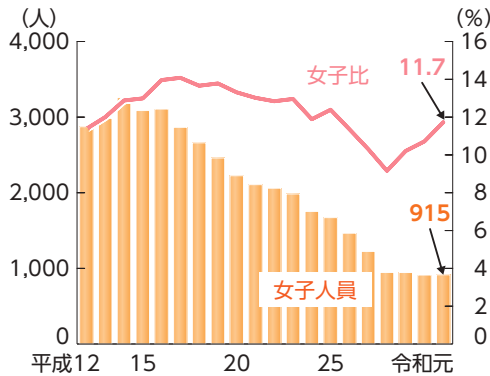
4-6-2-8図は、女性の保護観察開始人員及び女性比の推移（最近20年間）を、保護観察の種別ごとにみたものである。保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者の人員は、平成14年まで増加していたが、15年から減少傾向にある。いずれの女子比も、近年は減少傾向にあったが、保護観察処分少年については、29年から増加している。仮釈放者の人員は、20年までは増加し続けた後、若干の増減を経て、26年から減少傾向にあり、女性比は、上昇傾向にあって12%前後まで上昇したが、30年以降は低下している。保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、12年（674人）をピークとして減少傾向に転じた後、22年からの緩やかな増加と28年からの減少を経て、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加したものの、令和元年は再び減少している。また、女性比は、近年は15%前後で推移している。

なお、女性の仮釈放率は、令和元年は、71.3%であり、平成12年（80.9%）と比べると9.6pt低下しているが、男性の仮釈放率（令和元年は57.0%）と比べて、相当高い（2-5-2-1図 CD-ROM参照）。

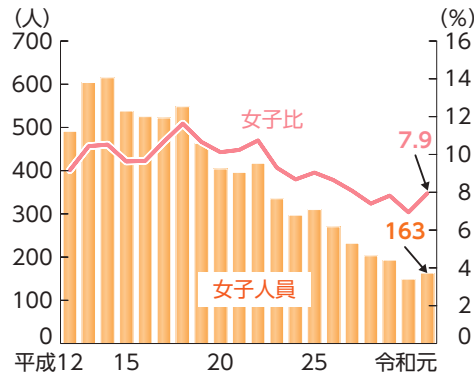
4-6-2-8図 女性（成人・少年）保護観察開始人員・女性比の推移

（平成12年～令和元年）

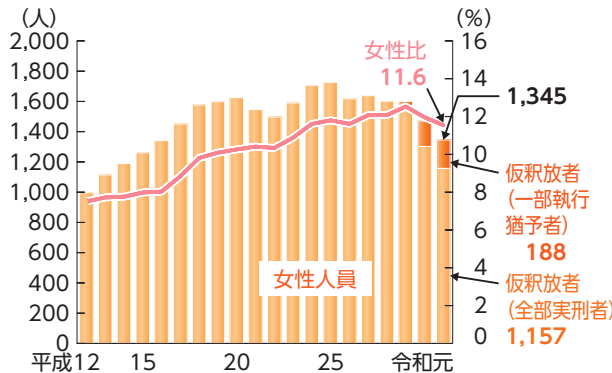
① 保護観察処分少年



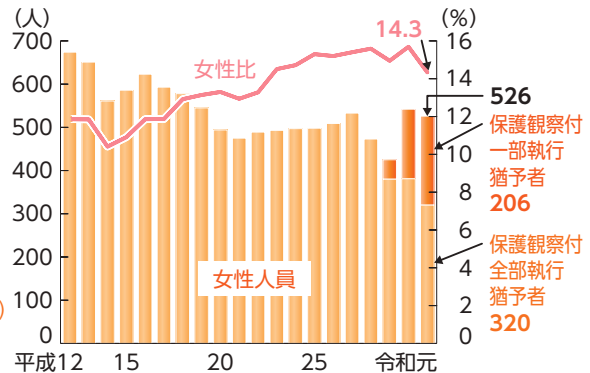
② 少年院仮退院者



③ 仮釈放者



④ 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

女性の保護観察対象者のうち、その多くを窃盗事犯者が占めている（CD-ROM資料2-9参照）ところ、令和2年に嗜癖的な窃盗事犯者を対象とした「窃盗事犯者指導ワークブック」が作成され、それらの者の保護観察の実施に活用されている（第2編第5章第3節2項（7）イ参照）。特に女性の嗜癖的な窃盗事犯者については、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、社会不適応状態に陥って、窃盗を繰り返すに至った者が少なくないことから、窃盗に至った要因のアセスメントを行い、適切な処遇を行うことが有用であるとされる。

第7章

高齢者犯罪

我が国の総人口は、令和元年10月1日現在、1億2,617万人で、高齢者人口は65歳以上では3,588万人（総人口に占める割合は28.4%）であり、70歳以上では2,718万人（同21.5%）である（総務省統計局の人口資料による。）。

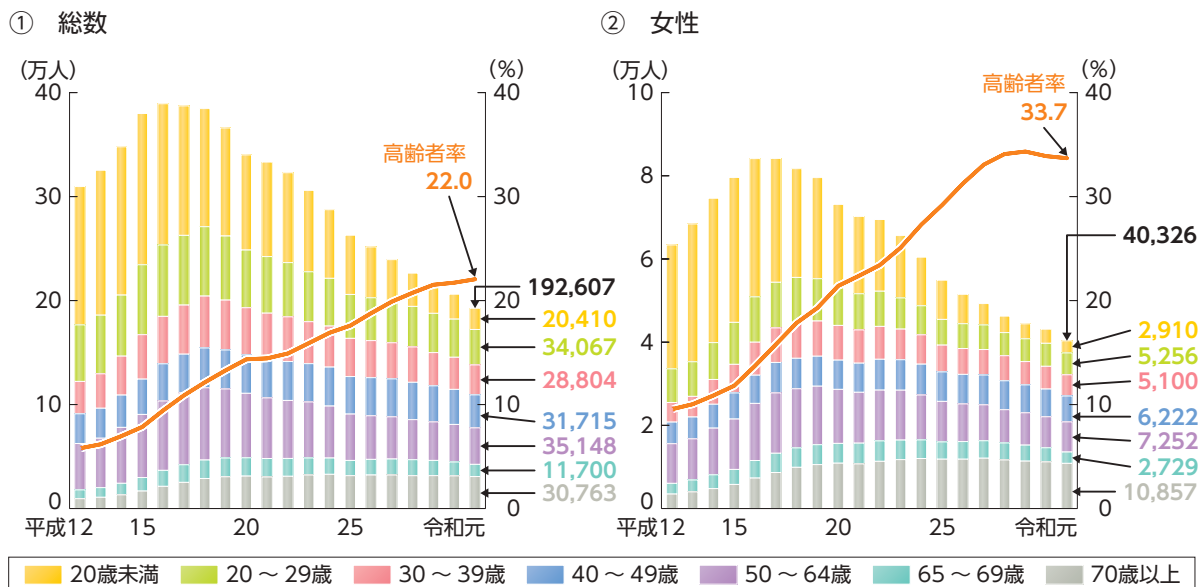
第1節 犯罪の動向

年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、**4-7-1-1図**のとおりである。高齢者の検挙人員は、平成20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後高止まりの状況にあったが、28年から減少傾向にあり、令和元年は4万2,463人（前年比5.1%減）であった。このうち、70歳以上の者は、平成23年以降高齢者の検挙人員の65%以上を占めるようになり、令和元年には72.4%に相当する3万763人（同2.0%減）となった。高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることからほぼ一貫して上昇し、平成28年以降20%を上回り、令和元年は22.0%（同0.3pt上昇）であった。

女性高齢者の検挙人員は、平成24年にピーク（1万6,503人）を迎え、その後高止まり状況にあったが、28年から減少傾向にあり、令和元年は1万3,586人（前年比7.0%減）であった。特に、70歳以上の女性は、平成23年以降女性高齢者の検挙人員の7割を超えるようになって、令和元年に79.9%に相当する1万857人（同3.2%減）となった。女性の高齢者率は、平成29年に34.3%に達したが、その翌年から低下し、令和元年は33.7%（同0.2pt低下）であった。

4-7-1-1図 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

（平成12年～令和元年）

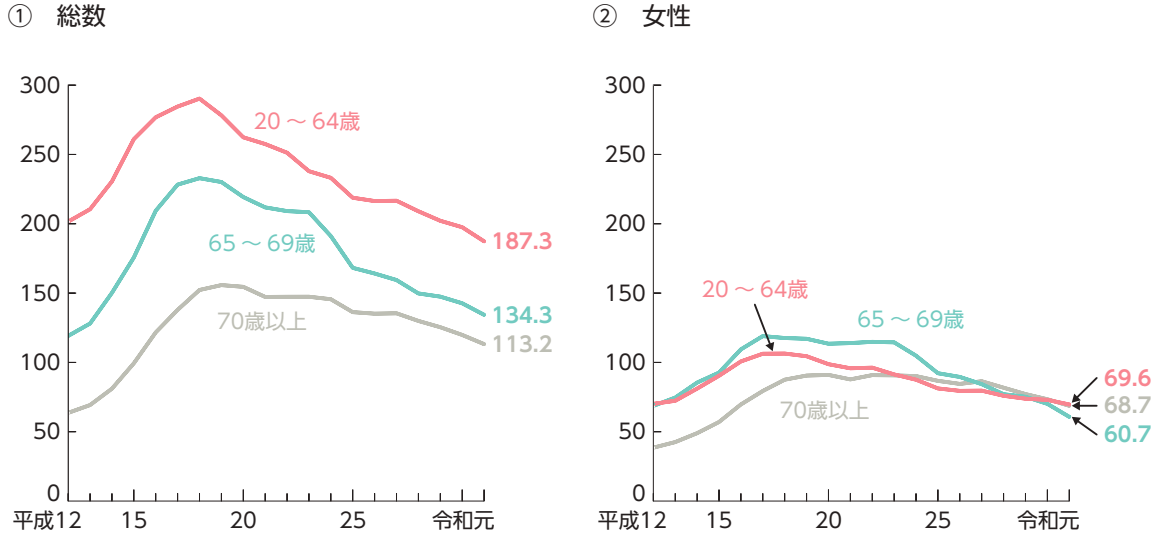


注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、4-7-1-2図のとおりである。

4-7-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）

(平成12年～令和元年)

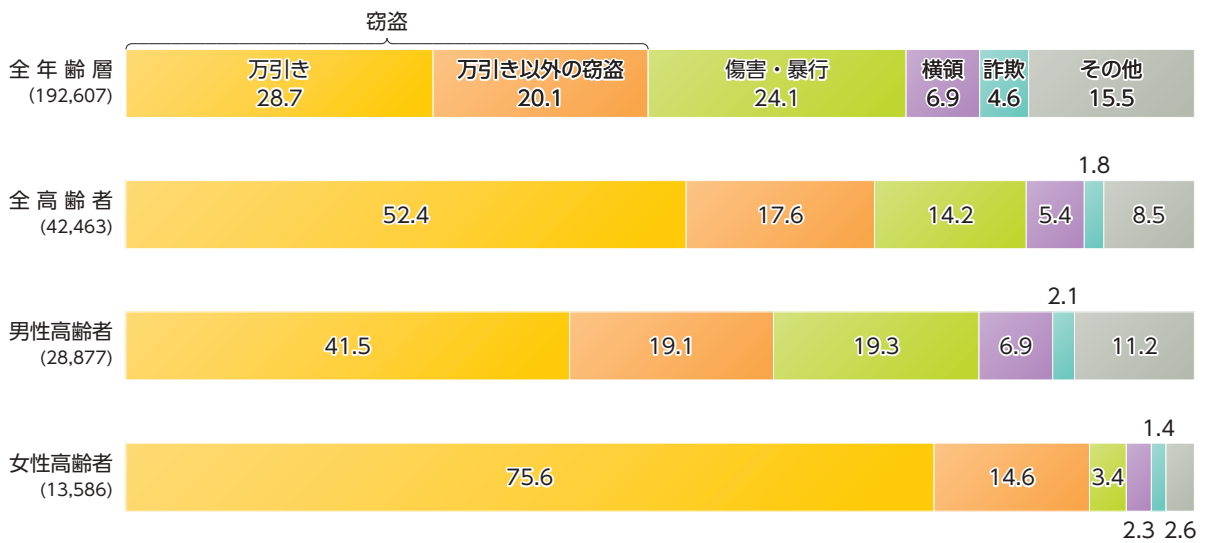


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-7-1-3図は、令和元年における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見たものである。全年齢層と比べて、高齢者では窃盗の割合が高いが、特に、女性では、約9割が窃盗であり、万引きによる者の割合が約8割と顕著に高い。

4-7-1-3図 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和元年)



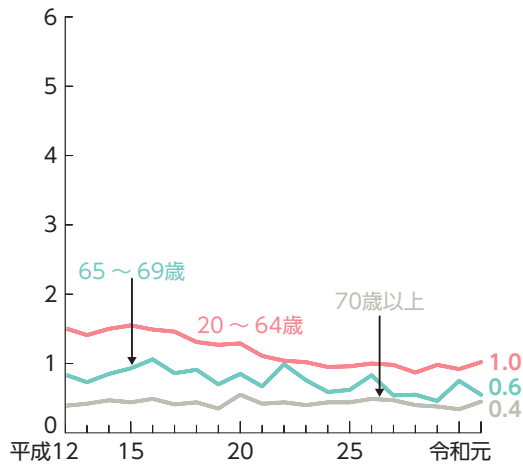
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、人員である。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を主な罪名別で見るとともに、これを年齢層別で見ると、**4-7-1-4図**のとおりである。

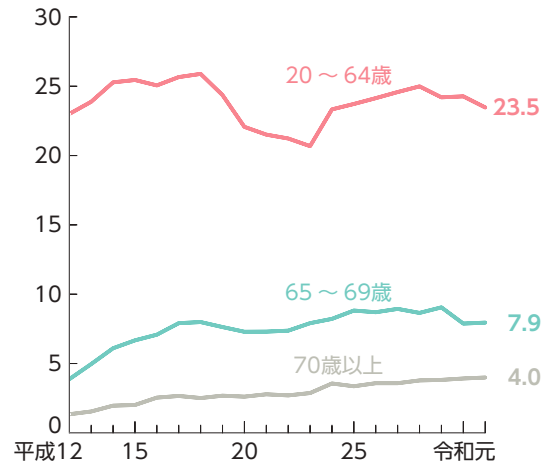
4-7-1-4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

（平成12年～令和元年）

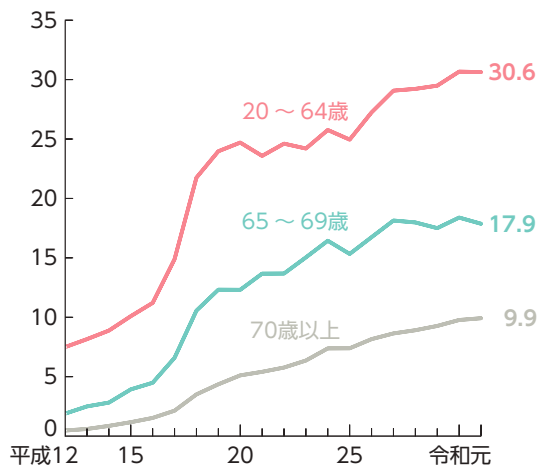
① 殺人



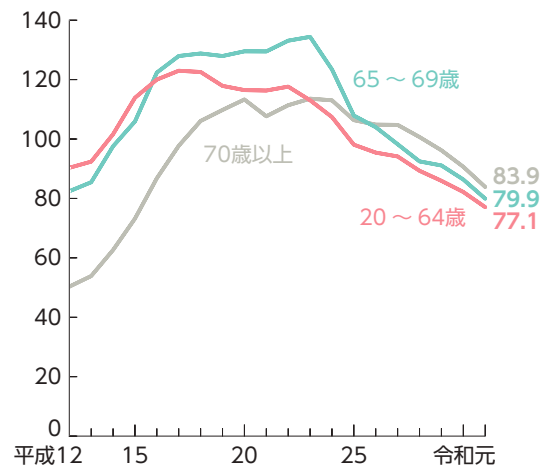
② 傷害



③ 暴行



④ 窃盗



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの各罪名の検挙人員をいう。

第2節 処遇

1 検察

令和元年の起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、**4-7-2-1図**のとおりである。

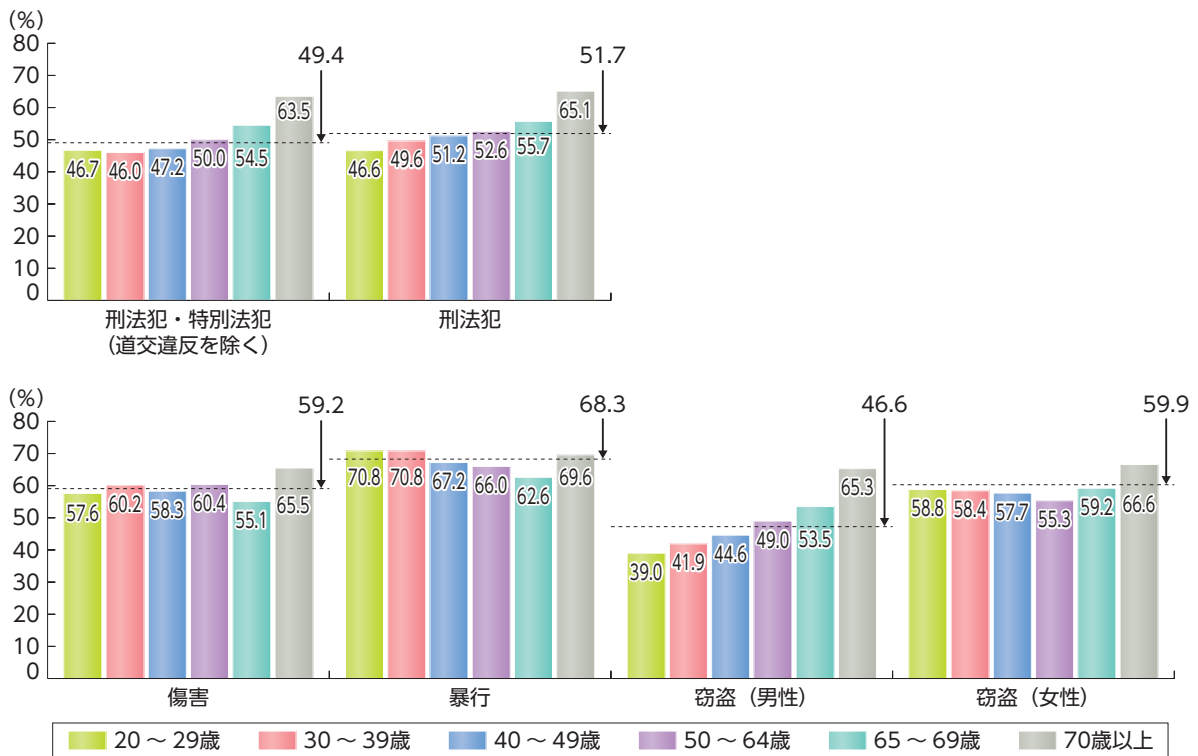
刑法犯及び特別法犯（道交違反によるものを除く。）における65～69歳の者及び70歳以上の者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも14.1pt高い。

このうち刑法犯で見ると、件数の多い窃盗の後記の状況を受けて、高齢者は、全体で他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも13.4pt高い。

罪名別で見ると、65～69歳の者の起訴猶予率は、傷害及び暴行共、他の年齢層と比べて低いのに対して、70歳以上の者の起訴猶予率は、傷害において他の年齢層よりも高く、暴行においては20～29歳の者及び30～39歳の者に次いで高い。窃盗について、更に男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高いのに対し、女性では、年齢層による起訴猶予率の差は男性ほど大きくない。

4-7-2-1図 起訴猶予率（罪名別，年齢層別）

（令和元年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 被疑者が法人である事件を除く。
 4 年齢が不詳の者を除く。
 5 各グラフ上の点線は、全体の起訴猶予率である。

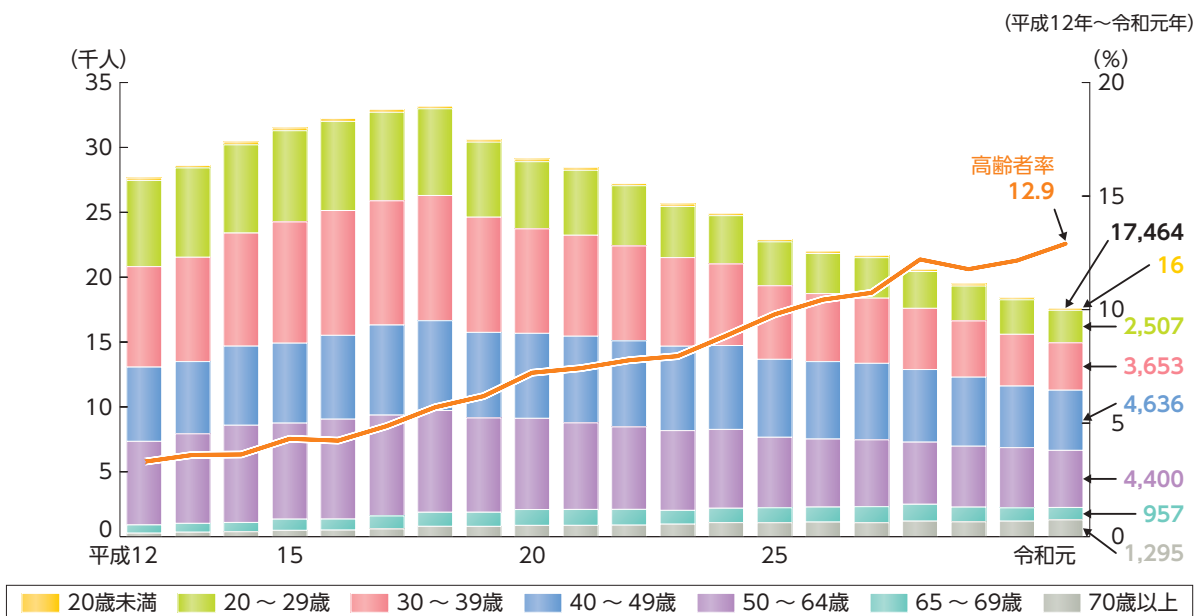
2 矯正

4-7-2-2図は、年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率（入所受刑者人員に占める高齢入所受刑者の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）を見たものである。

高齢入所受刑者の人員は増加傾向にあり、令和元年は2,252人（前年比1.4%増）であるところ、平成12年と比べて約2.5倍に増加している。特に、70歳以上の入所受刑者人員の増加が顕著であり、同年と比べて約4.8倍に増加した。高齢者率を見ると、上昇傾向にあり、令和元年は、12.9%であるところ、平成12年と比べると9.6pt上昇している。

女性の高齢入所受刑者の人員も同様に増加傾向にあり、令和元年は330人（前年比11.1%増）であるところ、平成12年と比べると約5.3倍に増加している。特に、70歳以上の女性の入所受刑者人員の増加が顕著であり、65～69歳の女性の入所受刑者人員を22年以降は一貫して上回っている。70歳以上の女性の入所受刑者人員は、令和元年は239人であった。平成12年以降の高齢者率を見ると、上昇傾向にあり、令和元年は19.2%であるところ、平成12年と比べると15.0pt上昇している（CD-ROM参照）。

4-7-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移

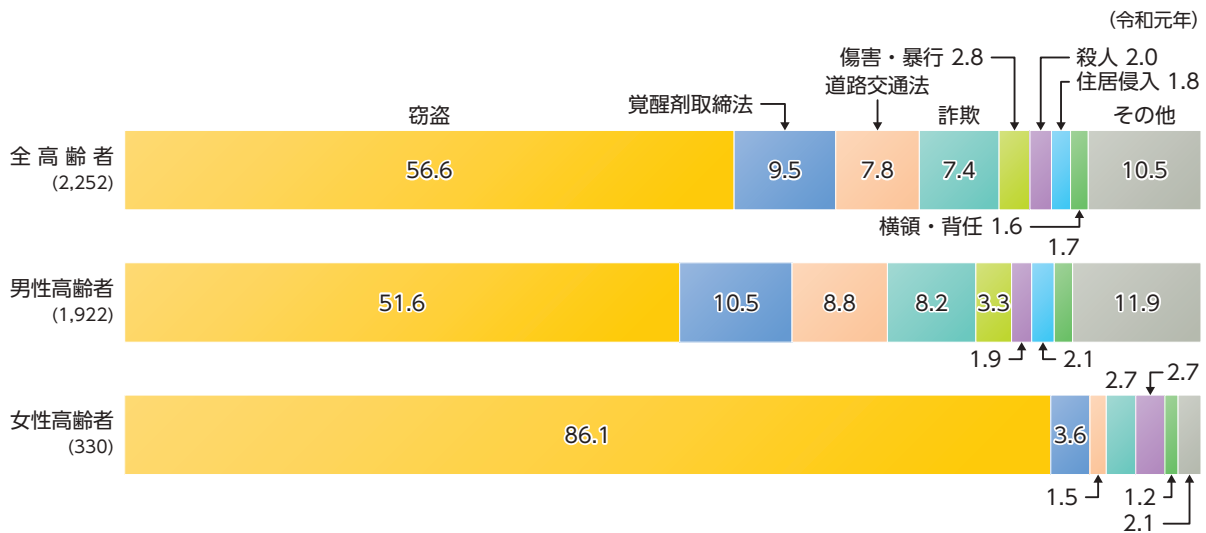


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

令和元年における入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が21.9であったのに対し、65～69歳は11.0、70歳以上は4.8であった。同年における女性の入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が4.1であったのに対し、65～69歳は2.0、70歳以上は1.5であった（矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

4-7-2-3図は、令和元年における高齢者の入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見たものである。罪名別構成比について全高齢者で見ると、同年は、窃盗が最も高く、次いで覚醒剤取締法違反、道路交通法違反の順であった。女性高齢者は、男性高齢者と比べて、窃盗の構成比が高い（女性入所受刑者の罪名別人員の推移については、4-6-2-4図参照）。

4-7-2-3図 高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

3 保護観察

高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率の推移（最近20年間）を見ると、4-7-2-4図のとおりである（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、一部執行猶予者の人員の動向については、CD-ROM 参照）。

仮釈放者では、高齢者の保護観察開始人員・高齢者率は、増加・上昇傾向にあり、令和元年もいずれも前年より若干増加・上昇した。特に、70歳以上の仮釈放者は639人であり、平成元年以降最多となった（CD-ROM 参照）。令和元年の高齢者の保護観察開始人員は、平成12年と比べ、約3.4倍に増加している。特に、70歳以上の人員では、約5.8倍に増加している。

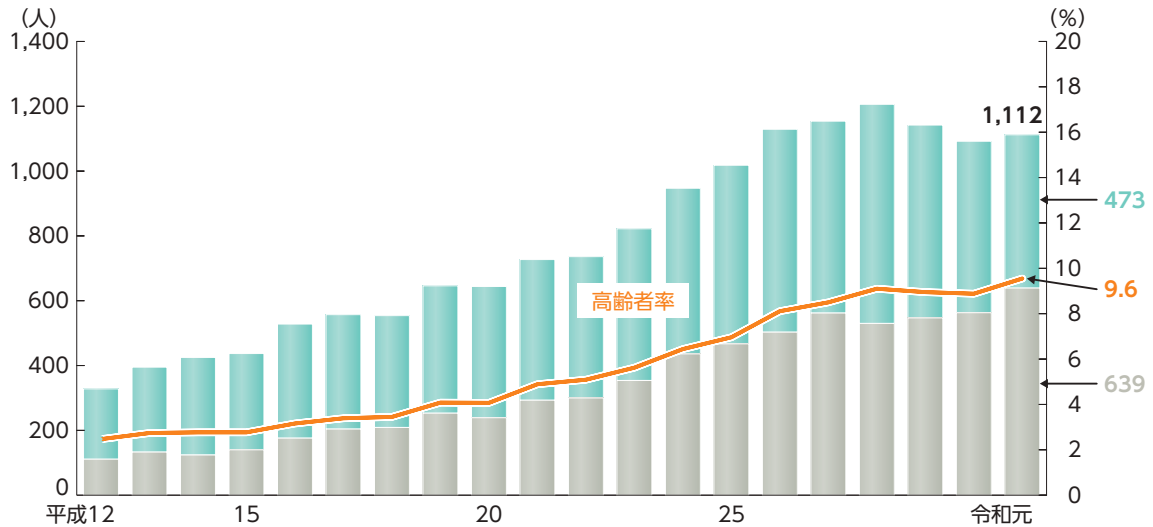
保護観察付全部・一部執行猶予者では、高齢者の保護観察開始人員は増減を繰り返しており、高齢者率については、上昇傾向にあり、平成26年及び28年には9.2%に達したが、29年以降は毎年低下している。令和元年の高齢者の保護観察開始人員は、平成12年と比べ、約2.2倍に増加している。特に、70歳以上の人員は、約3.5倍であり、23年以降、70歳以上の人員が65～69歳の人員を上回っている。

令和元年における保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員を年齢層別に見ると、20～64歳は1,389人、65～69歳は17人、70歳以上は13人となっている（CD-ROM 参照）。

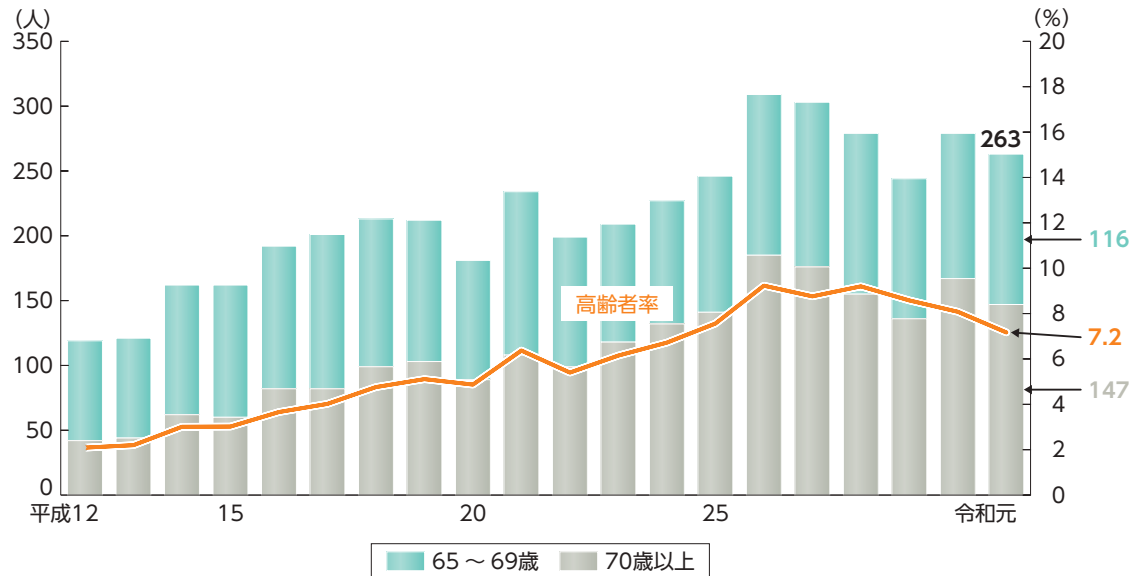
4-7-2-4 高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移

(平成12年～令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。
 4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和元年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が15.2であったのに対し、65～69歳は5.4、70歳以上は2.4であった（保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

令和元年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、40.3%であり、出所受刑者全体の仮釈放率（58.3%）よりも18.1pt低い（出所受刑者全体の仮釈放率については、2-5-2-1 図 CD-ROM 参照）。年齢層別に見ると、65～69歳は42.6%（前年比1.0pt 上昇）、70歳以上は38.7%（同1.3pt 上昇）であった。元年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、57.9%であり、高齢出所受刑者人員総数の仮釈放率よりも17.6pt 高く、年齢層別に見ると、65～69歳は61.2%（同3.3pt 低下）であり、70歳以上は56.6%（同2.5pt 低下）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第8章

外国人犯罪・非行

第1節 外国人の在留状況等

1 外国人新規入国者等

令和元年における外国人新規入国者数は、2,840万2,509人（前年比82万8,277人（3.0%）増）であり、平成25年以降過去最多を更新し続けている。国籍・地域別に見ると、中国（台湾及び香港等を除く。）が742万4,274人（同24.7%増）と最も多く、次いで、韓国533万9,079人（同27.1%減）、台湾452万610人（同2.6%増）の順となっている。在留資格別では、観光等を目的とする短期滞在が97.9%と最も高く、次いで、技能実習（0.7%）、留学（0.4%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

令和元年における在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数。平成5年末までは外国人登録者数、6年末から23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数）は、293万3,137人（前年比7.4%増）であり、27年以降過去最多を更新し続けている。令和元年における在留外国人の人員を国籍・地域別に見ると、中国（台湾を除く。81万3,675人）が最も多く、次いで韓国（44万6,364人）、ベトナム（41万1,968人）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

2 不法残留者

我が国に在留する外国人のうち、不法残留者（在留期間を経過して我が国に滞在している者）数（平成3年から8年までは各年5月1日現在の、9年以降は各年1月1日現在の各推計値）は、5年に過去最多の29万8,646人を記録した後、徐々に減少し、その後も厳格な入国審査や関係機関の連携による摘発等の総合的対策の効果もあって、26年には6万人を下回り、5年の5分の1未満にまで減少したが、27年からは6年連続で増加しており、令和2年は8万2,892人（前年比11.8%増）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

3 退去強制

不法残留等の入管法違反者に対しては、我が国から退去させる退去強制手続（平成16年12月2日以降は出国命令手続を含む。以下この項において同じ。）が執られることになる。令和元年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人は、1万9,386人（前年比19.2%増）であった。これを違反事由別に見ると、不法残留が1万7,627人（90.9%）と最も多く、次いで、刑罰法令違反448人（2.3%）、不法入国349人（1.8%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

第2節 犯罪の動向

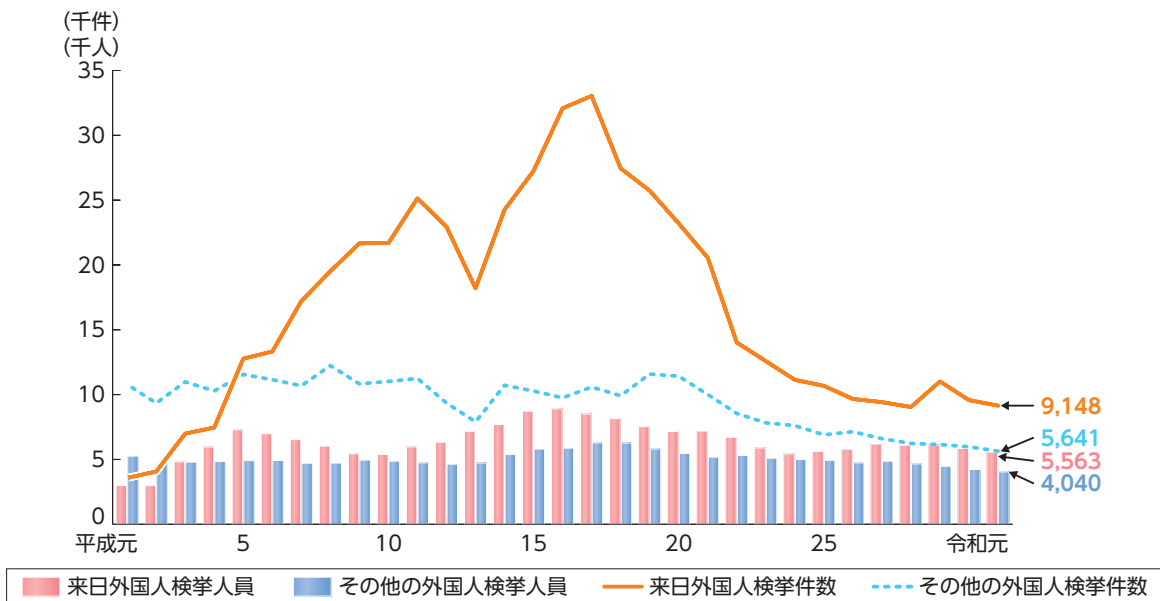
1 刑法犯

外国人による刑法犯の検挙件数は、平成3年以降増加傾向にあり、17年に4万3,622件を記録したが、18年から減少に転じ、29年には一時的に増加したものの、30年から再び減少し、令和元年は1万4,789件（前年比4.9%減）であった。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成11年から増加し、17年に1万4,786人を記録した後、18年から減少し、25年から増減を繰り返した後、再び減少傾向となり、令和元年は9,603人（同4.6%減）であった（4-8-2-1図 CD-ROM 参照）。元年における刑法犯検挙人員総数（19万2,607人）に占める外国人の比率は5.0%であった（警察庁の統計による）。

4-8-2-1図は、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による刑法犯の検挙件数は、5年からその他の外国人を上回って、17年（3万3,037件）のピーク後に減少し続け、29年に一旦増加に転じたものの、30年から再び減少に転じ、令和元年は前年よりも425件減少し、9,148件（前年比4.4%減）であった。来日外国人による刑法犯の検挙人員は、平成16年（8,898人）をピークに24年まで減少傾向にあり、25年から増加傾向に転じたものの、30年から再び減少に転じ、令和元年は5,563人（同4.8%減）であった。

4-8-2-1図 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和元年）

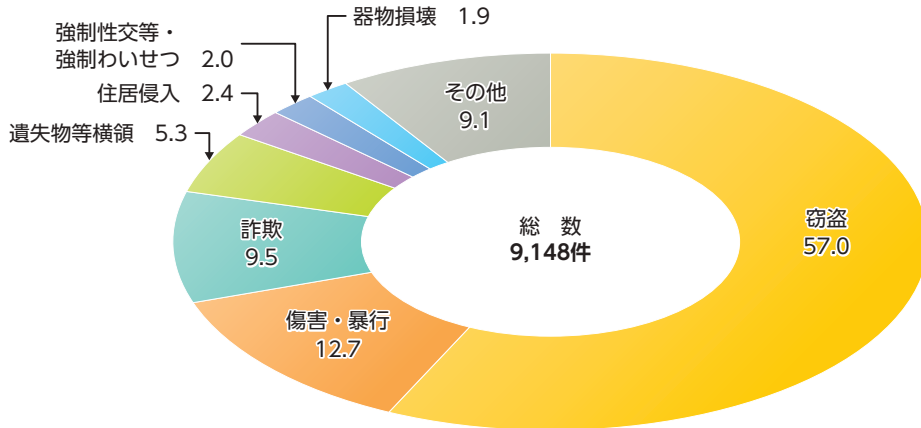


注 警察庁の統計による。

4-8-2-2図は、令和元年における来日外国人による刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見たものである。なお、強盗は0.7%（60件）、殺人は0.5%（45件）であった（警察庁の統計による。）。

4-8-2-2図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の罪名別構成比

(令和元年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「強制的性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

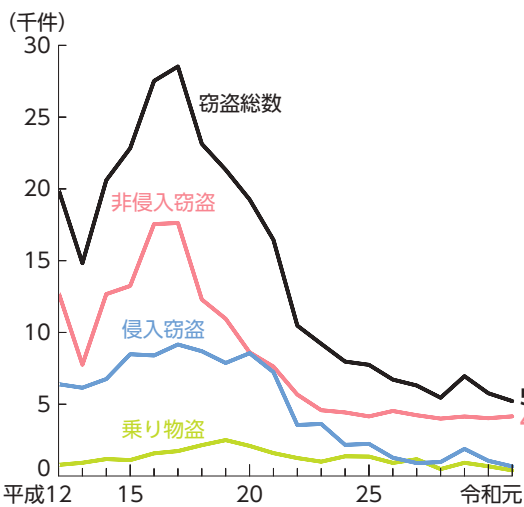
4-8-2-3図は、来日外国人による窃盗、強盗、傷害・暴行等について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

なお、令和元年における来日外国人による窃盗及び傷害・暴行の検挙件数を国籍別に見ると、窃盗は、ベトナムが2,499件（検挙人員787人）と最も多く、次いで、中国1,052件（同724人）、ブラジル320件（同122人）の順であった。傷害・暴行は、中国が297件（同323人）と最も多く、次いで、ブラジル119件（同130人）、フィリピン104件（同128人）の順であった（警察庁の統計による。）。

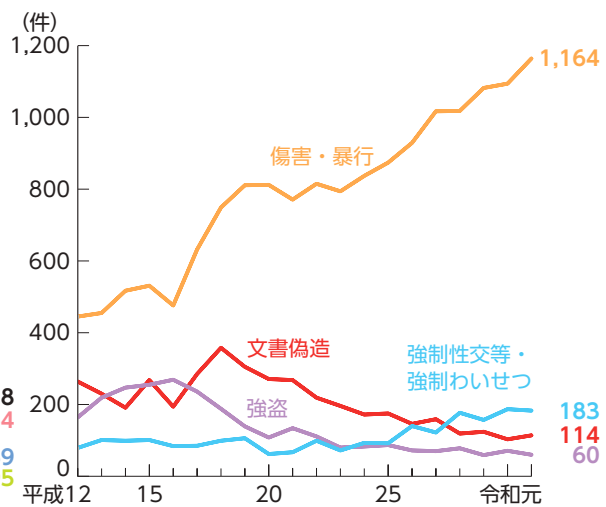
4-8-2-3図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の推移（罪名別）

(平成12年～令和元年)

① 窃盗



② 強盗、傷害・暴行、強制的性交等・強制的わいせつ、文書偽造



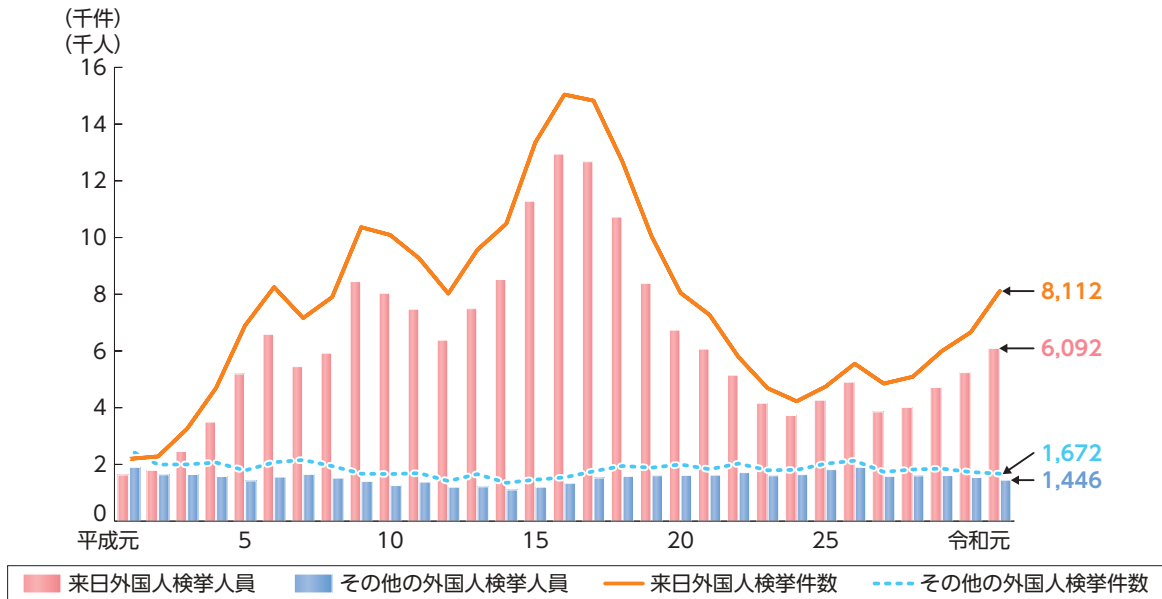
注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
2 「強制的性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制的性交等及び同改正前の強姦をいう。

2 特別法犯

4-8-2-4図は、外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による特別法犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも、16年をピークに24年まで減少していたが、25年からの増減を経て、28年から4年連続で増加しており、令和元年は検挙件数8,112件（前年比1,450件（21.8%）増）、検挙人員6,092人（同854人（16.3%）増）であった。

4-8-2-4図 外国人による特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和元年）



注 1 警察庁の統計による。
2 交通法令違反を除く。

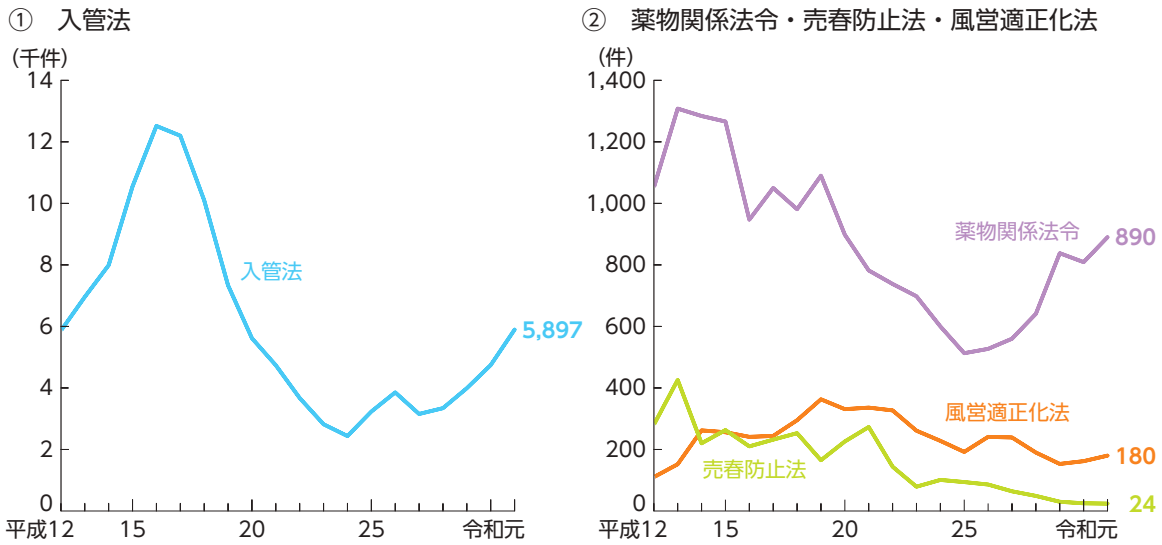
4-8-2-5図は、来日外国人による特別法犯の主な罪名・罪種について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

入管法違反の検挙件数は、平成17年から減少していたが、25年及び26年に増加し、27年は減少したものの、28年から増加し続け、令和元年は5,897件（前年比1,153件（24.3%）増）であった。元年における入管法違反の検挙件数を違反態様別に見ると、不法残留が3,603件と最も多く、次いで、旅券等不携帯・提示拒否（在留カード不携帯・提示拒否及び特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。）793件、偽造在留カード所持等（偽造在留カード行使及び提供・收受を含む。）748件、資格外活動398件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

なお、令和元年における来日外国人による入管法違反及び覚醒剤取締法違反の検挙件数を国籍別に見ると、入管法違反は、ベトナムが2,721件（検挙人員1,869人）と最も多く、次いで、中国が1,539件（同1,099人）、タイ365件（同302人）の順であった。覚醒剤取締法違反は、総数が511件（同475人）であり、ブラジルが98件（同75人）と最も多く、次いで、フィリピンが62件（同51人）、タイ61件（同80人）の順であった（警察庁の統計による。覚醒剤取締法違反の検挙人員については第7編第4章第1節1項（1）イ（ウ）参照）。

4-8-2-5図 来日外国人による主な特別法犯 検挙件数の推移

(平成12年～令和元年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「薬物関係法令」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反である。

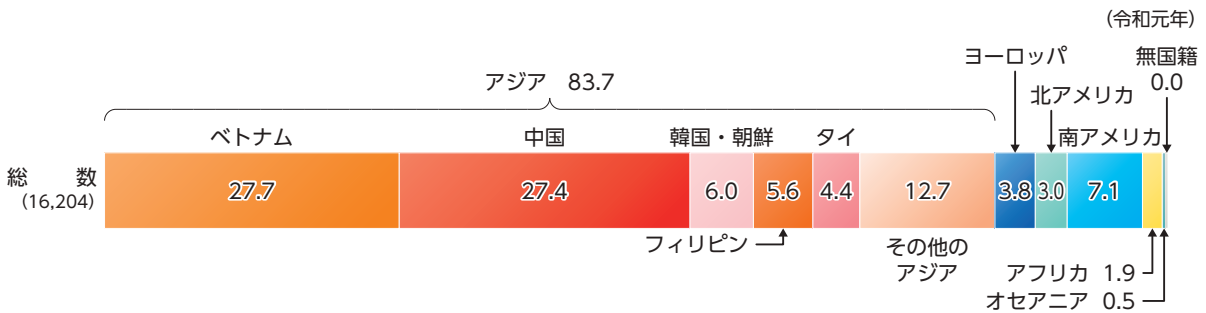
第3節 処遇

1 検察

(1) 受理状況

令和元年における来日外国人被疑事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比は、4-8-3-1図のとおりである。統計の存在する平成5年以降一貫して、中国の占める割合が最も高かったが、令和元年は、ベトナムが27.7%と最も高く、次いで、中国（27.4%）、韓国・朝鮮（6.0%）の順であった。罪名を国籍別に見ると、ベトナムは、入管法違反が2,776人と最も多く、次いで、窃盗（927人）、傷害（92人）の順であり、中国は、入管法違反が1,606人と最も多く、次いで、窃盗（726人）、詐欺（346人）の順であり、韓国・朝鮮は、窃盗が258人と最も多く、次いで、傷害（158人）、詐欺（68人）の順であった（検察統計年報による。）。

4-8-3-1図 来日外国人被疑事件 検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比



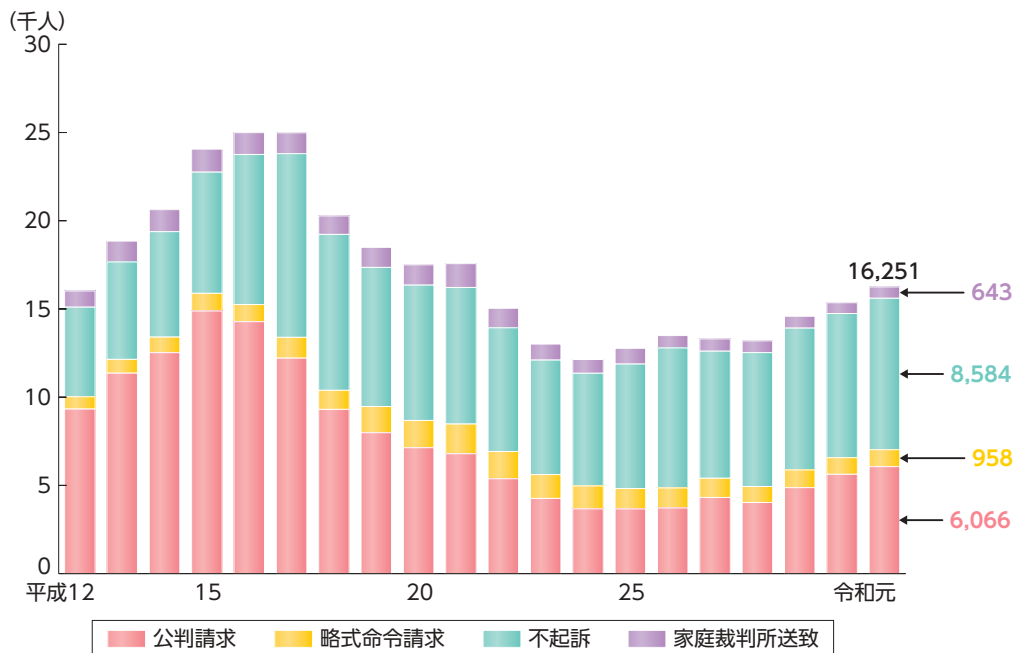
注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 処理状況

4-8-3-2図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近20年間）を処理区分別に見たものである。その人員は、平成17年から減少傾向にあった後、23年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和元年は1万6,251人と前年比で5.8%増加しており、近年増加傾向にある（CD-ROM資料4-5参照）。なお、元年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含めた全終局処理人員総数（29万1,717人）の5.6%、外国人被疑事件の終局処理人員（2万904人）の77.7%を占めている（CD-ROM資料4-6参照）。

4-8-3-2図 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（処理区分別）の推移

(平成12年～令和元年)



注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和元年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に見ると、**4-8-3-3表**のとおりである。来日外国人の起訴率は、日本人を含めた全終局処理人員と比較すると、刑法犯では5.1pt高く、特別法犯では3.1pt低い。入管法違反を除いた特別法犯の起訴率では、2.6pt高い（CD-ROM資料**2-3**及び**4-6**参照）。

4-8-3-3表 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理状況（罪名別）

（令和元年）

罪 名	全 終 局 処 理 人 員	[起 訴 率]	来日外国人終局処理人員		[起 訴 率]
			人数	(%)	
総 数	291,717	[41.8]	16,251	(100.0)	[45.0]
刑 法 犯	202,424	[38.2]	6,919	(42.6)	[43.3]
住 居 侵 入	6,235	[40.0]	288	(1.8)	[36.6]
文 書 偽 造	2,348	[39.5]	196	(1.2)	[65.3]
強 制 わ い せ つ	4,164	[33.5]	146	(0.9)	[26.5]
強 制 性 交 等	1,418	[36.2]	46	(0.3)	[22.2]
殺 人	981	[33.6]	29	(0.2)	[69.0]
傷 害	37,599	[32.8]	1,310	(8.1)	[24.9]
窃 盗	87,614	[43.2]	2,957	(18.2)	[52.4]
強 盗	1,435	[47.8]	31	(0.2)	[70.4]
詐 欺	14,782	[57.0]	609	(3.7)	[68.1]
横 領	8,815	[20.2]	189	(1.2)	[3.4]
毀 棄・隠 匿	8,164	[22.2]	212	(1.3)	[19.9]
特 別 法 犯	89,293	[49.3]	9,332	(57.4)	[46.2]
風 営 適 正 化 法	2,014	[52.2]	256	(1.6)	[42.4]
銃 刀 法	5,824	[19.2]	172	(1.1)	[18.8]
売 春 防 止 法	530	[42.9]	49	(0.3)	[51.0]
大 麻 取 締 法	6,235	[50.6]	268	(1.6)	[49.6]
覚 醒 剤 取 締 法	13,249	[75.7]	698	(4.3)	[74.4]
関 税 法	725	[75.1]	410	(2.5)	[80.7]
入 管 法	6,760	[43.2]	6,079	(37.4)	[42.9]

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「来日外国人」については、無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいい、「毀棄・隠匿」は、同編第40章の罪をいう。また、「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含み、「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 () 内は、構成比である。

2 裁判

令和元年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は、4,680人（前年比3.7%増）であり、有罪人員総数に占める比率は、9.1%であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和元年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は、3,907人（前年比4.0%増）であった。通訳言語は39に及び、内訳を見ると、ベトナム語が1,180人（30.2%）と最も多く、次いで、中国語1,084人（27.7%）、タガログ語264人（6.8%）、タイ語219人（5.6%）・ポルトガル語219人（5.6%）、英語216人（5.5%）、スペイン語129人（3.3%）の順であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和元年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲役・禁錮に限る。）は、3,574人（前年比4.7%増）であり、全部執行猶予率は、全罪名では88.8%、入管法違反を除くと80.0%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。なお、元年における被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は4人であった（CD-ROM資料4-7参照）。

3 矯正

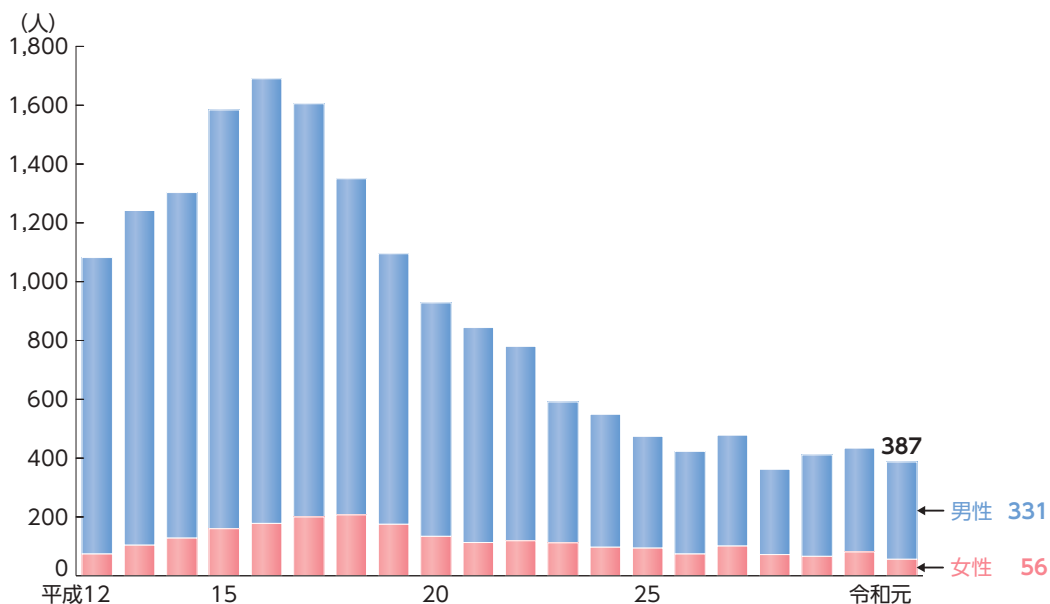
令和元年における外国人の入所受刑者は、730人（前年比2.8%減）であった（矯正統計年報による。）。

外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、**F指標受刑者**として、その文化、生活習慣等に応じた処遇を行っている（2-4-3-2表参照）。F指標入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、4-8-3-4図のとおりである。その人員は、平成17年から減少傾向にあったが、近年は400人前後で推移しており、令和元年は387人（前年比10.8%減）であった。元年におけるF指標入所受刑者を国籍別に見ると、中国が78人と最も多く、次いで、ブラジル44人、ベトナム40人の順であった（CD-ROM資料4-8参照）。罪名別に見ると、覚醒剤取締法違反が124人と最も多く、次いで、窃盗の81人であった（矯正統計年報による。）。

令和元年末現在、F指標受刑者の収容人員は、1,266人（男性1,078人、女性188人）であり、前年末比で5.7%減少した（矯正統計年報による。）。

4-8-3-4図 F指標入所受刑者人員の推移（男女別）

（平成12年～令和元年）



注 矯正統計年報による。

4 保護観察

令和元年における外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、546人（前年比5.4%減）であった（うち、保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は34人であった）。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が210人と最も多く、次いで、中国106人、ブラジル48人の順であった（CD-ROM資料4-9参照）。来日外国人に限ると、331人（同15.6%減）であり、その内訳は、仮釈放者が307人、保護観察付全部執行猶予者が14人、保護観察付一部執行猶予者が10人であった（保護統計年報による。）。

令和元年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、仮釈放者243人、保護観察付全部執行猶予者45人、保護観察付一部執行猶予者12人の合計300人（前年末比12.8%減）であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、外国人の保護観察係属人員については、仮釈放者のうち、202人は退去強制事由に該当し、国外退去済みの者が159人、退去強制手続により収容中の者が41人、仮放免中の者が2人であった（法務省保護局の資料による。）。

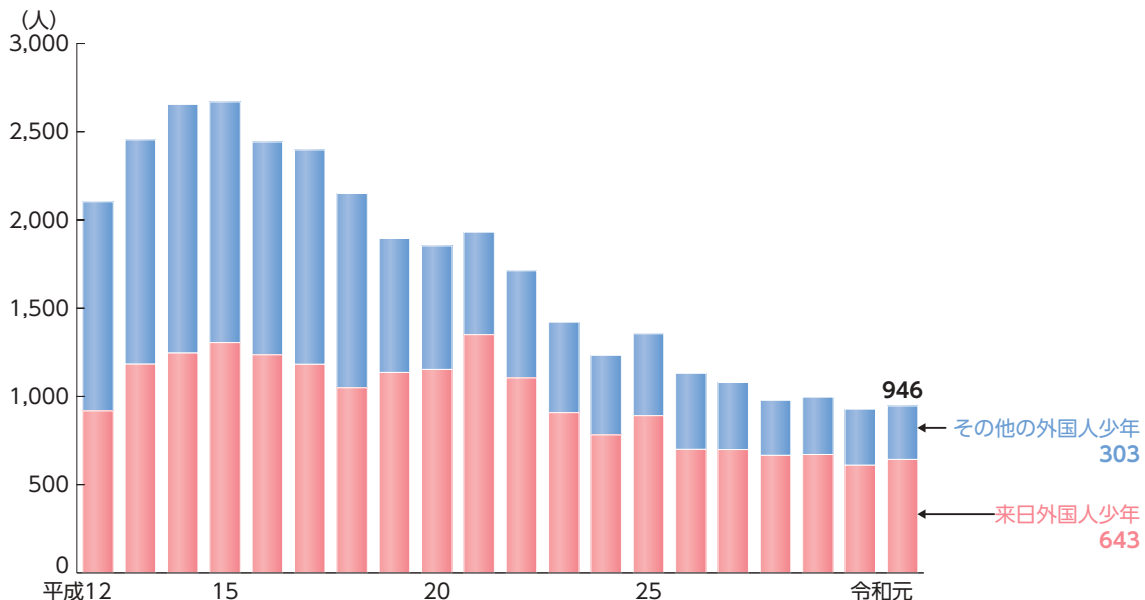
第4節 外国人非行少年の動向と処遇

1 外国人犯罪少年の動向

4-8-4-1図は、検察庁における外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を来日外国人少年とその他の外国人少年の別に見たものである。

4-8-4-1図 外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員の推移

（平成12年～令和元年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 検察官の送致に係るものに限る。
 3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和元年における来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見ると、中国が156人（24.3%）と最も多く、次いで、ブラジル120人（18.7%）、フィリピン102人（15.9%）、ベトナム67人（10.4%）、韓国・朝鮮45人（7.0%）の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗が298人（46.3%）と最も多く、次いで、傷害（暴行及び凶器準備集合を含む）71人（11.0%）、横領（遺失物等横領を含む）41人（6.4%）の順であった（検察統計年報による。）。

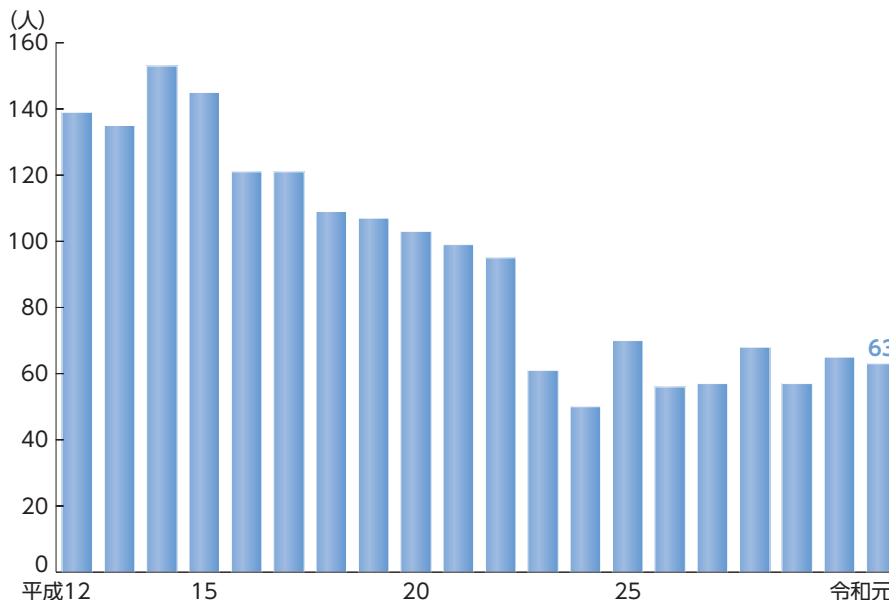
2 外国人非行少年の処遇

(1) 矯正

外国人の少年院入院者の人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-8-4-2図**のとおりである。令和元年における外国人の少年院入院者を国籍別に見ると、フィリピンが18人と最も多く、次いで、ブラジル17人、中国及び韓国・朝鮮いずれも8人の順であった（CD-ROM 参照）。

4-8-4-2図 外国人の少年院入院者の人員の推移

（平成12年～令和元年）



注 矯正統計年報による。

少年院では、日本人と異なる処遇上の配慮を要する外国人少年を、社会適応課程Ⅲ（A3）又は社会適応課程Ⅴ（A5）に編入し、日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種指導を行っている（**3-2-4-9表**参照）。

(2) 保護観察

令和元年における外国人の保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員は、269人であった。その内訳は、保護観察処分少年201人、少年院仮退院者68人であった。国籍別に見ると、ブラジルが86人と最も多く、次いで、フィリピン48人、韓国・朝鮮36人の順であった（CD-ROM 資料**4-9**参照）。

令和元年末現在、外国人少年（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、保護観察処分少年134人、少年院仮退院者43人であった（法務省保護局の資料による。）。

第9章

精神障害のある者による
犯罪等

第1節 犯罪の動向

4-9-1-1表は、令和元年における精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障害者等の比率を罪名別に見たものである。同年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障害者等の比率は、1.0%であったが、罪名別で見ると、放火（15.2%）及び殺人（9.8%）において高かった。

4-9-1-1表 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

(令和元年)

区分	総数	殺人	強盗	放火	強制性交等・ 強制わいせつ	傷害・ 暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数 (A)	192,607	924	1,604	519	4,104	46,482	2,764	94,144	8,843	33,223
精神障害者等 (B)	1,977	91	32	79	44	568	78	505	68	512
精神障害者	1,280	56	22	53	32	364	51	312	40	350
精神障害の疑いのある者	697	35	10	26	12	204	27	193	28	162
B / A (%)	1.0	9.8	2.0	15.2	1.1	1.2	2.8	0.5	0.8	1.5

注 1 警察庁の統計による。

2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

第2節 刑事手続の状況

1 検察・裁判

令和元年に検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）は、427人であった（**2-2-4-3表**参照）。また、同年に、通常第一審において心神喪失を理由に無罪となった者は、2人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2 矯正

令和元年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障害の種別ごとに見ると、**4-9-2-1表**のとおりである（矯正施設被収容者に対する福祉的支援については、第2編第4章第3節5項及び第3編第2章第4節3項（5）参照）。

4-9-2-1表 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

種別	総数	うち精神障害を有する者					
		知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	その他の精神障害	
入所受刑者	17,464	2,578 (14.8)	256 (1.5)	65 (0.4)	415 (2.4)	...	1,842 (10.5)
少年院入院者	1,727	413 (23.9)	116 (6.7)	13 (0.8)	5 (0.3)	202 (11.7)	77 (4.5)

注 1 矯正統計年報による。
 2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。
 3 「入所受刑者」の「その他の精神障害」は、発達障害を含む。
 4 () 内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

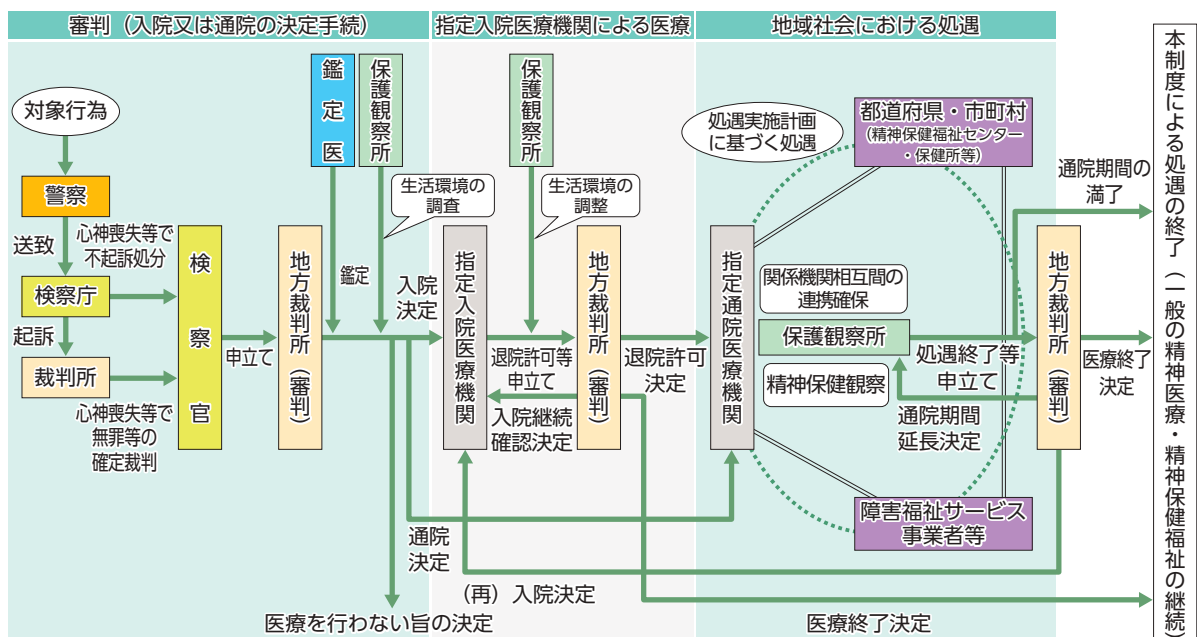
3 保護観察

保護観察対象者のうち、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）ア及び第3編第2章第5節3項（1）参照）における「精神障害等対象者」の類型に認定された者は、令和元年末現在、3,203人（前年末比0.4%増）であり、保護観察対象者全体（短期保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。）に占める比率は12.5%である（2-5-3-6表 CD-ROM 及び3-2-5-6表 CD-ROM 参照）。保護観察所では、このタイプの保護観察対象者について、必要に応じ適切な医療や福祉上の措置が受けられるように、対象者に助言するほか、医療・福祉機関や家族との連携も図っている（保護観察対象者等に対する福祉的支援については、第2編第5章第2節2項及び第6節2項並びに第7編第5章第3節2項（1）カ及び（2）ア（ア）参照）。

第3節 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失者等医療観察法に基づいて運用されている。その手続の流れは、4-9-3-1図のとおりである。

4-9-3-1図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ



1 審判

心神喪失者等医療観察制度の対象となるのは、①対象行為（放火、強制わいせつ及び強姦性交等、殺人、強盗（これらの未遂を含む。）並びに傷害）を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分となった者、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪の確定裁判を受けた者、又は、心神耗弱を理由に刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者である。これらの対象者については、原則として、検察官の申立てにより審判が行われる。その審判は、地方裁判所において、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体により行われ、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の要否・内容が決定される。審判に当たり、裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の**生活環境の調査**を求めることができる。令和元年における生活環境の調査の開始件数は、291件であった（保護統計年報による。）。

令和元年における検察官申立人員及び審判の終局処理人員を対象行為別に見ると、**4-9-3-2表**のとおりである。

4-9-3-2表 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員（対象行為別）

(令和元年)

対象行為	検察官申立人員				終局処理人員							
	総数	不起訴	確定裁判		総数	入院決定	通院決定	医療を行わない旨の決定	却下		取下げ	申立て不適法による却下
			無罪	全部執行猶予等					対象行為を行ったとは認められない	心神喪失者等ではない		
総数	274	251	4	19	282	212	23	37	2	7	1	-
放火	64	59	-	5	67	49	11	5	2	-	-	-
強姦性交等	4	4	-	-	9	6	1	2	-	-	-	-
殺人	90	82	2	6	90	68	9	12	-	1	-	-
傷害	109	100	2	7	109	83	2	17	-	6	1	-
強盗	7	6	-	1	7	6	-	1	-	-	-	-

注 1 司法統計年報並びに法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の各資料による。
 2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条1項参照）。
 3 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火及び建造物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、延焼及び消火妨害に当たる行為を含まない。
 4 「強姦性交等」は、強制わいせつに当たる行為及び平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。
 6 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。
 7 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏酔強盗に当たる行為を含まない。
 8 「全部執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。
 9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。

2 指定入院医療機関による医療

(1) 入院による医療

裁判所の入院決定を受けた者は、指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和2年4月1日現在、全国に33の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））に入院して、この制度に基づく専門的で手厚い医療を受けることになる。

保護観察所は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、入院当初から、退院に向けた**生活環境の調整**を行う。令和元年における生活環境の調整の開始件数（移送によるものを除く。）は223件、同年末現在の生活環境の調整の係属件数は755件であった（保護統計年報による。）。

(2) 退院又は入院継続

指定入院医療機関の管理者は、対象者について、入院を継続させて医療を行う必要があると認める場合は、6月ごとに、入院継続の確認の申立てをしなければならず、他方、入院を継続させて医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院の許可の申立てをしなければならない。また、対象者又はその保護者若しくは弁護士である付添人は、いつでも、退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。これらの申立てを受けて、裁判所は、医療継続の可否等を審判により決定する。令和元年には、指定入院医療機関の管理者による退院許可の申立て（回付によるものを除く。）は210件、対象者等による退院許可・医療終了の申立て（回付によるものを除く。）は73件が受理され、また、退院許可決定（退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定をいう。以下この節において同じ。）は183件、医療終了決定は29件なされている（司法統計年報による。）。

3 地域社会における処遇

裁判所の通院決定又は退院許可決定を受けた者は、原則として3年間、指定通院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和2年4月1日現在、全国に3,736の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））による、入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による**精神保健観察**に付される。

精神保健観察の実施に当たって、保護観察所は、指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議の上、対象者ごとに処遇の実施計画を定めている。各関係機関はこれに基づき、相互に連携を図りながら地域社会における処遇を実施している。また、処遇の経過に応じて、保護観察所は、処遇に携わる関係機関の参加を得て「ケア会議」を開催し、処遇の実施状況等の情報を共有して処遇方針の統一を図るとともに、処遇の実施計画についても必要な見直しを行っている。

令和元年における精神保健観察の開始件数（移送によるものを除く。）は200件（このうち退院許可決定によるものは177件）、終結件数（移送によるものを除く。）は235件（このうち通院期間の満了によるものは150件）、同年末現在の精神保健観察の係属件数は621件であった（保護統計年報による。）。入院によらない医療を受けている者の医療の終了（ただし、通院期間の満了を除く。）や指定入院医療機関への（再）入院についても、裁判所が審判により決定する。同年における医療終了決定は72件、（再）入院決定は9件であった（司法統計年報による。）。

なお、保護観察所に社会復帰調整官が置かれ、生活環境の調査及び調整、精神保健観察の実施、関係機関相互の連携確保等の事務に従事している。

第10章 公務員犯罪

公務員による犯罪には、収賄のように公務員の職務に関してなされるものと、勤務時間外における過失運転致死傷等のように職務に関係なくなされるものがあるが、この章では、両者を併せて扱う。

令和元年における公務員による犯罪の罪名別の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、**4-10-1表**のとおりである。

4-10-1表 公務員による犯罪 検察庁新規受理・終局処理人員（罪名別）

(令和元年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公判請求	略式命令請求	不起訴	起訴猶予	その他	家庭裁判所送致	
総数	15,257	13,455	1,802	15,300	1,956	417	1,539	13,216	10,166	3,050	128	
窃盗	670	390	280	657	83	58	25	554	265	289	20	
詐欺	123	93	30	132	35	35	-	97	21	76	-	
横領	72	65	7	80	12	10	2	65	55	10	3	
収賄	40	21	19	34	19	19	-	15	-	15	-	
偽造	347	113	234	372	19	19	-	352	53	299	1	
職権濫用	899	101	798	916	3	3	-	913	8	905	-	
その他の刑法犯	1,943	1,565	378	1,933	292	116	176	1,623	610	1,013	18	
過失運転致死傷等	10,205	10,202	3	10,173	1,074	36	1,038	9,026	8,718	308	73	
特別法犯	958	905	53	1,003	419	121	298	571	436	135	13	

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 法令により公務に従事する職員とみなされる者は含まない。
 3 道交違反を除く。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

令和元年における収賄の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、**4-10-2表**のとおりである。

4-10-2表 収賄 検察庁新規受理・終局処理人員

(令和元年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公判請求	略式命令請求	不起訴	起訴猶予	その他	家庭裁判所送致	
総数	52	32	20	47	24	24	-	23	2	21	-	
国会議員	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の議会の議員	2	2	-	2	1	1	-	1	-	1	-	
国家公務員	4	2	2	4	3	3	-	1	-	1	-	
地方公共団体職員	33	17	16	31	15	15	-	16	-	16	-	
みなす公務員	12	11	1	10	5	5	-	5	2	3	-	

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 罪名に「収賄」を含む全ての事件を計上している。
 3 「地方公共団体職員」は、地方公共団体の首長を含む。
 4 警察職員は、国家公務員である者も含め「地方公共団体職員」に計上している。
 5 「みなす公務員」は、法令により公務に従事する職員とみなされる者をいう。

第5編

再犯・再非行



「再犯防止シンポジウム2019」の様子
【写真提供：法務省大臣官房秘書課】



更生保護制度70周年記念ポスター
【画像提供：法務省保護局】

第1章 再犯防止対策の概観

第2章 再犯・再非行の概況

第1章

再犯防止対策の概観

第1節 再犯防止対策の推移

我が国の刑法犯の認知件数が平成8年以降毎年戦後最多を更新するなど、犯罪情勢が悪化の一途をたどっていたことを踏まえ、15年9月、政府は、**犯罪対策閣僚会議**を開催した。同会議は、同年12月、「**犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－**」を策定し、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止等を重点課題として掲げ、政府が取り組むべき具体的施策を示した。

その後、刑法犯の認知件数も毎年減少するなど、犯罪情勢には改善の兆しが見られたが、平成19年版犯罪白書の記載にあるとおり、全犯罪者の約30%にとどまる再犯者によって約60%もの犯罪が行われていることが明らかとなり、再犯防止対策の重要性が改めて認識された。

平成20年12月、犯罪対策閣僚会議は、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する不安感を解消するため、犯罪対策の新たな行動計画として、「**犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008**」を策定し、その中で、「**犯罪者を生まない社会の構築**」を重点課題として掲げ、刑務所出所者等の再犯防止に取り組むべきことを明らかにした。

平成24年7月、犯罪対策閣僚会議は、より総合的かつ体系的な再犯防止対策を構築する必要があるとして、「**再犯防止に向けた総合対策**」を策定し、関係諸機関の連携による一層効果的な再犯防止対策の推進を図ることとした。この総合対策においては、特に重要と考えられる課題として、三つの観点を示し、四つの重点施策を掲げるとともに、具体的な数値目標を設定した。

平成25年12月、政府は、犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「**「世界一安全な日本」創造戦略**」を閣議決定した。この創造戦略は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」を戦略の一つとして掲げ、対象者の特性に応じた指導や支援の強化等の再犯防止対策を推進していくことを明らかにした。

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議は、「**宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～**」（以下この章において「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」という。）を決定した。この宣言は、犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会環境を構築することが不可欠であるとして、刑務所出所者等の再犯防止の鍵となる「仕事」と「居場所」の確保に向けた具体策を示すとともに、2020年（令和2年）までに、「①犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数に現在の3倍にする」、「②帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる」という数値目標を設定した。

さらに、平成28年7月、犯罪対策閣僚会議は、「**薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～**」を決定し、再犯防止対策の更なる推進を図ることとした。

第2節 再犯防止推進法に基づく再犯防止対策

1 再犯防止推進法

平成28年12月7日、議員立法により、**再犯防止推進法**が成立し、同月14日に施行された。同法は、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすると

もに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。そして、国については、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し実施する責務があり、地方公共団体については、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を策定し実施する責務があるとし、国及び地方公共団体は、相互に連携を図らなければならない、民間団体等との緊密な連携協力の確保にも努めなければならないとしている。

2 再犯防止推進計画

平成29年12月、再犯防止推進法に基づき、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、30年度からの5年間に関係府省庁が取り組む「再犯防止推進計画」を閣議決定した。この再犯防止推進計画は、5つの基本方針の下、7つの重点課題について、115の具体的な再犯防止施策を盛り込んでいる。

〔5つの基本方針〕

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第3節 再犯防止対策の取組状況

「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」では、犯罪や非行をした者を実際に雇用している協力雇用主の数を令和2年までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標を設定していたところ、協力雇用主の雇い入れ拡大のための支援等の実施により、これらの者を雇用する協力雇用主の数は1,556社（元年10月1日現在）となり、前記目標を達成した（2-5-6-6図参照）。

また、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」では、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数を令和2年までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進等の実施により、平成29年には前記目標が達成され、令和元年には3,380人にまで減少した（2-4-2-10図参照）。

さらに、再犯防止推進法において、地方公共団体は、再犯防止推進計画を勘案し、**地方再犯防止推進計画**を定めるよう努めなければならないとされているところ、令和2年4月1日現在、69の地方公共団体（都道府県が31団体、市町村（特別区を含む。）が38団体）において、同計画が策定されている。また、平成30年度から、法務省においては、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討するため、事業期間を令和2年度末までとする「**地域再犯防止推進モデル事業**」を実施しており、36の地方公共団体に同事業を委託している（法務省大臣官房秘書課の資料による。）。

前記のとおり、政府においては、再犯防止推進計画に基づき、関係府省庁が連携協力して再犯防止施策を推進し着実に成果を上げつつあるものの、他方で、出所受刑者の約4割を占める満期釈放者について、2年以内再入率が仮釈放者と比較して2倍以上高いなど、より重点的に取り組んでいくべき課題も明らかとなったことから、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議は、「**再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～**」を決定し、より重点的に取り組むべき三つの課題、すなわち、「①満期釈放者対策の充実強化」、「②地方公共団体との連携強化の推進」、「③民間協力者の活動の促進」について、これらに対応した各種取組をより一層推進することとした。

第2章

再犯・再非行の概況

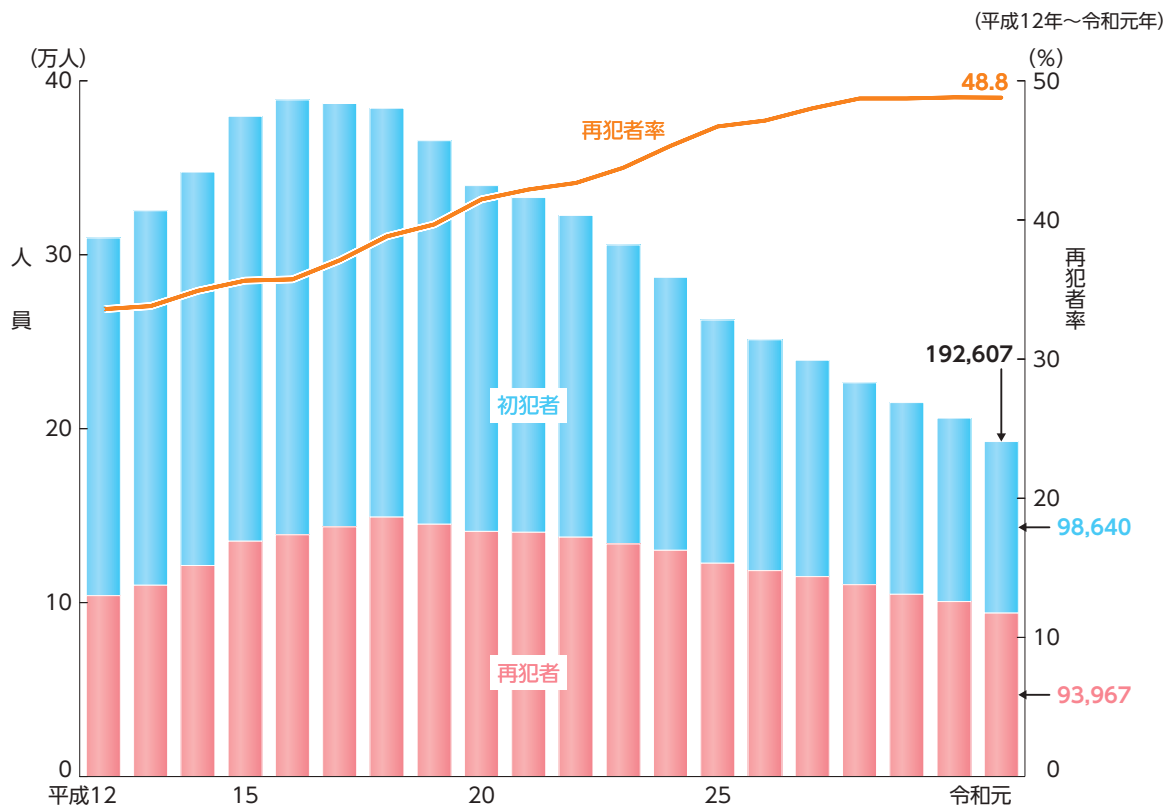
この章では、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向を概観する。

第1節 検挙

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-2-1-1図のとおりである（再非行少年については、本章第5節1項参照）。再犯者の人員は、平成8年（8万1,776人）を境に増加し続けていたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和元年は平成18年と比べて37.0%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）を境に増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和元年は平成16年と比べて60.5%減であった。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けたため、再犯者率は9年以降一貫して上昇し続けていたが、令和元年はわずかに低下し、48.8%（前年比0.0pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

5-2-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



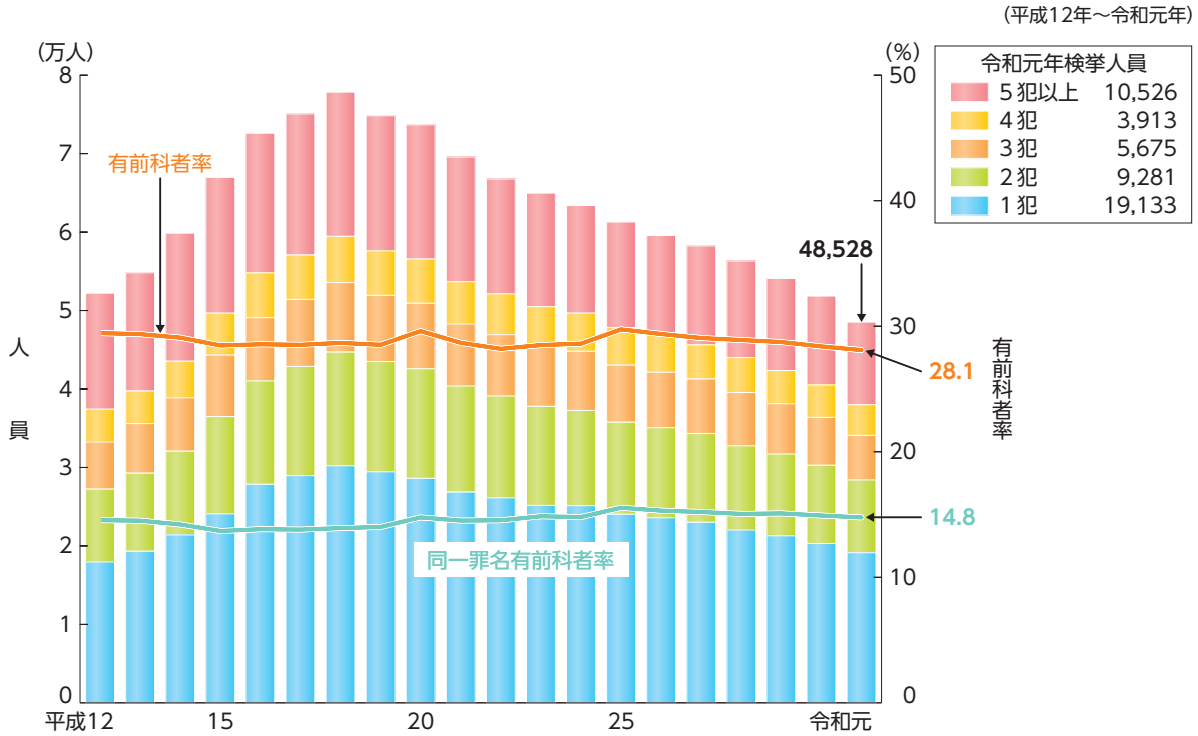
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された成人の有前科者

刑法犯により検挙された成人のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-2-1-2図**のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（7万7,832人）をピークに減少し続けているが（令和元年は前年比6.4%減）、刑法犯の成人検挙人員総数も減少し続けているため、有前科者率は、平成9年以降27～29%台ではほぼ一定している。令和元年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者人員のうち、前科1犯の者の構成比が最も高いが、前科5犯以上の者も21.7%を占め、また、有前科者のうち同一罪名の前科を有する者は52.5%であった（CD-ROM 参照）。

なお、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和元年における刑法犯の成人検挙人員の有前科者率を見ると、73.0%と相当高い（警察庁の統計による。）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、**4-2-2-12図**参照。

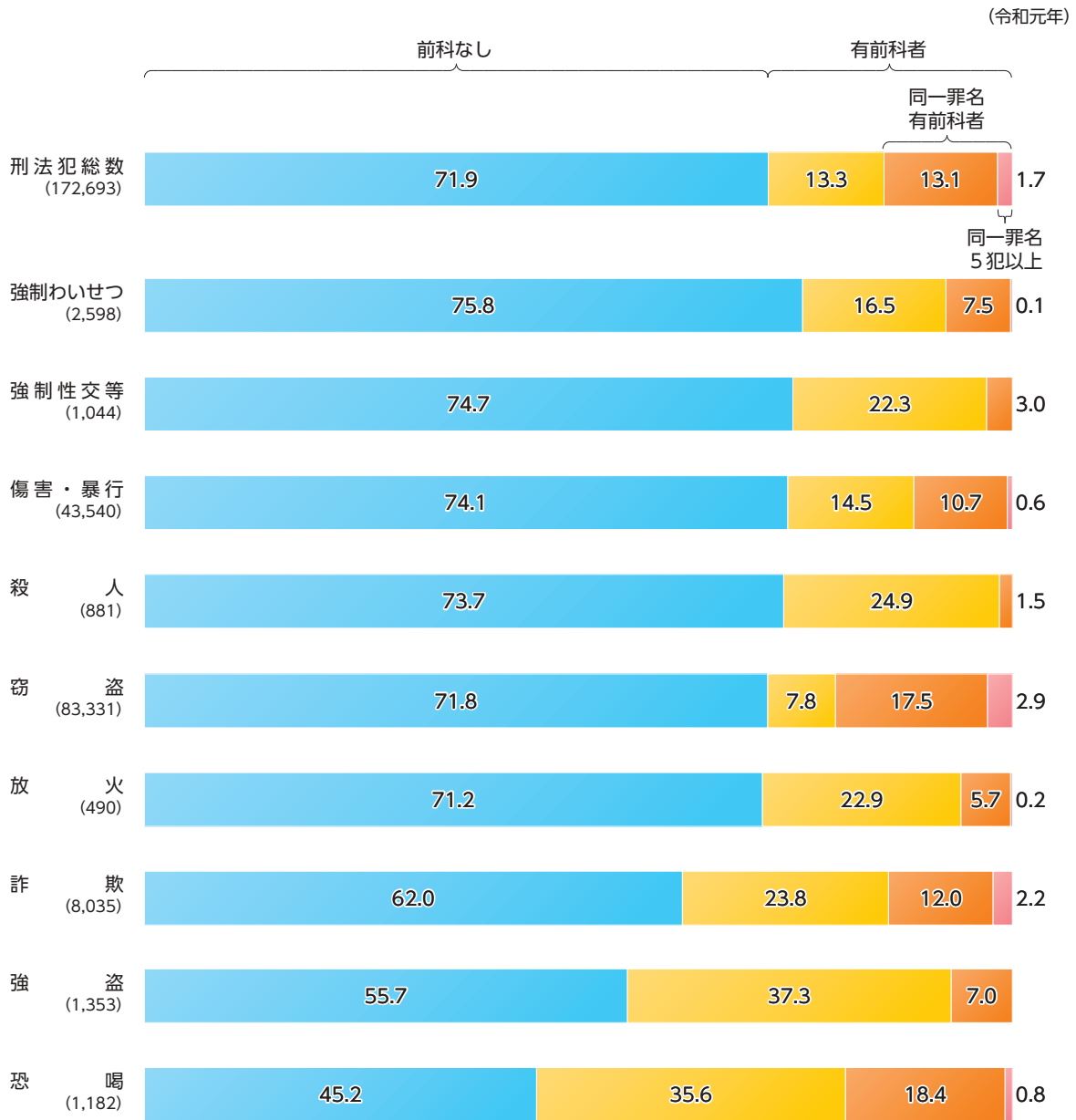
5-2-1-2図 刑法犯 成人検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、刑法犯の成人検挙人員に占める、前に同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-2-1-3図は、令和元年における刑法犯の成人検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-2-1-3図 刑法犯 成人検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「同一罪名有前科者」は、前に同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、前に同一罪名の前科を5犯以上有する者をいう。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 () 内は、人員である。

第2節 検察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

5-2-2-1表は、令和元年に起訴された者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

（令和元年）

罪 名	起訴人員	有前科者 の 人 員	前 科 の 処 分 内 容				有前科者率
			懲役・禁錮			罰 金	
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予		
総 数	109,486	48,582	20,610	75	13,968	13,929	44.4
刑 法 犯	68,043	31,904	13,559	17	9,531	8,797	46.9
放 火	223	82	39	—	26	17	36.8
住 居 侵 入	2,189	996	457	1	280	258	45.5
強 制 わ い せ つ	1,278	408	142	—	129	137	31.9
強 制 性 交 等	475	145	57	—	42	46	30.5
贈 収 賄	56	10	3	—	3	4	17.9
殺 人	321	102	43	—	27	32	31.8
傷 害	6,823	2,848	1,019	2	838	989	41.7
暴 行	4,419	1,944	598	3	518	825	44.0
脅 迫	772	382	161	—	107	114	49.5
窃 盗	32,157	17,198	7,785	9	5,300	4,104	53.5
強 盗	606	247	124	—	78	45	40.8
詐 欺	7,862	2,984	1,389	2	978	615	38.0
恐 喝	541	272	145	—	73	54	50.3
横 領	1,341	596	223	—	198	175	44.4
暴力行為等処罰法	642	382	201	—	80	101	59.5
そ の 他	8,338	3,308	1,173	—	854	1,281	39.7
道交違反以外の特別法犯	41,443	16,678	7,051	58	4,437	5,132	40.2
公 職 選 挙 法	185	29	4	—	4	21	15.7
軽 犯 罪 法	1,080	331	74	—	72	185	30.6
風 営 適 正 化 法	939	302	36	—	74	192	32.2
銃 刀 法	1,077	475	219	—	96	160	44.1
売 春 防 止 法	214	81	24	—	28	29	37.9
児 童 福 祉 法	117	29	3	—	14	12	24.8
医薬品医療機器等法	125	26	7	—	7	12	20.8
大 麻 取 締 法	2,863	933	265	2	466	200	32.6
麻 薬 取 締 法	576	164	54	1	73	36	28.5
覚 醒 剤 取 締 法	9,942	7,500	5,052	48	1,980	420	75.4
毒 劇 法	171	137	64	1	32	40	80.1
そ の 他	24,154	6,671	1,249	6	1,591	3,825	27.6

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
 3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。
 4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。
 6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。
 7 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 8 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5-2-2-2表は、令和元年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であった者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は6,518人（前年比190人減）であり、その45.9%を窃盗が占めた。保釈中の犯行により起訴された者の人員は285人（同27人増）であった（CD-ROM参照）。

5-2-2-2表 起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

（令和元年）

罪 名	犯 行 時 の 身 上								
	全部執行猶予中		保護観察中	一部執行猶予中		保護観察中	仮 釈 放 中		保釈中
総 数	6,518	(13.4)	1,005	349	(0.7)	341	526	(1.1)	285
刑 法 犯	4,658	(14.6)	735	85	(0.3)	83	386	(1.2)	141
放 火	14	(17.1)	6	—	—	—	2	(2.4)	1
住 居 侵 入	159	(16.0)	36	1	(0.1)	1	15	(1.5)	5
強 制 わ い せ つ	53	(13.0)	17	—	—	—	1	(0.2)	2
強 制 性 交 等	13	(9.0)	4	—	—	—	1	(0.7)	1
贈 収 賄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
殺 人	6	(5.9)	3	1	(1.0)	1	—	—	5
傷 害	252	(8.8)	41	16	(0.6)	16	14	(0.5)	11
暴 行	160	(8.2)	25	4	(0.2)	4	5	(0.3)	3
脅 迫	27	(7.1)	2	—	—	—	3	(0.8)	1
窃 盗	2,993	(17.4)	476	44	(0.3)	43	279	(1.6)	79
強 盗	49	(19.8)	6	—	—	—	4	(1.6)	1
詐 欺	464	(15.5)	47	5	(0.2)	5	35	(1.2)	11
恐 喝	34	(12.5)	9	3	(1.1)	3	7	(2.6)	4
横 領	84	(14.1)	11	—	—	—	7	(1.2)	2
暴力行為等処罰法	41	(10.7)	5	—	—	—	3	(0.8)	4
そ の 他	309	(9.3)	47	11	(0.3)	10	10	(0.3)	11
道交違反以外の特別法犯	1,860	(11.2)	270	264	(1.6)	258	140	(0.8)	144
公 職 選 挙 法	1	(3.4)	—	—	—	—	—	—	—
軽 犯 罪 法	21	(6.3)	7	1	(0.3)	1	2	(0.6)	—
風 営 適 正 化 法	21	(7.0)	—	—	—	—	1	(0.3)	—
銃 刀 法	34	(7.2)	7	1	(0.2)	1	1	(0.2)	1
売 春 防 止 法	8	(9.9)	3	—	—	—	—	—	—
児 童 福 祉 法	6	(20.7)	2	—	—	—	—	—	—
医薬品医療機器等法	—	—	—	1	(3.8)	1	—	—	—
大 麻 取 締 法	192	(20.6)	17	9	(1.0)	9	6	(0.6)	4
麻 薬 取 締 法	47	(28.7)	4	2	(1.2)	1	1	(0.6)	1
覚 醒 剤 取 締 法	1,032	(13.8)	141	240	(3.2)	236	115	(1.5)	120
毒 劇 法	14	(10.2)	2	2	(1.5)	2	1	(0.7)	—
そ の 他	484	(7.3)	87	8	(0.1)	7	13	(0.2)	18

注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。

3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5 () 内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であった者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成5年以降毎年増加していたが、19年から減少に転じ、令和元年は3,491人（全部執行猶予取消人員の94.5%）であった（CD-ROM参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、11.2%であった（なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）。

5-2-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成22年～令和元年）

年次	全部執行 猶予の 言渡人員 (A)	保護 観察付 (B)	単純 執行猶予 (C)	全部執行 猶予の 取消人員 (D)	取 消 事 由					D A (%)	E B (%)	F C (%)
					再 犯		余 罪	遵守事項 違反	その他			
					保護 観察中 (E)	その他 (F)						
22年	40,450	3,665	36,785	5,921	830	4,733	242	101	15	14.6	22.6	12.9
23	36,965	3,393	33,572	5,429	831	4,313	175	94	16	14.7	24.5	12.8
24	35,981	3,373	32,608	5,176	869	4,006	190	101	10	14.4	25.8	12.3
25	32,527	3,259	29,268	4,580	706	3,634	154	82	4	14.1	21.7	12.4
26	33,208	3,337	29,871	4,559	713	3,600	158	82	6	13.7	21.4	12.1
27	34,692	3,462	31,230	4,478	763	3,490	163	52	10	12.9	22.0	11.2
28	33,975	3,023	30,952	4,346	695	3,399	161	73	18	12.8	23.0	11.0
29	32,266	2,591	29,675	4,135	689	3,222	155	59	10	12.8	26.6	10.9
30	31,937	2,484	29,453	3,957	600	3,160	127	63	7	12.4	24.2	10.7
元	31,068	2,244	28,824	3,695	541	2,950	117	73	14	11.9	24.1	10.2

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「保護観察」は、売春防止法17条1項の規定による補導処分を含む。
 6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合も1人として計上している。
 8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和元年に同猶予を取り消された者は250人（前年比160人増）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は206人（同138人増。うち保護観察中の者は191人（同133人増））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は20人（同4人増）であった（検察統計年報による）。

第3節 矯正

1 再入者

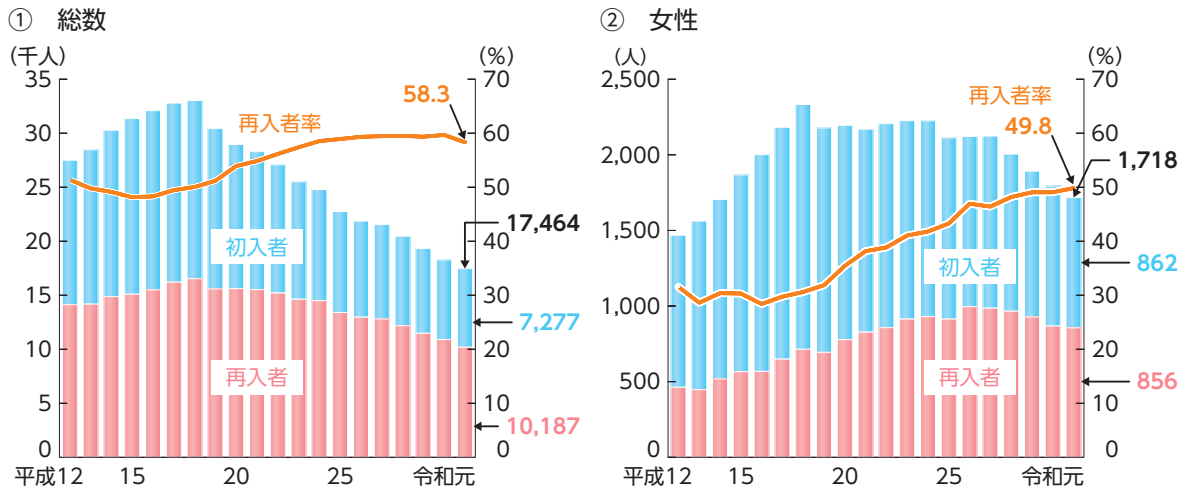
5-2-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見たものである（覚醒剤取締法違反の再入者の人員及び再入者率の推移については、7-4-3-5図参照）。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和元年は1万187人（前年比6.6%減）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続け、その後おおむね横ばいで推移していたが、令和元年は58.3%（同1.3pt低下）であった（CD-ROM参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は減少し、令和元年は856人（前年比12人減）であった（CD-ROM参照）。元年における再入者率は、49.8%であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM資料5-1参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の再入者については、第7編第4章第3節3項（1）参照。

5-2-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性別）

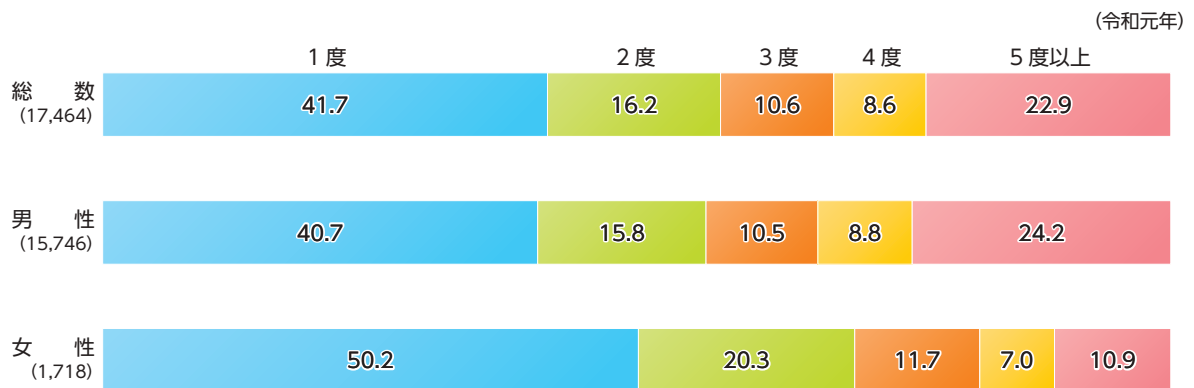
（平成12年～令和元年）



注 矯正統計年報による。

5-2-3-2図は、令和元年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである（罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM資料5-2参照）。

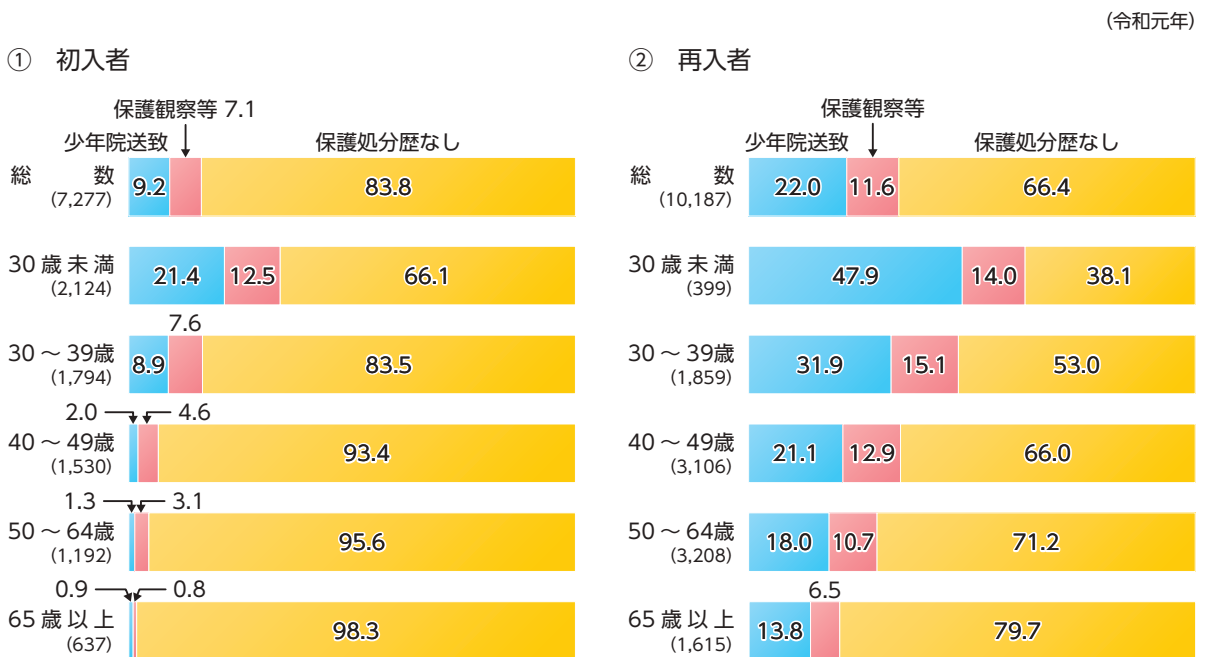
5-2-3-2図 入所受刑者の入所度数別構成比（総数・男女別）



注 1 矯正統計年報による。
2 () 内は、実人員である。

5-2-3-3図は、令和元年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである（覚醒剤取締法違反の入所受刑者の保護処分歴別構成比については、7-4-3-9図参照）。

5-2-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別，年齢層別）

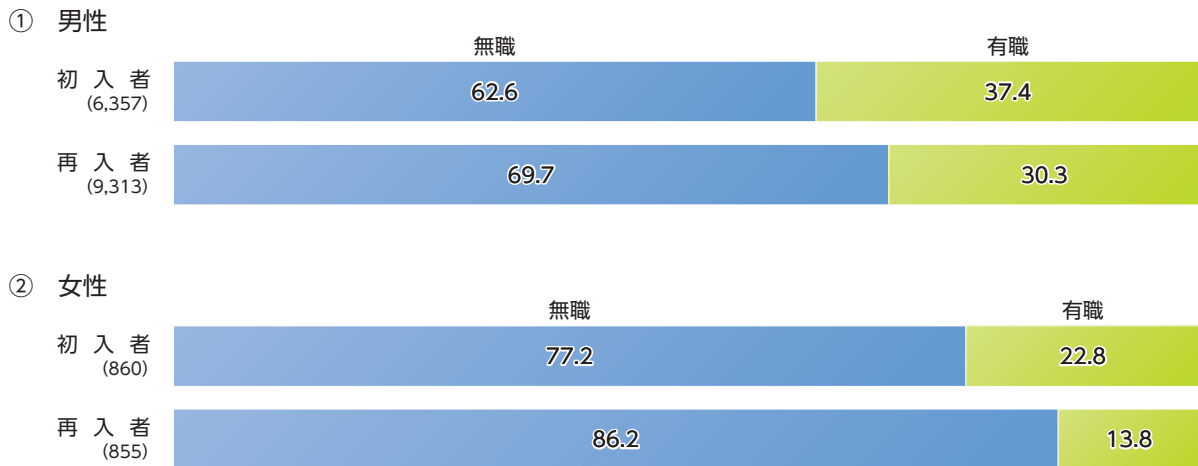


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。
3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
5 () 内は、実人員である。

5-2-3-4図は、令和元年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである（覚醒剤取締法違反の入所受刑者の就労状況別構成比については、7-4-1-29図参照）。

5-2-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

（令和元年）

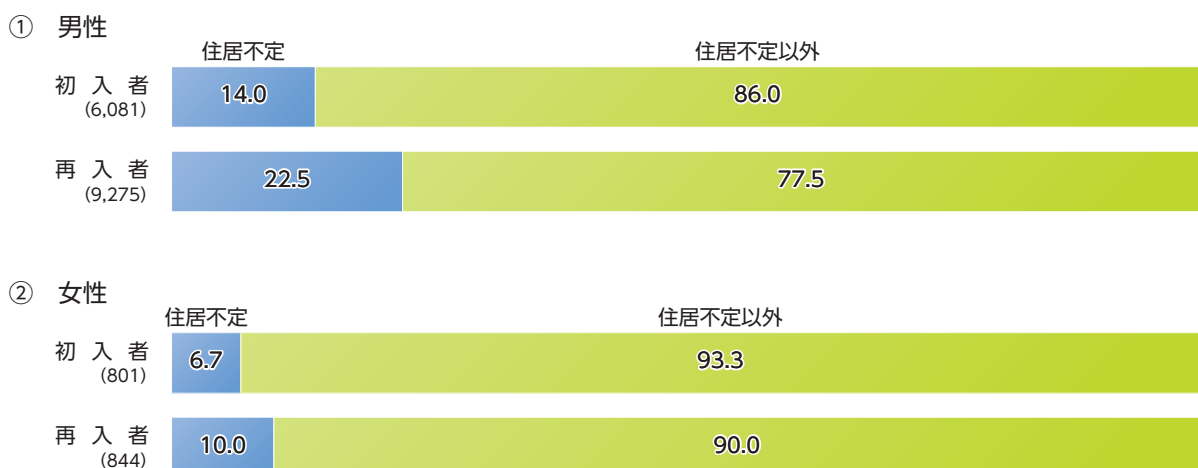


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

5-2-3-5図は、令和元年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである（覚醒剤取締法違反の入所受刑者の居住状況別構成比については、7-4-1-28図参照）。

5-2-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

（令和元年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

2 出所受刑者の再入所状況

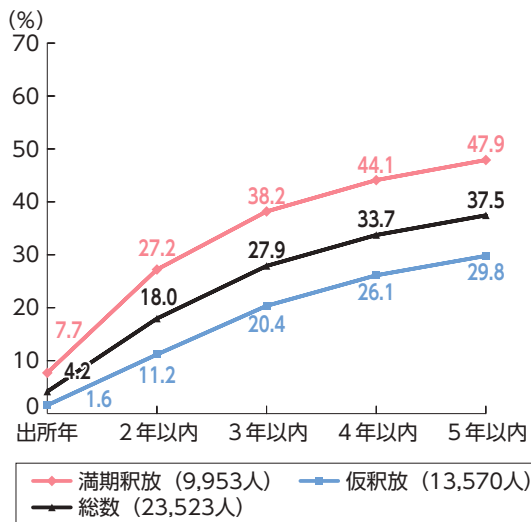
この項では、出所受刑者（平成27年以前は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、仮釈放又は満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する（なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の再入所状況については、第7編第4章第3節3項（2）参照）。ここで、出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。また、2年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。5年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ5年目及び10年目の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

5-2-3-6図は、平成22年及び27年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を出所事由別（仮釈放又は満期釈放の別をいう。以下この項において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者は、仮釈放者よりも再入率が相当高い。また、27年の出所受刑者について見ると、総数の2年以内再入率は18.0%、5年以内再入率は37.5%と、4割近くの者が、5年以内に再入所しており、そのうち約半数の者が、2年以内に再入所している。22年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では54.5%、仮釈放者では34.6%であるが、そのうち、5年以内に再入所した者は、それぞれ、10年以内に再入所した者の約9割、約8割を占めている（覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別再入率については、7-4-3-10図参照）。

5-2-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

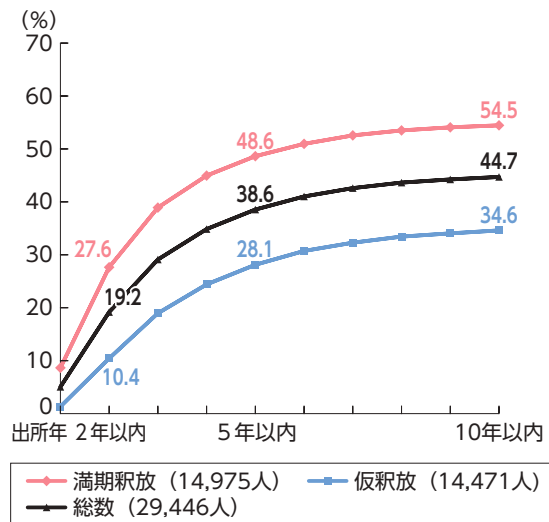
① 5年以内

(平成27年)



② 10年以内

(平成22年)

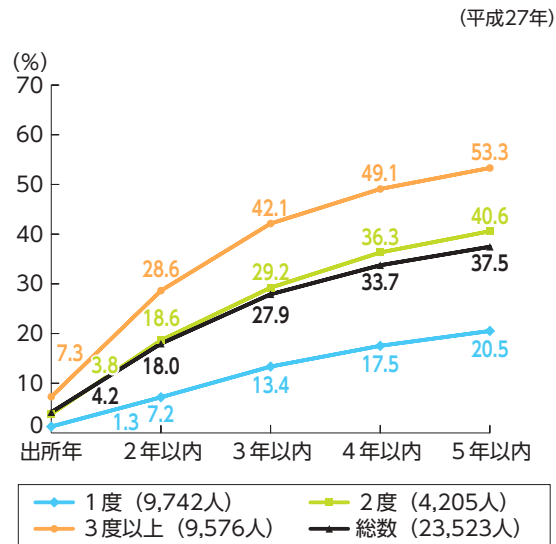


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、①では平成27年の、②では22年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和元年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

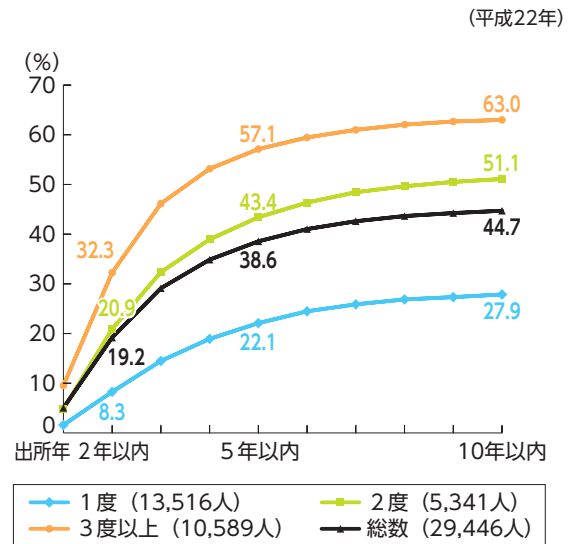
5-2-3-7図は、平成22年及び27年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。入所度数が多いほど再入率は高く、特に入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差は顕著である（覚醒剤取締法違反の出所受刑者の入所度数別再入率については、7-4-3-11図参照）。

5-2-3-7図 出所受刑者の入所度数別再入率

① 5年以内



② 10年以内



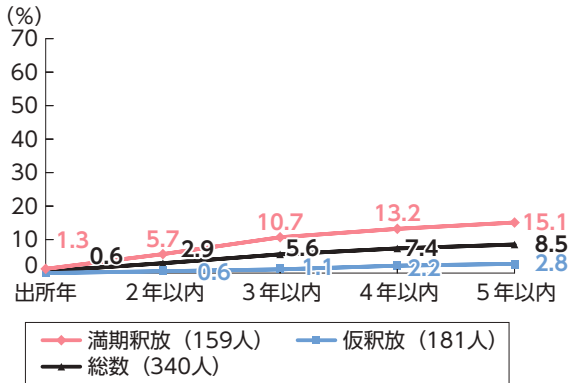
注 5-2-3-6図の脚注に同じ。

5-2-3-8図は、平成27年の出所受刑者について、出所事由別の5年以内再入率を罪名別に見たものである。覚醒剤取締法違反及び窃盗は、他の罪名と比べ、満期釈放者・仮釈放者共に、5年以内再入率が高い。また、詐欺及び傷害・暴行の満期釈放者は、覚醒剤取締法違反及び窃盗の満期釈放者に次いで、5年以内再入率が高い。

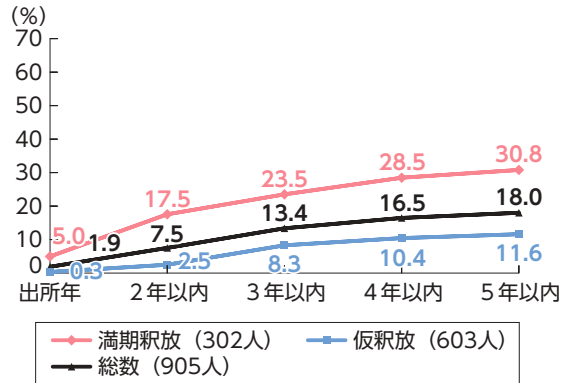
5-2-3-8図 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率（罪名別）

（平成27年）

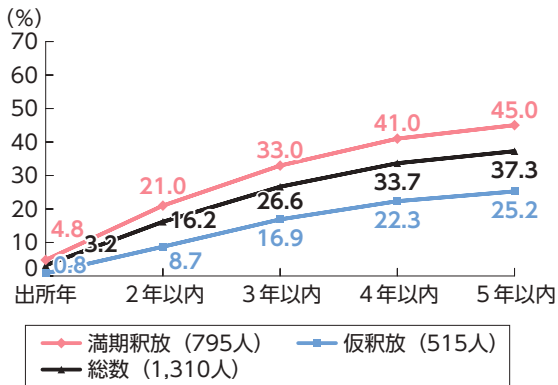
① 殺人



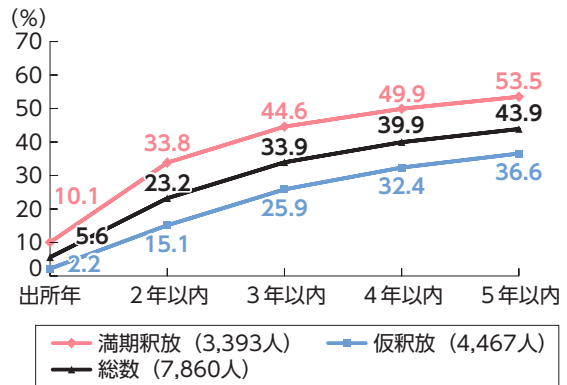
② 強盗



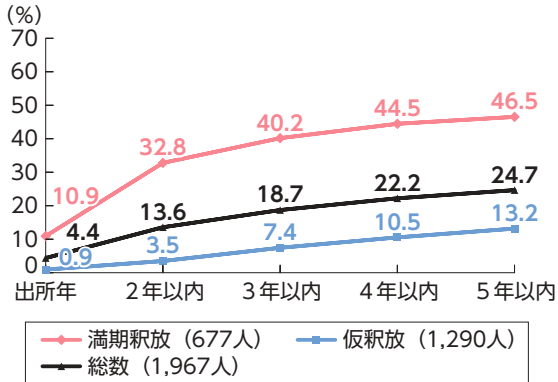
③ 傷害・暴行



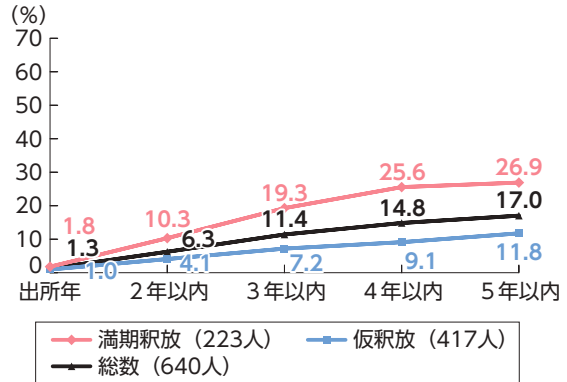
④ 窃盗



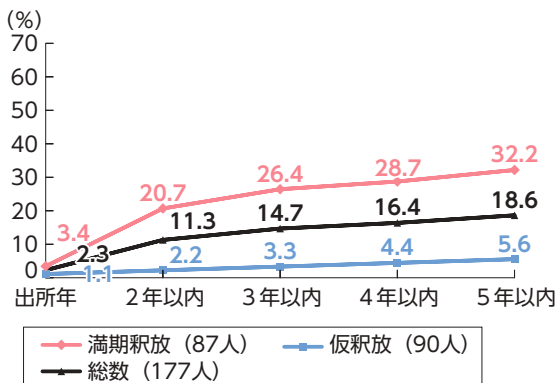
⑤ 詐欺



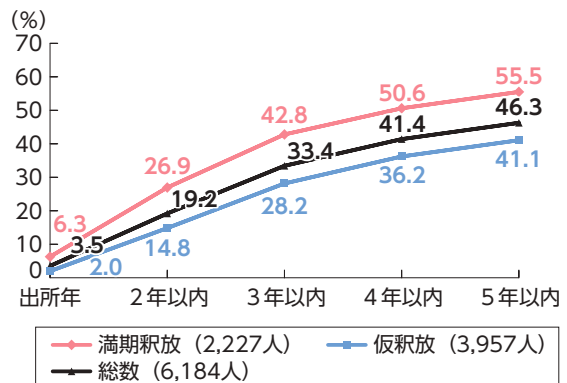
⑥ 強姦・強制わいせつ



⑦ 放火



⑧ 覚醒剤取締法



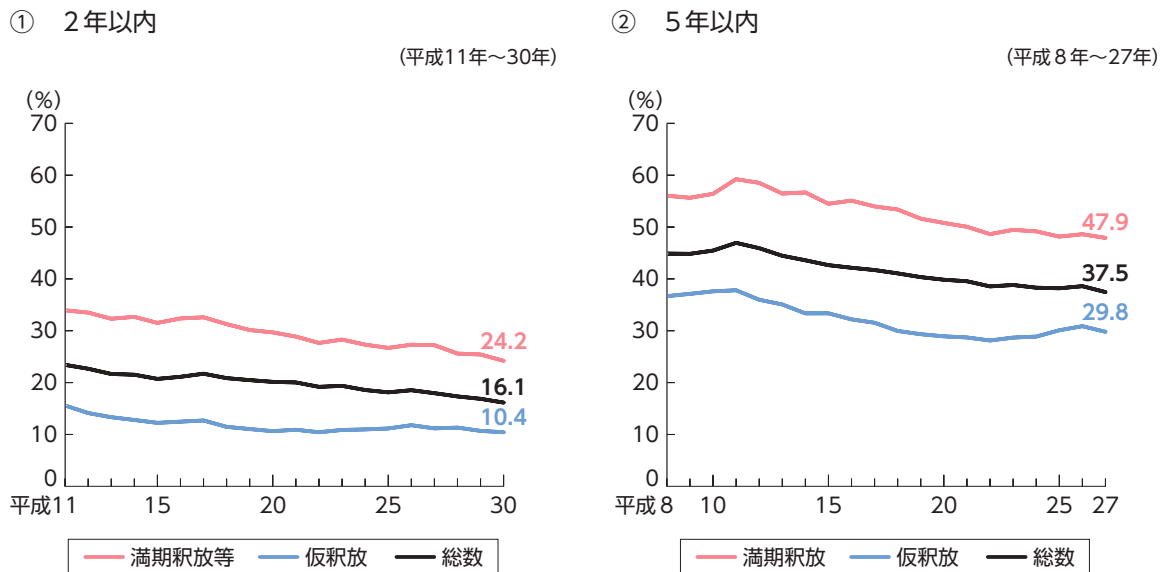
注 1 5-2-3-6図の脚注1及び2と同じ。
 2 「5年以内再入率」は、平成27年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 平成27年に仮釈放により出所した者のうち、殺人については、同年末までに再入所した者はいなかった。

3 出所受刑者の再入率の推移

5-2-3-9図①は、平成11年から30年の各年の出所受刑者について、**2年以内再入率**の推移を出所事由別（仮釈放又は満期釈放等の別をいう。以下この項において同じ。）に見たものである。総数の2年以内再入率は、11年に23.4%を記録した後、わずかながら低下傾向にあり、22年以降は20%を下回り、30年は16.1%（前年比0.7pt低下）であった。満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この項において同じ。）も、11年に33.9%を記録した後、わずかながら低下傾向にあり、20年以降は30%を下回り、30年は24.2%（同1.2pt低下）であった。仮釈放者の2年以内再入率は、23年以降わずかながら上昇していたが、29年から2年連続で低下し、30年は10.4%（同0.3pt低下）であった。30年の出所受刑者の2年以内再入率を、11年の出所受刑者と比べると、総数では7.3pt低下、満期釈放者等では9.7pt低下、仮釈放者では5.2pt低下している。また、2年以内再入率について、「再犯防止に向けた総合対策」（本編第1章第1節参照）との関係で見ると、令和元年末時点での再入率は、基準値（20%）から3.9pt低下している。なお、平成30年の出所受刑者のうち一部執行猶予受刑者は1,202人であり、そのうち2年以内再入者は136人であった（CD-ROM参照）。

5-2-3-9図②は、平成8年から27年の各年の出所受刑者について、**5年以内再入率**の推移を出所事由別に見たものである。27年の出所受刑者の5年以内再入率は、8年の出所受刑者と比べて、総数では7.4pt、満期釈放者では8.1pt、仮釈放者では6.9pt、いずれも低下しており、同年以降で最も高い5年以内再入率を記録した11年の出所受刑者と比べて、総数では9.5pt、満期釈放者では11.3pt、仮釈放者では8.0pt、いずれも低下している。

5-2-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-2-3-10図は、平成11年から30年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである（覚醒剤取締法違反の出所受刑者の5年以内再入率（男女別及び年齢層別）については、7-4-3-11図参照）。

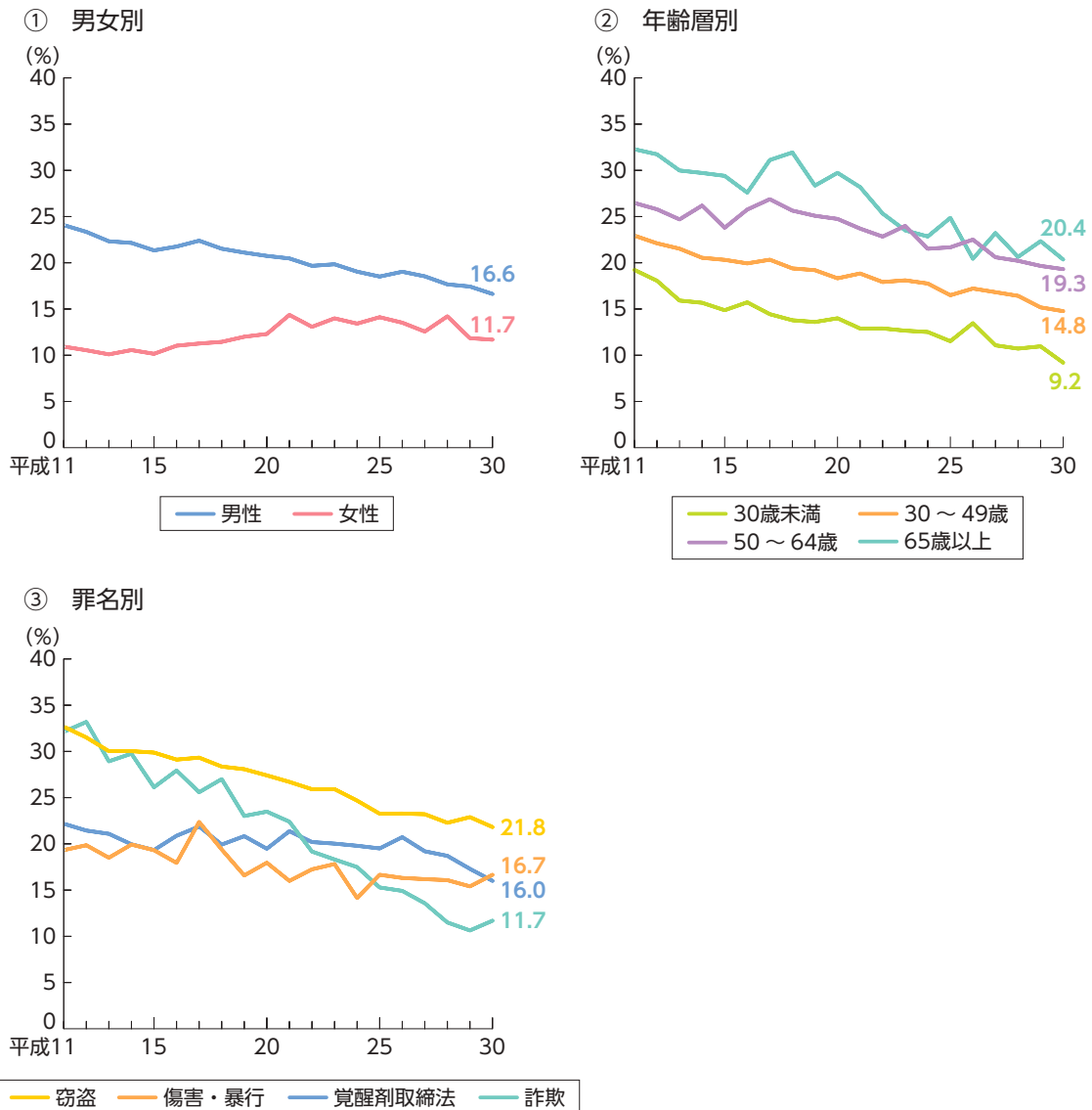
男性の2年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、平成12年以降緩やかに低下しており、30年は16.6%と、11年と比べて7.4pt低下している。一方、女性の2年以内再入率は、21年に11年以降で最も高い14.4%を記録したものの、30年は11.7%と、21年に次いで高かった28年（14.2%）と比べて2.5pt低下しており、出所年によって変動がある。

年齢層別の2年以内再入率は、30歳未満の年齢層が一貫して最も低い。50～64歳の年齢層及び65歳以上の高齢者層は、30歳未満及び30～49歳の年齢層と比べると一貫して高いものの、高齢者層は、出所年によって変動が大きく、平成30年は20.4%と、前年と比べて2.0pt、11年と比べると11.9pt、いずれも低下している（なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢層の2年以内再入率の推移については、CD-ROM参照）。

罪名別の2年以内再入率は、平成13年以降、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、低下傾向にあり、30年は21.8%と、11年と比べて10.9pt低下している。詐欺は、出所年によって変動があり、12年には、11年以降の他の罪名と比べて最も高い33.2%を記録したものの、21年以降はおおむね低下傾向にあり、30年は11.7%と、11年と比べて20.4pt低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きいものの、30年は16.7%と、11年と比べて2.7pt低下している。覚醒剤取締法違反の2年以内再入率は、20%前後で推移していたところ、30年は16.0%と、前年と比べて1.3pt、11年と比べて6.2pt低下している。なお、30年は、傷害・暴行の2年以内再入率が、窃盗に次いで高くなっている。

5-2-3-10 出所受刑者の2年以内再入率の推移（男女別、年齢層別、罪名別）

(平成11年～30年)



注 1 5-2-3-9図の脚注1及び2に同じ。
 2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

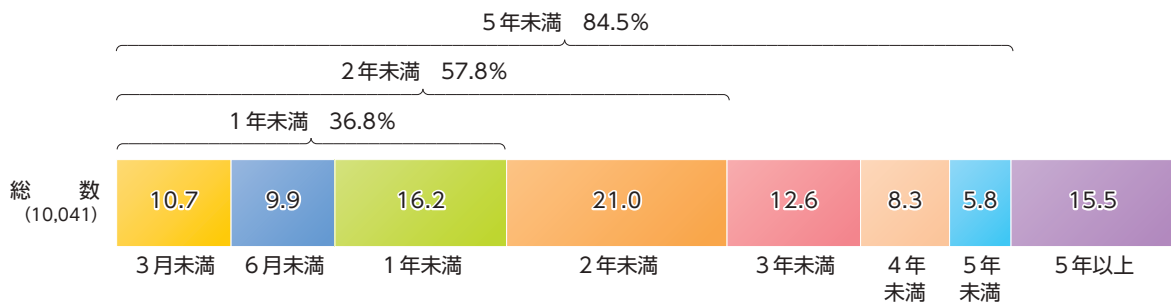
4 再入者の再犯期間

5-2-3-11図は、令和元年の入所受刑者のうち、再入者の**再犯期間**（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである（覚醒剤取締法違反の再入者の再犯期間別構成比については、7-4-3-7図及び7-4-3-8図参照）。再入者のうち、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が6割近くを占めている。出所から1年未満で再犯に至った者は36.8%であり、3月未満というごく短期間で再犯に至った者も10.7%いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は148人、実刑部分の刑期終了により出所した者は46人であり、そのうち出所から1年未満で再犯に至った者は、それぞれ106人、32人であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM資料5-3参照。

5-2-3-11図 再入者の再犯期間別構成比

（令和元年）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 () 内は、実人員である。

第4節 保護観察

1 保護観察開始人員中の有前科者

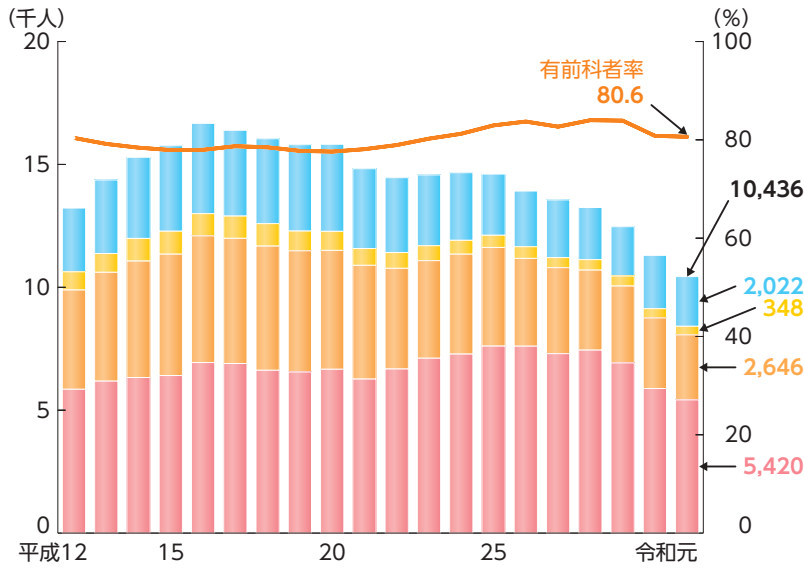
仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）の保護観察開始人員及び有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-2-4-1図のとおりである（覚醒剤取締法違反については、7-4-3-12図参照）。

5-2-4-1 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

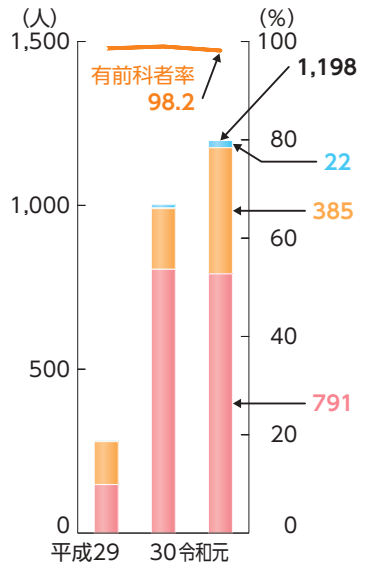
(平成12年～令和元年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

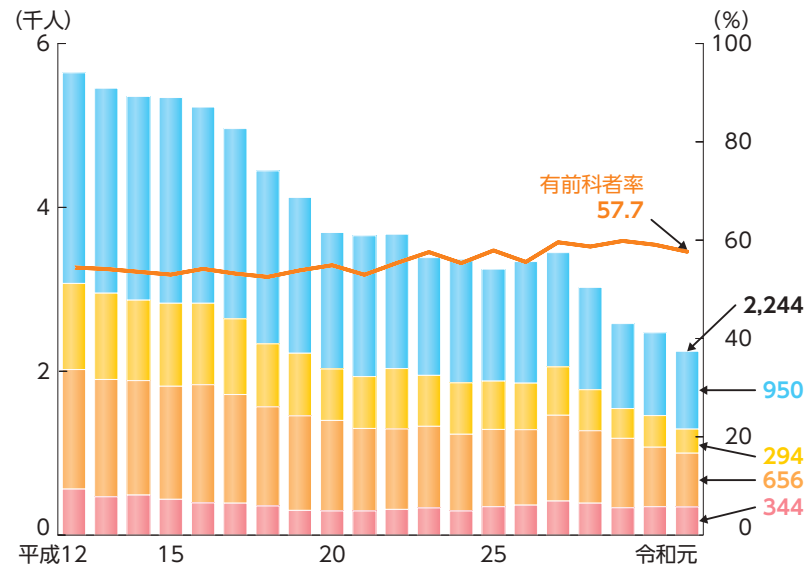


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

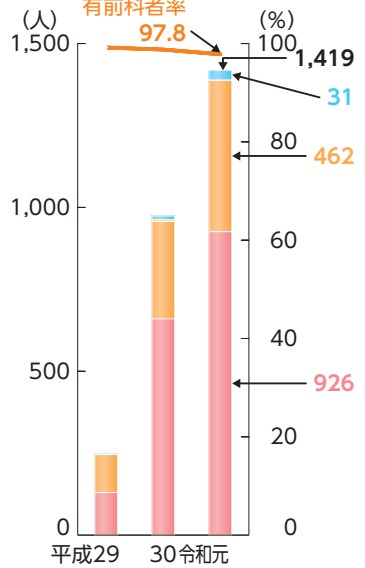


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり	懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり
罰金前科あり	前科なし

- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 4 前科の有無が不詳の者を除く。
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の再処分等の状況

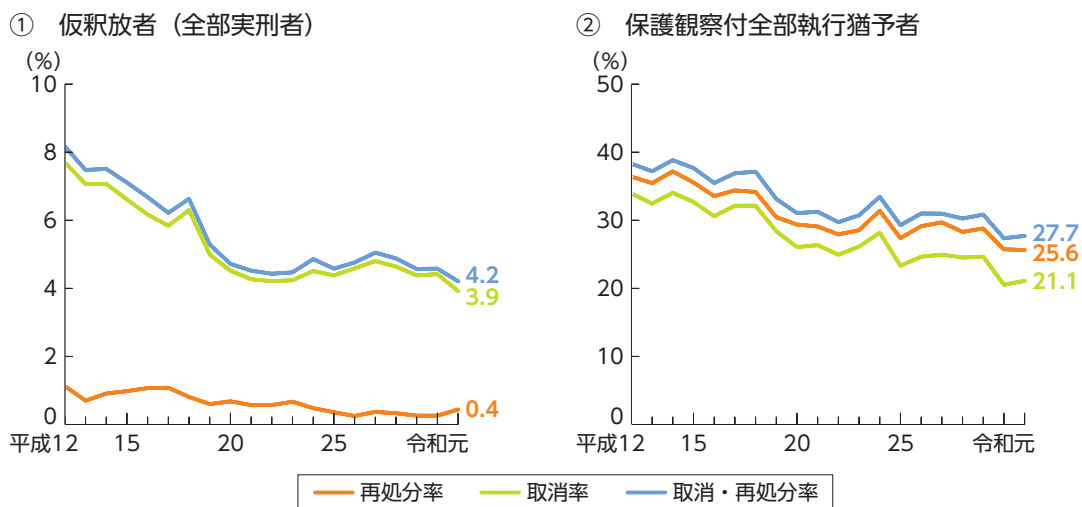
平成12年から令和元年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①**再処分率**（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の占める比率をいう。）、②**取消率**（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）及び③**取消・再処分率**（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は、1人として計上される。）の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見ると、**5-2-4-2図**のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）については、平成20年以降4%台で推移していたが、令和元年は3.9%であり、保護観察付全部執行猶予者については、近年25%前後で推移し、元年は21.1%であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和元年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）1,148人のうち、仮釈放を取り消された者は25人であり、同年に保護観察が終了した保護観察付一部執行猶予者412人のうち、刑の一部執行猶予が取り消された者は212人であった（CD-ROM 参照）。

5-2-4-2図 保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

（平成12年～令和元年）



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 3 「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。
 4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、**5-2-4-3図**のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM、罪名別を除き覚醒剤取締法違反については**7-4-3-13図**をそれぞれ参照）。

仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、女性は、平成16年（6.5%）をピークに緩やかな低下傾向にあり、令和元年は3.3%であった。男性は、女性と比べ低下傾向が大きく、同年は、平成12年（8.4%）より4.1pt低い4.3%であった。年齢層別に見ると、21年以降は年齢層による差が余りなく

なっており、令和元年は、65歳以上の年齢層がそれ以外の年齢層よりも高かった（仮釈放者（一部執行猶予者）についても、同年の取消・再処分率は、65歳以上の年齢層（4.5%）がそれ以外の年齢層よりも高かった（CD-ROM参照）。）。また、罪名別に、窃盗、覚醒剤取締法違反及びその他の罪名で比較してみると、同年は、窃盗及び覚醒剤取締法違反の取消・再処分率がいずれもその他の罪名より高いものの、平成12年と比べると、窃盗は6.3pt、覚醒剤取締法違反は4.2pt、それぞれ低下している。保護観察終了時の就労状況別に見ると、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高いが、令和元年の保護観察終了時に無職であった者の取消・再処分率（9.8%）は、平成12年（20.3%）と比べて著しく低下している。

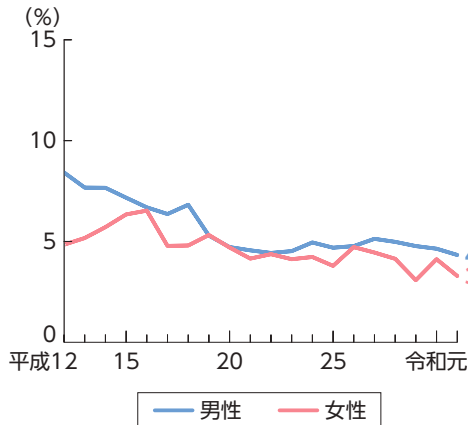
保護観察付全部執行猶予者では、男女別に見ると、平成12年は男性が39.6%、女性が28.5%であったところ、令和元年は女性（29.0%）が男性（27.5%）よりも高くなっている（保護観察付一部執行猶予者について見ると、同年は男性が53.8%、女性が48.6%であった（CD-ROM参照）。）。年齢層別に見ると、30歳未満の層の取消・再処分率が一貫して高く、平成12年は44.4%、令和元年は35.7%であった。罪名別に見ると、窃盗及び覚醒剤取締法違反がその他の罪名と比べ一貫して高く、同年では覚醒剤取締法違反は12.3pt、窃盗は15.3ptその他の罪名よりもそれぞれ高かった。保護観察終了時の就労状況別に見ると、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高い（保護観察付一部執行猶予者の取消・再処分率は、同年の保護観察終了時に無職であった者は68.3%、有職であった者は42.1%であった（CD-ROM参照）。）。

5-2-4-3図 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別，年齢層別，罪名別，就労状況別）

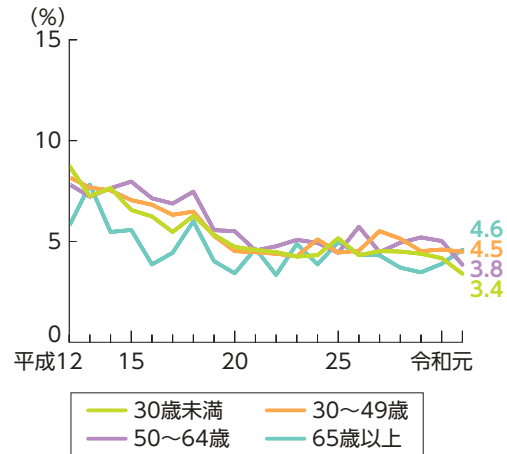
(平成12年～令和元年)

① 仮釈放者（全部実刑者）

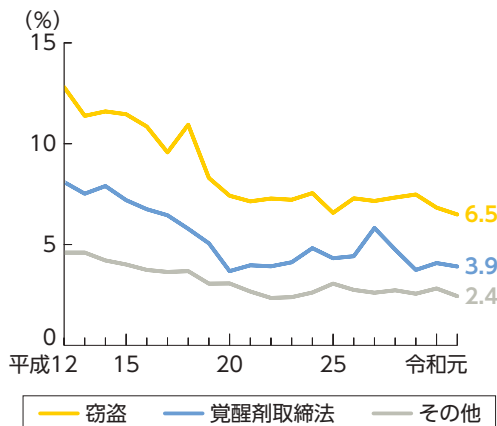
ア 男女別



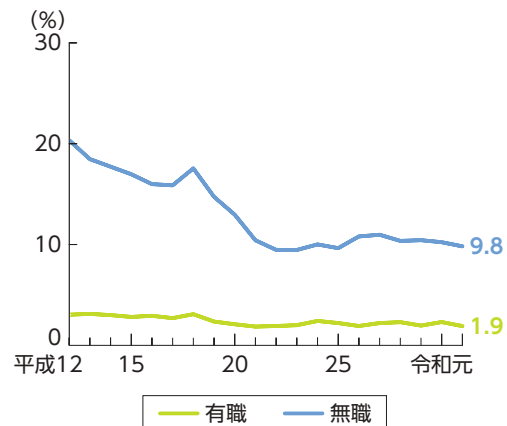
イ 年齢層別



ウ 罪名別

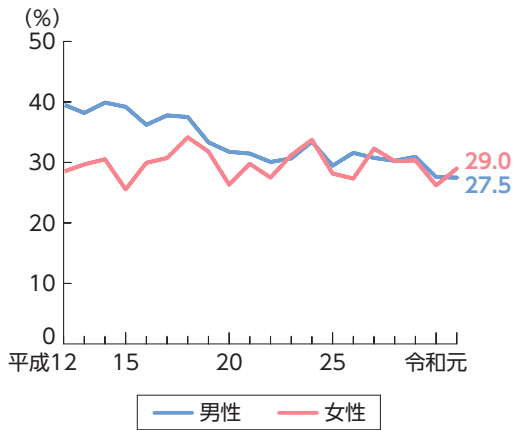


エ 就労状況別

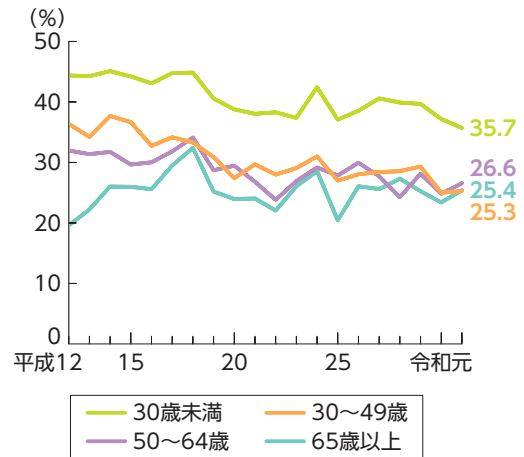


② 保護観察付全部執行猶予者

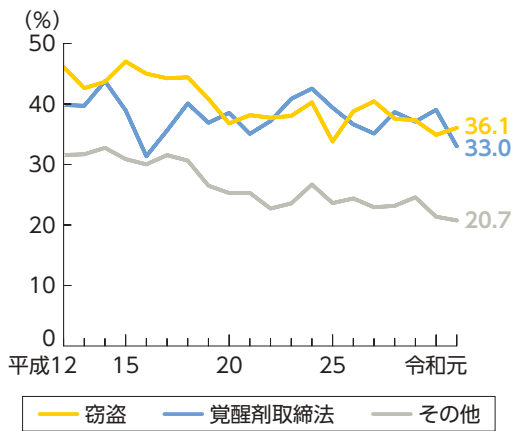
ア 男女別



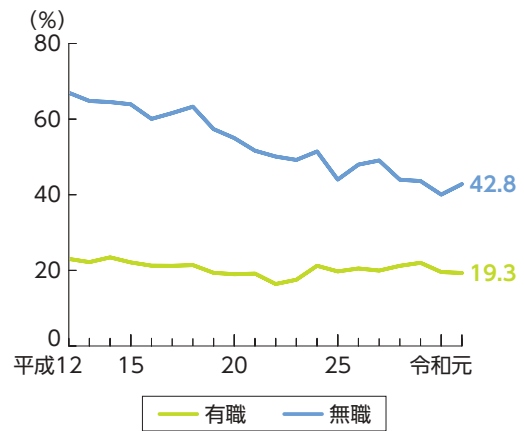
イ 年齢層別



ウ 罪名別



エ 就労状況別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。
 3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
 4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び収入のある無職者を除く。

5-2-4-4表は、平成22年から令和元年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである（覚醒剤取締法違反については、**7-4-3-14表**参照）。平成29年から令和元年の各年に保護観察が開始された保護観察付全部・一部執行猶予者について、各年とも、保護観察付一部執行猶予の方が保護観察付全部執行猶予者に比べて、元年末までに刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の比率が高い。例えば、平成29年に保護観察が開始された保護観察付一部執行猶予者（248人）が令和元年末までに刑の一部執行猶予の言渡しを取り消された割合（23.8%）は、平成29年に保護観察が開始された保護観察付全部執行猶予者（2,595人）が令和元年末までに刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された割合（17.9%）よりも5.9pt高い。

5-2-4-4表 仮釈放・保護観察付全部・一部執行猶予の取消状況

(平成22年～令和元年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											計(B)	B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年			
22年	14,472	396	186	7	3	4	-	596	4.1	
23	14,620	...	404	215	10	9	2	-	640	4.4	
24	14,700	445	211	17	5	4	1	683	4.6	
25	14,623	418	212	17	6	2	-	...	655	4.5	
26	13,925	402	189	23	7	4	1	626	4.5	
27	13,570	445	176	11	6	-	[638]	[4.7]	
28	13,260	416	172	12	3	[603]	[4.5]	
29	12,477	364	148	13	[525]	[4.2]	
30	11,307	341	136	[477]	[4.2]	
元	10,442	267	[267]	[2.6]	

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

年次	保護観察開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											計(B)	B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年			
28年	-	-	-	-	-	-	...	
29	283	3	1	-	[4]	[1.4]	
30	992	20	9	[29]	[2.9]	
元	1,198	16	[16]	[1.3]	

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察開始人員(A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											計(B)	B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年			
22年	3,682	128	369	254	107	84	16	958	26.0	
23	3,398	...	121	396	235	128	40	16	936	27.5	
24	3,376	123	305	191	135	71	14	839	24.9	
25	3,255	98	315	231	116	54	16	...	830	25.5	
26	3,348	103	320	200	148	37	13	821	24.5	
27	3,460	112	331	232	130	53	[858]	[24.8]	
28	3,034	106	303	198	116	[723]	[23.8]	
29	2,595	70	236	159	[465]	[17.9]	
30	2,481	66	232	[298]	[12.0]	
元	2,248	69	[69]	[3.1]	

イ 保護観察付一部執行猶予者

年次	保護観察開始人員(A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											計(B)	B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年			
28年	-	-	-	-	-	-	...	
29	248	-	34	25	[59]	[23.8]	
30	974	24	141	[165]	[16.9]	
元	1,419	46	[46]	[3.2]	

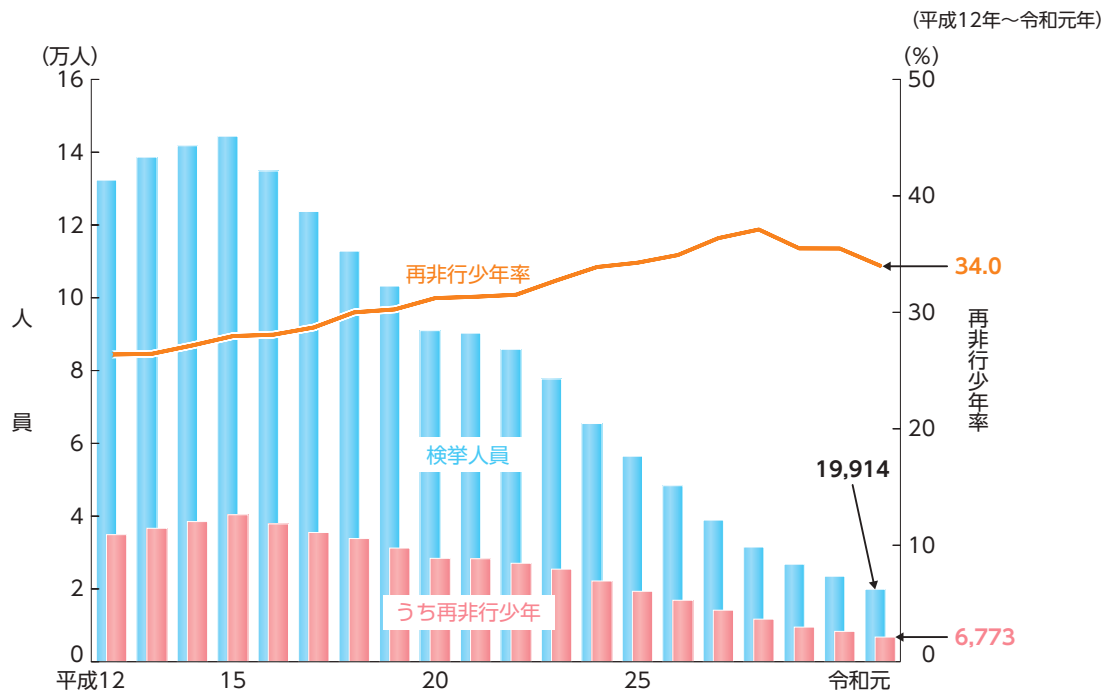
注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法行政部の資料による。
 2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。
 3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。
 4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

第5節 少年の再非行・再犯

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。）の人員及び**再非行少年率**（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**5-2-5-1図**のとおりである。再非行少年の人員は、平成9年から増加傾向にあったが、16年以降は毎年減少している。再非行少年率は、10年から28年まで上昇し続けていたが、29年以降低下し、令和元年は34.0%（前年比1.5pt低下）であった（CD-ROM 参照）。

5-2-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

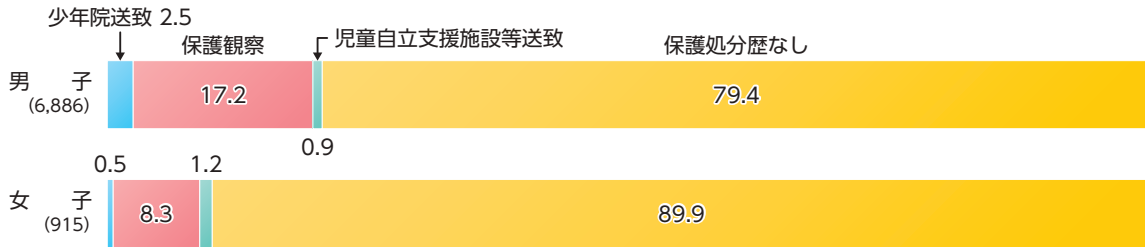
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和元年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り，交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると，5-2-5-2図のとおりである。

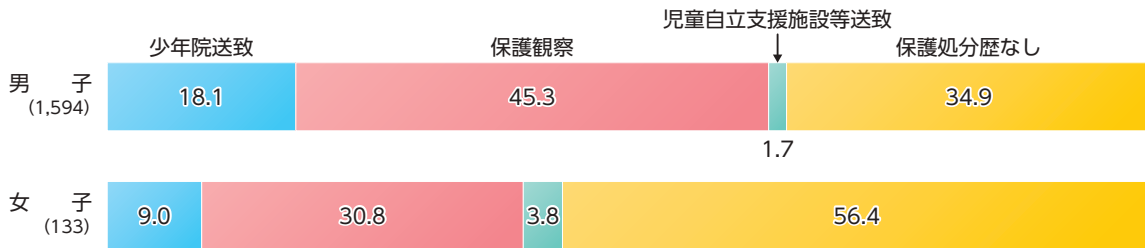
5-2-5-2図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和元年）

① 保護観察処分少年



② 少年院入院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は，児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合，少年院送致歴がある者は「少年院送致」に，それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に，児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 ()内は，実人員である。

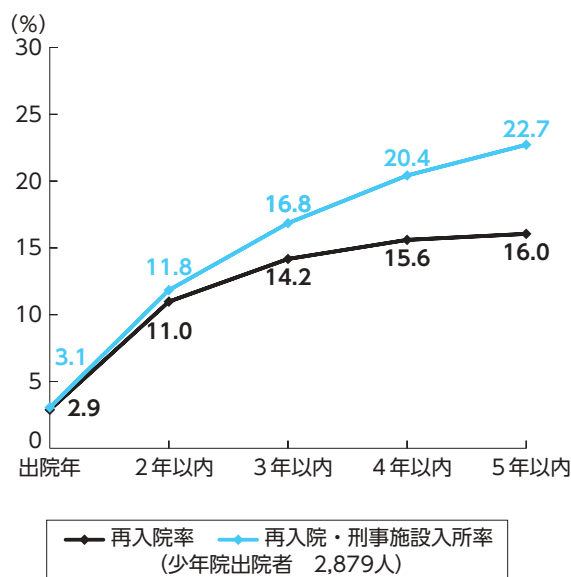
3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。例えば、2年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを2年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-3図は、平成27年の少年院出院者について、令和元年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、2年以内では11.0%、5年以内では16.0%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もともと、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、成年年齢に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では11.8%であるが、その後も緩やかに上昇しており、5年以内では22.7%であった。

5-2-5-3図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成27年)

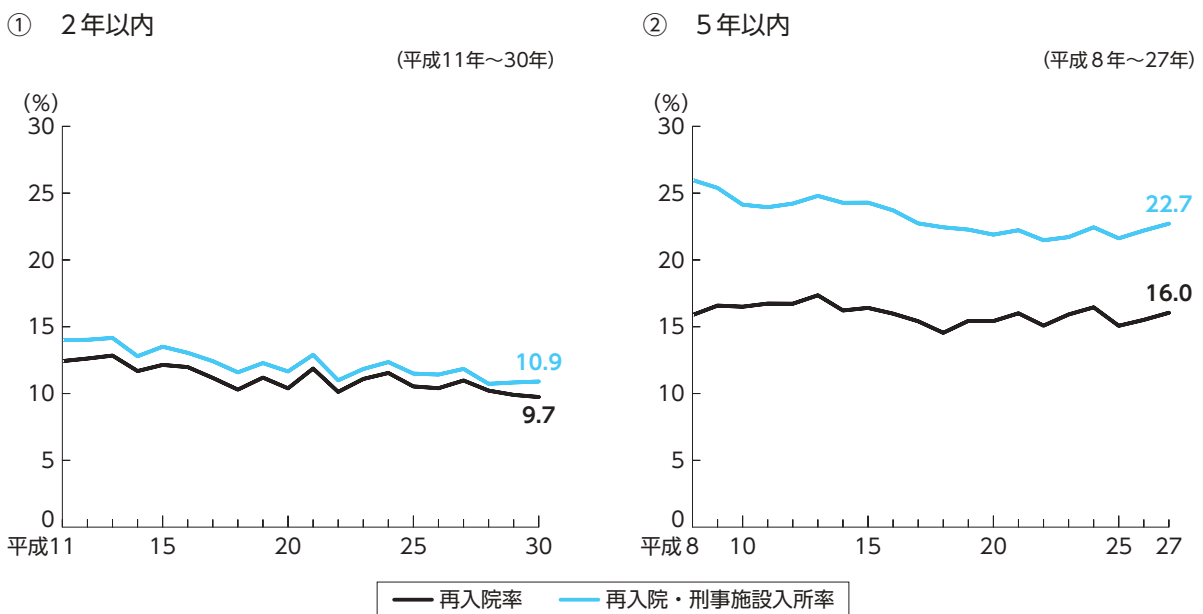


- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、平成27年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成27年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-4図①は、平成11年から30年の各年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は9～12%台で、再入院・刑事施設入所率は10～14%台でそれぞれ推移している。なお、30年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が9.9%、11.1%、女子が8.0%、8.7%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4図②は、平成8年から27年の各年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は14～17%台で、再入院・刑事施設入所率は21～25%台でそれぞれ推移している。なお、27年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が16.7%、23.9%、女子が8.2%、9.0%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-2-5-5表は、平成22年から令和元年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～18%台で推移しており、同年は16.8%（前年比0.3pt上昇）であった。他方、少年院仮退院者の再処分率は、18～23%台で推移しており、元年は18.8%（同1.5pt低下）であった。

5-2-5-5表 保護観察対象少年の再処分率の推移

(平成22年～令和元年)

① 保護観察処分少年

年次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通			
22年	16,552	17.1	0.2	...	0.5	0.2	0.7	8.1	7.4	0.2
23	16,067	16.8	0.1	...	0.4	0.1	0.6	8.6	7.0	0.1
24	15,614	18.8	0.2	...	0.5	0.2	0.8	9.2	7.9	0.1
25	14,333	17.6	0.1	...	0.4	0.3	0.6	8.6	7.5	0.1
26	13,782	16.4	0.2	...	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1
27	13,213	17.1	0.2	...	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	—	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,557	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2

② 少年院仮退院者

年次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通			
22年	4,020	21.0	0.2	...	0.3	0.1	0.7	14.0	5.7	0.1
23	3,882	18.9	0.2	...	0.2	0.2	0.5	12.6	5.1	0.1
24	3,681	23.1	0.1	...	0.3	0.1	0.6	15.9	6.1	—
25	3,354	21.2	0.2	...	0.2	0.1	0.4	14.2	5.8	0.1
26	3,312	20.8	0.3	...	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	—
27	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1

注 1 保護統計年報による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。

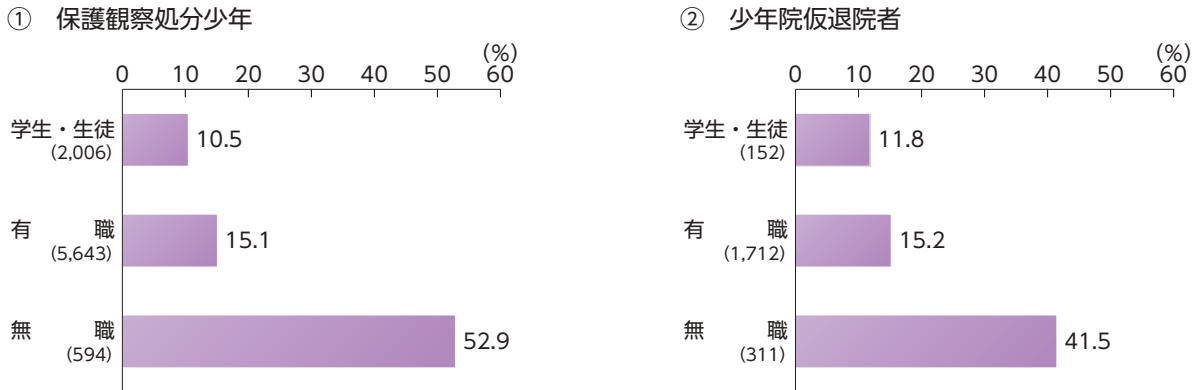
4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限り。）、交通関係4法令違反及び道路運送法違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。

5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和元年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、**5-2-5-6図**のとおりである。保護観察処分少年，少年院仮退院者共に，無職であった者は，有職又は学生・生徒であった者と比べて，再処分率が顕著に高い。

5-2-5-6図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

(令和元年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし，犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については，身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 4 「再処分率」は，保護観察終了人員のうち，保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については，その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 5 家事従事者，定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 6 () 内は，実人員である。

第6編

犯罪被害者



性犯罪被害相談電話#8103ポスター

【画像提供：警察庁長官官房】

第1章 統計上の犯罪被害

第2章 刑事司法における被害者への配慮

第1章

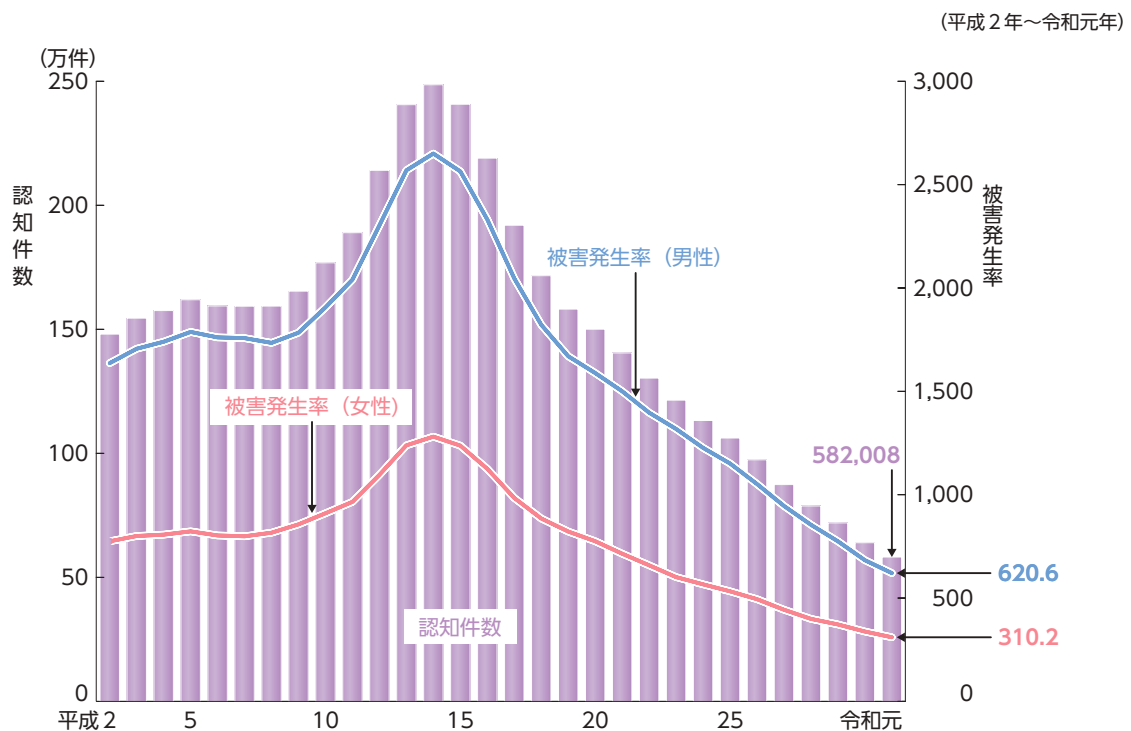
統計上の犯罪被害

この章において、「被害者」とは、犯罪により害を被った者をいうが、放火や公務執行妨害等の社会的・国家的法益が保護法益である犯罪については、家屋の放火により害を被った所有者や居住者等、公務執行妨害罪では暴行を受けた公務員等を「被害者」として扱う。

第1節 被害件数

6-1-1-1図は、人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下この章において同じ。）の推移（最近30年間）を見たものである。平成14年（認知件数248万6,055件、被害発生率1,950.1）までは増加・上昇傾向にあったが、同年をピークとして、それ以降は減少・低下し続け、令和元年は共に平成14年の約4分の1以下であった。また、男性の被害発生率は、いずれの年も女性の2倍以上である（CD-ROM 参照）。

6-1-1-1図 人が被害者となった刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

6-1-1-2表は、令和元年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見たものである。総数（この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計）に占める65歳以上の割合は、15.7%であるものの、罪名別では詐欺において高い（50.7%）。また、女性被害者の割合が最も高いのは、65歳以上であり、特に、強制性交等、強制わいせつ及び略取誘拐・人身売買以外では、詐欺の65歳以上の被害者に占める女性被害者の比率（74.2%）が最も高い。罪名別に見ると、殺人では、65歳以上の割合が28.5%と高く、強制性交等及び強制わいせつでは、女性被害者に占める30歳未満の割合が高い（強制性交等83.3%、強制わいせつ80.2%）。

6-1-1-2表 人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

(令和元年)

罪 名	総 数		13歳未満		13～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上	
	総	女性	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総 数	493,609 (100.0)	174,886 [35.4]	11,438 (2.3)	4,485 [39.2]	78,360 (15.9)	26,622 [34.0]	100,861 (20.4)	38,981 [38.6]	72,272 (14.6)	23,801 [32.9]	75,858 (15.4)	23,814 [31.4]	77,551 (15.7)	23,082 [29.8]	77,269 (15.7)	34,101 [44.1]
殺 人	944	409	77	38	48	23	121	54	107	33	136	49	186	62	269	150
強 盗	1,375	484	5	4	89	35	286	123	234	76	241	64	296	98	224	84
強制性交等	1,405	1,355	173	150	443	424	560	555	136	133	64	64	18	18	11	11
暴 行	30,276	13,605	1,044	413	2,932	1,360	6,909	3,634	5,905	2,818	5,697	2,458	4,834	1,671	2,955	1,251
傷 害	21,188	8,128	962	341	2,153	600	4,954	2,152	3,902	1,590	3,805	1,559	3,254	1,037	2,158	849
脅 迫	3,630	1,784	46	27	418	302	753	446	643	316	722	310	662	249	386	134
恐 喝	1,585	301	12	-	388	50	498	109	246	44	187	37	176	40	78	21
窃 盗	403,586	129,418	8,261	2,768	69,594	21,794	82,545	28,816	58,366	17,383	61,908	17,931	63,959	18,169	58,953	22,557
詐 欺	23,874	14,270	9	2	692	488	2,388	1,305	2,095	853	2,677	1,044	3,919	1,610	12,094	8,968
横 領	553	126	4	1	9	2	54	17	107	28	140	21	137	20	102	37
強 制 わいせつ	4,900	4,761	731	662	1,448	1,406	1,772	1,752	522	519	279	276	110	108	38	38
略取誘拐・ 人身売買	293	245	114	79	146	138	21	18	9	8	2	1	-	-	1	1

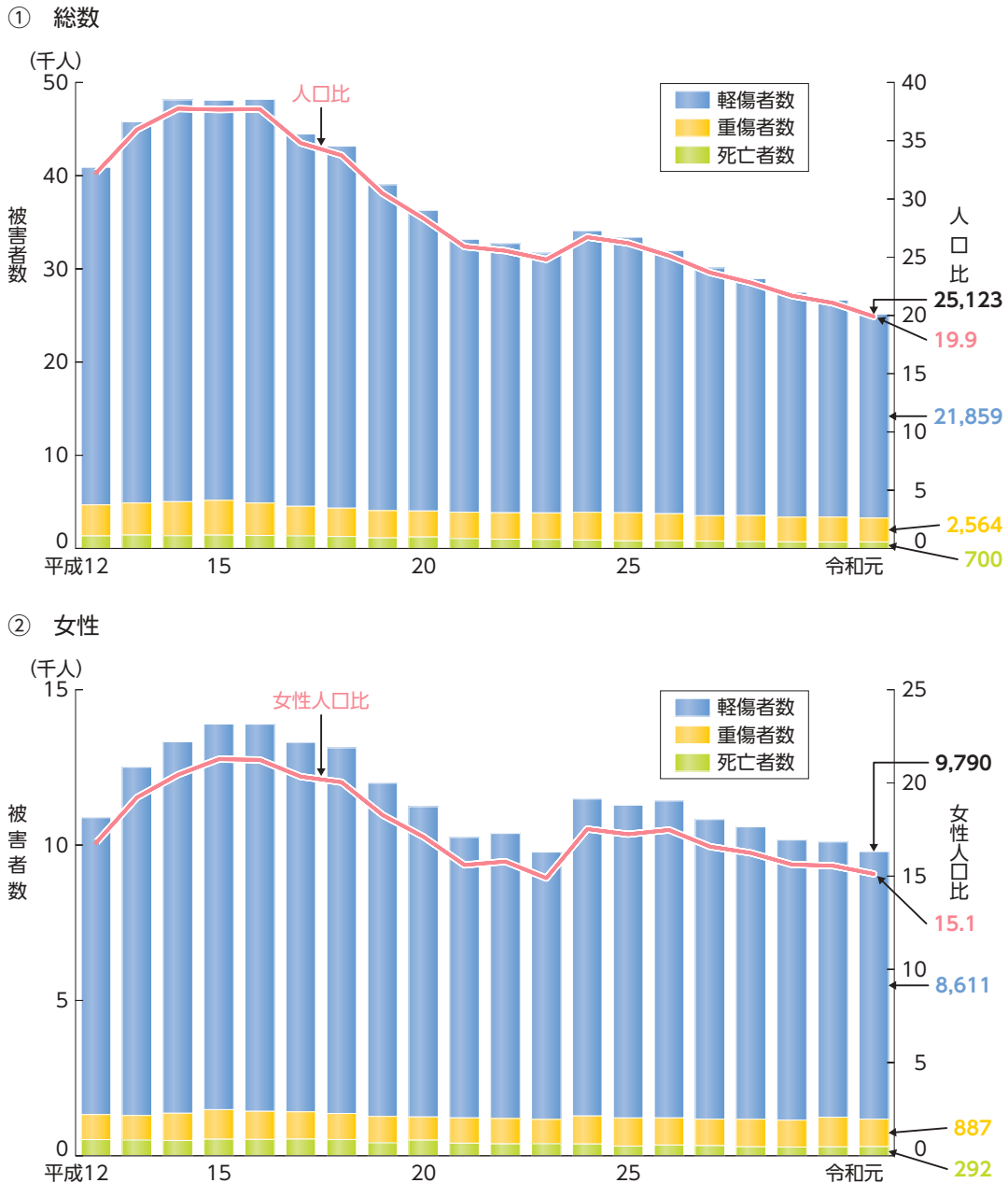
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 3 罪名の「総数」は、この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計である。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 () 内は、各年齢層の構成比である。
 6 [] 内は、女子比又は女性比である。

第2節 生命・身体への被害

6-1-2-1図は、生命・身体に被害をもたらした刑法犯について、被害者（死傷者）の人員及び人口比の推移（最近20年間）を見たものである。死傷者総数は平成16年（4万8,190人）、死亡者数は13年（1,441人）をピークに、それぞれその翌年から減少傾向にある。令和元年の死傷者総数は平成16年と比べて約2分の1、令和元年の死亡者数は平成13年と比べて2分の1以下であった。令和元年の死傷者総数のうち、女性の占める比率は、39.0%であった。

6-1-2-1図 生命・身体に被害をもたらした刑法犯 被害者数・人口比の推移（総数・女性別）

（平成12年～令和元年）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「重傷者」は、全治1か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治1か月未満の負傷者をいう。
 3 「人口比」は、人口10万人当たりの死傷者総数であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の死傷者総数である。

第3節 性犯罪被害

6-1-3-1表は、強制的性交等・強制わいせつの認知件数及び被害発生率の推移（最近10年間）を見たものである（なお、強制的性交等・強制わいせつに係る刑法改正については、第1編第1章第2節2項参照）。

6-1-3-1表 強制的性交等・強制わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

(平成22年～令和元年)

年次	強制的性交等				強制わいせつ			
	女性		男性		女性		男性	
	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
22年	1,293	2.0	…	…	6,905	10.5	163	0.3
23	1,193	1.8	…	…	6,767	10.3	162	0.3
24	1,266	1.9	…	…	7,144	10.9	177	0.3
25	1,409	2.2	…	…	7,446	11.4	208	0.3
26	1,250	1.9	…	…	7,186	11.0	214	0.3
27	1,167	1.8	…	…	6,596	10.1	159	0.3
28	989	1.5	…	…	5,941	9.1	247	0.4
29	1,094	1.7	15	0.0	5,610	8.6	199	0.3
30	1,251	1.9	56	0.1	5,152	7.9	188	0.3
元	1,355	2.1	50	0.1	4,761	7.4	139	0.2

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 「強制的性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制的性交等及び同改正前の強姦をいう。
 5 男性の「強制的性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月13日以降のものである。

第4節 財産への被害

6-1-4-1表は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領（被害者が法人その他の団体である場合を含む。以下この節において「財産犯」と総称する。）について、認知件数（被害がない場合を含む。）及び被害額の推移（最近10年間）を見たものである。令和元年の被害総額は、約1,193億円（現金被害額は約696億円）であり、これを罪名別に見ると、窃盗によるものが財産犯による被害総額全体の53.1%を占め、次いで、詐欺によるものが39.3%であった。同年の現金被害額は、詐欺によるものが最も多く、財産犯による現金被害総額の6割以上を占めている。

6-1-4-1表 財産犯 認知件数・被害額（罪名別）の推移

（平成22年～令和元年）

年次	強盗			窃盗			詐欺			恐喝			横領			遺失物等横領		
	認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額	
		現金被害額			現金被害額			現金被害額			現金被害額			現金被害額			現金被害額	
22年	4,051	11.7	9.9	1,229,059	1,125.7	228.7	37,659	406.9	366.7	5,233	13.4	11.9	1,763	141.5	112.5	55,867	4.2	1.1
23	3,695	14.7	12.7	1,152,492	1,115.6	226.6	34,720	469.2	433.8	4,329	12.1	9.5	1,699	108.1	95.8	48,743	4.2	1.4
24	3,691	8.3	4.2	1,059,131	1,009.2	206.5	34,762	841.8	809.8	4,181	11.6	10.0	1,754	89.8	79.0	39,753	4.6	1.2
25	3,324	8.0	6.1	981,233	965.2	201.0	38,302	775.4	745.2	3,621	10.2	9.3	1,714	111.0	101.3	33,114	3.4	1.3
26	3,056	6.8	5.4	897,259	814.6	176.2	41,523	846.3	810.4	3,041	7.0	6.5	1,723	142.2	132.0	29,534	3.5	1.4
27	2,426	4.5	2.3	807,560	766.6	184.7	39,432	760.9	687.4	2,614	14.2	8.6	1,536	63.2	55.1	26,500	3.5	1.6
28	2,332	8.4	4.0	723,148	706.0	186.1	40,990	665.3	639.3	2,162	9.2	7.0	1,513	80.6	73.4	22,979	3.6	1.7
29	1,852	9.6	7.1	655,498	666.6	182.1	42,571	609.8	570.8	1,946	7.9	7.2	1,413	54.6	46.7	20,408	3.1	1.5
30	1,787	7.3	5.7	582,141	579.7	167.5	38,513	622.9	463.4	1,753	11.2	8.7	1,449	77.3	55.3	18,522	3.6	2.0
元	1,511	4.0	3.0	532,565	633.2	191.3	32,207	469.5	426.0	1,629	9.9	9.1	1,397	72.7	63.6	15,857	3.9	2.5

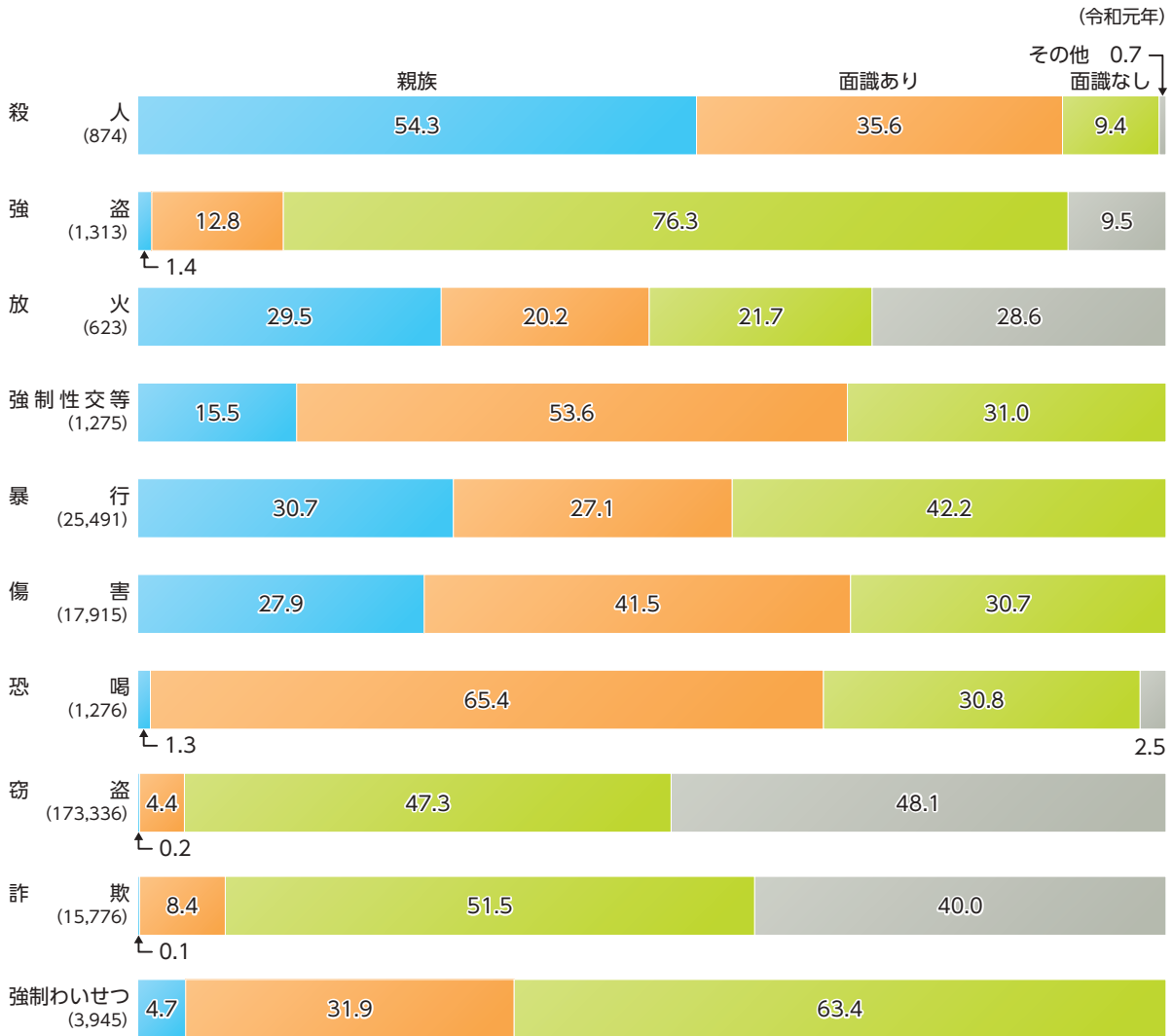
（金額の単位は、億円）

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。
 3 「認知件数」は、被害がない場合を含む。

第5節 被害者と被疑者の関係

6-1-5-1図は、令和元年における検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、主な罪名ごとに、被害者と被疑者との関係別の構成比を見たものである。

6-1-5-1図 刑法犯 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がいない場合である（殺人の「その他」は、全て殺人予備におけるものである。）
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 () 内は、件数である。

第6節 国外における日本人の犯罪被害

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人の犯罪被害は、平成30年（2018年）は、4,768件（前年比5.2%増）、その被害者数は、4,321人（同8.3%減）であり、罪名別に犯罪被害件数を見ると、**6-1-6-1表**のとおりである（外務省領事局の資料による。）。

6-1-6-1表 国外における日本人の犯罪被害件数の推移

（平成30年（2018年））

総数	殺人	傷害・暴行	強制性交等・強制わいせつ	脅迫・恐喝	強盗	窃盗	詐欺	誘拐	その他
4,768 (100.0)	8 (0.2)	98 (2.1)	36 (0.8)	53 (1.1)	207 (4.3)	3,968 (83.2)	313 (6.6)	－	85 (1.8)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
2 「その他」は、テロを含む。
3 () 内は、構成比である。

平成30年（2018年）における国外での日本人の犯罪被害による死亡者数は9人（前年比4人減）、負傷者数は146人（同12人増）であった（外務省領事局の資料による。）。

国外においてテロの被害に遭った日本人の死傷者数の推移（最近10年間）は、**6-1-6-2表**のとおりである。

6-1-6-2表 国外における日本人のテロ被害死傷者数の推移

（平成21年（2009年）～30年（2018年））

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
総数	1	3	－	－	11	－	10	10	－	－
死亡者数	－	－	－	－	10	－	6	7	－	－
負傷者数	1	3	－	－	1	－	4	3	－	－

- 注 外務省領事局の資料による。

第2章

刑事司法における
被害者への配慮

刑事司法の各分野においては、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づき、平成28年4月に策定された**第3次犯罪被害者等基本計画**（計画期間は令和2年度末まで）を踏まえながら、犯罪被害者等のための各種の施策・取組を実施している。

第1節 刑事手続における被害者の関与

1 被害申告及び告訴

被害者は、捜査機関に対して被害届を提出するなどして被害を申告することができるほか、検察官又は司法警察員に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。被害の申告及び告訴は、いずれも捜査機関等にとって捜査の端緒となるものであるが、名誉毀損、器物損壊等の親告罪については、告訴が訴訟条件とされており、告訴がなされない場合又は告訴がなされた後に取り消された場合は、検察官は、公訴を提起することができない。親告罪の告訴については、原則として犯人を知った日から6か月の期間を経過したときはこれを行うことができないと定められているが、強制わいせつ等の性犯罪については、告訴をするか否かの判断を迫られることなどにより被害者に生じる精神的負担を解消するため、平成29年法律第72号による刑法の改正（平成29年7月施行）により非親告罪化がなされた。

2 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知

検察官は、告訴等があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならない。また、不起訴処分をした場合において、告訴人等から請求があるときは、速やかにその理由を告げなければならない。

さらに、検察官等は、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項について通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、公訴事実の要旨、不起訴理由の骨子、公判経過等についても通知を行っている。令和元年においては、事件の処理結果について延べ5万6,199件、公判期日について延べ2万4,253件、裁判結果について延べ4万1,227件の各通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。

3 不起訴処分に対する不服申立制度

公訴権は、原則として検察官に付与されているが、検察官の不起訴処分に対する不服申立制度として、検察審査会に対する審査申立て及び管轄地方裁判所に対する付審判請求（「準起訴手続」ともいう。）の制度がある。

（1）検察審査会に対する審査申立て

検察審査会（現在、全国に165か所が設置されている。）は、選挙人名簿に基づきくじで選定された11人の検察審査員（任期6か月）により組織され、申立てにより又は職権で、検察官の不起訴処分の審査を行い、「起訴相当」、「不起訴不当」又は「不起訴相当」の議決を行う。

検察審査会法（昭和23年法律第147号）の改正（平成16年法律第62号。平成21年5月施行）により、検察審査会が「起訴相当」の議決を行った事件につき、検察官が再度不起訴処分にした場合又は一定期間内に公訴を提起しなかった場合には、検察審査会は、再審査を行わなければならない。その結果、「起訴をすべき旨の議決」（起訴議決）を行ったときは、公訴が提起されることとなる。この場合、公訴の提起及びその維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、検察官の職務を行う。

検察審査会における事件（再審査事件を含まない。）の受理・処理人員の推移（最近5年間）は、**6-2-1-1表**のとおりである。令和元年における受理人員のうち、刑法犯（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する自動車運転過失致死傷を含む。）は1,429人であり、罪名別に見ると、傷害が197人と最も多く、次いで、職権濫用（183人）、文書偽造（176人）、詐欺（130人）の順であった。特別法犯（自動車運転死傷処罰法違反を含む。）は356人であり、同法違反が186人と最も多かった（いずれも延べ人員。最高裁判所事務総局の資料による。）。

6-2-1-1表 検察審査会の事件の受理・処理人員の推移

（平成27年～令和元年）

年次	受 理			処 理					未 済
	総 数	申立て	職 権	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他	
27年	2,209	2,174	35	2,171	4	118	1,801	248	836
28	2,191	2,155	36	2,343	3	101	2,023	216	684
29	2,544	2,507	37	2,274	1	67	1,895	311	954
30	2,242	2,215	27	2,329	3	81	1,958	287	867
元	1,797	1,733	64	2,068	9	134	1,640	285	596

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 被疑者数による延べ人員であり、再審査事件を除く。
 3 「その他」は、審査打ち切り、申立却下及び移送である。
 4 「未済」は、各年12月31日現在の人員である。

検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がされた事件について、検察官が執った事後措置の推移（最近5年間）を、原不起訴処分の理由別に見ると、**6-2-1-2表**のとおりである。

6-2-1-2表 起訴相当・不起訴不当議決事件 事後措置状況の推移（原不起訴処分の理由別）

（平成27年～令和元年）

年次	措置済総人員				原不起訴処分											
					起訴猶予				嫌疑不十分				その他			
	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率
27年	121	20	101	16.5	16	7	9	43.8	103	13	90	12.6	2	-	2	-
28	66	13	53	19.7	14	3	11	21.4	49	10	39	20.4	3	-	3	-
29	85	5	80	5.9	6	2	4	33.3	79	3	76	3.8	-	-	-	...
30	84	21	63	25.0	14	5	9	35.7	66	16	50	24.2	4	-	4	-
元	110	21	89	19.1	13	4	9	30.8	92	17	75	18.5	5	-	5	-

注 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 「総数」、「起訴」及び「不起訴維持」は、被疑者数による延べ人員である。

3 「起訴猶予」、「嫌疑不十分」及び「その他」は、原不起訴処分の理由である。「その他」は、嫌疑なし、罪とならず、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

検察審査会法施行後の昭和24年から令和元年までの間、検察審査会では、合計で延べ17万7,405人の処理がされ、延べ1万8,592人（10.5%）について起訴相当又は不起訴不当の議決がされている。このうち、検察官により起訴された人員は、延べ1,623人であり、1,444人が有罪（自由刑524人、罰金刑920人）、102人が無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）を言い渡されている（最高裁判所事務総局の資料による。）。

また、検察審査会の起訴相当の議決がされた後、検察官が不起訴維持の措置を執り、検察審査会が再審査した事件のうち、平成21年から令和元年までに再審査が開始されたのは、延べ27人であり、起訴議決に至ったものは延べ14人、起訴議決に至らなかった旨の議決は延べ13人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

平成21年から令和元年までの間、検察審査会の起訴議決があり、公訴の提起がなされて裁判が確定した事件の人員は10人（有罪2人（自由刑1人、罰金刑1人）、無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）8人）であった（法務省刑事局の資料による。）。

（2）付審判請求

付審判請求は、公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分に不服があるときに、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認める制度である。地方裁判所は、その請求に理由があるときは、事件を裁判所の審判に付する旨の決定を行い、この決定により、その事件について公訴の提起があったものとみなされ、公訴の維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、その事件について検察官の職務を行う。

令和元年における付審判請求の新規受理人員は394人、処理人員は339人であり、付審判決定があった者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

また、刑事訴訟法施行後の昭和24年から令和元年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件の裁判が確定した件数は22件であり、うち13件が無罪（免訴を含む。）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

4 公判段階における被害者等の関与

(1) 被害者参加制度

被害者参加制度により、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等は、裁判所の決定により被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項に関して証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

被害者参加人は、刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合、資力に応じて、法テラスを經由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる。また、公判期日等に出席した被害者参加人は、被害者参加旅費等の支給を受けることができる（同旅費等に関する事務は法テラスが行う）。

通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-3表**のとおりである。

6-2-1-3表 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

(平成27年～令和元年)

年次	被害者参加		証人尋問	被告人問	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への委託	国選弁護士への委託
27年	1,379	(417)	269	604	687	249	87	1,081	533
28	1,400	(400)	228	629	708	258	107	1,102	580
29	1,380	(333)	196	560	667	276	115	1,060	553
30	1,485	(363)	221	605	698	362	149	1,184	649
元	1,466	(320)	204	623	723	318	106	1,157	602

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加の申出があった終局人員のうち、それぞれの被害者参加制度において、被害者参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。（ ）内は、そのうち、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件におけるものである。

3 「論告・求刑」は、刑事訴訟法316条の38に規定された事実・法律適用に関する意見陳述をした被害者等の数（延べ人員）である。

(2) 被害者等・証人に配慮した制度

ア 被害者等の意見陳述・証人の保護等

被害者等は、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又は、これに代えて意見を記載した書面を提出することができる。

公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、証人を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、適当と認める者を証人に付き添わせる制度がある。これらの制度は、被害者等が公判期日において意見を陳述する場合においても適用される。

刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度としては、**被害者特定事項秘匿決定**及び証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請がある。

被害者特定事項秘匿決定は、性犯罪に係る事件や犯行の態様、被害の状況その他の事情により、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（以下アにおいて「被害者特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められる事件について、被害者等からの申出があり、裁判所が、それを相当と認めるときに、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨を決定するものである。証拠開示の際の被害者特定

事項の秘匿要請は、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められるなどの場合に、検察官が、証拠を開示する際に、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人等に知られないように求めるものである。

また、平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正により、①**証人等特定事項秘匿決定**（証人等からの申出により、裁判所が、証人等の氏名、住所等の証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないこととする決定）の制度、②証人等の氏名等の開示について、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、検察官が弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができるとする制度が導入された上、③一定の場合には、証人を同一構内（裁判官等の在席する場所と同一の構内）以外の場所に出頭させてビデオリンク方式により証人尋問を行うことができるようになった（①及び②は平成28年12月施行、③は30年6月施行）。

意見陳述、証人の保護（遮へい、ビデオリンク及び付添い）、被害者特定事項秘匿決定及び証人等特定事項秘匿決定の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

イ 刑事和解及び損害賠償命令制度

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者間の当該被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、共同して、その合意の内容を当該被告事件の公判調書に記載することを求める申立てができる。これが公判調書に記載された場合には、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有し（**刑事和解**）、被告人がその内容を履行しないときは、被害者等はこの公判調書を利用して強制執行の手続を執ることができる。

また、一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度（**損害賠償命令制度**）が実施されている。

刑事和解及び損害賠償命令制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

ウ 記録の閲覧・謄写

裁判所は、被害者等には原則として公判記録の閲覧・謄写を認めることとされている上、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のために必要があり、相当と認めるときは、閲覧・謄写を認めることとされている。被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

不起訴事件の記録については、原則として非公開であるが、被害者等が民事訴訟において損害賠償請求権その他の権利を行使するために実況見分調書等の客観的証拠が必要と認められる場合等には、検察官は、関係者のプライバシーを侵害するなど相当でないと思われる場合を除き、これらの証拠の閲覧・謄写を許可している。また、被害者参加制度の対象事件については、被害者等が「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、不起訴事件の記録中の客観的証拠については、原則として、閲覧が認められている。

6-2-1-4表 被害者等・証人に配慮した制度の実施状況の推移

(平成27年～令和元年)

年次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護			被害者特定事項秘匿決定	証人等特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償命	公判記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオリンク	付添い					
27年	1,200	615	1,563	290 (…)	141	3,822	…	17	307	1,461
28	1,181	616	1,623	303 (…)	128	3,976	4	23	306	1,486
29	1,072	526	1,105	225 (…)	78	3,351	116	26	295	1,254
30	1,169	546	1,461	317 (15)	144	3,846	174	18	309	1,281
元	1,129	544	1,505	341 (23)	118	4,025	240	18	317	1,180

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
- 2 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」、「刑事和解」及び「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、平成28年まではそれぞれの措置を執る決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している。なお、28年以前に決定等がなされ、かつ、29年にその事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。
- 3 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」及び「証人等特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等又は証人の数（延べ人員）である。
- 4 「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
- 5 「損害賠償命令」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。
- 6 「公判記録の閲覧・謄写」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。
- 7 「証人等特定事項秘匿決定」は、制度が開始した平成28年12月からの数値を計上している。
- 8 「ビデオリンク」内の（ ）は、証人を同一構内以外の場所に出頭させ証人尋問が行われた証人の数であり、内数である。なお、制度が開始した平成30年6月からの数値を計上している。

5 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与

被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設からの連絡に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知している（**被害者等通知制度**）。令和元年は、刑の執行終了予定時期について延べ1万6,420件（目撃者等に対する通知を含む。）、刑事施設における処遇状況について延べ1万8,195件、受刑者の釈放について延べ2,847件（目撃者等に対する通知を含む。）、全部又は一部執行猶予の言渡しの取消しについて延べ176件の通知がそれぞれ行われた（法務省刑事局の資料による。）。

また、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるため、被害者等が特に通知を希望する場合で、検察官が相当と認めるときには、受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等についての通知を行う制度も実施されており、令和元年は、417人に対して通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。

更生保護においては、①地方更生保護委員会が、仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所が、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ被害者等に通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、②地方更生保護委員会が、刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見等を聴取する**意見等聴取制度**、③保護観察所が、被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝達する**心情等伝達制度**、④主に保護観察所が、被害者等からの相談に応じ、関係機関等の紹介等を行う**相談・支援**の制度が実施されている。

令和元年における運用状況は、①のうち、仮釈放審理に関する事項について延べ4,082件、保護観察状況に関する事項について延べ6,624件（保護処分を受けた少年の仮退院審理・保護観察状況に関する通知については、本節6項参照）、②が延べ336件（うち仮退院の審理における件数32件）、③が延べ158件（うち加害者が保護処分のもの件数38件）、④が延べ1,366件であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、平成30年7月から、保護観察所において、心神喪失者等医療観察法に定める対象行為（第4編第9章第3節1項参照）の被害者等が希望する場合には、被害者等に対し、対象者の処遇段階等に関する情報を提供しており、令和元年における情報提供件数は11件であった（法務省保護局の資料による。）。

6 少年事件における被害者等への配慮

少年事件については、少年法により、被害者等による少年事件記録の閲覧・謄写の制度、被害者等からの意見の聴取の制度、被害者等に対する審判結果等の通知の制度、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度及び家庭裁判所が被害者等に対して審判の状況を説明する制度がある。令和元年に、被害者等から申出がなされた人員は、少年事件記録の閲覧・謄写が925人（うち相当と認められた人員903人）、意見の聴取が251人（同240人）、審判結果等の通知が870人（同869人）であった。また、同年に、少年審判の傍聴が認められた件数・人員は20件・37人であり、審判状況の説明を受けた被害者等の人員は280人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

このほか、保護処分を受けた少年の処遇状況等に関する事項についても、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合には、少年院の長は、加害少年が収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、出院年月日・出院事由等について、地方更生保護委員会は、仮退院審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ通知を行っている。令和元年においては、少年院での処遇に関する事項について延べ261件、仮退院審理に関する事項について延べ144件、保護観察状況に関する事項について延べ566件の各通知が行われた（法務省矯正局及び保護局の資料による。）。また、少年事件においても、意見等聴取、心情等伝達及び相談・支援の各制度が実施されている（制度の概要及び運用状況については、本節5項参照）。

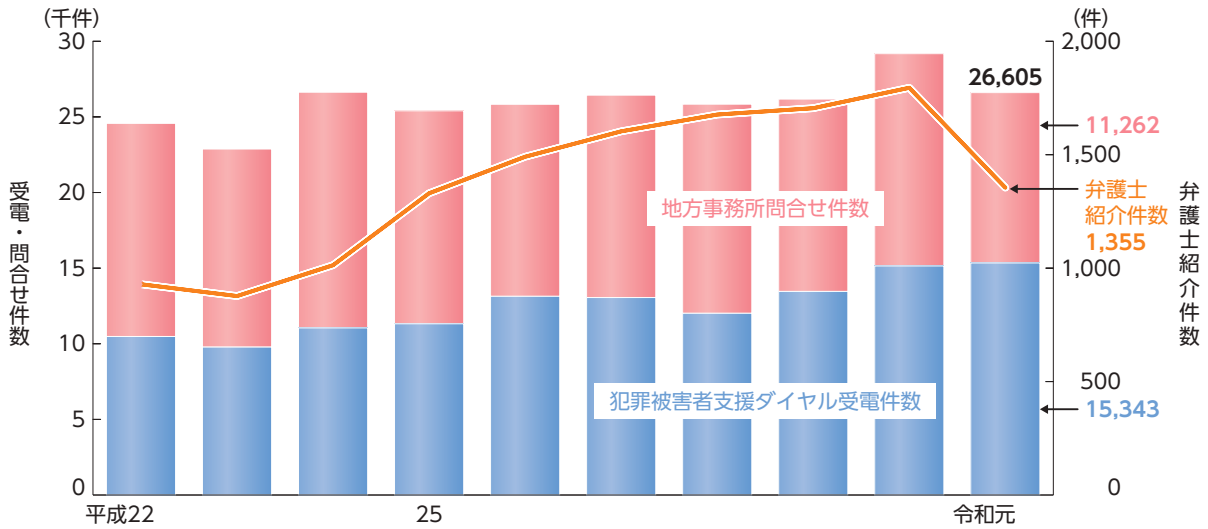
7 法テラスによる被害者等に対する支援

法テラス（第2編第1章2項参照）は、被害者等に対する支援業務を行っている。その業務内容は、電話及び各地方事務所を通じて、刑事手続への適切な関与、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、被害者等の支援について理解や経験のある弁護士の紹介等を行うものである。また、法テラスは、被害者参加制度が開始されてからは、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知するなどの業務も行っている。法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移（最近10年間）については、**6-2-1-5図**のとおりであり、令和元年度における犯罪被害者支援ダイヤルでの受電件数は1万5,343件（前年比198件増）、地方事務所での犯罪被害・刑事手続等の問合せ件数は1万1,262件（同2,773件減）であり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は1,355件（同440件減）であった。また、元年度の被害者参加人からの国選被害者参加弁護士選定請求件数は、595件（請求人員延べ727人）であり、罪名別にその件数を見ると、強制性交等・強制わいせつ等316件（53.1%）、傷害80件（13.4%）、殺人（自殺関与・同意殺人を含まない）74件（12.4%）、過失運転致死傷等56件（9.4%）であった（法テラスの資料による。）。

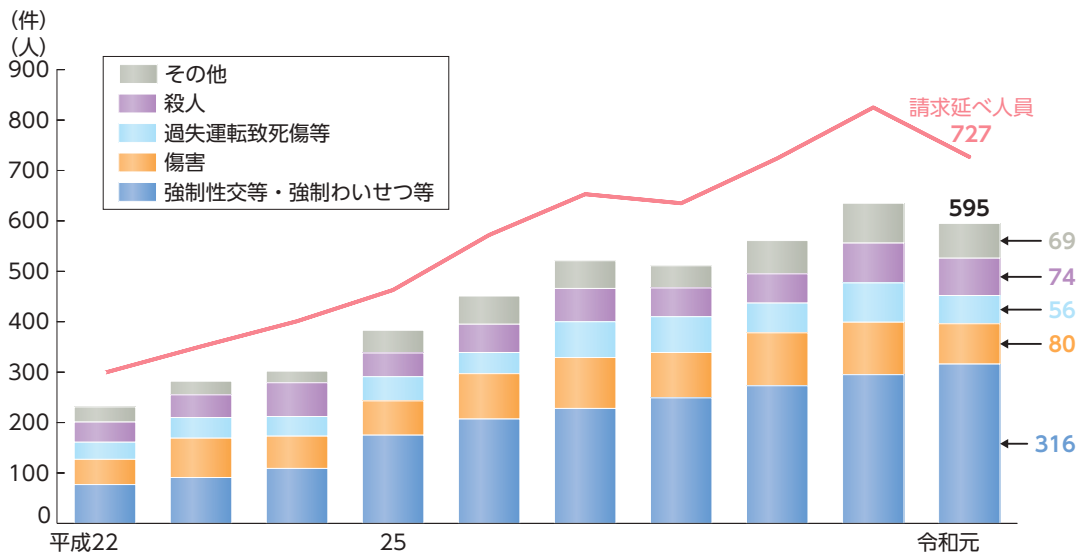
6-2-1-5図 法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移

(平成22年度～令和元年度)

① 被害者等支援業務



② 国選被害者参加弁護士選定請求件数（罪名別）・請求延べ人員



注 1 法テラスの資料による。

注 2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

注 3 「殺人」は、自殺関与・同意殺人を含まない。

また、平成28年法律第53号による総合法律支援法（平成16年法律第74号）の改正により、平成30年1月から、法テラスにおいて、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及び配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」の被害者に対し、必要な法律相談を実施することを内容とする「DV等被害者法律相談援助」が実施されている（児童虐待、配偶者間暴力及びストーカー犯罪については、第4編第5章参照）。令和元年度におけるDV等被害者法律相談援助の実施件数は832件であった（法テラスの資料による。）。

8 地方公共団体における被害者支援に向けた取組

平成28年4月に策定された第3次犯罪被害者等基本計画の下、地方公共団体において、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置や、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画・指針の策定が行われている。令和2年4月1日現在、全国全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されている上、37都道府県、12指定都市及び558市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この章において同じ。）において、犯罪被害者等に関する条例が制定され、44都道府県、14指定都市及び110市町村において、犯罪被害者等に関する計画・指針が策定されている（警察庁長官官房の資料による。）。

第2節 犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等

1 犯罪被害給付制度

犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対しては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、**犯罪被害者等給付金**が支給される。平成30年4月には、幼い遺児がいる場合の遺族給付金の増額、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化、親族間での犯罪被害に係る減額・不支給事由の抜本的見直しが実施された。令和元年の犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る犯罪被害者数は316人（裁定件数393件）であり、裁定総金額は約10億2,936万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

2 国外犯罪被害弔慰金等の支給制度

平成28年11月から、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づき、国外での犯罪により、死亡した国外犯罪被害者（国外で犯罪被害を受けた日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。）をいう。以下同じ。）の遺族には**国外犯罪被害弔慰金**として被害者一人当たり200万円が、障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者には**国外犯罪被害障害見舞金**として一人当たり100万円が、それぞれ支給される。令和元年度において、国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪被害者数は、5人（裁定件数7件）であり、裁定総金額は1,000万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

3 被害回復給付金支給制度

組織的犯罪処罰法により、財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等（犯罪被害財産）について、一定の場合にその没収・追徴を行うことができ、また、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により、没収・追徴した犯罪被害財産や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、被害者等に対し、**被害回復給付金**が支給される。令和元年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは19件であり、開始決定時における給付資金総額は約2億7,781万円であった（官報による。）。

4 被害回復分配金支払制度

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為の被害者に対する**被害回復分配金**の支払等のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めており、これにより、特殊詐欺やいわゆるヤミ金融等による財産的被害の迅速な回復が図られている。令和元年度に金融機関から被害者に対して支払われた被害回復分配金の総額は、約6億9,673万円であった（預金保険機構の資料による。）。

5 自動車損害賠償保障制度

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることなどを目的としている。自動車損害賠償保障制度の中核となっているのは、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下この項において「自賠責保険等」という。）である。

さらに、自賠責保険等を補完するものとして、政府が行っている自動車損害賠償保障事業がある。これは、加害者を特定できない「ひき逃げ事故」や有効な自賠責保険等が締結されていない「無保険」（無共済を含む。以下この項において同じ。）の自動車による事故の場合には、自賠責保険等による救済を受けられないため、政府が被害者に対して損害額をてん補するものであり、その保障金は、同事業が行う損害のてん補の基準に基づき支払われる。平成30年度の自動車損害賠償保障事業による保障金は、ひき逃げ事故について642人、無保険車による事故について209人に支払われた。支払額は、死亡者一人当たり平均約1,948万円、負傷者一人当たり平均約60万円であった（国土交通省自動車局の資料による。）。

6 地方公共団体による見舞金制度等

一部の地方公共団体は、犯罪被害者等に対する見舞金支給制度や生活資金の貸付制度を導入している。令和2年4月1日時点で、犯罪被害者等を対象とする見舞金支給制度を導入している地方公共団体は、2都道府県、5指定都市及び303市町村であり、貸付制度を導入している地方公共団体は、3都道府県及び11市町村であった（警察庁長官官房の資料による。）。

第3節 人身取引被害者保護

人身取引は重大な人権侵害であり、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議により、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、**人身取引対策行動計画2014**が策定され、労働搾取を目的とした人身取引の防止や男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供等の保護機能の強化等の施策が掲げられている。

発見された女性の人身取引被害者については、必要に応じ、婦人相談所が一時保護を行い、又は民間シェルター等に一時保護を委託するなどして、その保護を行っており、平成30年度においては、婦人相談所が一時保護を行った被害者数は3人であり、婦人相談所が民間シェルター等に一時保護を委託した被害者はいなかった。なお、婦人相談所が民間シェルター等に人身取引被害者の一時保護委託を実施するようになった17年度以降に一時保護された人身取引被害者は、累計415人である（厚生労働省子ども家庭局の資料による。）。また、外国人の人身取引被害者については、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にあっても、在留特別許可による法的地位の安定化を図っており、令和元年には、入管法違反の状態にあった5人（平成17年以降の累計で186人）の人身取引被害者全員に在留特別許可がなされた（出入国在留管理庁の資料による。）。

このほか、**国際移住機関（IOM）**は、警察、出入国在留管理庁、婦人相談所等と連携し、人身取引被害者に対する帰国支援等の事業を行っており、令和元年には1か国9人（同事業が開始された平成17年5月以降の累計で9か国331人）に対する帰国・社会復帰支援が行われた（国際移住機関の資料による。）。

第7編

特集—薬物犯罪



麻薬・覚醒剤乱用防止運動パンフレット
(令和元年度) 表紙
【画像提供：厚生労働省医薬・生活衛生局】



麻薬探知犬の活動の様子
【写真提供：財務省関税局】



「薬物依存症からの回復をみんなで支える
地域ネットワーク（連携事例集）」表紙
【画像提供：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部】

- 第1章 はじめに
- 第2章 薬物の概要
- 第3章 薬物関係法令の変遷
- 第4章 薬物犯罪・非行の動向等
- 第5章 薬物事犯者の処遇等
- 第6章 特別調査
- 第7章 国際的な薬物犯罪対策等
- 第8章 おわりに

第1章 はじめに

我が国は、諸外国と比べて、覚醒剤等の薬物を使用した経験のある人の比率が相当に低く、一般人口における薬物汚染の程度は小さい（7-7-1-1表参照）。しかしながら、薬物が使用者の精神・身体に与える影響は大きく（次章参照）、薬物の使用が他の犯罪を引き起こし得ること、薬物の密売による利益が暴力団の資金源となっていることなどを考えると、薬物犯罪の撲滅は重要な課題であると言える。

近年、刑法犯を中心に、犯罪の認知件数が減少の一途をたどっているが、薬物犯罪に目を向けると、薬物犯罪の中で最も検挙人員の多い覚醒剤取締法違反については、検挙人員が減少傾向にあるものの、令和元年においても8,730人といまだ高い水準を維持している一方（7-4-1-2図参照）、若年層を中心に大麻取締法違反の検挙人員が急増している（7-4-1-5図参照）。また、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の5年以内再入率は、窃盗と共に、他の罪名の出所受刑者と比べて高く（5-2-3-8図参照）、再犯防止対策の観点からも、薬物犯罪への対応は急務である。

我が国では、**犯罪対策閣僚会議**が随時開催する**薬物乱用対策推進会議**において、薬物乱用防止対策を策定し、関係各省庁が連携してその推進に当たっている。「**第五次薬物乱用防止五か年戦略**」（平成30年8月薬物乱用対策閣僚会議策定）では、三つの視点、すなわち、①国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策の強化、②未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応の強化及び③関係機関との連携を通じた乱用防止対策の強化に基づき、五つの目標、すなわち、①青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止、②薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止、③薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止、④水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止並びに⑤国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止が掲げられ、種々の施策が推進されている。刑事司法分野では、28年に刑の一部執行猶予制度の運用が開始されたほか（本編第3章第8節3項参照）、刑事施設や保護観察所等では、薬物事犯者に対する処遇や治療・支援の充実が図られている（同編第5章各節参照）。また、薬物事犯者の再犯防止や社会復帰に向けた取組は、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」（同年7月犯罪対策閣僚会議決定。第5編第1章第1節参照）、「再犯防止推進計画」（29年12月閣議決定。同章第2節2項参照）、前記「第五次薬物乱用防止五か年戦略」等に盛り込まれ、着実な進展を見せている。

法務総合研究所では、平成期以降においては、平成7年版犯罪白書特集「薬物犯罪の現状と対策」で薬物犯罪について取り上げ、その後も、折に触れて、薬物犯罪の動向や薬物事犯者の処遇・再犯防止対策を紹介してきた（法務総合研究所が行った薬物犯罪及び薬物事犯者に関する近時の主要な研究は、7-1-1表のとおりである。）。今後の薬物犯罪対策及び薬物事犯者の処遇・再犯防止対策を立案・実施していくに当たり、薬物犯罪の動向や薬物事犯者に対する処遇・再犯防止対策の現状を紹介するとともに、覚醒剤取締法違反による入所受刑者を対象に実施した特別調査を通じて明らかとなった薬物事犯者の特性等に関する資料を提供することが必要かつ有益であると考えた。

そこで、本白書では、本編において、「薬物犯罪」と題し、薬物犯罪の動向、薬物事犯者の処遇や再犯防止に向けた取組の現状を紹介するとともに、薬物犯罪についての再犯防止対策の前提となる実態把握に資する基礎資料を提供することとした。

本編の構成は、次のとおりである。

まず、第2章では、法令により所持等が規制されている薬物について、その精神及び身体に与える影響等について概観する。

第3章では、我が国における薬物関係法令の変遷について概観する。

第4章では、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各手続段階における薬物犯罪・薬物事犯者の動向等を概観し、薬物事犯者の再犯・再非行についても分析する。

第5章では、検察、矯正及び更生保護の各手続段階等において、薬物事犯者に対して行われている処遇や治療・支援の現状を紹介する。

第6章では、法務総合研究所において、薬物事犯者の諸特性について多角的に把握し、その特性等にに応じた効果的な指導及び支援の在り方の検討に役立てるために実施した薬物事犯者に関する特別調査の内容や同調査によって明らかとなった事項について紹介する。

第7章では、国際的な薬物の使用、生産及び不正取引の状況並びに国際的な薬物統制の状況を概観する。

最後に、第8章では、薬物犯罪と薬物事犯者を巡る現状と課題を総括し、薬物犯罪の防止や薬物事犯者の再犯を防止するための方策について検討する。

なお、本編においては、特に断らない限り、人が乱用することにより保健衛生上の危害を生ぜしめるおそれのある物として法令で規制されているものを「薬物」と、「薬物」に係る犯罪を「薬物犯罪」とそれぞれいうものとする。我が国においては、薬物犯罪として、覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、毒劇法、医薬品医療機器等法、麻薬特例法の各違反の罪並びに刑法第2編第14章のあへん煙に関する罪を対象としている。しかしながら、本白書作成に当たって参照した統計又は資料によっては、これらの罪の一部に関して数値を得られない場合があったほか、これらの罪の中には、検挙や処遇の各段階において取り扱われる件数・人員が薬物犯罪の他の罪と比較して少ないものがあるため、次章以降で薬物犯罪の動向等を取り上げる際には、薬物犯罪の対象である全ての罪について言及するのではなく、必要に応じ、そのうちの主要な罪について言及することとしている。

7-1-1表 薬物犯罪及び薬物事犯者に関する研究一覧

発行年	タイトル	
平成7年(1995)	研究部紀要38	薬物事犯の実態及び量刑に関する研究 覚せい剤事犯保護観察付執行猶予者に関する研究(第1報告)
平成7年(1995)	平成7年版犯罪白書特集	薬物犯罪の現状と対策
平成8年(1996)	研究部紀要39	覚せい剤事犯保護観察付執行猶予者に関する研究(第2報告)
平成13年(2001)	平成13年版犯罪白書特集	増加する犯罪と犯罪者(主として「薬物犯罪」の章)
平成17年(2005)	研究部報告27	アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究
平成18年(2006)	研究部報告34	薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究 —オーストラリア、カナダ、連合王国、アメリカ合衆国—
平成21年(2009)	平成21年版犯罪白書特集	再犯防止施策の充実 (主として「窃盗・覚せい剤事犯に係る再犯の実態」の章)
平成25年(2013)	研究部資料58	大麻・麻薬事犯者等の実態調査
令和2年(2020)	研究部報告62	薬物事犯者に関する研究

第2章 薬物の概要

この章においては、法令により譲り渡したり、所持したりすることなどが規制されている薬物について、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（第1編第3章第1節及び本編第7章第2節2項（1）イ（ウ）参照）及び世界保健機関（WHO：World Health Organization）のほか、米国国立薬物乱用研究所（NIDA：National Institute on Drug Abuse）、米国精神医学会（APA：American Psychiatric Association）等の資料に基づき、その精神及び身体に与える影響等について概観する。なお、薬物を注射する際に注射針を他人と共有することにより、HIV、C型肝炎ウイルス等に感染するおそれがあるほか、薬物を吸引することにより、鼻中隔穿孔、肺炎等を引き起こすことがある。また、妊娠・授乳中に薬物を摂取することにより、胎児・乳児に悪影響が生じることも、薬物を乱用することの影響の一つである。

第1節 精神刺激薬

精神刺激薬は、中枢神経系に作用して、3種の神経伝達物質（ドーパミン、ノルアドレナリン及びセロトニン）を活性化させる化学物質であり、人工的に合成されたものとしては、アンフェタミン型精神刺激薬（アンフェタミン（フェニルアミノプロパン）、メタンフェタミン（フェニルメチルアミノプロパン）、MDMA等）があり、植物由来のものとしては、コカイン等がある。

1 覚醒剤

我が国においては、法律上「**覚醒剤**」とされるのは**アンフェタミン**、**メタンフェタミン**等であり、主にメタンフェタミンが乱用されている。主に無色又は白色の結晶性粉末であるが、氷砂糖のような結晶体のものや「ヤーパー」と呼ばれる錠剤型のものもある。鼻からの吸引、吸煙又は経口摂取のほか、液体に溶かして注射するなどの方法により摂取される。

アンフェタミン及びメタンフェタミン（以下「アンフェタミン等」という。）は、摂取により、多幸感及び自信感が増大し、作業能力が向上するほか、眠気や食欲を抑えるなどの効果がある。一方、攻撃的行動、幻覚、妄想等のほか、頻脈、高血圧、発汗、高熱、瞳孔散大等を引き起こし、死に至ることもある。また、長期の摂取により、栄養失調及び口腔健康障害をもたらすほか、偏執性妄想を特徴とする覚醒剤精神病（アンフェタミン精神病）を発症することがある。精神的依存性が強く、使用を繰り返すことにより耐性（薬物を繰り返し摂取することにより、同様の効果を得るためにはより多くの薬物を摂取しなければならない状態をいう。）が形成される。離脱により、激しい疲労、過眠、食欲亢進等を引き起こすほか、抑うつ状態になり、自殺の危険性も高まる。



結晶状の覚醒剤
【写真提供：警察庁刑事局】

2 その他

MDMAは、MDAやMDEAと共にエクスタシーとも呼ばれ、アンフェタミン等と類似した効果があるが、セロトニンにより強く作用し、親近感、共感性等を高めるほか、幻覚作用がある。そのため、幻覚薬にも分類される。文字や絵柄の入った錠剤やカプセルの形で密売されることが多く、経口摂取又は鼻からの吸引のほか、液体に溶かして飲用する方法等により摂取される。



MDMA

【写真提供：警察庁刑事局】

コカインは、コカの葉に含まれるアルカロイドである。アンフェタミン等と同様の効果があるが、局所麻酔作用及び血管収縮作用のため、局所麻酔薬として使われることがある。持続時間が短いため、短時間で繰り返し乱用される傾向がある。無色の結晶又は白色の結晶性粉末であり、鼻からの吸引又は吸煙のほか、液体に溶かして注射するなどの方法により摂取される。

第2節 中枢神経抑制薬

中枢神経抑制薬は、中枢神経系に作用して、脳の働きを抑制、阻害又は低下させる化学物質であり、オピオイドのほか、バルビツール酸系又はベンゾジアゼピン系の鎮静薬、睡眠薬及び抗不安薬が含まれる。

1 オピオイド

オピオイドは、オピオイド受容体に作用し、鎮痛や多幸感を引き起こす物質であり、けし（パパヴェル・ソムニフェルム・エル等）に由来するモルヒネ、コデイン等のあへんアルカロイド（オピエート）及びフェンタニル等の合成されたオピエート類似物質のほか、エンドルフィン等の体内で合成される化合物がある。

けしの液汁を凝固させた**生あへん**や、これを加工して得られる**あへん煙**は、モルヒネやコデインを含有し、これらと同様の作用と毒性を有する。

モルヒネは、鎮痛・鎮咳・麻酔作用があり、がんの疼痛緩和等に用いられる。**コデイン**は、鎮咳・鎮痛作用があり、がんの疼痛緩和のほか、咳止め等に用いられる。モルヒネ及びコデインは医療的用途に用いられるオピオイドであるが、非医療的用途でも乱用されている。

ヘロイン（ジアセチルモルヒネ）は、モルヒネを原料として化学的に合成される半合成のオピオイドである。モルヒネよりも精神及び身体に与える影響が強く、はるかに危険性が高いことから、我が国においては研究目的以外の製造、施用、所持等が禁止されている。白色又は茶色の粉末のほか、固形状のものもあり、鼻からの吸引又は吸煙のほか、液体に溶かして注射するなどの方法により摂取される。

合成オピオイドには、**フェンタニル**、**メサドン**等があり、鎮痛、がんの疼痛緩和等に用いられるほか、メサドンはヘロイン等の薬物依存の治療に使われることもある。

オピエートや合成オピオイドは、多幸感に続く無気力、不快感等、判断力・集中力の低下及び眠気のほか、悪心・おう吐、便秘、縮瞳等を引き起こし、多量に摂取すると昏迷、昏睡又は呼吸抑制を引き起こし、死に至ることもある。強い精神的依存性があるほか、離脱により不快感、悪心・おう吐、筋肉痛、下痢、流涙、鼻漏、あくび、発熱、鳥肌立ちを伴う寒気発作、発汗、不眠等の症状が生じるために、身体的依存性も強い。また、使用を繰り返すことにより耐性が形成される。

2 鎮静薬、睡眠薬及び抗不安薬

バルビツール酸系又は**ベンゾジアゼピン系薬剤**は、ガンマーアミノ酪酸（GABA）を活性化させることにより、鎮静、催眠、抗不安等の作用を有し、鎮静薬、睡眠薬又は抗不安薬として医療的用途で用いられる一方、非医療的用途でも乱用されている。摂取による副作用には、判断力低下、不適切な性的・攻撃的行動、ろれつの回らない会話、記憶障害、協調運動障害、呼吸抑制、昏迷・昏睡等がある。バルビツール酸系薬剤は、過剰摂取により死に至る危険性が高く、ベンゾジアゼピン系薬剤もアルコールと同時に摂取することによりその危険性が高まる。精神的依存性が高く、また、使用を繰り返すことにより耐性が形成される。離脱により、不眠、不安、悪心・おう吐、発汗、頻脈等を引き起こすほか、せん妄、けいれん大発作等を引き起こし、生命を脅かす可能性もあるため、医師の指導の下で離脱する必要がある。

第3節 幻覚薬

幻覚薬は、幻聴・幻視を伴う知覚、思考及び感情の変容を誘発する自然由来又は合成の化学物質であり、LSD(リゼルギン酸ジエチルアミド)、メスカリン、サイロシビン等のほか、フェンシクリジン(PCP)、ケタミン等の解離性麻酔薬がある。なお、MDMA(本章第1節2項参照)も幻覚作用があり、幻覚薬に含めることもある。

1 LSD等

LSDはライ麦等で育つ真菌に含まれるアルカロイドに由来する半合成の幻覚薬である。**メスカリン**はサボテンの一種であるペヨーテ、**サイロシビン**は一般にマジックマッシュルームと総称されるキノコ類に由来する。類似の性質を有する合成幻覚薬もある。これらの幻覚薬は、セロトニン受容体等に影響し、知覚、思考及び感情の変容を引き起こし、空間や時間への認識をゆがませる一方、妄想、頻脈、発汗、瞳孔散大等を引き起こすほか、高所から「飛行」しようとするなど意図しない自傷行為等を引き起こすこともある。LSDは使用を繰り返すことにより耐性が形成され、また、他の幻覚薬に対する耐性も形成される。精神的依存性や離脱に伴う身体的影響は明らかではない。ただし、断薬後も、幻覚薬持続性知覚障害（フラッシュバック）といわれる薬物中毒中に体験した知覚障害の再体験をすることがある。

2 解離性麻酔薬

解離性麻酔薬は、NMDA受容体に影響を与え、麻酔及び幻覚作用を有している。**フェンシクリジン**は副作用の大きさから医療用としては用いられなくなったが、**ケタミン**は他の麻酔薬の有する呼吸抑制作用がないことなどから、麻酔薬等として用いられている。解離性麻酔薬の摂取により、身体・精神から自身が切り離されたような離人感や手足が遠く感じられるなどの身体図式の変容がみられるほか、攻撃性、幻覚、妄想、失見当識、協調運動障害、構音障害、聴覚過敏、眼振、筋肉の硬直、てんかん発作、頻脈、高血圧等を引き起こす。精神的依存性が強いほか、使用を繰り返すことにより耐性が形成される。また、離脱後も幻覚薬持続性知覚障害（フラッシュバック）が起こることがある。

第4節 大麻

大麻は、法律上、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品（成熟した茎や種子等を除く。）をいうところ、その形状、製法、生産地により様々な名称で呼ばれ、乾燥させたものはマリファナ、ガンジャ等、樹脂を固めて塊状にしたものはハシッシュ、チャラス等、液体状にしたものはハシッシュ・オイル等と呼ばれる。吸煙のほか、食品に混ぜて喫食するなどの方法により摂取される。

大麻に含有されるデルタ9テトラヒドロカンナビノール（THC）はカンナビノイド受容体に作用し、多幸感、時間感覚のゆがみ等を引き起こすほか、短期記憶障害等の認知機能障害、協調運動障害、不安、パニック、妄想、頻脈、結膜充血等を引き起こし、慢性的使用により悪心・おう吐等を特徴とするカンナビノイド悪阻症候群を引き起こす。統合失調症等の精神疾患を悪化させることもある。精神的依存性があるほか、使用を繰り返すことにより耐性が形成される。離脱により易怒性、不安、抑うつ気分、不眠、食欲低下等が生じる。



大麻草

【写真提供：警察庁刑事局】

第5節 危険ドラッグ

危険ドラッグ（本編第4章第1節1項（1）ア（エ）参照）は、「合法ハーブ」、「お香」、「バスソルト」等と称して販売されているが、本章第1節から第4節までに記載された薬物（以下この節において「覚醒剤等」という。）や、覚醒剤等に化学構造を似せて作られ、覚醒剤等と同様の薬理作用を有するものが含有されている。精神・身体に与える影響が十分分かっていない危険ドラッグも多く、摂取により死亡した事例や、摂取後に交通事故を起こした事例等が報告されている。

第6節 有機溶剤

トルエン、酢酸エチル、メタノール等の**有機溶剤**は、シンナー、接着剤、塗料等として様々な用途に用いられているが、吸引等の方法により乱用されている。摂取により、多幸感を生じる一方、好争性、暴力性、無気力、判断力低下、協調運動障害、めまい、昏迷、昏睡等を引き起こす。慢性的使用により、脳、腎臓、肝臓等への障害のほか、筋力低下、かすみ目・複視等を引き起こす。過剰摂取による心停止、密閉した容器の中での吸入による無酸素状態等により、死に至ることがある。

第3章

薬物関係法令の変遷

主な薬物関係法令には、**大麻取締法**（昭和23年法律第124号）、**覚醒剤取締法**（昭和26年法律第252号）、**麻薬及び向精神薬取締法**（昭和28年法律第14号。以下この章において「**麻薬取締法**」という。）、**あへん法**（昭和29年法律第71号）、**毒物及び劇物取締法**（昭和25年法律第303号。以下この章において「**毒劇法**」という。）、**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律**（昭和35年法律第145号。以下この章において「**医薬品医療機器等法**」という。）、**国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律**（平成3年法律第94号。以下この章において「**麻薬特例法**」という。）等がある。

第1節 大麻取締法

大麻取締法は、大麻の用途を学術研究及び繊維・種子の採取だけに限定し、大麻の取扱いを免許制とし、免許を有しない者による大麻の取扱いを禁止するとともに、違反行為を規定して罰則を設けた法律である。

戦後、連合軍総司令部（GHQ）の指令を実施するための国内法として、昭和20年9月に「[「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件]」（昭和20年勅令第542号）が公布・施行され、これに基づいて制定された「麻薬原料植物ノ栽培、麻薬ノ製造、輸入及輸出等禁止ニ関スル件」（昭和20年厚生省令第46号）により大麻についても麻薬としての規制が行われ、大麻草の栽培等が全面的に禁止された。その後、麻薬取締規則（昭和21年厚生省令第25号）によって、大麻草を含む麻薬の製造・輸入・輸出が原則として禁止された。しかしながら、当時我が国においては、大麻草は衣料の原料等に用いられており、この需要に応じるためには大麻草の栽培再開が必要であったことから、繊維及び種子の採取又は研究目的の場合に限り大麻草の栽培を認める内容の大麻取締規則（昭和22年厚生・農林省令第1号）により、麻薬から独立して大麻の規制が行われるようになり、23年、同規則が廃止され、大麻取締法が制定された（昭和23年7月施行）。

大麻取締法の重要な改正としては、昭和28年法律第15号による改正により、大麻の定義が「大麻草及びその製品」と改められ、大麻草の種子は規制の対象外とされたこと（昭和28年4月施行）、昭和38年法律第108号による改正により、大麻から製造された医薬品の施用を受けることを禁止する規定の新設及び罰則の法定刑が引き上げられたこと（昭和38年7月施行）、平成2年法律第33号による改正により、大麻の栽培・輸出入・譲渡し・譲受け・所持等についての営利犯加重処罰規定及び未遂罪の処罰規定、栽培・輸出入についての予備罪の処罰規定、資金等提供罪、周旋罪等が新設されたこと（平成2年8月施行）、平成3年法律第93号による改正により、大麻の定義規定の明確化、資金等提供の処罰範囲の拡大、大麻の運搬の用に供した車両等への没収範囲の拡大、国外犯処罰規定の新設等が行われたこと（平成4年7月施行）などがある。

第2節 覚醒剤取締法

覚醒剤取締法は、覚醒剤の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の輸出入・所持・製造・譲渡し・譲受け・使用に関して必要な取締りを行うことを目的とする法律である。

我が国では、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン（通称メタンフェタミン）及びフェニルアミノプロパン（通称アンフェタミン）は、昭和16年から前者が「ヒロポン」等の商品名で、後者が

「ゼドリン」等の商品名で、一般の医薬品として市販されるようになるとともに、軍用目的にも使用された。終戦後、軍用目的として保管されていた覚醒剤が放出され、各製薬会社からも一般に供され、混乱した社会情勢という时期的な悪条件のもとに覚醒剤の乱用が蔓延していった。

このため、昭和23年7月に公布・施行された薬事法（昭和23年法律第197号。なお、同法は、薬事法（昭和35年法律第145号。本章第6節参照）により廃止。）等によって覚醒剤が劇薬に指定されるとともに販売等に関する規制が行われたが、乱用防止の効果が上がらなかったため、26年、覚醒剤取締法が制定され（昭和26年7月施行）、覚醒剤の用途を医療及び学術研究のみとし、覚醒剤を取り扱うことができる者を限定して、それ以外の者による取扱いを禁止し、違反行為に対する罰則を設けた。

覚醒剤取締法の重要な改正としては、昭和29年法律第177号による改正により、罰則の法定刑が引き上げられ、営利犯、常習犯について刑罰を加重する規定が設けられたこと（昭和29年6月施行）、昭和48年法律第114号による改正により、罰則全般にわたって法定刑が引き上げられ、輸入・輸出・製造についての予備罪、資金等提供罪、周旋罪等が新設される一方、常習犯の規定が削除されたこと（昭和48年11月施行）、平成2年法律第33号による改正により、営利の目的による違反行為等を中心に罰金刑の上限が引き上げられたこと（平成2年8月施行）、平成3年法律第93号による改正により、資金等提供罪の処罰範囲の拡大、覚醒剤の運搬の用に供した車両等への没収範囲の拡大、国外犯処罰規定の新設等が行われたこと（平成4年7月施行）などがある。

なお、最終改正は、令和元年法律第63号による改正であり、一部の覚醒剤原料が医薬品として疾病の治療の目的で用いられていることに鑑み、厚生労働大臣の許可を受けた場合には、医薬品である覚醒剤原料を自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入することが可能となるなどの改正がなされるとともに、覚醒剤の表記が「覚せい剤」から「覚醒剤」に、法律の題名も「覚せい剤取締法」から「覚醒剤取締法」に改められた（令和2年4月施行）。

第3節 麻薬取締法

麻薬取締法は、麻薬及び向精神薬の輸出入、製造、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行うなどの措置を講ずることなどにより、麻薬及び向精神薬の乱用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律である。

戦後、前記「麻薬原料植物ノ栽培、麻薬ノ製造、輸入及輸出等禁止ニ関スル件」等の省令により麻薬に関する規制が行われるようになったが、昭和23年、これらの省令等や阿片法（明治30年法律第27号）が廃止され、麻薬及びあへんの取締法令として麻薬取締法（昭和23年法律第123号。以下この章において「旧麻薬取締法」という。）が制定された（昭和23年7月施行）。その後、正規の麻薬取扱者によって取り扱われる麻薬について必要以上に過重になっていた規制を緩和するとともに、国際的な不正取引や組織的な密輸事犯を効果的に取り締まる必要性等から、28年、麻薬取締法が制定された（昭和28年4月施行。制定当時の題名は「麻薬取締法」であったが、平成2年、「麻薬及び向精神薬取締法」に題名変更）。同法は、麻薬を同法別表に列挙する物と限定した上、麻薬の用途を医療及び学術研究だけに限定し、麻薬取扱いを全て免許制として、免許を有しない者による取扱いを原則として禁止した。違反行為に対しては、ジアセチルモルヒネ（ヘロイン）とその他の麻薬とに区分した上で、営利性、常習性の有無等により法定刑を区別した罰則が設けられた。

麻薬取締法の重要な改正としては、昭和38年法律第108号による改正により、麻薬犯罪の増加と悪質化に対処するため、ジアセチルモルヒネの営利目的輸入等についての法定刑の上限が無期懲役に引き上げられるなど罰則全般にわたって法定刑が引き上げられ、ジアセチルモルヒネの輸出入等についての予備罪、資金等提供罪の新設が行われた一方で、常習犯・常習営利犯の規定が削除されたこと（昭和38年7月施行）、平成2年法律第33号による改正により、**向精神薬に関する条約**（平成2年条約第7号。本編第7章第2節1項（2）参照）の批准に備えるなどの目的で、法律の題名が「麻薬及び

向精神薬取締法」に改められ、新たに、睡眠薬、精神安定剤等として医療に用いられる向精神薬をも取締りの対象とすることとされ、向精神薬の取扱いについて免許・登録制度が設けられ、向精神薬の輸出入等に対する罰則が新設されるとともに、営利の目的による違反行為等を中心に麻薬についての罰金刑の上限が引き上げられたこと（平成2年8月施行）、平成3年法律第93号による改正により、**麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約**（平成4年条約第6号。以下この章において「**麻薬新条約**」という。本編第7章第2節1項（3）参照）の批准に備えるため、いわゆる麻薬二法、すなわち、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成3年法律第93号）及び麻薬特例法が制定され（いずれも平成4年7月施行）、前者により、麻薬・向精神薬原料物質についての新たな規制、資金等提供罪の処罰範囲の拡大、麻薬の運搬の用に供した車両等への没収範囲の拡大、国外犯処罰規定の新設、麻薬の小分け罪が新設されたことなどがある。

令和2年8月7日現在、麻薬取締法の別表及び政令により、麻薬216物質、麻薬原料植物5種、向精神薬85物質及び麻薬向精神薬原料22物質が規制されている。

第4節 あへん法

あへん法は、医療及び学術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸出入、取納及び売渡しを行い、あわせて、けしの栽培及びあへん・けしがらの譲渡し、譲受け、所持等について必要な取締りを行うことを目的とする法律である。

あへんは、昭和23年制定の旧麻薬取締法により規制され、けしの栽培等が禁止されるとともに、輸入も厳重に制限された。しかし、その結果、医療用の麻薬の製造に支障を来すようになったことや「けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書」（28年6月署名。昭和38年条約第10号）の批准に備えるために、あへんの輸入、輸出、買取及び売渡等の権能を国に専属させるための国内法整備が必要となったことなどからあへんの規制を麻薬一般の規制から分離することとされ、29年、あへん法が制定された（昭和29年法律第71号。昭和29年5月施行）。

あへん法の重要な改正としては、平成3年法律第93号による改正により、営利の目的による違反行為等を中心とする罰金刑の上限の引上げ、資金等提供罪の範囲の拡大、あへん・けしがらの運搬の用に供した車両等への没収範囲拡大、国外犯処罰規定の新設等が行われたこと（平成4年7月施行）などがある。

第5節 毒劇法

毒劇法は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的とする法律である。毒物及び劇物については、昭和22年に毒物劇物営業取締法（昭和22年法律第206号）が制定され（昭和23年1月施行）、25年に毒劇法が制定されたが（昭和25年12月施行）、制定当初は、シンナー等有機溶剤の乱用を規制する規定はなかった。

毒劇法の重要な改正としては、昭和47年法律第103号による改正により、急増するシンナー等有機溶剤の乱用に対処するために、興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含む）であって政令で定めるものを、みだりに摂取し、吸入し又はこれらの目的で所持することを禁止し、これらの行為及びその情を知って販売し又は授与する行為について罰則を設けたこと（昭和47年8月施行）、昭和57年法律第90号による改正により、シンナー等有機溶剤乱用者の増加と悪質化に対処するために、摂取・吸入・所持行為についての罰則の法定刑を引き上げたこと（昭和57年10月施行）などがある。

第6節 医薬品医療機器等法

医薬品医療機器等法は、医薬品等の品質・有効性・安全性の確保等のために必要な規制を行うとともに、指定薬物（同法2条15項に規定する指定薬物をいう。以下この節において同じ。）の規制に関する措置を講ずることなどにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする法律で、昭和35年に制定された（平成26年11月25日前の題名は「**薬事法**」）。

医薬品医療機器等法の重要な改正としては、平成25年法律第103号による改正により、いわゆる危険ドラッグ（本編第4章第1節1項（1）ア（エ）参照）に関して、指定薬物による保健衛生上の危害を防止するため、それまで指定薬物の製造・輸入・販売等目的による貯蔵等に限られていた処罰対象行為が単純所持・使用等にも拡大されたこと（平成26年4月施行）などがある。なお、危険ドラッグ対策に関しては、同年1月からは、より効果的な監視・取締りを図るため、新たな包括指定により指定薬物の対象が拡大された上、水際対策の強化を図るため、平成27年法律第10号による関税法（昭和29年法律第61号）の改正により、同法においても、指定薬物の輸入が新たに禁止された（平成27年4月施行）。

令和2年8月7日現在、医薬品医療機器等法の別表及び厚生労働省令により合計2,375物質が指定薬物として規制されている。

第7節 麻薬特例法

麻薬特例法は、麻薬新条約の批准に備えるとともに、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図ることなどを目的とする法律で、平成3年10月に成立した（平成4年7月施行）。

麻薬新条約は、昭和63年、薬物犯罪の経済的側面に焦点を合わせ、そこから生じる不法収益のはく奪を図るとともに、世界的規模で行われている薬物犯罪取締りの国際的協力を図るものとして作成された（我が国は平成元年に署名。4年9月発効）。また、これと併行し、元年のアルシュ・サミットにおいても麻薬問題の解決にマネー・ローンダリング（資金洗浄）対策が必要としてOECD（経済協力開発機構）加盟国を中心に金融活動作業部会（FATF。第2編第6章第1節2項参照）が設置され、2年、麻薬新条約でも合意されたマネー・ローンダリングの処罰、不法収益の没収保全制度とともに、同条約には含まれない金融機関等の疑わしい取引の当局への報告義務について勧告がなされた。

このような背景を踏まえ、麻薬特例法においては、業として行う不法輸入等の罪、マネー・ローンダリング（薬物犯罪収益等の仮装・隠匿・收受）の罪、規制薬物としての物品の輸入等の罪及び薬物犯罪収益等の仮装・隠匿・收受等のあおり・唆しの罪を新設する規定、国際的なコントロールド・デリバリー（監視付き移転）を可能とする規定、薬物犯罪収益等の必要的没収・追徴やその保全手続、その没収・追徴のための国際共助手続の規定等が設けられている。

麻薬特例法の重要な改正としては、平成26年法律第74号による改正により、クルーズ船の外国人旅客に係る出入国手続の円滑化を目的として新たな特例上陸（船舶観光上陸）許可制度が新設されたことに伴い、同許可制度を利用して入国しようとする外国人についても、コントロールド・デリバリー捜査の対象とし得るようにしたこと（平成27年1月施行）などがある。

第8節 その他

1 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

薬物の所持、使用等を直接規制するものではないが、薬物犯罪の捜査に係る法律として、**犯罪**

捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下この項において「**通信傍受法**」という。）がある。同法は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることに鑑み、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、平成11年8月に制定された（平成12年8月施行）。同法により、検察官又は司法警察員は、対象犯罪が行われたと疑うに足りる十分な理由がある場合であって、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるときなどにおいて、犯罪の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示等を内容とする通信が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときに、裁判官が発付する傍受令状に基づき、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないでこれを傍受することができることとされている。

犯罪捜査のための通信傍受の対象となる犯罪には、大麻取締法違反の罪（大麻の栽培、輸入、所持、譲渡し等）、覚醒剤取締法違反の罪（覚醒剤の輸入、所持、譲渡し等）、麻薬取締法違反の罪（麻薬の輸入、譲渡し、所持等）、あへん法違反の罪（あへんの輸入、譲渡し、所持等）、麻薬特例法違反の罪（業として行う不法輸入等）が含まれている。そのため、これらの薬物犯罪が組織的に実行されるなどの場合においては、通信傍受は、有用な捜査手法となり得る。

通信傍受法は、平成28年法律第54号による改正（第2編第1章1項（1）参照）により、通信事業者等の施設においてその職員の立会いの下、通信が行われるのと同時に傍受する従来の方法のほかに、通信事業者等が通信を暗号化し、一時的に保存をする方法により傍受する手続や、暗号化した通信を捜査機関の施設等に設置された同法で要件を定められた電子計算機に伝送させ、通信事業者等による立会いを要さず、受信すると同時に復号し、又は一時的保存をする方法により傍受する手続が新たに導入されるなど、通信傍受手続の合理化・効率化がなされた（令和元年6月施行）。

覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬特例法の各違反に係る通信傍受実施事件数及び傍受令状発付件数については、**7-4-1-15**図参照。

2 合意制度

「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」（以下この項において「**合意制度**」という。）は、平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正により、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化等を図るために創設された（平成30年6月施行）。合意制度は、検察官が、弁護人の同意がある場合に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の刑事事件について真実の供述をすること、証拠物を提出することなどの協力的行為をし、検察官が被疑者・被告人の事件について、その協力的行為を被疑者・被告人に有利に考慮して公訴を提起せず、軽い訴因により公訴を提起し、軽い求刑をするなどの有利な取扱いをすることを内容とする合意をすることができるものである。

合意制度の対象となる犯罪には、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反の罪が含まれている（ただし、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる犯罪については、合意制度の対象から除かれていることから、法定刑に無期の懲役刑がある営利目的の覚醒剤輸入、営利目的のジアセチルモルヒネ等の輸入、業として行う不法輸入等の罪については、その対象とならない）。

薬物犯罪は、一般に犯罪組織が関与する密行性の高い犯罪類型であり、多数人が関与することや複数の者の間の禁制品の流通を伴うことなどから、合意制度は、首謀者の関与状況等を含めた事案の解明のために、犯罪の実行者等の組織内部の者から供述や証拠物を得て捜査を進展させる上で、有用な捜査手法となり得る。

3 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予制度

平成25年6月、平成25年法律第49号による刑法改正により、**刑の一部執行猶予制度**が導入され、この改正と同時に、**薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律**（平成25年法律第50号。以下この項において「**薬物法**」という。）が制定された（いずれも平成28年6月施行）。刑の一部執行猶予制度は、裁判所において、宣告した刑期の一部を実刑とするとともに、その残りの刑期の執行を猶予することにより、施設内処遇に引き続き、必要かつ相当な期間、刑の執行猶予取消しによる心理的強制の下で、社会内における再犯防止・改善更生を促すことを可能とするものである。

薬物法は、薬物使用等の罪を犯す者は薬物への親和性が高く、薬物事犯の常習性を有する者が多いと考えられるところ、これらの者の再犯を防ぐためには、刑事施設における処遇に引き続き、薬物の誘惑のあり得る社会内においても、施設内における処遇効果を維持・強化する処遇を実施することが有用であることに鑑み、対象者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について、一般法である刑法の特則を定めたものである。すなわち、薬物法による刑の一部の執行猶予は、刑法による刑の一部の執行猶予と異なり、いわゆる累犯者（前に禁錮以上の刑に処せられたことがあって、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられた者）に対しても言い渡すことができ、その言渡しをするときは、猶予の期間中必要的に保護観察に付することとされている。

薬物法の対象犯罪は、覚醒剤をはじめとする規制薬物等の使用の罪と単純所持の罪に限られる。

第4章

薬物犯罪・非行の動向等

この章では、各種統計資料等に基づき、薬物犯罪・非行の動向、処遇の各段階における人員の推移、薬物事犯者による再犯の状況等について概観する。

第1節 薬物犯罪の動向等

1 検挙・取締り

(1) 検挙

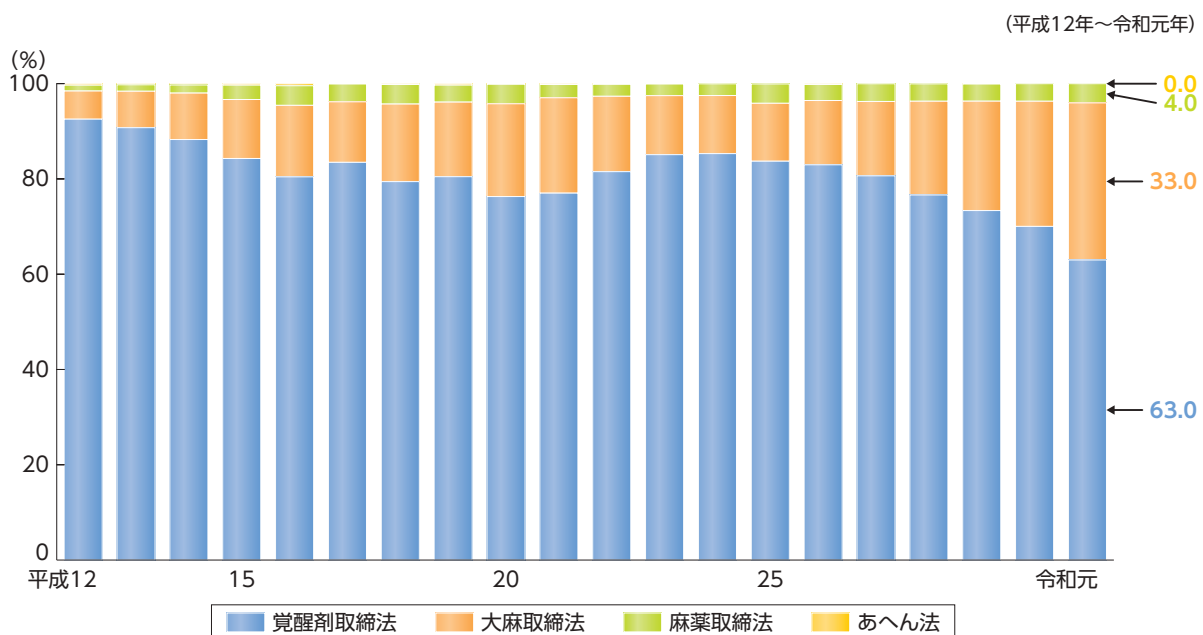
ア 罪名別

(ア) 総説

覚醒剤取締法，大麻取締法，麻薬取締法及びあへん法の各違反（以下特に断らない限り，この項において，それぞれ覚醒剤，大麻，麻薬・向精神薬及びあへんに係る麻薬特例法違反を含む。なお，覚醒剤取締法，大麻取締法，麻薬取締法，あへん法及び麻薬特例法については，本編第3章第1節ないし第4節及び第7節参照）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。以下（ア）において同じ。）の総数は，平成12年には2万人を超えていたが，13年以降減少傾向を示した後，27年からは1万4,000人前後で推移しており，令和元年は1万3,860人（前年比3.2%減）であった（7-4-1-1図 CD-ROM参照）。

7-4-1-1図は，主な薬物犯罪の検挙人員の罪名別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。覚醒剤取締法違反の検挙人員の減少傾向と大麻取締法違反の検挙人員の増加傾向を反映して，覚醒剤取締法違反の構成比は，平成12・13年の約90%から令和元年の63.0%（前年比7.0pt低下）にまで低下する一方，大麻取締法違反の構成比は，平成12～14年の10%未満から令和元年の33.0%（同6.7pt上昇）にまで上昇した。

7-4-1-1図 薬物犯罪 検挙人員の罪名別構成比の推移



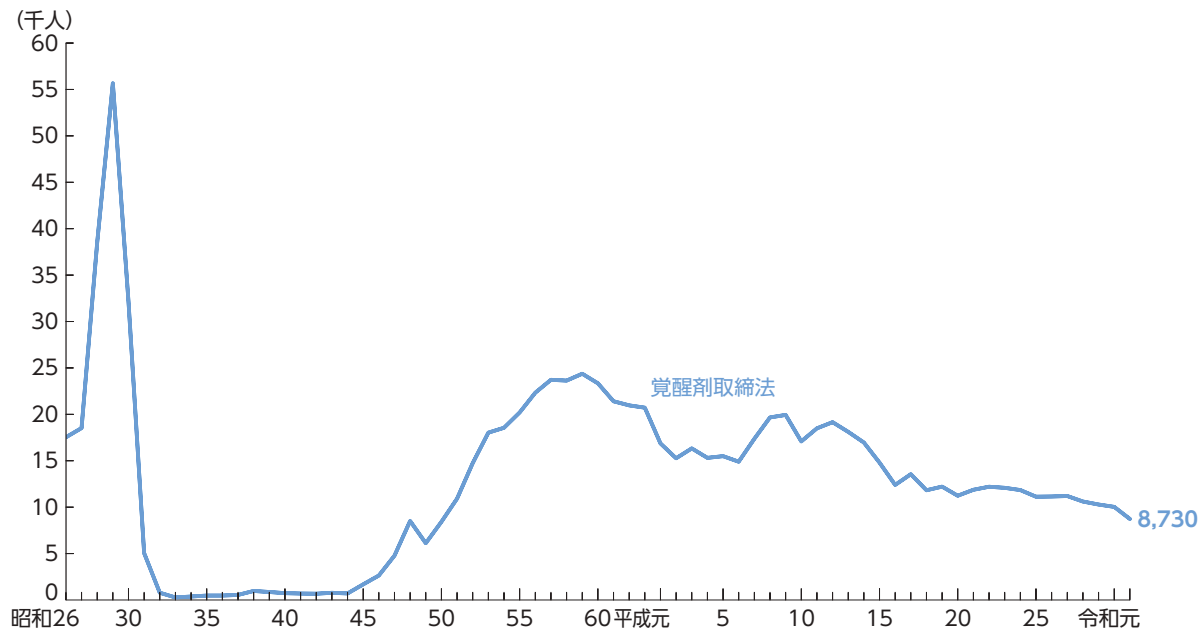
- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし，平成19年までは，厚生労働省医薬食品局，警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により，20年から27年までは，内閣府の資料による。
 2 覚醒剤，大麻，麻薬・向精神薬及びあへんに係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか，特別司法警察員が検挙した者を含む。

(イ) 覚醒剤取締法違反

覚醒剤取締法違反の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（同法が施行された昭和26年以降）は、**7-4-1-2図**のとおりである。昭和期から見てみると、まず、29年（5万5,664人）に最初のピークを迎えたが、罰則の強化や徹底した検挙等により著しく減少し、32年から44年までは毎年1,000人を下回っていた。その後、45年から増加傾向となり、59年には31年以降最多となる2万4,372人を記録した。60年からは減少傾向となったが、平成6年（1万4,896人）まで小さく増減を繰り返した後、7年から増加に転じ、9年には平成期最多の1万9,937人を記録した。13年から減少傾向にあり、18年以降おおむね横ばいで推移した後、28年から毎年減少し続け、令和元年には8,730人（前年比13.0%減）と、昭和50年以来、44年ぶりに1万人を下回った。

7-4-1-2図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

(昭和26年～令和元年)

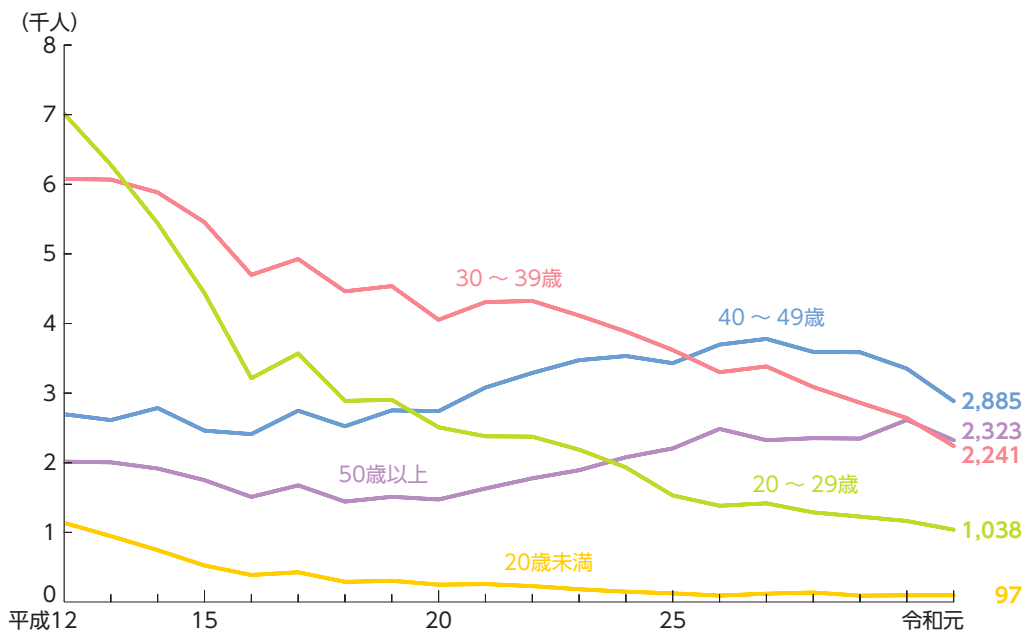


- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 本図は、覚醒剤取締法が施行された昭和26年以降の数値で作成した。
 3 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 4 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

覚醒剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近20年間）は、**7-4-1-3図**のとおりである。20歳代の年齢層の人員は、平成13年まで全年齢層の中で最も多かったが、10年以降減少傾向にあり、令和元年（1,038人）は平成12年（7,015人）の約7分の1であった。30歳代の年齢層の人員も、14年から25年まで全年齢層の中で最も多かったが、13年以降減少傾向が続いている。40歳代の年齢層の人員は、21年から増加傾向にあり、26年以降全年齢層の中で最も多くなっているものの、28年から4年連続で減少している。50歳以上の年齢層の人員は、21年から毎年増加し、26年以降はほぼ横ばいで推移している。令和元年の同法違反の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、40歳代の年齢層が最も多く（33.6%）、次いで、50歳以上（27.1%）、30歳代（26.1%）、20歳代（12.1%）、20歳未満（1.1%）の順であった。

7-4-1-3図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成12年～令和元年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

(ウ) 大麻取締法違反等

大麻取締法、麻薬取締法及びあへん法の各違反の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（資料を入手し得た昭和46年以降）は、**7-4-1-4図**のとおりである。大麻取締法違反は、52年以降1,000人台から3,000人台で増減を繰り返し、平成9年には1,175人まで減少するなどしたが、6年（2,103人）と21年（3,087人）をピークとする波が見られた後、26年から6年連続で増加している。29年からは、昭和46年以降最多を記録し続けており、令和元年は4,570人（前年比21.5%増）と、昭和46年以降初めて4,000人を超えた。

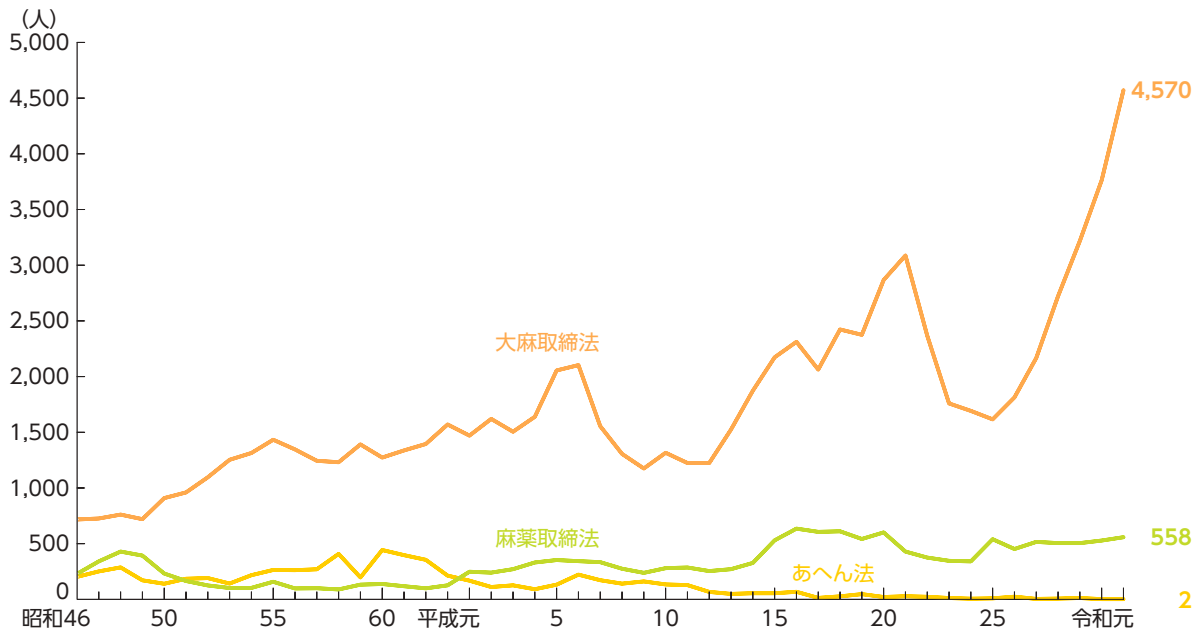
大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近10年間）は、**7-4-1-5図**のとおりである。平成22年以降、20歳代及び30歳代で全検挙人員の約7～8割を占める状況が続いているが、30歳代が近年横ばい状態で推移しているのに対し、20歳代は26年から増加し続けており、令和元年は、前年から28.2%増加し、1,950人であった。一方、20歳未満の検挙人員も平成26年から増加し続けており、令和元年は609人（前年比42.0%増）であった。

麻薬取締法違反（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の検挙人員は、緩やかな増減を繰り返しているが、平成元年以降、200人台から600人台で推移しており、あへん法違反よりも一貫して多い。同

法違反も緩やかな増減を繰り返しているが、17年以降50人未満と比較的低い水準で推移しており、令和元年（2人）は、平成30年と並んで、昭和46年以降最少であった。

7-4-1-4 大麻取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

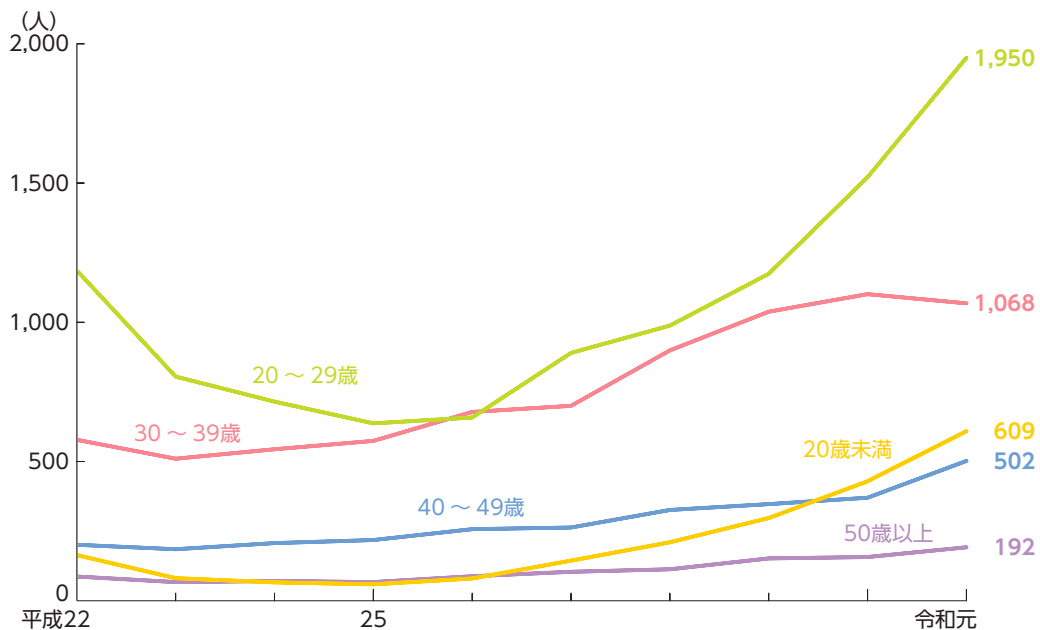
（昭和46年～令和元年）



- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
- 2 本図は、資料を入手し得た昭和46年以降の数値で作成した。
- 3 大麻、麻薬・向精神薬及びあへんに係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
- 4 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

7-4-1-5 大麻取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成22年～令和元年）

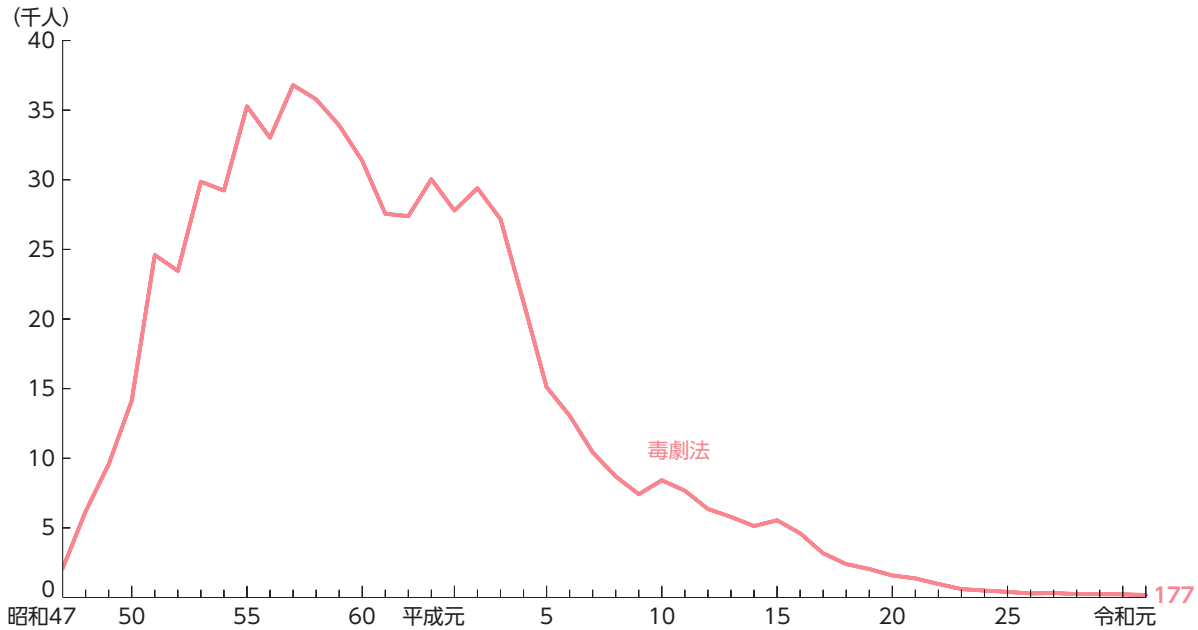


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
- 2 犯行時の年齢による。
- 3 大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

毒劇法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（昭和47年法律第103号による改正毒劇法が施行された昭和47年以降）は、**7-4-1-6図**のとおりである（同法については、本編第3章第5節参照）。同法違反の検挙人員は、50年代後半は3万人台で推移し、60年代以降も毎年2万人を超える状況が続いていたが、平成3年から9年にかけて大きく減少した。その後も減少傾向が続き、令和元年は177人（前年比21.7%減）であった。

7-4-1-6図 毒劇法違反 検挙人員の推移

（昭和47年～令和元年）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 本図は、昭和47年法律第103号による改正毒劇法が施行された昭和47年以降の数値で作成した。
 3 警察が検挙した人員に限る。

（エ）危険ドラッグに係る犯罪

いわゆる**危険ドラッグ**（規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下（エ）において同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。以下（エ）において同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下この項において同じ。）に係る犯罪の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下（エ）において同じ。）の推移（資料を入手し得た平成21年以降）を適用法令別に見ると、**7-4-1-7表**のとおりである（同法については、本編第3章第6節参照）。

危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員は、平成24年に急増して以降増加を続け、27年には1,000人を超えたが、28年から減少に転じ、令和元年は前年より214人（54.0%）減少した。元年の指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は165人（前年比181人減）であるが、そのうち123人（同112人減）は指定薬物の単純所持・使用等の検挙人員（同法84条26号に規定される所持・使用・購入・譲受けに係る罪による検挙人員のうち、販売目的等の供給者側の検挙人員を除く。）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

7-4-1-7表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

(平成21年～令和元年)

適用法令	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総数	11	10	6	112	176	840	1,196	920	651	396	182
医薬品医療機器等法(薬事法)	9	9	6	57	37	492	960	758	578	346	165
麻薬取締法	—	1	—	26	89	98	148	126	56	48	17
交通関係法令	—	—	—	19	40	160	36	7	1	1	—
その他の	2	—	—	10	10	90	52	29	16	1	—

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本表は、資料を入手し得た平成21年以降の数値で作成した。
 3 警察が検挙した人員に限る。
 4 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 5 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらを用いる。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 6 「医薬品医療機器等法（薬事法）」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
 7 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
 8 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、過失運転致死傷、道路交通法違反等の検挙人員である。
 9 「その他」は、覚醒剤取締法違反、危険ドラッグ服用に係る保護責任者遺棄致死、各都道府県の薬物乱用防止に関する条例違反等のほか、平成26年以降は、指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反を含む。
 10 「交通関係法令」及び「その他」は、指定薬物として指定されていない薬物が検出され、当該薬物について、検挙後に指定薬物として指定された場合等を含む。

令和元年における危険ドラッグ乱用者の検挙人員（危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員のうち、危険ドラッグの販売等により検挙された供給者側の検挙人員を除いたものをいう。）は、172人であり、年齢層別では、40歳代（65人、37.8%）が最も多く、次いで、30歳代（47人、27.3%）、50歳以上（32人、18.6%）、20歳代（27人、15.7%）、20歳未満（1人、0.6%）の順であった。なお、危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員が最も多かった平成27年を見ると、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は、966人であり、年齢層別では、30歳代（330人、34.2%）が最も多く、次いで、20歳代（297人、30.7%）、40歳代（236人、24.4%）、50歳以上（75人、7.8%）、20歳未満（28人、2.9%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

イ 属性別

(ア) 女性

7-4-1-8図は、覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反（それぞれ覚醒剤、大麻及び麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含まない。）の女性検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下(ア)において同じ。）及び女性比の推移（最近20年間）を見たものである。

覚醒剤取締法違反の女性検挙人員は、平成13年以降減少傾向にあり、令和元年（1,637人）は平成12年（3,532人）の約2分の1であった。もっとも、検挙人員の総数も同年以降減少傾向にあるため、女性比に大きな変動はなく、18～21%台で推移している。

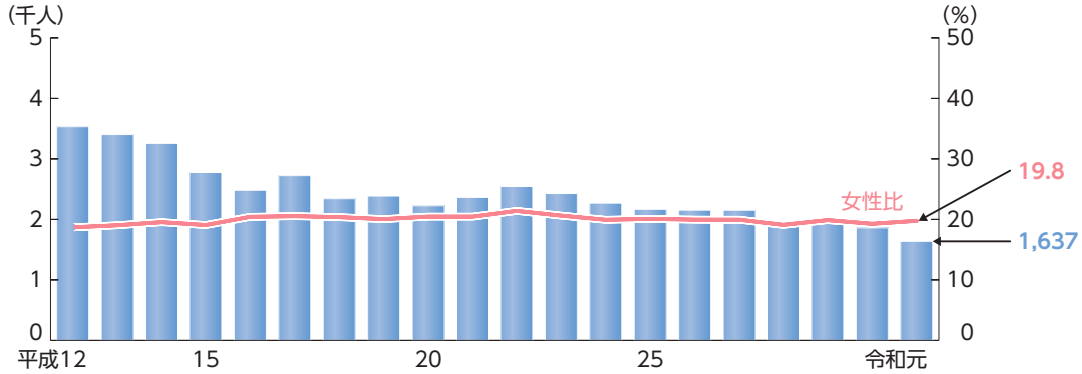
大麻取締法違反の女性検挙人員は、平成12年以降100人台から300人台で増減を繰り返し、27年から5年連続で増加しているが、検挙人員の総数も増加しているため、女性比は、近年9%台で横ばいに推移している。

麻薬取締法違反の女性検挙人員は、平成13年から16年まで増加傾向にあったが、17年以降増減を繰り返しながらも、おおむね減少傾向にあり、21年からは100人未満で推移している。女性比は、12年以降11～23%台で上昇・低下を繰り返しているが、近年は15%前後で推移している。

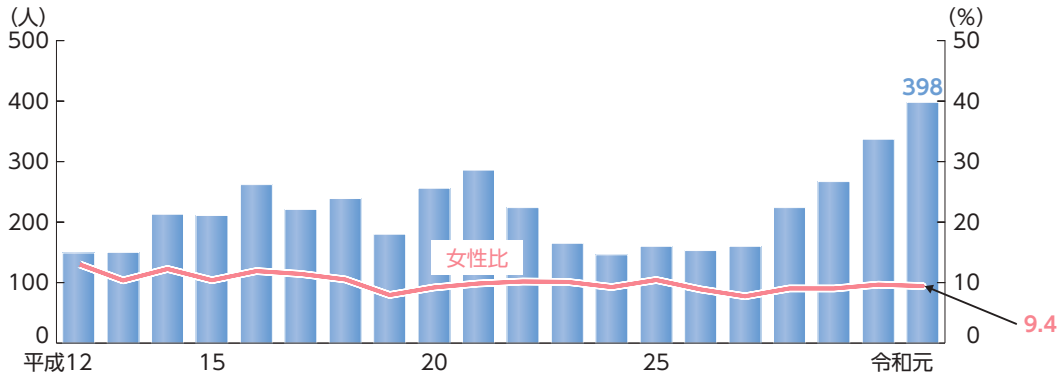
7-4-1-8図 薬物犯罪 女性検挙人員・女性比の推移（罪名別）

（平成12年～令和元年）

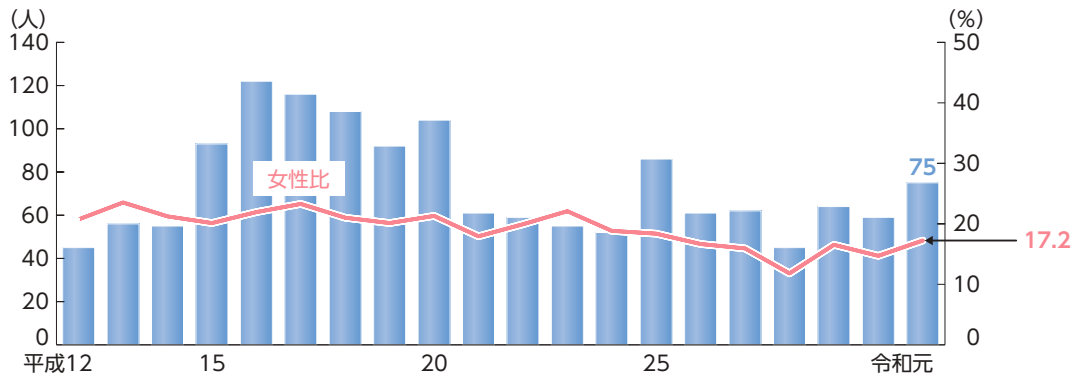
① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



③ 麻薬取締法



注 1 警察庁の統計による。
 2 警察が検挙した人員に限る。
 3 覚醒剤、大麻及び麻薬・向精神薬に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含まない。

(イ) 暴力団構成員等

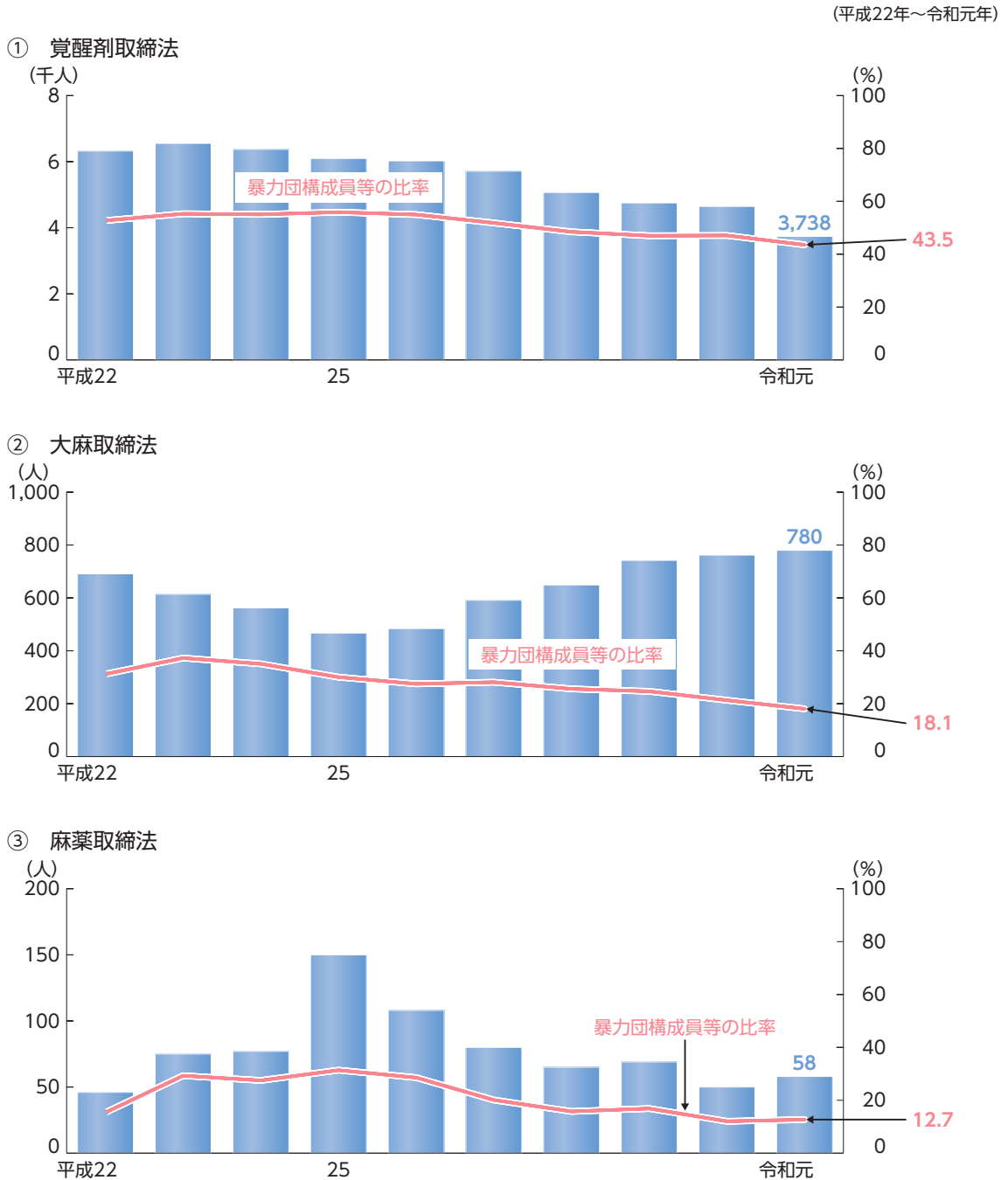
7-4-1-9図は、覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（イ）において同じ。）の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下（イ）において同じ。）等の推移（最近10年間）を見たものである。

覚醒剤取締法違反の暴力団構成員等の検挙人員は、平成22年から24年まではほぼ横ばいであったが、同年以降毎年減少しており、令和元年（3,738人）は平成22年（6,322人）の約6割の水準であった。同法違反の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、22年から27年までは51～55%台で推移し、同年以降低下傾向にあり、28年からは40%台で推移し、令和元年は43.5%であったが、同年の特別法犯（交通法令違反を除く。）の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率9.4%（4-2-2-2

図②参照)と比較すると顕著に高い。

大麻取締法違反の暴力団構成員等の検挙人員は、平成26年から毎年増加しているのに対し、麻薬取締法違反の暴力団構成員等の検挙人員は、同年以降減少傾向にあり、27年からは100人未満で推移している。

7-4-1-9 薬物犯罪 暴力団構成員等検挙人員等の推移 (罪名別)



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 覚醒剤、大麻及び麻薬・向精神薬に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

7-4-1-10表は、令和元年に覚醒剤取締法違反により検挙された者（警察が検挙した者に限る。）のうち、営利犯で検挙された者及び暴力団構成員等の各人員を違反態様別に見たものである。同年の営利犯で検挙された者の比率は7.9%であり、暴力団構成員等の比率は43.5%であった。

7-4-1-10表 覚醒剤取締法違反 営利犯・暴力団構成員等の検挙人員（違反態様別）

(令和元年)							
区 分	総 数	密輸入	所 持	譲渡し	譲受け	使 用	その他
総 数	8,584	333	2,651	419	123	4,751	307
営 利 犯	682 (7.9)	310 (93.1)	226 (8.5)	133 (31.7)	13 (10.6)	—	—
暴力団構成員等	3,738 (43.5)	36 (10.8)	1,164 (43.9)	238 (56.8)	36 (29.3)	2,117 (44.6)	147 (47.9)

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 ()内は、各違反態様による検挙人員に「営利犯」又は「暴力団構成員等」の人員がそれぞれ占める比率である。

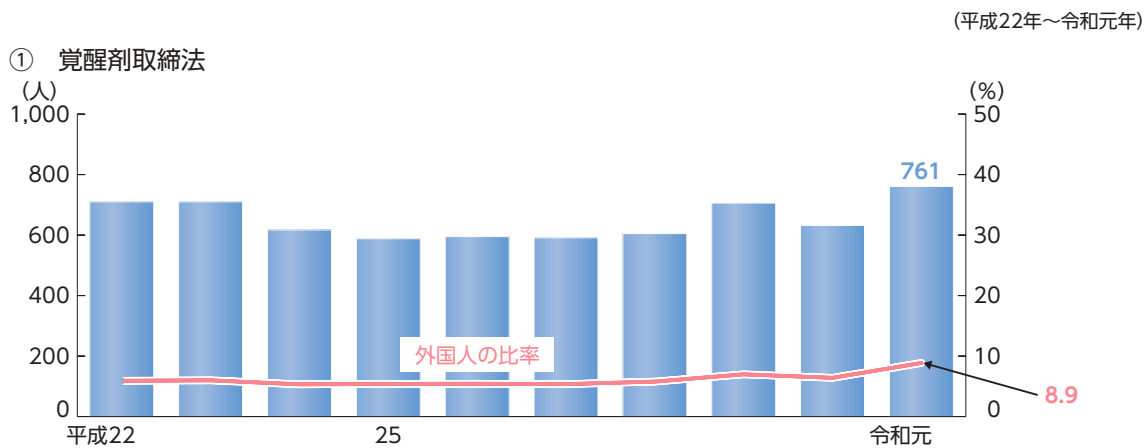
(ウ) 外国人

7-4-1-11図は、覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の外国人の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下（ウ）において同じ。）等の推移（最近10年間）を見たものである。

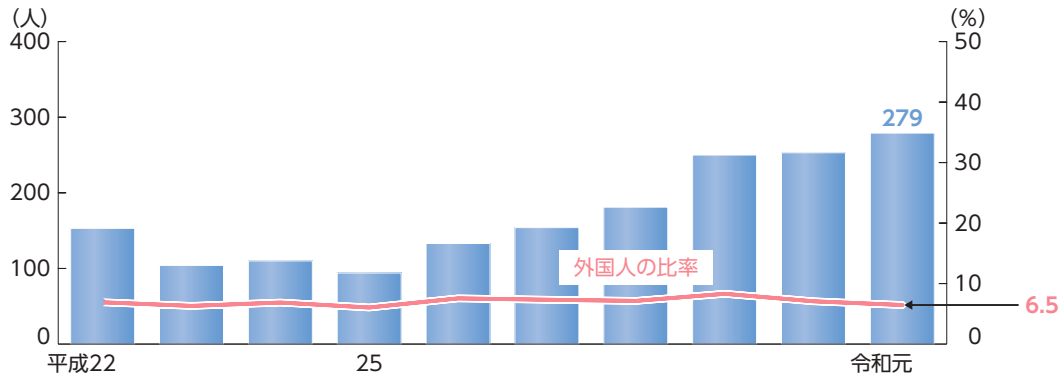
外国人の検挙人員を見ると、覚醒剤取締法違反は、平成22年以降500人台から700人台で推移しており、大きな変動は見られない。大麻取締法違反は、23年から25年まで減少傾向にあったが、26年以降毎年増加しており、麻薬取締法違反は、22年から28年までは100人未満で推移していたものの、29年以降は毎年100人を超えている。なお、来日外国人による薬物関係法令違反の検挙件数の推移については、**4-8-2-5図**参照。

各違反の検挙人員総数に占める外国人の比率を見ると、平成22年以降、覚醒剤取締法及び大麻取締法の各違反は、いずれも10%未満でおおむね横ばいで推移している。他方、麻薬取締法違反は13.0～32.0%で推移しており、年による変動はあるものの、同法違反の方が覚醒剤取締法及び大麻取締法の各違反よりも高い水準で推移している。

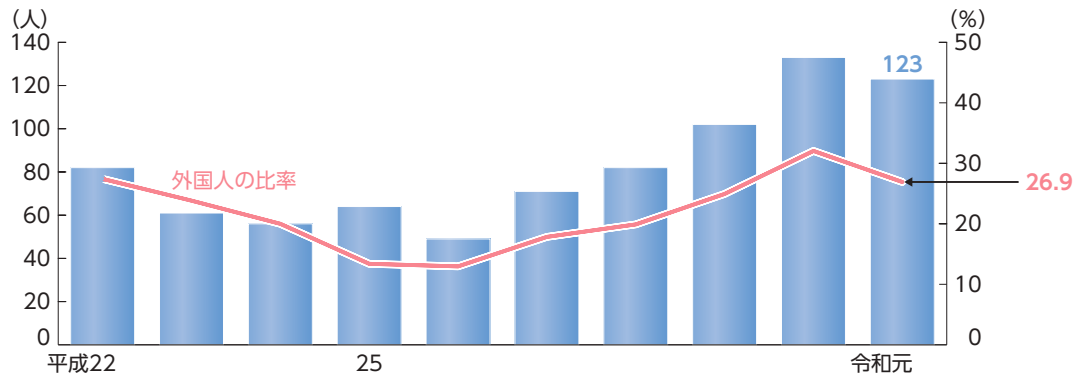
7-4-1-11図 薬物犯罪 外国人検挙人員等の推移（罪名別）



② 大麻取締法



③ 麻薬取締法



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 覚醒剤、大麻及び麻薬・向精神薬に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

覚醒剤取締法違反の外国人検挙人員（761人）を国籍・地域別に見ると、平成22年以降、韓国・朝鮮が最も多く、次いで、フィリピン、ブラジルの順であったが、令和元年は、韓国・朝鮮（158人、20.8%）が最も多く、次いで、ブラジル（111人、14.6%）、フィリピン（90人、11.8%）、タイ（86人、11.3%）、中国（台湾、香港及びマカオを除く。38人、5.0%）の順であった。また、警察が検挙した覚醒剤の密輸入事件（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含まない。）について、その仕出地の内訳を見ると、同年（273件）は、タイ（56件、20.5%）が最も多く、次いで、マレーシア（37件、13.6%）、米国（35件、12.8%）、カナダ（34件、12.5%）、トルコ（14件、5.1%）の順であった。同年の覚醒剤取締法違反の検挙人員のうち、営利犯で検挙された者（警察が検挙した者に限る。）に占める外国人検挙人員（272人）の比率は39.9%であった。また、同年の同法違反の検挙人員のうち、密輸入事犯で検挙された者（警察が検挙した者に限る。）に占める外国人検挙人員（246人）の比率は73.9%であった（警察庁刑事局の資料による。）。

令和元年における大麻取締法違反の外国人検挙人員（279人）を国籍・地域別に見ると、ブラジル（79人、28.3%）が最も多く、次いで、米国（47人、16.8%）、ペルー（20人、7.2%）の順であった。また、警察が検挙した大麻の密輸入事件（大麻に係る麻薬特例法違反を含まない。）について、その仕出地の内訳を見ると、同年（89件）は、米国（38件、42.7%）が最も多く、次いで、カナダ（15件、16.9%）、オランダ及びフランス（それぞれ5件、5.6%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

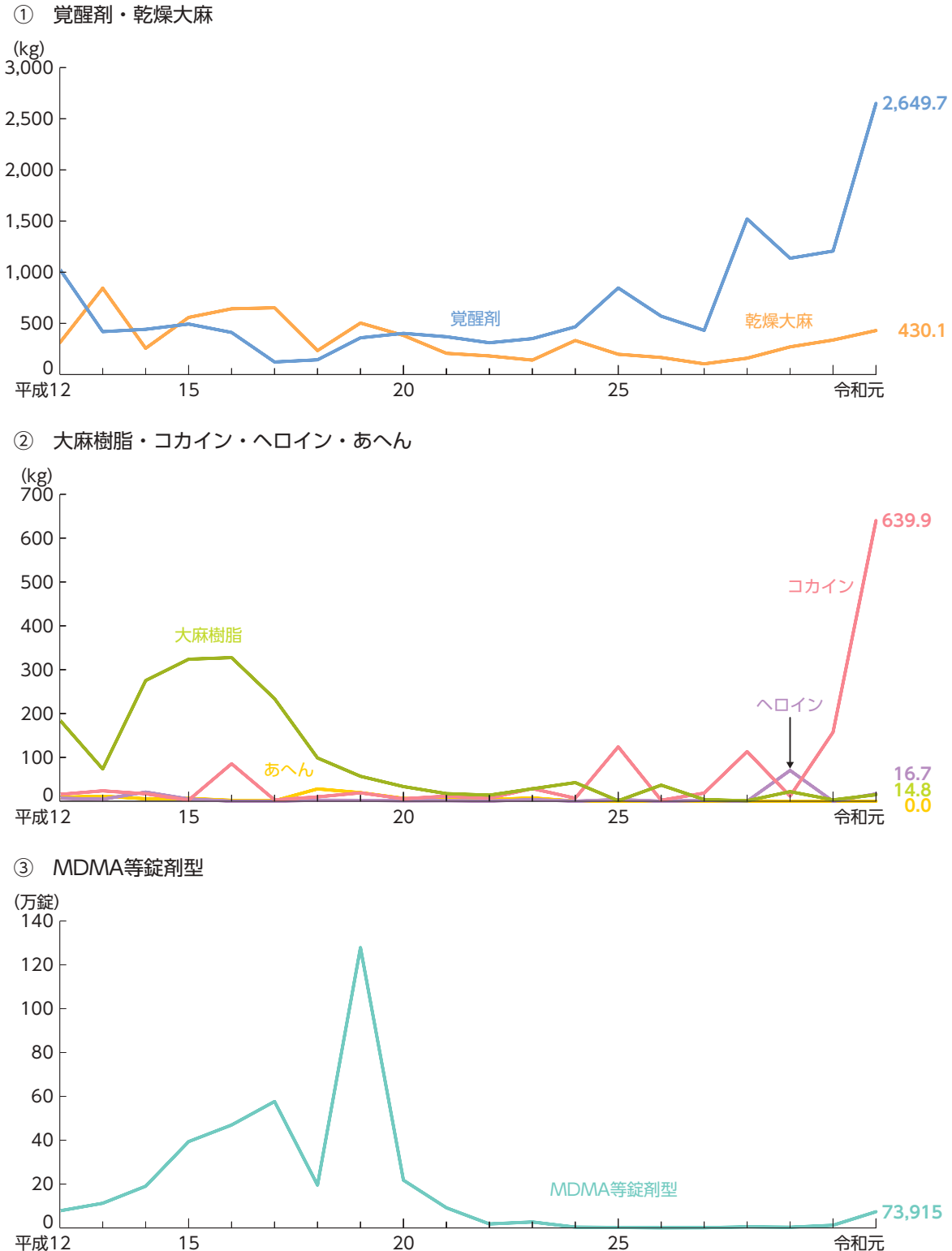
(2) 取締状況

ア 覚醒剤等の押収量の推移

覚醒剤等の薬物の押収量（警察庁，財務省，海上保安庁及び厚生労働省がそれぞれ押収した薬物の合計量）の推移（最近20年間）は，7-4-1-12図のとおりである。いずれも年による変動が大きいが，令和元年は，覚醒剤及びコカインについて，いずれも平成元年以降最多を記録した（CD-ROM参照）。

7-4-1-12図 覚醒剤等の押収量の推移

(平成12年～令和元年)



注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 「乾燥大麻」は，大麻たばこを含む。
 3 「MDMA等錠剤型」の押収量について，1錠未満の端数は切捨てである。

イ 密輸入事案

(ア) 覚醒剤

覚醒剤（覚醒剤原料を含む。以下（ア）において同じ。）の密輸入事犯（税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものを含み、関税法違反で摘発したものに限る。以下イにおいて同じ。）の摘発件数は、平成22年から30年までの間は83～185件の間で推移していたが、令和元年は425件と、前年（169件）の約2.5倍に急増した。押収量については、平成22年から27年までは1,000kg未滿で推移していたが、28年に約1,501kgに急増した後は1,000kg台で推移し、令和元年は約2,570kgと、前年（約1,159kg）の約2.2倍に急増した。元年の覚醒剤の密輸入事犯を形態別に見ると、摘発件数では、「航空機旅客（航空機乗組員を含む。以下イにおいて同じ。）による密輸入」（229件）が最も多く、次いで、「航空貨物（航空での別送品を含む。以下イにおいて同じ。）を利用した密輸入」（107件）、「国際郵便物を利用した密輸入」（85件）、「海上貨物を利用した密輸入」及び「船員等（洋上取引及び船舶旅客を含む。以下イにおいて同じ。）による密輸入」（各2件）の順であり、「航空貨物を利用した密輸入」（前年比723.1%増）、「航空機旅客による密輸入」（同151.6%増）及び「国際郵便物を利用した密輸入」（同63.5%増）の増加が顕著である。押収量では、「船員等による密輸入」（約1,605kg）が最も多く、次いで、「航空機旅客による密輸入」（約418kg）、「航空貨物を利用した密輸入」（約316kg）、「国際郵便物を利用した密輸入」（約187kg）、「海上貨物を利用した密輸入」（約43kg）の順であった。「船員等による密輸入」の押収量は、押収量全体の約3分の2に相当する（財務省関税局の資料による。）。

令和元年における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数を仕出地別に見ると、地域別では、アジア（204件）が半数近くを占めて最も多く、次いで、北米（111件）、ヨーロッパ（43件）の順であり、国・地域別では、タイ（87件）が最も多く、次いで、マレーシア（69件）、米国（61件）、カナダ（50件）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

覚醒剤の密輸入事犯について、その押収量の推移（最近10年間）を仕出地別に見ると、**7-4-1-13表**のとおりである。

7-4-1-13表 覚醒剤の仕出地別押収量の推移

(平成22年～令和元年)

仕出地			22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総		数	321.6	401.5	482.5	859.4	549.2	421.6	1,500.8	1,159.3	1,158.6	2,569.7
ア	ジン	アド	99.7	94.0	87.2	192.3	234.9	160.3	1,168.2	925.0	1,031.4	278.0
イ	ン	ボ	-	0.0	9.7	113.8	-	4.4	2.4	11.4	6.4	6.2
カ	ン	ジ	2.2	2.5	-	-	-	-	-	4.5	20.9	9.9
タ	ン	グ	7.6	31.0	2.5	1.0	27.8	6.2	3.0	27.0	174.3	85.7
バ	ン	ラ	-	-	0.0	8.3	-	-	-	-	0.0	-
フ	イ	リ	0.0	4.0	1.0	0.0	3.1	1.2	0.0	-	1.6	15.5
マ	レ	ン	18.1	7.2	-	3.9	-	-	6.9	21.4	62.9	103.6
ミ	ャ	ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.8
ラ	ン	オ	-	-	-	-	-	-	-	-	3.4	37.3
韓		ス	-	-	1.0	-	0.9	-	2.0	-	8.3	4.8
台		国	38.8	5.1	0.0	1.0	0.0	44.9	104.3	7.0	344.5	0.2
中		国	30.4	44.2	73.0	62.4	200.3	103.7	1,049.3	853.4	404.1	3.4
中		東	25.6	79.9	47.8	11.8	3.8	3.4	0.0	11.5	3.6	104.9
ア	ラ	首	13.8	71.6	3.2	2.2	-	-	-	0.5	1.0	23.1
イ	ト	長	1.1	-	43.9	-	-	0.1	0.0	-	-	66.1
ト	ラ	ラ	10.7	8.3	0.7	9.6	3.8	3.2	-	11.1	2.6	15.7
ア	フ	リ	143.7	83.8	89.1	89.6	17.5	20.5	37.6	72.1	53.9	69.9
ウ	ガ	ン	2.5	-	9.8	43.6	6.5	19.9	35.7	23.5	-	5.5
ガ	メ	ル	6.1	3.2	5.7	1.0	-	-	-	7.2	-	-
カ	ニ	ー	7.0	2.2	1.6	-	-	-	-	-	-	-
ケ	ト	ニ	-	3.7	46.5	8.1	5.8	-	-	9.5	29.5	-
コ	ン	ボ	3.3	19.9	2.9	1.4	-	-	-	-	-	-
タ	イ	ザ	5.7	-	-	1.0	-	-	-	-	3.4	-
ナ	イ	エ	31.3	8.2	2.8	7.9	-	-	-	-	15.0	46.7
ベ	ナ	ナ	44.3	13.6	3.8	3.5	-	-	-	6.4	-	-
マ		リ	-	5.3	-	3.4	-	-	-	-	2.0	-
南	ア	共	32.4	14.8	15.9	19.8	4.3	0.6	1.9	22.5	4.0	14.1
ア	フリ	和										
ヨ	ー	ッ	6.2	82.1	156.8	13.5	65.1	3.6	8.4	25.9	18.1	41.3
ア	ル	ニ	-	-	-	-	6.5	-	-	-	-	-
英		国	4.2	18.4	1.2	2.0	1.5	3.5	2.5	1.9	10.8	3.8
イ		ア	-	6.5	-	-	-	-	-	-	-	1.9
オ	タ	リン	-	7.8	121.3	1.7	2.0	-	0.0	2.8	0.0	0.3
オ	ス	スト	-	-	-	-	-	-	2.3	1.2	-	9.0
キ	プ	ロ	-	-	-	-	8.6	-	-	-	-	-
ス	ペ	イ	2.0	-	3.8	-	10.3	0.0	2.8	8.3	2.8	2.3
ド		ン	-	10.3	14.6	6.3	5.8	0.0	-	9.0	4.4	11.5
フ	ラル	ス	-	17.8	3.3	2.1	-	-	0.8	-	-	4.3
ベル		ス	-	9.3	8.5	-	-	-	-	-	0.0	1.8
ル	マ	ニ	-	11.2	4.0	-	-	-	-	-	-	-
口	シ	ア	-	0.9	-	-	26.6	-	-	-	-	3.2
北		米	12.0	40.0	29.9	35.7	20.3	2.7	15.8	110.9	42.5	332.7
米		国	0.0	16.0	22.3	12.2	16.7	2.7	10.5	96.4	37.5	126.1
カ	ナ	ダ	12.0	24.0	7.6	23.5	3.6	-	5.2	14.6	5.0	206.6
中		米	34.4	21.6	71.6	515.9	207.5	225.1	260.2	13.8	9.1	137.8
ボ	リ	ア	12.4	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-
メ	キ	コ	22.0	18.8	69.4	515.9	207.0	225.1	260.2	13.8	9.1	137.8
オ	セ	ニ	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	-	-
不		明	-	-	0.0	0.6	0.0	6.0	10.7	0.0	0.0	1,605.1

(単位は kg)

- 注 1 財務省関税局の資料による。
 2 税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものを含み、関税法違反で摘発したものに限る。
 3 覚醒剤原料の摘発を含む。
 4 中国は、台湾を除く。
 5 端数処理のため、各地域の合計は、総数と必ずしも合致しない。

(イ) 大麻

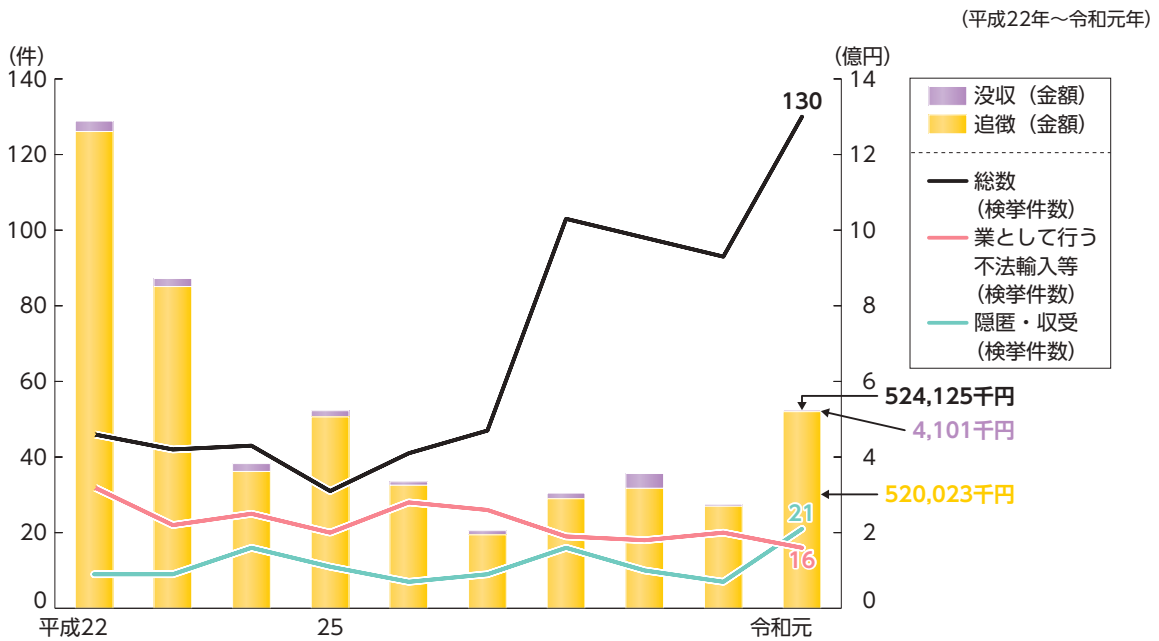
大麻の密輸入事犯の摘発件数は、平成29年から増加し続けており、令和元年は241件（前年比10.6%増）であった。押収量は、年によって変動が大きく、令和元年は約78kg（同50.0%減）であった。密輸入の形態別に見ると、摘発件数では、「国際郵便物を利用した密輸入」（167件）が最も多く、次いで、「航空機旅客による密輸入」（59件）、「航空貨物を利用した密輸入」（10件）、「船員等による密輸入」（4件）、「海上貨物を利用した密輸入」（1件）の順であった。押収量では、「国際郵便物を利用した密輸入」（約46kg）及び「航空機旅客による密輸入」（約27kg）で、押収量全体のほとんどを占めた（財務省関税局の資料による。）。

令和元年の大麻の密輸入事犯について、大麻草及び大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。以下（イ）において同じ。）の別に見ると、大麻草は、摘発件数110件及び押収量約61kg、大麻樹脂等は、摘発件数131件及び押収量約17kgであった。これを仕出地別に見ると、大麻草は、摘発件数では、米国（50件）が最も多く、次いで、カナダ（16件）、英国（10件）、オランダ（7件）の順であり、押収量では、米国（約43kg）が最も多く、次いで、カナダ（約18kg）、フランス（約0.2kg）、英国（約0.2kg）の順であった。大麻樹脂等は、摘発件数では、米国（79件）が最も多く、次いで、英国（11件）、カナダ（7件）、フランス（6件）の順であり、押収量では、インド（約9kg。摘発件数は1件）が最も多く、次いで、米国（約6kg）、英国（約1kg）、カナダ（約0.2kg）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

ウ 麻薬特例法の適用

麻薬特例法違反の検挙件数及び第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、**7-4-1-14** 図のとおりである。検挙件数の総数は、平成26年から28年にかけて大きく増加し、令和元年は130件（前年比39.8%増）であったが、「業として行う不法輸入等」の検挙件数は平成28年以降おおむね横ばいで推移し、令和元年は16件（同4件減）であった。また、没収・追徴金額の総数は、平成22年から24年にかけて大きく減少し、その後は、2～5億円台で増減を繰り返している。

7-4-1-14 図 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移



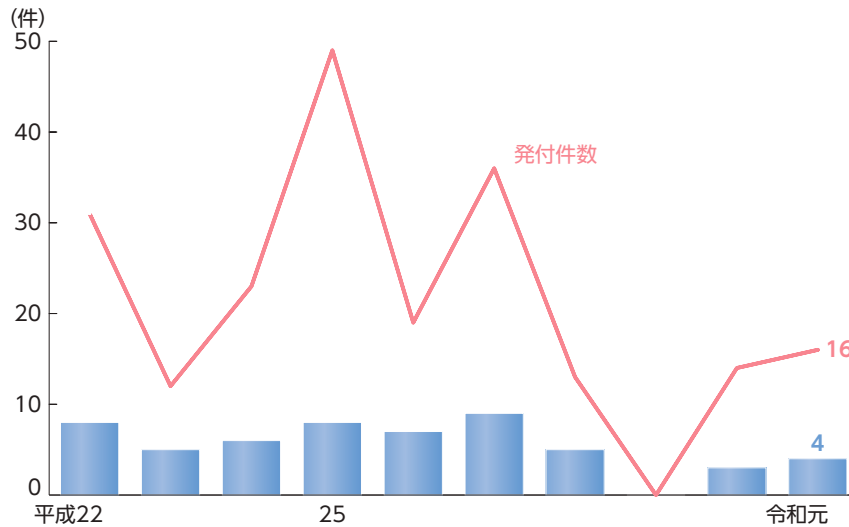
- 注 1 検挙件数は、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「総数」は、麻薬特例法5条（業として行う不法輸入等）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）、7条（薬物犯罪収益等收受）及び9条（あおり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。
 5 「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
 6 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 7 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

エ 通信傍受の状況

7-4-1-15図は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（本編第3章第8節1項参照）に基づき、薬物犯罪（覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬特例法の各違反に係る事件に限る。）の捜査のための通信傍受が実施された事件数及び傍受令状の発付件数の推移（最近10年間）を見たものである。令和元年は、4事件（覚醒剤取締法違反3件、麻薬特例法違反1件）について、傍受令状16件が発付され、これらの事件に関して合計36人が逮捕された（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律36条の規定に基づく政府の国会報告・公表資料による。）。

7-4-1-15図 薬物犯罪 通信傍受実施事件数・傍受令状発付件数の推移

(平成22年～令和元年)



- 注 1 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律36条の規定に基づく政府の国会報告・公表資料による。
 2 覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬特例法の各違反に係る事件に限る。

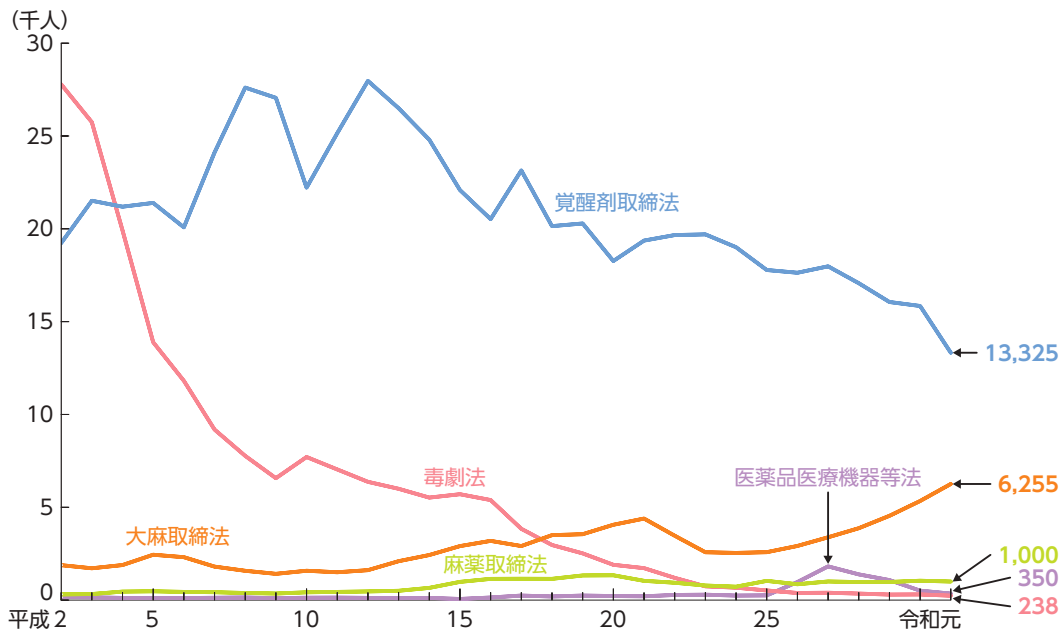
2 検察

(1) 被疑事件の受理

7-4-1-16図は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、毒劇法及び医薬品医療機器等法の各違反の検察庁新規受理人員の推移（最近30年間）を見たものである。覚醒剤取締法違反は、平成2年以降増減を繰り返し、12年には約2万8,000人に達したが、翌年からは減少傾向にあり、令和元年は、1万3,325人（前年比15.9%減）であった。毒劇法違反は、平成3年から9年にかけて大幅に減少した後、その後も減少傾向にあり、令和元年は238人であった。麻薬取締法違反は、平成2年以降緩やかな増加傾向にあり、20年には1,337人に達したが、その後は700人台から1,000人台で推移している。大麻取締法違反は、18年から21年にかけて増加した後、減少に転じたが、25年からは毎年増加し、令和元年は、6,255人（同17.2%増）であった。医薬品医療機器等法は、平成2年以降おおむね横ばいで推移した後、26年及び27年（1,816人）に急増したが、その後は減少し続けている（CD-ROM資料1-4参照）。

7-4-1-16図 薬物犯罪 検察庁新規受理人員の推移（罪名別）

（平成2年～令和元年）



注 1 検察統計年報による。
 2 「医薬品医療機器等法」は、平成25年法律第84号による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）違反を含む。

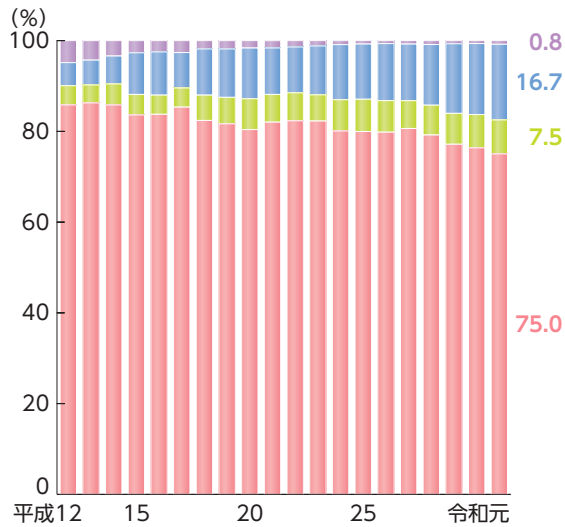
(2) 被疑事件の処理

覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比の推移（最近20年間）を見ると、7-4-1-17図のとおりである。家庭裁判所送致の占める割合は、覚醒剤取締法違反では低下傾向にあるのに対し、大麻取締法違反は近年上昇傾向にあり、検察庁終局処理人員の総数における家庭裁判所送致の占める割合（令和元年は5.3%。2-2-4-1図①参照）と比べると、覚醒剤取締法違反はこれより低い、大麻取締法違反は平成29年以降、これより高くなっている。

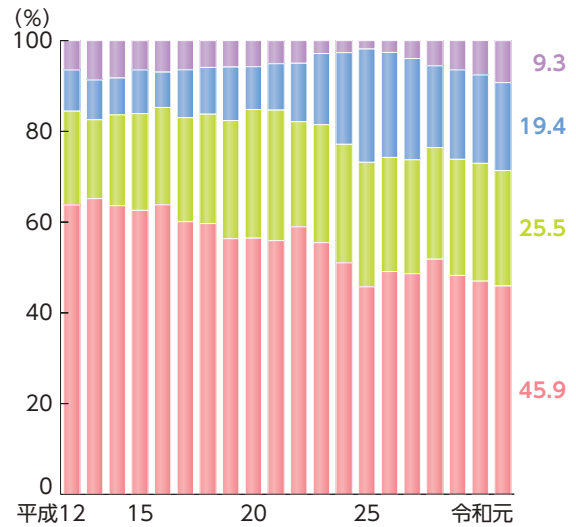
7-4-1-17図 薬物犯罪 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比の推移（罪名別）

(平成12年～令和元年)

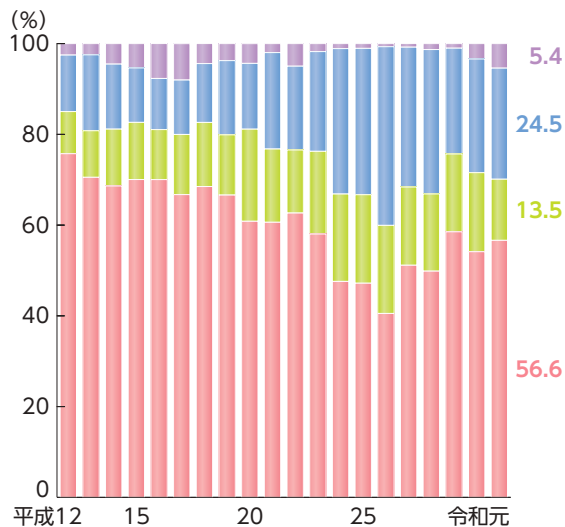
① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



③ 麻薬取締法



■ 起訴 ■ 起訴猶予 ■ その他の不起訴 ■ 家庭裁判所送致

注 検察統計年報による。

覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反について、起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率及び起訴猶予率の推移（最近20年間）を見ると、**7-4-1-18**のとおりである。起訴人員について見ると、覚醒剤取締法違反は、平成12年以降減少傾向にあり、令和元年（9,942人）は、平成12年（2万4,048人）の約4割の水準となっている。大麻取締法違反は、同年から21年（2,484人）にかけて増加傾向を示した後、翌年から減少に転じたが、26年からは毎年増加している。麻薬取締法違反は、12年以降増加傾向にあり、19年には888人に達したが、その後減少傾向に転じ、27年からは500人前後で推移している（CD-ROM 資料**7-1**参照）。

不起訴人員について見ると、覚醒剤取締法違反は、平成12年以降おおむね2,000人台で推移していたが、18年からは3,000人台で推移している。大麻取締法違反は、12年以降増加傾向にあり、令和元年（2,795人）は平成12年（488人）の約5.7倍であった。麻薬取締法違反は、26年以降それほど大きな変動はなく、300人台後半から500人台前半で推移している（CD-ROM 資料**7-1**参照）。

起訴率について見ると、覚醒剤取締法違反は、平成14年に90%を下回った後緩やかな低下傾向が見られるものの、75%以上の比較的高い水準で推移しており、道交違反を除く特別法犯全体（令和元年は49.3%。**2-2-4-2**参照）よりも顕著に高い。他方、大麻取締法違反は、平成23年までは50%台後半から70%台前半で推移していたが、24年以降は50%前後で推移している。麻薬取締法違反は、12年の77.7%から26年の40.8%まで低下傾向にあったが、近年は50%台で推移している（CD-ROM 資料**7-1**参照）。

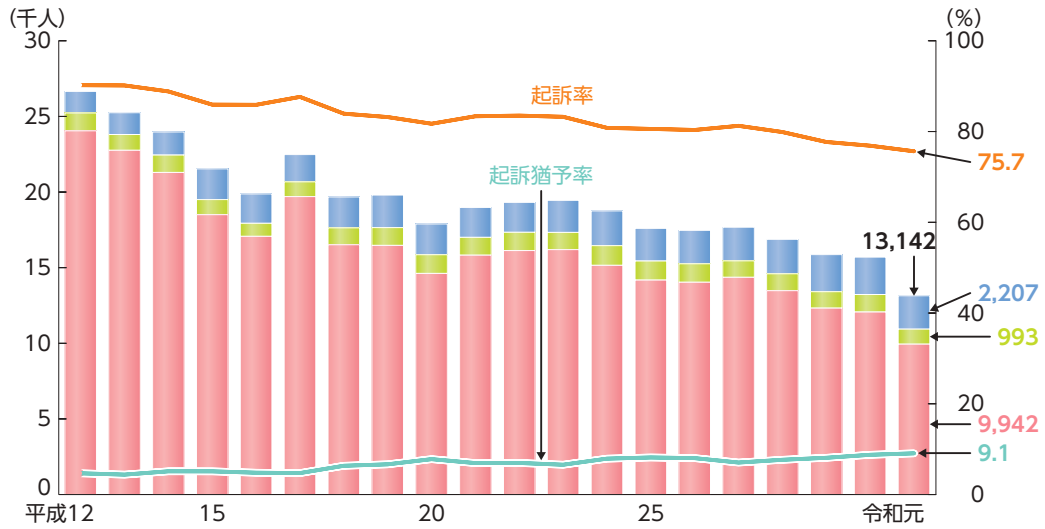
起訴猶予率について見ると、平成12年以降、大麻取締法違反は21～37%台で、麻薬取締法違反は10～32%台で増減を繰り返しながら推移している。覚醒剤取締法違反は4～9%台とおおむね横ばいで推移しており、道交違反を除く特別法犯全体（令和元年は45.4%。**2-2-4-4**参照）と比較して顕著に低い（CD-ROM 資料**7-1**参照）。

なお、令和元年において、麻薬特例法違反の起訴人員は182人、不起訴人員は491人（起訴猶予351人、その他の不起訴140人）であり、起訴率は27.0%、起訴猶予率は65.9%であった。もっとも、同法違反のうち、「業として行う不法輸入等」について見ると、起訴率は65.6%（起訴21人、起訴猶予5人及びその他の不起訴6人）であった。同年において、あへん法違反で起訴された者は2人であった（検察統計年報による）。

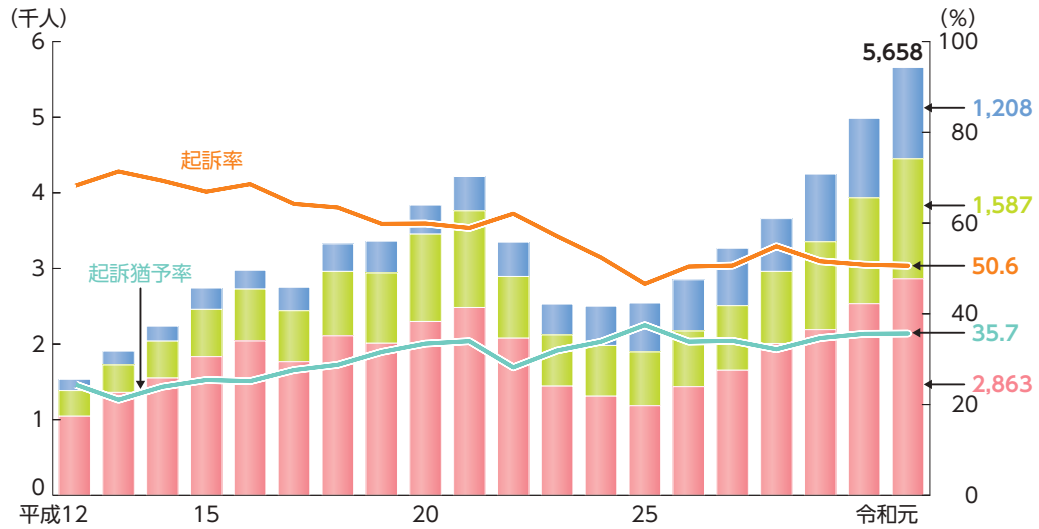
7-4-1-18図 薬物犯罪 起訴・不起訴人員等の推移 (罪名別)

(平成12年～令和元年)

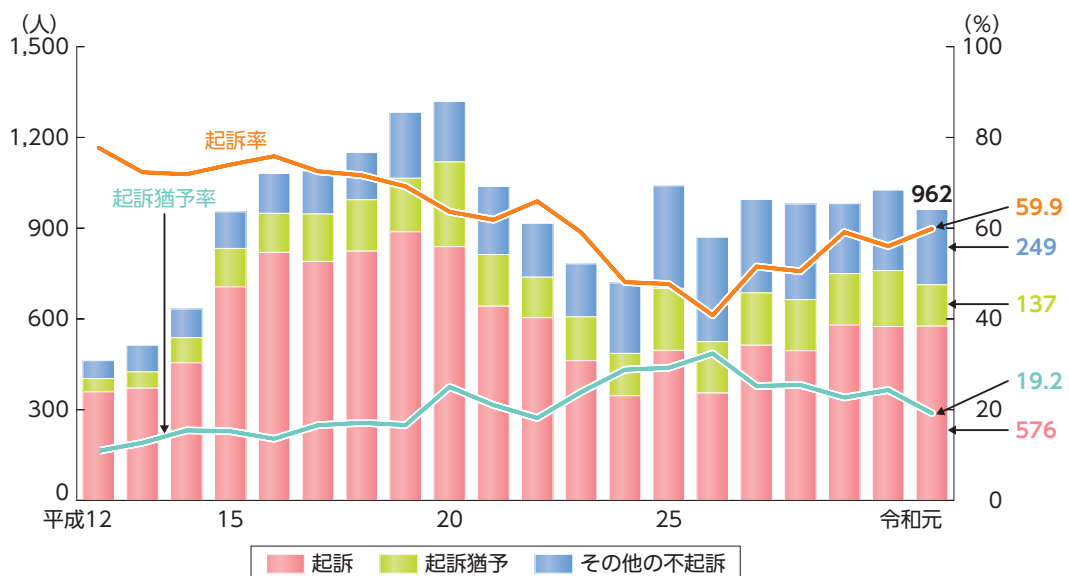
① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



③ 麻薬取締法



注 検察統計年報による。

3 裁判

(1) 終局裁判

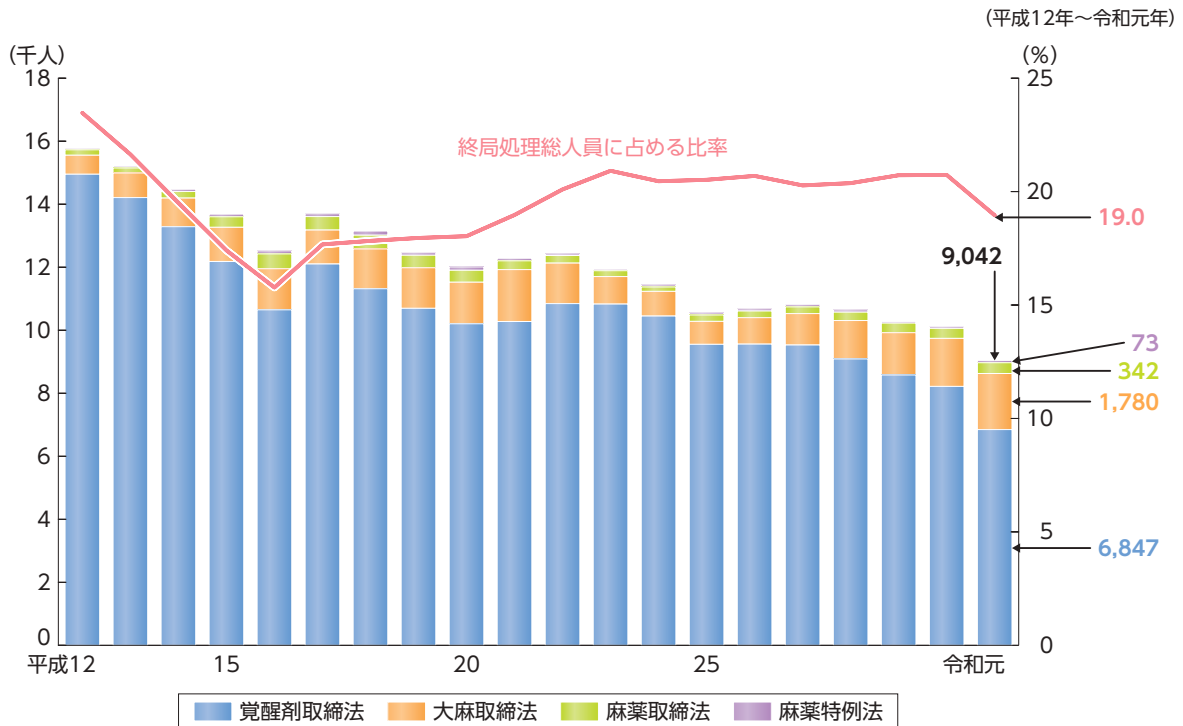
7-4-1-19図は、薬物犯罪（覚醒剤取締法，大麻取締法，麻薬取締法及び麻薬特例法の各違反をいう。以下この項において同じ。）の地方裁判所における終局処理人員の推移（最近20年間）を罪名別に見たものである。地方裁判所における終局処理総人員については，平成16年（7万9,378人）をピークに減少傾向を示し，薬物犯罪の終局処理人員についても，12年（1万5,762人）以降，若干の増減はあるものの，おおむね減少傾向にあり，25年に1万1,000人を下回った後も1万人台を維持していたが，令和元年には1万人を下回り，9,042人（前年比10.6%減）であった。

地方裁判所における終局処理総人員の減少幅（令和元年は平成16年比39.9%減）に比べて，薬物犯罪の終局処理人員の減少幅（同27.8%減）が小さいことから，地方裁判所における終局処理総人員に占める薬物犯罪の終局処理人員の割合は，平成16年に15.8%を記録した後，上昇傾向を示し，22年以降は20%を超えて推移していたが，令和元年は20%を下回り，19.0%（前年比1.8pt低下）であった。

地方裁判所における終局処理人員を罪名別に見ると，覚醒剤取締法違反は，平成12年以降，若干の増減はあるものの，おおむね減少傾向にある一方で，大麻取締法違反は，26年以降，毎年前年比10～20%前後の割合で増加し続け（令和元年は平成25年の約2.4倍），麻薬取締法違反も，25年から増加し続けている（令和元年は平成24年の約2.4倍）。麻薬特例法違反は，24年以降，50～70人台で推移している。

薬物犯罪の地方裁判所における終局処理人員のうち無罪の人員は，近年はおおむね10人台で推移しており，令和元年は15人（覚醒剤取締法違反13人，大麻取締法違反及び麻薬特例法違反各1人）であった（司法統計年報による。）。

7-4-1-19図 薬物犯罪 地方裁判所における終局処理人員の推移（罪名別）



注 司法統計年報による。

(2) 科刑状況

薬物犯罪について、令和元年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を罪名別に見ると、**7-4-1-20図**のとおりである。1年未満の刑の者が占める割合は、大麻取締法違反が69.5%であるのに対し、覚醒剤取締法違反では0.2%、麻薬取締法違反では0.9%、麻薬特例法違反では37.5%であった。一方、3年を超える刑の者が占める割合は、麻薬特例法違反が44.4%であるのに対し、覚醒剤取締法違反では8.6%、大麻取締法違反では1.5%、麻薬取締法違反では7.0%であった。なお、覚醒剤取締法違反の一部（営利目的による覚醒剤の輸出入・製造）、麻薬取締法違反の一部（営利目的によるジアセチルモルヒネ等の輸出入・製造）、麻薬特例法違反の一部（業として行う麻薬等の不法輸入等）については、その法定刑に無期懲役を含むことから裁判員裁判の対象事件（第2編第3章第3節3項参照）となる（裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理人員の推移については**2-3-3-5表**、罪名別・裁判内容別の判決人員については**2-3-3-6表**をそれぞれ参照）。

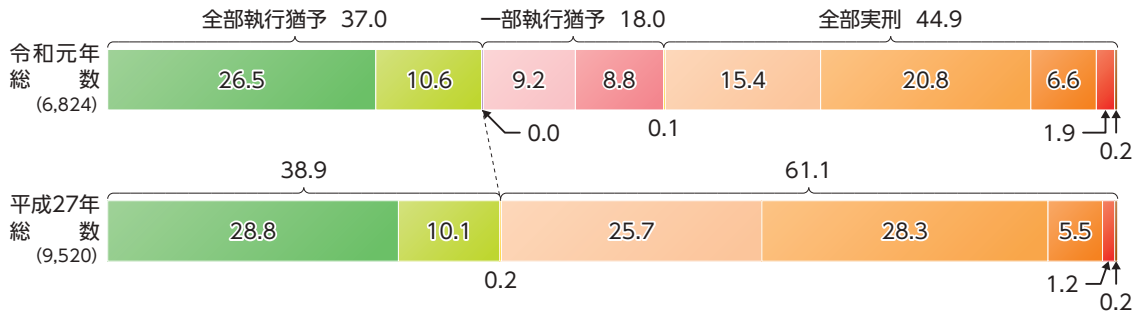
令和元年に地方裁判所で有期懲役・禁錮の判決を受けた者に占める一部執行猶予付判決を受けた人員の割合は、全体では3.0%であるところ（CD-ROM資料**2-4**参照）、覚醒剤取締法違反では18.0%、大麻取締法違反では2.1%、麻薬取締法違反では4.1%であり、麻薬特例法違反で一部執行猶予付判決を受けた者はいなかった（なお、同法違反の罪は、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の対象ではない）。

令和元年において一部執行猶予付判決を受けた人員が多かった覚醒剤取締法及び大麻取締法の各違反について、刑の一部執行猶予制度（本編第3章第8節3項参照）が開始された年の前年である平成27年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を罪名別に見ると、**7-4-1-20図**①及び②のとおりである。全部執行猶予率について見ると、覚醒剤取締法違反（同年は38.9%、令和元年は37.0%）も大麻取締法違反（平成27年は82.2%、令和元年は85.9%）も、平成27年と令和元年との間に顕著な差は認められない。

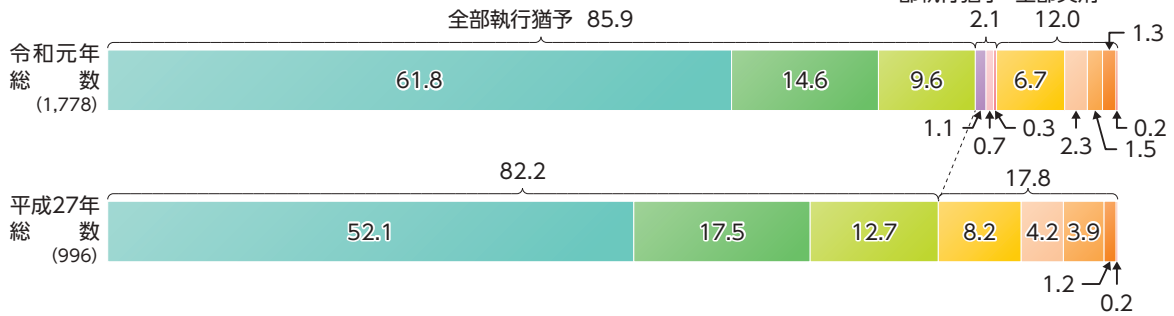
7-4-1-20図 薬物犯罪 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比（罪名別）

（平成27年・令和元年）

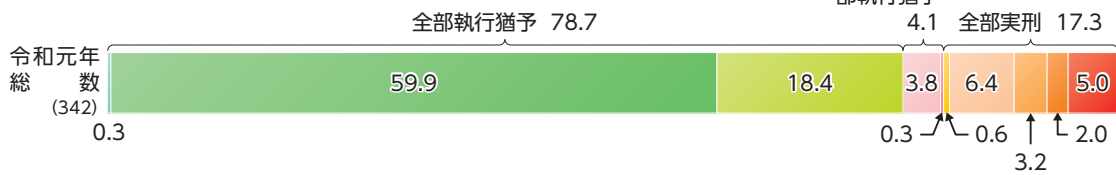
① 覚醒剤取締法



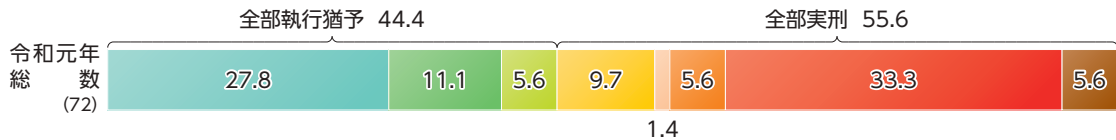
② 大麻取締法



③ 麻薬取締法



④ 麻薬特例法



■ 1年未満 (全部執行猶予)	■ 1年以上2年未満 (全部執行猶予)	■ 2年以上3年以下 (全部執行猶予)	■ 1年未満 (一部執行猶予)
■ 1年以上2年未満 (一部執行猶予)	■ 2年以上3年以下 (一部執行猶予)	■ 1年未満 (全部実刑)	■ 1年以上2年未満 (全部実刑)
■ 2年以上3年以下 (全部実刑)	■ 3年を超え5年以下 (全部実刑)	■ 5年を超え10年以下 (全部実刑)	■ 10年を超え30年以下 (全部実刑)

注 1 司法統計年報による。
 2 一部執行猶予は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 ()内は、実人員である。

7-4-1-21図は、薬物犯罪のうち、覚醒剤取締法違反について、令和元年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を違反態様別に見たものである。営利目的によるものについては、「輸入、輸出及び製造」・「所持、譲渡及び譲受」共に、全部実刑の者が95%を超え、「輸入、輸出及び製造」については、10年を超え30年以下の刑期の者が13.0%（14人）いた。「使用」及び営利目的によるものでない「所持、譲渡及び譲受」については、一部執行猶予の者がいずれも2割弱いたが、営利目的による「所持、譲渡及び譲受」については、一部執行猶予の者は1.1%（2人）であり、「輸入、輸出及び製造」については、一部執行猶予の者はいなかった。

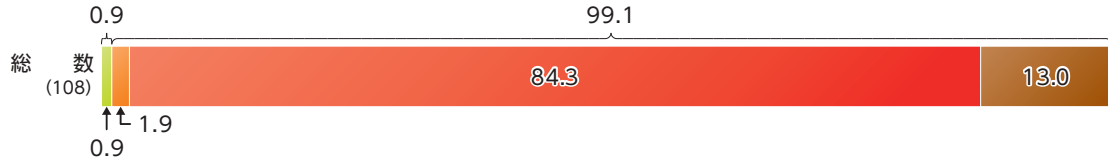
7-4-1-21 覚醒剤取締法違反 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比（違反態様別）

（令和元年）

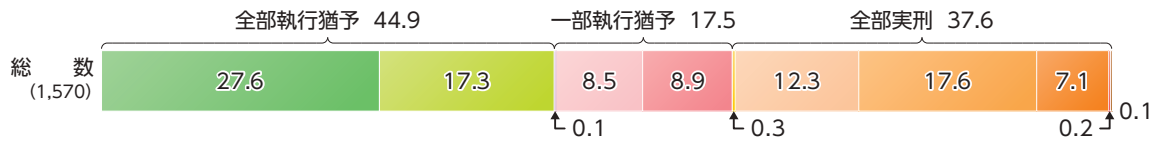
① 輸入，輸出及び製造
ア 営利目的なし



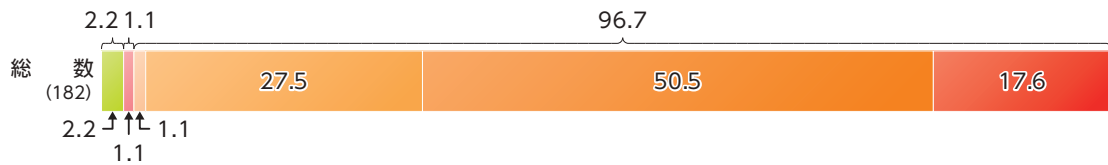
イ 営利目的あり



② 所持，譲渡及び譲受
ア 営利目的なし



イ 営利目的あり



③ 使用（営利目的なし）



1年以上2年未満 (全部執行猶予)	2年以上3年以下 (全部執行猶予)	1年未満 (一部執行猶予)	1年以上2年未満 (一部執行猶予)
2年以上3年以下 (一部執行猶予)	1年未満 (全部実刑)	1年以上2年未満 (全部実刑)	2年以上3年以下 (全部実刑)
3年を超え5年以下 (全部実刑)	5年を超え10年以下 (全部実刑)	10年を超え30年以下 (全部実刑)	

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 一部執行猶予は，実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 「輸入，輸出及び製造」は，覚醒剤取締法41条に規定する罪，「所持，譲渡及び譲受」は，同法41条の2に規定する罪，「使用」は，同法19条及び41条の3に規定する罪をいう。
 4 主文複数の場合及び併科刑がある場合は，刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上している。
 5 () 内は，実人員である。

7-4-1-22図は、薬物犯罪（麻薬特例法違反を除く。）について、地方裁判所における全部執行猶予率及び全部執行猶予者の保護観察率の推移（最近20年間）を見たものである（同法違反については、CD-ROM参照）。全部執行猶予率について見ると、覚醒剤取締法違反は、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反と比較して一貫して低く、全部執行猶予者の保護観察率について見ると、覚醒剤取締法違反は、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反と比較して一貫して高い。

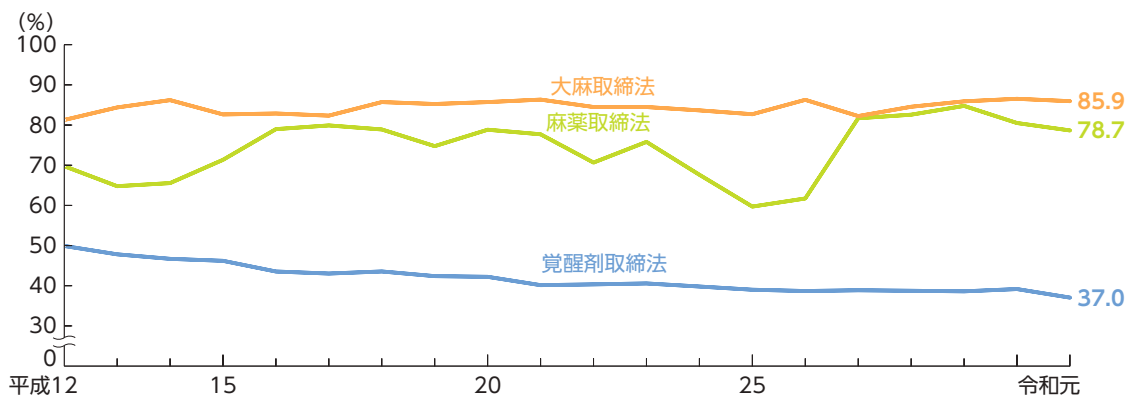
令和元年における地方裁判所の有期懲役・禁錮の全部執行猶予率は、全体では62.8%であるところ（CD-ROM資料2-4参照）、覚醒剤取締法及び麻薬特例法の各違反はそれよりも低く、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反はそれよりも高い。

なお、令和元年の一部執行猶予付判決を受けた者については、その全員（覚醒剤取締法違反（1,230人）、大麻取締法違反（37人）及び麻薬取締法違反（14人））に保護観察が付された（2-3-3-1表参照）。

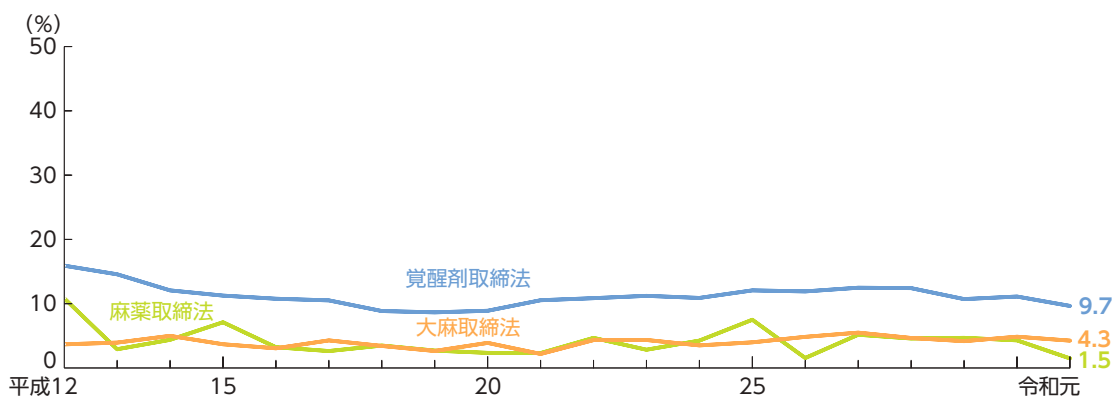
7-4-1-22図 薬物犯罪 地方裁判所における全部執行猶予率・全部執行猶予者の保護観察率の推移（罪名別）

（平成12年～令和元年）

① 全部執行猶予率



② 全部執行猶予者の保護観察率

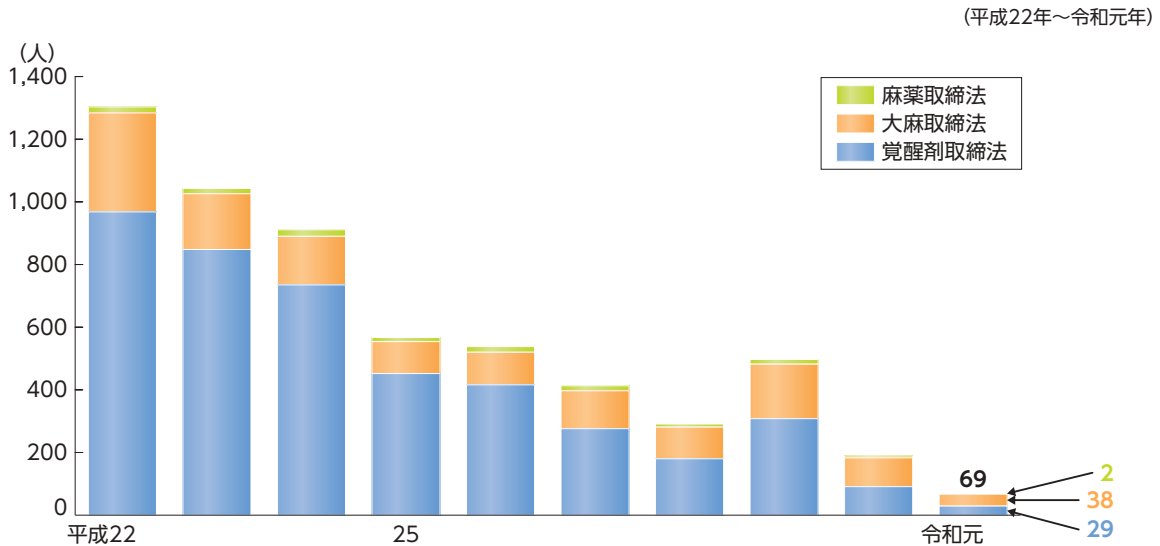


注 司法統計年報による。

(3) 即決裁判手続

薬物犯罪（麻薬特例法違反を除く。）について即決裁判手続に付された事件の人員の推移（最近10年間）を罪名別に見ると、**7-4-1-23図**のとおりである。覚醒剤取締法違反について即決裁判手続に付された人員は、平成22年以降減少傾向にあり、令和元年は29人（前年比68.1%減）であり、平成22年（968人）の33分の1未満である。

7-4-1-23図 薬物犯罪 即決裁判手続に付された事件の人員の推移（罪名別）



注 1 司法統計年報による。

2 即決裁判手続により審判する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。

(4) 勾留と保釈

令和元年の薬物犯罪の通常第一審における被告人の勾留状況を罪名別に見ると、**7-4-1-24表**のとおりである。通常第一審全体では、勾留率（移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率）が73.1%、保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）が30.8%であるところ（司法統計年報による。**2-3-3-8図** CD-ROM参照）、薬物犯罪については、いずれの罪名も勾留率が90%を超え、保釈率については、いずれの罪名も通常第一審全体における保釈率を上回り、特に、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の保釈率は、60～70%台に達している。

7-4-1-24表 薬物犯罪 通常第一審における被告人の勾留状況（罪名別）

(令和元年)

罪 名	終局処理 総人員 (A)	勾 留 総人員 (B)	勾 留 期 間			保釈人員 (C)	勾留率 $\frac{B}{A}$ (%)	保釈率 $\frac{C}{B}$ (%)
			1月以内	3月以内	3月を超える			
覚醒剤取締法	6,936	6,824 (100.0)	1,787 (26.2)	3,779 (55.4)	1,258 (18.4)	2,186	98.4	32.0
大 麻 取 締 法	1,789	1,621 (100.0)	1,090 (67.2)	457 (28.2)	74 (4.6)	1,195	90.6	73.7
麻 薬 取 締 法	346	315 (100.0)	178 (56.5)	97 (30.8)	40 (12.7)	204	91.0	64.8
麻 薬 特 例 法	74	73 (100.0)	22 (30.1)	16 (21.9)	35 (47.9)	25	98.6	34.2

注 1 司法統計年報による。

2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。

3 () 内は、構成比である。

4 矯正

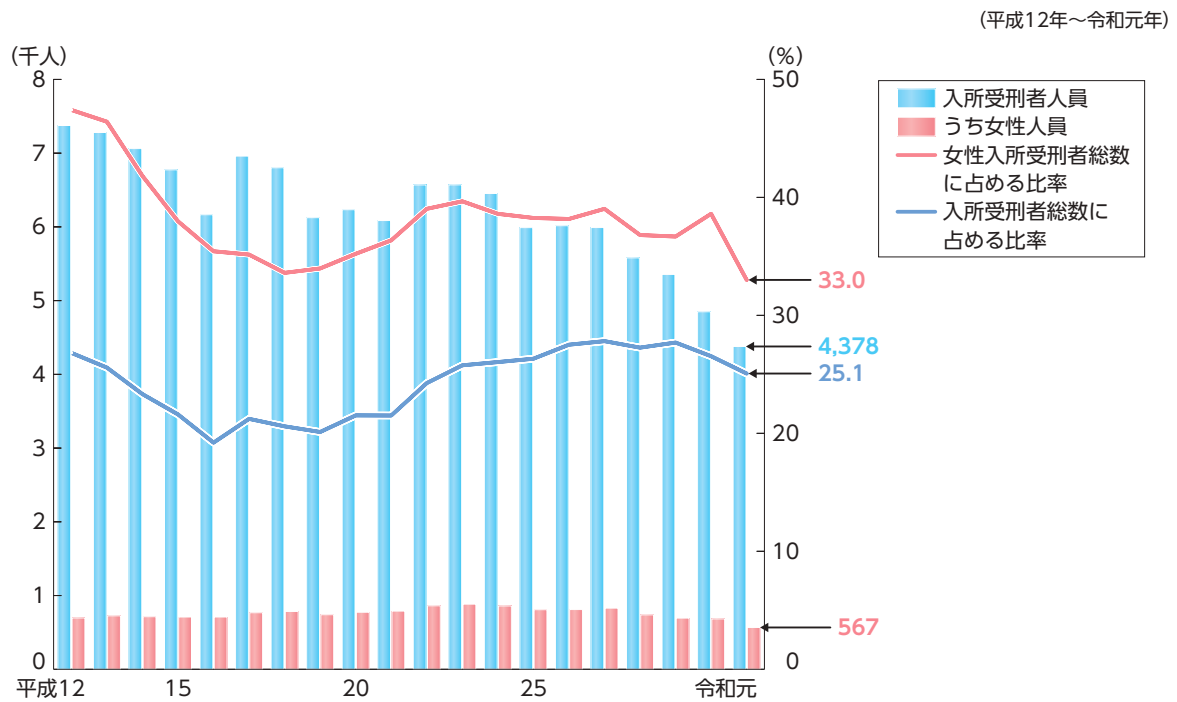
(1) 入所受刑者

ア 人員

覚醒剤取締法違反による入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、**7-4-1-25図**のとおりである。同法違反による入所受刑者人員は、平成12年に7,375人となった後、増減を繰り返しながらも全体としては減少傾向にある。令和元年の同法違反による入所受刑者人員は、4,378人（前年比471人（9.7%）減）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は、1,275人（同119人（8.5%）減）であった（CD-ROM参照）。

また、覚醒剤取締法違反による入所受刑者人員の入所受刑者総数に占める比率は、おおむね20%台で推移している一方、女性入所受刑者に占める比率は、30~40%台で推移している。

7-4-1-25図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



注 矯正統計年報による。

イ 年齢層

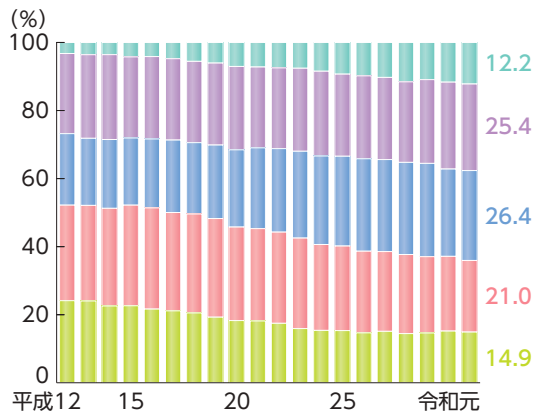
覚醒剤取締法違反による入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、**7-4-1-26図**のとおりである。男性の同法違反による入所受刑者のうち、30歳未満及び30～39歳の年齢層の比率は低下傾向にある一方、それ以外の年齢層の比率は上昇傾向にある。女性については、30歳未満の年齢層の比率は低下傾向にある一方、40～49歳の年齢層の比率は上昇傾向にある。

覚醒剤取締法違反による入所受刑者と入所受刑者総数を比較すると、男性の30～39歳及び40～49歳の年齢層は、同法違反における構成比が入所受刑者総数における構成比よりもおおむね高く、女性は、30歳未満及び30～39歳の年齢層において、同法違反における構成比が入所受刑者総数における構成比よりも高くなっている。

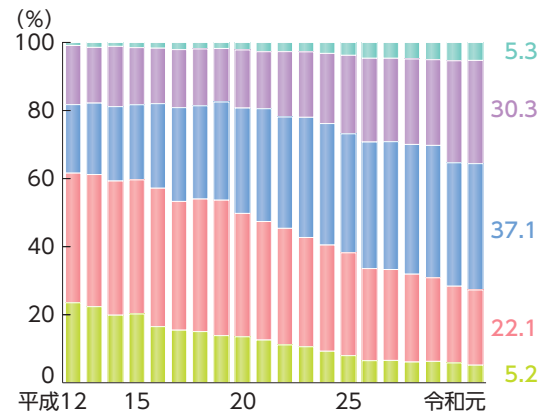
7-4-1-26図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の年齢層別構成比の推移（男女別）
(平成12年～令和元年)

① 男性

ア 入所受刑者総数

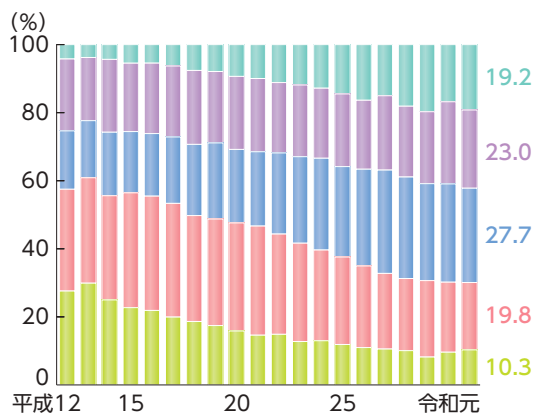


イ 覚醒剤取締法

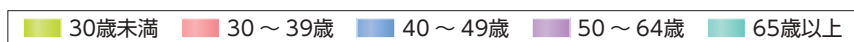
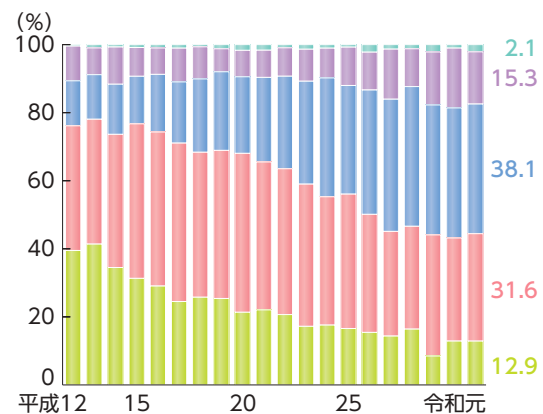


② 女性

ア 入所受刑者総数



イ 覚醒剤取締法



注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

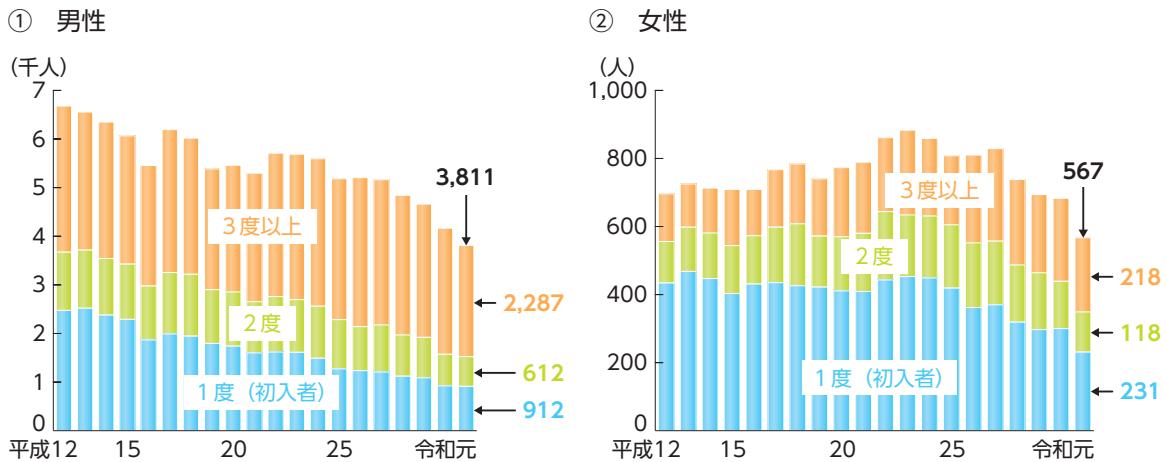
ウ 入所度数

覚醒剤取締法違反による入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見ると、**7-4-1-27図**のとおりである。男性は、初入者の人員が平成14年以降、2度の人員が19年以降、3度以上の人員が27年以降減少し、又は減少傾向にある。女性については、初入者の人員が24年以降、2度の人員が27年以降、3度以上の人員が28年以降減少し、又は減少傾向にある。また、男性は、入所受刑者全体のうち入所度数が3度以上の者の割合が一貫して最も高いのに対し、女性は、初入者の割合が一貫して最も高い。

なお、覚醒剤取締法違反による出所受刑者の5年以内再入率については**7-4-3-11図**、2年以内再入率の推移については**5-2-3-10図**③をそれぞれ参照。

7-4-1-27図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移（男女別、入所度数別）

（平成12年～令和元年）



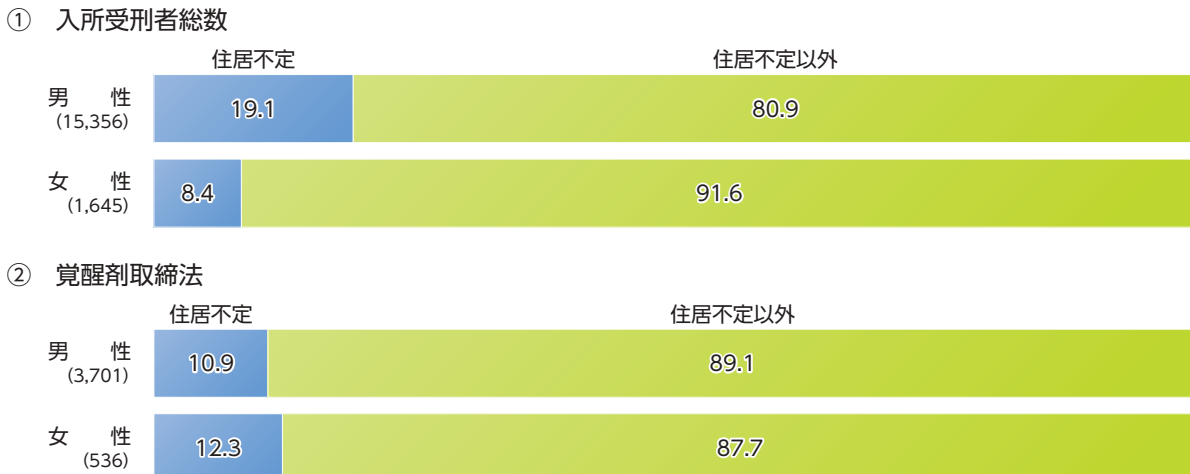
注 矯正統計年報による。

エ 居住状況

令和元年の覚醒剤取締法違反による入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見ると、**7-4-1-28図**のとおりである。入所受刑者総数と比べると、男性は住居不定の者の割合が低い一方、女性は住居不定の者の割合が高い。

7-4-1-28図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別）

（令和元年）



注 1 矯正統計年報による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

オ 婚姻状況

令和元年の覚醒剤取締法違反による入所受刑者の婚姻状況別構成比（婚姻状況が不詳の者を除く。）を見ると、男性は配偶者（内縁関係にある者を含む。以下この項において同じ。）がある者の割合が20.6％、未婚の者の割合が30.4％、離死別の者の割合が49.0％であり、未婚の者の割合が男性の入所受刑者総数（43.2％）に比べて低い一方、離死別の者の割合が男性の入所受刑者総数（39.3％）に比べて高い。女性の同法違反による入所受刑者については、配偶者がある者の割合が36.6％、未婚の者の割合が19.3％、離死別の者の割合が44.2％であり、入所受刑者総数との大きな違いは見られない（矯正統計年報による。）。

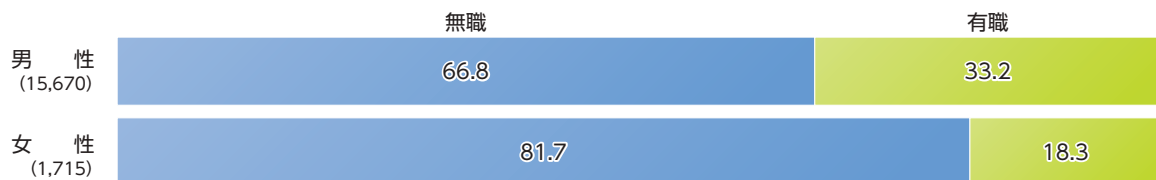
カ 就労状況

令和元年の覚醒剤取締法違反による入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見ると、**7-4-1-29**図のとおりである。入所受刑者総数と比べると、男性は無職者の割合が低い一方、女性については大きな違いは見られない。

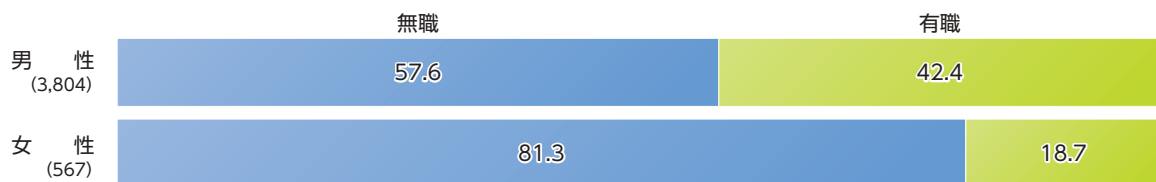
7-4-1-29 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別）

（令和元年）

① 入所受刑者総数



② 覚醒剤取締法



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 () 内は、実人員である。

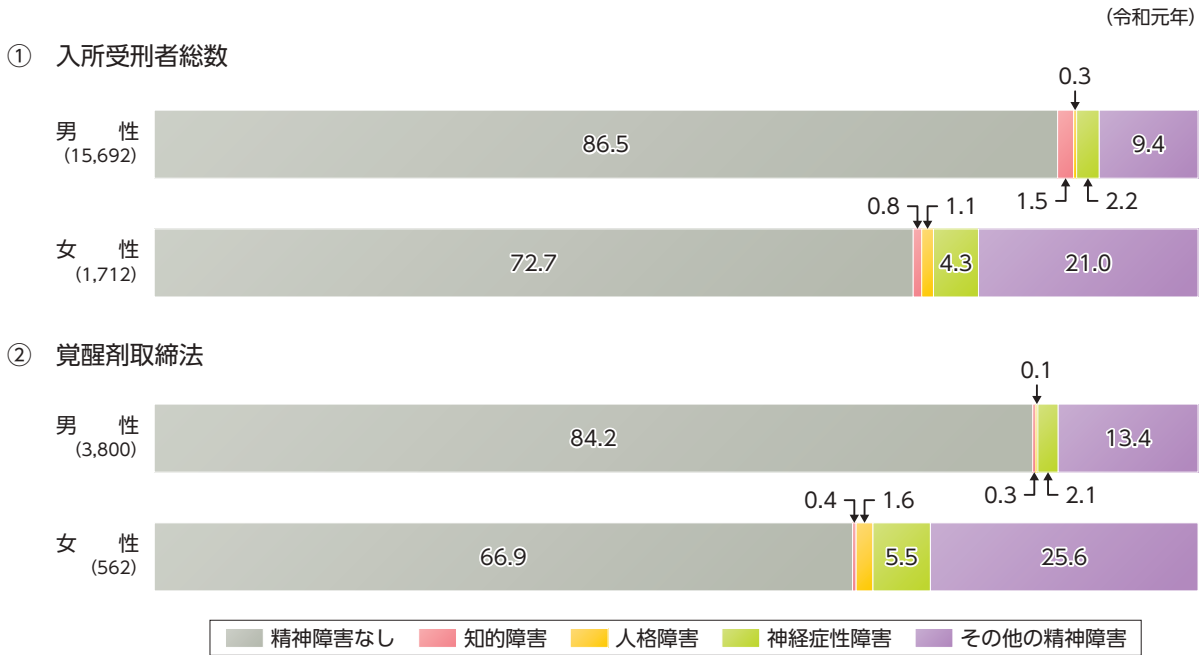
キ 教育程度

令和元年の覚醒剤取締法違反による入所受刑者の教育程度別構成比（教育程度が不詳の者を除く。）を見ると、大学在学・中退・卒業が5.6％（男性5.7％、女性5.3％）、高校卒業が21.3％（男性21.2％、女性21.6％）となっており、入所受刑者総数の大学在学・中退・卒業が10.6％（男性10.4％、女性12.5％）、高校卒業が29.7％（男性29.2％、女性34.4％）であるのと比べると、高校卒業以上の学歴を有する者の割合が低い（矯正統計年報による。）。

ク 精神診断

令和元年の覚醒剤取締法違反による入所受刑者の精神診断別構成比を男女別に見ると、**7-4-1-30**図のとおりである。入所受刑者総数と比べると、男女共に、その他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害，統合失調症，気分障害，発達障害等をいう。）を有する者の割合が高くなっている。

7-4-1-30 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の精神診断別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の精神診断による。
 3 精神診断が不詳の者を除く。
 4 「その他の精神障害」は、精神作用物質使用による精神及び行動の障害，統合失調症，気分障害，発達障害等をいう。
 5 () 内は、実人員である。

ケ その他

令和元年の覚醒剤取締法違反による入所受刑者（4,378人）のうち、421人（9.6%）が暴力団関係者（幹部122人，組員255人，地位不明44人）であり，137人（3.1%）が来日外国人（国籍別の内訳は，マレーシア19人，中国及びフィリピン各14人，米国及びブラジル各11人，その他68人）であった（矯正統計年報による。）。

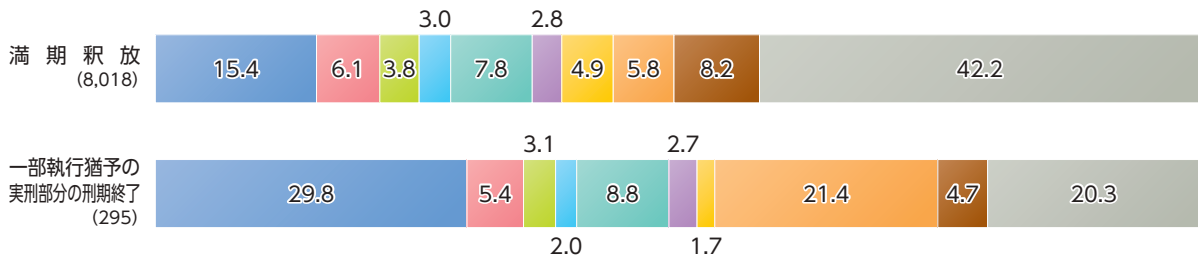
(2) 出所受刑者

令和元年の覚醒剤取締法違反による出所受刑者のうち、満期釈放等により釈放されたものの帰住先別構成比を男女別に見ると、7-4-1-31図のとおりである（仮釈放者の居住状況別構成比については、7-4-1-35図参照）。満期釈放により釈放された者については、帰住先が「その他」の者が約半数を占めている一方、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により釈放された者については、帰住先が父・母の者の割合が最も高く、次いで更生保護施設等の者となっている。

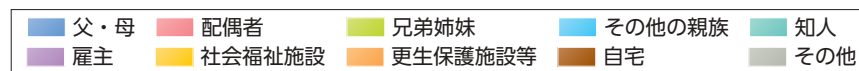
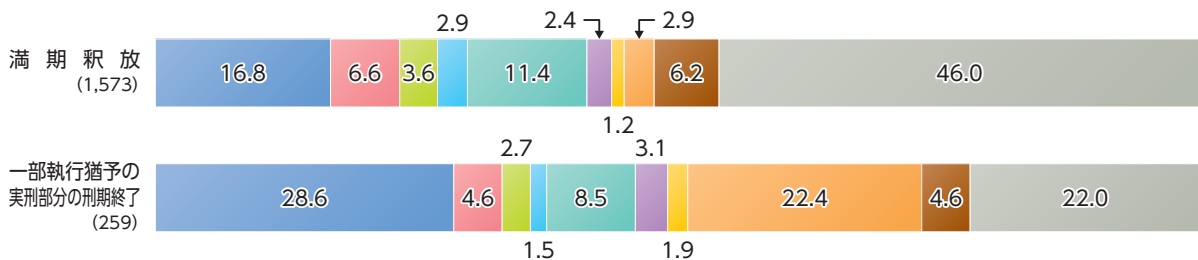
7-4-1-31図 覚醒剤取締法違反 出所受刑者（満期釈放等）の帰住先別構成比（出所事由別）

(令和元年)

① 出所受刑者総数



② 覚醒剤取締法



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 「帰住先」は、刑事施設出所に住む場所である。
- 3 出所事由が満期釈放等の者に限る。
- 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
- 5 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
- 6 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
- 7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
- 8 () 内は、実人員である。

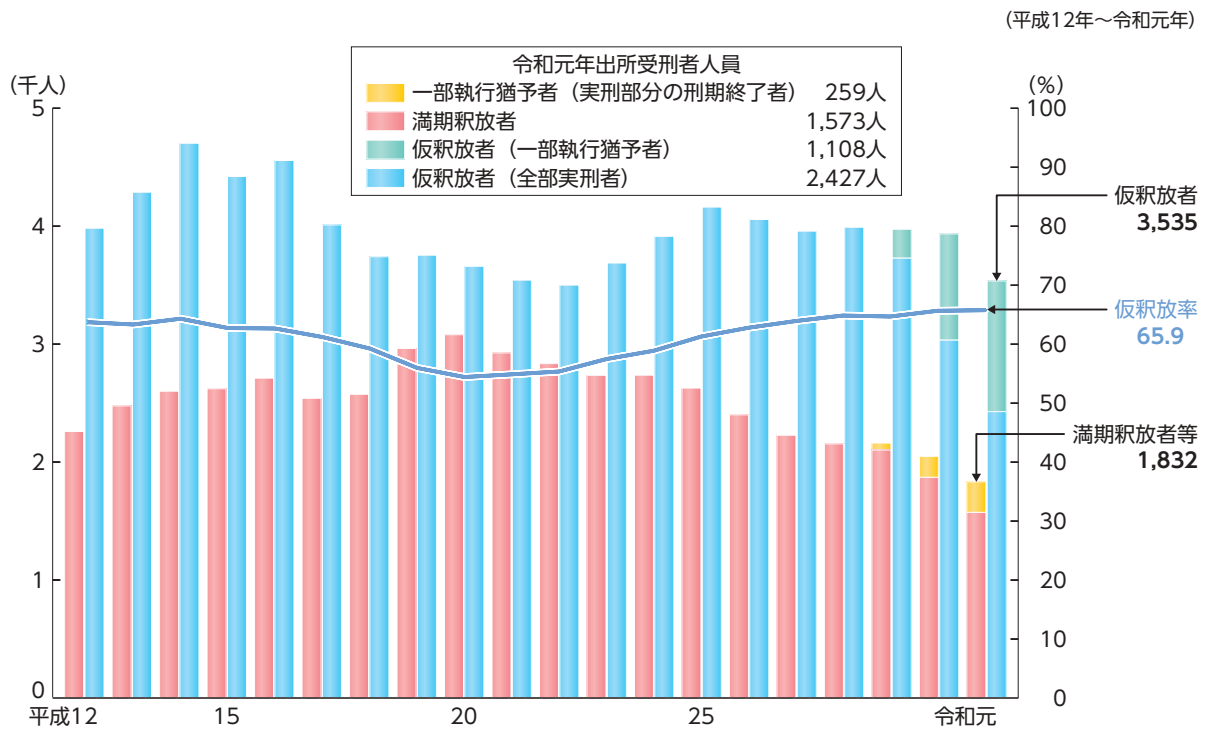
5 更生保護

(1) 仮釈放

7-4-1-32図は、覚醒剤取締法違反について、出所受刑者（仮釈放者、一部執行猶予の実刑部分刑期終了又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率の推移（最近20年間）を見たものである。出所受刑者の人員は、平成14年に約7,300人に達した後、増減を繰り返していたが、26年から減少し続け、令和元年は5,367人（前年比10.3%減）であった。元年において、一部執行猶予者で仮釈放となった者は1,108人（同23.0%増）であり、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により出所した者は259人（同45.5%増）であった。

仮釈放率については、平成20年まで低下傾向にあった後、21年から上昇傾向が続き、令和元年は平成12年以降最も高い65.9%（前年比0.1pt 上昇）であり、出所受刑者全体の仮釈放率（2-5-2-1図参照）と比べると7.5pt 高かった。

7-4-1-32図 覚醒剤取締法違反 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

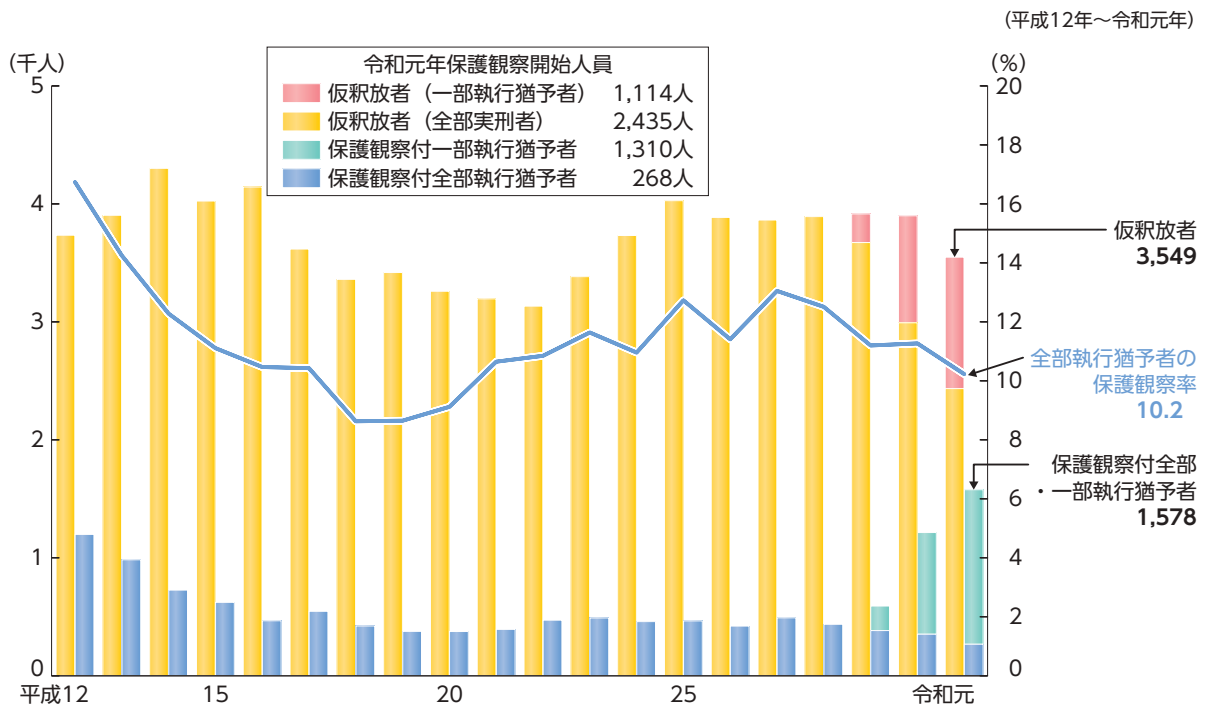
(2) 保護観察

ア 保護観察開始人員の推移

7-4-1-33図は、覚醒剤取締法違反について、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員並びに全部執行猶予者の保護観察率の推移（最近20年間）を見たものである。同法違反による保護観察開始人員は平成22年以降増加傾向にあり、令和元年は5,127人（前年比0.2%増）であった。

保護観察開始人員について見ると、仮釈放者（全部実刑者）は、平成23年から3年連続で増加した後、26年以降はほぼ横ばいで推移していたが、29年から減少し、令和元年は2,435人（前年比18.6%減）であった。一方、仮釈放者（一部執行猶予者）は、平成29年以降増加しており、令和元年は1,114人（同22.8%増）であった。保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の平成29年は208人であったが、その後増加し続け、令和元年は1,310人（同52.0%増）であった。保護観察付全部執行猶予者は、平成18年以降はほぼ横ばいで推移していたが、28年から4年連続で減少し、令和元年は268人（同24.1%減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成初期は20%前後であったが、平成6年以降緩やかな低下傾向が見られ、18年には8.6%にまで低下し、19年に上昇に転じた後はおおむね10～12%台で推移し、令和元年は10.2%（同1.0pt低下）であった。一方、一部執行猶予者の保護観察率は平成28年が100.0%、その後は99.9%であったが、令和元年は100.0%であった（CD-ROM参照）。

7-4-1-33図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 保護統計年報及び検察統計年報による。

2 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

イ 年齢

7-4-1-34図は、覚醒剤取締法違反について、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の令和元年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を男女別に見たものである。

20歳代の仮釈放者（全部実刑者）は男性の構成比がわずかに高いものの、その他の保護観察においては女性は男性と比べて20歳代及び30歳代の構成比が高く、65歳以上の高齢者の構成比が低い。なお、覚醒剤取締法違反の保護観察開始人員と保護観察開始人員総数（2-5-3-2図参照）とを比較すると、仮釈放者（全部実刑者）では、同法違反の方が総数よりも20歳代の構成比が低く、40歳代及び50～64歳の構成比が高い。

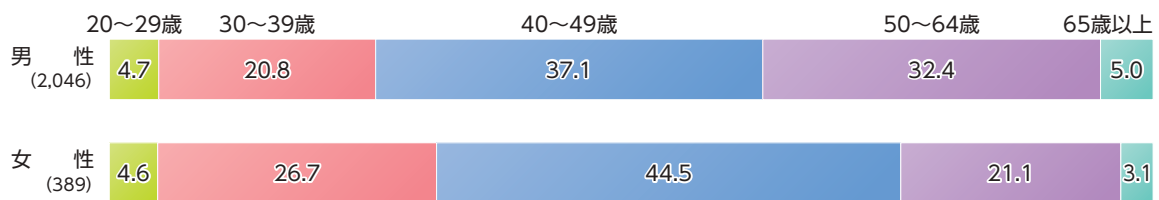
男性は、いずれの保護観察においても、40歳代の構成比が最も高く、仮釈放者（全部実刑者）では、50歳以上の構成比が高い。一方、女性は、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付一部執行猶予者では、男性と同様、40歳代の構成比が最も高いが、仮釈放者（一部執行猶予者）では、30歳代の構成比が最も高い。保護観察付全部執行猶予者では、20歳代の構成比及び30歳代の構成比が最も高く、この両方で約65%を占めている。

7-4-1-34図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員の年齢層別構成比（男女別）

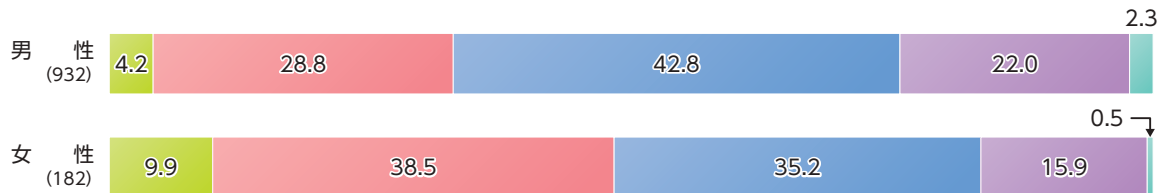
（令和元年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

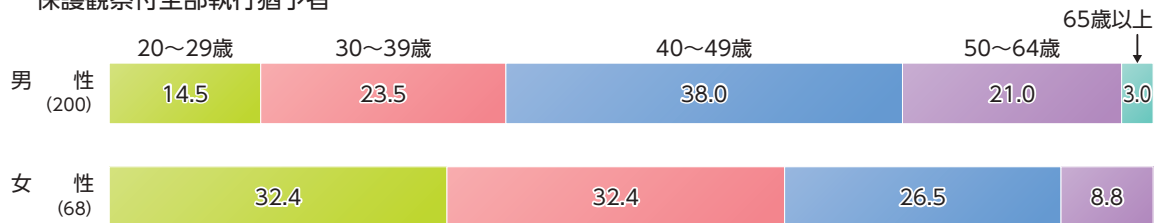


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

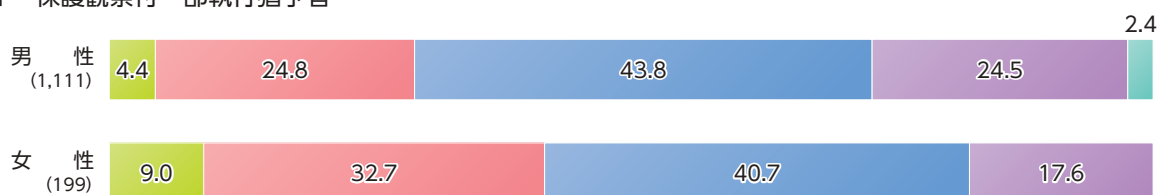


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 居住状況

7-4-1-35図は、覚醒剤取締法違反について、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の令和元年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を男女別に見たものである（満期釈放等の居住状況別構成比については、7-4-1-31図参照）。

仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）では、男女共に更生保護施設に居住する者の構成比が最も高く、保護観察付全部執行猶予者では、男女共に単身で居住する者の構成比が最も高い。保護観察付一部執行猶予者では、男性は更生保護施設に居住する者の構成比が最も高く、女性は母と同居する者の構成比が最も高い。

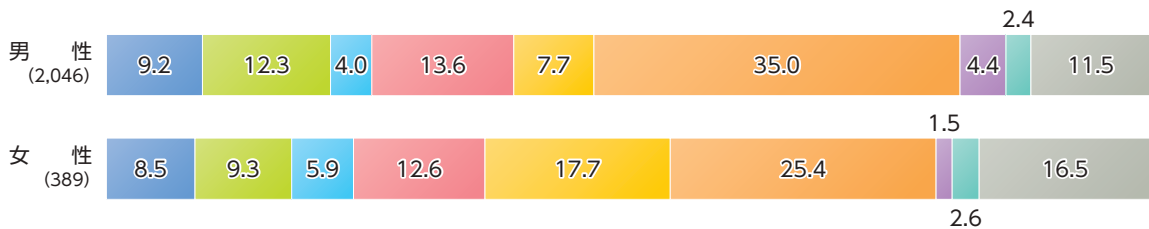
また、いずれの保護観察においても、男性は女性と比べて親族と同居する者の構成比が低く、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付一部執行猶予者では、更生保護施設に居住する者の構成比が高い。女性は、その他の親族と同居する者の構成比が男性と比較して高い。

7-4-1-35図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員の居住状況別構成比（男女別）

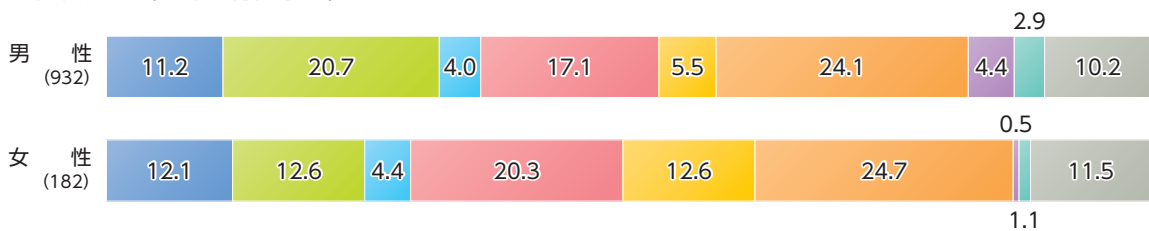
(令和元年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

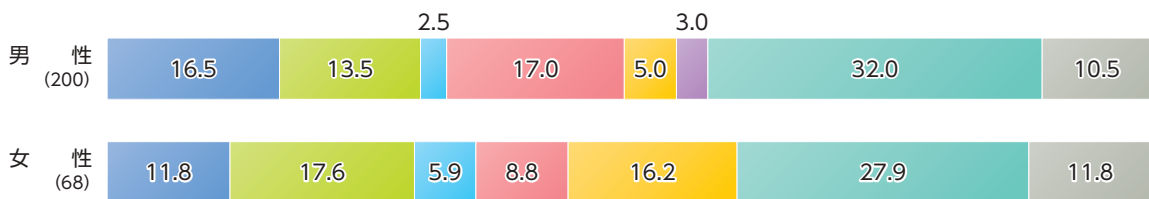


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

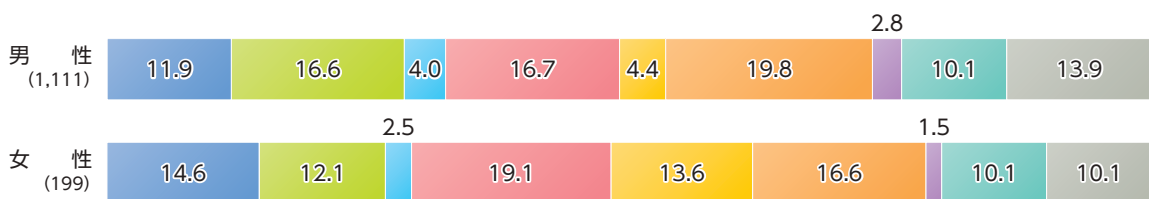


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



■ 配偶者と同居 ■ 両親と同居 ■ 父と同居 ■ 母と同居 ■ その他の親族と同居 ■ 更生保護施設
 ■ 雇自宅 ■ 単身居住 ■ その他

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

エ 薬物等使用歴

7-4-1-36図は、令和元年における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員の使用歴のある薬物等（保護観察開始時までに使用していたと認められる薬物等をいい、複数の薬物等を使用していたときは、最も使用頻度の高い薬物等をいう。）の種類別構成比を男女別に見たものである。仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者全体では90%以上の者に覚醒剤の使用歴が認められるのに対し、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者では薬物等の使用歴が認められない者が多数を占めている。ただし、仮釈放者（全部実刑者）では男性で28.7%、女性で38.2%、保護観察付全部執行猶予者では男性で13.2%、女性で24.1%の者に覚醒剤の使用歴が認められるほか、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者と比べて覚醒剤以外の薬物等の使用歴が認められる者の構成比が高い。男女別に見ると、覚醒剤の使用歴が認められる者の構成比は女性の方が高いが、麻薬・あへん・大麻の使用歴が認められる者の構成比は男性の方が高くなっている。また、薬物等の使用歴が認められない者の構成比は女性の方が低かった。

7-4-1-36図 保護観察開始人員の使用歴のある薬物等の種類別構成比（男女別）

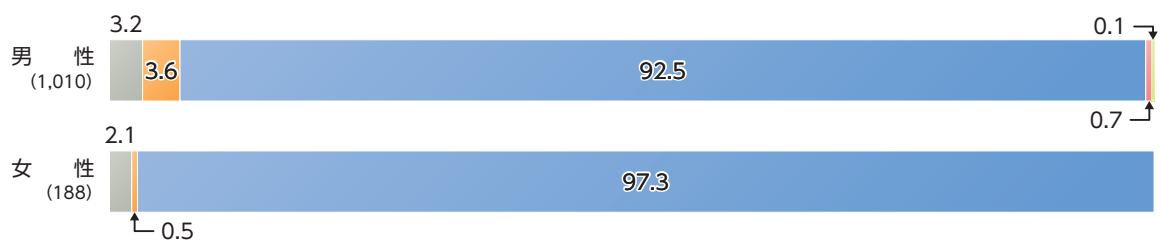
(令和元年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

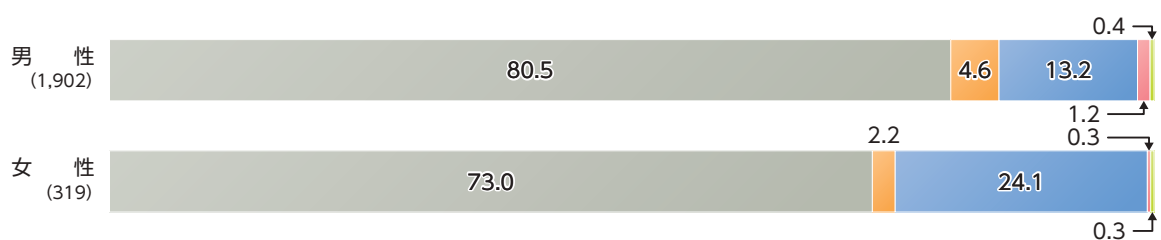


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）



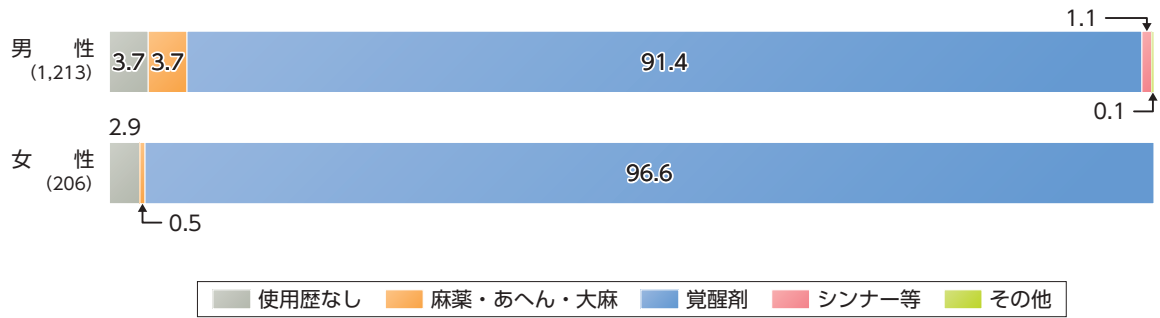
② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



■ 使用歴なし ■ 麻薬・あへん・大麻 ■ 覚醒剤 ■ シンナー等 ■ その他

イ 保護観察付一部執行猶予者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「シンナー等」は、シンナー・ボンド・トルエン等である。
 3 「その他」は、医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物及び危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品）を含む。
 4 「使用歴のある薬物等」は、保護観察開始時まで使用していたと認められる薬物等を計上しており、複数の薬物等を使用していたときは、最も使用頻度の高いものを計上している。
 5 開始時の薬物等の使用歴が不詳の者を除く。
 6 () 内は、実人員である。

オ 保護観察終了人員の状況等

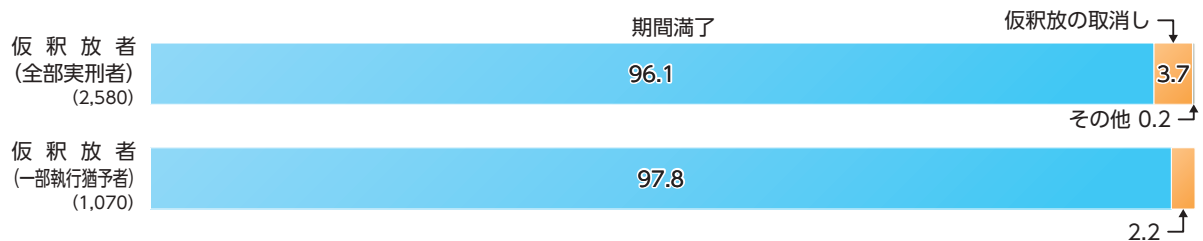
7-4-1-37図は、覚醒剤取締法違反について、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の令和元年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。

保護観察終了人員総数（2-5-3-8図参照）と比べると、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）では、ほぼ同様の傾向を示しているが、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者では、覚醒剤取締法違反の方が総数よりも刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者の割合が高くなっている。なお、保護観察付全部執行猶予者は、仮釈放者と比べて処分の取消しで保護観察が終了した者の割合が高いが、これは両者における保護観察期間の長短の影響が考えられる。

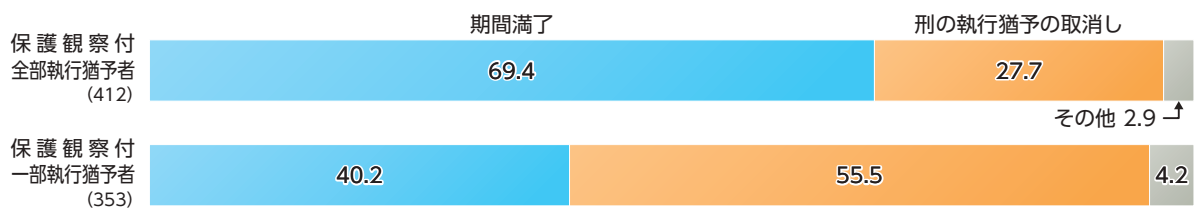
7-4-1-37図 覚醒剤取締法違反 保護観察終了人員の終了事由別構成比

(令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部・一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
 3 () 内は、実人員である。

第2節 薬物非行の動向等

1 検挙

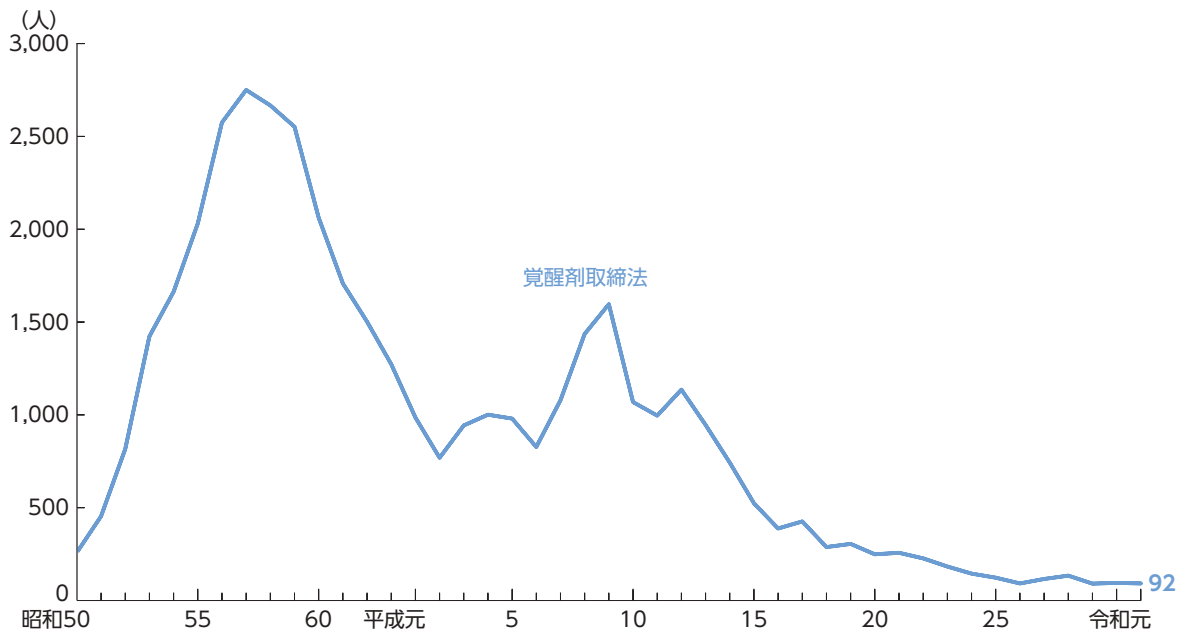
犯罪少年の薬物犯罪（覚醒剤取締法，大麻取締法，麻薬取締法，あへん法及び毒劇法の各違反をいう。）においては，昭和47年に毒劇法が改正されてシンナーの乱用行為等が犯罪とされた後，同法違反が圧倒的多数を占め，その検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）は，57年のピーク（2万9,254人）後増減を繰り返していたが，平成5年前後に著しく減少し，それ以降減少傾向にあり，令和元年は3人であった（**3-1-2-1図**及びCD-ROM資料**3-6**参照）。

犯罪少年による覚醒剤取締法，大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の検挙人員の推移（昭和50年以降）は，**7-4-2-1図**のとおりである。覚醒剤取締法違反は，57年（2,750人）及び平成9年（1,596人）をピークとする波が見られた後，10年以降は減少傾向にあり，令和元年は前年より3人減少し，92人であった。大麻取締法違反は，昭和61年以降増加傾向にあり，平成6年（297人）をピークとする波が見られた後，増減を繰り返していたが，26年から6年連続で増加しており，令和元年は595人（前年比173人（41.0%）増）であった。麻薬取締法違反は，平成16年（80人）をピークとする小さな波が見られるものの，昭和50年以降，おおむね横ばいしないしわずかな増減にとどまっている。

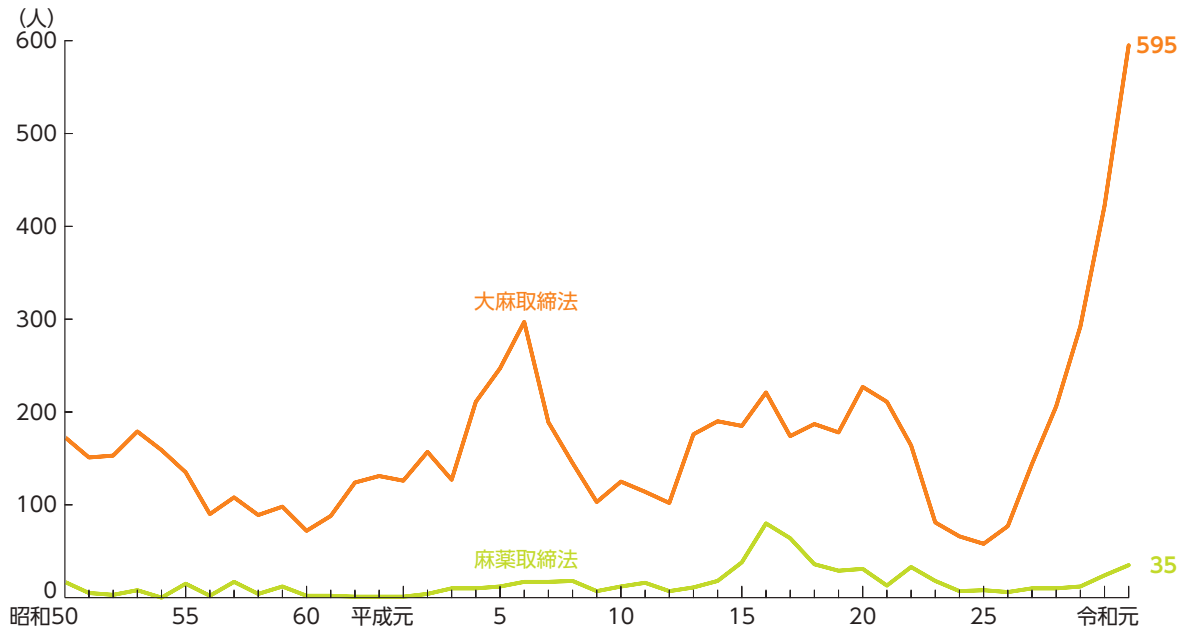
7-4-2-1図 少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

（昭和50年～令和元年）

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法・麻薬取締法



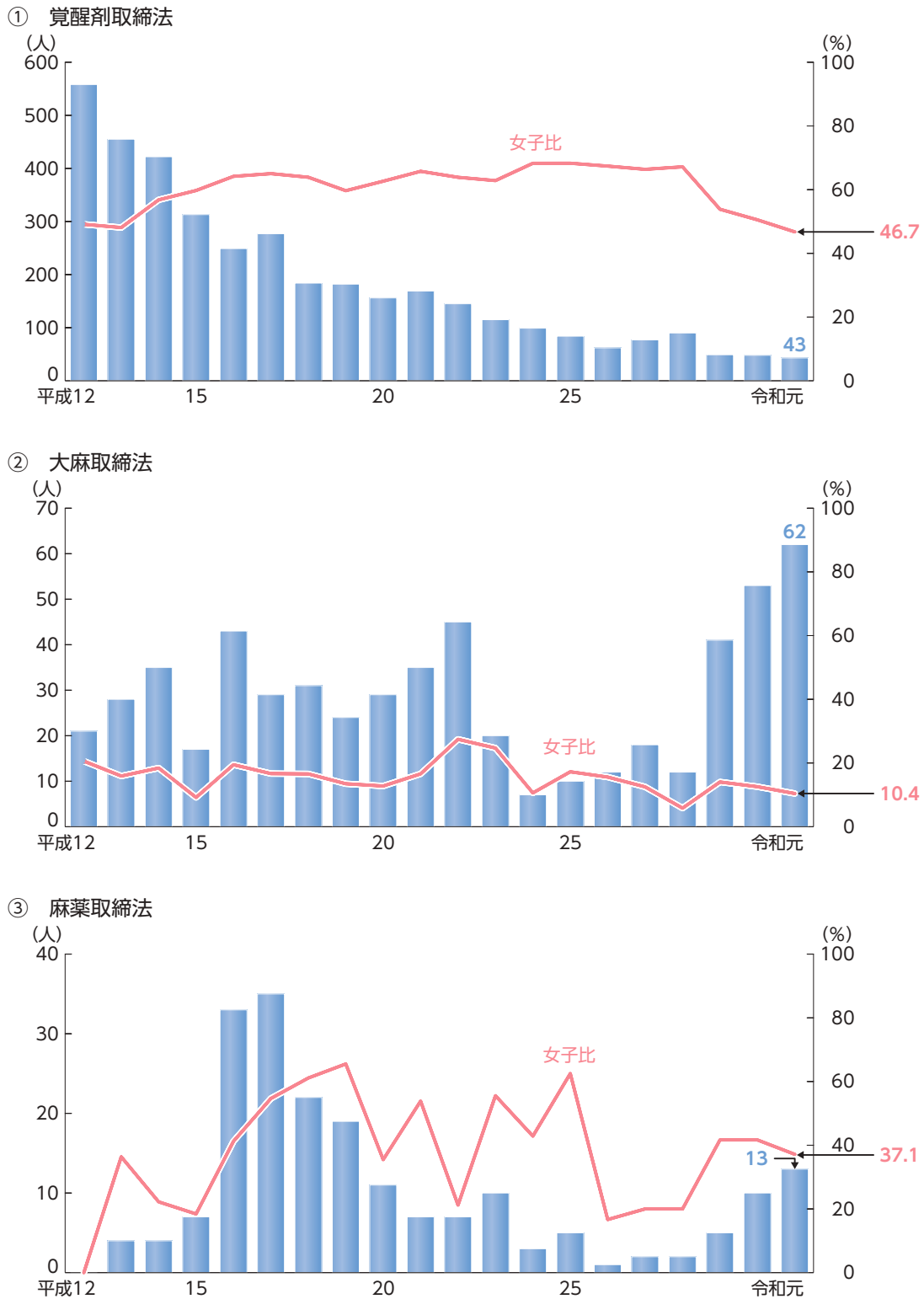
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。

犯罪少年による覚醒剤取締法，大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の女子検挙人員及び女子比の推移（最近20年間）は，**7-4-2-2図**のとおりである。

覚醒剤取締法違反の女子検挙人員は，平成12年は500人を超えていたが，その後大幅に減少し，令和元年（43人）は平成12年（558人）の約13分の1まで減少した。もっとも，全体の検挙人員が減少傾向にあるため，女子比に大きな変動はなく，同年以降40～60%台で推移している。大麻取締法違反の女子検挙人員は，同年から22年までの間はおおむね20～40人台で増減を繰り返し，23年から28年までは20人以下で推移したが，29年に急増した。女子比は最も高く22年の27.4%であり，覚醒剤取締法違反と比較して一貫して低い。麻薬取締法違反の女子検挙人員は，16年から18年にかけて20人を超えたのを除いては，12年以降おおむね10人未満ないし10人台にとどまっている一方，女子比は年による変動が大きい（CD-ROM 参照）。

7-4-2-2図 少年による覚醒剤取締法違反等 女子検挙人員・女子比の推移（罪名別）

(平成12年～令和元年)



注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。

7-4-2-3表は、覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）の推移（最近5年間）を就学状況別に見たものである。総数で見ると、覚醒剤取締法違反は平成27年以降ほぼ横ばいで推移しているのに対し、大麻取締法違反は毎年増加しており、令和元年（247人）は、平成27年（58人）の約4.3倍であった。近年の同法違反の増加は、高校生及び大学生（20歳以上の者を含む。）の検挙人員が年々増加していることに伴うものである。

7-4-2-3表 覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別，就学状況別）

（平成27年～令和元年）

① 覚醒剤取締法

就学状況		27年	28年	29年	30年	元年
総	数	33	33	27	31	39
中	学	1	7	—	3	3
高	校	14	18	8	13	10
大	学	18	8	19	15	26

② 大麻取締法

就学状況		27年	28年	29年	30年	元年
総	数	58	74	110	181	247
中	学	3	2	2	7	6
高	校	24	32	53	74	109
大	学	31	40	55	100	132

注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 20歳以上の者を含む。

2 検察・裁判

(1) 検察

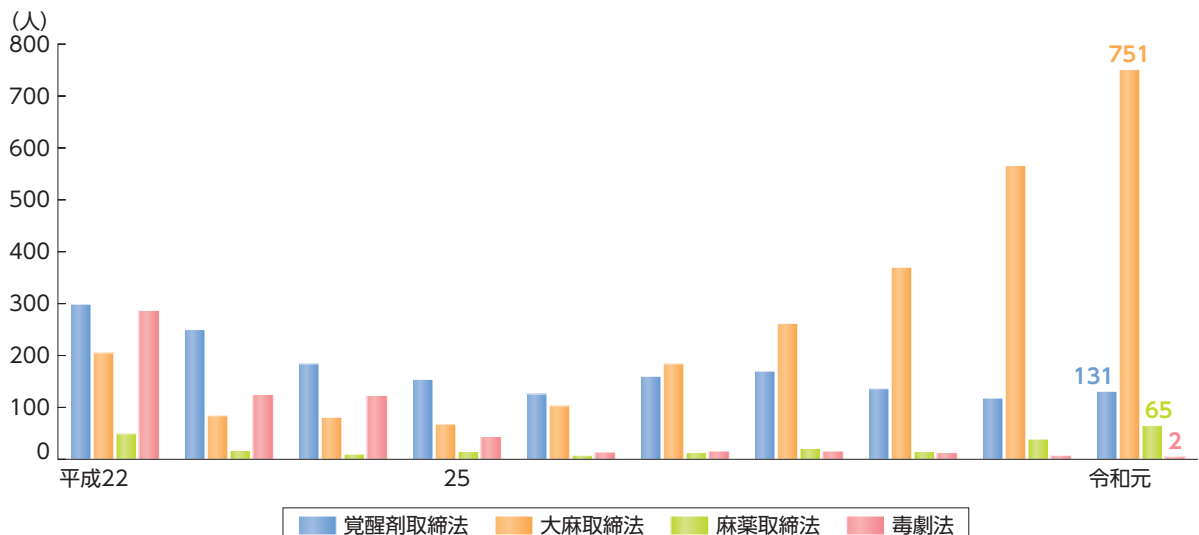
覚醒剤取締法，大麻取締法，麻薬取締法及び毒劇法の各違反の少年保護事件について，検察庁新規受理人員の推移（最近10年間）を見ると，7-4-2-4図のとおりである。

覚醒剤取締法違反は，平成22年は299人であったが，その後減少傾向にあり，令和元年は131人（前年比11.0%増）であった。大麻取締法違反は，平成23年から25年までは毎年減少していたものの，26年以降毎年増加しており，令和元年は，751人（同32.7%増）と，平成25年（68人）の約11倍に増加している。毒劇法違反は，22年は287人であったが，その後大幅に減少し，令和元年は2人であった。麻薬取締法違反は，平成23年から27年まで20人未満であったが，28年から増加傾向にあり，令和元年は65人（同66.7%増）であった（CD-ROM 参照）。

覚醒剤取締法，大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の家庭裁判所送致人員については，7-4-1-17図 CD-ROM 参照。

7-4-2-4図 少年による覚醒剤取締法違反等 検察庁新規受理人員の推移（罪名別）

（平成22年～令和元年）



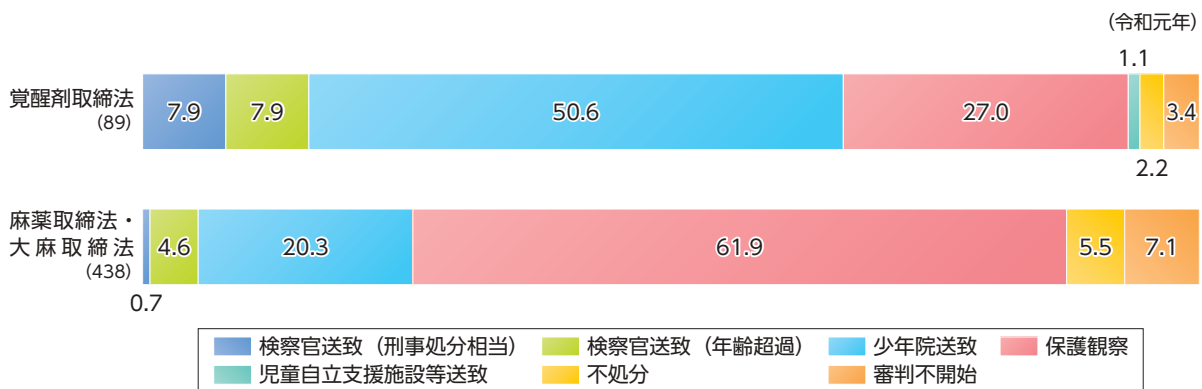
注 検察統計年報による。

(2) 家庭裁判所

令和元年における覚醒剤取締法及び麻薬取締法・大麻取締法の各違反の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を処理区分別に見ると、**7-4-2-5図**のとおりである。覚醒剤取締法違反では、少年院送致が45人（50.6%）と最も多く、次いで、保護観察24人（27.0%）、検察官送致（刑事処分相当）及び同（年齢超過）各7人（それぞれ7.9%）の順であった。他方、麻薬取締法・大麻取締法違反では、保護観察が271人（61.9%）と最も多く、次いで、少年院送致89人（20.3%）、審判不開始31人（7.1%）の順であり、検察官送致（刑事処分相当）は3人（0.7%）であった。

なお、令和元年においては、毒劇法違反の終局処理人員は1人（保護観察）であり、覚醒剤取締法、麻薬取締法・大麻取締法及び毒劇法の各違反のいずれについても、都道府県知事・児童相談所長送致はいなかった（司法統計年報による。）。

7-4-2-5図 薬物非行による少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比（罪名別）



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 3 ()内は、実人員である。

覚醒剤取締法違反について、刑事処分相当を理由に検察官送致された事件の令和元年における検察庁での処理状況は**3-3-2-1表**を、同年における少年の通常第一審での科刑状況は**3-3-2-2表**をそれぞれ参照。

3 少年鑑別所

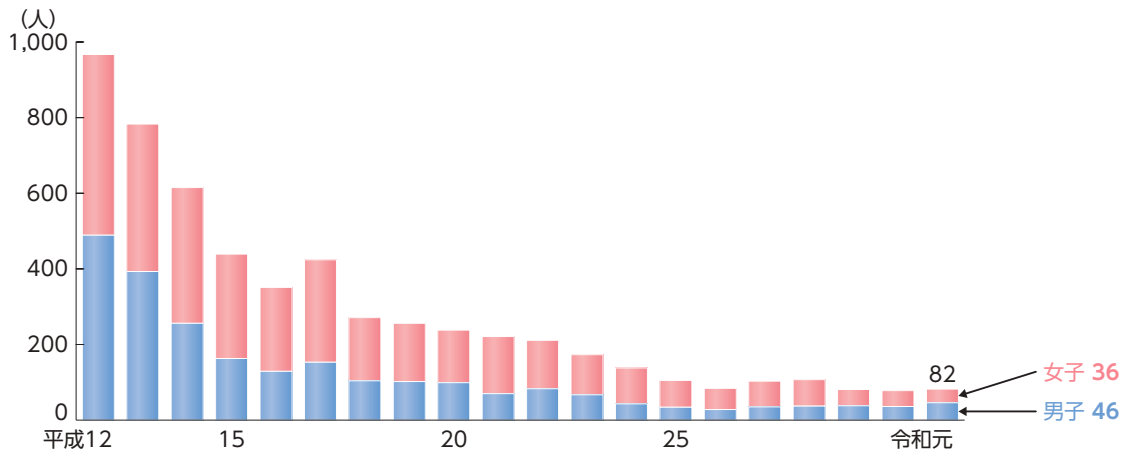
(1) 少年鑑別所被収容者の人員の推移

薬物非行による少年鑑別所被収容者（第3編第2章第3節2項（2）参照）の人員を非行名別に見るとともに、これを男女別に見ると、**7-4-2-6図**のとおりである。覚醒剤取締法違反の推移（最近20年間）について見ると、総数は、少年鑑別所の被収容者の人員全体（**3-2-3-2図** CD-ROM 参照）よりも早い時期から減少傾向にあったが、近年はおおむね横ばい状態である。女子比は、平成14年以降一貫して5割を超えて推移し、令和元年は43.9%であったものの、少年鑑別所の被収容者全体に占める女子比（**3-2-3-2図** CD-ROM 参照）よりも一貫して高い（CD-ROM 参照。なお、少年鑑別所の入所者については**3-2-3-1図**参照）。麻薬取締法違反について見ると、総数は、覚醒剤取締法違反と比べて少ないものの、近年増加傾向にある。毒劇法違反について見ると、総数は、平成13年に569人を記録した後、25年頃にかけて大きく減少しており、令和元年は0人であった。

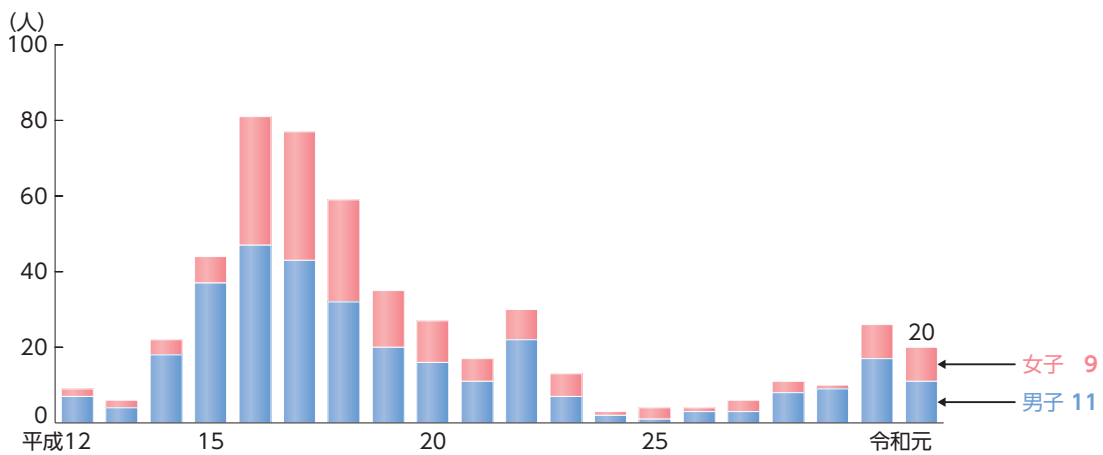
7-4-2-6 覚醒剤取締法違反等 少年鑑別所被收容者の人員の推移（非行名別，男女別）

（平成12年～令和元年）

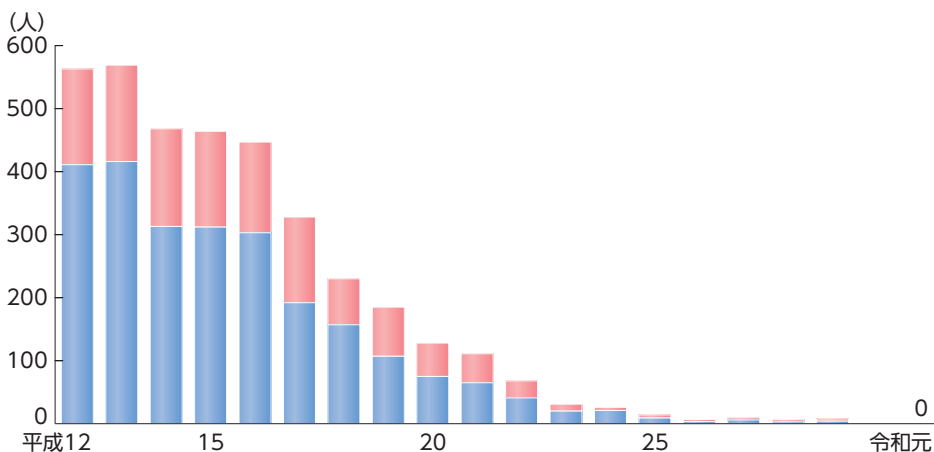
① 覚醒剤取締法



② 麻薬取締法



③ 毒劇法



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。

(2) 少年鑑別所被收容者の特徴

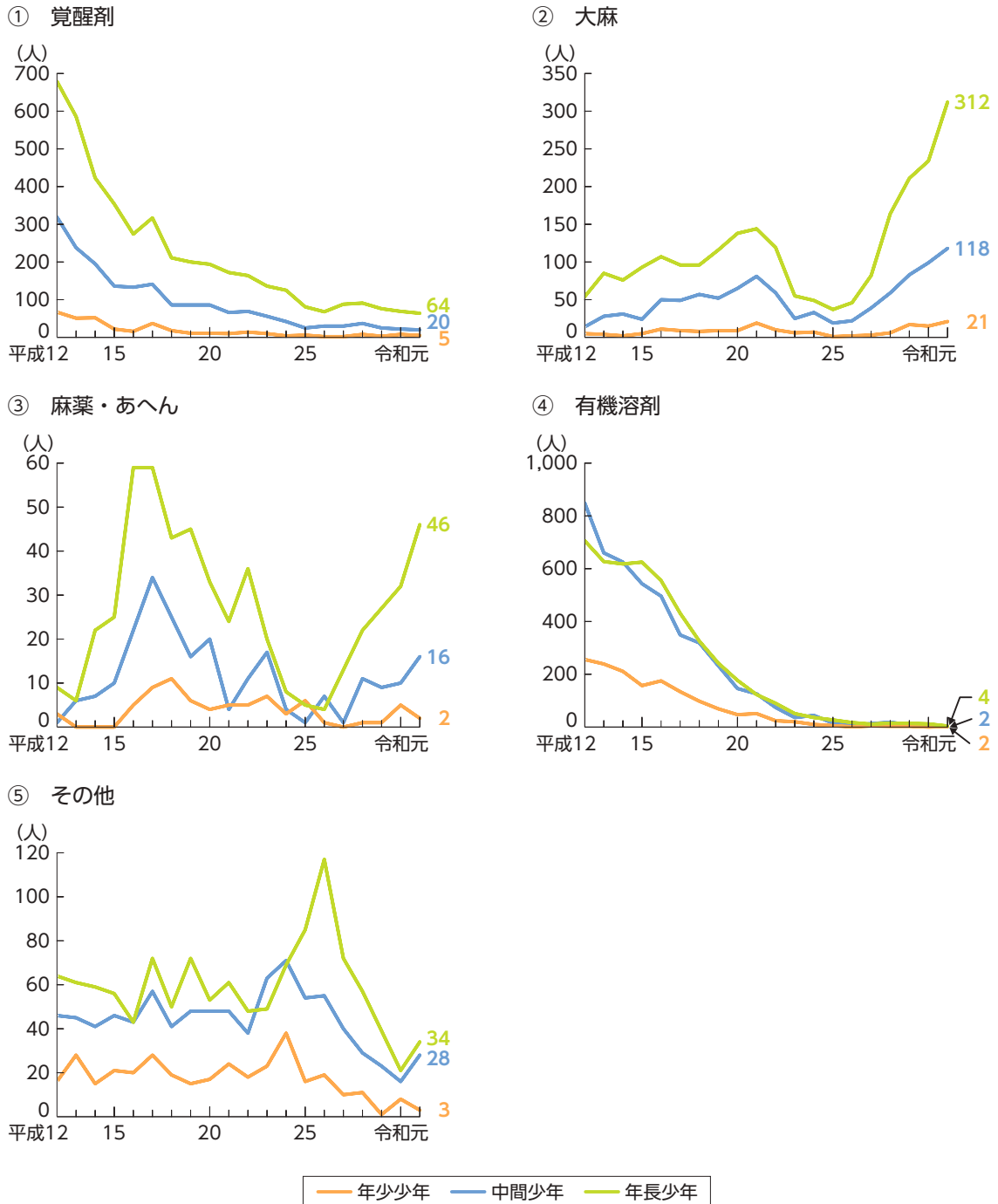
少年鑑別所の被收容者について、非行時の薬物等使用の観点から、その特徴を見ることとする。なお、非行時の使用薬物等の種類は、被收容者の非行名（薬物非行に限らない。）に掲げる非行が行われた時に使用していた薬物等の種類であり、複数の種類に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。

ア 年齢

被収容者について、非行時に薬物等を使用していた者の人員の推移（最近20年間）を非行時の使用薬物等の種類別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、7-4-2-7図のとおりである。覚醒剤及び有機溶剤は、いずれの年齢層でも減少傾向にある一方、大麻及び麻薬・あへんは、平成26年頃から増加傾向にあり、その傾向は年長少年（退所時に20歳に達している者を含む。）において顕著である。

7-4-2-7図 少年鑑別所被収容者の非行時の薬物等使用者人員の推移（非行時の使用薬物等の種類別、年齢層別）

（平成12年～令和元年）



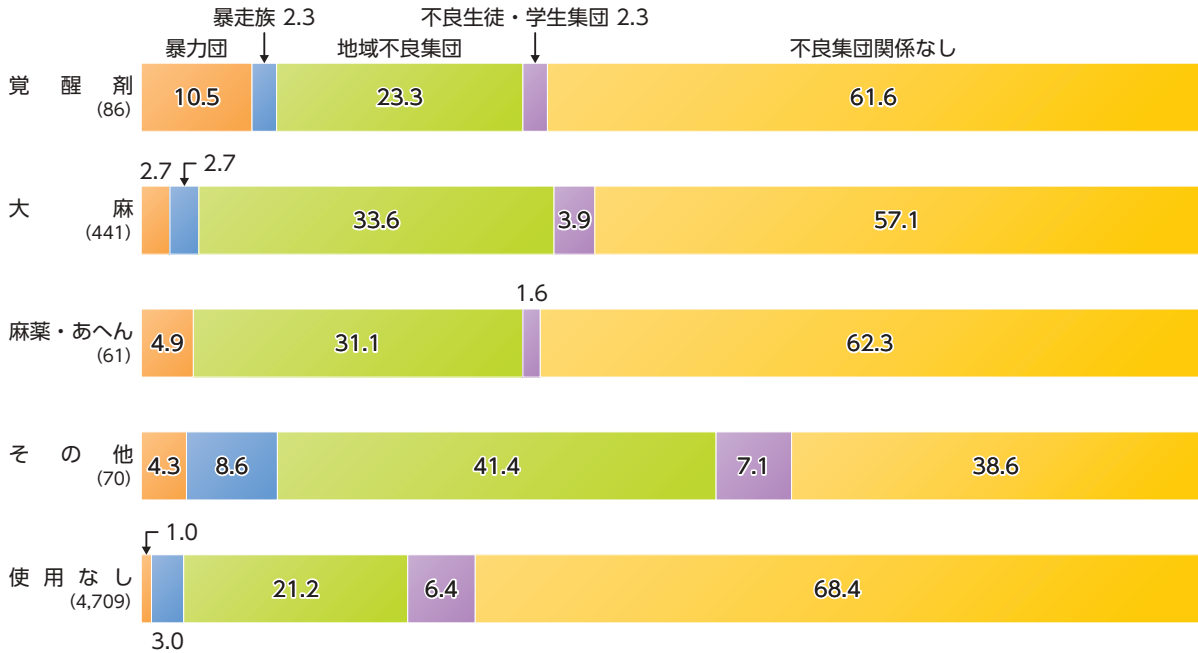
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 「非行時の使用薬物等の種類」は、被収容者の非行名（薬物非行に限らない。）に掲げる非行が行われた時に使用していた薬物等の種類であり、使用していた薬物等が複数の種類に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 4 少年鑑別所退所時の年齢による。
 5 非行時の薬物等使用の有無が不詳の者を除く。
 6 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
 7 平成27年以降の「その他」は、指定薬物及びいわゆる危険ドラッグを含む。

イ 不良集団関係

令和元年における被収容者の不良集団関係別構成比を非行時の使用薬物等の種類別に見ると、7-4-2-8図のとおりである。非行時に薬物等を使用していた者については、いずれの薬物等においても、使用なしに比べて、暴力団及び地域不良集団の割合が高い。一方、不良集団関係なしについて見ると、覚醒剤、大麻及び麻薬・あへんでは、使用なしと同様に過半数を占めている。

7-4-2-8図 少年鑑別所被収容者の不良集団関係別構成比（非行時の使用薬物等の種類別）

(令和元年)

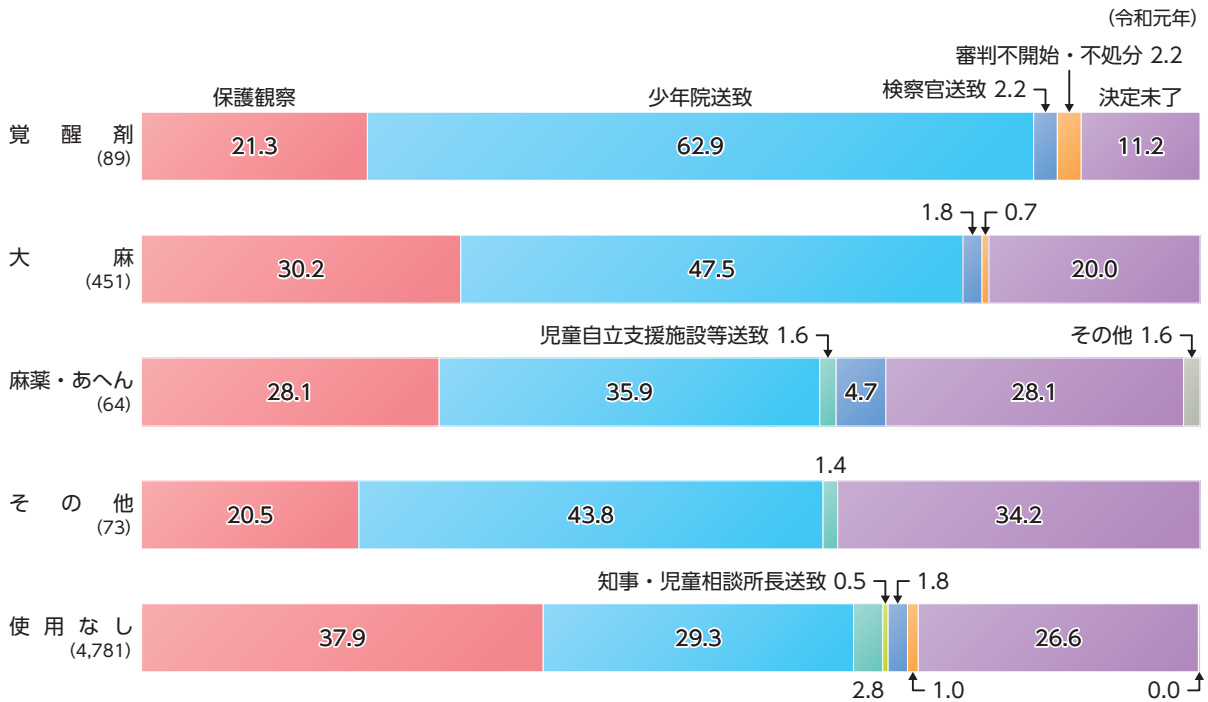


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、令和元年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 「非行時の使用薬物等の種類」は、被収容者の非行名（薬物非行に限らない。）に掲げる非行が行われた時に使用していた薬物等の種類であり、使用していた薬物等が複数の種類に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 4 不良集団関係は、非行時による。
 5 不良集団関係又は非行時の薬物等使用の有無が不詳の者を除く。
 6 「その他」は、有機溶剤、指定薬物及びいわゆる危険ドラッグを含む。
 7 ()内は、実人員である。

(3) 審判における決定等

令和元年に収容審判鑑別を終了した者について、審判における決定等別構成比を非行時の使用薬物等の種類別に見ると、7-4-2-9図のとおりである。非行時に薬物等を使用していた者については、いずれの薬物等においても、使用なしに比べて、少年院送致の割合が高く、保護観察の割合が低い。

7-4-2-9図 少年鑑別所被収容者の審判における決定等別構成比（非行時の使用薬物等の種類別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和元年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 「非行時の使用薬物等の種類」は、被収容者の非行名（薬物非行に限らない。）に掲げる非行が行われた時に使用していた薬物等の種類であり、使用していた薬物等が複数の種類に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 4 非行時の薬物等使用の有無が不詳の者を除く。
 5 「決定未了」は、観護措置の取消し及び試験観察である。
 6 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 7 審判における決定等の「その他」は、検察官送致決定後在所した者等である。
 8 非行時の使用薬物等の種類の「その他」は、有機溶剤、指定薬物及びいわゆる危険ドラッグを含む。
 9 ()内は、実人員である。

4 少年院

(1) 少年院入院者の人員の推移

7-4-2-10図は、覚醒剤取締法、麻薬取締法及び毒劇法の各違反による少年院入院者の人員及び入院者総数に占める比率の推移（最近20年間）を、男女別に見たものである。

覚醒剤取締法違反の人員は、最近20年間では、男女共に平成12年がピーク（それぞれ262人、205人）であり、その後増減を繰り返しながらも、全体的に減少傾向にある。入院者総数に占める比率は、男子では、同年には4.8%であったが、その後低下し、最近10年間ではおおむね1%前後で推移している。女子の入院者総数に占める比率は男子より一貫して高いが、12年の33.9%から低下傾向にあり、その後の上昇・低下を経て、令和元年は18.0%であった。

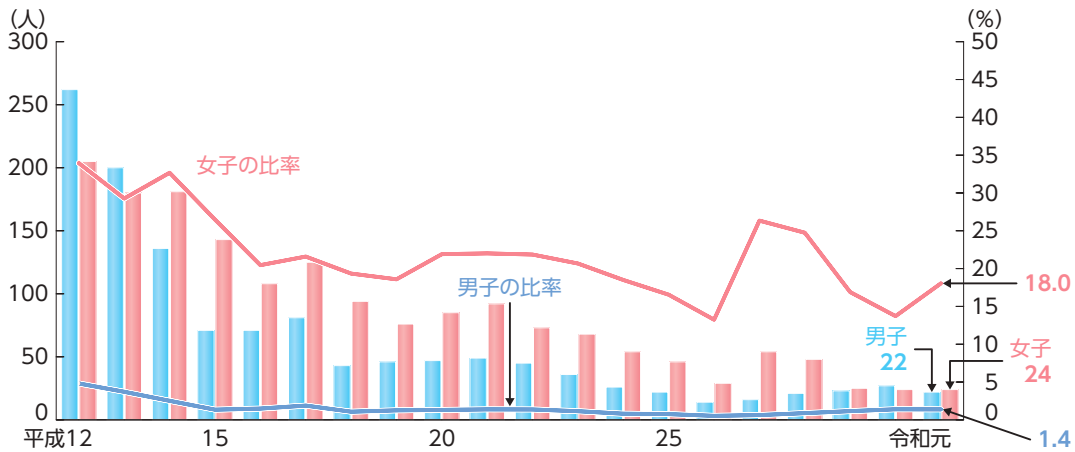
麻薬取締法違反の人員は、男子は平成17年、女子は18年をピークとして、最近10年間では男女合わせて10人未満で推移している。入院者総数に占める比率は、男子では0.5%未満、女子では3%未満で推移している。

毒劇法違反の人員は、最近20年間で見ると男女共に大きく減少しており、特に男子の減少が顕著であり、令和元年は、前年に続いて男女共になかった。入院者総数に占める比率は、男女共に低下傾向にあり、特に女子では、平成19年の7.1%をピークにその後の低下が著しい。

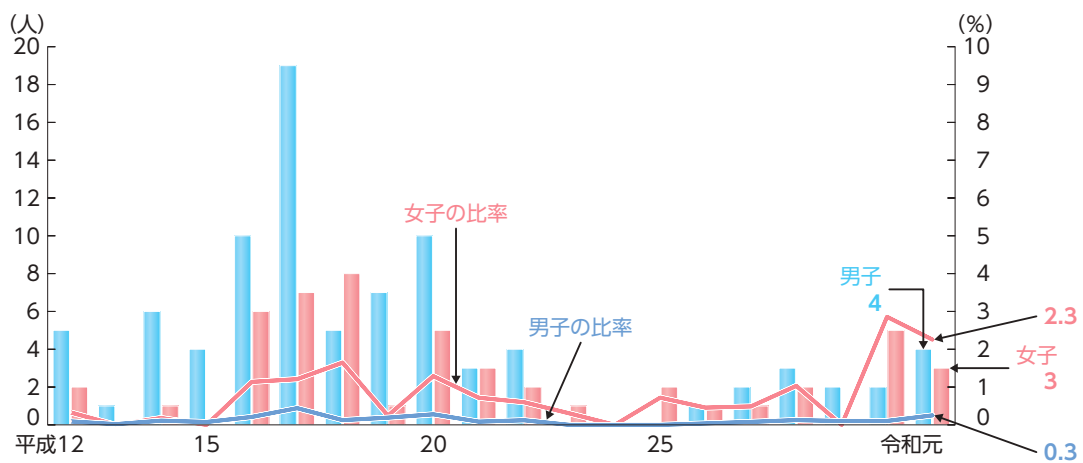
7-4-2-10図 覚醒剤取締法違反等 少年院入院者の人員等の推移（非行名別，男女別）

(平成12年～令和元年)

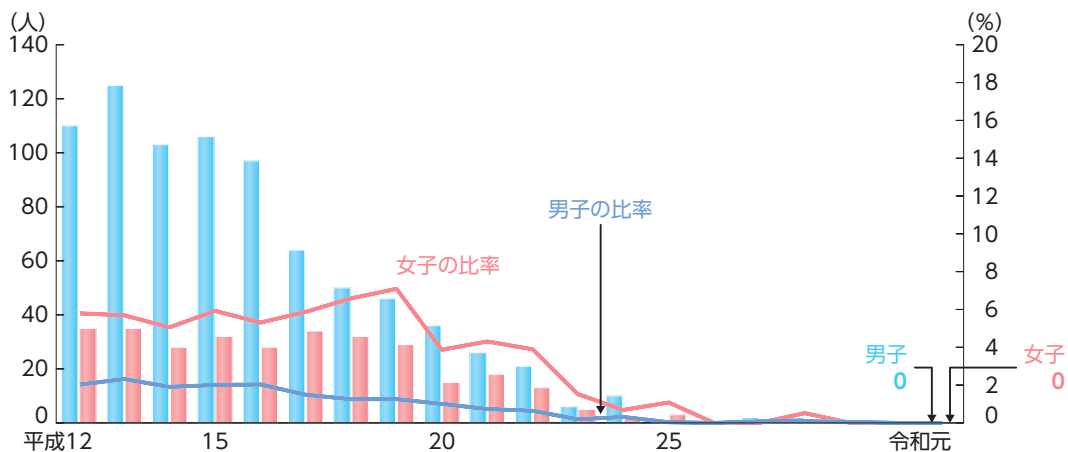
① 覚醒剤取締法



② 麻薬取締法



③ 毒劇法



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「男子(女子)の比率」は、男子(女子)の少年院入院者総数のうち、覚醒剤取締法、麻薬取締法又は毒劇法の各違反による男子(女子)少年院入院者の占める比率をいう。

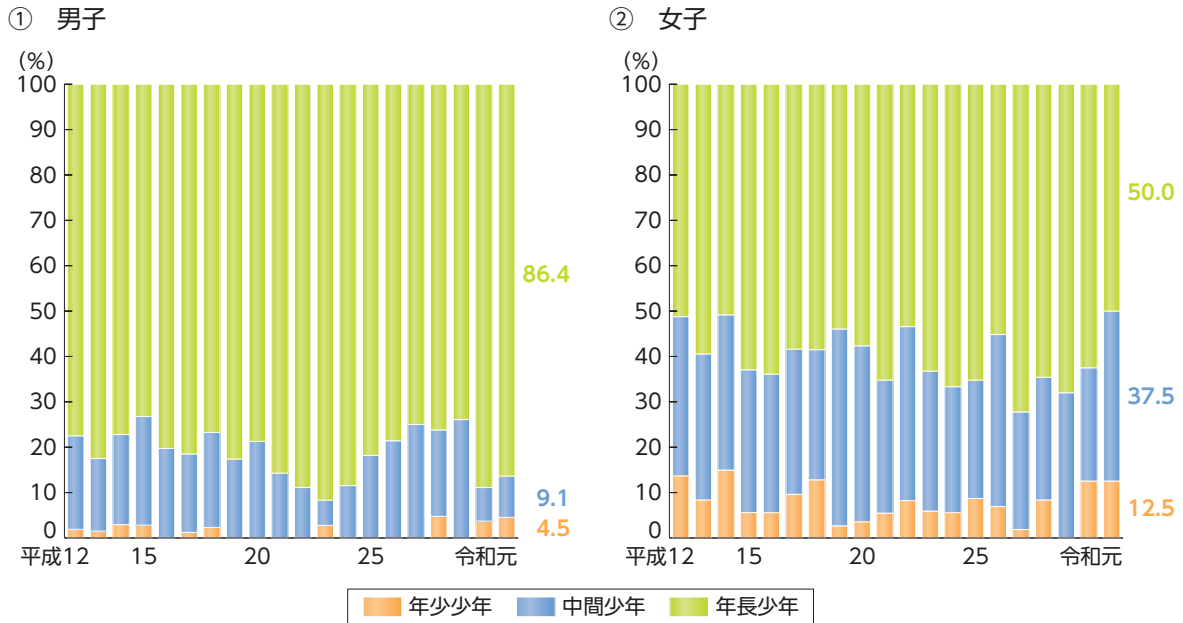
(2) 少年院入院者の特徴

ア 年齢

7-4-2-11図は、覚醒剤取締法違反による少年院入院者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。男子は、年長少年（入院時に20歳に達している者を含む。以下アにおいて同じ。）が約7～9割と大半を占め、年少少年（入院時に14歳未満の者を含む。以下アにおいて同じ。）は5%未満で推移している。女子は年長少年が約5～7割、中間少年が約3～4割を占めており、年少少年も0～14%台を推移している。

7-4-2-11図 覚醒剤取締法違反 少年院入院者の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成12年～令和元年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。

イ 非行時の薬物等使用

7-4-2-12図は、少年院入院者について、非行時に薬物等を使用していた者の人員（少年院入院者の非行名（薬物非行に限らない。）に掲げる非行が行われた時に薬物等を使用していた人員をいい、使用していた薬物等が複数の種類に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。以下この項において同じ。）及び入院者総数に占める比率の推移（最近20年間）を、薬物等の種類別に見るとともに、これを男女別に見たものである。

非行時に覚醒剤を使用していた者の人員及び入院者総数に占める比率は、7-4-2-10図と類似の傾向を示しており、人員を見ると男女共に平成12年をピーク（それぞれ327人、221人）としてその後減少傾向にある。入院者総数に占める比率は、男子が同年の6.0%から低下傾向にあり、最近10年間では1～2%台を推移しているのに対し、女子の入院者総数に占める比率は男子より一貫して高く、12年の36.7%から低下傾向にあるが、令和元年は18.8%（前年比3.3pt上昇）であった。

非行時に大麻を使用していた者の人員は、平成21年に男女共に一旦ピーク（それぞれ98人、16人）を迎え、減少傾向を示した後、26年から増加傾向となり、特に男子は一貫して増加し、令和元年は201人（前年比24.8%増）と、最近20年間で最も多くなっている。入院者総数に占める比率は、男子は平成26年から、女子は29年から上昇し続け、令和元年は、男女共に最近20年間で最も高かった（それぞれ12.6%、9.8%）。

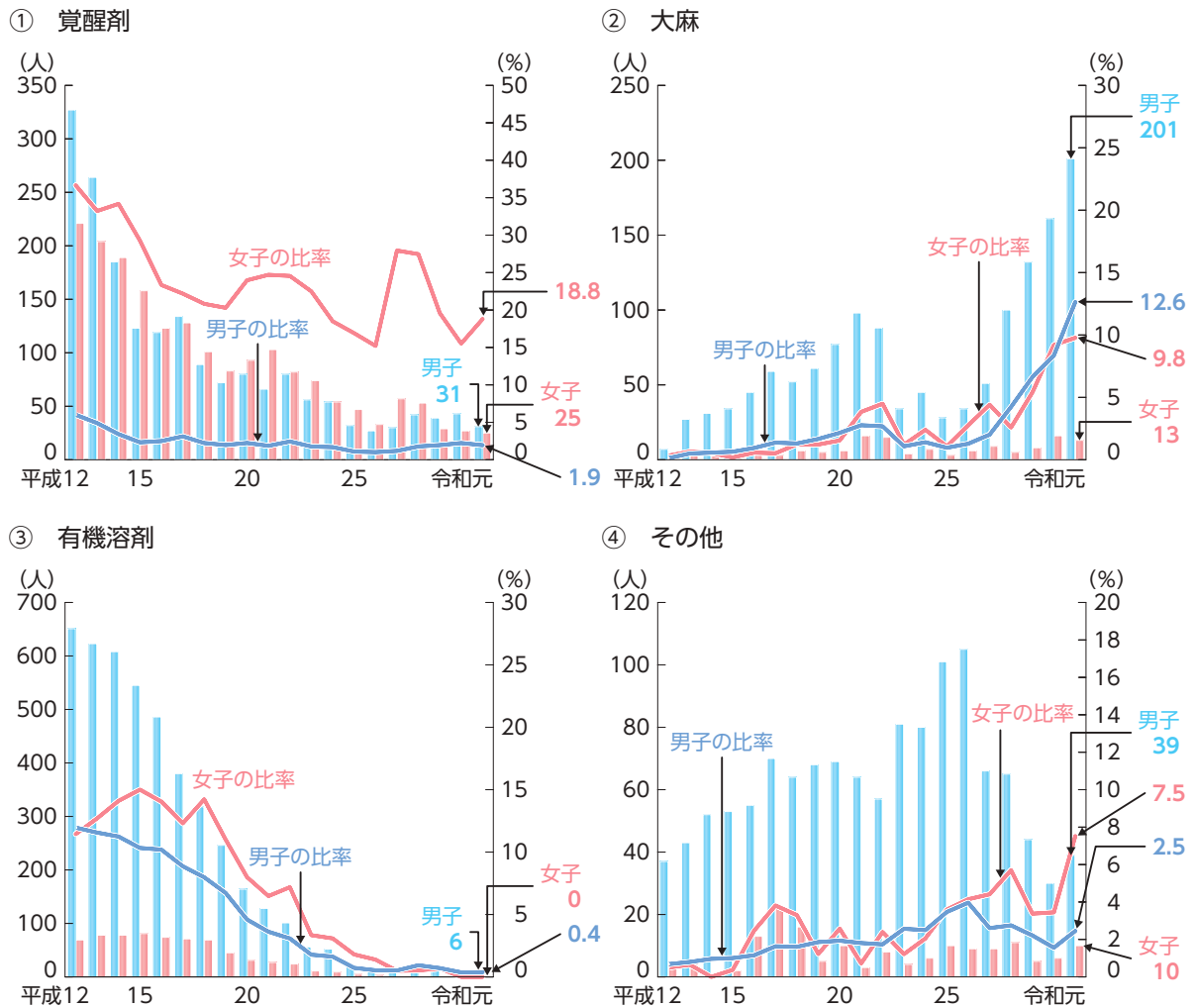
非行時に有機溶剤を使用していた者の人員は、男女共に大きく減少しており、特に男子では、平成

12年の651人と比べて令和元年は6人と、100分の1未満にまで減少している。入院者総数に占める比率は、最近20年間で見ると、男子では平成12年の12.0%，女子では15年の15.0%がピークであり、その後は低下傾向が著しく、27年以降は、男女共に1%未満で推移している。

非行時にその他の薬物等を使用していた者では、人員の増減及び入院者総数に占める比率の上昇・低下を小刻みに繰り返しており、男子では、平成26年にピーク（105人、4.0%）を示している。女子では、人員は17年の22人が最も多いが、入院者総数に占める比率は、25年以降、男子より一貫して高く、令和元年は7.5%と、最近20年間で最も高かった。

7-4-2-12図 少年院入院者の非行時の薬物等使用者人員等の推移（非行時の使用薬物等の種類別，男女別）

(平成12年～令和元年)



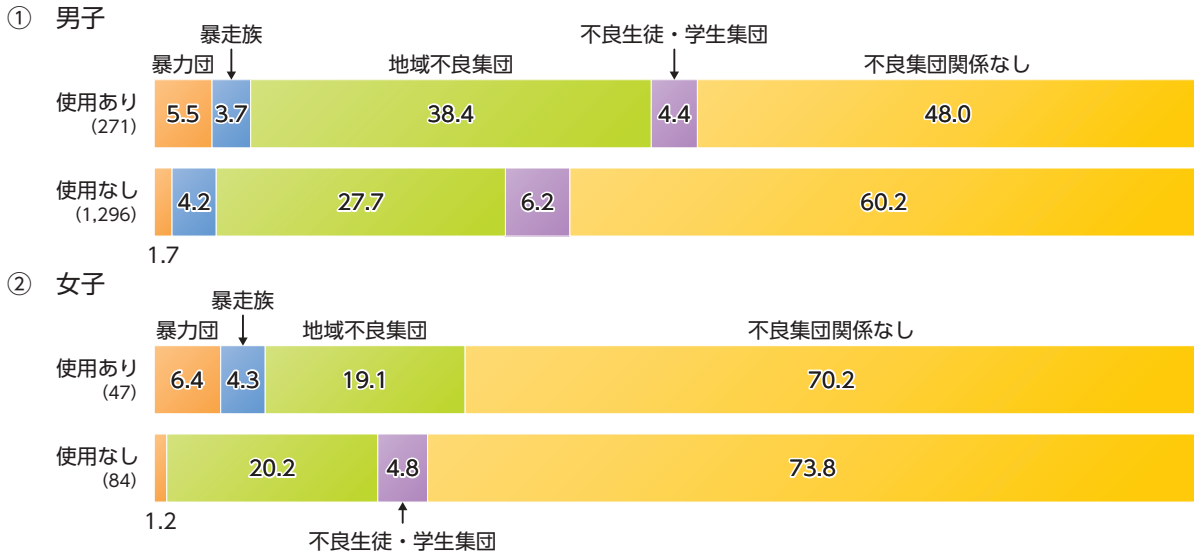
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「非行時の使用薬物等の種類」は、少年院入院者の非行名（薬物非行に限らない。）に掲げる非行が行われた時に使用していた薬物等の種類であり、使用していた薬物等が複数の種類に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 3 「男子（女子）の比率」は、男子（女子）の少年院入院者総数のうち、非行時に各薬物等を使用していた男子（女子）少年院入院者の占める比率をいう。
 4 非行時の薬物等使用の有無が不詳の者を除く。
 5 「その他」は、麻薬及びあへんを含み、平成27年以降は、指定薬物及びいわゆる危険ドラッグも含む。

ウ 不良集団関係

7-4-2-13図は、令和元年における少年院入院者の不良集団関係別構成比を、男女別に見るとともに、これを非行時の薬物等使用の有無別に見たものである。男子で不良集団関係がある者の構成比は、非行時に薬物等を使用していなかった者では約4割であるのとは比べ、非行時に薬物等を使用していた者では約5割であった（少年院入院者の不良集団関係別構成比については、3-2-4-6図参照）。

7-4-2-13図 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別，非行時の薬物等使用の有無別）

(令和元年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「非行時の薬物等使用」は、少年院入院者の非行名（薬物非行に限らない。）に掲げる非行が行われた時に薬物等を使用していた場合を計上している。
 3 不良集団関係は、非行時による。
 4 不良集団関係又は非行時の薬物等使用の有無が不詳の者を除く。
 5 ()内は、実人員である。

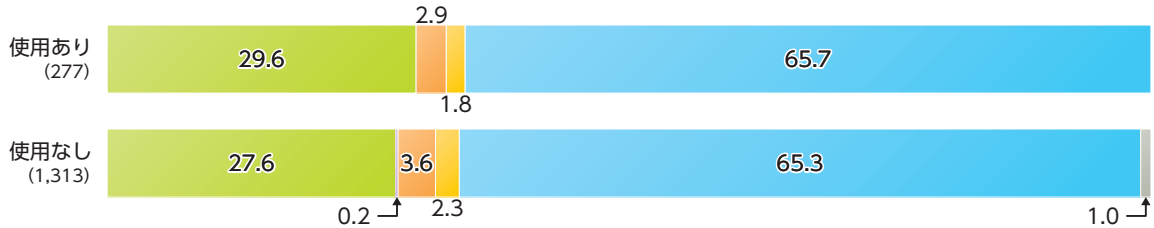
エ 被虐待経験

7-4-2-14図は、令和元年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を、男女別に見るとともに、これを非行時の薬物等使用の有無別に見たものである。被虐待経験があるとする者の構成比は、非行時の薬物等使用の有無にかかわらず、男子では3割強、女子では5割強を占めた（少年院入院者の被虐待経験別構成比については、3-2-4-8図参照）。

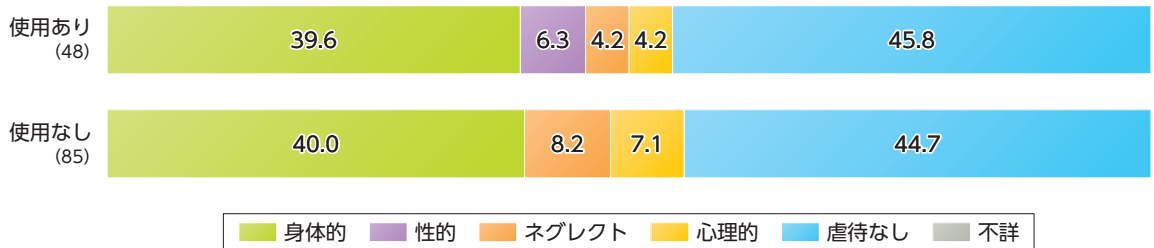
7-4-2-14図 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別、非行時の薬物等使用の有無別）

（令和元年）

① 男子



② 女子



■ 身体的 ■ 性的 ■ ネグレクト ■ 心理的 ■ 虐待なし ■ 不詳

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「非行時の薬物等使用」は、少年院入院者の非行名（薬物非行に限らない。）に掲げる非行が行われた時に薬物等を使用していた場合を計上している。
 3 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
 4 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
 5 複数の虐待の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 6 非行時の薬物等使用の有無が不詳の者を除く。
 7 ()内は、実人員である。

5 保護観察

(1) 保護観察開始人員の推移

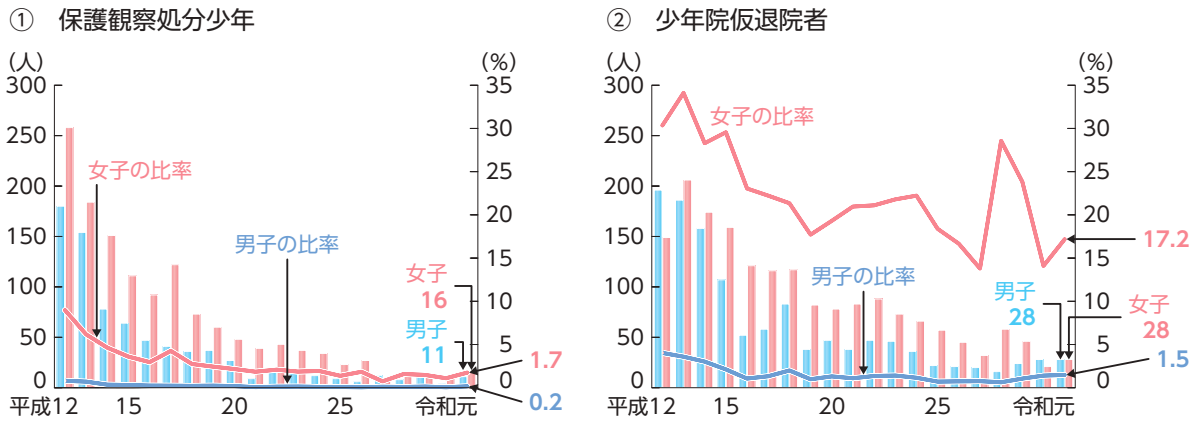
覚醒剤取締法違反の保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、保護観察開始人員並びに種別ごとの保護観察開始人員総数に占める比率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-4-2-15図のとおりである。

保護観察開始人員について見ると、保護観察処分少年は、男女共に、平成12年（180人、258人）をピークに、全体としては減少傾向を示していたが、最近5年間は、20人未満の範囲で増減を繰り返しており、少年院仮退院者は、男子は12年（196人）、女子は13年（206人）をピークに、全体として減少傾向を示し、最近5年間は、男子は30人未満で、女子はおおむね50人未満で、それぞれ推移している。

当該年に保護観察が開始された保護観察処分少年（少年院仮退院者）総数のうち覚醒剤取締法違反の保護観察処分少年（少年院仮退院者）の占める比率について見ると、保護観察処分少年・少年院仮退院者共に、一貫して女子が男子を上回っており、保護観察処分少年と比べて少年院仮退院者の方が男女の比率の差が大きい。

7-4-2-15図 覚醒剤取締法違反 少年の保護観察開始人員の推移（男女別）

（平成12年～令和元年）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「男子（女子）の比率」は、当該年に保護観察が開始された男子（女子）保護観察処分少年又は少年院仮退院者総数のうち、覚醒剤取締法違反の男子（女子）保護観察処分少年又は少年院仮退院者の占める比率をいう。

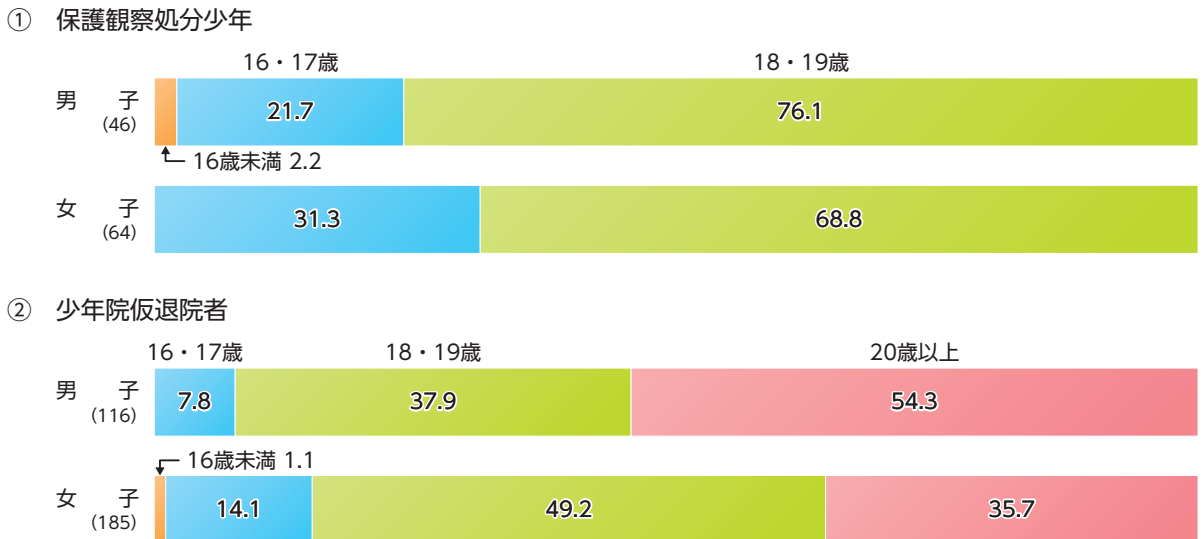
(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

覚醒剤取締法違反の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成27年から令和元年までにおける保護観察開始人員の年齢層別構成比を男女別に見ると、7-4-2-16図のとおりである（少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比については、3-2-5-2図参照）。

7-4-2-16図 覚醒剤取締法違反 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比（男女別）

（平成27年～令和元年の累計）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

イ 薬物等使用歴

薬物等（保護観察開始時まで使用していたと認められる薬物等で、複数の薬物等を使用していたときは、最も使用頻度の高いものをいう。以下イにおいて同じ。）の使用歴がある保護観察処分少年及び少

年院仮退院者について、保護観察開始人員並びに種別ごとの保護観察開始人員総数に占める比率の推移（最近20年間）を、使用歴のある薬物等の種類別及び男女別に見ると、7-4-2-17図のとおりである。

保護観察処分少年について、覚醒剤の使用歴がある者及びシンナー等の使用歴がある者の各人員は、平成12年と比べて令和元年はいずれも大きく減少している一方、その他の薬物等の使用歴がある者の人員は、男子は平成26年（108人）、女子は24年（38人）をピークに増減し、麻薬・あへん・大麻の使用歴がある者の人員は、男子は27年以降急増し、女子も同年以降増加傾向を示している。保護観察処分少年総数に占める比率（当該年に保護観察が開始された保護観察処分少年総数のうち各薬物等の使用歴がある保護観察処分少年の占める比率をいう。）を見ると、12年には、男女共に、シンナー等（男子10.5%、女子25.4%）が最も高く、覚醒剤（同1.2%、10.7%）がそれに続いていたが、令和元年には、男女共に麻薬・あへん・大麻（同5.6%、5.6%）が最も高く、男子はその他の薬物等（0.4%）、女子は覚醒剤（2.2%）がそれに続いた。

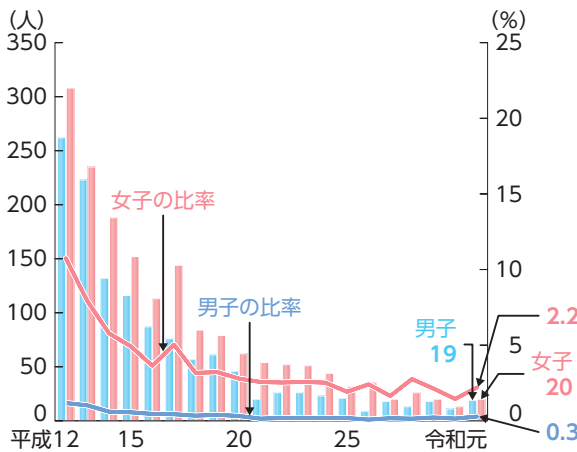
少年院仮退院者の各薬物等の使用歴がある者の人員については、保護観察処分少年とおおむね同様の動きを示している。少年院仮退院者総数に占める比率（当該年に保護観察が開始された少年院仮退院者総数のうち各薬物等の使用歴がある少年院仮退院者の占める比率をいう。）が最も高い薬物等を見ると、男子は、平成12年にはシンナー等（26.9%）、令和元年には麻薬・大麻・あへん（12.0%）であった一方、女子は、平成12年及び令和元年のいずれも覚醒剤（平成12年は41.3%、令和元年は22.1%）であった。

7-4-2-17図 少年の保護観察開始人員の推移（使用歴のある薬物等の種類別，男女別）

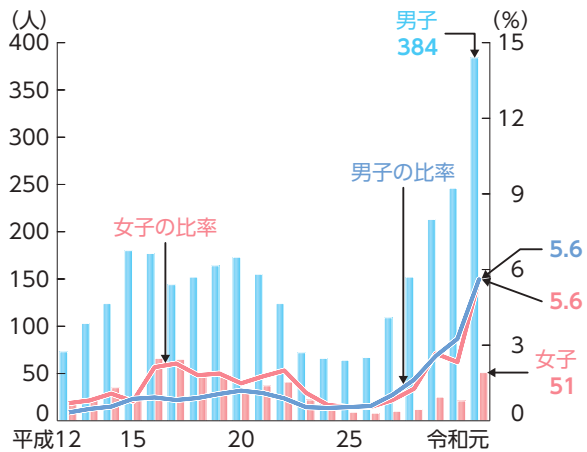
（平成12年～令和元年）

① 保護観察処分少年

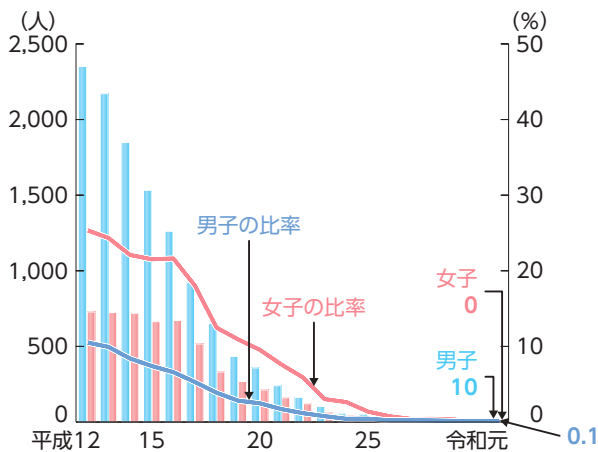
ア 覚醒剤



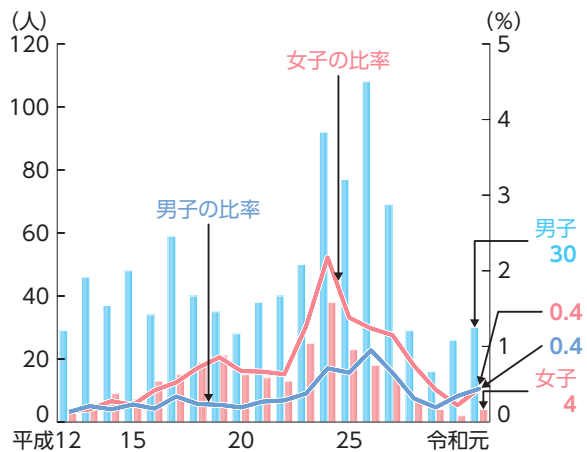
イ 麻薬・あへん・大麻



ウ シンナー等

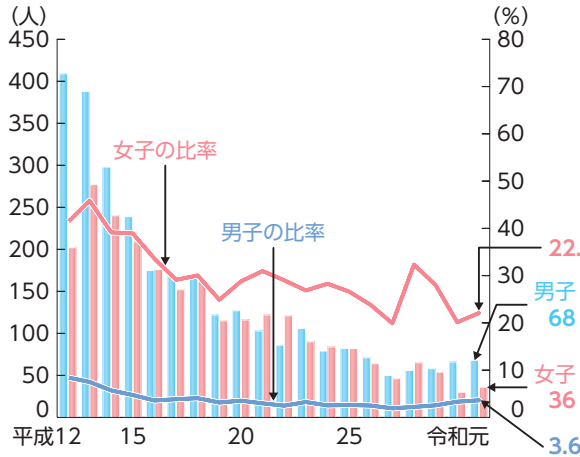


エ その他

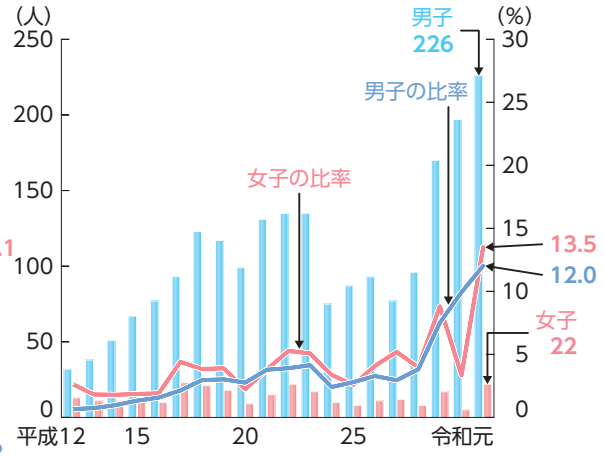


② 少年院仮退院者

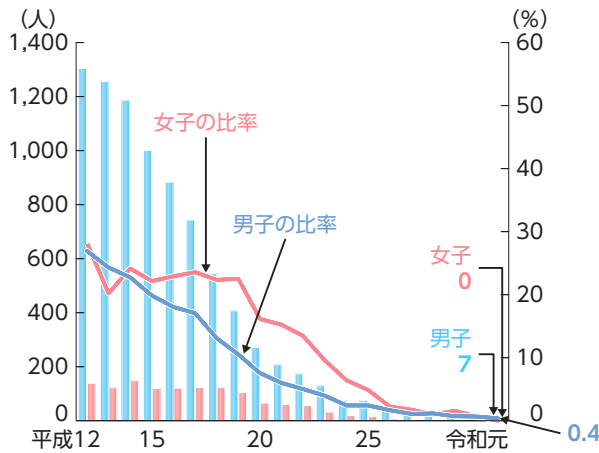
ア 覚醒剤



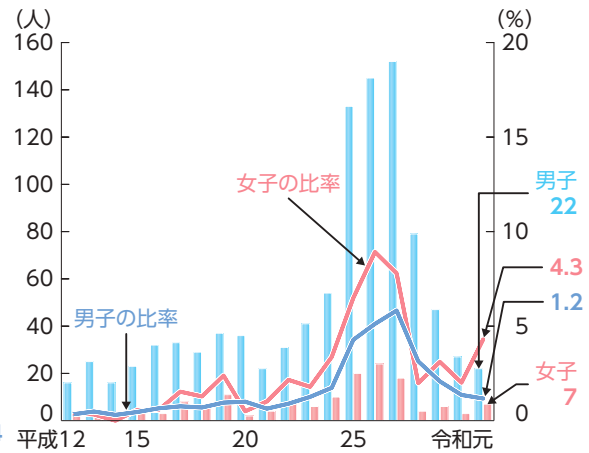
イ 麻薬・あへん・大麻



ウ シンナー等



エ その他



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「使用歴のある薬物等」は、保護観察開始時まで使用していたと認められる薬物等を計上しており、複数の薬物等を使用していたときは、最も使用頻度の高いものを計上している。
 3 「男子（女子）の比率」は、当該年に保護観察が開始された男子（女子）保護観察処分少年又は少年院仮退院者総数のうち、各薬物等の使用歴がある男子（女子）保護観察処分少年又は少年院仮退院者の占める比率をいう。
 4 開始時の薬物等の使用歴が不詳の者を除く。
 5 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 6 「シンナー等」は、シンナー・ボンド・トルエン等である。
 7 「その他」は、医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物及び危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品）を含む。

なお、平成12年から令和元年までにおける保護観察開始人員総数のうち、主な非行名が麻薬取締法、覚醒剤取締法及び毒劇法の各違反を除いた者の薬物等の使用歴（薬物等の使用歴が不詳の者を除く。）を見ると、保護観察処分少年では男子の4.5%、女子の10.7%が、少年院仮退院者では男子の17.6%、女子の35.5%が、いずれかの薬物等の使用歴があり、女子の少年院仮退院者では11.7%に覚醒剤の使用歴があった。また、保護観察処分少年、少年院仮退院者共に、女子は、全ての薬物等について、使用歴がある者の比率が男子より高かった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

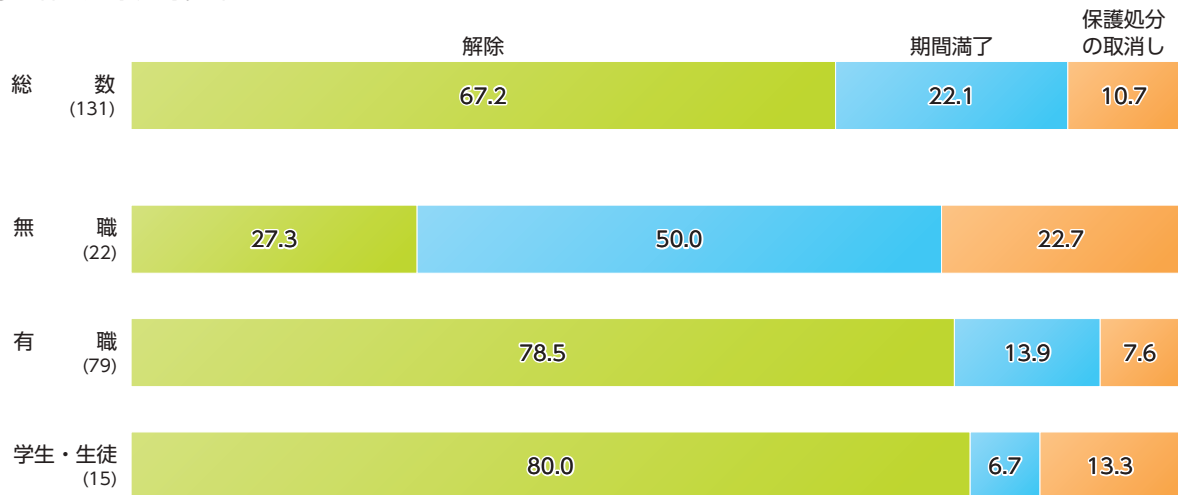
(3) 保護観察終了人員

覚醒剤取締法違反の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成27年から令和元年までにおける保護観察終了人員の終了事由別構成比を総数及び保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、7-4-2-18図のとおりである（少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比については、3-2-5-7図参照）。

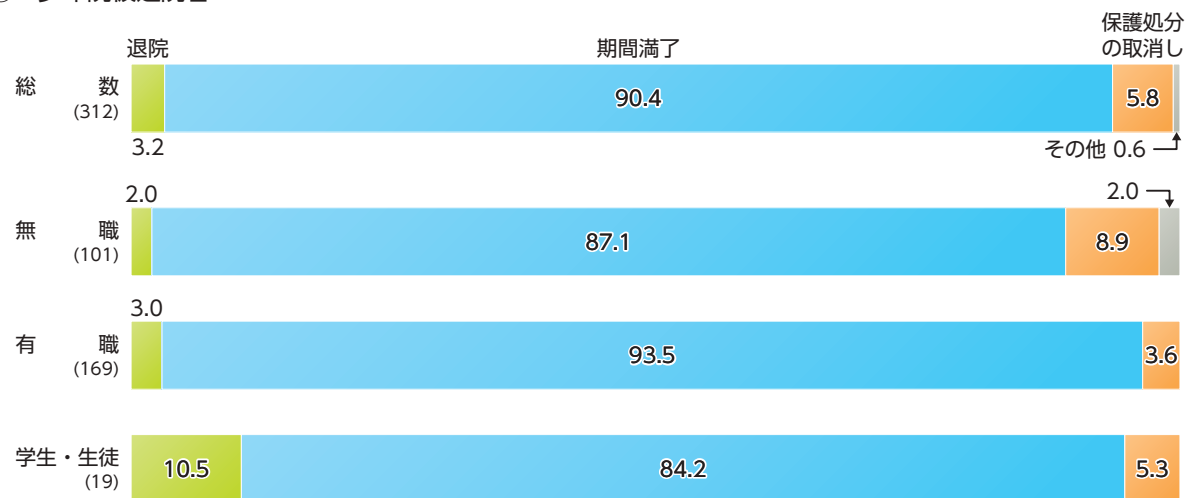
7-4-2-18図 覚醒剤取締法違反 少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比（総数，終了時の就学・就労状況別）

（平成27年～令和元年の累計）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 5 「その他」は、死亡等である。
 6 ()内は、実人員である。

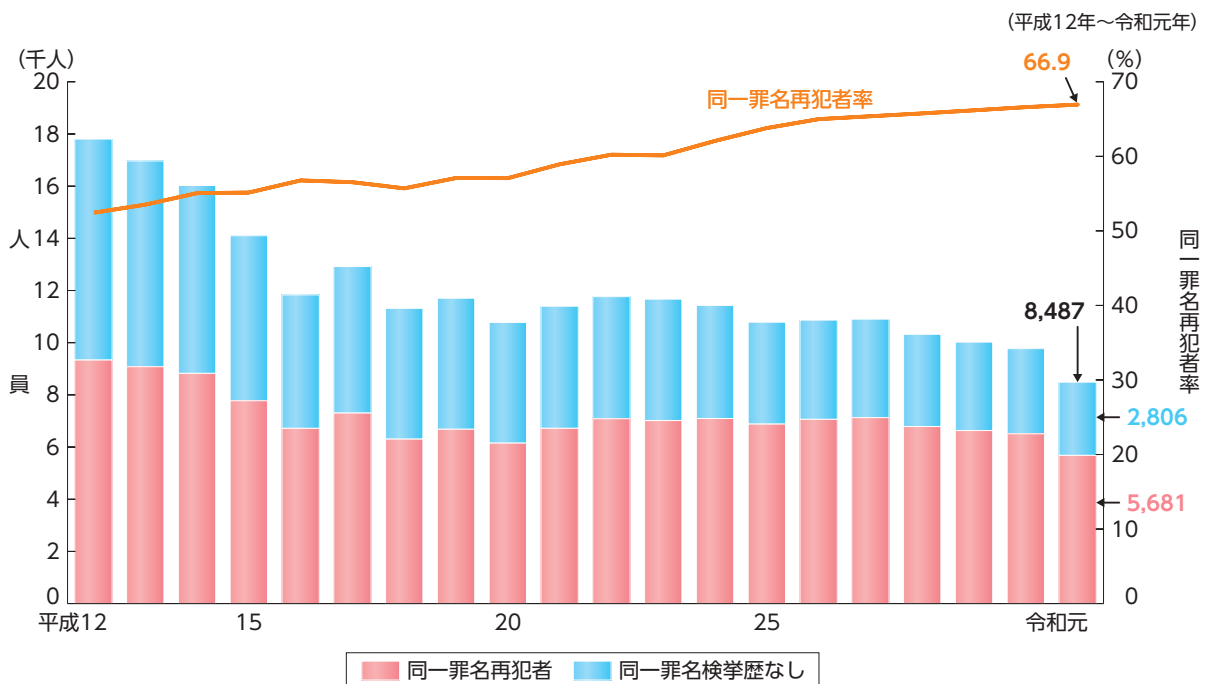
第3節 再犯・再非行

1 検挙

(1) 覚醒剤取締法違反により検挙された成人の同一罪名再犯者

7-4-3-1図は、覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）の成人検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、同一罪名再犯者（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、近年上昇傾向にあり、令和元年は、前年比で0.3pt上昇した66.9%であり、平成12年（52.4%）と比べて14.5pt上昇した。

7-4-3-1図 覚醒剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移

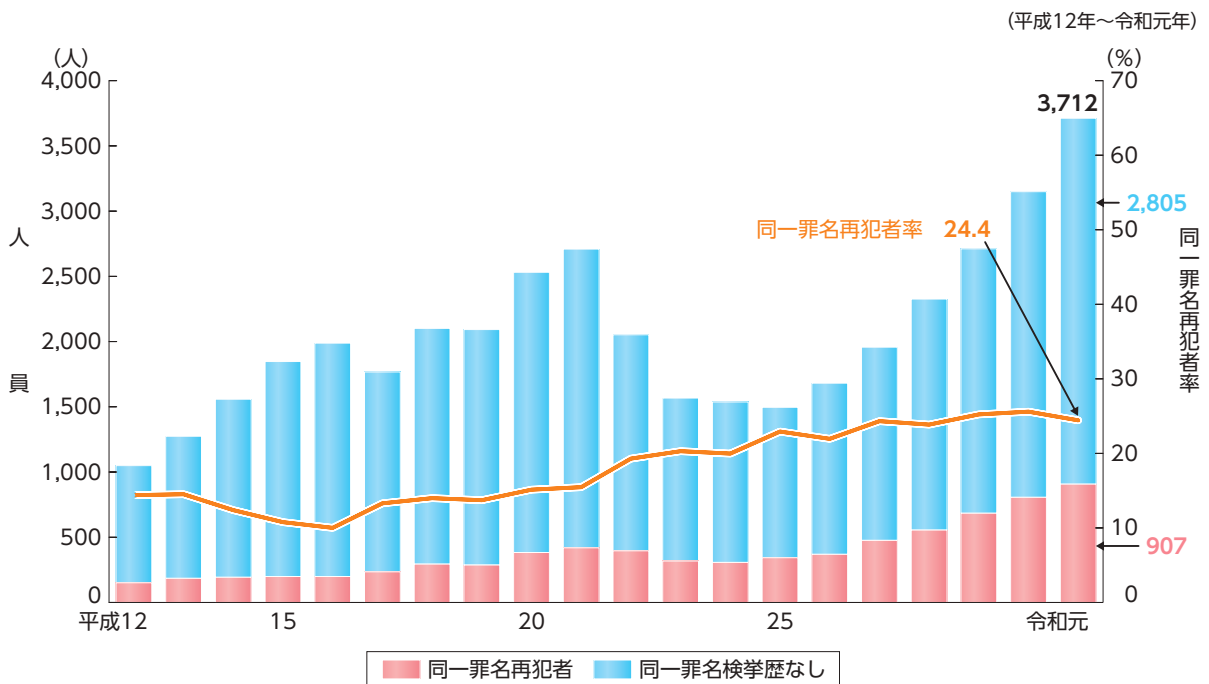


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいう。
 4 「同一罪名再犯者率」は、覚醒剤取締法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

(2) 大麻取締法違反により検挙された成人の同一罪名再犯者

7-4-3-2図は、大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下（2）において同じ。）の成人検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、同一罪名再犯者（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（2）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成16年（10.0%）を底として、翌年から上昇傾向に転じ、27年以降はおおむね横ばい状態で推移しており、令和元年は、前年比で1.2pt 低下した24.4%であった。

7-4-3-2図 大麻取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいう。
 4 「同一罪名再犯者率」は、大麻取締法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

2 検察・裁判

(1) 起訴人員中の有前科者

令和元年に薬物犯罪により起訴された者のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。以下この項において同じ。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）は、**5-2-2-1表**のとおりである。

最近5年間の有前科者率は、大麻取締法違反は32.6～38.0%、麻薬取締法違反は28.5～38.8%、覚醒剤取締法違反は74.8～75.4%、毒劇法違反は75.9～80.1%でそれぞれ推移している（**5-2-2-1表** CD-ROM 参照）。

令和元年について見ると、覚醒剤取締法及び毒劇法の各違反の有前科者率は、起訴人員総数の有前科者率（44.4%）より高く、特に、覚醒剤取締法違反は、実刑の前科を有する者（懲役又は禁錮の実刑に処せられたことがある者に限る。）又は一部執行猶予の前科を有する者の比率（合計68.0%）が高い。また、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の有前科者率は、起訴人員総数の有前科者率より低く、全部執行猶予の前科を有する者の比率が高い（**5-2-2-1表** CD-ROM 参照）。

また、令和元年に薬物犯罪で起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であつた者の人員は、**5-2-2-2表**のとおりである。

最近5年間について見ると、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反は、犯行時に全部執行猶予中であつた者が増加傾向にあり、大麻取締法違反は、保護観察付全部執行猶予中であつた者も増加傾向にある。覚醒剤取締法違反は、犯行時に全部執行猶予中であつた者が一貫して減少しているのに対し、一部執行猶予中であつた者が増加している。保釈中の犯行により起訴された者の人員の推移を見ると、覚醒剤取締法違反が一貫して増加しており、令和元年は120人（前年比17人増）であつた（**5-2-2-2表** CD-ROM 参照）。

(2) 全部及び一部執行猶予の取消し

7-4-3-3表は、覚醒剤取締法違反により全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。全部執行猶予を取り消された者は、平成22年以降減少傾向にあり、令和元年は706人（全部執行猶予取消人員総数の19.1%）であつた。このうち、取消事由が再犯である者は、保護観察付全部執行猶予中の者が98人（前年比15人（13.3%）減）、その他の者（単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。以下（2）において同じ。）が583人（同78人（11.8%）減）であつた。

覚醒剤取締法違反により全部執行猶予を言い渡された者について、取消人員の言渡人員に対する比率（以下この項において「執行猶予取消率」という。なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることが出来る。）は横ばい状態にあるが、令和元年は27.6%と全罪名の執行猶予取消率（11.9%。**5-2-2-3表**参照）と比較すると顕著に高く、同年の取消事由のうち再犯によるものは96.5%であつた。再犯を事由とする執行猶予取消率を保護観察の有無別に見ると、保護観察付全部執行猶予中の者が37.4%、その他の者が25.3%で、いずれも全罪名の執行猶予取消率（前者は24.1%、後者は10.2%。**5-2-2-3表**参照）よりも高かつた。

7-4-3-3表 覚醒剤取締法違反 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

(平成22年～令和元年)

年次	全部執行猶予の言渡人員 (A)	保護観察付 (B)	単純執行猶予 (C)	全部執行猶予の取消人員 (D)	取消事由					D/A (%)	E/B (%)	F/C (%)
					再犯		余罪	遵守事項違反	その他			
					保護観察中 (E)	その他 (F)						
22年	4,376	475	3,901	1,116	119	939	41	16	1	25.5	25.1	24.1
23	4,433	516	3,917	1,024	131	850	34	7	2	23.1	25.4	21.7
24	4,215	462	3,753	1,048	161	845	33	9	-	24.9	34.8	22.5
25	3,763	479	3,284	1,008	133	837	25	13	-	26.8	27.8	25.5
26	3,742	427	3,315	957	126	786	32	13	-	25.6	29.5	23.7
27	3,809	497	3,312	935	122	775	29	6	3	24.5	24.5	23.4
28	3,556	445	3,111	934	131	765	31	6	1	26.3	29.4	24.6
29	3,403	381	3,022	842	146	648	35	10	3	24.7	38.3	21.4
30	3,193	360	2,833	810	113	661	25	11	-	25.4	31.4	23.3
元	2,562	262	2,300	706	98	583	14	8	3	27.6	37.4	25.3

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 6 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合、そのうち主要なものが覚醒剤取締法違反である場合に1人として計上している。
 7 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

7-4-3-4表は、覚醒剤取締法違反により一部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年以降）を見たものである。

7-4-3-4表 覚醒剤取締法違反 一部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

(平成28年～令和元年)

年次	一部執行猶予の言渡人員 (A)	保護観察付 (B)	単純執行猶予 (C)	一部執行猶予の取消人員 (D)	取消事由					C/A (%)	D/B (%)
					再犯		余罪	遵守事項違反	その他		
					保護観察中 (D)	その他					
28年	786	786	-	1	-	-	1	-	-	0.1	-
29	1,408	1,406	2	9	-	1	8	-	-	0.6	-
30	1,432	1,431	1	80	49	10	15	6	-	5.6	3.4
元	1,308	1,308	-	232	176	14	20	21	1	17.7	13.5

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役の一部執行猶予に関するものである。
 3 「一部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、一部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「取消事由」の「再犯」は刑法27条の4第1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法27条の5第2号又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律5条2項により読み替えられた刑法27条の5第2号に、「その他」は同法27条の4第3号、27条の5第1号若しくは27条の6のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 6 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、保護観察開始前の者を含む。

覚醒剤取締法違反による執行猶予期間中に再犯により執行猶予を取り消された者（刑法26条の2第1号又は27条の5第1号に該当する場合を含む。）の再犯期間（全部執行猶予は執行猶予の言渡しの日から更に罪を犯した日までの期間をいい、一部執行猶予は刑の一部執行猶予期間に入った日から更に罪を犯した日までの期間をいう。ただし、刑の一部執行猶予の言渡しの日から刑の一部の執行猶予期間に入るまでの犯行は、刑の一部執行猶予期間に入った日に罪を犯したものとする。）を見ると、再犯期間が3月以内の者は、全部執行猶予中の者については、保護観察中の者が10.0%、その他の者が14.4%であり、一部執行猶予中の者（保護観察が付された者に限る。）については、22.6%であった。再犯期間が1年以内の者は、全部執行猶予中の者については、保護観察中の者が47.0%、その他の者が55.6%であり、一部執行猶予中の者（保護観察が付された者に限る。）については、68.9%であった（検察統計年報による。）。

3 矯正

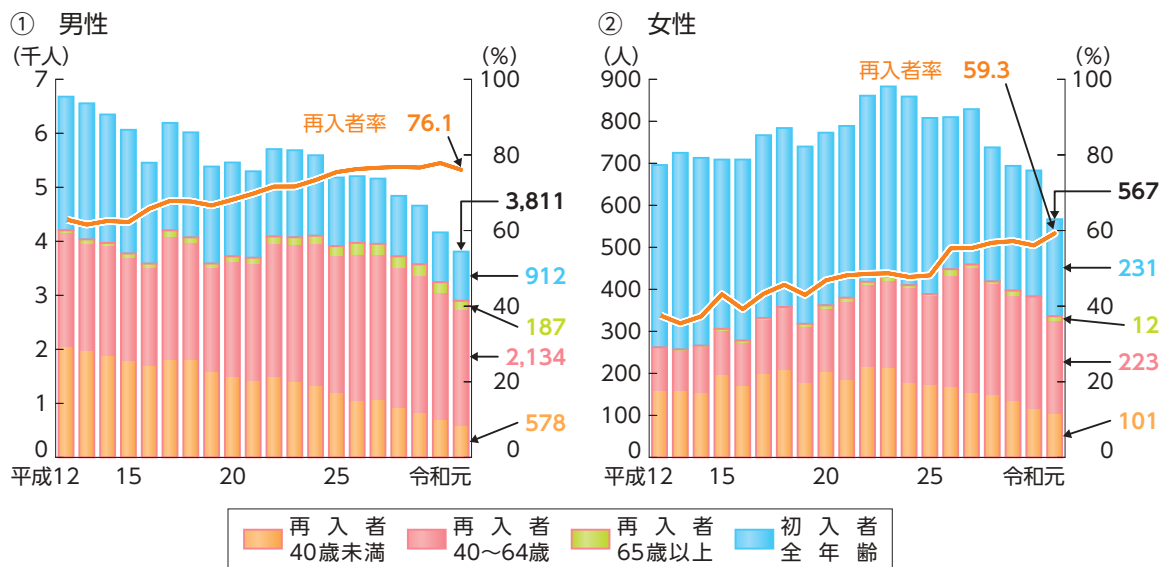
(1) 再入者

ア 人員

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員のうち、初入者及び再入者の人員並びに再入者率（第5編第2章第3節1項参照）の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、再入者について更に年齢層別に見ると、**7-4-3-5図**のとおりである。最近20年間における再入者率は、男女共に上昇傾向にあり、令和元年は、男性76.1%、女性59.3%と入所受刑者全体の再入者率（58.3%。**5-2-3-1図**参照）と比べて高い。また、再入者のうち40～64歳の占める割合は、平成12年は男性50.1%、女性39.3%であったところ、令和元年は男性73.6%、女性66.4%であり、上昇傾向にある。

7-4-3-5図 覚醒剤取締法違反入所受刑者人員（男女別、初入者・再入者（年齢層別）別）・再入者率の推移

（平成12年～令和元年）

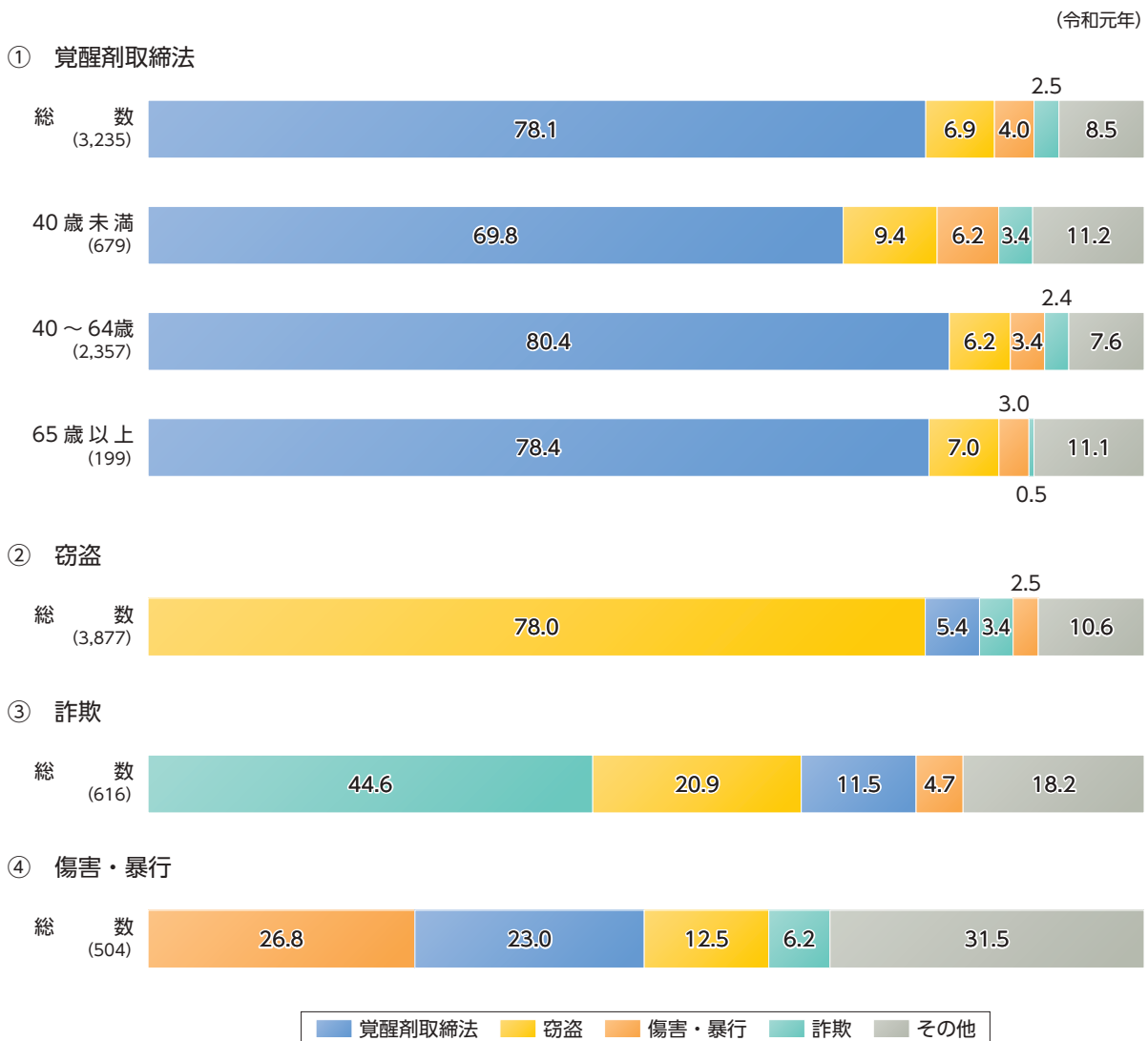


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。

イ 前刑罪名

令和元年の再入者の前刑罪名（前回入所した時の罪名をいう。以下この項において同じ。）別構成比を罪名別に見るとともに、覚醒剤取締法違反について更に年齢層別に見ると、7-4-3-6図のとおりである。同法違反について、同一罪名再入者（再入罪名と前刑罪名が同一である者をいう。以下この項において同じ。）の割合は、総数で78.1%であり、年齢層別に見ると、40～64歳（80.4%）が最も高く、次いで、65歳以上（78.4%）、40歳未満（69.8%）の順であった。同一罪名再入者の割合について罪名別に見ると、同法違反及び窃盗は、詐欺及び傷害・暴行より高い。また、同法違反以外の罪名においても、同法違反が前刑罪名である者が一定割合含まれている（傷害・暴行は23.0%、詐欺は11.5%、窃盗は5.4%）。

7-4-3-6図 再入者の前刑罪名別構成比（罪名別，年齢層別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「前刑罪名」は、前回入所した時の罪名をいう。
 4 () 内は、実人員である。

ウ 再犯期間

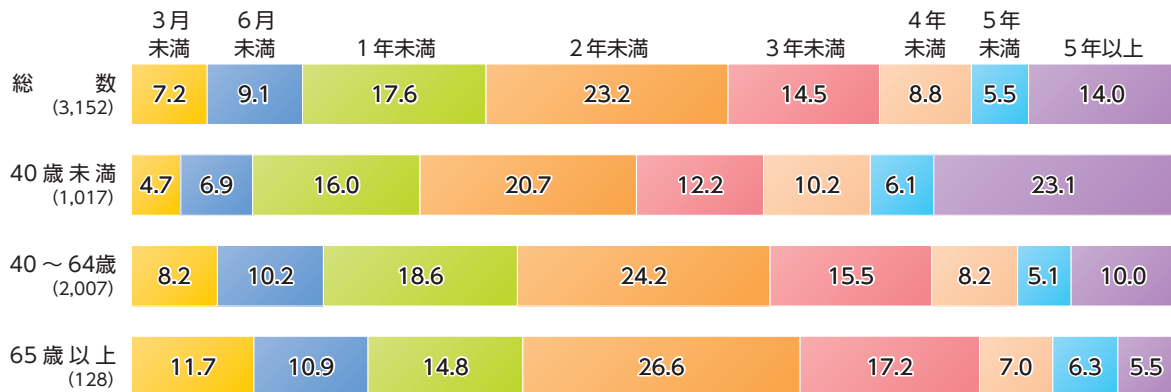
令和元年の再入者のうち、前刑罪名が覚醒剤取締法違反の者の再犯期間（第5編第2章第3節4項参照）を前刑出所時の年齢層別に見ると、**7-4-3-7図①**のとおりである。前刑罪名が同法違反の再入者のうち、65歳以上では、再犯期間が1年未満の者の割合が37.5%と、再入者総数（**7-4-3-7図②**）の同年齢層における割合（51.0%）と比べて低い。

なお、前刑罪名が覚醒剤取締法違反の再入者のうち再入罪名も同法違反の者の再犯期間別構成比について見ると、前刑罪名が同法違反の再入者全体（**7-4-3-7図①**）と比べて、その傾向に大きな差はなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

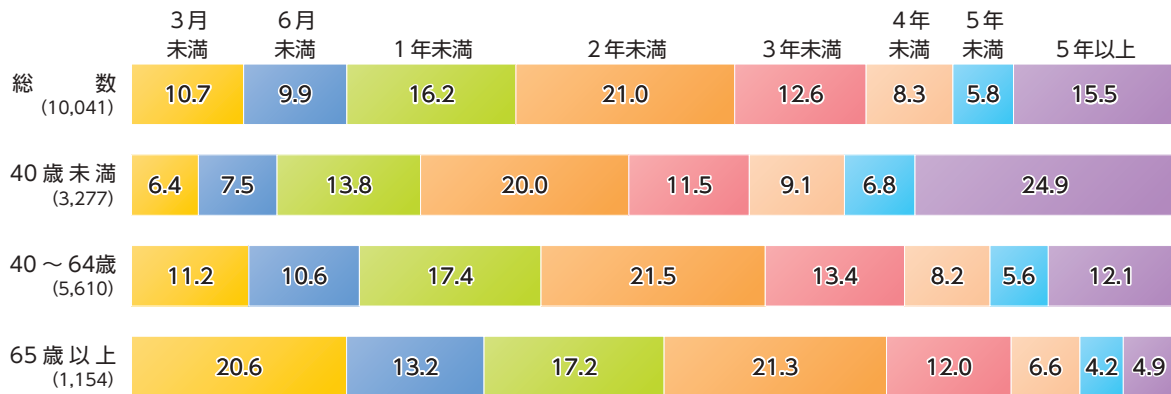
7-4-3-7図 覚醒剤取締法違反 再入者の再犯期間別構成比（前刑出所時の年齢層別）

（令和元年）

① 覚醒剤取締法（前刑罪名：覚醒剤取締法→再入罪名：全罪名）



② 再入者総数（前刑罪名：全罪名→再入罪名：全罪名）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 「前刑罪名」は、前回入所した時の罪名をいう。
 5 前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 6 () 内は、実人員である。

令和元年の再入者のうち、前刑罪名が覚醒剤取締法違反の者の再犯期間を前刑出所時の帰住先別に見ると、**7-4-3-8図①**のとおりである。帰住先が「その他」である者は、帰住先が「親族等」である者と比べて、再犯期間が短い者の割合が高い。再入者総数（**7-4-3-8図②**）でも同様の傾向にある。

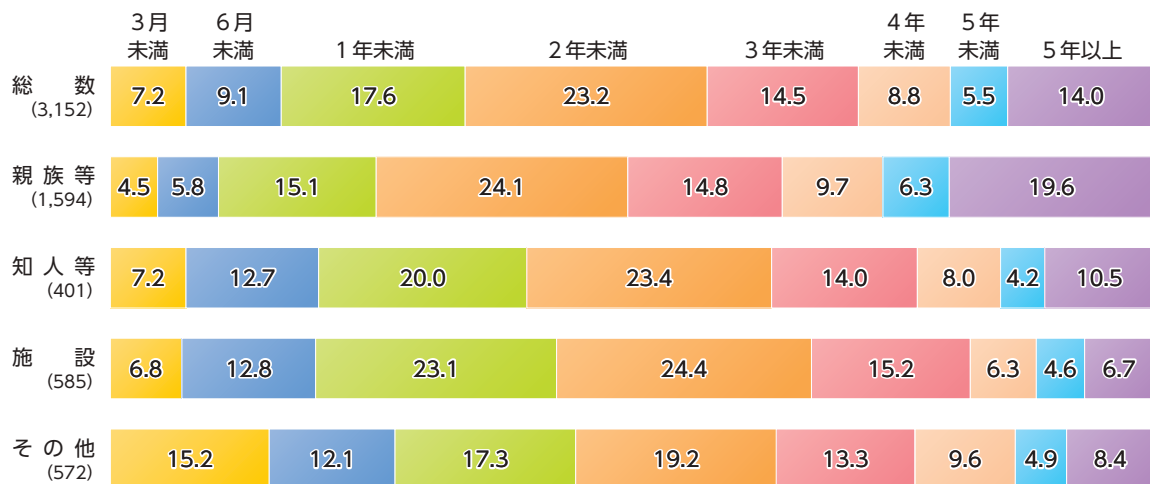
なお、前刑罪名が覚醒剤取締法違反の再入者のうち再入罪名も同法違反の者の再犯期間別構成比について見ると、前刑罪名が同法違反の再入者全体（**7-4-3-8図①**）と比べて、その傾向に大きな差はなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

更生保護施設に含まれる薬物処遇重点実施更生保護施設及び自立準備ホームについては、本編第5章第3節2項（2）参照。

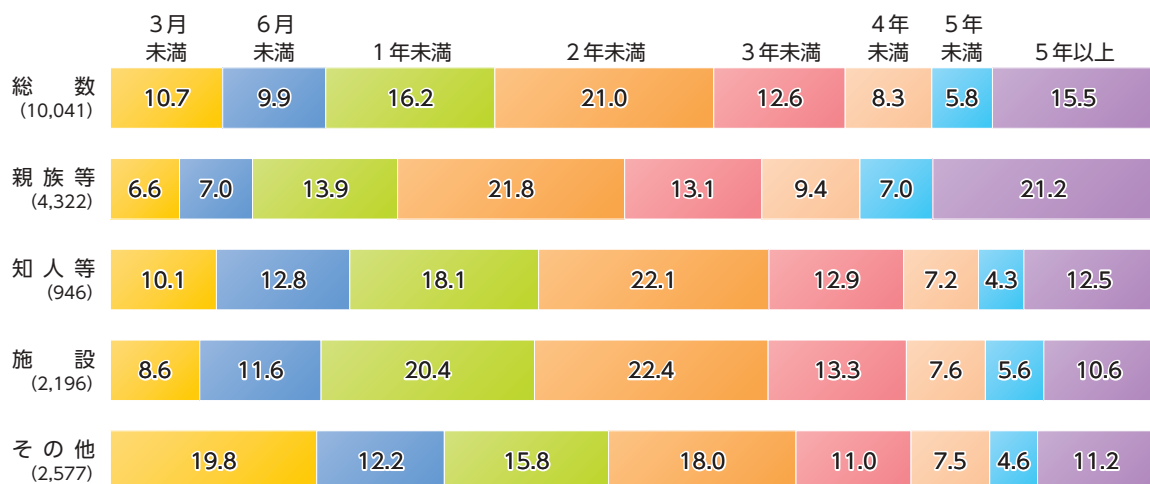
7-4-3-8図 覚醒剤取締法違反 再入者の再犯期間別構成比（前刑帰住先別）

（令和元年）

① 覚醒剤取締法（前刑罪名：覚醒剤取締法→再入罪名：全罪名）



② 再入者総数（前刑罪名：全罪名→再入罪名：全罪名）



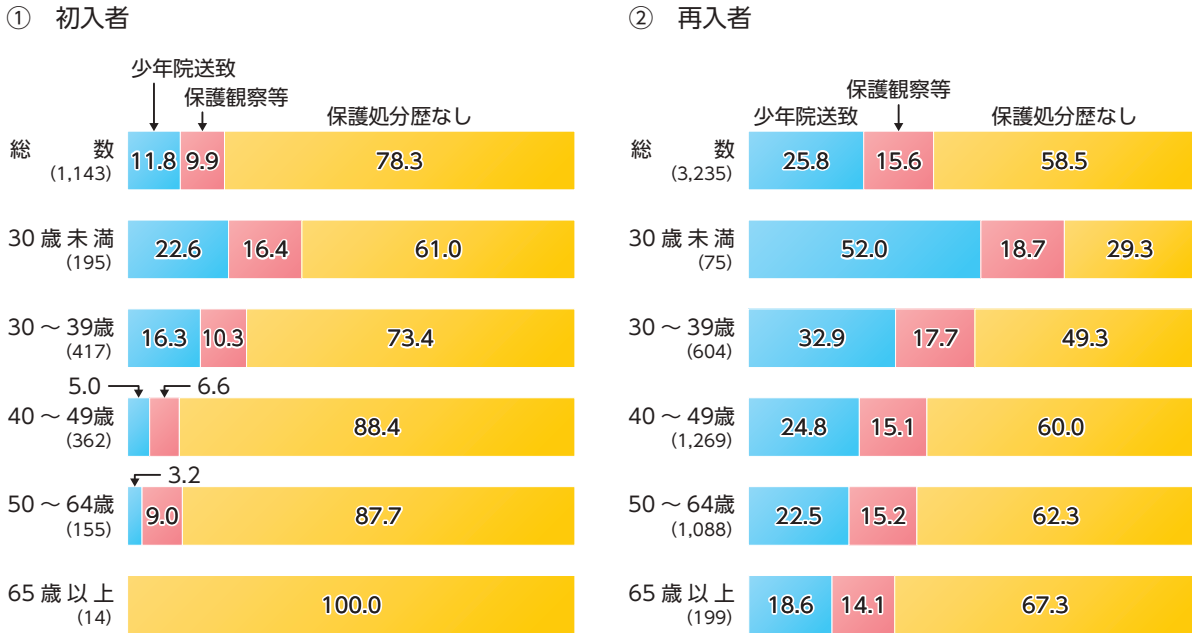
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 5 「前刑罪名」は、前回入所した時の罪名をいう。
 6 「親族等」は、父・母、配偶者（内縁関係にある者を含む）、兄弟姉妹及びその他の親族である。
 7 「知人等」は、雇主を含む。
 8 「施設」は、社会福祉施設、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 9 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留等である。
 10 () 内は、実人員である。

エ 保護処分歴

令和元年の覚醒剤取締法違反の入所受刑者の保護処分歴別構成比を、初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、7-4-3-9図のとおりである。保護処分歴のある者の割合は、初入者、再入者のいずれも、若い年齢層の者ほど高い傾向にある。また、入所受刑者全体(5-2-3-3図参照)と比べて高い傾向にある。

7-4-3-9図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別，年齢層別）

(令和元年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
 5 () 内は、実人員である。

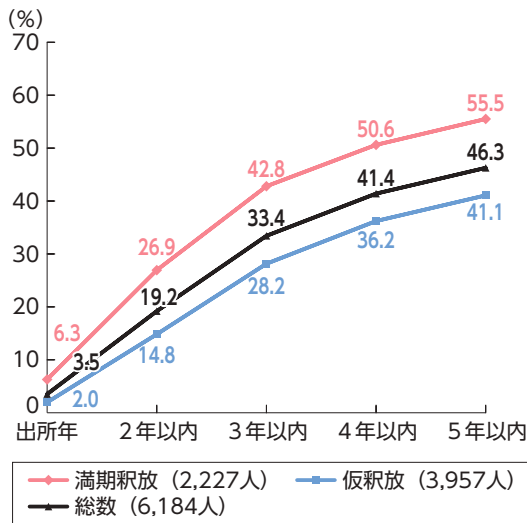
(2) 出所受刑者の再入所状況

平成22年及び27年の覚醒剤取締法違反の出所受刑者について、出所年を含む5年間又は10年間に
おける再入率（第5編第2章第3節2項参照）を出所事由別（仮釈放又は満期釈放の別をいう。以下
同じ。）に見ると、**7-4-3-10図**のとおりである。満期釈放者及び仮釈放者のいずれにおいても、出所
受刑者全体（**5-2-3-6図**参照）と比べて5年以内及び10年以内の再入率は高い。なお、各年の再入所
者に占める再入罪名が同法違反の者の割合は、22年及び27年の同法違反の出所受刑者のいずれにお
いても約8割であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

7-4-3-10図 覚醒剤取締法違反 出所受刑者の出所事由別再入率

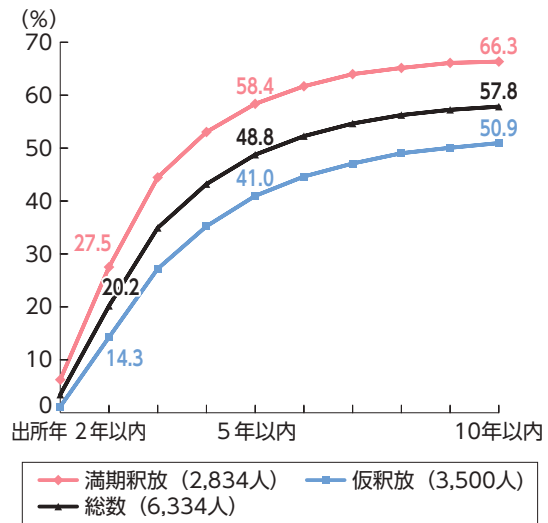
① 5年以内

(平成27年)



② 10年以内

(平成22年)



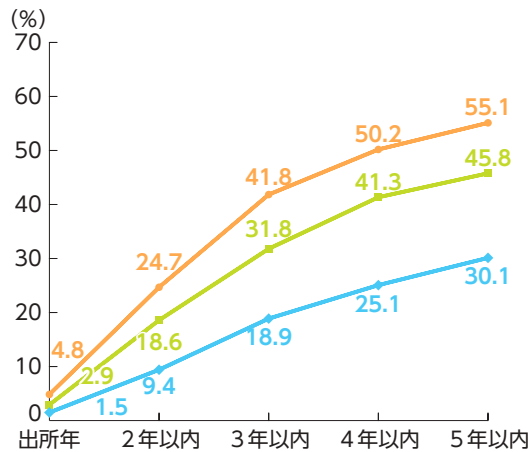
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、①では平成27年の、②では22年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和元年までの各年の年
 末までに再入所した者の人員の比率をいう。

平成27年の覚醒剤取締法違反の出所受刑者について、5年以内の再入率を入所度数別、男女別（初
入者・再入者別）及び年齢層別に見ると、**7-4-3-11図**のとおりである。入所度数別では、入所度数が
多いほど再入率は高く、特に入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差は顕著である。男女別（初
入者・再入者別）では、初入者及び再入者のいずれにおいても、男性の方が女性よりも一貫して高く、
年齢層別では、65歳以上の5年以内再入率が他の年齢層と比較して最も低い。

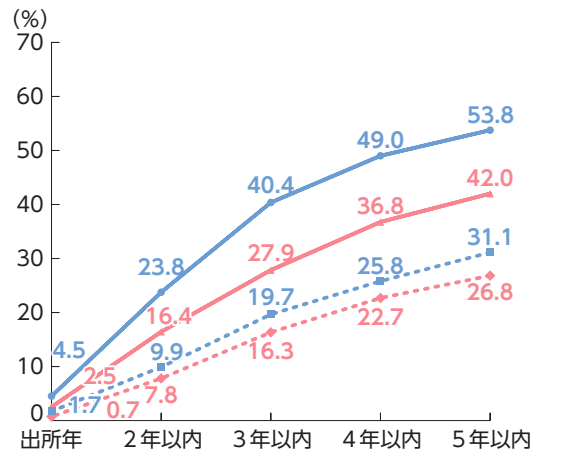
7-4-3-11図 覚醒剤取締法違反 出所受刑者の5年以内再入率（入所度数別，男女・初入者・再入者別，年齢層別）

(平成27年)

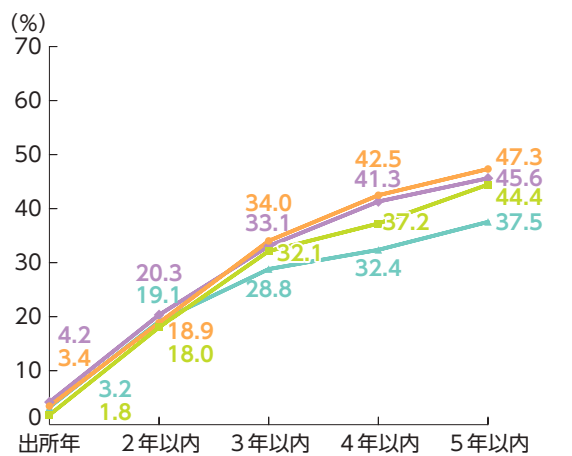
① 入所度数別



② 男女・初入者・再入者別



③ 年齢層別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 ③の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「再入率」は、平成27年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

4 保護観察

(1) 保護観察開始人員中の有前科者

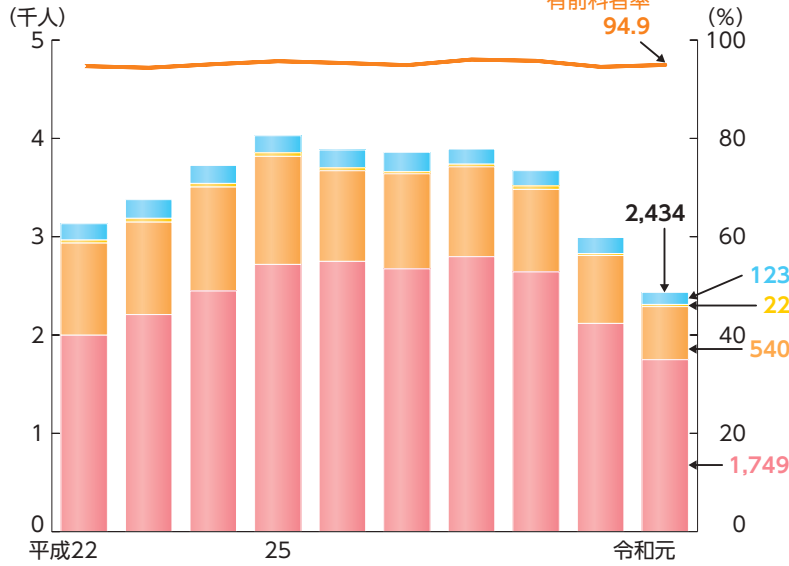
覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下（1）において同じ。）の保護観察開始人員及び有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近10年間）は、7-4-3-12図のとおりである。全体の有前科者率（5-2-4-1図参照）と比べると、一部執行猶予者については大きな差はないが、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者については、有前科者率は高い傾向にあり、令和元年においては、同法違反は、全体よりも、仮釈放者（全部実刑者）（94.9%）が14.3pt、保護観察付全部執行猶予者（69.7%）が12.0pt、それぞれ高くなっている。

7-4-3-12図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

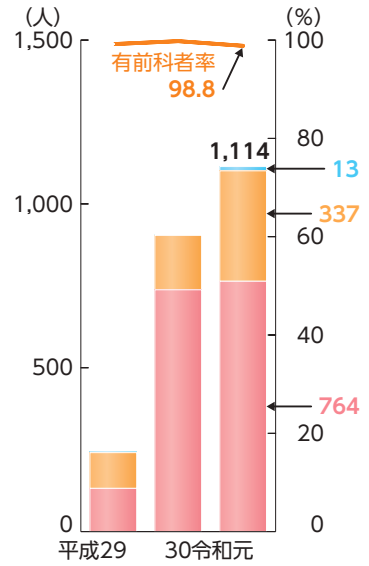
(平成22年～令和元年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

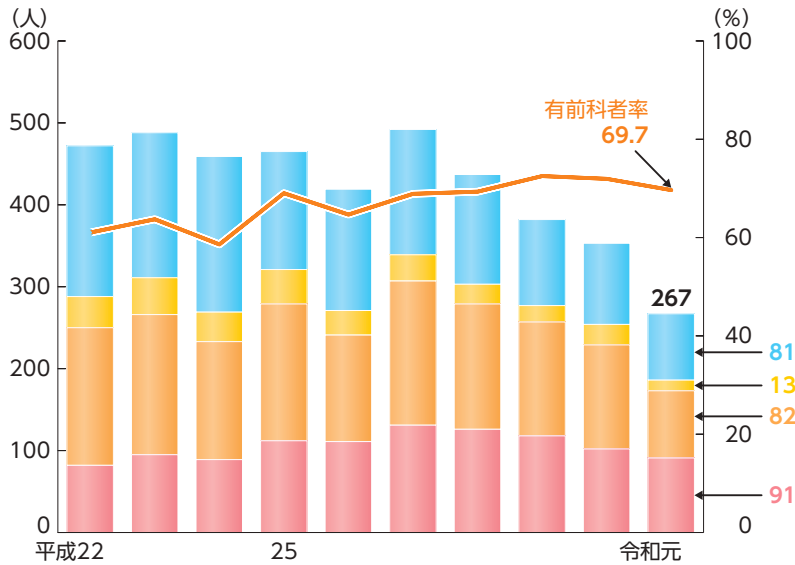


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

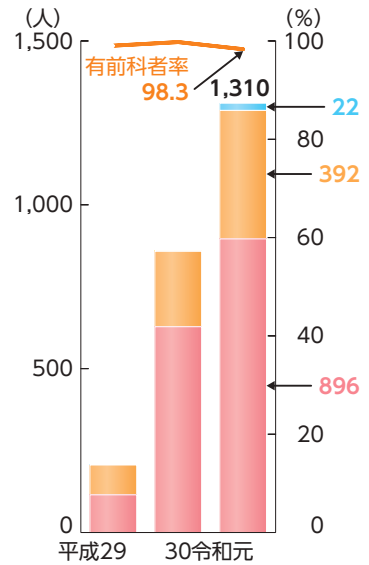


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



■ 懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり
 ■ 懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり
 ■ 罰金前科あり
 ■ 前科なし

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 4 前科の有無が不詳の者を除く。
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

(2) 保護観察対象者の再処分等の状況

覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率（第5編第2章第4節2項参照）の推移を、男女別・年齢層別・就労状況別に見ると、7-4-3-13図のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者については、CD-ROM参照）。

男女別に取消・再処分率を見ると、仮釈放者（全部実刑者）は男女の差に顕著な傾向が見られないのに対し、保護観察付全部執行猶予者は男性の方が女性よりも一貫して高かったが、令和元年にはその差はほとんどなくなった。

年齢層別に取消・再処分率を見ると、30歳未満が高い傾向にある。また、30歳未満の取消・再処分率を、全体の取消・再処分率（5-2-4-3図 CD-ROM 参照）と比較すると、令和元年においては、覚醒剤取締法違反は、全体よりも、仮釈放者（全部実刑者）（3.7%）が0.3pt、仮釈放者（一部執行猶予者）（5.6%）が1.3pt、保護観察付全部執行猶予者（44.4%）が8.7pt、保護観察付一部執行猶予者（85.7%）が19.0pt、それぞれ高くなっている（CD-ROM参照）。

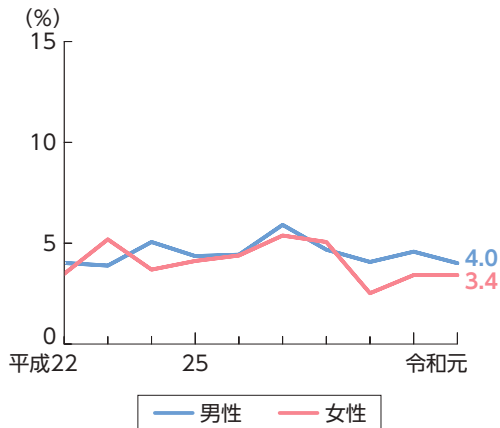
保護観察終了時の就労状況別に取消・再処分率を見ると、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）、保護観察付全部・一部執行猶予者共に、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高い。また、全体の取消・再処分率（5-2-4-3図 CD-ROM 参照）と比べて、有職者の取消・再処分率が高い傾向にあり、令和元年においては、覚醒剤取締法違反は、全体よりも、仮釈放者（全部実刑者）（2.6%）が0.7pt、仮釈放者（一部執行猶予者）（1.5%）が0.1pt、保護観察付全部執行猶予者（25.6%）が6.3pt、保護観察付一部執行猶予者（47.2%）が5.1pt、それぞれ高くなっている（CD-ROM参照）。

7-4-3-13図 覚醒剤取締法違反 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、就労状況別）

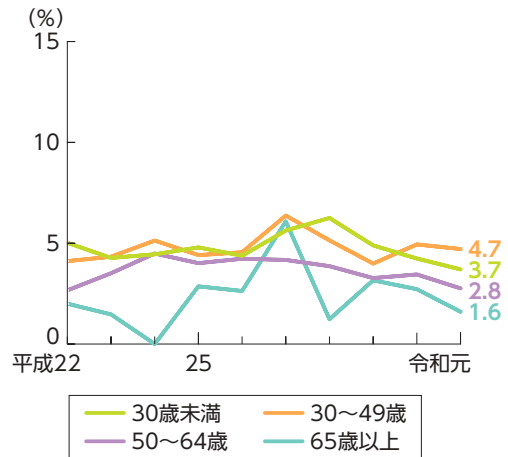
（平成22年～令和元年）

① 仮釈放者（全部実刑者）

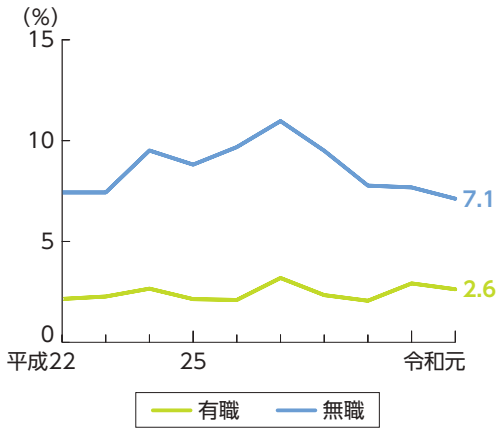
ア 男女別



イ 年齢層別

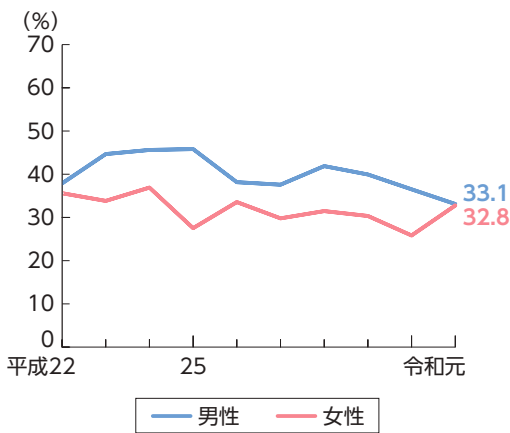


ウ 就労状況別

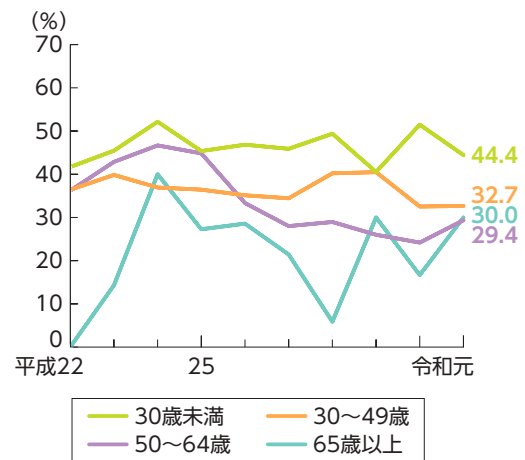


② 保護観察付全部執行猶予者

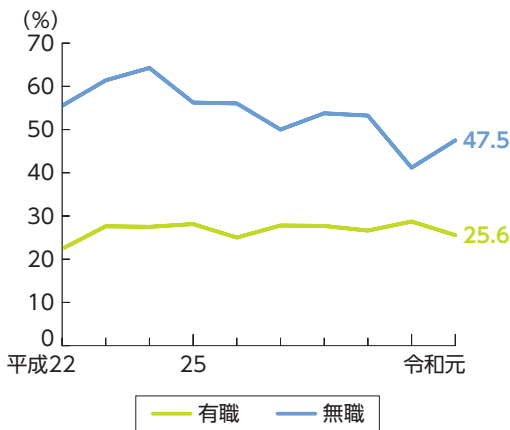
ア 男女別



イ 年齢層別



ウ 就労状況別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。
 3 「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
 4 「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び収入のある無職者を除く。

7-4-3-14表は、覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年（最近10年間）ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである。平成29年から令和元年の各年に保護観察が開始された保護観察付全部・一部執行猶予者の取消状況を見ると、各年とも、全体（**5-2-4-4表**参照）と同様、保護観察付一部執行猶予者の方が保護観察付全部執行猶予者に比べて、元年末までに刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の比率が高い。例えば、平成29年に保護観察が開始された一部執行猶予者（208人）は、令和元年末までに25.5%が刑の執行猶予の言渡しを取り消されており、平成29年に保護観察が開始された保護観察付全部執行猶予者（384人）の21.4%より4.1pt高くなっている。

7-4-3-14表 覚醒剤取締法違反 仮釈放・保護観察付全部・一部執行猶予の取消状況

(平成22年～令和元年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											計(B)	B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年			
22年	3,134	71	38	1	1	—	—	…	…	…	…	…	111	3.5
23	3,384	…	87	46	3	2	1	—	…	…	…	…	139	4.1
24	3,733	…	…	112	60	3	3	—	1	…	…	…	179	4.8
25	4,028	…	…	…	100	58	4	3	—	—	…	…	165	4.1
26	3,886	…	…	…	…	105	64	5	1	—	1	…	176	4.5
27	3,864	…	…	…	…	…	141	58	1	1	—	[201]	[5.2]	
28	3,893	…	…	…	…	…	…	114	52	3	1	[170]	[4.4]	
29	3,673	…	…	…	…	…	…	…	82	44	1	[127]	[3.5]	
30	2,993	…	…	…	…	…	…	…	…	88	41	[129]	[4.3]	
元	2,435	…	…	…	…	…	…	…	…	…	51	[51]	[2.1]	

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

年次	保護観察開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											計(B)	B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年			
28年	—	…	…	…	…	…	…	—	—	—	—	—	—	—
29	243	…	…	…	…	…	…	…	3	—	—	[3]	[1.2]	
30	907	…	…	…	…	…	…	…	…	19	9	[28]	[3.1]	
元	1,114	…	…	…	…	…	…	…	…	…	15	[15]	[1.3]	

② 保護観察付全部・一部執行猶予者
ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察開始人員(A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											計(B)	B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年			
22年	472	19	55	44	17	15	4	…	…	…	…	154	32.6	
23	491	…	14	59	61	23	8	2	…	…	…	167	34.0	
24	460	…	…	20	48	33	15	12	5	…	…	133	28.9	
25	466	…	…	…	8	58	43	28	14	6	…	157	33.7	
26	422	…	…	…	…	11	48	34	24	8	1	126	29.9	
27	492	…	…	…	…	…	15	54	41	23	12	[145]	[29.5]	
28	437	…	…	…	…	…	…	20	60	36	26	[142]	[32.5]	
29	384	…	…	…	…	…	…	…	13	43	26	[82]	[21.4]	
30	353	…	…	…	…	…	…	…	…	9	39	[48]	[13.6]	
元	268	…	…	…	…	…	…	…	…	…	6	[6]	[2.2]	

イ 保護観察付一部執行猶予者

年次	保護観察開始人員(A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											計(B)	B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年			
28年	—	…	…	…	…	…	…	—	—	—	—	—	—	
29	208	…	…	…	…	…	…	…	—	28	25	[53]	[25.5]	
30	862	…	…	…	…	…	…	…	…	20	129	[149]	[17.3]	
元	1,310	…	…	…	…	…	…	…	…	…	42	[42]	[3.2]	

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。
 3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。
 4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

5 少年の再非行・再犯

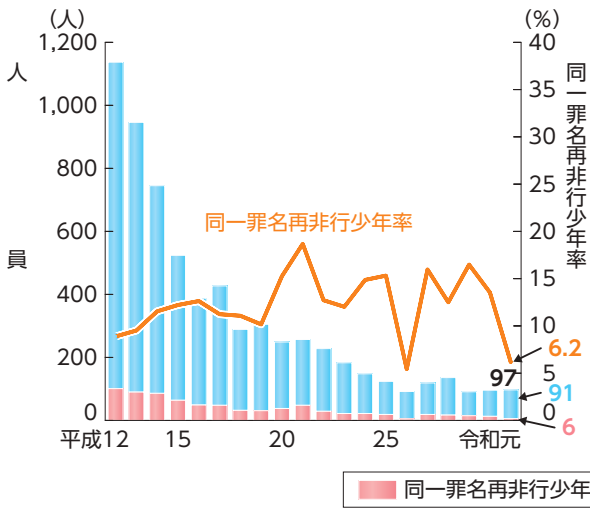
(1) 覚醒剤取締法違反等により検挙された同一罪名再非行少年

7-4-3-15図は、覚醒剤取締法及び大麻取締法の各違反（それぞれ、覚醒剤及び大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）の少年検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、同一罪名再非行少年（前に覚醒剤取締法（大麻取締法）違反で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法（大麻取締法）違反で検挙された少年をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（覚醒剤取締法及び大麻取締法の各違反の少年検挙人員に占める同一罪名再非行少年の各人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。覚醒剤取締法違反の同一罪名再非行少年の人員は、最近20年間では平成12年をピークとして、その後減少傾向にある。同一罪名再非行少年率は5～18%台で推移しており、令和元年は6.2%（前年比7.4pt低下）であった。大麻取締法違反の同一罪名再非行少年の人員は、小さく増減を繰り返していたが、平成22年から減少傾向を示した後、26年から一貫して増加し、令和元年は、最近20年間で最多の59人であった。また、同一罪名再非行少年率は2～12%台で推移しており、元年は9.7%（同2.5pt上昇）であった。

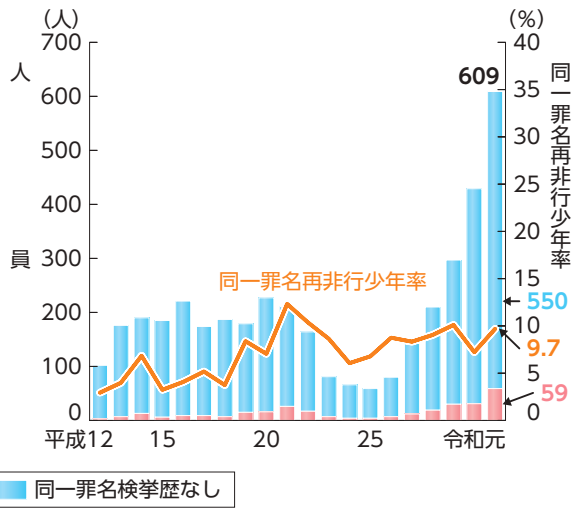
7-4-3-15図 覚醒剤取締法違反等 少年検挙人員中の同一罪名再非行少年の人員等の推移

(平成12年～令和元年)

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「同一罪名再非行少年」は、①においては、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された少年をいい、②においては、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された少年をいう。
 4 「同一罪名再非行少年率」は、①においては、覚醒剤取締法違反の少年検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいい、②においては、大麻取締法違反の少年検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。

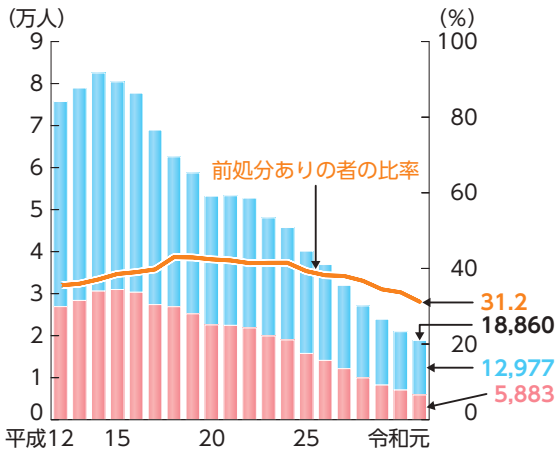
(2) 家庭裁判所終局処理人員の前処分の状況

7-4-3-16図は、一般保護事件（過失運転致死傷、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、車両運転による（業務上・重）過失致死傷及び危険運転致死傷並びに簡易送致事件を除く。以下（2）において同じ。）の家庭裁判所終局処理人員等の推移（最近20年間）を非行名別に見るとともに、これを前処分（前に一般保護事件で家庭裁判所の終局処分を受けたことをいう。本件非行が同処分以前に犯したものである場合を除く。以下（2）において同じ。）の有無別に見たものである。前処分ありの者の人員は、一般保護事件並びに覚醒剤取締法及び毒劇法の各違反では減少傾向にあるが、麻薬取締法・大麻取締法違反では、平成22年から25年まで減少した後、26年に増加に転じ、以降毎年増加している。前処分ありの者の比率は、一般保護事件ではおおむね30%台で推移しているが、覚醒剤取締法及び麻薬取締法・大麻取締法の各違反では、変動はあるもののおおむね50%台前後、毒劇法違反ではおおむね60%台前後を中心に推移している。

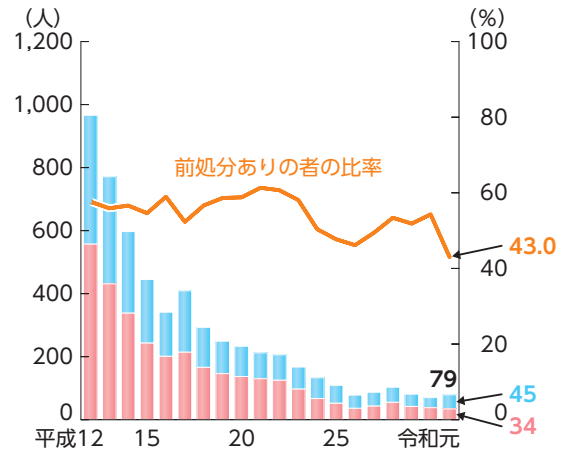
7-4-3-16図 一般保護事件 家庭裁判所終局処理人員等の推移（非行名別、前処分の有無別）

(平成12年～令和元年)

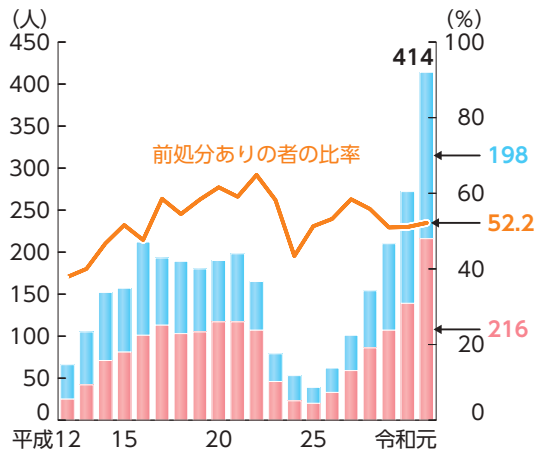
① 一般保護事件



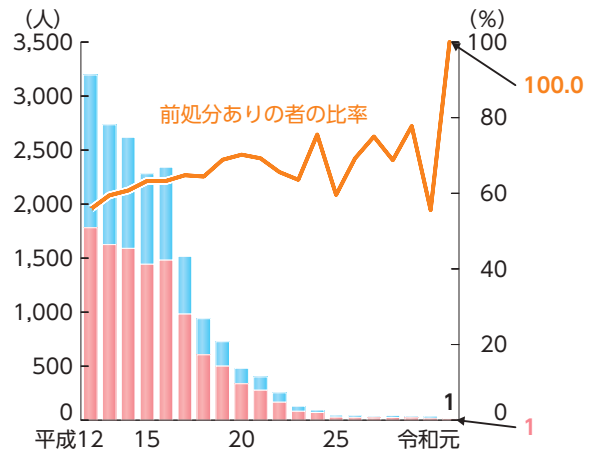
② 覚醒剤取締法



③ 麻薬取締法・大麻取締法



④ 毒劇法



■ 前処分あり ■ 前処分なし

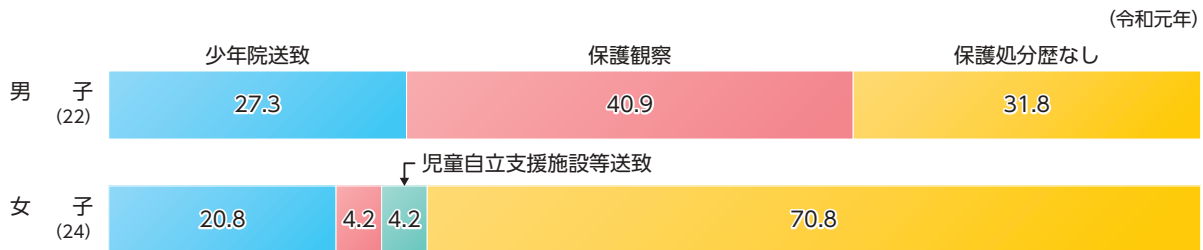
- 注 1 司法統計年報による。
 2 「一般保護事件」は、過失運転致死傷、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、車両運転による（業務上・重）過失致死傷及び危険運転致死傷を除く。
 3 簡易送致事件を除く。
 4 「前処分」は、前に一般保護事件（過失運転致死傷、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、車両運転による（業務上・重）過失致死傷及び危険運転致死傷を除く。）で家庭裁判所の終局処分を受けたことをいう。本件非行が同処分以前に犯したものである場合を除く。
 5 行為時年齢が14歳未満、20歳以上及び不詳の者を含まない。

(3) 少年院入院者の保護処分歴

7-4-3-17図は、令和元年における覚醒剤取締法違反による少年院入院者の保護処分歴別構成比を、男女別に見たものである。

少年院入院者全体の保護処分歴別構成比を男女別に見たもの(5-2-5-2図参照)と比べると、覚醒剤取締法違反によるものの構成比は、男子では3.1pt高く、女子では14.4pt低かった。

7-4-3-17図 覚醒剤取締法違反 少年院入院者の保護処分歴別構成比(男女別)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 3 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 4 ()内は、実人員である。

なお、令和元年における保護観察処分少年(交通短期保護観察の対象者を除く(以下この項において同じ。))。同年中に覚醒剤取締法違反により保護観察が開始された者に限る。)27人について見ると、保護処分歴のある者はいなかった(法務省大臣官房司法法制部の資料による。)

(4) 少年の保護観察対象者の再処分の状況

令和元年に保護観察が終了した覚醒剤取締法違反による保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率(第5編第2章第5節4項参照)を見ると、保護観察処分少年が17.4%、少年院仮退院者が2.0%であり、少年の保護観察対象者全体(交通短期保護観察の対象者を除く。5-2-5-5表参照)と比べ、保護観察処分少年では0.6pt高く、少年院仮退院者では16.9pt低かった。最近20年間の推移を見ると、保護観察処分少年は3~19%台、少年院仮退院者は1~13%台で推移している(法務省大臣官房司法法制部の資料による。)

第5章

薬物事犯者の処遇等

薬物事犯者に対しては、検察、矯正、更生保護の刑事司法の各段階等で、様々な処遇や治療・支援の取組が行われている。この章では、これらの処遇、治療・支援の現状を紹介する。

第1節 検察

刑務所等の矯正施設から出所等する者に対して行う就労支援や住居等の確保といった支援が「出口支援」と呼ばれるのに対し、矯正施設における処遇を経ない被疑者・被告人（起訴猶予処分、全部執行猶予付判決が見込まれる者等）に対して行う社会復帰支援は「入口支援」と呼ばれる。検察においては、罪を犯した者の円滑な社会復帰や再犯防止の観点から、各地の実情に応じ、被疑者又は被告人のそれぞれの事情等を踏まえつつ、保護観察所、地方公共団体、関係する福祉機関等と連携しながら、釈放後の帰住先の確保や福祉サービスの受給につなげたり、事案によっては、被告人に対して保護観察付執行猶予の求刑を行ったりするなどしている。また、各地方検察庁では、規模や実情に応じ、「社会復帰支援室」や「刑事政策推進室」等の名称で刑事政策的取組を専門に行う部署を設け、社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして採用して同部署に配置してその知見を活用するなどしているが、これらの部署では、具体的事件における対象者の処遇に関して、その事件を担当する検察官らへの助言を行いながら、福祉機関・保護観察所等と連携しつつ、釈放後の生活に関する対象者への助言や福祉事務所への同行支援をするなどの様々な入口支援を行っている。

これらは、薬物事犯者に対する特有の対応策ではないが、最近10年間について見ると、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法及び毒劇法の各違反の検察庁新規受理人員の総数は、道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の25%前後を占めていること（前者についてはCD-ROM資料1-4を、後者については同2-1をそれぞれ参照）、大麻取締法違反の起訴猶予率は30～35%前後、麻薬取締法違反の起訴猶予率は20～30%前後で推移していること（7-4-1-18図参照）、地方裁判所における覚醒剤取締法違反の全部執行猶予率はおおむね40%前後で推移していること（7-4-1-22図参照）などを踏まえると、薬物事犯者の中には、こうした入口支援の対象となり得る者が相応に存在するものと思われる。

コラム1 福岡県と福岡地方検察庁との連携による薬物事犯者に対する社会復帰支援の取組

福岡県では、県内の薬物事犯者の再犯者率が全国より高い水準で推移していること、地方公共団体も地域の実情に応じた再犯防止施策を策定し実施する責務を有していること（再犯防止推進法4条2項。第5編第1章第2節1項参照）から、現状の課題、すなわち、薬物乱用者の再乱用防止には薬物依存症の治療と社会復帰のための支援が必要であるのに、全部執行猶予付判決を受ける初犯者は、刑務所入所者や保護観察対象者と異なり、社会復帰のために必要な支援を受けることが難しい状況にあることを踏まえ、平成30年5月から、初犯者の再乱用を防止するため、薬物再乱用対策推進事業を実施している。同事業は、精神保健福祉士等から選任された相談支援コーディネーターが、①全部執行猶予付判決が見込まれる薬物犯罪の初犯者と面談して、薬物依存から回復するための支援計画を策定し、②回復プログラム（認知行動療法に基づき、グループワークを通じて、薬物使用を止めるための対処方法を学習するもの。以下このコラムにおいて同じ。）を実施する医療機関、精神保健福祉センター（本章第4節4項及びコラム4参照）を紹介したり（初回利用時には相談支援コーディネーターが同行）、③回復支援施設・自助グループ（前者については同節5項、後者については同節6項をそれぞれ参照）を紹介したり、④就労や住居を確保するための福祉関連支援機関を紹介したりすることなどを内容としている。

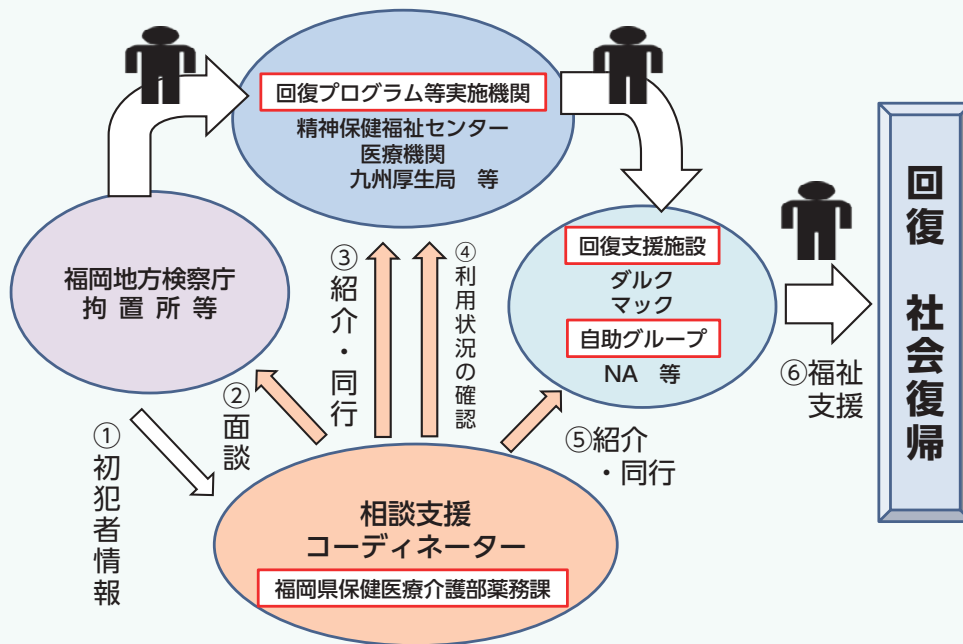
福岡地方検察庁では、前記薬物再乱用対策推進事業に協力するため、平成30年5月から、即決裁判に同意した薬物犯罪の被疑者の住所、氏名、年齢、職業、勾留場所等の情報を、同事業の担当部局である福岡県保健医療介護部薬務課（以下このコラムにおいて「薬務課」という。）に提供する取組を行っている。具体的には、まず、検察官が取調べの際に、被疑者に対し、①即決裁判の前に、勾留場所等において、相談支援コーディネーターが被疑者と面談し、支援計画を策定すること、②全部執行猶予付判決を受けた後、相談支援コーディネーターが、支援計画に基づいて、精神保健福祉センター・自助グループ等の紹介・同行、福祉関連支援機関の紹介等を行うことなどを説明し、被疑者が相談支援コーディネーターとの面談を希望し、更に被疑者の前記各情報を薬務課に提供することに同意した場合には、福岡地方検察庁刑事政策推進室の職員において、その情報を速やかに薬務課に提供している。そして、同年12月から（管内支部は31年3月から）は、薬務課への情報提供の対象を即決裁判に同意した者だけでなく、薬物犯罪の初犯者で全部執行猶予付判決が見込まれる者にまで拡大している。

一方、福岡県も、回復プログラムを実施する機関として九州厚生局麻薬取締部を紹介先に加えたり（令和2年1月）、事業開始当初は、対象者として、単純執行猶予（保護観察の付かない全部執行猶予）の判決を受けた者を想定していたが、現在は、保護観察付全部執行猶予の判決を受けた者についても、希望に応じ、相談支援コーディネーターによる支援を行ったりするなど、事業内容を充実させている。

これまでに福岡地方検察庁が薬務課に情報提供を行った対象者は、平成30年は7人、令和元年は59人、2年は36人（同年8月17日現在）の合計102人で、その全員に対して、相談支援コーディネーターが面談を実施し、そのうち、薬務課の紹介等により、精神保健福祉センターや医療機関の回復プログラムを受講した者は21人、薬物依存症の治療のために医療機関を受診した者は11人、自助グループに参加した者は1人、その他継続的に、相談支援コーディネーターによる支援を受けている者は57人となっている（福岡県保健医療介護部の資料による。）。

回復プログラムを受講した者からは、「プログラムを受けていなければ再び薬物を使い、社会

復帰できていなかったと思う。』、「薬物を使いたくなる時もあるが、気持ちを抑えられている。』、「薬物の誘いを断ることができた。」といった声が聞かれるという。一方、回復プログラムを受講していない者に対して、相談支援コーディネーターが、相手に寄り添いながら、個々の実情に応じ、工夫を凝らして相談支援を継続しており、薬務課の担当者は、「相談支援コーディネーターとの関わりそのものにも一定の抑止効果があると考えている。」旨述べている。前記薬物再乱用対策推進事業が始まってから約2年、薬務課の担当者たちは、確かな手応えを感じつつ、今後とも、より多くの対象者が回復プログラムを受講できるよう、参加意欲を高めたり、受講しやすくしたりするための工夫を重ね、同事業に取り組んでいくこととしている。



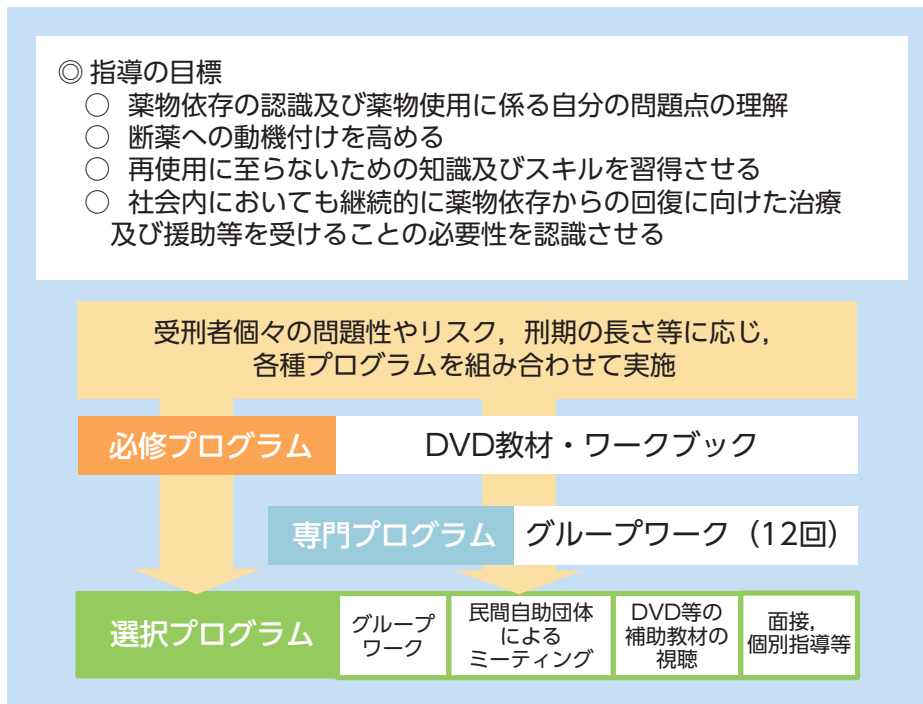
福岡県と福岡地方検察庁との連携による社会復帰支援の取組
【画像提供：福岡県保健医療介護部】

第2節 矯正

1 刑事施設

刑事施設における**薬物依存離脱指導**（第2編第4章第3節3項（2）参照）は、平成18年度から、**特別改善指導**の一つとして、全国の刑事施設に共通の標準プログラムを用いて実施されている。24年度からは、パイロット施設において薬物依存回復プログラムを試行し、その結果等を踏まえ、刑の一部執行猶予制度が開始された28年度から、それまで1種類であった標準プログラムを必修プログラム、専門プログラム及び選択プログラムの3種類に複線化して整備し、指導を行っている。刑事施設における薬物依存離脱指導の概要は、**7-5-2-1図**のとおりである。

7-5-2-1図 刑事施設における薬物依存離脱指導の概要



注 法務省矯正局の資料による。

必修プログラムは、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者全員に対して、2又は3単元（1単元60分から90分）、期間は1か月から3か月を標準として実施し、DVD教材及びワークブックによる課題学習に取り組ませることを通じて、薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう兆候に気付き、対処する必要性及び社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関・民間自助団体について理解を深めさせるなどして、薬物の再使用に至らないための対処方法について具体的にまとめさせるものである。専門プログラムは、より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して、12単元（1単元60分から90分）、期間は3か月から6か月を標準として、グループワークを通じて、他の受講者の発言を聞くことで新たな気付きを得る機会を提供するなどして、必修プログラムと同様の内容について指導するものである。選択プログラムは、必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して、グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材視聴、課題学習、討議、個別面接等の方法により、おおむね専門プログラムの内容に準じて各刑事施設で定めた項目及び内容について指導するものであり、各刑事施設の実情、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、指導時間数、頻度及び期間を設定す

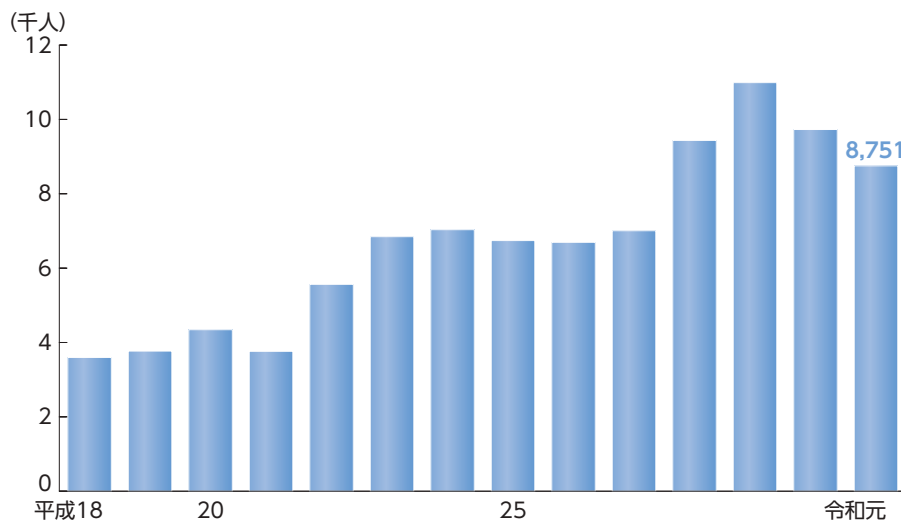
ることとされている。

対象者の選定は、面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯のリスク等の問題性を把握して行われ、指導は、刑事施設の職員（法務教官、法務技官及び刑務官）、処遇カウンセラー（認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）及び民間協力者（薬物依存からの回復を目指す民間自助団体、医療関係者、警察関係者等）が協働して当たる。

薬物依存離脱指導の受講開始人員の推移（平成18年度以降）は、7-5-2-2図のとおりである。28年度以降、受講開始人員は1万人前後で推移している。令和元年度におけるプログラムごとの受講開始人員（重複計上による。）は、必修プログラム5,125人、専門プログラム1,471人、選択プログラム1,723人であった（法務省矯正局の資料による。）。

7-5-2-2図 薬物依存離脱指導の受講開始人員の推移

（平成18年度～令和元年度）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
2 受講開始人員は、延べ人員である。

コラム2 刑事施設内における薬物犯罪の受刑者に対する近年の処遇

刑事施設における薬物犯罪の受刑者に対する処遇は、各施設が独自に指導を実施していたものが平成18年に「薬物依存離脱指導」として統一的に定められ、それ以降も充実強化が図られてきたところ、近年、新たな取組が開始されている。一つは、28年度から全国の実施施設において導入されている薬物依存離脱指導の新実施体制とも呼べるもので（以下このコラムにおいて「新指導」という。）、もう一つは、令和元年度から札幌刑務所札幌刑務支所（以下このコラムにおいて「札幌刑務支所」という。）において事業が開始されている「女子依存症回復支援モデル」の試行である。二つの新たな取組は、刑事施設を出所した後の処遇等にいかに効果的につながるかを重視している点で共通している。

平成28年度から全国の実施施設において導入されている新指導の概要は本項で紹介したが、その特徴の一つはプログラムの複線化にある。薬物依存離脱指導の対象となることが見込まれる覚醒剤取締法違反による受刑者は、近年では年間約4,000～6,000人が全国の刑事施設に入所している。その刑期（一部執行猶予の猶予部分を含む。）は3年以下の者が大半を占め、刑の一部執行猶予制度や仮釈放の対象者であれば刑事施設内に在在する期間は更に短くなる。その

ため、多くの薬物依存離脱指導の対象者に必要な指導を適切に実施していくための工夫が求められていたところ、新指導では、個々の問題性や再使用のリスク、刑期の長さ等に応じて、各種プログラムを組み合わせることで実施することとされ、それにより、対象者それぞれの事情に応じた受講計画を立てることが可能となった。もう一つの特徴は、従来の指導目標が「今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ」るなど、薬物使用を犯罪と捉える側面が強く出ていたのに対し、新指導においては、薬物依存症は病気であるという認識の社会一般への浸透や、民間自助団体の活動の広がりなど、社会状況の変化等も受け、指導目標を変更し、「断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること」とした点である。受刑者は強制的に刑事施設に収容されており、自分の力だけで断薬できると考えている者やそもそも「薬物をやめたい」という気持ちがない者も指導の対象となり得る。そのような対象者への働き掛けは困難である一方、強制力を伴う処遇であるからこそ可能であるともいえ、指導を担当する刑事施設の職員は、指導内容や対象者のためになる点を説明して、不安を取り除いたり、メリットを感じさせたりするなどして動機付けを図っている。また、薬物や出所後の生活環境から隔離された刑事施設内においては、出所後に薬物を使用しない生活のために必要な現実的かつ具体的な方法を対象者それぞれに考えさせることが重要であり、指導を担当する刑事施設の職員は、薬物依存に関する勉強会や社会内処遇の見学等を通じて指導の質の向上を図るとともに、社会内処遇との情報連携を一層強化している。

もう一つの新たな取組である「女子依存症回復支援モデル」の試行は、令和元年度から、札幌刑務支所に設置された「女子依存症回復支援センター」で事業が開始されている。事業委託を受けた特定非営利活動法人により、おおむね6か月から2年間の期間でグループワーク等の集団処遇が実施されるが、そのプログラムには、未成年の子を持つ女性受刑者に対応した内容、女性特有の精神状態の変化や不定愁訴に関する事項等が盛り込まれ、出所後も継続実施できる構成となっている。従来の施設内処遇と異なる点として、受講者がプログラム期間中の平日は毎日プログラムを受講すること、受講者グループによる自主性を重んじた共同生活により所内生活を送ること、出所後は、同プログラムを実施する依存症回復支援施設に帰住又は通所等して継続した支援を受けることなどが挙げられる。5年度までの5か年の事業計画であり、効果検証の結果を踏まえて、その後の事業継続について検討がなされる予定である。



出所後の生活（回復支援施設）に近い環境をコンセプトにした
女子依存症回復支援センター（札幌刑務支所）の様子
【写真提供：法務省矯正局】

2 少年院

少年院における薬物非行問題に係る指導については、平成23年度に「矯正教育プログラム（薬物非行）」が開発され、24年度から**重点指導施設**として4庁の少年院において、集中的かつ重点的な指導が実施されていた。その後、27年6月の少年院法の施行により、矯正教育のうち、**特定生活指導（薬物非行防止指導）**として全国の少年院で実施されることとなった（第3編第2章第4節3項（2）参照）。麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者を対象に、薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的として、受講者全員に対して、ワークブックを用いたグループワーク又は個別指導を統一的行う中核プログラム、受講者の個々の必要性に応じて、問題行動（薬物使用）、背景要因又は生活設計に主として焦点を当て、個別面接指導や固定メンバーによる継続的な集会等を選択的に行う周辺プログラム及び中核プログラム終了後にワークブックを用いた個別指導を行うフォローアップ指導を組み合わせて実施されている。令和元年における受講終了人員は、232人であった（法務省矯正局の資料による。）。また、2年4月1日現在、重点指導施設として11庁が指定されており、これらの施設においては、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者を他の少年院からも受け入れて、重点的かつ集中的な指導が実施されている。グループワーク、個別面接指導等の方法による少年指導用プログラムと個別面談や保護者講習会において行われる保護者向けプログラムから構成され、期間は3か月から4か月を標準とし、少年院の職員が外部協力者（薬物依存からの回復を目指す民間自助団体、医療関係者、薬物問題に関する専門家等）の協力を得て実施する。薬物非行防止指導の重点指導施設の所在地については、**7-5-2-3図**のとおりである。

7-5-2-3図 少年院における薬物非行防止指導の重点指導施設



注 法務省矯正局の資料による。



少年院における薬物非行防止指導の様子
【写真提供：法務省矯正局】

3 保護観察所等との連携

刑事施設と保護観察所では、施設内及び社会内における処遇の一貫性を保ち、その実効性を高めることを目的として、刑事施設において実施した薬物依存離脱指導に関する情報及び保護観察所において実施した薬物再乱用防止プログラムに関する情報を相互に引き継いでいる。刑事施設から地方更生保護委員会及び保護観察所へは、薬物依存離脱指導の指定がなされた者について、身上調査書を送付するとき（第2編第5章第2節2項参照）、釈放のおおむね1か月前、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から依頼があったときに、それぞれ、薬物依存離脱指導の実施結果や向精神薬の服薬状況等の医療に関する情報を送付している。他方、保護観察所からは、保護観察期間中の再犯等により刑事施設に入所し、薬物依存離脱指導の指定がなされた者等について、刑事施設入所前の保護観察において受講した薬物再乱用防止プログラムの実施結果が刑事施設に送付されている。

また、少年院と保護観察所でも、施設内及び社会内における処遇の一貫性を保ち、その実効性を高めるため、少年院において実施した薬物非行防止指導に関する情報及び保護観察所において実施した薬物再乱用防止プログラムに関する情報を相互に引き継いでいる。少年院から地方更生保護委員会及び保護観察所へは、地方更生保護委員会委員、保護観察官又は保護司が在院者に面接を行うなどのために少年院を来訪した際に、指導の経過及び結果の説明を行うなどしているほか、仮退院する在院者の処遇の経過等を地方更生保護委員会及び保護観察所に送付する際に、薬物非行防止指導の実施結果に関する情報を送付している。他方、保護観察所からは、保護観察期間中に少年院送致の保護処分を受けた者について、少年院入院前の保護観察において受講した薬物再乱用防止プログラムの実施結果が少年院に送付されている。

4 指導担当職員の育成

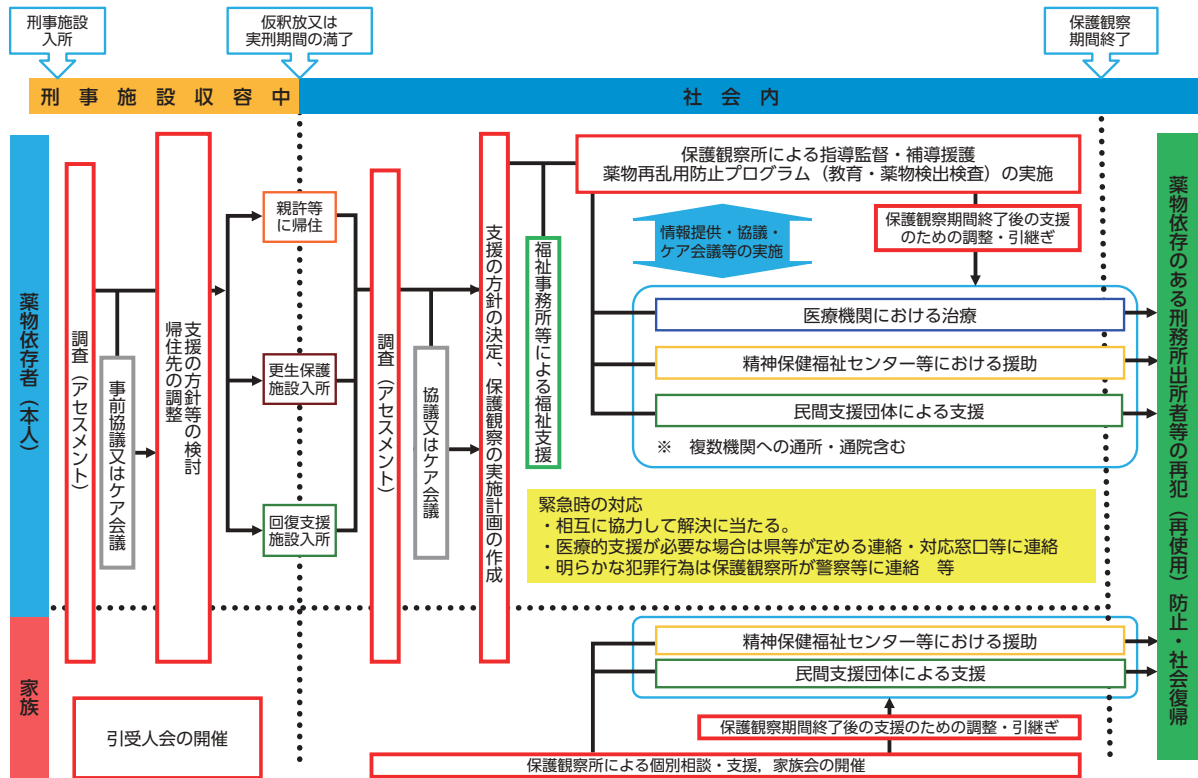
薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者連絡協議会（本章第3節2項（3）ア（イ）参照）のほか、刑事施設における薬物依存離脱指導の担当職員を対象とした集合研修や少年院における薬物非行防止指導の担当職員を対象とした重点指導施設による研修等を通じて、指導担当職員の知識や技術の向上が図られている。

第3節 更生保護

この節では、更生保護における薬物事犯者に対する処遇について概観する。

平成27年度に法務省及び厚生労働省の共同で、「**薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン**」が策定された。このガイドラインは、保護観察所、地方更生保護委員会、刑事施設、都道府県、医療機関等を含めた関係機関及び民間支援団体が緊密に連携し、薬物依存のある刑務所出所者等に効果的な地域支援を行えるよう、基本的な指針を定めたもので、28年度から運用されている。**7-5-3-1図**は、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえた支援等の流れを示したものである。

7-5-3-1図 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえた支援等の流れ



注 法務省保護局の資料による。

1 矯正施設入所中の生活環境の調整等

(1) 地方更生保護委員会

ア 生活環境の調整への関わり

(ア) 調査 (アセスメント)

地方更生保護委員会は、薬物犯罪の受刑者等のうち保護観察付一部執行猶予者等を対象とし、刑事施設から提供を受けた当該受刑者についての情報（本章第2節3項及び本節2項（3）ア（ア）参照）、保護観察所で生活環境の調整（本項（2）参照）が開始されている場合は保護観察所による生活環境の調整の状況、当該受刑者との面接結果等を踏まえ、生活環境の調整に関することのほか、薬物への依存度、医療又は援助の必要性等、薬物犯罪の受刑者特有の問題性に焦点を当てた**調査（アセスメント）**を行っている。同調査は、関係機関において当該調査による情報を共有し、生活環境の調整を問題性にに応じて行うことができるようにすることで同調整の充実を図るとともに、出所後の保護観察処遇を始め薬物依存からの回復のための地域支援の充実を図ることを目的としている。なお、地方更生

保護委員会は、執行すべき刑期が短期間である者等を除き、その他の薬物犯罪の受刑者等とも面接による調査を実施しており、その結果は保護観察所に共有されている。

(イ) 保護観察所への指導・助言・連絡調整

地方更生保護委員会は、本項（１）ア（ア）の調査結果を踏まえるなどし、薬物犯罪の受刑者等の意向も踏まえ、円滑な社会復帰のために最も適当な生活環境が確保されるよう、広域的な見地から、保護観察所が行う生活環境の調整に関し、更に調整を行い又は新たに生活環境の調整を開始するよう指導及び助言をしたり、並行して複数の保護観察所が生活環境の調整を行っている場合には、当該保護観察所間の連絡調整を行うなどしている。

イ 住居特定審理

地方更生保護委員会は、保護観察付一部執行猶予者について、執行猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から執行猶予期間の保護観察へ円滑に移行できるよう、生活環境の調整の結果を踏まえた**住居特定審理**（第２編第５章第２節２項参照）をし、居住すべき住居を釈放前に特定している。

(２) 保護観察所における生活環境の調整

保護観察所は、薬物犯罪の受刑者等について、矯正施設から受刑者等の身上調査書を受けたときや、地方更生保護委員会から新たな帰住予定地について生活環境の調整を開始すべき旨の指導及び助言（本項（１）ア（イ）参照）を受けたときなどに**生活環境の調整**（第２編第５章第２節２項及び第３編第２章第５節１項参照）を開始する。地方更生保護委員会の調査（本項（１）ア（ア）参照）の結果や指導・助言・連絡調整（同（イ）参照）も踏まえ、必要に応じて関係機関等とケア会議や事前協議を行い、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討するなどして計画の作成又は見直しを行うなどし、薬物犯罪の受刑者等の同意に基づき、薬物犯罪の受刑者等が地域で必要な治療や支援が受けられるよう準備をするなどしている。薬物犯罪の受刑者等のうち、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない者については**特別調整**（第２編第４章第３節５項及び第５章第２節２項並びに第３編第２章第４節３項（５）参照）を実施している。

また、薬物犯罪の受刑者等が円滑に社会生活へ移行するためにはその家族等への支援が必要であることを踏まえ、薬物事犯者の家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物事犯者に対する適切なコミュニケーション技術を身に付けることや支援機関等の情報を得て家族自身が必要な支援を受けることができるよう、精神保健福祉センターや民間支援団体等と連携して**引受人会・家族会**を開催するなどし、家族等への働き掛けをしている。薬物事犯者に係る引受人会・家族会の開催回数及び参加人員の推移（資料を入手し得た平成25年度以降）は、**7-5-3-2表**のとおりである。

7-5-3-2表 薬物事犯者に係る引受人会・家族会の開催回数・参加人員の推移

(平成25年度～令和元年度)

年 度	開 催 回 数	参 加 人 員
25年度	211	3,232
26	199	3,246
27	210	3,360
28	263	3,615
29	235	3,925
30	248	3,789
元	210	3,260

注 1 法務省保護局の資料による。
2 本表は、資料を入手し得た平成25年度以降の数値で作成した。

2 保護観察等

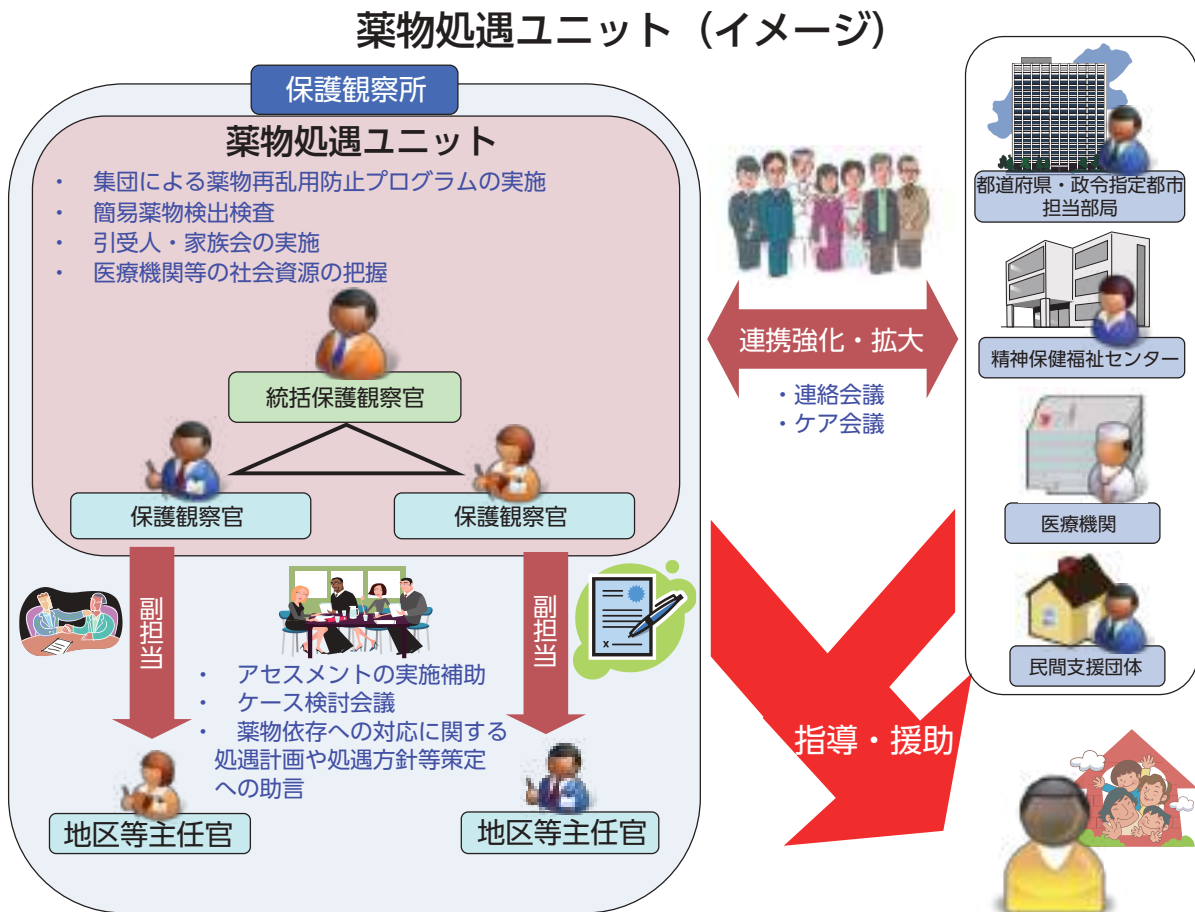
(1) 保護観察所における処遇

保護観察所は、薬物犯罪の保護観察対象者に対し、地方更生保護委員会の調査（本節1項（1）ア（ア）参照）の結果等を踏まえ、第2編第5章第3節2項及び第3編第2章第5節3項で記載した保護観察を実施するほか、以下の処遇を実施している。

ア 薬物処遇ユニット

薬物依存に関する専門的な知見に基づき、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行うことにより、効果的な保護観察を実施するため、令和2年4月1日現在、28庁の保護観察所において**薬物処遇ユニット**が設置されている（法務省保護局の資料による。）。同ユニットの概要については、**7-5-3-3図**のとおりである。なお、同ユニットが設置されていない保護観察所においても、同ユニットに準じて、薬物事犯者に係る処遇体制が整備されている。

7-5-3-3図 薬物処遇ユニットの概要



注 法務省保護局の資料による。

イ 類型別処遇

薬物犯罪の保護観察対象者については、処分罪名又は非行名に覚醒剤取締法違反が含まれる者、処分罪名・非行名にかかわらず、覚醒剤の違法な使用等が処分対象事犯の原因、動機に関連していると認められる者、及び覚醒剤への依存や覚醒剤使用の結果による後遺症が危惧される者を「覚せい剤事犯対象者」、処分罪名又は非行名にシンナー等の乱用による毒劇法違反が含まれる者、処分罪名・非行名にかかわらず、シンナー等の乱用が処分対象事犯の原因、動機に関連していると認められる者、処分後にシンナー等の乱用が認められる者及びシンナー等の乱用の結果による後遺症が危惧される者を「シンナー等乱用対象者」の類型に認定し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇（類型別処遇）を実施している（第2編第5章第3節2項（2）ア及び第3編第2章第5節3項（1）参照）。

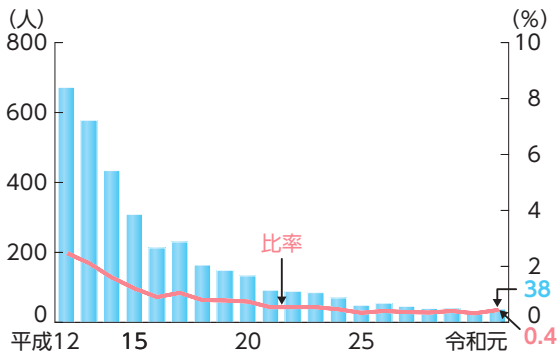
「覚せい剤事犯対象者」又は「シンナー等乱用対象者」の類型に認定された人員等の推移（最近20年間）は、7-5-3-4図のとおりである。

7-5-3-4図 「覚せい剤事犯対象者」・「シンナー等乱用対象者」の類型認定人員等の推移

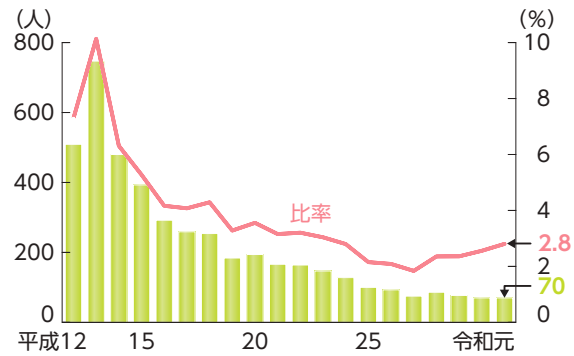
(平成12年～令和元年)

① 覚せい剤事犯対象者

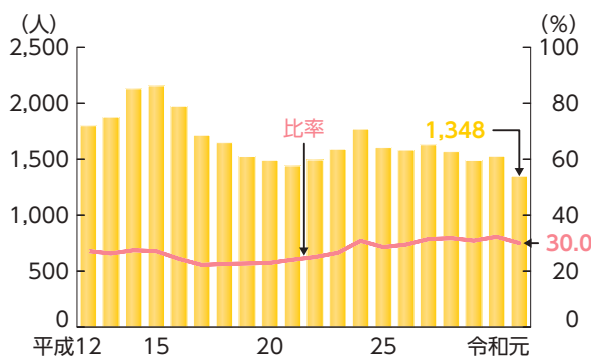
ア 保護観察処分少年



イ 少年院仮退院者

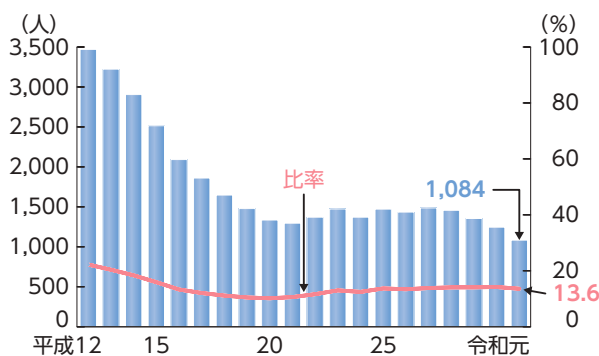


ウ 仮釈放者

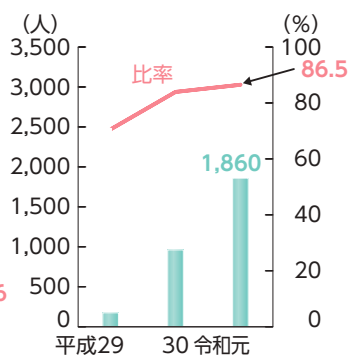


エ 保護観察付全部・一部執行猶予者

(ア) 保護観察付全部執行猶予者

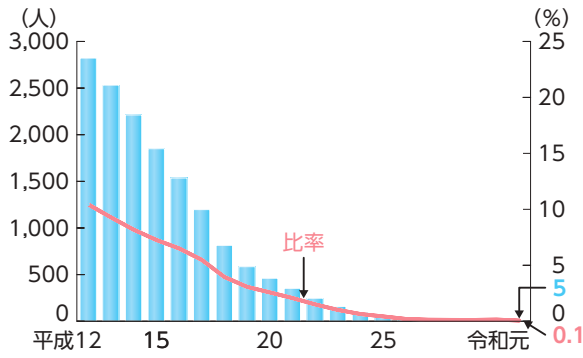


(イ) 保護観察付一部執行猶予者

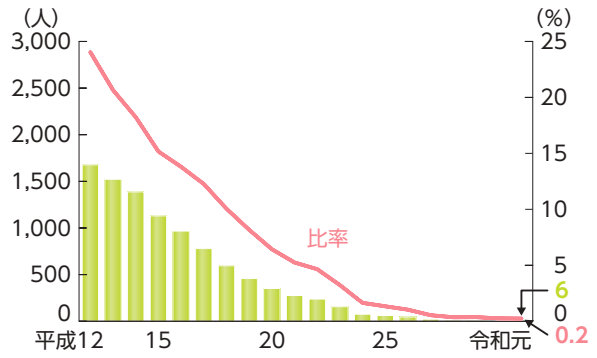


② シンナー等乱用対象者

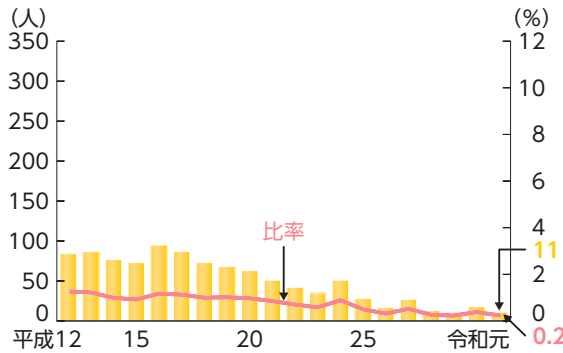
ア 保護観察処分少年



イ 少年院仮退院者

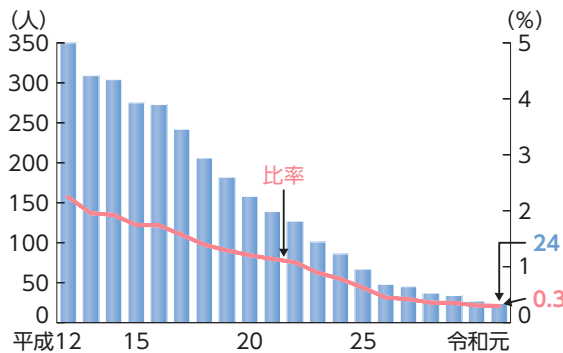


ウ 仮釈放者

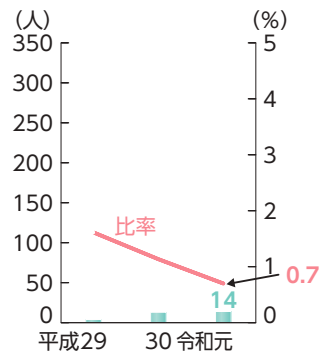


エ 保護観察付全部・一部執行猶予者

(ア) 保護観察付全部執行猶予者



(イ) 保護観察付一部執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。

2 各年12月31日現在の数値である。

3 「比率」は、保護観察対象者（保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）の各総数のうち、「覚せい剤事犯対象者」又は「シンナー等乱用対象者」の類型に認定された者の占める比率をいう。

4 「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

ウ 薬物再乱用防止プログラム

専門的処遇プログラム（第2編第5章第3節2項（2）ウ参照）の一つに薬物再乱用防止プログラムがある。薬物再乱用防止プログラムの概要については、7-5-3-5図のとおりである。

7-5-3-5図 薬物再乱用防止プログラムの概要

薬物再乱用防止プログラム

【対象】 保護観察に付されることとなった犯罪事実により、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者（特別遵守事項で受講を義務付けて実施）
 ※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

教育課程 ワークブック等に基づき、保護観察所において、個別又は集団処遇により学習（保護観察官が実施）

コアプログラム（全5回）

【方式】 おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了

【内容】 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

- 第1回 薬物依存について知ろう
- 第2回 引き金と欲求
- 第3回 引き金と罫
- 第4回 「再発」って何？
- 第5回 強くなるより賢くなる

ステップアッププログラム

【方式】 おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

【内容】 コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とする以下の3つの課程

【発展課程】	【特修課程】	【特別課程】
コアプログラムで履修した内容を定着、応用、実践させる（全12回）。	依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。 A アルコールの問題 B 自助グループを知る C 女性の薬物乱用者	①外部の専門機関・民間支援団体の見学や、②家族を含めた合同面接をさせる。

修了後

保護観察の終了

簡易薬物検出検査 ○教育課程と併せて、尿検査、唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により実施。
 ○陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

注 法務省保護局の資料による。

(ア) 対象

保護観察に付されることとなった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付全部・一部執行猶予者に対し、**特別遵守事項**（第2編第5章第3節参照）で受講を義務付けて実施している。なお、少年の保護観察対象者等に対しても、依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグをいう。以下この項において同じ。）への依存性の程度等に十分配慮した上で、後述する教育課程を受けることを**生活行動指針**（同節参照）に設定することができる。

(イ) 内容等

教育課程及び簡易薬物検出検査を内容とする。

教育課程は、コアプログラムとステップアッププログラムの2段階に分かれており、保護観察所において、ワークブック等に基づき、個別又は集団処遇により、保護観察官を実施者として実施している。なお、薬物依存症リハビリテーション施設職員等を実施補助者としたり、遠方に居住する保護観察対象者への対応等のために、十分な実施体制を整えた上で、試行的に更生保護サポートセンター（第2編第5章第6節1項参照）等を実施場所とするなどしている。

コアプログラムは、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させるものであり、おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了する。

ステップアッププログラムは、コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とし、発展課程、特修課程及び特別課程で構成されており、おおむね1月に1回の頻度で、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を実施する。

簡易薬物検出検査は、簡易な方法により、被検査者の尿中又は唾液中に含まれる薬物を検出する検査である。これらの検査は、保護観察所において実施するか、外部の検査機関を活用して行う。陰性の検査結果を検出することを目標とし、陰性の結果について、保護観察対象者の断薬の努力を評価し、保護観察対象者の家族等に対し結果を連絡し、引き続きの協力を求めるなどしている。



薬物再乱用防止プログラムのグループワークによる教育課程の模擬実施場面
【写真提供：法務省保護局】

(ウ) 薬物依存からの回復プログラム等の受講によるプログラムの一部免除

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者の改善更生を図るための**指導監督**(第2編第5章第3節参照)の方法として、医療・援助を受けることの指示等(以下この項において「**通院等指示**」という。)を行っているところ(本項(3)イ(ア)参照)、通院等指示により、精神保健福祉センター(本章第4節4項参照)、薬物処遇重点実施更生保護施設(本項(2)ア(ア)参照)等が実施するSMARPP(Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program:せりがや病院覚せい剤依存再発防止プログラム)又はこれと同様の理論的基盤を有する薬物依存からの回復プログラム(以下(ウ)において「**特定援助**」という。)を受ける見込みがある場合には、コアプログラムの開始を延期することができ、特定援助を一定期間継続的に受けたときはコアプログラムを一部免除することができる。令和元年において、コアプログラムの開始を延期した件数は、127件であった(法務省保護局の資料による)。

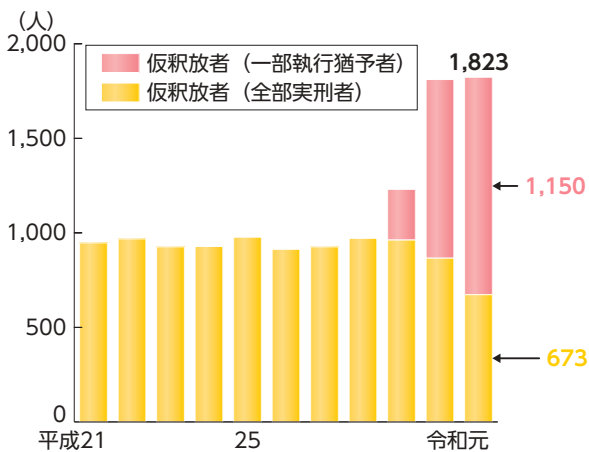
また、コアプログラムの受講修了後、通院等指示により、特定援助や薬物依存回復訓練(本項(3)イ(イ)参照)等(以下この項において「**専門的援助**」という。)を受ける見込みがある場合には、ステップアッププログラムの開始を延期し、一時的に実施しないことができる。令和元年において、ステップアッププログラムを一時的に実施しないこととした件数は、126件であった(法務省保護局の資料による)。

薬物再乱用防止プログラム(平成21年から28年5月までは、覚醒剤の自己使用の罪がある者を対象とした覚せい剤事犯者処遇プログラム)による処遇の開始人員の推移(統計の存在する21年以降)は、**7-5-3-6図**のとおりである。

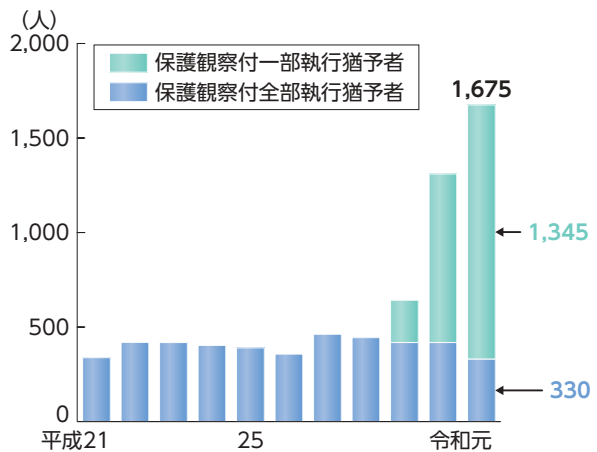
7-5-3-6図 薬物再乱用防止プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成21年～令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成21年以降の数値で作成した。
 3 平成21年から28年5月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 4 「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 5 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

コラム3 保護観察終了後の薬物依存からの回復を見据えた薬物再乱用防止プログラムの実施

このコラムでは保護観察所の現場における薬物再乱用防止プログラム（以下このコラムにおいて「プログラム」という。）の実践例として、宇都宮保護観察所での取組を紹介する。

宇都宮保護観察所では、平成30年度に薬物処遇ユニット（以下このコラムにおいて「ユニット」という。本項（1）ア参照）が設置され、ユニットの保護観察官と、栃木ダルク（ダルクについては、本章第4節5項参照）の職員や薬物依存治療の専門家が協働してプログラムを実施している。コアプログラムの最終課程を個別面接で実施する以外は、コアプログラム及びステップアッププログラム（以下このコラムにおいて「各プログラム」という。）共に、原則として、男女別にグループワークで実施している。近年、プログラムを受講する保護観察対象者（以下このコラムにおいて「対象者」という。）が増加しているが（全国の状況については、7-5-3-6図参照）、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対策を講ずる以前の時期でも1グループ当たりの人数は10人程度で実施していた。各プログラムの実施前に簡易薬物検出検査を実施しており、各プログラム共に実施時間は、同検査の時間も含めて約2時間である。受講する対象者のお互いのプライバシーを守ることを、各プログラムのグループでのルールとして設定し、実施している。また、保護観察は、保護観察官と保護司の協働体制で実施しているところ（第2編第5章第3節参照）、保護司は対象者のプログラムへの参加を促す役割等を担っている。さらに、薬物依存のある対象者の中には、精神科の診察が必要になる者も存在することから、医療機関との連携も重要であり、そのため、薬物依存に理解があり、精神科医療において栃木県内で中核的な役割を果たす医療機関とのつながりを持つよう心掛けている。

宇都宮保護観察所でユニットの統括保護観察官を担当した経験を有する者（以下このコラムにおいて「元担当者」という。）は、プログラムの実施に当たり、対象者ができるだけ自分を肯定できるようになることを大切にしてきたという。元担当者によると、ステップアッププログラムでは、グループのメンバーが比較的固定されてくるため、グループの凝集性が高まり、実施者と対象者の間及び対象者相互に信頼関係が構築されていき、断薬のために支え合う雰囲気も生まれてくるという。対象者の中には「毎月グループを楽しみにしている。」と話す者もいたという。また、就労や断薬を継続していることを対象者がグループで話すこともある。就労や断薬を継続することに不安を感じている対象者にとっては、実際に就労や断薬を継続している対象者が身近な目標となり、薬物依存からの回復への希望を持つことにつながり、その一方、就労や断薬の継続状況を話した対象者にとっては、自尊感情が高まることになると感じているという。元担当者は、「対象者のみならず、保護観察官にとってもダルクの職員が薬物依存から回復しているモデルになっており、薬物依存から回復できることへの確かな信頼や希望をもつことができる。」と考えている。プログラムは、特別遵守事項で義務付けられ、受講しない場合には不良措置（第2編第5章第3節3項（2）参照）が執られる場合があるものであるが、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させることなどができるほか、断薬のために支え合うことや自尊感情が高まることなどのようにグループワークによるプログラム自体が断薬のための対処策になり得ること、対象者・保護観察官双方にとってグループワークによるプログラムが薬物依存からの回復を信じられる場・信じてもらえる場となり、薬物依存からの回復への動機付けを高め得ることなどがうかがえる。

しかし、保護観察期間が終了すると、当然のことながら、対象者がプログラムに参加することはなくなる。元担当者は、「保護観察期間は、薬物依存からの回復に必要な地域の支援につな

げるための橋渡し期間である。」と考えている。プログラムの内容やプログラムでの人間関係等を通じて、人とつながることや支援につながることの良さを体感し、動機付けが高まった対象者の中には、栃木ダルクの職員に相談したり、栃木ダルクに入所したりする対象者もいるという。また、対象者を地域における支援団体の一つであるNA(本章第4節6項参照)につなげるために、ステップアッププログラムの中で、NAに参加している栃木ダルク職員等の協力を得て、NAで行われているミーティングを模擬的に実施するようになったところ、これをきっかけにNAにつながり、保護観察終了後も継続してつながっている対象者もいると聞いていたという。

薬物依存からの回復に資する医療・保健機関及び民間支援団体（以下このコラムにおいて「民間支援団体等」という。）の存在を知っていても、さまざまな理由からこれらの機関・団体による治療・支援につながったことがない者が存在する（本編第6章第2節3項（9）参照）。「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（本節参照）では、「関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施する」とされている。保護観察は、一定期間社会内で受けることを義務付けられたものであるので、薬物依存から回復することや民間支援団体等につながることへの動機付けが必ずしも高くない者に対しても、保護観察期間中、義務的にプログラムを受講させ、その中で、医療・保健機関を含む関係機関及び民間支援団体と連携して働き掛けを行ったりすることで、同期間中の断薬のみならず、薬物依存から回復することや民間支援団体等による治療・支援につながることへの動機付けを高めさせることが期待できる。そして、それにとどまらず、保護観察終了後を見据え、民間支援団体等による治療・支援に継続的につながることを後押しする役割をも果たすことが期待できる。このことを上記の宇都宮保護観察所の取組は示唆している。

令和2年6月、宇都宮保護観察所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって一時延期していたグループワークによるプログラムを、1グループの規模を小さくし、換気や身体的距離を確保するなどの工夫をして再開することができたところである。宇都宮保護観察所のユニットの統括保護観察官は「対象者の中には、プログラムの一時延期中に、「プログラムはまだやらないんですか。」と述べ、プログラムを楽しみにしている者もいる。新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対策をしつつも、対象者の薬物依存からの回復に資するため、可能な限りグループワークによるプログラムを実施し、対象者同士が顔を見て、生活の様子をお互い話すことができる場を確保したい。」と述べる。新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対策という新たな課題にも向き合いながら、宇都宮保護観察所においては、対象者が薬物依存からの回復をしていけるよう、プログラムの実践に取り組んでいく。

エ 自発的意思に基づく簡易薬物検出検査

依存性薬物の所持・使用により保護観察に付された者であって、薬物再乱用防止プログラム（本項（1）ウ参照）に基づく指導が義務付けられず、又はその指導を受け終わった者等に対し、必要に応じて、断薬意志の維持等を図るために、その者の自発的意思に基づいて**簡易薬物検出検査**を実施することがある。令和元年における実施件数は6,633件であった（法務省保護局の資料による。）。

オ 北九州自立更生促進センターにおける処遇

自立更生促進センター（第2編第5章第3節2項（6）参照）のうち、北九州自立更生促進センターでは、薬物犯罪の仮釈放者等を対象として、保護観察所における薬物再乱用防止プログラム（本項（1）ウ参照）のほか、同プログラムのステップアッププログラムの中で精神保健福祉センター（本章第4節4項参照）の薬物依存からの回復プログラムを受講させたり、薬物依存症リハビリテーション施設であるダルクの薬物依存回復訓練（本項（3）イ（イ）参照）を原則平日は毎日受講させるなど、薬物事犯者に対する重点的・専門的な処遇が行われている。同センターではそのほかに、常駐している保護観察官により、退所後の生活を見据え、薬物依存からの回復に必要な継続的支援の確保、就労支援、生活指導等の処遇が行われている。



北九州自立更生促進センターにおける生活指導（金銭管理）場面
【写真提供：法務省保護局】

カ 就労支援・福祉的支援

薬物犯罪の保護観察対象者の生活環境、心身の状況、意向等を勘案し、就労支援を受けることが必要と認めるときは、ハローワークの協力を得るなどして、就労支援を実施している（更生保護における就労支援については、第2編第5章第3節2項（4）参照）。

また、薬物犯罪の保護観察対象者に必要な福祉的支援が円滑に提供されるよう、福祉事務所等と連携するなどしている。

キ 保護観察終了後を見据えた支援

薬物犯罪の保護観察対象者が、保護観察終了後も薬物依存からの回復のための必要な支援を受けられるよう、保護観察の終了までに、精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどしている。

(2) 更生保護施設等における処遇

ア 更生保護施設

(ア) 薬物処遇重点実施更生保護施設

薬物処遇重点実施更生保護施設（更生保護施設については、第2編第5章第6節2項参照）は、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等に対し、精神保健福祉士等を薬物処遇に関する専門職員として配置して、依存性薬物に対する依存からの回復に向けた認知行動療法に基づくプログラムを実施するほか、必要な保健医療福祉サービス等を円滑に受けることができるようにしたり、退所後の適切な住居及び就労に向けた支援を行うなどの処遇を実施している。令和2年4月1日現在、薬物処遇重点実施更生保護施設として指定されている施設は、25施設となっている（法務省保護局の資料による。）。



薬物処遇重点実施更生保護施設における依存性薬物に対する依存からの回復に向けた認知行動療法に基づくプログラムの実施場面
【写真提供：法務省保護局】

(イ) 薬物中間処遇の試行

薬物依存者に対する息の長い支援を実現するため、**薬物中間処遇**が試行されている。同試行は、従前の運用では仮釈放期間が比較的短期間である薬物依存のある受刑者について、早期に仮釈放し、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう、地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施するものである。同試行は、令和2年6月1日現在、3施設において実施されている（法務省保護局の資料による。）。

(ウ) フォローアップ事業

更生保護施設を退所するなどして地域に生活の基盤を移した依存性薬物に対する依存が認められる保護観察対象者等を同対象者等の同意に基づき更生保護施設に通所させ、専門的援助（本項（1）ウ（ウ）参照）に当たる支援（薬物依存回復支援）である薬物依存からの回復プログラムや薬物依存回復訓練等を実施し、継続的に薬物処遇を行うなどの**フォローアップ事業**を実施している（第2編第5章第6節2項参照）。令和元年度に同事業の薬物依存回復支援を実施した人員は、薬物依存からの回復プログラムが25人、薬物依存回復訓練が1人であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、薬物処遇重点実施更生保護施設、薬物中間処遇の試行を実施している更生保護施設及びフォローアップ事業の薬物依存回復支援を実施している更生保護施設以外の更生保護施設においても、薬物犯罪の保護観察対象者等の円滑な社会復帰を支援している。

イ 自立準備ホーム

自立準備ホーム（第2編第5章第6節3項参照）には、薬物依存症リハビリテーション施設も登録されており、薬物依存のある保護観察対象者について、保護観察所は、同施設に宿泊場所の供与や自立のための生活指導等を委託するなどしている。令和元年度に同ホームのうち同施設に委託した実人員は、224人であった（法務省保護局の資料による。）。

（3）関係機関等との連携

ア 矯正施設

（ア）情報の引継ぎ

地方更生保護委員会及び保護観察所は、矯正施設から受刑者等の心身の状況、治療状況等の施設内における情報を引き継いでいるところ、とりわけ薬物犯罪の受刑者等については、施設内及び社会内における処遇の一貫性を保ち、その実効性をより高めるため、刑事施設からは、刑事施設における薬物依存離脱指導（本章第2節1項参照）の実施結果等に関する情報及び同施設における向精神薬の服薬の状況等に関する情報を、少年院からは、少年院における薬物非行防止指導（同節2項参照）の実施結果等に関する情報の引継ぎを受けている。また、保護観察所からは、刑事施設及び少年院に対し、保護観察所における薬物再乱用防止プログラム（本項（1）ウ参照）の実施結果等に関する情報を引き継いでいる（詳細については、本章第2節3項参照）。

（イ）研修・会議

施設内処遇と社会内処遇の連携強化及び薬物処遇の専門性を有する職員の育成のため、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修が実施されている。

全国8ブロックにおいて、薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会が開催されている。同協議会では、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、社会復帰後の支援に資する刑事施設と保護観察所との連携について検討されている。

イ 薬物依存者の治療や回復支援を行う機関等

（ア）医療・援助を受けることの指示・治療状況等の把握

保護観察所は、地域の医療・援助機関等による薬物依存の改善に資する医療や援助を確保し、一体的な処遇を行うため、医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関等との緊密な連携を確保するようにして保護観察を実施している。

保護観察所は、依存性薬物に対する依存を改善するための医療や専門的援助（本項（1）ウ（ウ）参照）を受けることについて、保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについてこれを行う者と協議した上で、通院等指示（同項（1）ウ（ウ）参照）を行っている。通院等指示を行った場合には、当該医療又は援助の状況を確認するとともに、医療又は援助を行う者と必要な協議を行っている。

（イ）薬物依存回復訓練

保護観察所は、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存性薬物に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを内容とする、**薬物依存回復訓練**を実施している。令和元年度に同訓練を委託した施設数は58施設であり（前年比5施設減）、委託した実人員は、587人（同39人増）であった（法務省保護局の資料による。）。

ウ 地域支援体制の構築のための連絡会議の開催

保護観察所は、薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に関する機関・団体等と連携した支援を、同対象者に対して円滑に実施することができるよう、地域支援体制の構築の一環として、処遇に関する機関・団体等と協働し、連絡会議（地域支援連絡会議）を開催している。

（4）家族に対する支援

保護観察所は、生活環境の調整時（本節1項（2）参照）と同様に家族に対する支援を行い、また薬物犯罪の保護観察対象者の家族が保護観察終了後も必要な支援を受けられるよう、保護観察中から調整を図り、家族が希望する場合には、保護観察の終了までに相談機関、家族会等（本章第4節4項及び7項参照）につなげるなどしている。

（5）犯罪予防活動

更生保護の目的には、犯罪者等の改善更生を助けることなどのほか、犯罪予防の活動の促進がある（第2編第5章第6節6項参照）。この活動の特色として、地域社会が薬物事犯者も含めた犯罪者等を排除することなく地域社会の一員として受け入れ、その更生を援助することに至ることを促進することなどがある。この活動の典型的なものとして、法務省主唱の「**社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**」がある（同項参照）。この運動の一環として、全国で地域住民を対象とする薬物乱用防止をテーマとした講演会、住民集会、ケース研究等が実施されている。

（6）薬物処遇の専門性を有する職員の育成

薬物依存対策研修、薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者連絡協議会（本項（3）ア（イ）参照）のほか、新任の保護観察官から指導的な立場にある保護観察官までを対象とした各種研修において、薬物依存のある保護観察対象者等への処遇に資する指導が行われている。

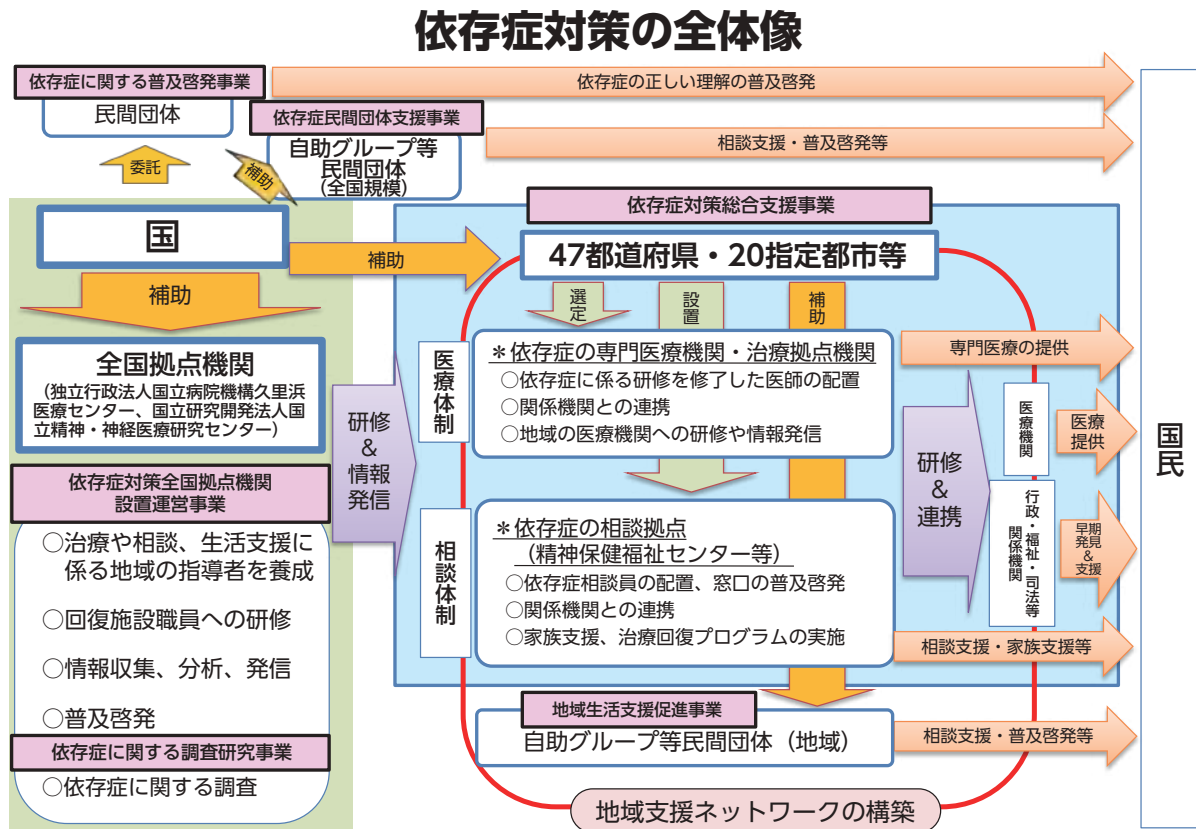
第4節 社会内における治療・支援

この節では、社会内における薬物依存症の治療・支援に関する機関・団体の取組について概観する。

「**第五次薬物乱用防止五か年戦略**」（平成30年8月薬物乱用対策推進会議策定）では、目標の一つに「薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止」を掲げ、その中で、「刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進」に加えて、「薬物依存症者等への医療提供体制の強化」として、専門医療機関の充実等の取組を、「地域社会における本人・家族等への支援体制の充実」として、相談・支援窓口の周知と充実、自助グループ等民間団体支援の充実等の取組を進めることとしている。

7-5-4-1図は、厚生労働省が推進する依存症対策の全体像を示したものである。

7-5-4-1 図 依存症対策の全体像



注 厚生労働省社会・援護局の資料による。

1 依存症対策全国拠点機関

依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが指定され、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して、アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症の相談・治療等に係る指導者の養成、依存症回復施設職員研修の実施、依存症に関する普及啓発等を行っている。

2 地方公共団体

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下この節において「都道府県等」という。）は、各地域におけるアルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症対策の一層の推進を図るため、**依存症対策総合支援事業**を実施している。依存症対策総合支援事業は、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、市町村、民間団体・回復施設、保護観察所等が相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた包括的な支援を提供することで、依存症患者等の地域におけるニーズに総合的に対応することを目的とするものであり、都道府県等は、地域の実情に応じて、医療提供体制や相談支援体制を整備し、地域支援計画を策定するなど依存症地域支援体制を推進するとともに、依存症の治療・回復支援、依存症患者の家族支援、普及啓発・情報提供等の事業を行っている。

3 医療機関

都道府県及び指定都市は、アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、**依存症専門医療機関**及び**依存症治療拠点機関**の選定を進めている。依存症専門医療機関は、依存症の専門性を有した医師が担当する入院治療や、依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行うほか、相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む）、

依存症回復支援機関等と連携して依存症関連問題に取り組んでいる。また、依存症治療拠点機関は、依存症専門医療機関の中から選定され、各都道府県及び指定都市内の依存症専門医療機関の連携拠点となって、依存症に関する取組の情報発信や、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施するなどしている。令和2年3月末日現在、薬物依存症の専門医療機関がある地方公共団体（都道府県及び指定都市）は39、うち治療拠点機関がある地方公共団体（都道府県及び指定都市）は30であった（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。

その他の専門病院等においても、薬物使用による身体的な障害や精神的な障害の治療が行われる。専門病院では、通常、第一段階として、薬物によってもたらされる中毒性精神病の症状（幻覚や妄想等）を改善するための投薬を中心とした治療が行われ、その後、第二段階として、薬物依存症そのものを治療の対象とする認知行動療法プログラム等が行われる。

4 相談機関

都道府県等は、アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症に関して、民間団体を含む関係機関と連携して対応するため、**保健所、精神保健福祉センター等に依存症相談拠点**を設け、依存症相談員を配置するなどの取組を進めている。令和2年3月末日現在、薬物依存症の相談拠点がある地方公共団体（都道府県及び指定都市）は46であった（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。

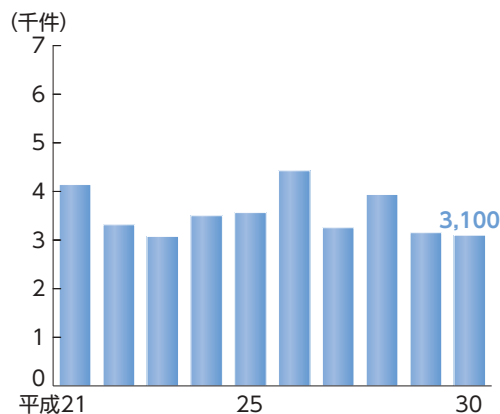
保健所や精神保健福祉センターでは、依存症の家族の相談を含め、こころの健康等に関する幅広い相談に応じており、医師、保健師、精神保健福祉士等の専門職が、電話又は面談による相談に対応している。また、依存症からの回復のための認知行動療法プログラムを実施する機関も増えている（精神保健福祉センターにおける薬物依存症者の支援については、本項コラム4参照）。

7-5-4-2図は、保健所及び精神保健福祉センターにおける薬物に関する相談件数の推移（最近10年間）を見たものである。

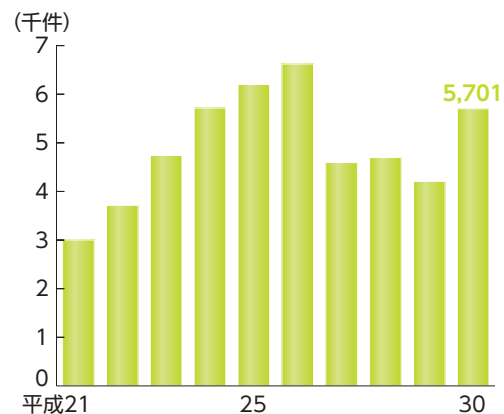
7-5-4-2図 薬物に関する相談件数の推移

（平成21年度～30年度）

① 保健所



② 精神保健福祉センター



注 1 厚生労働省社会・援護局の資料による。

2 ①及び②において、平成22年度の数値は、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び精神保健福祉センターを含まない。

コラム4 精神保健福祉センターにおける薬物依存症者の支援

精神保健福祉センターは、精神保健福祉法6条に基づき都道府県及び指定都市に設置されたメンタルヘルスの専門機関で、地域住民の精神的健康の保持増進のため、精神保健及び精神障害者福祉に関する様々な相談等に対応している。その中には薬物問題に関する対応も含まれ、専門の相談員らが、各地域又は相談者個々の事情に応じて、薬物依存症者本人の来所又は電話による相談や回復プログラムの実施、薬物依存症者の家族の来所又は電話による相談、家族教室の実施、保健所等関係機関への技術援助といった多様な取組を行っている。

全国精神保健福祉センター長会常任理事・依存症対策委員会委員長の白川教人氏が行った調査研究（令和元年12月1日時点）によると、全国の精神保健福祉センター（69か所）のうち、47か所（68.1%）の精神保健福祉センターが薬物依存症者を対象にした回復プログラムを実施しており、これは2年連続での増加であった。ここで実施されているプログラムのほとんどは、薬物依存症者の回復に一定の効果があると認められている認知行動療法のアプローチに基づくSMARPP（Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program：せりがや病院覚せい剤依存再発防止プログラム）か又はそれに類似したものであることも明らかになったという。また、48か所（69.6%）の精神保健福祉センターでは、薬物依存症者の家族支援として、薬物依存症者の家族のみを対象としたプログラム又は他の依存症と共通のプログラムを実施していた。さらに、薬物依存症者の支援に関して、ダルク、NA、ナラノン、医療機関等と連携している精神保健福祉センターが多くあったほか、保護観察所と連携して支援に当たっている精神保健福祉センターも40か所と、全体の6割近くに上った（ダルク、NA及びナラノンについては、本節5項ないし7項参照）。

このように薬物依存症者に対する支援体制が強化されてきた状況について、白川氏は、平成25年12月のアルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）の成立等により、精神保健福祉センターにおける依存症対策の重要性が強く認識されるようになり、流れが変わり始めたと見ている。引き続いた「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（27年11月発出。本章第3節参照）の策定には、全国精神保健福祉センター長会の田邊等元会長（前北海道立精神保健福祉センター所長）も関与し、薬物依存のある刑務所出所者等の支援における精神保健福祉センターの基本的な役割が明記された。さらに、刑の一部執行猶予制度（28年6月施行）、再犯防止推進計画（29年12月閣議決定）等、再犯の防止に向けた一連の施策が打ち出された。白川氏は、これらが、薬物依存症者に対する精神保健福祉センターの積極的な支援を後押しすることにつながったとしている。

白川氏がセンター長を務める横浜市こころの健康相談センター（精神保健福祉センター）においても、以前から対応していたアルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症に関する相談等に加えて、ここ数年間、回復プログラムの開発・実施等の支援の充実を図っている。同センターでは、Voice Bridges Project（平成29年に開始された、薬物関連犯罪による保護観察対象者の研究と連動して、精神保健福祉センターが同対象者に必要な支援を継続的に行うプロジェクト）等に参加する中で、薬物問題を抱えた当事者に対する担当職員の理解が深まり、関係機関との相互交流が増加するなどの変化も見られているという。そうしたことから、同センターは、令和2年3月に横浜市の依存症相談拠点となった。

精神保健福祉センターや保健所といった各地域に設置されている機関は、メンタルヘルスに関する公の相談窓口であり、相談が無料で受けられるなど、相談・支援を求める人にとって利用しやすい機関の一つである。白川氏は、依存症者に対する支援の一層の充実を図るため、今

後、関係機関との「顔の見える関係」を更に強化し、地域における包括的・継続的な支援事例を積み重ねていくことが必要だとしている。

(参考) 白川教人「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究 第1報」再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究 令和元年度総括・分担報告書



依存症の相談に関するリーフレット
【画像提供：横浜市こころの健康相談センター】

5 回復支援施設

回復支援施設は、依存症の当事者が主体となり、グループミーティングを中心とした取組を行うなどして、依存症からの回復を目指す施設である。仲間同士で共同生活を送りながら、薬物をやめ続けることに成功した人が、今やめられないで困っている人の手助けをして、共に薬物を使わない生活を目指している。全国各地にある薬物依存症からの回復支援施設として、**ダルク**（**DARC**：Drug Addiction Rehabilitation Center）が知られている。依存症から回復した経験を持つ職員によって運営されており、入所型の施設が中心であるが、通所利用ができる施設もある。

6 自助グループ

自助グループは、依存症等の問題を抱えた人たちが、同じ問題を抱えた人と自発的に当事者の意志でつながり、依存症からの回復を目指す活動団体である。薬物依存症者の自助グループとして、**ナルコティクス・アノニマス**（**NA**：Narcotics Anonymous）が知られている。NAは、全国各地に多くのグループがあり、公民館等のスペースを借りて、12ステッププログラムと呼ばれる回復プログラムに基づくミーティング等を行っている。グループメンバーと体験を共有し、分かち合い、自分の抱える問題や悩みを直視して自分を変化させていくことができ、薬物依存症の回復段階における心の回復と人間関係の回復を達成する上で効果があるとされている。

7 家族会等

家族会等は、依存症者を家族に持つ人たちが、互いに悩みを分かち合い、共有し、連携することで互いに支え合う自助的な会である。薬物依存症者の家族会は、当事者の家族が運営しており、その多くはダルク等の回復支援施設（本節5項参照）と連携を保ちながら、専門家を招いて勉強会を開催したり、家族がそれぞれの経験を語るミーティングや家族相談を行ったりと、定期的に会を催している。薬物依存症者の家族や友人等の自助グループとしては、ナラノン（Nar-Anon）が知られている。

第6章 特別調査

前章までに各種統計資料に基づいた薬物犯罪・非行の動向や薬物事犯者の処遇等について概観した。さらに、法務総合研究所では、薬物事犯者の諸特性について多角的に把握し、その特性等にに応じた効果的な指導及び支援の在り方の検討に役立てるため、薬物事犯者に関する特別調査を実施し、その結果を分析したので、この章において、同調査の内容及び明らかになった事項について紹介する。なお、同調査は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターとの共同研究として実施したものである。

第1節 調査の概要

1 調査対象者及び方法

平成29年7月3日から同年8月21日まで（女性については同年11月30日まで）の間に、全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置支所を除く78庁）に入所し、各施設が新たに処遇施設として刑の執行開始時の処遇調査を行う受刑者のうち、判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名に覚醒剤取締法違反を含むものを調査対象とし、各施設を通じて質問紙への自己記入を求めた。質問紙には、調査への協力が任意であり、協力の諾否や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示した上、質問紙の冒頭で覚醒剤の自己使用経験の有無を尋ね、あると回答した者に限定して分析を行った。

2 調査内容

質問紙による回答又は刑事施設からの情報提供により、今回受刑することに至った事件（以下この章において「調査対象事件」という。）の内容、薬物乱用状況、覚醒剤使用に対する認識、受刑歴、受刑前の生活状況、心身の状況等について調査を実施した。また、調査対象者の薬物乱用に関連する多様な問題を捉えるため、次の事項についても、各種スクリーニング尺度等を用いて調査した。

（1）薬物依存の重症度

薬物依存の重症度を把握するため、The Drug Abuse Screening Test の20項目版（DAST-20）の日本語版を用いて、DAST 合計得点（0～20点）を算出し、DAST 合計得点1～5点を「軽度」、6～10点を「中度」、11～15点を「相当程度」、16点以上を「重度」に分類した。DAST-20は、薬物乱用に関連する問題を幅広く捉えることができる評価尺度であり、必要な対応について、「軽度」は簡易的なカウンセリング、「中度」は外来治療とされ、「相当程度」及び「重度」は集中治療の対象の目安とされる。

（2）飲酒（アルコール）の問題

飲酒経験について尋ねた上で、経験があると回答した者に対し、The Alcohol Use Disorders Identification Test（AUDIT）の日本語版のうち、飲酒に関連する10項目の質問から構成される Core AUDIT を用いて、AUDIT 合計得点（0～40点）を算出した。AUDIT 日本語版は、アルコール依存症のみならず、健康に有害であるか、あるいは将来障害を招くと考えられる飲酒も含めてスクリーニングを行うものである。支援方法を検討する観点から、合計得点0～7点を低リスク又は非飲酒状態としてアルコール教育が適切な「レベル1」、合計得点8～15点を有害なアルコール使用が疑われ簡単な助言が推奨される「レベル2」、合計得点16～19点を簡単な助言に加え簡易カウンセリングと継

続モニタリングが推奨される「レベル3」、合計得点20～40点を診断と治療のため専門家への紹介が必要な「レベル4」に分類し、このうち、合計得点8点以上を「問題飲酒群」とした。

(3) ギャンブルの問題

ギャンブル経験について尋ねた上で、経験があると回答した者に対し、The South Oaks Gambling Screen (SOGS) の日本語版の短縮版を用いて、SOGS 合計得点（0～7点）を算出した。同短縮版は、ギャンブルに関連する経験の有無に基づいて病的ギャンブルのスクリーニングを行うもので、合計得点2点以上をギャンブル依存が疑われる者とした。

(4) 小児期逆境体験

小児期逆境体験（ACE：Adverse Childhood Experiences）は、心身の健康に様々な影響を及ぼすとされ、犯罪・非行との関連も指摘されている。18歳までの小児期逆境体験として、家族の飲酒問題、家族の違法薬物使用、家族の精神疾患の罹患歴、家族の自殺企図歴、親との離死別、家族の服役歴、母親への父親からの暴力、ネグレクト（物理的・情緒的）及び虐待（身体的・心理的・性的）に関する経験の有無を調査した。

第2節 調査結果

この節では、特別調査の結果について、調査対象者全体の特徴を概観した上で、男女別及び初入者・再入者別に見た特徴をそれぞれ説明する。

1 調査対象者全体の特徴

(1) 基本的属性

調査対象者の総数は、699人であった。

調査対象者の属性等を見ると、7-6-2-1表のとおりである。

平均年齢は43.5歳であり、全体の66.1%を男性、74.1%を再入者が占めた（男女別の結果については本節2項、初入者・再入者別の結果については同節3項参照）。なお、犯行時に仮釈放中又は刑の執行猶予中であつた者の割合は22.5%であり、保護処分歴のある者は約3分の1を占めた。また、調査対象事件により一部執行猶予の言渡しを受けた者の割合は、26.2%であつた。

7-6-2-1表 調査対象者の属性等別人員

属性等	区分			総数	
性別	男	性		462	(66.1)
	女	性		237	(33.9)
年齢層	30	歳	未	55	(7.9)
	30	～	39	192	(27.5)
	40	～	49	285	(40.8)
	50	～	64	133	(19.0)
	65	歳	以	34	(4.9)
入所度数	1	度		181	(25.9)
	2	～	4	347	(49.6)
	5	～	9	148	(21.2)
	10	度	以	23	(3.3)
犯行時の身上	仮釈放中(全部実刑)			17	(2.4)
	仮釈放中(一部執行猶予)			—	
	少年院仮退院中			—	
	保護観察付全部執行猶予中			28	(4.0)
	単純執行猶予中			112	(16.1)
	保護観察付一部執行猶予中			—	
刑の一部執行猶予	あ		り	183	(26.2)
	な		し	516	(73.8)
保護処分歴	少年院送致			151	(21.7)
	児童自立支援施設・児童養護施設送致			11	(1.6)
	保護観察			95	(13.6)
	な			439	(63.1)
就労状況	有		職	294	(42.7)
	無		職	395	(57.3)
婚姻状況	未		婚	185	(26.6)
	有		偶	186	(26.7)
	離		別	325	(46.7)
暴力団加入状況	加		入	50	(7.2)
	非		入	648	(92.8)

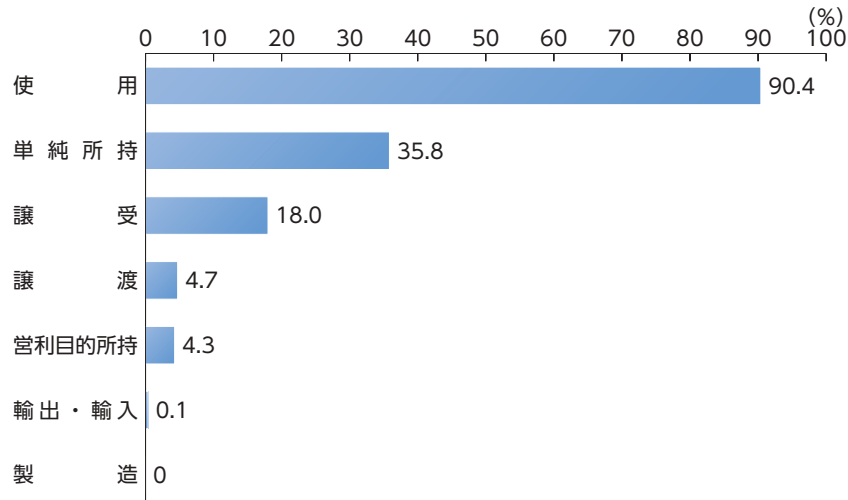
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢層」は、調査時の年齢による。
 4 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない全部執行猶予をいう。
 5 「保護処分歴」が複数ある場合は、区分欄において上に掲げられているものに計上している。
 6 「就労状況」は、犯行時のものであり、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 7 「婚姻状況」は、犯行時のものであり、内縁関係によるものを含む。
 8 「暴力団加入状況」の「加入」は、犯行時に、暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた場合及びこれに準ずる場合をいう。
 9 () 内は、それぞれの属性等における各区分の構成比である。

(2) 調査対象事件

調査対象事件の態様について、覚醒剤を「具体的にどうしたものですか」と尋ねた結果は、**7-6-2-2図**のとおりである。

自己使用に該当する者の割合は9割を超えた。

7-6-2-2図 調査対象事件の態様



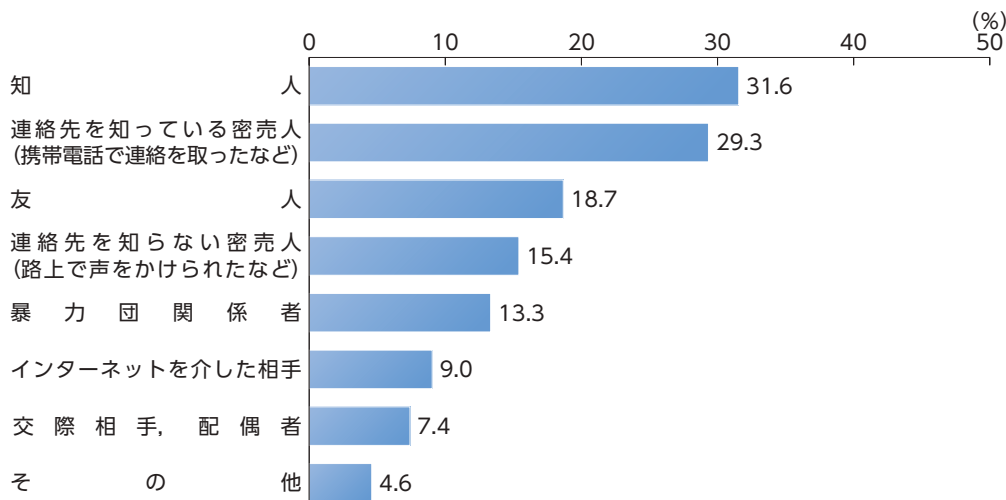
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 調査対象事件の態様が不詳の者を除く。

調査対象事件の覚醒剤の入手先について見ると、**7-6-2-3図**のとおりである。

知人が31.6%と最も高く、次いで、連絡先を知っている密売人（携帯電話で連絡を取ったなど）(29.3%)、友人（18.7%）の順であり、面識のある相手からの入手が上位を占めた。

なお、覚醒剤を購入するための費用の調達方法（重複計上による。不詳の者を除く。）については、「自分の給料や小遣い」が67.5%（451人）と最も高く、次いで、「無料で入手した（配偶者や交際相手からの譲受を含む）」24.3%（162人）、「公的扶助（生活保護費など）」8.4%（56人）・「ギャンブル」8.4%（56人）、「犯罪による収益（窃盗など）」5.1%（34人）の順であった。

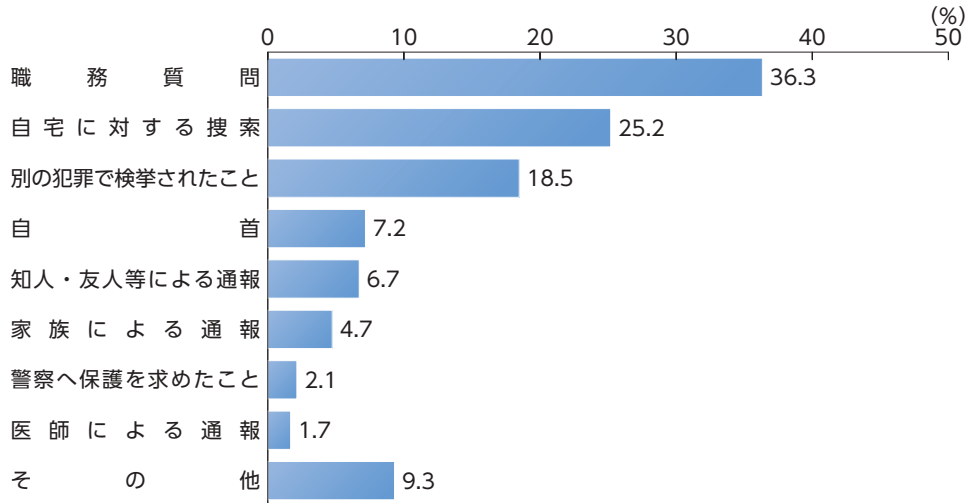
7-6-2-3図 覚醒剤の入手先



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 覚醒剤の入手先が不詳の者を除く。

調査対象事件の発覚の端緒について見ると、**7-6-2-4図**のとおりである。
職務質問が36.3%と最も高く、次いで、自宅に対する捜索（25.2%）、別の犯罪で検挙されたこと（18.5%）の順であった。

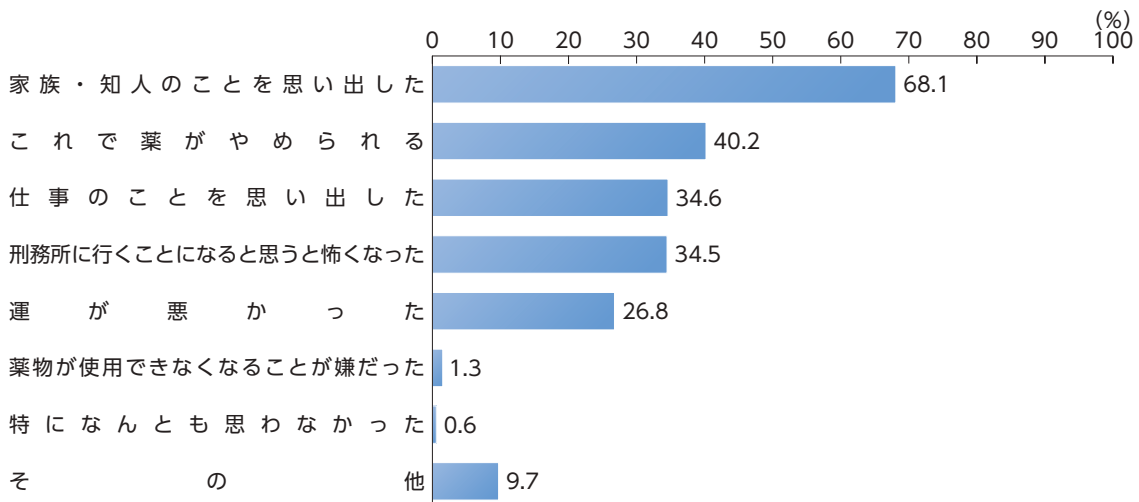
7-6-2-4図 事件発覚の端緒



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
3 事件発覚の端緒が不詳の者を除く。

調査対象事件による検挙時の心情について見ると、**7-6-2-5図**のとおりである。
「家族・知人のことを思い出した」が68.1%と最も高く、次いで、「これで薬がやめられる」（40.2%）、「仕事のことを思い出した」（34.6%）、「刑務所に行くことになると思うと怖くなった」（34.5%）、「運が悪かった」（26.8%）の順であった。

7-6-2-5図 検挙時の心情



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

(3) 薬物乱用の状況

調査対象者の薬物犯罪による刑事施設への入所度数について、「今回の受刑も入れて、あなたが薬物犯罪（覚せい剤取締法違反など）で刑務所に入った回数」を尋ねた結果は、**7-6-2-6図**のとおりである。

薬物犯罪による再入者は474人であり、再入者518人のうち（**7-6-2-1表**参照）、91.5%の者が薬物犯罪による再入者である（CD-ROM 参照）。

7-6-2-6図 薬物犯罪による入所度数別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 薬物犯罪による入所度数が不詳の者を除く。
3 ()内は、実人員である。

調査対象者の直近1年間の1月当たりの覚醒剤使用日数について見ると、**7-6-2-7図**のとおりである。

1月当たりの使用日数が「5日以下」の者が約6割を占める一方、16日以上のも約2割と一定の割合を占めた。

7-6-2-7図 直近1年間の1月当たりの覚醒剤使用日数別構成比

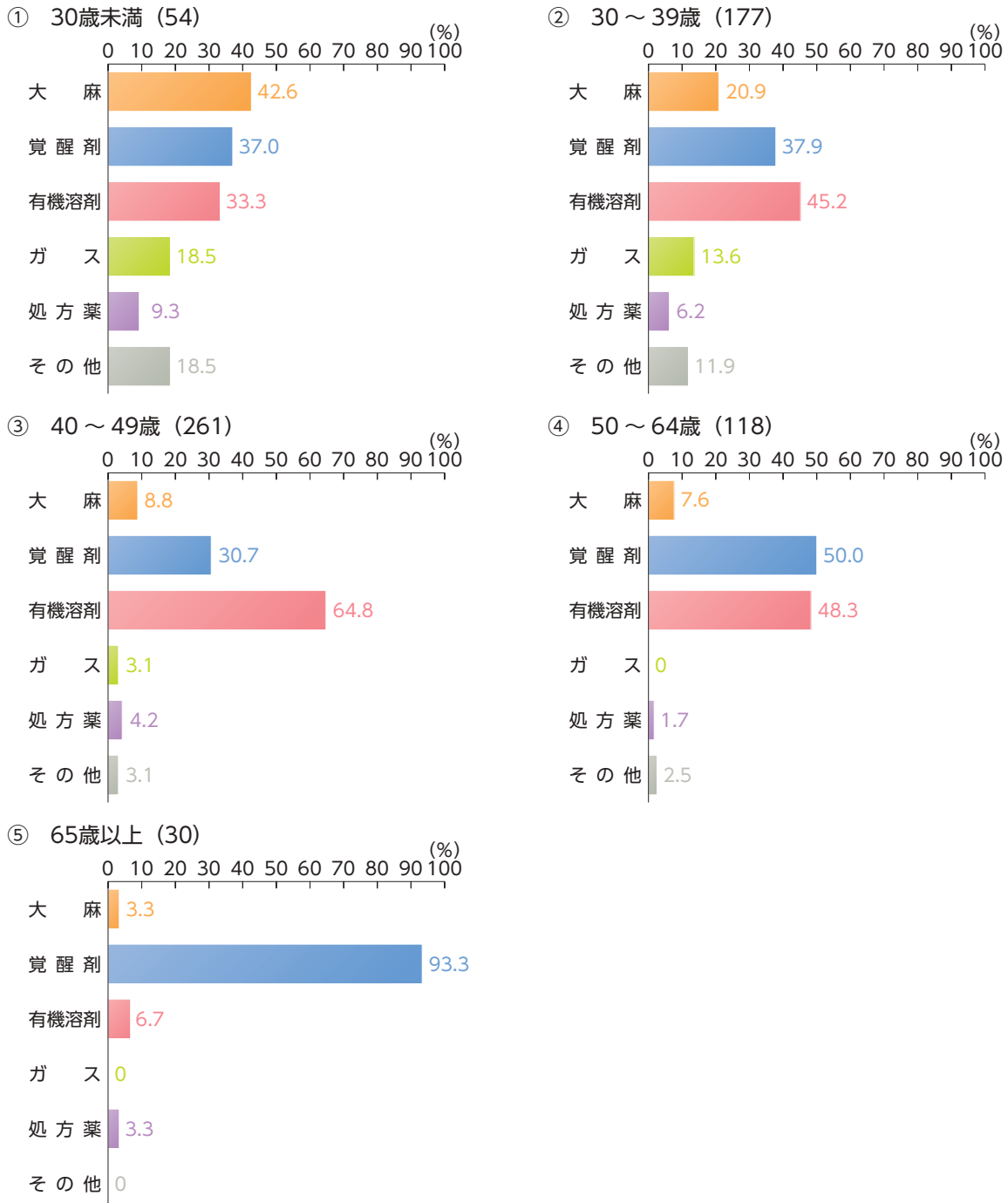


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「直近1年間」は、調査対象事件による逮捕等で身柄を拘束される直前の1年間をいう。
3 直近1年間の1月当たりの覚醒剤使用日数が不詳の者を除く。
4 ()内は、実人員である。

調査対象者が乱用（規制されている薬物を1回でも使用すること，処方薬・市販薬を本来の目的以外の理由により，又は，決められた用法・用量を超えて大量に服用することなどをいう。以下この節において同じ。）したことがある薬物のうち初回乱用時の年齢が最も若い薬物（以下（3）において「最初に乱用した薬物」という。）を調査時の年齢層別に見ると，7-6-2-8図のとおりである。

最初に乱用した薬物のうち最も割合が高いものは年齢層によって異なり，年齢層が上がるにつれて，最初に乱用した薬物が覚醒剤である割合が高くなる一方，年齢層が下がるにつれて，最初に乱用した薬物が大麻である割合が高くなる傾向にある。

7-6-2-8図 最初に乱用した薬物（調査時年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者の比率である。なお，最初に薬物を乱用した時の年齢が同一の場合には重複計上している。
 3 各薬物の乱用開始年齢が不詳の者を除く。
 4 「その他」は，コカイン，ヘロイン，MDMA，危険ドラッグ及び市販薬である。
 5 「処方薬」及び「市販薬」の各乱用は，本来の目的以外の理由により，又は，決められた用法・用量を超えて大量に服用することなどをいう。
 6 () 内は，実人員である。

(4) アルコール依存・ギャンブル依存との関連

飲酒経験の有無について尋ねたところ、調査対象者のうち93.8%の者に飲酒経験があった（飲酒経験の有無が不詳の者を除く）。飲酒経験がある者の問題飲酒の状況について、AUDIT 合計得点（本章第1節2項（2）参照）を見ると、**7-6-2-9図**のとおりである。

全体で39.3%の者が「問題飲酒群」（合計得点8点以上）に該当していた。

7-6-2-9図 AUDIT 合計得点による問題飲酒のリスクレベル別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 AUDIT 合計得点が不詳の者及び飲酒の経験がない者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ギャンブル経験の有無について尋ねたところ、調査対象者のうち84.5%の者にギャンブル経験があった（ギャンブル経験の有無が不詳の者を除く）。ギャンブル経験がある者の病的ギャンブルの状況について、SOGS 合計得点（本章第1節2項（3）参照）を見ると、**7-6-2-10図**のとおりである。

全体で45.0%の者が合計得点2点以上であり、ギャンブル依存の疑いが認められた。

7-6-2-10図 SOGS 合計得点別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 SOGS 合計得点が不詳の者及びギャンブルの経験がない者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

2 男女別の特徴

この項では、調査結果の中から特に男女差が見られた事項を中心に紹介し、男女別の特徴を明らかにする。

(1) 基本的属性

調査対象者の属性等を男女別に見ると、7-6-2-11図のとおりである。

平均年齢は、男性44.5歳、女性41.7歳であり、男女共に40～49歳の者の割合が約4割を占め、最も高かった。最高年齢は、男性78歳、女性70歳であり、最低年齢は、男性22歳、女性24歳であった。

入所度数を見ると、男性は1度の者が約2割で、5度以上の者が3割を超えていたのに対し、女性は1度の者が3割を超え、5度以上の者は約1割であった。

調査対象事件における刑の一部執行猶予の有無を見ると、一部執行猶予の言渡しを受けた者の割合は、男性（23.8%）と比べて女性（30.8%）が顕著に高かった。

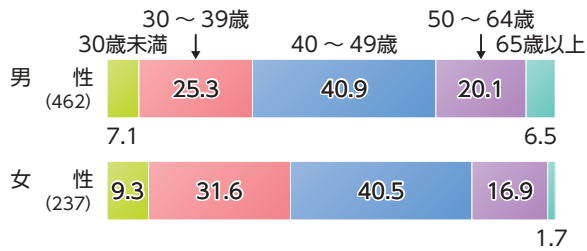
保護処分歴を見ると、男性の4割強、女性の2割強に保護処分歴があった。

就労状況を見ると、男性は、有職と無職が約半数であるが、女性は、無職が8割弱であった。

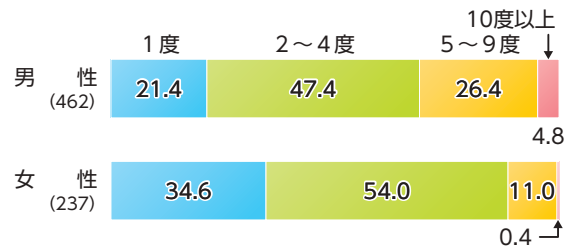
婚姻状況を見ると、男性は、未婚が約3割、有配偶が約2割であったのに対し、女性は、未婚が2割に満たず、有配偶は約4割であった。

7-6-2-11図 調査対象者の属性等（男女別）

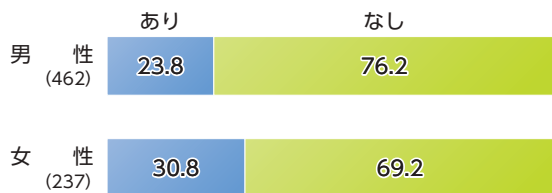
① 年齢層



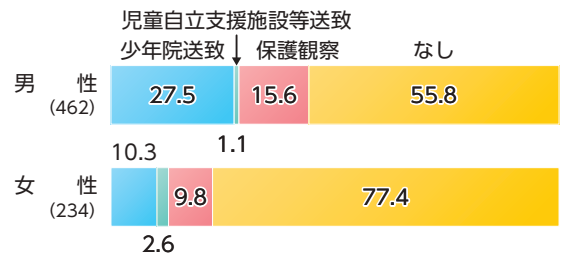
② 入所度数



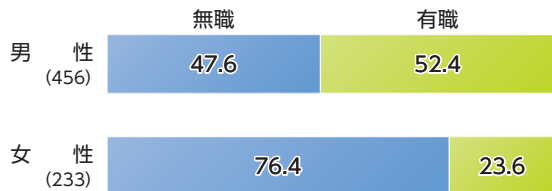
③ 刑の一部執行猶予



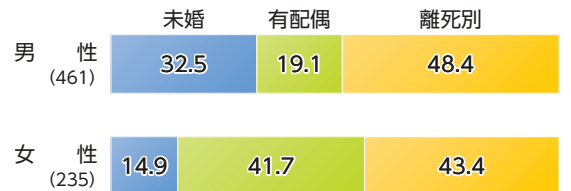
④ 保護処分歴



⑤ 就労状況



⑥ 婚姻状況



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢層」は、調査時の年齢による。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「保護処分歴」が複数ある場合は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設・児童養護施設送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
 6 「就労状況」は、犯行時のものであり、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 7 「婚姻状況」は、犯行時のものであり、内縁関係によるものを含む。
 8 各属性等の各性別の人員における構成比である。
 9 () 内は、実人員である。

なお、犯行時の身上（不詳の者を除く。）を見ると、単純執行猶予中の者は、男性13.4%（62人）、女性21.3%（50人）で、女性の割合が顕著に高かった。

また、暴力団への加入状況（不詳の者を除く。）を見ると、男性では10.8%（50人）が加入していたが、女性の加入者はいなかった。

（2）調査対象事件

ア 調査対象事件の態様

調査対象事件の態様（重複計上による。不詳の者を除く。）を見ると、「使用」が男性90.2%（406人）、女性90.8%（207人）と男女共に最も高く、次いで、「単純所持」（男性36.7%（165人）、女性34.2%（78人））、「譲受」（男性16.4%（74人）、女性21.1%（48人））の順であり、男性では「譲渡」（4.9%（22人））、「営利目的所持」（3.6%（16人））、「営利目的所持」（5.7%（13人））、「譲渡」（4.4%（10人））がそれに続く。

イ 覚醒剤の入手先

覚醒剤の入手先（重複計上による。不詳の者を除く。）は、「知人」が男性31.5%（141人）、女性31.6%（72人）と男女共に最も高く、次いで、「連絡先を知っている密売人（携帯電話で連絡を取ったなど）」（男性30.9%（138人）、女性26.3%（60人））の順であり、これらの割合は同程度であったものの、「連絡先を知らない密売人（路上で声をかけられたなど）」では男性19.7%（88人）、女性7.0%（16人）と男性の割合が顕著に高く、「交際相手、配偶者」では男性0.7%（3人）、女性20.6%（47人）と女性の割合が顕著に高かった。また、「暴力団関係者」については、男性13.9%（62人）、女性12.3%（28人）であり、女性の暴力団加入者はいなかったものの、暴力団関係者から覚醒剤を入手した者は男女共に一定数いた。

ウ 覚醒剤の購入費用

覚醒剤を購入するための費用の調達方法（重複計上による。不詳の者を除く。）については、「自分の給料や小遣い」が男性76.4%（339人）、女性50.0%（112人）と男女共に最も高く、次いで、「無料で入手した（配偶者や交際相手からの譲受を含む）」（男性13.5%（60人）、女性45.5%（102人））の順であり、男性では「ギャンブル」（8.8%（39人））、「公的扶助（生活保護費など）」（12.5%（28人））がそれに続く。女性と比べて男性の割合が顕著に高かった項目は、「自分の給料や小遣い」（男性76.4%（339人）、女性50.0%（112人））、「犯罪による収益（窃盗など）」（男性6.5%（29人）、女性2.2%（5人））及び「金融機関（銀行・消費者金融など）からの借金」（男性3.2%（14人）、女性0.4%（1人））であったのに対し、男性と比べて女性の割合が顕著に高かった項目は、「無料で入手した（配偶者や交際相手からの譲受を含む）」（男性13.5%（60人）、女性45.5%（102人））、「公的扶助（生活保護費など）」（男性6.3%（28人）、女性12.5%（28人））及び「売春などによる収益」（男性の選択なし、女性3.6%（8人））であった。

エ 事件発覚の端緒

発覚の端緒（重複計上による。不詳の者を除く。）については、男性では、「職務質問」が40.9%（178人）と最も高く、次いで、「自宅に対する捜索」・「別の犯罪で検挙されたこと」（いずれも20.9%（91人））の順であったのに対し、女性では、「自宅に対する捜索」が33.6%（74人）と最も高く、次いで、「職務質問」（27.3%（60人））、「別の犯罪で検挙されたこと」（13.6%（30人））の順であり、それぞれの項目で顕著な男女差が見られた。

オ 検挙時の心情

検挙時の心情（重複計上による。）については、男性では、「家族・知人のことを思い出した」が62.8%（290人）と最も高く、次いで、「仕事のことを思い出した」（40.5%（187人））、「これで薬がやめられる」（37.7%（174人））、「運が悪かった」（27.9%（129人））、「刑務所に行くことになると思うと怖くなった」（26.6%（123人））の順であり、女性では、「家族・知人のことを思い出した」が78.5%（186人）と最も高く、次いで、「刑務所に行くことになると思うと怖くなった」（49.8%（118人））、「これで薬がやめられる」（45.1%（107人））、「運が悪かった」（24.5%（58人））、「仕事のことを思い出した」（23.2%（55人））の順であった。男性と比べて女性の割合が顕著に高かった項目は、「家族・知人のことを思い出した」、「刑務所に行くことになると思うと怖くなった」であり、女性と比べて男性の割合が顕著に高かった項目は、「仕事のことを思い出した」であった。

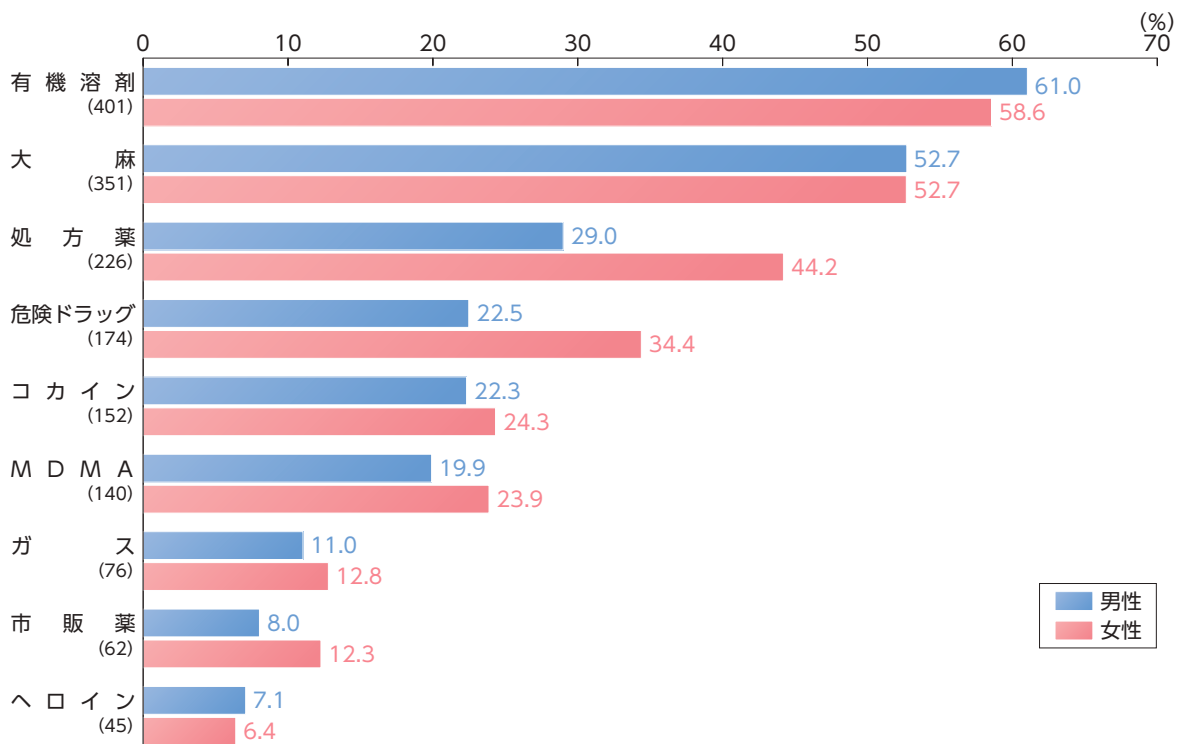
（3）薬物乱用状況等

ア 薬物乱用の生涯経験

7-6-2-12図は、薬物乱用の生涯経験率について、薬物の種類別に見るとともに、これを男女別に見たものである。

生涯経験率は、男女共に有機溶剤（男性61.0%、女性58.6%）が最も高く、次いで、大麻（男性52.7%、女性52.7%）、処方薬（男性29.0%、女性44.2%）の順であった。処方薬（男性29.0%、女性44.2%）及び危険ドラッグ（男性22.5%、女性34.4%）については、いずれも男性と比べて女性の生涯経験率が顕著に高かった。

7-6-2-12図 薬物乱用の生涯経験率（種類別，男女別）



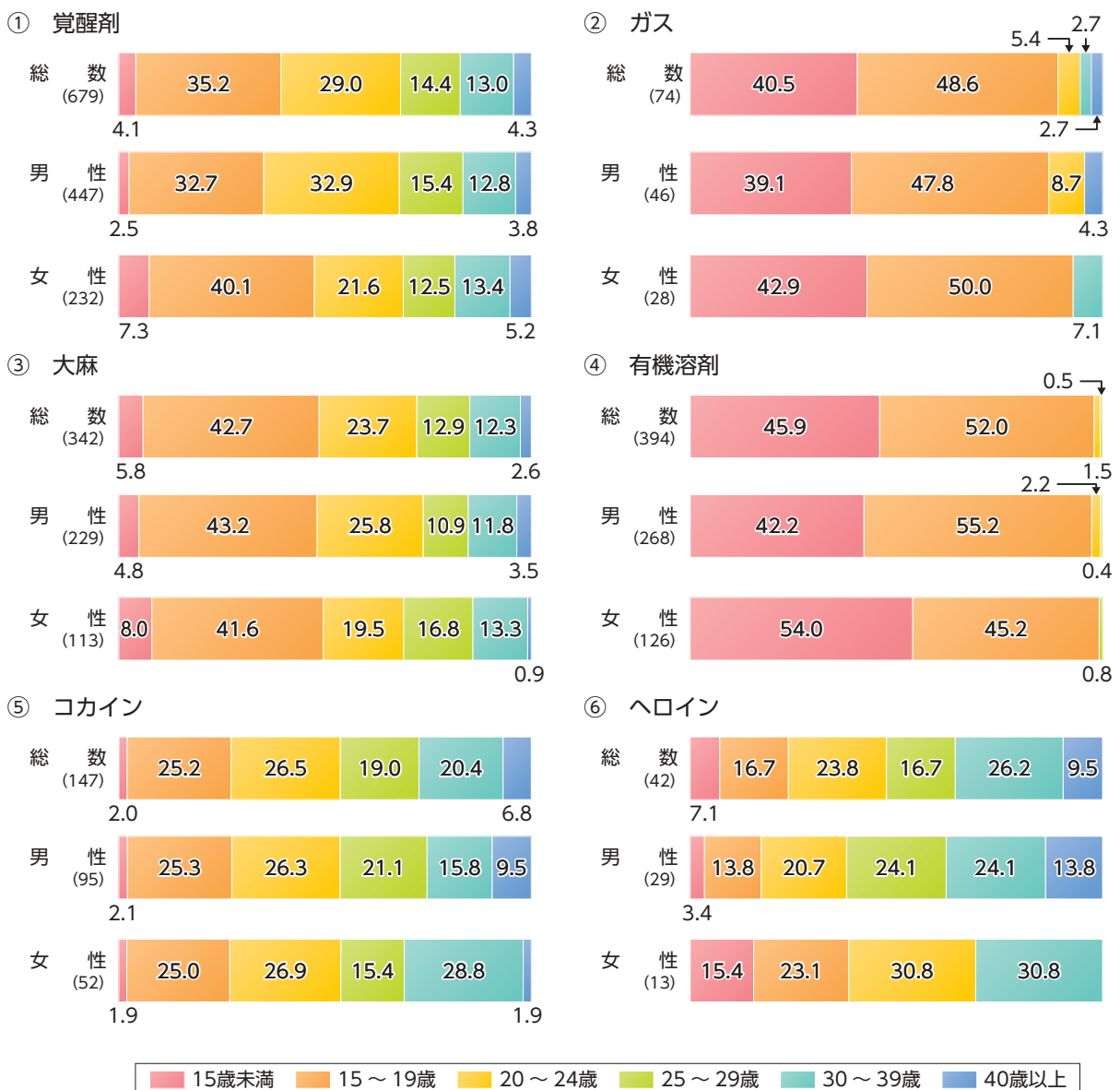
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各薬物乱用の生涯経験の有無が不詳の者を除く。
 3 「処方薬」及び「市販薬」の各乱用については、7-6-2-8図の脚注5に同じ。
 4 ()内は、各項目の該当者の人員である。

イ 薬物の乱用開始年齢

7-6-2-13図は、薬物の乱用開始年齢層について、薬物の種類別に見るとともに、これを総数・男女別に見たものである。

覚醒剤では、女性の47.4%が20歳未満から乱用を始めており、男性の35.1%と比べて顕著に高かった。処方薬では、女性の74.4%が30歳未満で乱用を始めており、男性の55.4%と比べて顕著に高かった。また、薬物間で各乱用開始年齢層の割合を比較すると、20歳未満で乱用を始めた者の割合は、男女共に、有機溶剤（男性97.4%、女性99.2%）が最も高く、次いで、ガス（男性87.0%、女性92.9%）であり、男性では市販薬（50.0%）、女性では大麻（49.6%）がそれに続く。20～29歳で乱用を始めた者の割合は、男性では、覚醒剤（48.3%）が最も高く、次いで、コカイン（47.4%）、ヘロイン（44.8%）の順であり、女性では、処方薬（57.8%）が最も高く、次いで、コカイン（42.3%）、MDMA（40.8%）の順であった。30～39歳で乱用を始めた者の割合は、男女共に、危険ドラッグ（男性26.3%、女性34.3%）が最も高く、次いで、ヘロイン（男性24.1%、女性30.8%）であり、男性では処方薬（21.5%）、女性ではコカイン（28.8%）がそれに続く。40歳以上で乱用を始めた者の割合は、男女共に、危険ドラッグ（男性29.5%、女性30.0%）が最も高く、次いで、処方薬（男性23.1%、女性7.8%）、MDMA（男性14.3%、女性6.1%）の順であった。

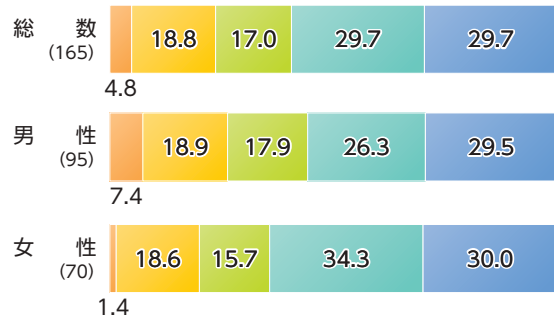
7-6-2-13図 薬物の乱用開始年齢層別構成比（種類別、総数・男女別）



⑦ MDMA



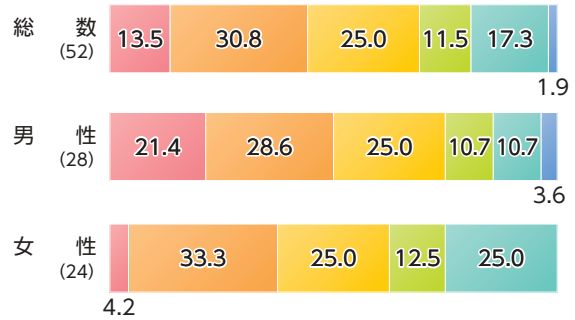
⑧ 危険ドラッグ



⑨ 処方薬



⑩ 市販薬



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各薬物乱用の生涯経験がある者に限り、各薬物の乱用開始年齢が不詳の者を除く。
 3 「処方薬」及び「市販薬」の各乱用については、7-6-2-8図の脚注5に同じ。
 4 ()内は、実人員である。

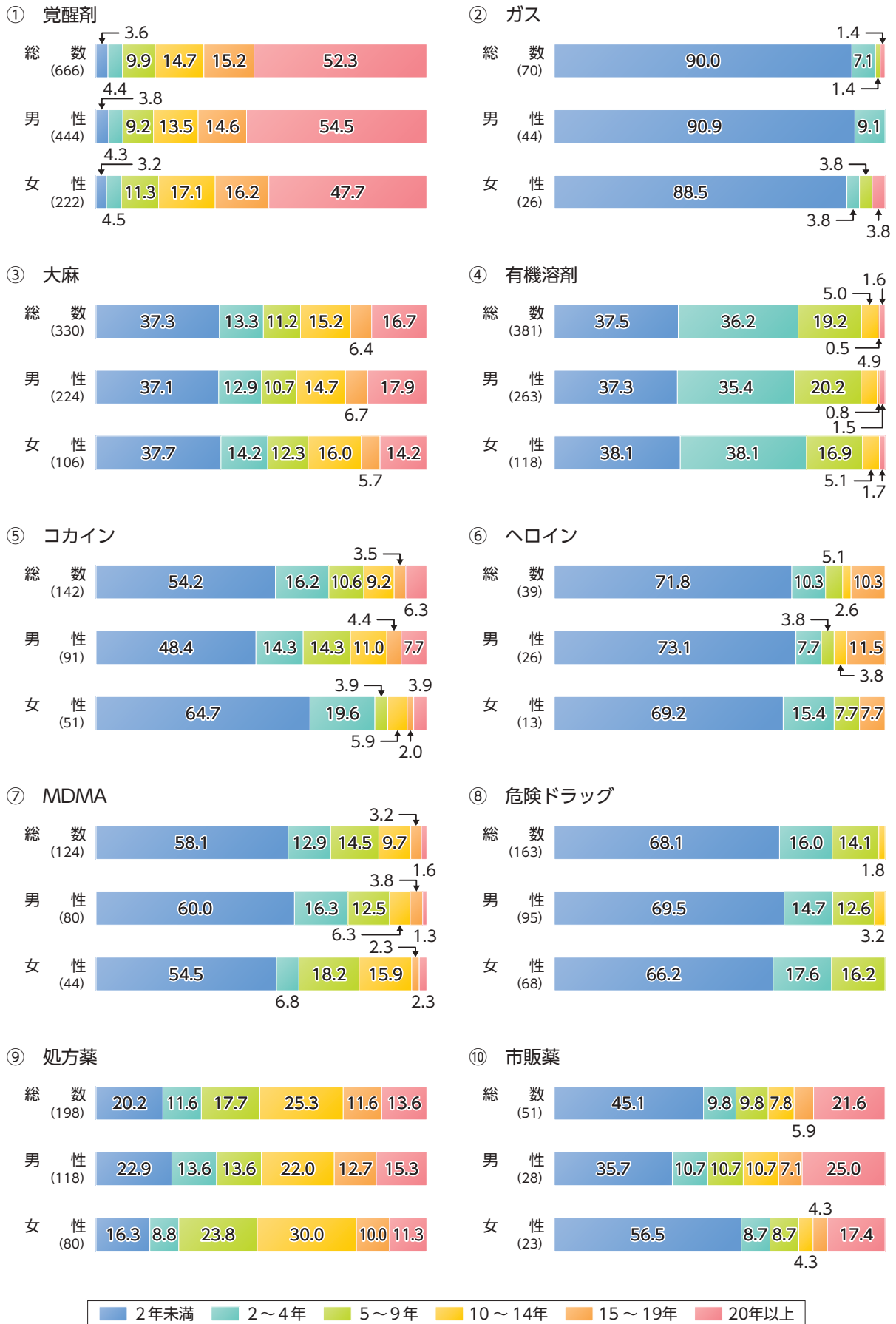
なお、覚醒剤を含め、何らかの薬物乱用を開始した平均年齢は男女共に18.7歳であった。

ウ 薬物の乱用期間

7-6-2-14図は、薬物の乱用期間（各薬物を初めて乱用した年齢から最後に乱用した年齢までの期間をいう。）について、薬物の種類別に見るとともに、これを総数・男女別に見たものである。

乱用期間が5年以上にわたる者が占める割合を見ると、男女共に覚醒剤（男性91.9%、女性92.3%）が最も高く、次いで、処方薬（男性63.6%、女性75.0%）の順であったが、女性と比べて男性の割合が高かった薬物は、市販薬（男性53.6%、女性34.8%）、ヘロイン（男性19.2%、女性15.4%）、有機溶剤（男性27.4%、女性23.7%）等であり、そのうち、コカイン（男性37.4%、女性15.7%）は顕著に高かった。また、男性と比べて女性の割合が高かった薬物は、MDMA（男性23.8%、女性38.6%）、処方薬（男性63.6%、女性75.0%）等であった。全体で見ると、ガス（90.0%）、ヘロイン（71.8%）、危険ドラッグ（68.1%）、MDMA（58.1%）、コカイン（54.2%）、市販薬（45.1%）、有機溶剤（37.5%）及び大麻（37.3%）については、乱用期間が2年未満の者が占める割合が高かったが、覚醒剤では、10年以上にわたっている者が8割強を占め、20年以上の者は5割強であった。

7-6-2-14図 薬物の乱用期間別構成比（種類別，総数・男女別）

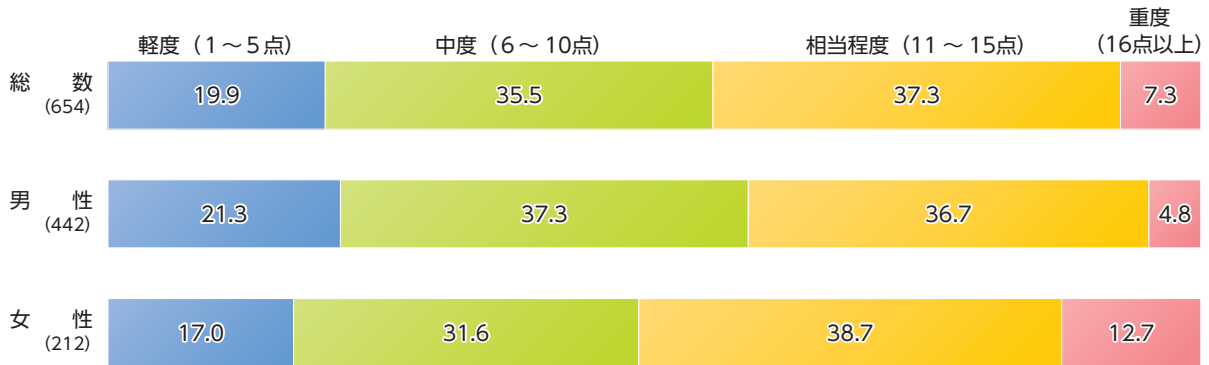


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各薬物乱用の生涯経験がある者に限り，各薬物の乱用期間が不詳の者を除く。
 3 「薬物の乱用期間」は，各薬物を初めて乱用した年齢から最後に乱用した年齢までの期間をいう。
 4 「処方薬」及び「市販薬」の各乱用については，7-6-2-8図の脚注5に同じ。
 5 () 内は，実人員である。

エ 薬物依存の重症度

7-6-2-15図は、薬物依存の重症度別構成比を男女別に見たものである。集中治療の対象の目安とされる「相当程度」以上の者の割合は、男性（41.4%）と比べて女性（51.4%）が高かった。薬物依存の重症度については、本章第1節2項（1）参照。

7-6-2-15図 薬物依存の重症度別構成比（総数・男女別）



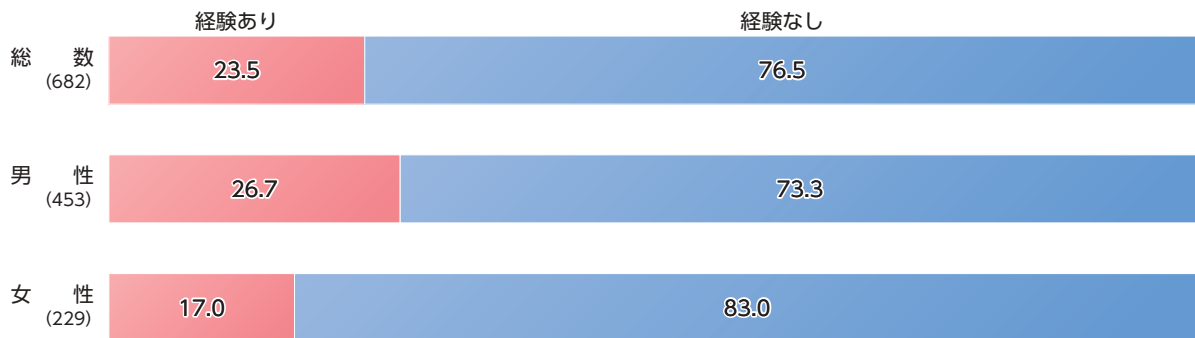
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 薬物依存の重症度が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

(4) 薬物乱用と他の犯罪との関連

7-6-2-16図は、薬物入手のための犯罪（違法薬物を手に入れるためにした窃盗、恐喝、強盗、詐欺等の犯罪をいう。以下この節において同じ。）の経験について、7-6-2-17図は、薬物影響下での犯罪（違法薬物の影響でした粗暴犯罪、性犯罪等の犯罪（薬物犯罪及び交通事故を除く。）をいう。以下この節において同じ。）の経験について、それぞれ男女別に見たものである。

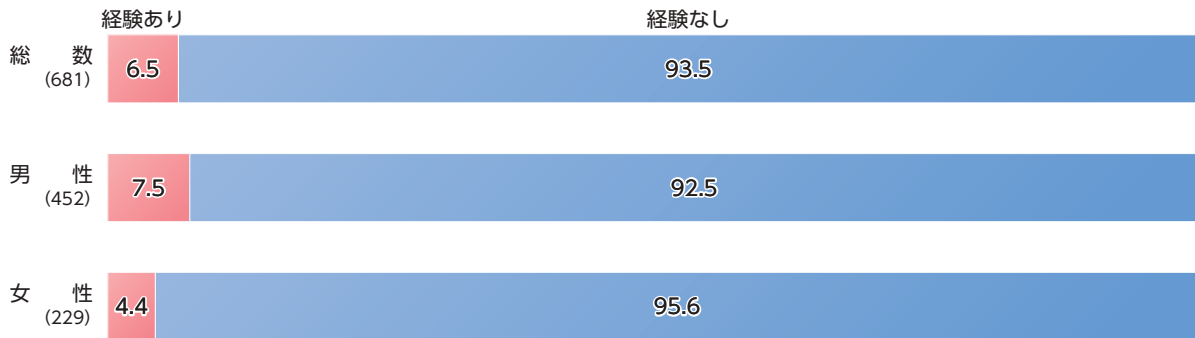
薬物入手のための犯罪において、経験がある者の割合は、女性と比べて男性が顕著に高かった。

7-6-2-16図 薬物入手のための犯罪の経験の有無別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 薬物入手のための犯罪の経験の有無が不詳の者を除く。
 3 「薬物入手のための犯罪」は、違法薬物を手に入れるためにした窃盗、恐喝、強盗、詐欺等の犯罪をいう。
 4 ()内は、実人員である。

7-6-2-17図 薬物影響下での犯罪の経験の有無別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 薬物影響下での犯罪の経験の有無が不詳の者を除く。
 3 「薬物影響下での犯罪」は、違法薬物の影響でした粗暴犯罪、性犯罪等の犯罪をいう。ただし、薬物犯罪及び交通事故を除く。
 4 () 内は、実人員である。

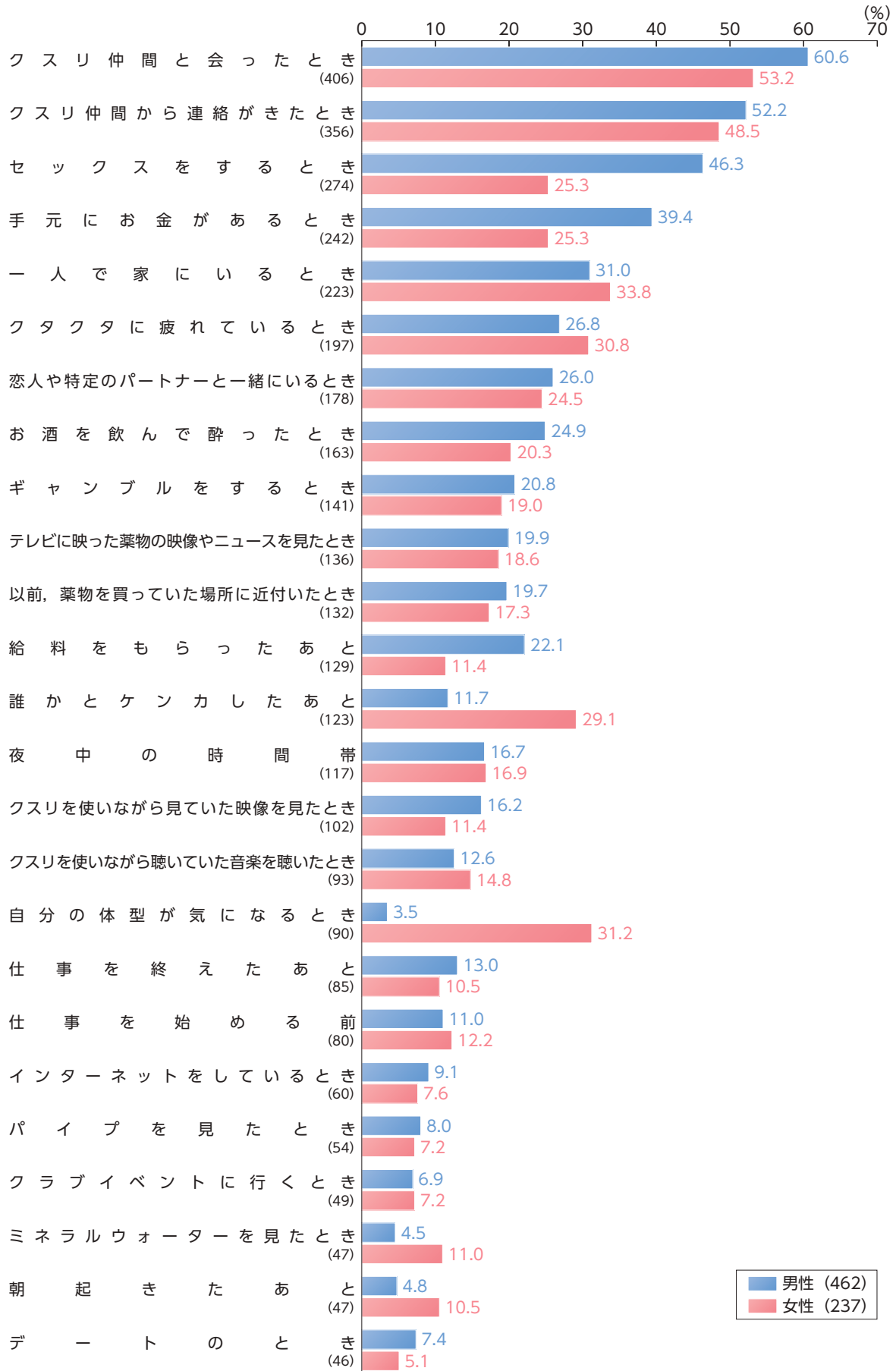
(5) 覚醒剤使用の引き金

7-6-2-18図及び7-6-2-19図は、覚醒剤を使用しなくなった場面及び使用しなくなったときの感情等（いずれも重複計上による。）を、男女別に見たものである。

覚醒剤を使用しなくなった場面としては、「クスリ仲間と会ったとき」が男性60.6%、女性53.2%と男女共に最も高く、次いで、「クスリ仲間から連絡がきたとき」（男性52.2%、女性48.5%）の順であり、いずれもおよそ5～6割であった。女性と比べて男性の割合が顕著に高かった項目は、「セックスをするとき」（男性46.3%、女性25.3%）、「手元にお金があるとき」（男性39.4%、女性25.3%）及び「給料をもらったあと」（男性22.1%、女性11.4%）であり、男性と比べて女性の割合が顕著に高かった項目は、「誰かとケンカしたあと」（男性11.7%、女性29.1%）、「自分の体型が気になるとき」（男性3.5%、女性31.2%）、「ミネラルウォーターを見たとき」（男性4.5%、女性11.0%）及び「朝起きたあと」（男性4.8%、女性10.5%）であった。

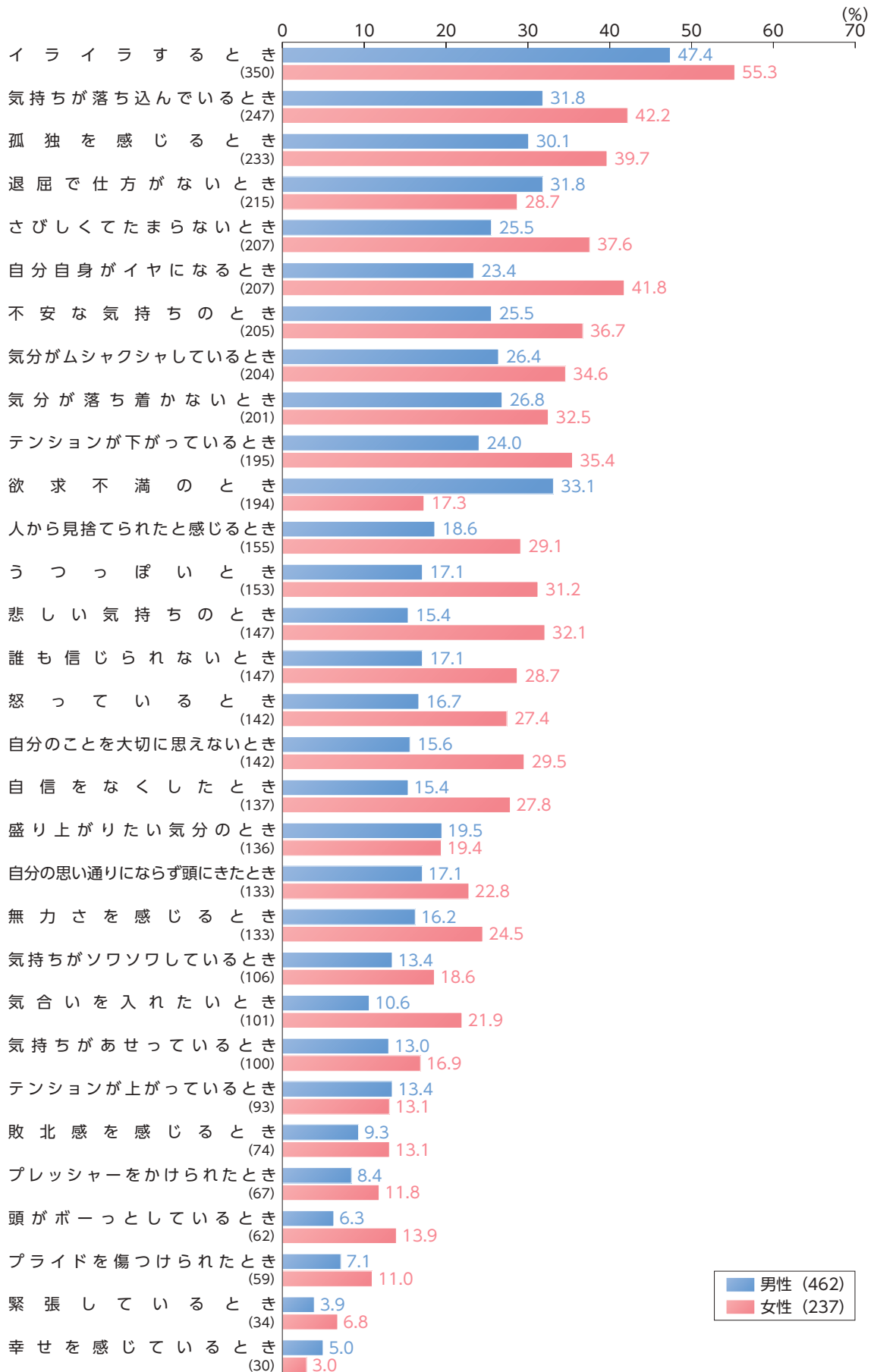
覚醒剤を使用しなくなったときの感情等としては、男女共に「イライラするとき」が5割前後と最も高く、次いで、男性では、「欲求不満のとき」（33.1%）、「気持ちが落ち込んでいるとき」・「退屈で仕方がないとき」（いずれも31.8%）の順であり、女性では、「気持ちが落ち込んでいるとき」（42.2%）、「自分自身がイヤになるとき」（41.8%）、「孤独を感じる時」（39.7%）の順であった。女性では、その他の否定的な感情等を表す項目においても、覚醒剤を使用しなくなったと回答した者の割合が男性より顕著に高い項目が多かった。

7-6-2-18 覚醒剤を使用しなくなった場面（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は各性別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。
 4 調査した項目のうち、該当者の人員が30人未満であったものを除く。

7-6-2-19図 覚醒剤を使用しなくなったときの感情等（男女別）



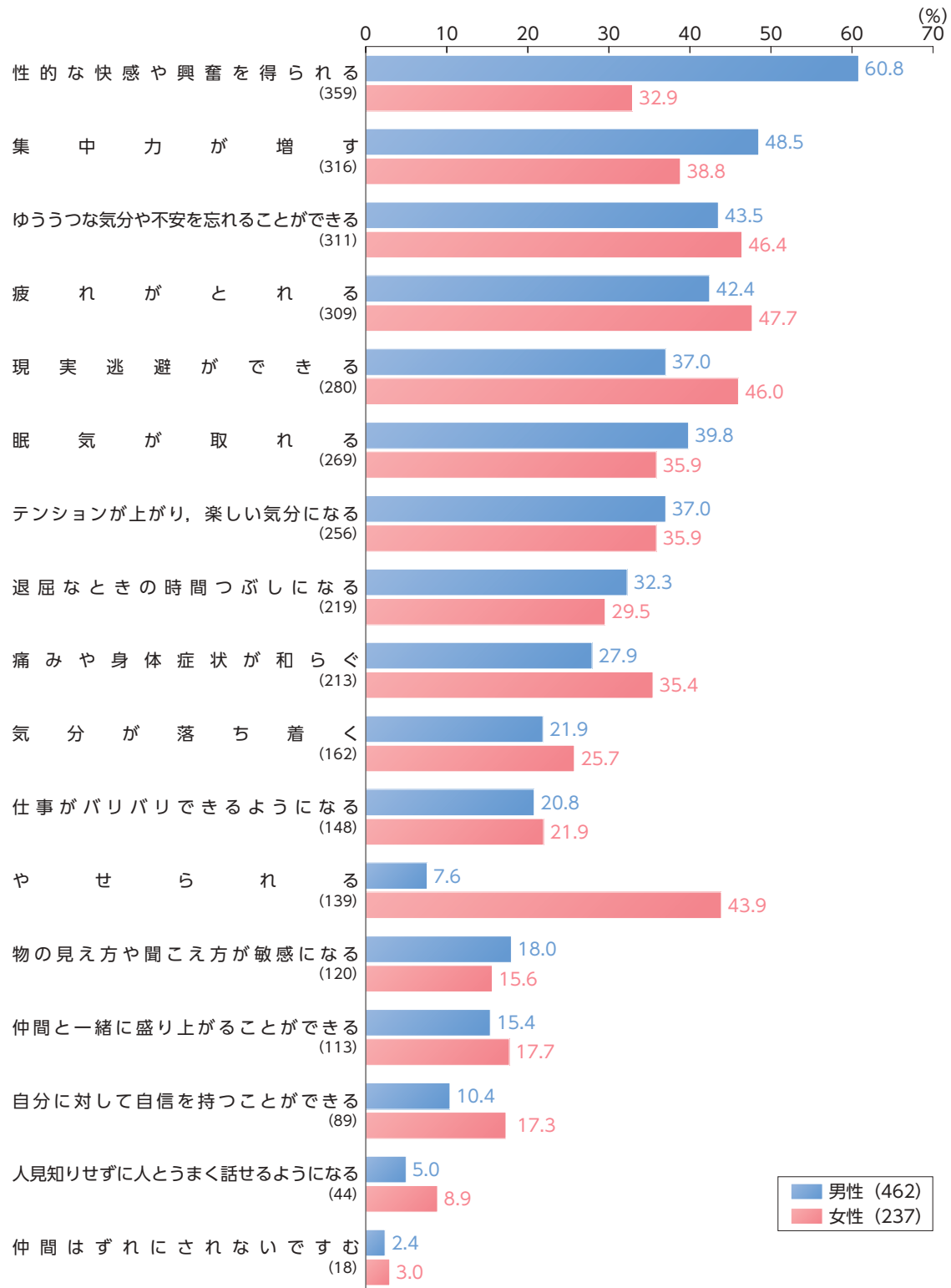
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は各性別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。
 4 調査した項目のうち、該当者の人員が30人未満であったものを除く。

(6) 覚醒剤使用に対する認識

7-6-2-20図は、覚醒剤使用による本人のメリット（重複計上による。）を男女別に見たものである。

男性では、「性的な快感や興奮を得られる」（60.8%）が最も高く、次いで、「集中力が増す」（48.5%）、「ゆううつな気分や不安を忘れることができる」（43.5%）、「疲れがとれる」（42.4%）の順であり、女性では、「疲れがとれる」（47.7%）が最も高く、次いで、「ゆううつな気分や不安を忘れることができる」（46.4%）、「現実逃避ができる」（46.0%）、「やせられる」（43.9%）の順であった。女性と比べて男性の割合が顕著に高かった項目は、「性的な快感や興奮を得られる」（男性60.8%、女性32.9%）及び「集中力が増す」（男性48.5%、女性38.8%）であり、男性と比べて女性の割合が顕著に高かった項目は、「現実逃避ができる」（男性37.0%、女性46.0%）、「痛みや身体症状が和らぐ」（男性27.9%、女性35.4%）、「やせられる」（男性7.6%、女性43.9%）、「自分に対して自信を持つことができる」（男性10.4%、女性17.3%）及び「人見知りせずに人とうまく話せるようになる」（男性5.0%、女性8.9%）であった。

7-6-2-20図 覚醒剤使用による本人のメリット（男女別）

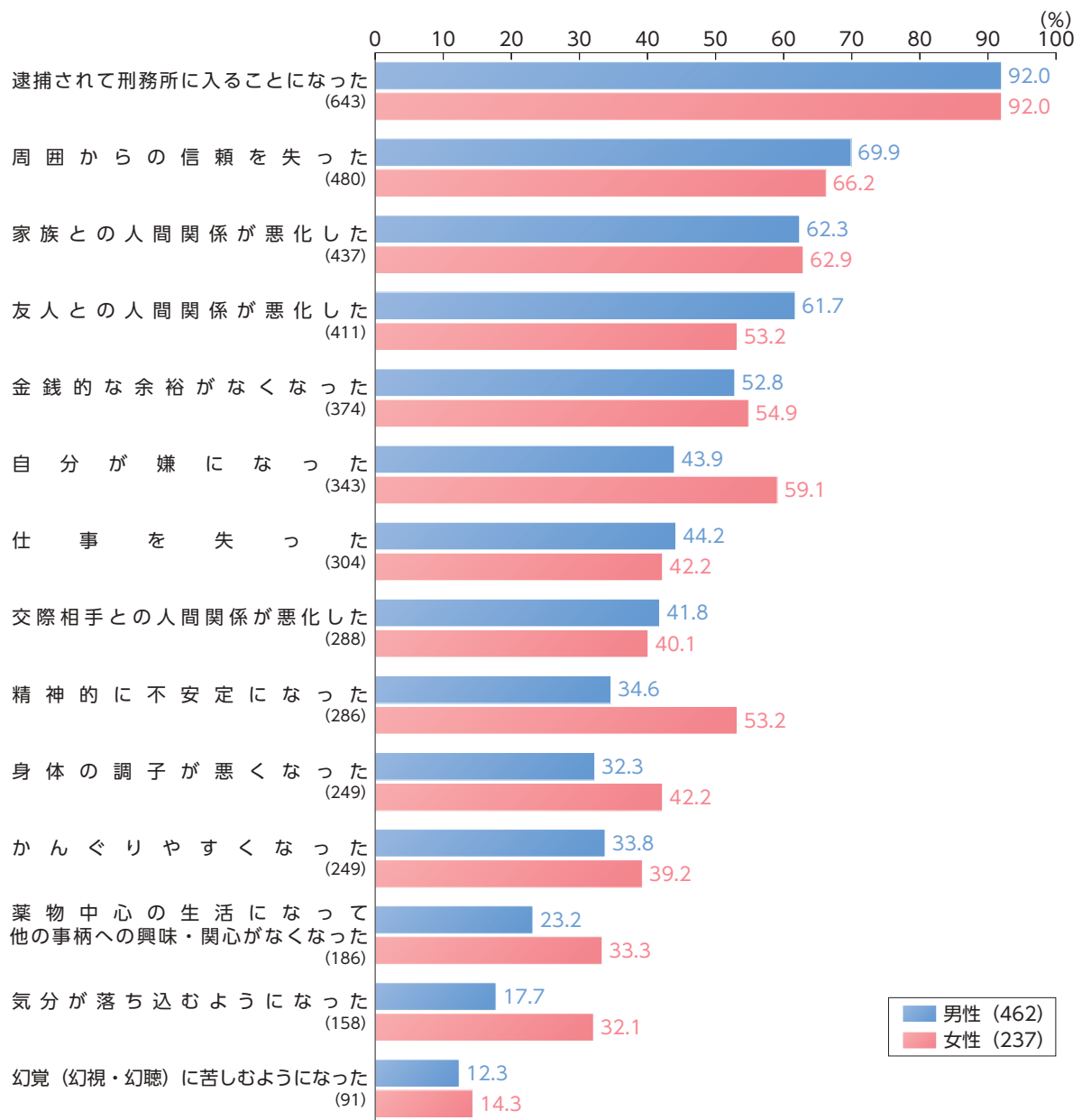


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は各性別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

7-6-2-21図は、覚醒剤使用による本人のデメリット（重複計上による。）を男女別に見たものである。男女共に9割を超える者が「逮捕されて刑務所に入ることになった」を選択し、6割を超える者が「周囲からの信頼を失った」及び「家族との人間関係が悪化した」を選択していた。

そのほか、女性と比べて男性の割合が顕著に高かった項目は、「友人との人間関係が悪化した」（男性61.7%、女性53.2%）であり、男性と比べて女性の割合が高かった項目は、「自分が嫌になった」（男性43.9%、女性59.1%）、「精神的に不安定になった」（男性34.6%、女性53.2%）、「身体の調子が悪くなった」（男性32.3%、女性42.2%）、「薬物中心の生活になって他の事柄への興味・関心がなくなった」（男性23.2%、女性33.3%）及び「気分が落ち込むようになった」（男性17.7%、女性32.1%）であった。

7-6-2-21図 覚醒剤使用による本人のデメリット（男女別）



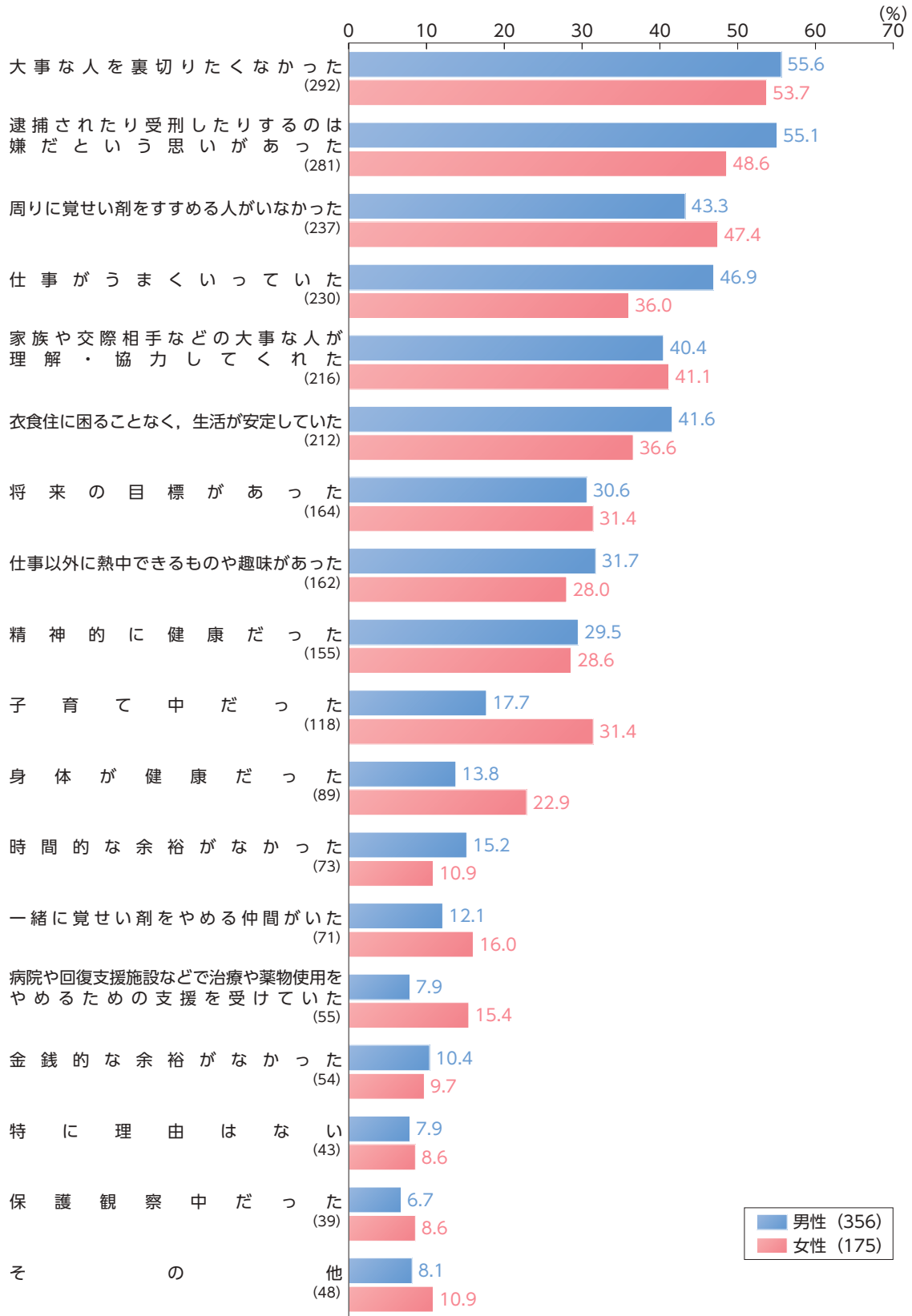
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は各性別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

(7) 断薬状況

覚醒剤の断薬努力経験（覚醒剤をやめるために本人なりに何らかの具体的な努力を行った経験をいう。以下この節において同じ。）がある者（不詳の者を除く。）は、男性では68.6%（308人）であるのに対し、女性では84.1%（190人）で、女性の割合が顕著に高かった。断薬経験（刑務所等への入所等、身柄を拘束されていた期間を除き、1年間以上覚醒剤の使用をやめていた経験をいう。以下この節において同じ。）がある者（不詳の者を除く。）は、男性82.6%（356人）、女性81.8%（175人）であり、男女共に8割を超えていた。

7-6-2-22図は、覚醒剤の断薬経験がある者が覚醒剤を断薬した理由（重複計上による。）を男女別に見たものである。男女共に、「大事な人を裏切りたくなかった」が5割を超えて最も高く、次いで、「逮捕されたり受刑したりするのは嫌だという思いがあった」（男性55.1%、女性48.6%）の順であった。女性と比べて男性の割合が顕著に高かった項目は、「仕事がうまくいっていた」（男性46.9%、女性36.0%）であり、男性と比べて女性の割合が顕著に高かった項目は、「子育て中だった」（男性17.7%、女性31.4%）、「身体が健康だった」（男性13.8%、女性22.9%）及び「病院や回復支援施設などで治療や薬物使用をやめるための支援を受けていた」（男性7.9%、女性15.4%）であった。

7-6-2-22 覚醒剤を断薬した理由（男女別）



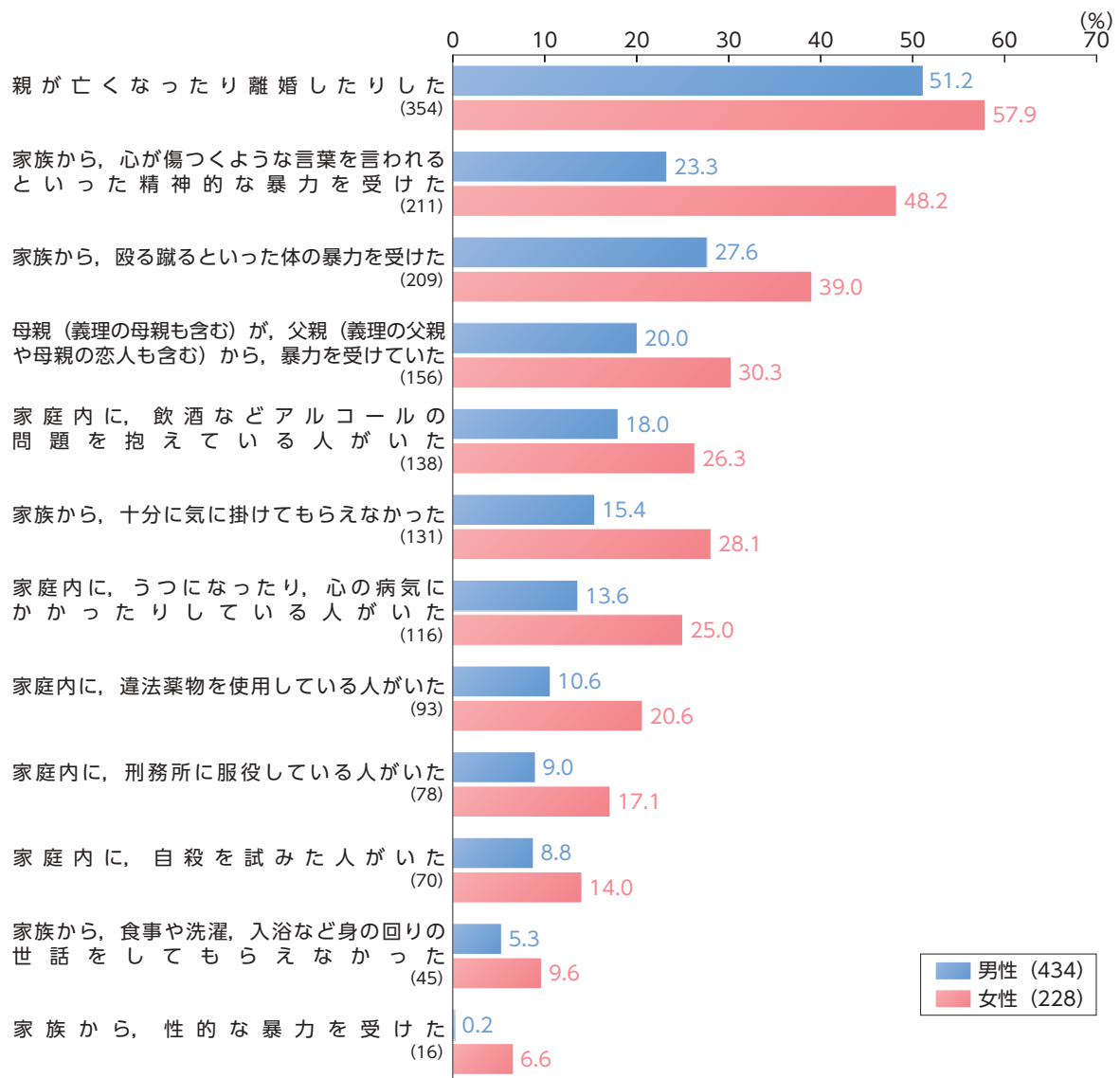
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 断薬経験がある者に限る。断薬経験は、刑務所等への入所等、身柄を拘束されていた期間を除き、1年間以上覚醒剤の使用をやめていた経験をいう。
 3 複数の断薬経験がある場合には、最も長くやめていた期間における断薬理由による。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 凡例の（ ）内は各性別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

(8) 疾患・その他の問題等との関連

ア 小児期逆境体験 (ACE)

7-6-2-23図は、小児期逆境体験 (ACE) の経験率 (重複計上による。) を男女別に見たものである。「親が亡くなったり離婚したりした」の経験率が男女共に5割を超えて最も高く、女性では、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的暴力を受けた」及び「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の経験率がおよそ4~5割と、男性と比べて顕著に高かった。このほかの全ての項目においても、男性と比べて女性の経験率が高く、女性の各項目への該当数の平均は3項目を超えていた。小児期逆境体験 (ACE) については、本章第1節2項 (4) 参照。

7-6-2-23図 小児期逆境体験 (ACE) 経験率 (男女別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 いずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 重複計上による。
 4 凡例の () 内は各性別の実人員であり、縦軸の () 内は各項目の該当者の人員である。

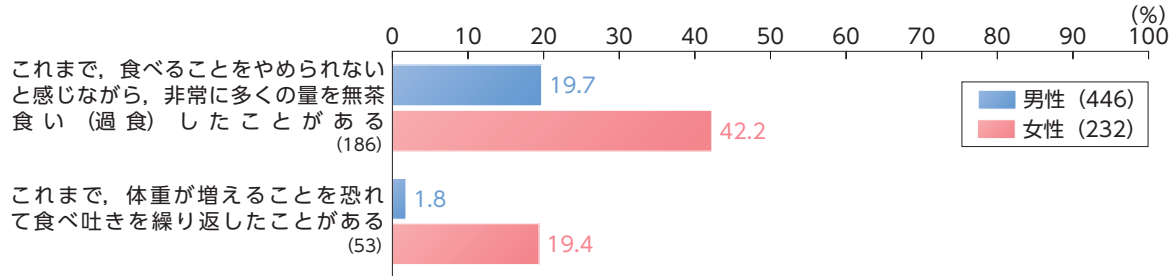
イ 食行動の問題・自傷行為・自殺念慮・DV被害

7-6-2-24図は、食行動の問題・自傷行為・自殺念慮・DV被害の経験率（重複計上による。）をそれぞれ男女別に見たものである。

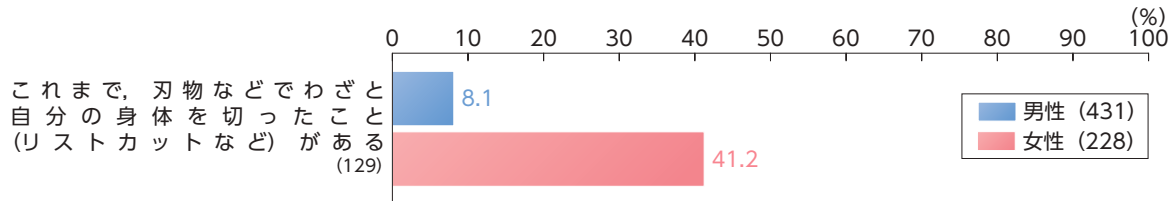
全ての項目で女性の経験率の方が顕著に高かったが、特に、無茶食い（過食）、自傷行為及び自殺念慮では4割を超え、DV被害では7割を超える者に経験があった。

7-6-2-24図 食行動の問題・自傷行為・自殺念慮・DV被害の経験率（男女別）

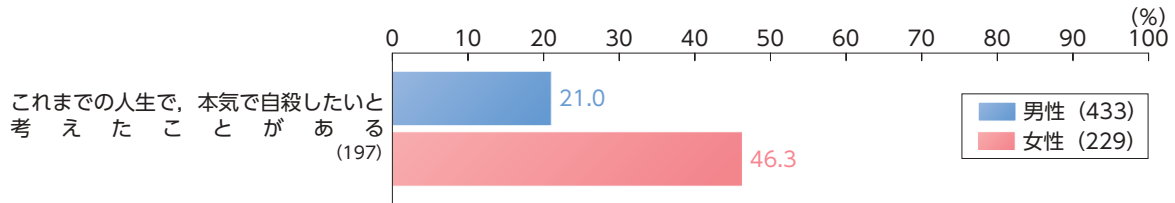
① 食行動の問題



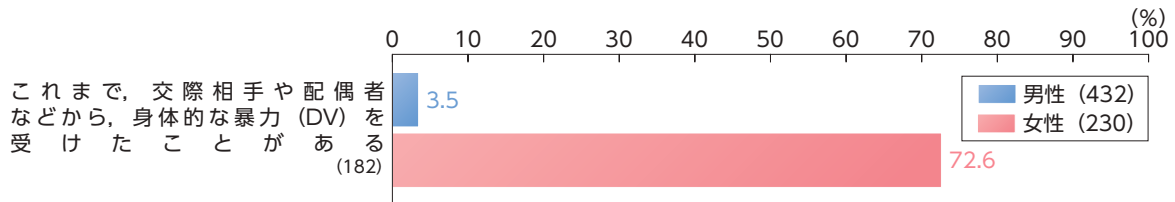
② 自傷行為



③ 自殺念慮



④ DV被害



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 食行動の問題、自傷行為、自殺念慮及びDV被害の経験の有無が不詳の者を除く。
 3 重複計上による。
 4 凡例の（ ）内は各性別の実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

ウ 精神疾患・慢性疾患

精神疾患（気分障害、統合失調症、発達障害、摂食障害等の精神障害をいい、依存症（薬物・アルコール・ギャンブル）を除く。）の診断（不詳の者を除く。）の有無について見ると、男性の8.6%（38人）、女性の40.2%（92人）が診断を受けており、男性と比べて女性の割合が顕著に高かった。

慢性疾患（糖尿病、循環器疾患、がん等の身体の病気をいう。）の診断（不詳の者を除く。）の有無について見ると、男性の10.5%（47人）、女性の17.2%（39人）が診断を受けており、男性と比べて女性の割合が顕著に高かった。

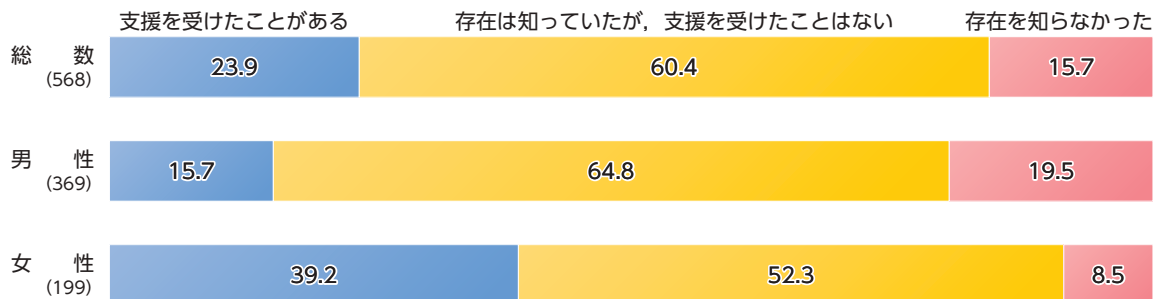
(9) 関係機関の支援についての経験・意識

薬物乱用に関する医療・保健機関や民間支援団体（以下この節において「関係機関」という。）を「専門病院」（薬物依存の治療を行っている病院やクリニック）、「保健機関」（薬物使用について相談できる精神保健福祉センターや保健所）、「回復支援施設」（ダルク等、薬物依存の当事者が入所・通所する施設）及び「自助グループ」（NA等、薬物依存の当事者が公民館等でミーティングを行う団体）の4種類に分類し、それぞれの利用状況等について調査した。

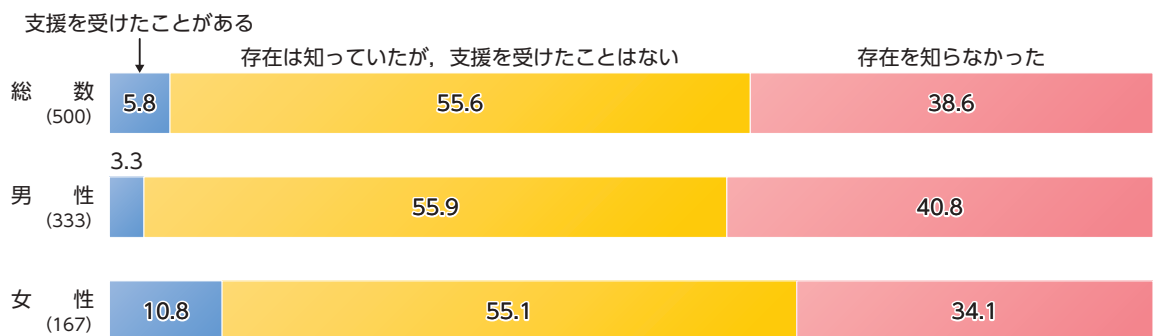
7-6-2-25図は、各関係機関の利用状況別構成比を男女別に見たものである。支援を受けたことがある者の割合が最も高いのは、男女共に専門病院であった。また、専門病院、保健機関及び自助グループにおいて、「支援を受けたことがある」と回答した者の割合は、男性と比べて女性の方が顕著に高く、専門病院及び自助グループにおいて、「存在を知らなかった」と回答した者の割合は、女性と比べて男性の方が顕著に高かった。

7-6-2-25図 関係機関の利用状況別構成比（関係機関別、総数・男女別）

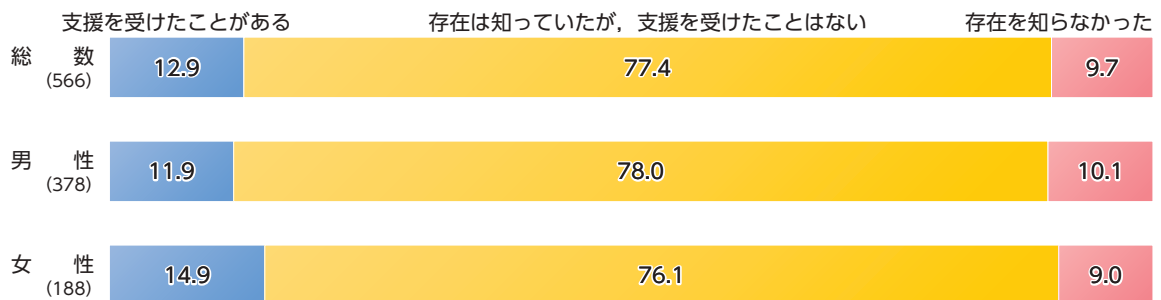
① 専門病院



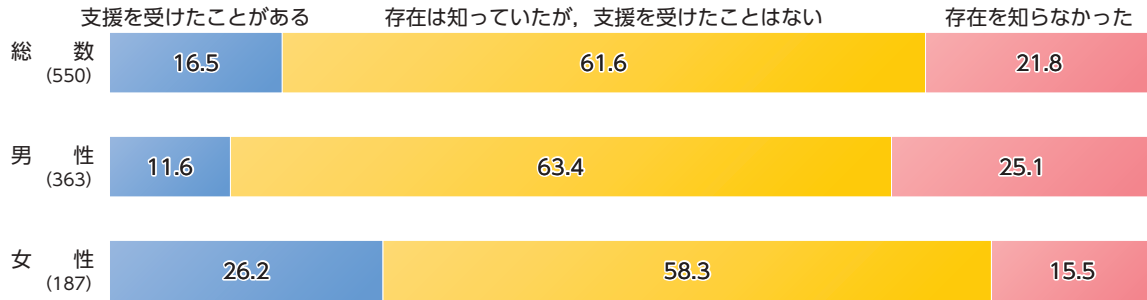
② 保健機関



③ 回復支援施設



④ 自助グループ



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各関係機関の利用状況が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

関係機関から受ける支援への良いイメージ（重複計上による。調査項目は7-6-2-36☒参照）を男女別に見ると、男女共に、専門病院では、「薬物をやめるための具体的な方法を知ることができる」（男性50.0％、女性48.1％）が最も高く、回復支援施設及び自助グループでは、「薬物をやめるために一緒にがんばれる仲間ができる」（男性39.2％、女性43.0％（回復支援施設）、男性33.1％、女性44.7％（自助グループ））が最も高かった。

また、多くの項目で、男性と比べて女性の割合が高く、専門病院では、「不眠や精神安定等に効く薬がもらえる」（男性35.9％、女性51.1％）、「人間関係などの悩みを相談でき、精神的に楽になる」（男性23.4％、女性36.3％）、「家族や交際相手等との関係が良くなる」（男性17.5％、女性28.7％）、保健機関では、「人間関係などの悩みを相談でき、精神的に楽になる」（男性14.1％、女性22.4％）、自助グループでは、「薬物をやめるために一緒にがんばれる仲間ができる」（男性33.1％、女性44.7％）、「再使用や薬物を使いたい気持ちを正直に話すことができる」（男性31.6％、女性39.7％）、「自分のことを理解してくれる支援者と出会える」（男性30.3％、女性38.4％）で顕著に高かった。

それに対し、関係機関から受ける支援への悪いイメージ（重複計上による。調査項目は7-6-2-37☒参照）を男女別に見ると、専門病院では、男女共に、「お金がかかる」（男性41.6％、女性38.4％）が最も高く、次いで、「入院や入所を強引に勧められる」（男性30.5％、女性35.0％）の順であり、保健機関では、男性は「お金がかかる」（20.3％）が最も高く、次いで、「特に悪いイメージはない」・「時間がかかる」（いずれも19.9％）の順であり、女性は「薬物を再び使ってしまった場合、通報（逮捕）される」（24.5％）が最も高く、次いで、「特に悪いイメージはない」（22.8％）の順であった。回復支援施設では、男女共に、「薬物仲間（他の覚せい剤使用者、売人）や新しい誘惑が増える」（男性39.0％、女性47.3％）が最も高く、次いで、男性は「お金がかかる」（35.9％）、女性は「規則や守りごとが多く、自分の自由が奪われる」（40.9％）の順であり、自助グループでは、男女共に、「薬物仲間（他の覚せい剤使用者、売人）や新しい誘惑が増える」（男性34.8％、女性39.7％）が最も高く、次いで、「薬物のことを思い出し、かえってやりたくなる」（男性31.0％、女性35.4％）の順であった。

また、女性と比べて男性の割合が顕著に高かった項目は、専門病院では、「自分が話したことで、あれこれ口を出され、わずらわしい思いをする」（男性14.1％、女性8.4％）、「薬物のことを思い出し、かえってやりたくなる」（男性12.6％、女性6.8％）、保健機関では、「お金がかかる」（男性20.3％、女性12.7％）、自助グループでは、「薬物を再び使ってしまった場合、通報（逮捕）される」（男性13.9％、女性7.2％）であった。他方、男性と比べて女性の割合が顕著に高かった項目は、専門病院では、「薬物を再び使ってしまった場合、通報（逮捕）される」（男性21.6％、女性29.5％）、回復支援施設では、「薬物仲間（他の覚せい剤使用者、売人）や新しい誘惑が増える」（男性39.0％、女性47.3％）、自助グループでは、「同じ支援を受ける周りの人との人間関係が面倒くさい」（男性24.5％、女性31.6％）であった。

3 初入者・再入者別の特徴

この項では、覚醒剤取締法違反による入所受刑者の再入者率が上昇傾向にあり、また、令和元年は入所受刑者全体の再入者率と比べて高い（本編第4章第3節3項（1）ア参照）ことなどに鑑み、初入者・再入者別の特徴を明らかにする。

（1）基本的属性

調査対象者の属性等を初入者・再入者別に見ると、7-6-2-26図のとおりである。

性別を見ると、再入者の約7割が男性であり、その割合は初入者と比べて顕著に高かった。

平均年齢は、初入者37.1歳、再入者45.8歳であり、年齢層を見ると、初入者では、30歳未満が約2割、30～39歳が約4割と両年齢層で過半を占めていたのに対し、再入者では、これら両年齢層を合わせて3割に満たず、40～49歳が4割を超え、65歳以上が6.4%を占めた。

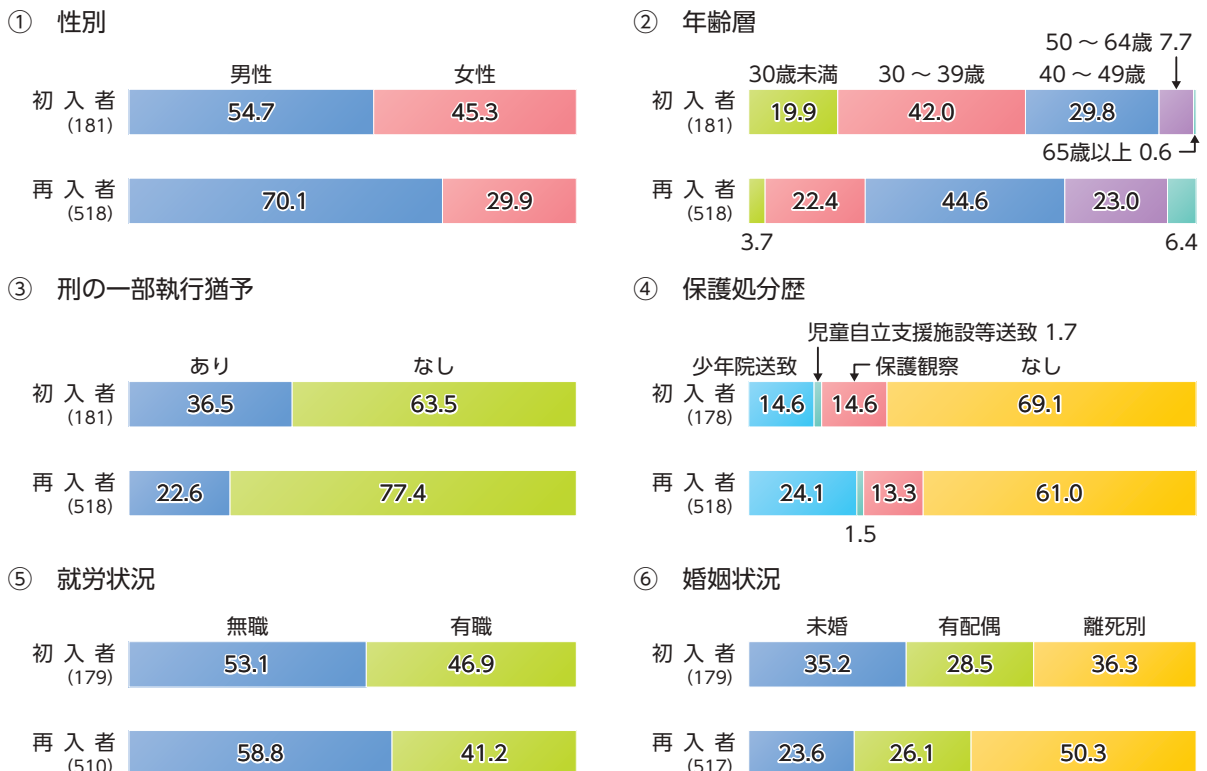
調査対象事件における刑の一部執行猶予の有無を見ると、初入者の36.5%が一部執行猶予の言渡しを受けており、その割合は再入者と比べて顕著に高かったが、再入者でも、一部執行猶予の言渡しを受けた者は約2割いた。

保護処分歴を見ると、初入者の約3割、再入者の約4割に保護処分歴があった。

就労状況を見ると、初入者・再入者共に、無職者は5割を超えていた。

婚姻状況を見ると、初入者は未婚と離死別がそれぞれ3割を超えていたが、再入者は離死別が約5割と最も多かった。

7-6-2-26図 調査対象者の属性等（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢層」は、調査時の年齢による。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「保護処分歴」が複数ある場合は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設・児童養護施設送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
 6 「就労状況」は、犯行時のものであり、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 7 「婚姻状況」は、犯行時のものであり、内縁関係によるものを含む。
 8 各属性等の初入者・再入者別の人員における構成比である。
 9 () 内は、実人員である。

再入者（薬物犯罪による入所度数が不詳の者を除く。）の薬物犯罪（覚醒剤取締法違反等）による入所度数は、1度が24人（4.8%）、2度が181人（36.3%）、3度が103人（20.7%）、4度が72人（14.5%）、5度以上が118人（23.7%）であった。

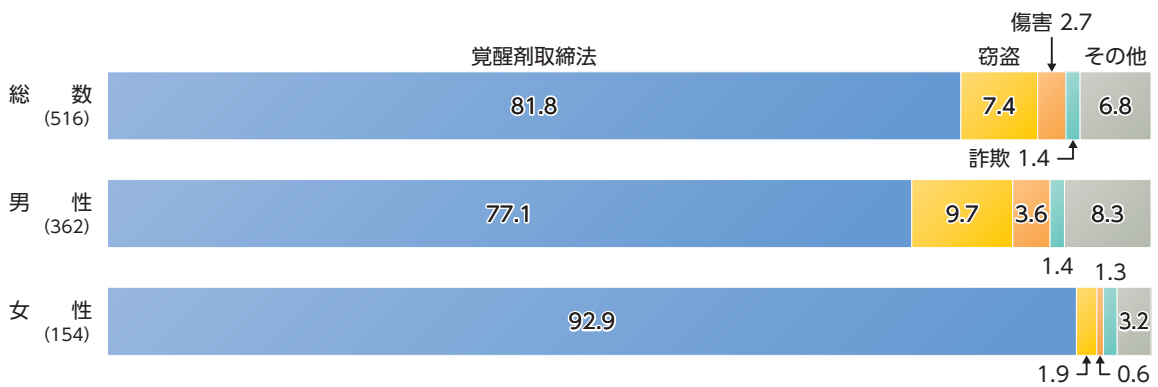
7-6-2-27図は、再入者の前刑罪名（前回入所した時の罪名をいう。以下この項において同じ。）及び再犯期間（第5編第2章第3節4項参照）について、総数・男女別に構成比を見たものである。

前刑罪名は、全体では覚醒剤取締法違反が81.8%と大半を占め、次いで、窃盗（7.4%）、傷害（2.7%）の順であった。特に女性では、前刑罪名が同法違反の者が9割を超え、そのほとんどが同法違反を繰り返した者であった。

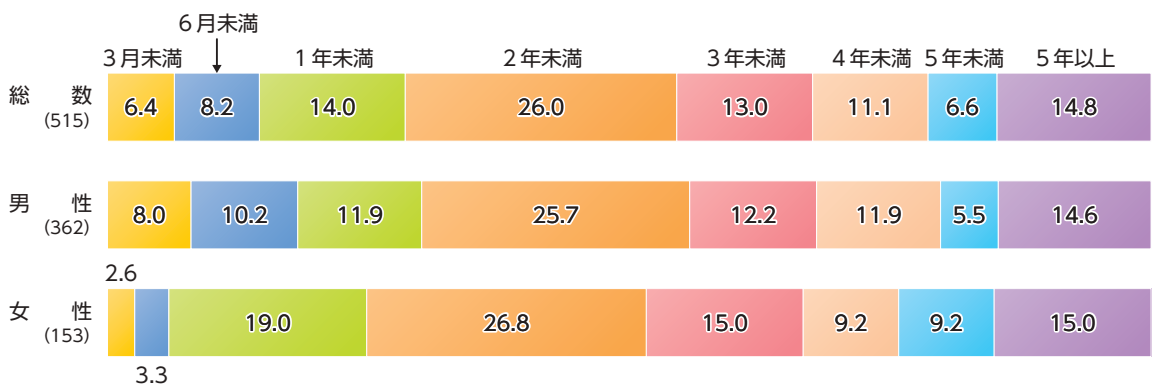
再犯期間を見ると、前回の出所から1年未満で再犯に至った者は全体で28.5%、2年未満で再犯に至った者は54.6%であった。男性は、3月未満が8.0%、6月未満が10.2%であり、両者合わせて約2割がごく短期間で再犯に至っていたが、女性は、3月未満が2.6%、6月未満が3.3%と、両者を合わせた構成比は男性に比べて顕著に低かった。

7-6-2-27図 再入者の再犯状況（総数・男女別）

① 前刑罪名



② 再犯期間



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は前刑罪名が、②は再犯期間が不詳の者を除く。
 3 前刑出所後の犯罪により再入所した者に限る。
 4 「前刑罪名」は、前回入所した時の罪名をいう。
 5 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 6 各項目の総数・男女別の人員における構成比である。
 7 () 内は、実人員である。

(2) 調査対象事件

ア 調査対象事件の態様

調査対象事件の態様（重複計上による。不詳の者を除く。）を見ると、初入者・再入者共に、「使用」（初入者92.6%（162人）、再入者89.7%（451人））の割合が最も高く、次いで、「単純所持」（初入者41.7%（73人）、再入者33.8%（170人））、「譲受」（初入者18.3%（32人）、再入者17.9%（90人））、「譲渡」（初入者4.6%（8人）、再入者4.8%（24人））、「営利目的所持」（初入者4.0%（7人）、再入者4.4%（22人））の順であった。

イ 覚醒剤の入手先

覚醒剤の入手先（重複計上による。不詳の者を除く。）は、「知人」が初入者29.4%（52人）、再入者32.3%（161人）、「連絡先を知っている密売人（携帯電話で連絡を取ったなど）」が初入者29.4%（52人）、再入者29.3%（146人）、「友人」が初入者16.4%（29人）、再入者19.5%（97人）、「連絡先を知らない密売人（路上で声をかけられたなど）」が初入者12.4%（22人）、再入者16.5%（82人）、「暴力団関係者」が初入者11.3%（20人）、再入者14.1%（70人）であり、これらの割合は同程度であったものの、「インターネットを介した相手」については、初入者14.7%（26人）、再入者7.0%（35人）と初入者の割合が顕著に高かった。

ウ 検挙時の心情

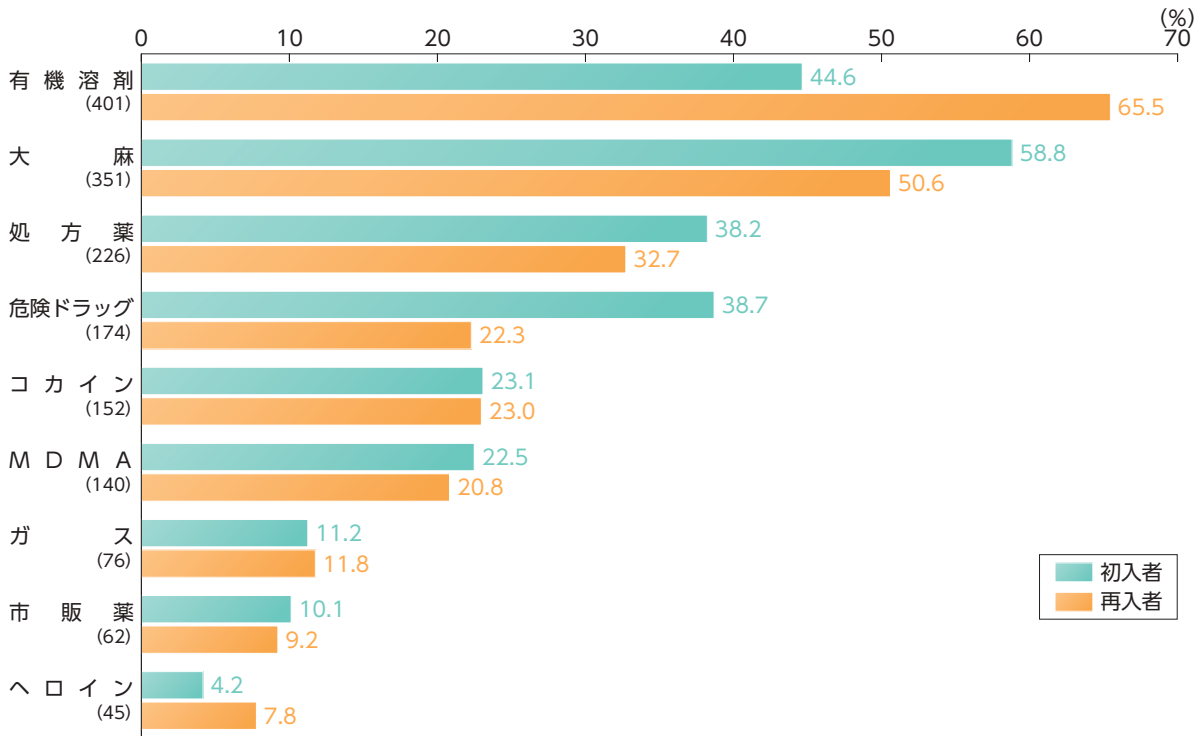
検挙時の心情（重複計上による。）については、初入者では、「家族・知人のことを思い出した」（72.4%（131人））、「刑務所に行くことになると思うと怖くなった」（51.4%（93人））の割合が半数を超え、次いで、「これで薬がやめられる」（44.8%（81人））、「仕事のことを思い出した」（37.6%（68人））、「運が悪かった」（26.0%（47人））の順であった。再入者では、「家族・知人のことを思い出した」（66.6%（345人））の割合が突出して高く、次いで、「これで薬がやめられる」（38.6%（200人））、「仕事のことを思い出した」（33.6%（174人））、「刑務所に行くことになると思うと怖くなった」（28.6%（148人））、「運が悪かった」（27.0%（140人））の順であった。

(3) 薬物乱用状況等

ア 薬物乱用の生涯経験

7-6-2-28図は、薬物乱用の生涯経験率について、薬物の種類別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。再入者と比べて初入者の生涯経験率が顕著に高い薬物は、危険ドラッグであり、逆に再入者の生涯経験率が顕著に高い薬物は、有機溶剤であった。

7-6-2-28図 薬物乱用の生涯経験率（種類別，初入者・再入者別）

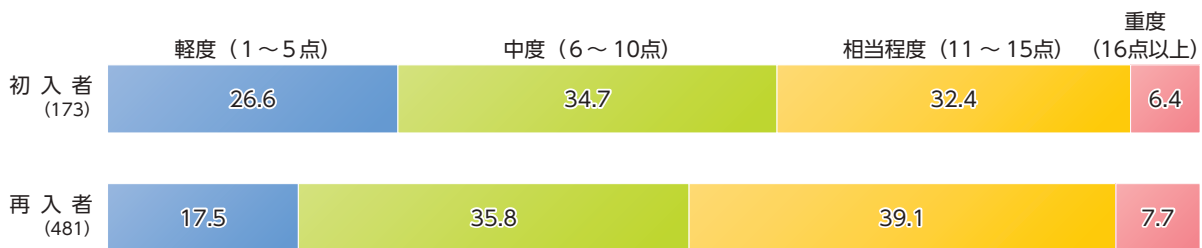


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各薬物乱用の生涯経験の有無が不詳の者を除く。
 3 「処方薬」及び「市販薬」の各乱用については、7-6-2-8図の脚注5に同じ。
 4 () 内は、各項目の該当者の人員である。

イ 薬物依存の重症度

7-6-2-29図は、薬物依存の重症度別構成比を初入者・再入者別に見たものである。再入者は、集中治療の対象の目安とされる「相当程度」以上の者が5割近くを占めた。初入者は、再入者に比べて「軽度」の者が多かったが、「相当程度」以上の者も4割近くいた。薬物依存の重症度については、本章第1節2項(1)参照。

7-6-2-29図 薬物依存の重症度別構成比（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 薬物依存の重症度が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 注射器使用経験等

注射器で薬物を使用した経験がある者（不詳の者を除く。）は、初入者が88.1%（155人）（「1回～数回程度」19.9%（35人）、「何回も」68.2%（120人））、再入者が95.8%（477人）（「1回～数回程度」18.1%（90人）、「何回も」77.7%（387人））であり、再入者の割合が顕著に高かった。

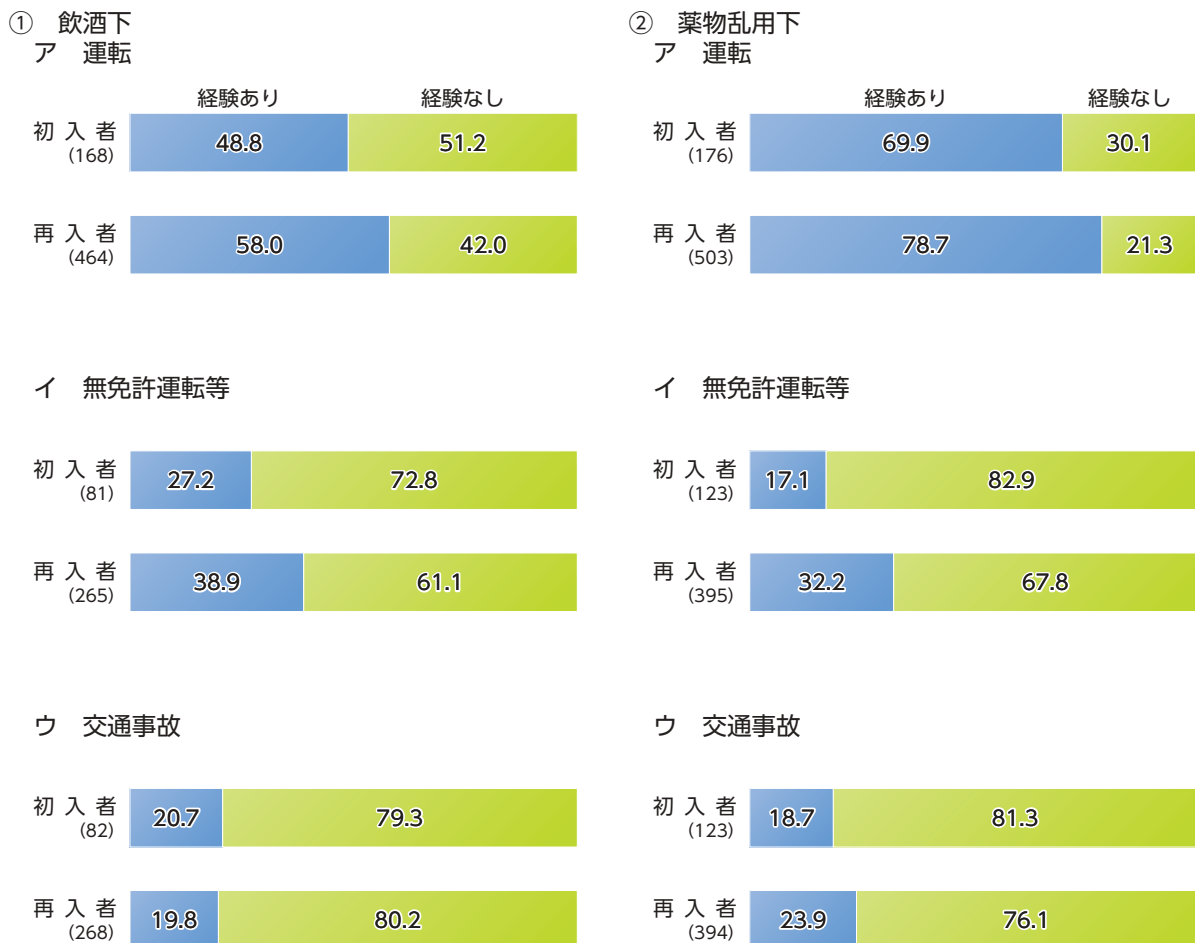
また、注射器の回し打ちや共有経験がある者（不詳の者を除く。）は、初入者が62.3%（109人）（「1回～数回程度」34.3%（60人）、「何回も」28.0%（49人））、再入者が72.1%（361人）（「1回～数回程度」30.7%（154人）、「何回も」41.3%（207人））であり、回し打ちや共有経験についても、再入者の割合が顕著に高かった。

（4）薬物乱用と他の犯罪との関連

薬物入手のための犯罪の経験がある者（不詳の者を除く。）は、初入者13.0%（23人）、再入者27.1%（137人）、薬物影響下での犯罪の経験がある者（不詳の者を除く。）は、初入者1.7%（3人）、再入者8.1%（41人）で、いずれも再入者の割合が顕著に高かった。

7-6-2-30図は、飲酒下・薬物乱用下での交通犯罪の経験の有無別構成比を、初入者・再入者別に見たものである。再入者は、飲酒運転、薬物乱用下での運転、薬物乱用下での無免許運転等の割合が、初入者に比べて顕著に高かった。

7-6-2-30図 飲酒下・薬物乱用下での交通犯罪の経験の有無別構成比（態様別、初入者・再入者別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は飲酒の経験がない者及び飲酒下での交通犯罪の経験の有無が不詳の者を除き、イ及びウは、そのうち、飲酒下での運転の経験がある者に限る。
 3 ②は薬物乱用下での交通犯罪の経験の有無が不詳の者を除き、イ及びウは、そのうち、薬物乱用下での運転の経験がある者に限る。
 4 「薬物」は、覚醒剤を含む違法薬物をいう。
 5 「運転」は、自動車又はバイクの運転をいう。
 6 「無免許運転等」は、免許停止中の運転を含む。
 7 ()内は、実人員である。

(5) 覚醒剤使用の引き金

覚醒剤を使用しなくなった場面（重複計上による。調査項目及び男女別の割合は**7-6-2-18**図参照）を見ると、初入者・再入者共に、「クスリ仲間と会ったとき」（初入者53.6%（97人）、再入者59.7%（309人））の割合が最も高く、次いで、「クスリ仲間から連絡がきたとき」（初入者46.4%（84人）、再入者52.5%（272人））の順であった。割合の高い項目は、初入者・再入者間でおおむね似通っていたが、再入者と比べて初入者の方が顕著に高かった項目は、「テレビに映った薬物の映像やニュースを見たとき」（初入者26.5%（48人）、再入者17.0%（88人））、「パイプを見たとき」（初入者15.5%（28人）、再入者5.0%（26人））及び「クラブイベントに行くとき」（初入者12.7%（23人）、再入者5.0%（26人））であり、再入者の方が顕著に高かった項目は、「セックスをするとき」（初入者32.6%（59人）、再入者41.5%（215人））及び「恋人や特定のパートナーと一緒にいるとき」（初入者18.8%（34人）、再入者27.8%（144人））であった。

また、覚醒剤を使用しなくなったときの感情等（重複計上による。調査項目及び男女別の割合は**7-6-2-19**図参照）を見ると、初入者・再入者共に、「イライラするとき」（初入者43.6%（79人）、再入者52.3%（271人））の割合が最も高く、次いで、「気持ちが落ち込んでいるとき」（初入者39.8%（72人）、再入者33.8%（175人））の順であった。割合の高い項目は、初入者・再入者間でおおむね似通っていたが、再入者と比べて初入者の方が顕著に高かった項目は、「気持ちがソワソワしているとき」（初入者21.0%（38人）、再入者13.1%（68人））、「気合いを入れたいとき」（初入者19.9%（36人）、再入者12.5%（65人））、「プレッシャーをかけられたとき」（初入者13.8%（25人）、再入者8.1%（42人））及び「頭がボーっとしているとき」（初入者12.7%（23人）、再入者7.5%（39人））であり、再入者の方が顕著に高かった項目は、前記「イライラするとき」であった。

(6) 覚醒剤使用に対する認識

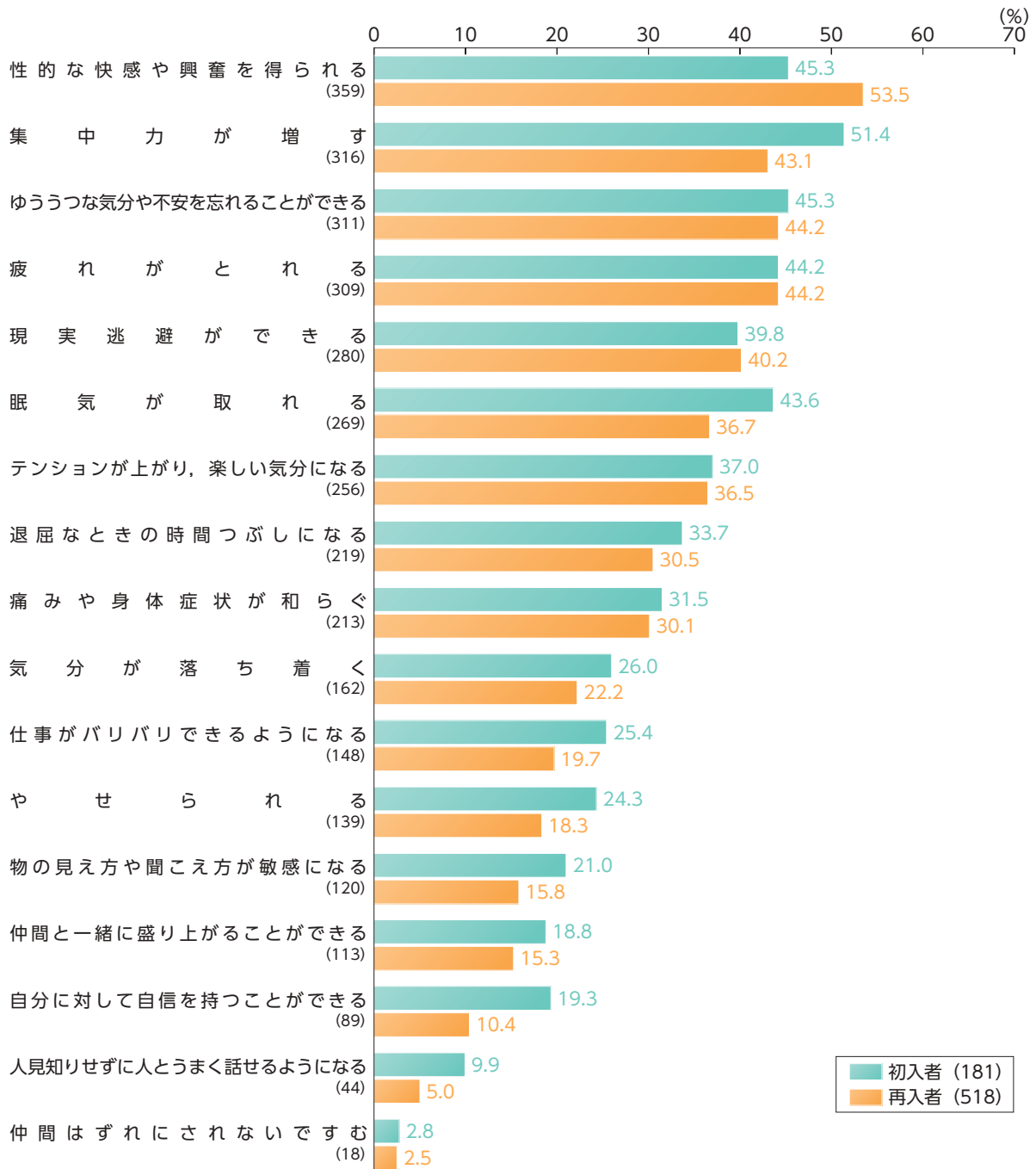
7-6-2-31図は、覚醒剤使用による本人のメリット（重複計上による。）を、初入者・再入者別に見たものである。

初入者では、「集中力が増す」（51.4%）の割合が最も高く、次いで、「性的な快感や興奮を得られる」・「ゆううつな気分や不安を忘れることができる」（いずれも45.3%）、「疲れがとれる」（44.2%）の順であった。

再入者では、「性的な快感や興奮を得られる」（53.5%）の割合が最も高く、次いで、「ゆううつな気分や不安を忘れることができる」・「疲れがとれる」（いずれも44.2%）、「集中力が増す」（43.1%）の順であった。

そのほか、「自分に対して自信を持つことができる」（初入者19.3%、再入者10.4%）及び「人見知りせず人とうまく話せるようになる」（初入者9.9%、再入者5.0%）については、割合はさほど高くないものの、初入者・再入者間で顕著な差が見られた。

7-6-2-31 覚醒剤使用による本人のメリット（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

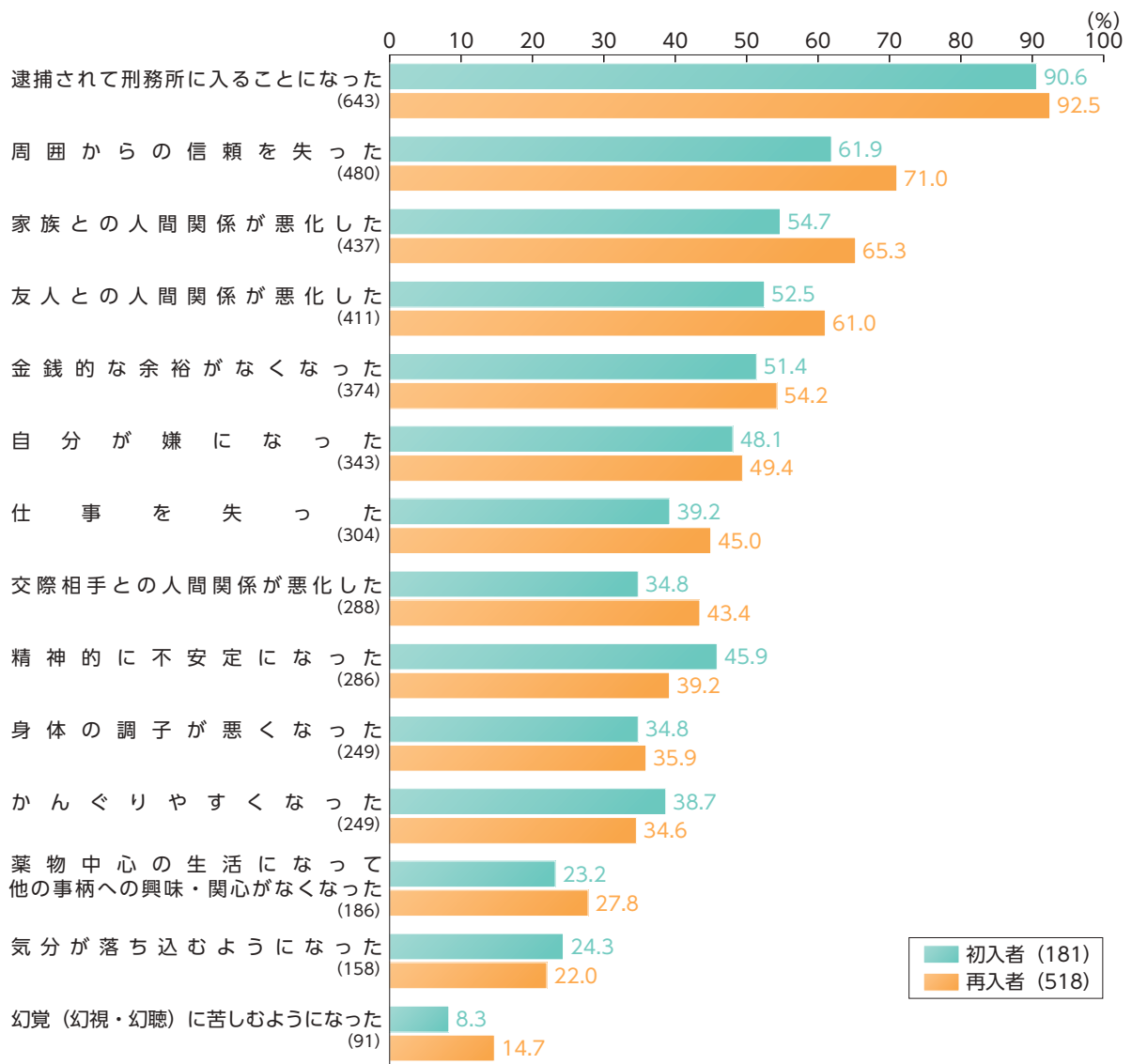
3 凡例の（ ）内は初入者及び再入者の各実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

7-6-2-32図は、覚醒剤使用による本人のデメリット（重複計上による。）を、初入者・再入者別に見たものである。

初入者・再入者共に、「逮捕されて刑務所に入ることになった」が9割を超えて最も高く、次いで、「周囲からの信頼を失った」（初入者61.9％，再入者71.0％）、「家族との人間関係が悪化した」（初入者54.7％，再入者65.3％）の順であったが、これら周囲との関係についての2項目は、再入者の方が顕著に高かった。

このほか、「交際相手との人間関係が悪化した」（初入者34.8％，再入者43.4％）及び「幻覚（幻視・幻聴）に苦しむようになった」（初入者8.3％，再入者14.7％）についても、初入者と比べて再入者の方が顕著に高かった。

7-6-2-32図 覚醒剤使用による本人のデメリット（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

3 凡例の（ ）内は初入者及び再入者の各実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

(7) 断薬状況

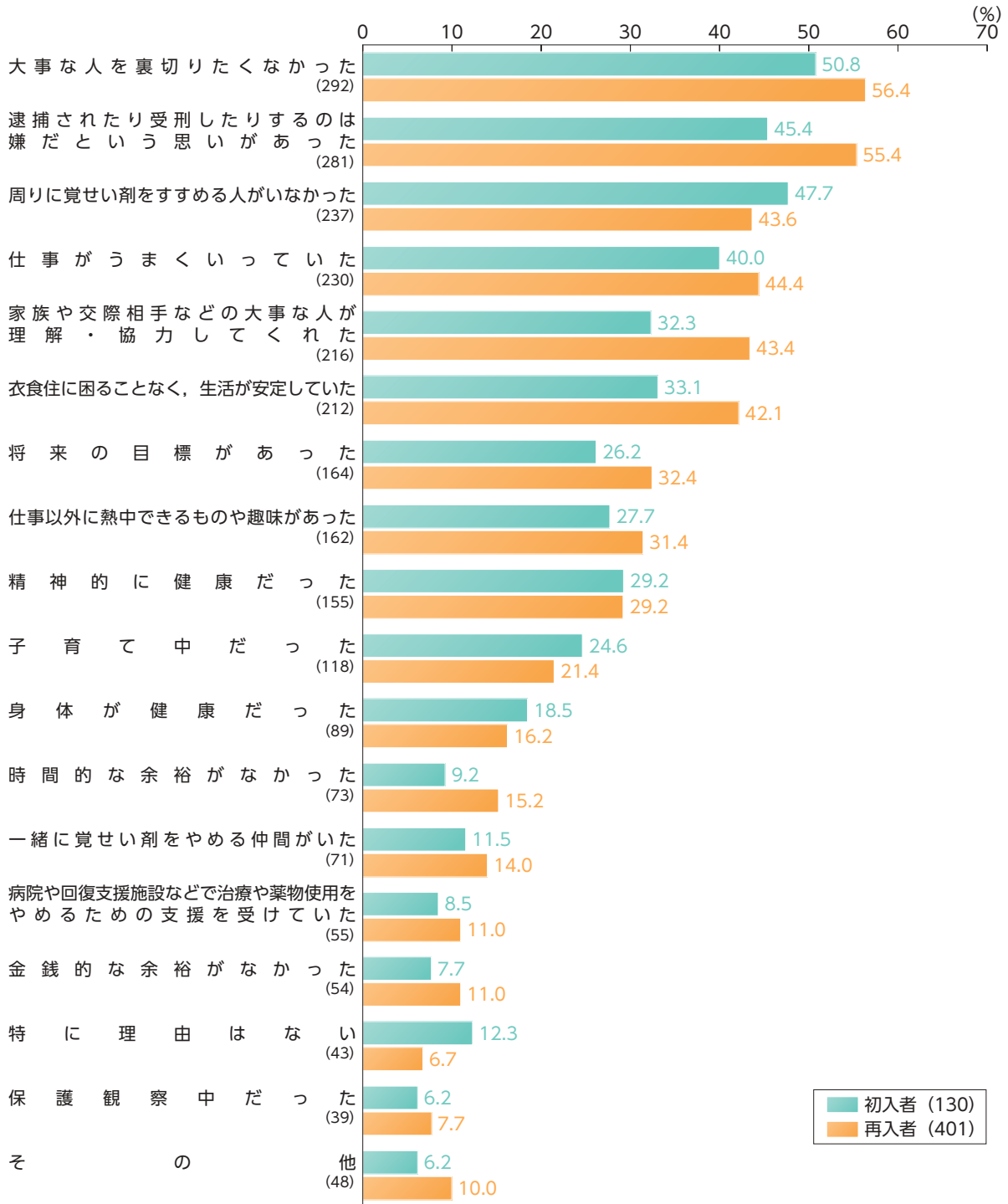
覚醒剤の断薬努力経験がある者（不詳の者を除く。）は、初入者71.7%（124人）、再入者74.5%（374人）、断薬経験がある者（不詳の者を除く。）は、初入者80.2%（130人）、再入者83.0%（401人）で、初入者・再入者の割合はいずれも同程度であった。

7-6-2-33図は、覚醒剤の断薬経験がある者について、覚醒剤を断薬した理由（重複計上による。）を初入者・再入者別に見たものである。

初入者・再入者共に、「大事な人を裏切りたくなかった」が5割を超えて最も高く、次いで、初入者では、「周りに覚せい剤をすすめる人がいなかった」（47.7%）、「逮捕されたり受刑したりするのは嫌だ」という思いがあった」（45.4%）の順であり、再入者では、「逮捕されたり受刑したりするのは嫌だ」という思いがあった」（55.4%）、「仕事がうまくいっていた」（44.4%）の順であった。

また、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれた」では、初入者（32.3%）と再入者（43.4%）の割合の差が11.1ptと顕著であった。

7-6-2-33 覚醒剤を断薬した理由（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 断薬経験がある者に限る。断薬経験は、刑務所等への入所等、身体を拘束されていた期間を除き、1年間以上覚醒剤の使用をやめていた経験をいう。
 3 複数の断薬経験がある場合には、最も長くやめていた期間における断薬理由による。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 凡例の（ ）内は初入者及び再入者の各実人員であり、縦軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

(8) 疾患・その他の問題等との関連

ア 感染症

感染症の診断歴（不詳の者を除く。）について見ると、C型肝炎では初入者の28.9%（50人）、再入者の52.1%（253人）に診断歴があり、再入者の割合が顕著に高かった。また、クラミジアでは初入者の16.2%（28人）、再入者の8.2%（40人）、淋菌感染症では初入者の8.7%（15人）、再入者の7.4%（36人）、梅毒では初入者の2.3%（4人）、再入者の1.2%（6人）、HIV感染症では初入者の1.7%（3人）、再入者の0.2%（1人）に診断歴があった。

イ アルコール・ギャンブルの問題

AUDIT 得点による問題飲酒群は、初入者38.0%（60人）、再入者39.8%（171人）で、その割合は同程度であった（飲酒経験がある者に限り、AUDIT 合計得点が不詳の者を除く。）。また、ギャンブル依存が疑われる者は、初入者47.2%（51人）、再入者44.2%（125人）で、同様に同程度の割合であった（ギャンブル経験がある者に限り、SOGS 合計得点が不詳の者を除く。）。アルコール・ギャンブルの問題については、本章第1節2項（2）及び（3）参照。

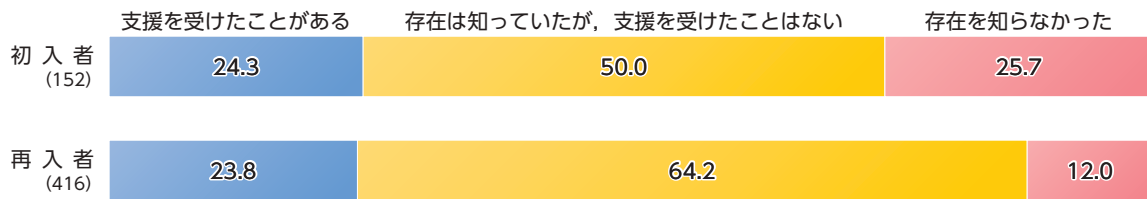
(9) 関係機関の支援についての経験・意識

7-6-2-34図は、各関係機関の利用状況別構成比を、初入者・再入者別に見たものである。

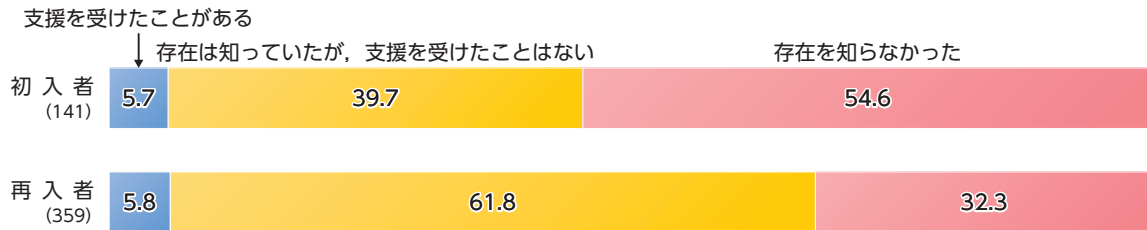
支援を受けたことがある者の割合が最も高い関係機関は、初入者・再入者共に専門病院であり、次いで、自助グループ、回復支援施設、保健機関の順であった。他方、初入者は、関係機関について「存在を知らなかった」の割合が顕著に高く、その割合は保健機関では5割を超え、自助グループでは約4割であった。再入者は、いずれの関係機関についても、「存在は知っていたが、支援を受けたことはない」が約6～8割であった。

7-6-2-34図 関係機関の利用状況別構成比（関係機関別，初入者・再入者別）

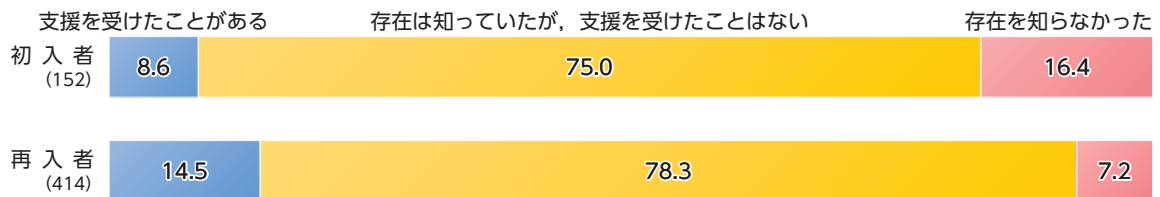
① 専門病院



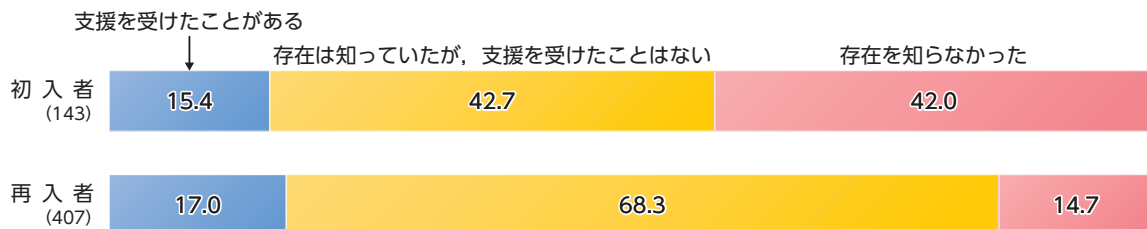
② 保健機関



③ 回復支援施設



④ 自助グループ



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各関係機関の利用状況が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

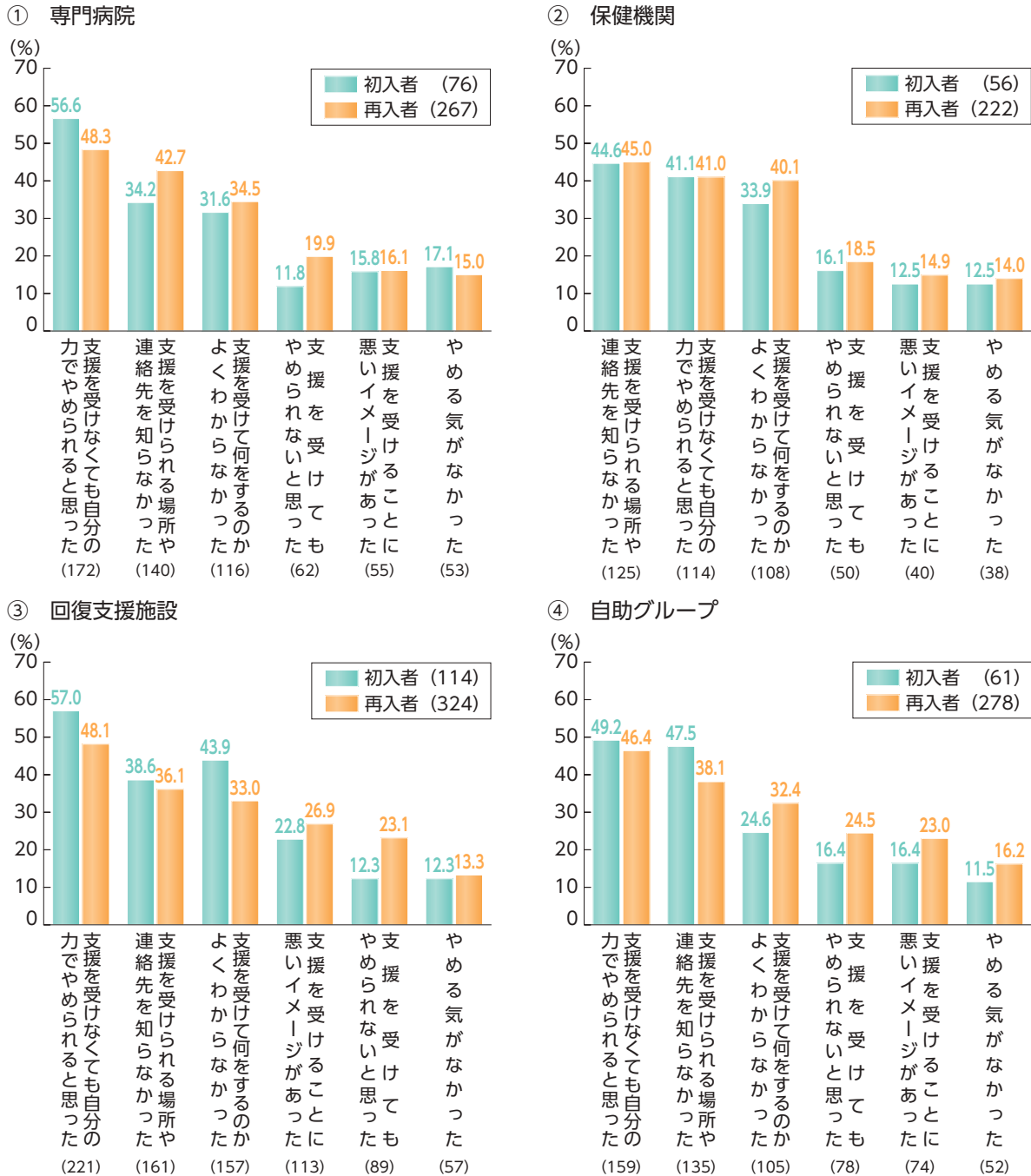
7-6-2-35図は、各関係機関の存在は知っていたが支援を受けたことがない者について、その理由（重複計上による。）を初入者・再入者別に見たものである。

いずれの関係機関においても、理由として多く選択された上位3項目は、「支援を受けなくても自分の力でやめられると思った」、「支援を受けられる場所や連絡先を知らなかった」及び「支援を受けて何をするのかよくわからなかった」であった。

初入者・再入者間の差が最も見られたのは回復支援施設であり、初入者は「支援を受けて何をするのかよくわからなかった」の割合が再入者より顕著に高く、再入者は「支援を受けてもやめられないと思った」の割合が初入者より顕著に高かった。

なお、いずれの関係機関においても、初入者・再入者共に、「やめる気がなかった」を選択した者が一定数いた。

7-6-2-35図 関係機関の支援を受けたことがない理由（関係機関別，初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 各関係機関について、「存在は知っていたが、支援を受けたことはない」と回答した者を計上している。
 4 凡例の（ ）内は初入者及び再入者の各実人員であり、横軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

7-6-2-36図は、各関係機関から受ける支援への良いイメージ（重複計上による。）を、初入者・再入者別に見たものである。

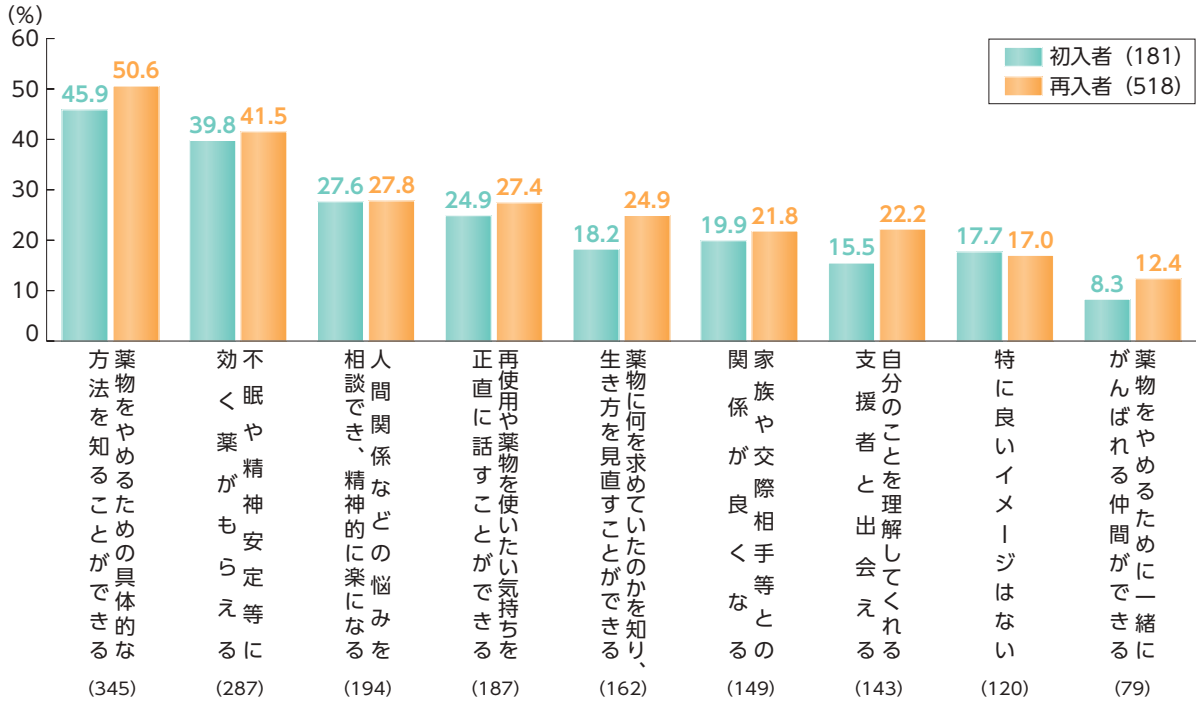
専門病院及び保健機関では、「薬物をやめるための具体的な方法を知ることができる」、「人間関係などの悩みを相談でき、精神的に楽になる」等、専門的な助言・支援を期待する項目が上位であり、回復支援施設及び自助グループでは、「薬物をやめるために一緒にがんばれる仲間ができる」、「自分のことを理解してくれる支援者と出会える」等、仲間や支援者の獲得を期待する項目が上位であった。なお、保健機関は、他の関係機関に比べ、良いイメージとして選択された割合が全般に低かった。

初入者・再入者間の差が最も見られたのは自助グループであり、再入者は「薬物をやめるための具体的な方法を知ることができる」の割合が初入者より顕著に高かった。

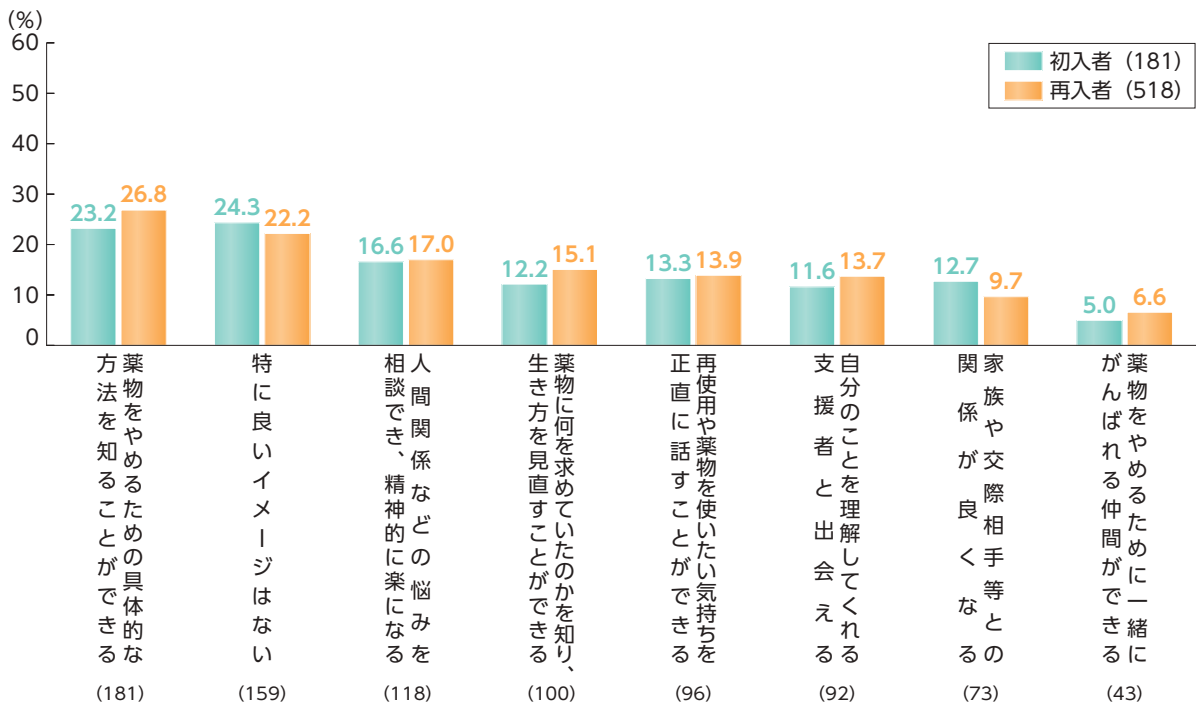
また、各関係機関の支援を受けたことがある者と受けたことがない者（「存在は知っていたが、支援を受けたことはない」又は「存在を知らなかった」と回答した者）の別に見ると、全体として、支援を受けたことがある者の方が、良いイメージとして選択した割合が顕著に高い項目が多かった。

7-6-2-36図 関係機関から受ける支援への良いイメージ（関係機関別、初入者・再入者別）

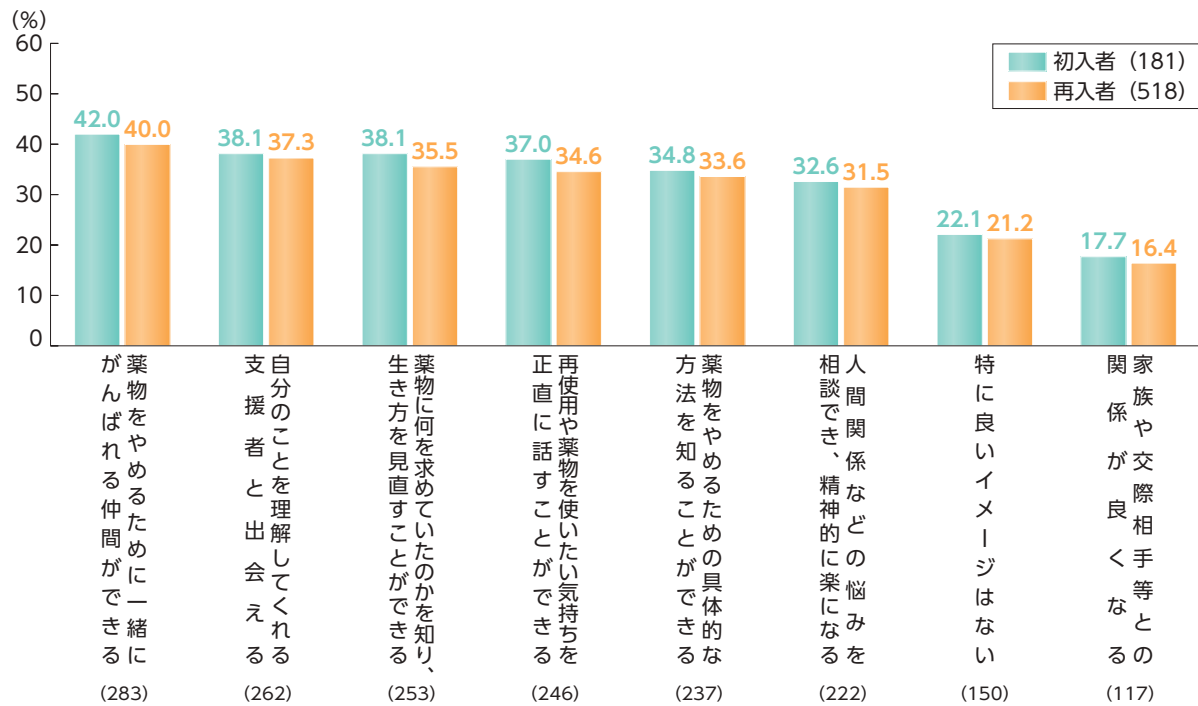
① 専門病院



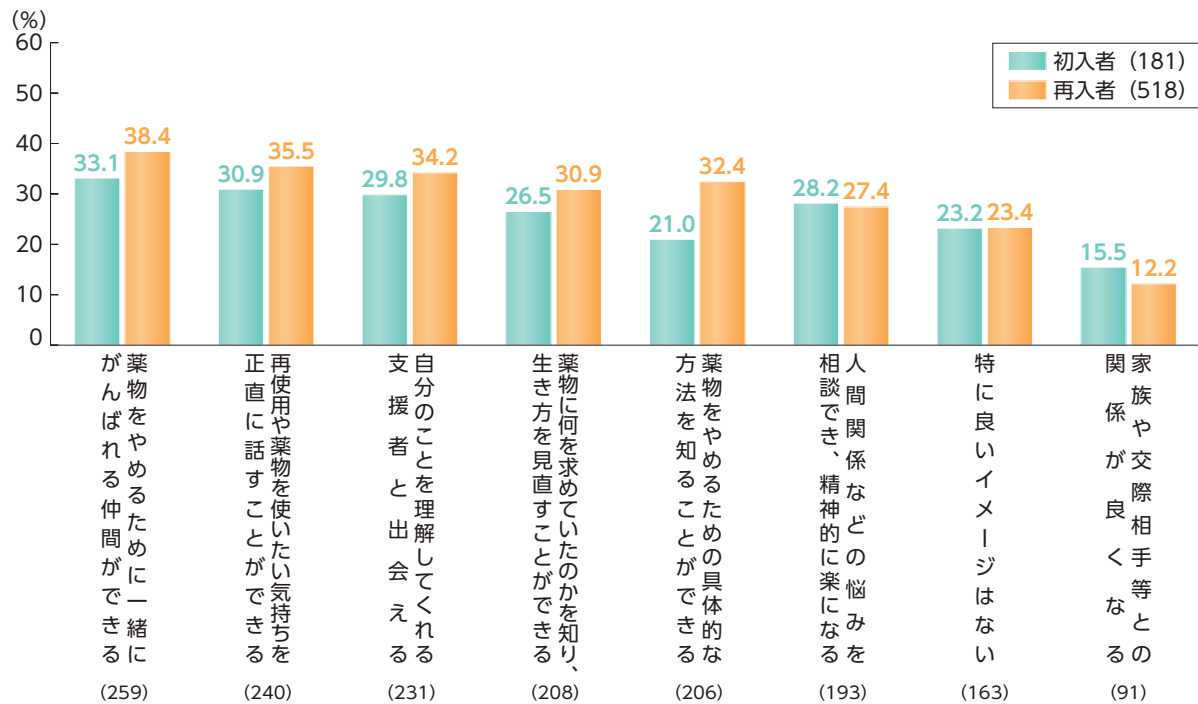
② 保健機関



③ 回復支援施設



④ 自助グループ



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は初入者及び再入者の各実人員であり、横軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

7-6-2-37図は、各関係機関から受ける支援への悪いイメージ（重複計上による。）を、初入者・再入者別に見たものである。

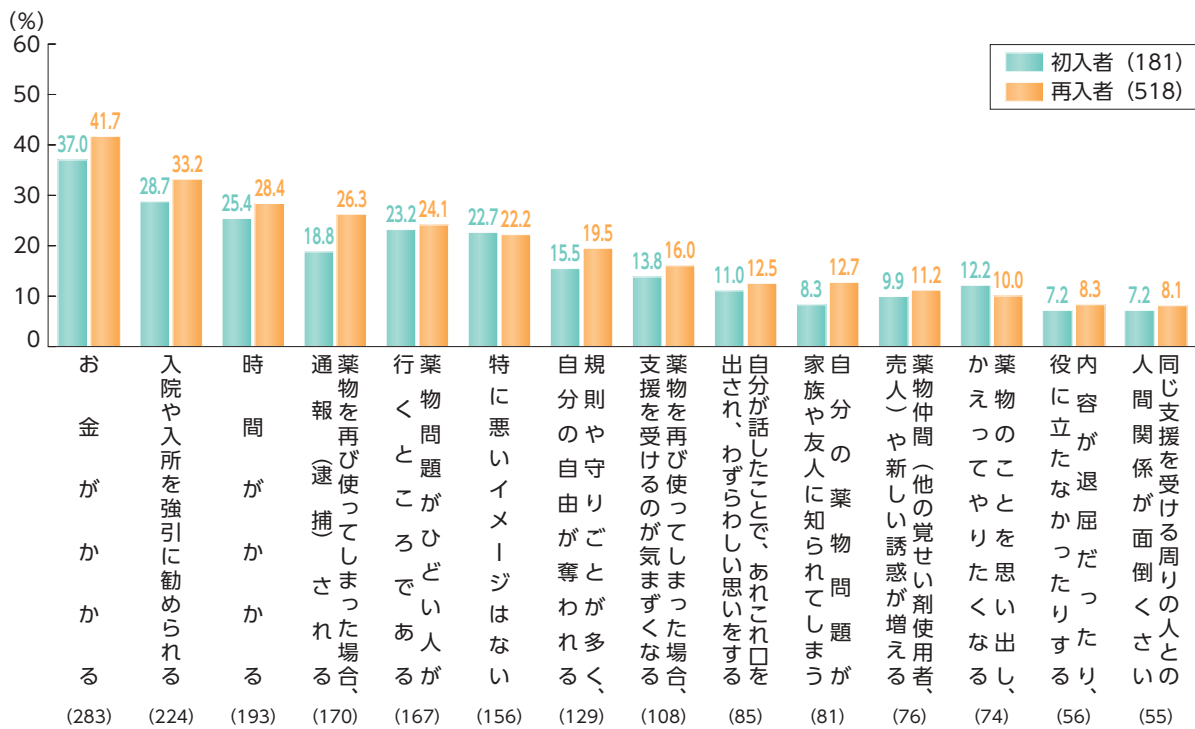
いずれの関係機関においても、「お金がかかる」、「時間がかかる」といった経済的・時間的な負担を懸念する項目が上位5位以内に位置していた。そのほか、専門病院及び保健機関では、「薬物を再び使ってしまった場合、通報（逮捕）される」、「入院や入所を強引に勧められる」、回復支援施設及び自助グループでは、「薬物仲間（他の覚せい剤使用者、売人）や新しい誘惑が増える」、「薬物のことを思い出し、かえってやりたくなる」、「同じ支援を受ける周りの人との人間関係が面倒くさい」等が上位であった。ここでも、保健機関は、他の関係機関に比べ、悪いイメージとして選択された割合が全般に低かった。

初入者・再入者間の差がある項目が多かったのは回復支援施設及び自助グループであり、回復支援施設では、再入者は初入者と比べ、「規則や守りごとが多く、自分の自由が奪われる」、「薬物を再び使ってしまった場合、支援を受けるのが気まづくなる」及び「内容が退屈だったり、役に立たなかったりする」の割合が顕著に高かった。また、自助グループでは、再入者は初入者と比べ、「薬物仲間（他の覚せい剤使用者、売人）や新しい誘惑が増える」、「規則や守りごとが多く、自分の自由が奪われる」、「内容が退屈だったり、役に立たなかったりする」、「自分が話したことで、あれこれ口を出され、わずらわしい思いをする」及び「薬物を再び使ってしまった場合、通報（逮捕）される」の割合が顕著に高かった。

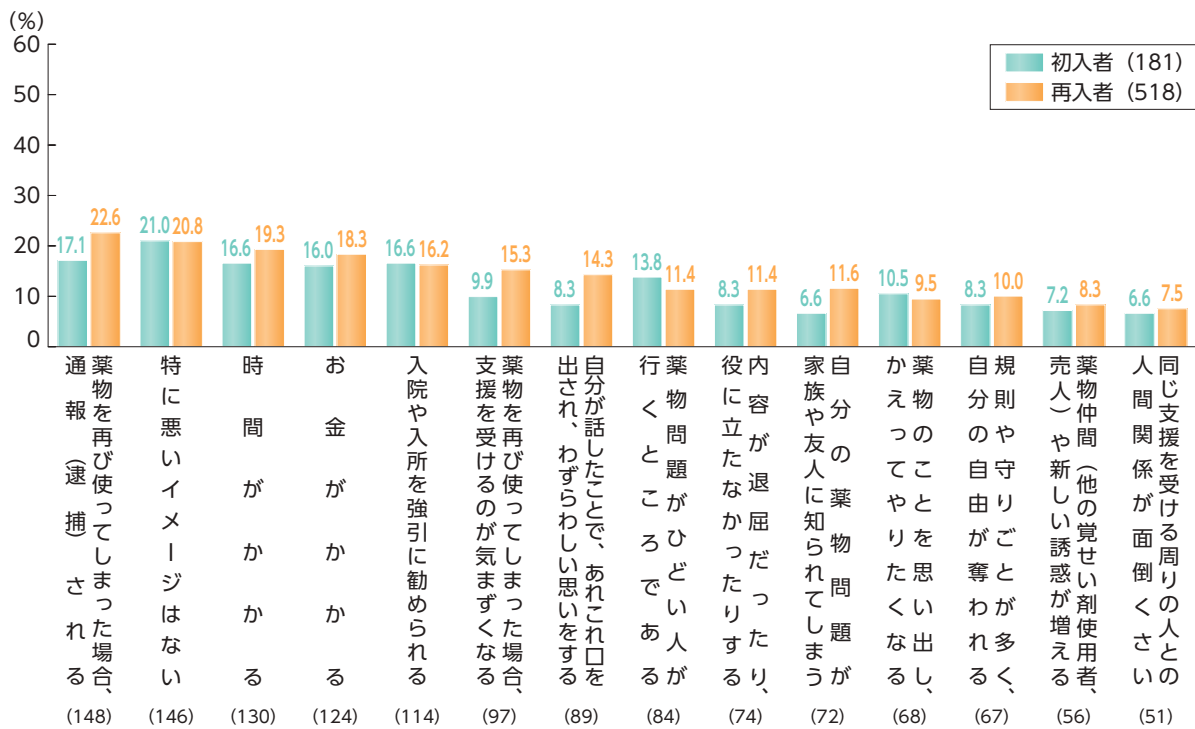
なお、各関係機関の支援を受けたことがある者と受けたことがない者（「存在は知っていたが、支援を受けたことはない」又は「存在を知らなかった」と回答した者）の別に見ると、全体として、支援を受けたことがない者の方が、「お金がかかる」等の項目を悪いイメージとして選択した割合が顕著に高い傾向にあった。特に自助グループでは、「規則や守りごとが多く、自分の自由が奪われる」、「自分が話したことで、あれこれ口を出され、わずらわしい思いをする」、「薬物を再び使ってしまった場合、通報（逮捕）される」等の項目でも、その傾向が顕著に見られた。

7-6-2-37図 関係機関から受ける支援への悪いイメージ（関係機関別、初入者・再入者別）

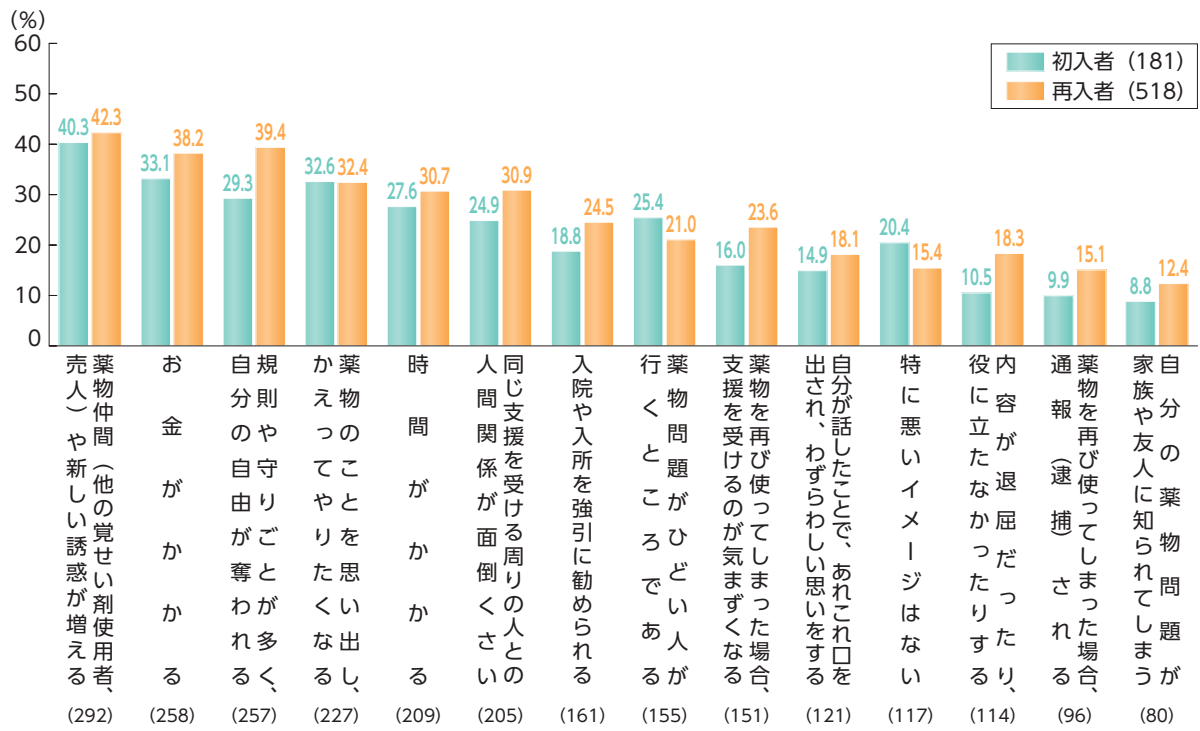
① 専門病院



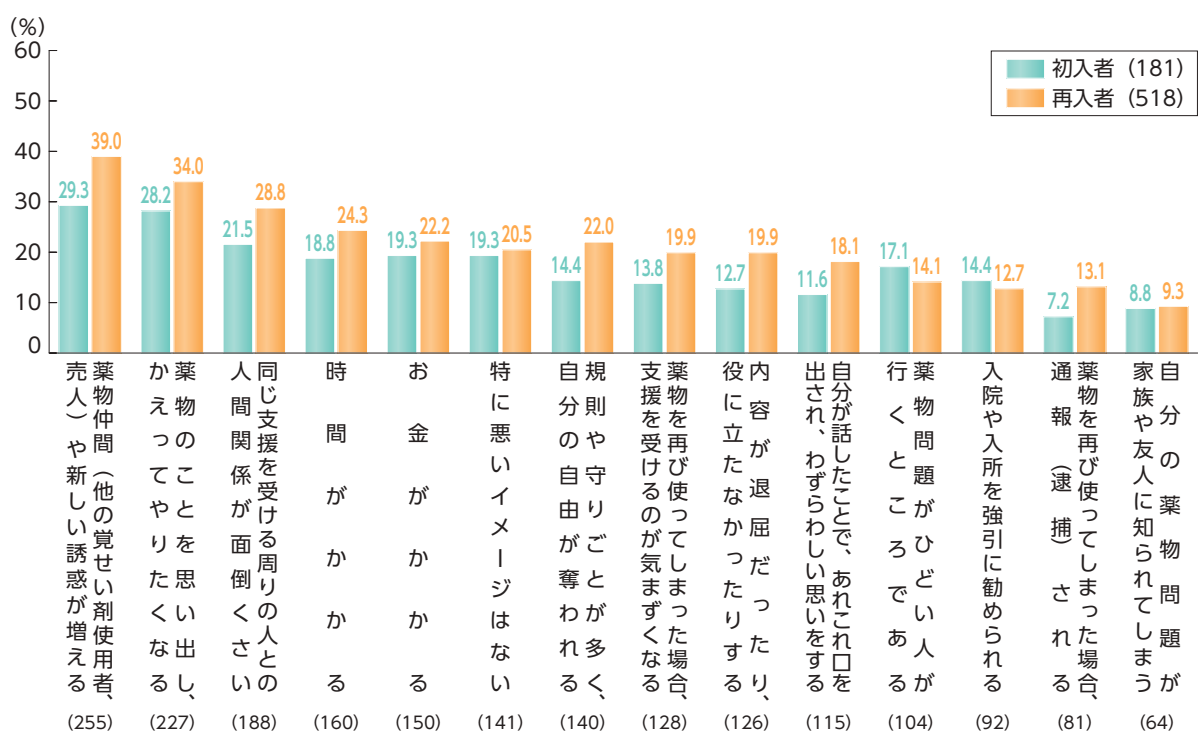
② 保健機関



③ 回復支援施設



④ 自助グループ



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は初入者及び再入者の各実人員であり、横軸の（ ）内は各調査項目の該当者の人員である。

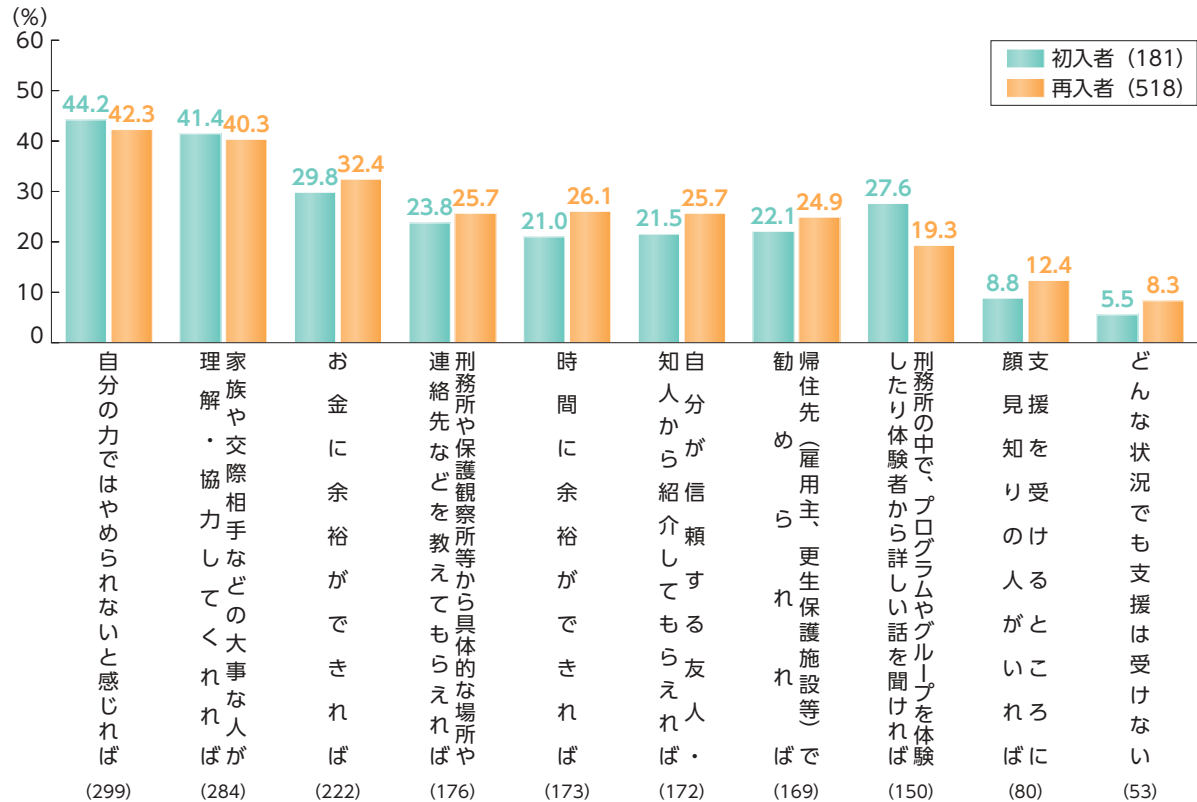
7-6-2-38図は、今回出所して社会に戻ったとき、どのような状況であれば各関係機関の支援を受ける気になるかについて調査した結果（重複計上による。）を、初入者・再入者別に見たものである。

いずれの関係機関においても、初入者・再入者共に、「自分の力ではやめられないと感じれば」、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」、「刑務所や保護観察所等から具体的な場所や連絡先などを教えてもらえれば」等が上位であった。そのほか、「刑務所の中で、プログラムやグループを体験したり体験者から詳しい話を聞ければ」については、回復支援施設及び自助グループに

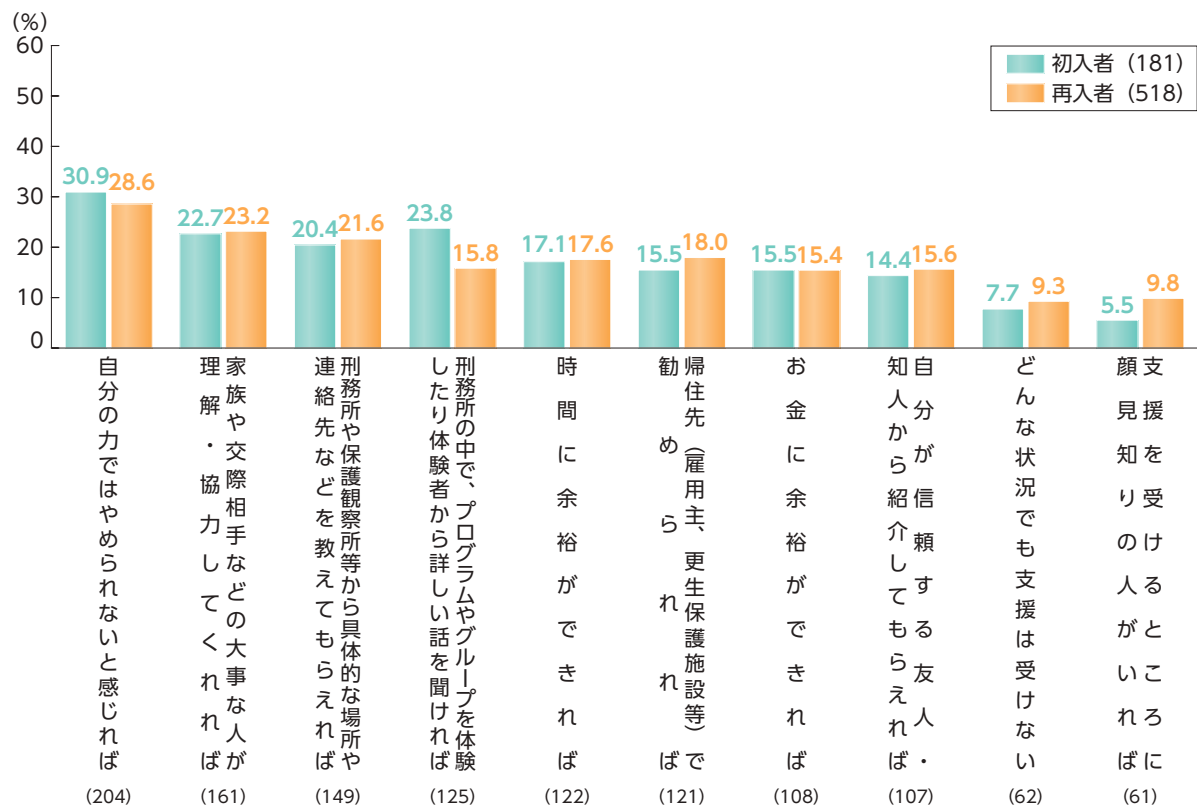
において割合が高く、専門病院及び保健機関においても、再入者と比べて初入者の割合が顕著に高かった。

7-6-2-38図 関係機関の支援を受ける気になる状況（関係機関別，初入者・再入者別）

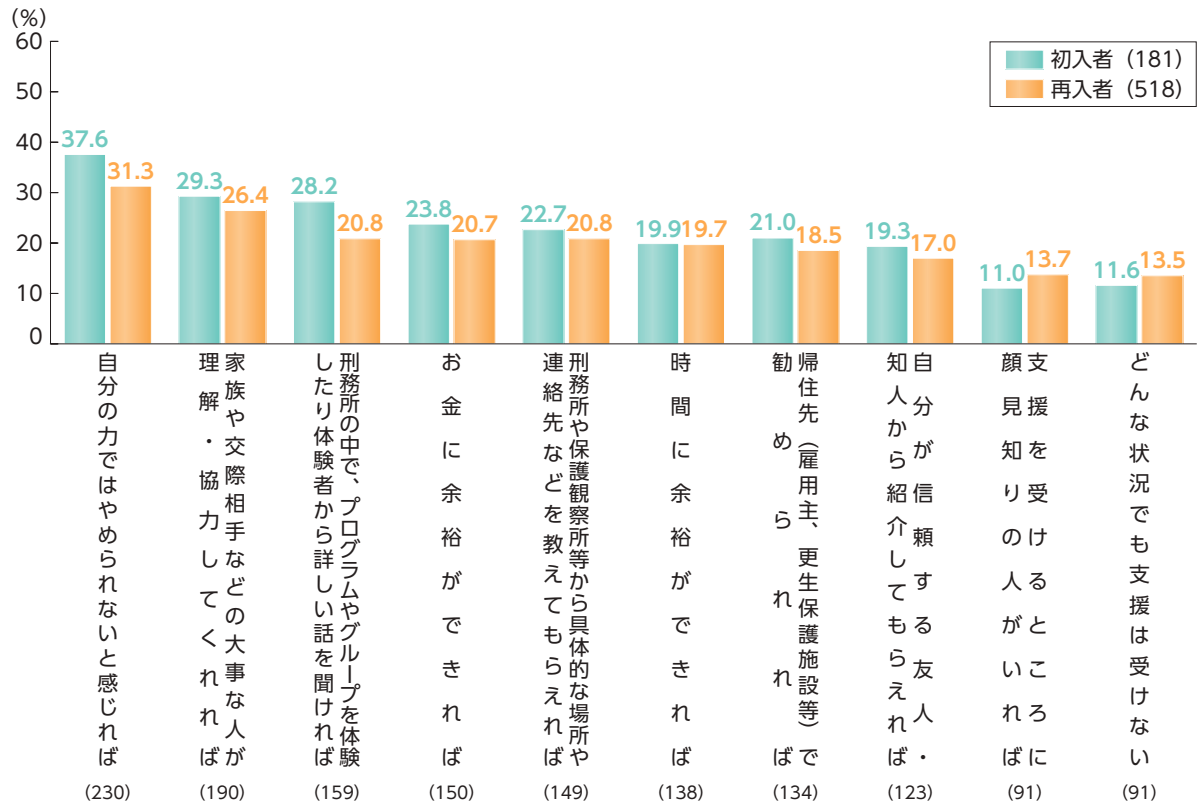
① 専門病院



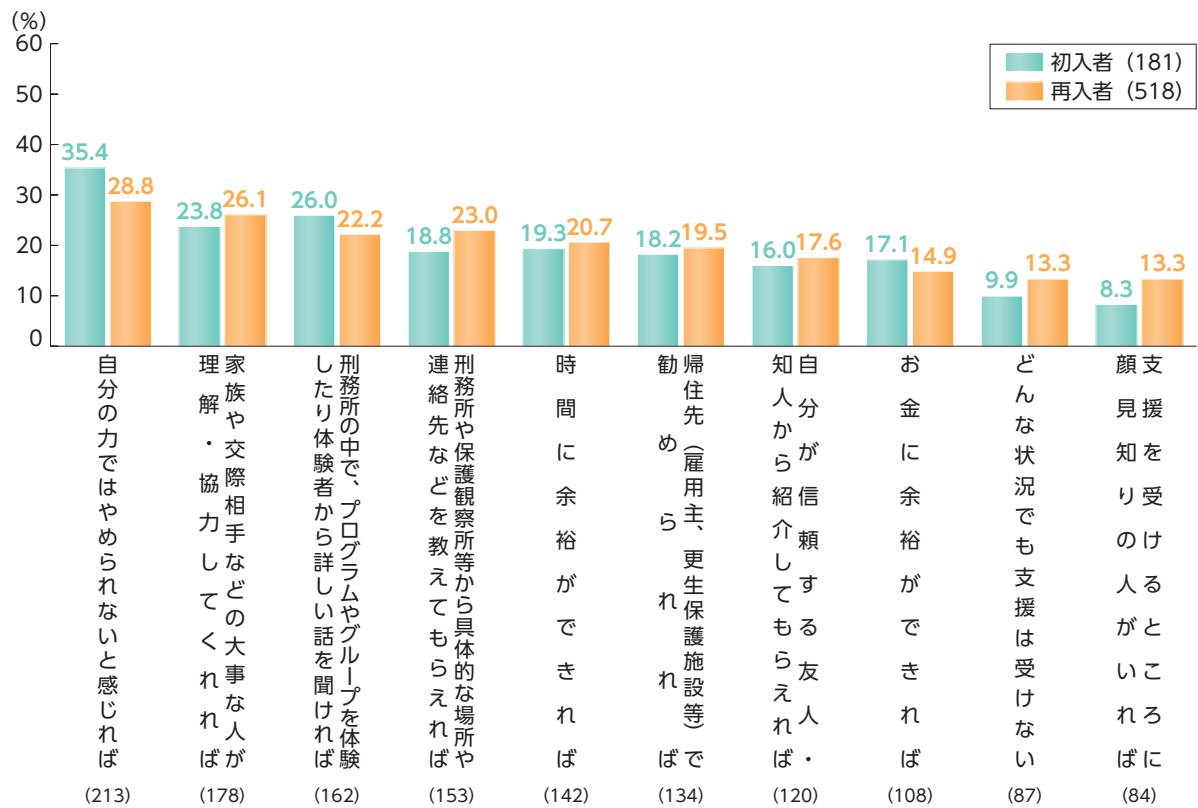
② 保健機関



③ 回復支援施設



④ 自助グループ



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 凡例の（ ）内は初入者及び再入者の各実人員であり、横軸の（ ）内は各項目の該当者の人員である。

第1節 国際的な薬物の使用，生産及び不正取引の状況

1 概説

薬物使用の問題は，我が国だけではなく，世界各国においても重大な問題となっている。**7-7-1-1表**は，我が国及び諸外国における薬物の生涯経験率及び過去1年経験率（推計値）を見たものである。薬物の生涯経験率及び過去1年経験率とは，一般住民に生涯又は過去1年に薬物を使用した経験の有無を尋ねたアンケート結果から推計される総人口に占める生涯又は過去1年に薬物を使用した者の比率である。なお，国によって薬物の規制状況等に違いがあるほか，調査年，調査対象年齢，調査項目等も異なることに留意する必要があるものの，傾向を大まかに見ると，我が国は諸外国と比べて，薬物を使用した経験のある人の比率が相当に低く，一般人口における薬物汚染の程度が小さいということが指摘できる。

7-7-1-1表 我が国・諸外国における薬物の生涯経験率・過去1年経験率

① 生涯経験率

国名	調査年	調査対象年齢	薬物の種類					
			大麻	覚醒剤	ヘロイン	コカイン	MDMA	何らかの薬物
日本	2019	15～64歳	1.8	0.4	0.1	0.3	0.3	2.5
フランス	2017	18～64歳	44.8	2.2	…	5.6	3.9	45.0
ドイツ	2015	18～64歳	27.2	3.6	…	3.8	3.3	27.7
イタリア	2017	15～64歳	32.7	2.4	…	6.9	2.7	33.3
英国	2018	16～59歳	30.2	8.9	0.5	10.8	9.9	34.2
カナダ	2017	15歳以上	46.6	3.7	0.7	10.4	7.6	47.9
米国	2018	12歳以上	45.3	5.4	1.9	14.7	7.3	49.2
オーストラリア	2016	14歳以上	34.8	6.3	1.3	9.0	11.2	42.6

② 過去1年経験率

国名	調査年	調査対象年齢	薬物の種類					
			大麻	覚醒剤	ヘロイン	コカイン	MDMA	何らかの薬物
日本	2019	15～64歳	0.10	0.04	0.04	0.04	0.04	0.24
フランス	2017	18～64歳	11.0	0.3	…	1.6	0.6	11.5
ドイツ	2015	18～64歳	6.1	1.0	…	0.6	0.6	6.6
イタリア	2017	15～64歳	10.2	0.1	…	1.2	0.4	10.6
英国	2018	16～59歳	7.6	0.6	0.1	2.9	1.6	9.4
カナダ	2017	15歳以上	14.8	—	—	2.5	0.9	15.7
米国	2018	12歳以上	15.9	0.7	0.3	2.0	0.9	19.4
オーストラリア	2016	14歳以上	10.4	1.4	0.2	2.5	2.2	15.6

注 1 各国の数値は、次の資料による。

日本 嶋根卓也ほかの「薬物使用に関する全国住民調査（2019年）」

フランス、ドイツ及びイタリア 欧州薬物・薬物依存監視センターの「European Drug Report 2019」及び「Statistical Bulletin 2019」（令和2年（2020年）6月10日確認）

英国 英国内務省の「Drugs Misuse : Findings from the 2018/19 Crime Survey for England and Wales」（令和2年（2020年）6月10日確認）

カナダ カナダ保健省の「Canadian Tobacco, Alcohol and Drugs Survey 2017」（令和2年（2020年）6月10日確認）

米国 米国薬物乱用衛生管理局の「Results from the 2018 National Survey on Drug Use and Health : Detailed Tables」（令和2年（2020年）6月10日確認）

オーストラリア オーストラリア健康福祉研究所の「National Drug Strategy Household Survey 2016 : detailed findings」（令和2年（2020年）6月10日確認）

2 「生涯経験率」及び「過去1年経験率」は、一般住民に生涯又は過去1年に薬物を使用した経験の有無を尋ねたアンケート結果から推計される総人口に占める生涯又は過去1年に薬物を使用した者の比率をいい、表中の「—」は、推計ができなかったことを示す。

3 「英国」は、イングランド及びウェールズに限る。

4 「何らかの薬物」は、日本については、表中に掲げられている薬物、LSD、有機溶剤又は危険ドラッグのうちいずれかの薬物をいい、その他の国については、各国の資料における定義により、違法薬物のほか、医薬品の乱用等を含む。

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（第1編第3章第1節及び本章第2節2項（1）イ（ウ）参照）は、世界の薬物問題への理解とその問題への国際協力を促進するために、毎年、**世界薬物報告書**を発刊している。

この節では、令和2年（2020年）の世界薬物報告書（以下この節において「報告書」という。）から、世界における薬物の使用、生産及び不正取引の状況について紹介する。

2 国際的な薬物使用の状況

報告書によれば、平成30年（2018年）、世界の15歳から64歳までの年齢層のうち、約2億6,900万人（約5.4%）が過去1年に薬物を使用していると推定される。薬物の種類別に見ると、大麻が約1億9,200万人（3.9%）、オピオイドが約5,780万人（1.2%）、アンフェタミン、メタンフェタミン等が約2,700万人（0.5%）、MDMA等が約2,050万人（0.4%）、コカインが約1,900万人（0.4%）となっている。

過去1年に薬物を使用したと推定される者約2億6,900万人のうち、約3,560万人が薬物使用障害（薬物使用により日常生活に問題又は障害が生じているにもかかわらず、薬物を使用し続ける状態をいう。）となっていることが推定される。平成29年（2017年）には、薬物使用障害に起因して約16万7,000人が死亡し、そのうち約11万人（約66%）がオピオイド使用障害によるものである。

薬物使用がもたらす健康への影響は、薬物使用障害による死亡だけではなく、汚染された注射針の共用等を通じたC型肝炎ウイルスやHIVへの感染もあるところ、平成30年（2018年）には、世界の15歳から64歳までの年齢層のうち、約1,130万人（約0.23%）が注射器による薬物使用をしていると推定される。平成29年（2017年）には全世界で約58万5,000人が薬物使用に関連して死亡しているところ、その約半数はC型肝炎に関連する肝がん、肝硬変等の慢性肝疾患によるものである。

近年、大麻の非医療的使用を認める動きがあり、令和元年（2019年）12月の時点で、カナダ及びウルグアイのほか、米国の一部の州等で非医療的使用目的の大麻の生産・販売が認められている。なお、平成24年（2012年）から非医療的使用目的の大麻の生産が認められている米国コロラド州では、平成21年（2009年）から平成30年（2018年）にかけて、18歳以上の年齢層の大麻の過去1月経験率が約86%上昇したほか、平成24年（2012年）から平成29年（2017年）にかけて、入院患者に占める大麻関連の入院患者の割合も倍増している。

3 国際的な薬物の生産及び不正取引の状況

報告書は、世界における薬物の生産及び不正取引の状況について、以下のとおり報告している。

あへんは、世界の約50か国において違法に生産されているが、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）までの間、アフガニスタン、ミャンマー及びメキシコにおいてその約97%が生産されている。同年、世界中で違法に生産された約7,610トンのあへんのうち、その一部があへんとして消費されずにヘロインの製造に用いられ、約472～722トンのヘロインが製造されたと推定される。これらの国で生産されたヘロイン、モルヒネ等のオピエートのうち、アフガニスタンで生産されたものの多くはバルカン半島を經由して西欧・中欧等に、ミャンマーで生産されたものは東・東南アジア、オセアニア等に、メキシコで生産されたヘロインは米国等に密輸されている。オピエートの押収量は最近20年間増加傾向にあり、平成30年（2018年）には、あへん約704トン、モルヒネ約43トン、ヘロイン約96トンが押収されている。

コカインの原料となるコカの木は、平成30年（2018年）には、世界の約24万4,200ヘクタールの土地で栽培されており、平成29年（2017年）の推計では、栽培面積の約70%をコロンビアが、約20%をペルーが、約10%をボリビアが占めている。平成30年（2018年）の世界のコカインの製造量は約1,723トンと推定されており、これらの地域で生産されたコカインは、北米や西欧・中欧等に密輸されている。同年のコカインの押収量は約1,311トンであり、平成20年（2008年）に比べて約71%増加している。

アンフェタミン型精神刺激薬（アンフェタミン、メタンフェタミン、MDMA等の合成精神刺激薬をいう。以下この章において同じ。）については、平成26年（2014年）から平成30年（2018年）までの間、3万近くの密造工場が摘発・解体されたところ、その約95%がメタンフェタミン、約2%がアンフェタミン、約1%がMDMA等の製造に用いられていた。地域別では、南北アメリカが約84%（うち約99%が北米）、ヨーロッパとアジアがそれぞれ約6%であった。アンフェタミン型精神刺激薬

の押収量は近年急増し、平成30年（2018年）の押収量は平成21年（2009年）の押収量の約4倍となっており、その内訳は、メタンフェタミンが約228トン、アンフェタミンが約21トン、MDMA等が約12トンである。

大麻はほぼ全ての国において栽培されており、平成22年（2010年）から平成30年（2018年）までの間に151か国で栽培が報告されている。大麻の押収件数は近年増加しているものの、押収量は減少しており、平成30年（2018年）の押収量は平成20年（2008年）の押収量に比べて約23%減少し、大麻ハーブが約4,303トン、大麻樹脂が約1,307トンとなっている。押収量の減少の理由は明らかではないが、大麻使用者の増加を考慮すると、現実の流通量を反映していないおそれがある。

コラム5 諸外国の被収容者の薬物使用の状況

我が国の刑事施設の被収容者の約4分の1は覚醒剤取締法違反等の薬物事犯者で占められているところ、以下の表のとおり、諸外国の刑事施設にも多くの薬物事犯者が収容されている。

表 我が国及び諸外国の刑事施設内の薬物事犯者

国名	調査年月日	受刑者総数	薬物事犯者	
			人数	(比率)
日本	2019年12月31日	41,867	10,346	(24.7)
フランス	2019年1月31日	49,716	9,179	(18.5)
ドイツ	2018年3月31日	50,957	6,551	(12.9)
英国	2018年6月30日	72,619	10,917	(15.0)
米国	2018年9月30日	162,904	76,700	(47.1)
連邦州	2017年12月31日	1,273,674	183,900	(14.4)

注 1 各国の数値は、次の資料による。

- 日本 矯正統計年報
- フランス、ドイツ、英国 欧州評議会のSPACE I-2019
- 米国 米国司法省のPrisoners in 2018
- 2 日本の「薬物事犯者」は、麻薬取締法又は覚醒剤取締法違反により刑事施設に収容されている受刑者をいう。
- 3 ドイツの「受刑者総数」は平成30年(2018年)3月31日現在、「薬物事犯者」は同年11月30日現在の数値である。
- 4 「英国」は、イングランド及びウェールズに限る。
- 5 英国の「受刑者総数」は罰金滞納者を含むが、「薬物事犯者」には罰金滞納者を含まない。
- 6 米国の「薬物事犯者」の数値は、推計によるものである。
- 7 ()内は、受刑者総数に占める薬物事犯者の比率である。

UNODCは、令和元年(2019年)の世界薬物報告書(以下このコラムにおいて「報告書」という。)において、世界の刑務所に収容されている被収容者の薬物使用の状況について報告している。報告書によれば、平成29年(2017年)の被収容者数は約1,070万人と推定されるところ、複数の研究の結果、入所者のうち、入所前の過去1年間に薬物使用障害となったことがあるものの割合は、高所得国においては、男性が約30%、女性が約51%であり、中・低所得国においては、少なくとも30%であると推定される。被収容者の約3分の1は、収容中に薬物を使用し、約5分の1は過去1か月間に施設内で薬物を使用していると推定される。

被収容者のHIV感染症、C型肝炎等の感染症へのり患率は一般社会よりも高く、約3.8%がHIV感染症に、約15.1%がC型肝炎にり患していると推定される。刑務所内で注射器を用いて薬物使用をする被収容者では、り患率はより高くなっており、注射をしない被収容者に比べて、HIV感染症が約6.0倍、C型肝炎が約8.1倍となっている。

報告書は、HIVやC型肝炎ウイルスへの感染防止のための措置である無菌注射器を提供するプログラムやオピオイド代替プログラム(オピオイド使用障害者にメサドン等の代替薬物を処方して離脱症状を緩和するプログラムをいう。以下このコラムにおいて同じ。)の刑務所における提供状況について報告している。注射器提供プログラムは、11か国において少なくとも1施設で提供されている一方、83か国では提供されていない。オピオイド代替プログラムについては、56か国で少なくとも1施設で提供される一方、46か国では提供されていない。

第2節 国際的な薬物統制

1 薬物統制に関する国際条約

現在、薬物の国際的な統制については、以下の三つの多国間条約（以下この節において「麻薬三条約」という。）等に基づき行われている。

(1) 単一条約

1961年の麻薬に関する単一条約（以下この節において「単一条約」という。）は、それまで多岐にわたっていた薬物に関する条約を整理・統合し、単一の条約にまとめたものであり、昭和36年（1961年）3月、ニューヨークにおいて作成され、昭和39年（1964年）12月に発効し、令和2年（2020年）5月末現在、我が国を含む186か国・地域が締約国となっている。

単一条約は、麻薬（大麻、あへん、モルヒネ、ヘロイン、コカイン等をいい、麻薬取締法上の麻薬とは異なる。）の生産、輸出入、取引、使用、所持等を医療上及び学術上の目的のみに制限するとともに、大麻、ヘロイン等について特別の統制措置を執ることを締約国に義務付けているほか、麻薬委員会（本節2項（1）イ（ア）参照）、国際麻薬統制委員会（本節2項（1）イ（イ）参照）等を通じた麻薬の国際統制について規定している。

(2) 向精神薬条約

向精神薬に関する条約（以下この項において「向精神薬条約」という。）は、単一条約で規制されていなかった向精神薬（LSD等の幻覚薬、アンフェタミン・メタンフェタミン、バルビツール酸系又はベンゾジアゼピン系の鎮静薬・睡眠薬・抗不安薬等をいい、麻薬取締法上の向精神薬とは異なる。）について、単一条約と同様の規制を行う条約である。昭和46年（1971年）2月、ウィーンにおいて作成され、昭和51年（1976年）8月に発効し、令和2年（2020年）5月末現在、我が国を含む184か国・地域が締約国となっている。

(3) 麻薬新条約

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（以下（3）において「麻薬新条約」という。）は、単一条約及び向精神薬条約に定める措置を強化・補完するとともに、麻薬及び向精神薬の不正取引を防止するため、昭和63年（1988年）12月、ウィーンにおいて作成され、平成2年（1990年）11月に発効し、令和2年（2020年）5月末現在、我が国を含む191か国・地域が締約国となっている。

麻薬新条約は、薬物犯罪に関して、締約国にマネー・ローンダリングの犯罪化、犯罪収益等の没収等の措置を義務付けるほか、裁判権の設定、犯罪人引渡し、捜査・司法共助等について定めるとともに、コントロールド・デリバリー（監視付き移転）等についても規定している。

2 国際的な協力体制

(1) 国連における取組

ア 国連麻薬特別総会

平成2年（1990年）、平成10年（1998年）及び平成28年（2016年）、国連において、薬物問題に関する特別総会（**国連麻薬特別総会**）が開催されている。

第1回国連麻薬特別総会においては、平成3年（1991年）からの10年を「国連麻薬乱用撲滅の10年」とする「政治宣言」のほか、麻薬及び向精神薬の需要削減、薬物乱用者の処遇、生産規制、不正取引の抑制、マネー・ローンダリング対策等を盛り込んだ「世界行動計画」が採択された。

第2回国連麻薬特別総会においては、薬物需要削減プログラムを確立する上での基準を示す「薬物需要削減の指針に関する宣言」及びアンフェタミン型精神刺激薬への対処、前駆物質の統制、司法協力、マネー・ロンダリング対策、不正薬物用作物の撲滅と代替開発等に関する「世界的な薬物問題に対処するための国際協力の強化措置」の二つの決議のほか、加盟国に所定の期限までに両決議に基づく薬物犯罪対策を講ずるように求める「政治宣言」が採択された。

第3回国連麻薬特別総会では、「世界的な薬物問題に効果的に対処するための共同コミットメント」が採択され、①薬物使用障害の治療や感染症予防・治療を含む需要の削減、②医療・科学上の目的のための規制物質の利用・アクセスの確保、③効果的な法執行、マネー・ロンダリング対策等を通じた供給削減、④薬物と人権、青少年、女性及びコミュニティ、⑤新精神作用物質等の新たな問題、⑥国際協力の強化及び⑦代替開発等の七つの項目について、施策上の勧告がなされている。

イ 薬物統制に関する国連機関

(ア) 麻薬委員会

麻薬委員会（CND：Commission on Narcotic Drugs）は、昭和21年（1946年）の国連経済社会理事会決議に基づき、同理事会の下部機関として設立され、53か国の委員国で構成される。麻薬三条約の対象となる薬物の範囲を変更することができるとともに、麻薬三条約の実施に関する勧告をすることができるほか、UNODCの監督機関としての役割も果たしている。同委員会は毎年開催され、我が国は昭和36年（1961年）以降、平成22年（2010年）から平成23年（2011年）までを除き、継続して委員国を務めている。

(イ) 国際麻薬統制委員会

国際麻薬統制委員会（INCB：International Narcotics Control Board）は、単一条約の規定に基づき、昭和43年（1968年）に設立された。国連経済社会理事会の選挙によって個人資格により選ばれた13人の委員によって構成され、麻薬三条約について締約国の履行状況を監視し、必要に応じて、履行状況に問題がある政府に対して是正措置を求めたり、問題について麻薬委員会等に注意を喚起したりすることができる。

(ウ) 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）

平成3年（1991年）、国連における麻薬問題対策を推進するため、国連の既存の麻薬関係機関を統合した新たな機関として、国連薬物統制計画が設置された。平成9年（1997年）、国連薬物統制計画と犯罪防止刑事司法計画が統合され、国連薬物統制犯罪防止事務所が設立され、その後、平成14年（2002年）に改称して現在のUNODC（第1編第3章第1節参照）となった。麻薬委員会及び国際麻薬統制委員会の事務局を務めているほか、薬物に関する調査・分析、麻薬三条約の締結・実施及び国内法整備の支援並びに不正薬物対策における能力向上のための技術協力を行っている。我が国は、UNODCが中心となって取り組んでいる国際的な薬物対策への協力にも力を入れている。

ウ その他

平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発を目指すために2030年までに実施すべき国際目標として、17の目標及び169のターゲットから構成される「**持続可能な開発目標（SDGs）**」が定められた。SDGsのターゲットの一つとして、「薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する」ことが掲げられている。

(2) G7/G8における取組

G7（第2編第6章第1節1項（2）参照）は、薬物問題を度々取り上げ、議長声明等において、この問題に関する国際協力強化の必要性等を述べている。特に、平成元年（1989年）に開催されたアルシュ・サミットの経済宣言に基づき、FATFが設立されている（FATFの活動については、同節2項参照）。

コラム6 米国のドラッグコート及び治療共同体

諸外国における薬物使用の状況は様々であり、薬物問題に対する取組も国々によって特徴がある。本コラムでは、そのような取組の一つとして、米国のドラッグコート及び治療共同体を紹介する。

1 ドラッグコート

ドラッグコートは、薬物又はアルコール使用障害（以下このコラムにおいて「物質使用障害」という。）のある者に対して障害からの回復を促すための特別な裁判手続又は実践であり、薬物関連犯罪に関する刑事手続のほか、少年審判、学校内手続等においても用いられている。なお、その手法は、問題解決型裁判所として、家庭内暴力、ギャンブル依存、精神障害等の問題を解決するためにも応用されている。

ドラッグコートの一種である成人ドラッグコートは、一般的に、薬物に関連する犯罪をした物質使用障害のある成人を対象とし、罪状認否前、有罪の答弁後、刑宣告後等の刑事手続のいずれかの段階において、対象者にプログラムを受講させるものであり、プログラムを修了することによって、その段階に応じて、起訴の取下げ、軽い刑の言渡し、保護観察の終了等がなされる。

ドラッグコートの裁判官は、一般的にプログラム・コーディネーター、検察官、弁護士、保護観察官、治療担当者、法執行機関職員等から構成される多職種チームのリーダーとしての役割を担い、チーム構成員の多角的な意見を踏まえて、参加者に対して、プログラムの履行状況に応じ、監督状況の緩和や口頭での賞賛を与えたり、短期間の拘禁等の制裁を与えたりする。

プログラムは、多くの場合、12か月から24か月の期間が設定され、参加者は、毎週抜き打ちの薬物・アルコール検査を受けるとともに、裁判所に出頭して現状の報告を行うほか、物質使用障害の治療を受ける。治療計画は、参加者の個々の臨床ニーズに応じて異なり、多くの場合、物質使用障害の治療に加えて、メンタルヘルス治療、家族カウンセリング、職業カウンセリング、教育支援、住宅支援、医療又は歯科治療を受けるための支援といったサービスが含まれる。ケースマネージャーやソーシャルワーカーも、参加者が、医療保険やその他の社会サービスを受けられるよう支援を行う。

物質使用障害の治療計画を遂行すること、違法薬物及びアルコールを一定期間使用しないこと、逮捕されないこと、保護観察の条件に従うこと、雇用を得ること、罰金を支払うこと、社会奉仕活動や被害弁済を行うことなどの要件を参加者が満たすことによって、プログラムが修了することとなる。

2 治療共同体

米国においては、昭和33年（1958年）、薬物依存症からの回復のための居住型自助グループ「シナノン（Synanon）」が設立された。これが米国における最初の治療共同体（TC：Thera-

peutic Community)とされ、その後、各地で様々な治療共同体が発展・拡大した。「フェニックス・ハウス」は、その中でも、薬物依存症治療に定評のある回復支援施設とされる。

フェニックス・ハウスは、昭和42年(1967年)に6人のヘロイン依存者が始めた共同生活を端緒として設立されたNPOであり、50年以上にわたって、個人に合わせた包括的な薬物・アルコール依存治療を展開し、医学、精神医学、ソーシャルワーク、教育、回復支援等の専門家チームが、薬物依存症や関連する問題から回復するための支援をしている。

フェニックス・ハウスが提供するプログラム及びサービスは、成人、少年、子供を持つ母親、軍人及び退役軍人並びに精神障害者といった様々な人を対象としている。その内容は多岐にわたり、薬物依存症治療のための居住型プログラム及び外来プログラムのほか、医療サービス、教育サービス、職業サービス、家族サービス、住宅サービス等が用意されている。

また、フェニックス・ハウスは、米国内外の刑務所で広く取り入れられるモデルとなった米国内最初の矯正治療ユニットを開設するとともに、早期から、刑務所収容の代替としての治療を提供している。現在では、刑事施設で治療プログラムを提供するとともに、仮釈放又は保護観察下にある対象者のためのプログラムを運営するほか、刑務所収容の代替として社会内での治療プログラムが義務付けられている対象者の処遇を行っている。

フェニックス・ハウスの治療や各種サービスは、依存症が慢性疾患であり、糖尿病等の他の慢性疾患と同様に、継続的な支援及び管理を必要とするという考え方に基づいている。薬物又はアルコールの使用のみに焦点を当てるのではなく、対象者の生物学的、社会的及び心理的要因を考慮し、個々のニーズに応じて支援内容を調整した上で、統合的なアプローチが行われる。

ここで、フェニックス・ハウスの居住型治療施設の一つであるフェニックス・プログラム(Phoenix Program)の概要を紹介する。同施設は、18歳以上の男性を対象として、薬物依存の治療を提供しており、入所定員80人のうち、約3分の1は裁判所における司法手続を経由して入所した者である。

集中的な治療を受ける対象者の入所期間は、45日から60日程度である。入所者の一日の生活は、午前6時の起床から始まり、決まった日課に従って行われ、日課には、投薬、ミーティング、集会、運動、講義及びカウンセリングのほか、依存症からの回復のための自助グループであるAA(Alcoholics Anonymous)やNA(Narcotics Anonymous)のミーティングへの参加等が含まれる。

プログラムの実施に当たっては、対象者同士の相互作用が重視されているほか、施設職員、家族、保護観察官等の関係者が対象者に積極的に関わり、個々のニーズに合わせて支援を調整するなど、対象者が治療を中断しないような工夫がなされている。また、社会内における生活環境の調整やアフターケアが適切に行われなければ、対象者が薬物の再使用に至る可能性が高まるので、関係機関との連携も重視しながら、安定した生活に戻れるようにするための様々な支援が行われている。

第8章 おわりに

本章では、薬物犯罪に関する各種統計や特別調査により明らかになった傾向・特徴と課題を整理し、今後の再犯防止対策を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

第1節 薬物犯罪・非行の動向等

1 検挙状況等

刑法犯の認知件数が平成14年をピークに減少の一途をたどっているのに対し、薬物犯罪（覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法及びあへん法の各違反をいう。以下この項において同じ。）の検挙人員は、長期的には減少傾向を示しているものの、その減少幅は刑法犯の認知件数と比較して大きくはない。しかしながら、薬物犯罪の検挙人員の中で最も高い割合を占める覚醒剤取締法違反の検挙人員は、28年以降減少し続け、令和元年には、前年から13.0%も減少し、昭和50年以来44年ぶりに1万人を下回っており、令和2年以降の動向が注目される。近年、刑法犯の検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいる。覚醒剤取締法違反についても、若年層の検挙人員は減少傾向を示す一方で、50歳以上の層の検挙人員が増加傾向ないし横ばい状態で推移している。同法違反以外の薬物犯罪は、同法違反と比較すると、年や時期による変動が大きい。近年の動きを見ると、大麻取締法違反の検挙人員は、平成21年をピークに、翌年から減少に転じたものの、26年からは毎年増加し続け、令和元年には昭和46年以降初めて4,000人を超えた。その一方で、危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員は、平成24年から27年にかけて増加し、翌年から減少し続けている。近年の大麻取締法違反の検挙人員の著しい増加には、少年を含む若年層の検挙人員の増加が大きく影響している。

覚醒剤取締法違反の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、平成27年以降低下傾向にあるが、いまだ4割強と高い。同法違反の検挙人員総数に占める外国人の比率は、22年以降10%未満で推移している。しかしながら、令和元年には、同法違反の検挙人員のうち営利犯で検挙された者に占める外国人の比率は約4割、密輸入事犯で検挙された者に占める外国人の比率は約7割強と高い。近年我が国における覚醒剤の押収量が増加し、令和元年には平成元年以降最多を記録した。また、令和元年には、覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数が急増した。

2 処理状況等

覚醒剤取締法違反の起訴率は、平成14年に90%を下回った後緩やかな低下傾向が見られるものの、それでも75%以上の比較的高い水準にある。最近20年間の動きを見ると、起訴猶予率については、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反が、覚醒剤取締法違反と比較して一貫して高く、全部執行猶予率については、同法違反が、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反と比較して一貫して低い。また、全部執行猶予者の保護観察率については、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反はおおむね10%を下回って推移し、覚醒剤取締法違反は10%前後で推移している。令和元年において、一部執行猶予付判決を受けた人員の割合は、同法違反では有期刑（懲役）の者の20%弱であったが、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反では、5%に満たない。

最近20年間の動きを見ると、覚醒剤取締法違反による入所受刑者は、減少傾向にある。同法違反による入所受刑者については、男性では、入所度数が3度以上の者の割合が一貫して高く、女性では、初入者の占める比率が高い。また、男女共に、高齢者を含む40歳以上の者が占める比率が高まっている。

覚醒剤取締法違反による保護観察開始人員については、近年、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者では減少している。その一方、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は、着実に増加している。

3 薬物非行

薬物非行の検挙人員について見ると、かつて多かった毒劇法及び覚醒剤取締法の各違反は近年減少している。その一方、大麻取締法違反は平成26年以降増加し続けている。覚醒剤取締法違反の女子検挙人員は大幅に減少したが、女子比ははまだ約5割の水準にある。令和元年における薬物非行の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を見ると、同法違反は、その約半数が少年院送致、約4分の1が保護観察であり、麻薬取締法・大麻取締法違反は、その約6割が保護観察、約2割が少年院送致である。

4 再犯・再非行

覚醒剤取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者率（本編第4章第3節1項（1）参照）は、近年上昇傾向にあり、令和元年は66.9%という高い水準にある。また、同年に同法違反で起訴された者の有前科者率（同節2項（1）参照）は75.4%と高い水準にある。一方で、大麻取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者率（同節1項（1）参照）は、平成27年以降おおむね横ばいで推移し、令和元年でも24.4%であるが、最近20年間で最も低かった平成16年（10.0%）よりも上昇している。

最近20年間の動きを見ると、覚醒剤取締法違反の入所受刑者の再入者率（第5編第2章第3節1項参照）は、男女共に上昇傾向にある。また、再入者のうち40～64歳の占める割合が上昇傾向にある。同法違反の出所受刑者の5年以内再入率（同節2項参照）は、窃盗と共に、他の罪名の出所受刑者と比較すると高い。平成27年の同法違反の出所受刑者の5年以内再入率を見ると、満期釈放者及び仮釈放者のいずれも出所受刑者全体と比べて高く、入所度数別（1度、2度及び3度以上の別）では、入所度数が多い者ほど再入率が高い。

第2節 薬物犯罪対策や薬物事犯者処遇の経緯と現状

1 薬物犯罪への立法的対応

薬物関係法令の変遷について見ると、大麻取締法、覚醒剤取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法については、平成初期までには、規制の対象とされる行為類型や罰則に関する整備がなされた。また、平成3年には、薬物犯罪の取締りに大きな影響を与えた麻薬特例法が制定された。薬物犯罪の取締りや検察・裁判段階における薬物事犯者の処遇に関しては、平成初期までに整備された法律に基づき、安定的に行われてきたものといえる。もっとも、平成20年代に危険ドラッグに係る犯罪が急増したことを受け、医薬品医療機器等法の改正等による取組を強化し、その後、危険ドラッグに係る犯罪が減少していったことは、新興の薬物に関する犯罪に対しては、適切な立法措置を含む対応を早期に執ることの重要性・有効性を示唆している。

2 再犯防止に向けた取組の進展

我が国においては、平成の半ば以降、再犯防止対策の重要性についての認識が深まっていき、平成20年代には、各種の再犯防止対策が講じられた。これらの対策の中で、薬物事犯者の再犯防止は重要な課題と認識され、刑事司法手続の処遇段階においても、薬物事犯者の再犯防止に向けた取組がなされるようになった。すなわち、刑事施設においては、特別改善指導の一類型である薬物依存離脱指導の標準プログラムの複線化、少年院においては、特定生活指導の一類型である薬物非行防止指導の実

施、地方更生保護委員会においては、薬物犯罪の受刑者特有の問題性に焦点を当てた調査（アセスメント）、保護観察所が行う生活環境の調整に対する指導・助言・連絡調整の実施、保護観察所においては、生活環境の調整の充実・強化、薬物処遇ユニットの設置、類型別処遇、専門的処遇プログラムの一類型である薬物再乱用防止プログラム、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査等の実施、薬物依存回復訓練の委託等を通じて、薬物事犯者に対する処遇の充実・強化が図られている。また、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地方公共団体、医療、福祉等関係機関、民間支援団体等が互いに緊密に連携して、刑事施設入所中から、刑事施設出所後の保護観察、保護観察終了後の支援までを含め、薬物依存者本人及びその家族に対するシームレスな支援を行うことができるようにしている。平成28年には刑の一部執行猶予制度の運用が開始された。これにより、刑事施設における処遇に引き続き、薬物の誘惑のあり得る社会内においても、保護観察を通じて施設内における処遇効果を維持・強化することが可能となった。薬物事犯者の再犯防止や社会復帰に向けた取組については、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」(28年7月犯罪対策閣僚会議決定)、「再犯防止推進計画」(29年12月閣議決定)、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(30年8月薬物乱用対策推進会議策定)等にも盛り込まれている。

第3節 特別調査から判明した薬物事犯者の特徴

本編第6章の特別調査の結果、刑事施設で受刑している覚醒剤事犯者について、その特性や薬物乱用にまつわる認識等、幾つの特徴が見いだされた。

1 調査対象者全体の特徴

覚醒剤事犯者には、20歳未満から薬物の乱用を開始し、薬物犯罪を繰り返している者が少なくない。刑事施設への入所度数が5～9度の者は21.2%、10度以上の者も3.3%いた。また、覚醒剤以外では大麻や有機溶剤の経験率が高く、その他の多くの薬物の経験率についても、一般住民を対象とした調査結果との単純比較において顕著に高かった。直近1年間の1月当たりの覚醒剤使用日数は、5日以下の者が約6割を占める一方、16日以上のも約2割を占めていた。薬物依存の重症度では、集中治療の対象の目安とされる「相当程度」以上の者が5割近くを占めており、覚醒剤事犯者が抱える薬物乱用の問題は相当に深刻であることが示唆された。これらのことは、覚醒剤事犯者が、犯罪を繰り返している者であると同時に、その一部については、依存症治療のニーズを持つ者であることも示唆している。加えて、アルコールの問題やギャンブル依存が疑われる者がそれぞれ全体の4割前後を占めた。

違法薬物の入手のための犯罪の経験を有する者が23.5%、違法薬物の影響下での犯罪（薬物犯罪及び交通事故を除く。以下この節において同じ。）の経験を有する者が6.5%をそれぞれ占め、薬物の乱用が現実にも更なる犯罪を引き起こしている実態も明らかになった。

2 男女別の特徴

女性は、男性よりも、保護処分歴を有する者や入所度数が多い者の割合が低かった。また、女性は、男性よりも、無職の者や有配偶の者の割合が高かった。交際相手・配偶者から覚醒剤を入手していた者は、男性ではほとんどいなかったのに対し、女性では、約2割に及んでいた。

覚醒剤の使用に関し、男女共に、薬物仲間との接触、否定的な感情等が引き金になることが多かった。特に、女性では、自分の体型が気になるときなどに覚醒剤を使用しなくなった者の割合が男性よりも顕著に高く、否定的な感情等を表す多くの項目で、覚醒剤を使用しなくなった者の割合が男性よりも高かった。男女共に、使用によって本人なりのメリットを得られるとする一方で、身柄の拘束、

身近な人間との関係悪化や周囲からの信頼の喪失等をデメリットと感じている者が多かった。特に、女性では、心身の調子の悪化をデメリットと感じている者の割合が男性よりも高かった。再乱用防止のための指導・支援に当たっては、このような男女の特徴も踏まえて働き掛けることの重要性が示唆される。

女性は、小児期逆境体験について、全ての項目で、男性よりも経験率が高かった。また、女性は、男性と比較し、食行動の問題・自傷行為・自殺念慮といった精神医学的問題が顕著に見られ、DV被害の経験率も高かった。女性に対する介入は、多角的かつ慎重に行う必要があることが示唆される。

覚醒剤の断薬努力の経験がある者の割合は男性では7割弱、女性では8割強であるが、覚醒剤の断薬の経験がある者の割合は男女共に8割強であり、いずれについても、仕事や人間関係の安定が断薬のきっかけとなることがうかがえた。また、薬物乱用に関する医療・保健機関及び民間支援団体（以下この節において「関係機関」という。）の利用状況等については、いずれの関係機関についても、女性は、男性よりも、利用経験率が高く、その存在を知らなかった者の割合が低かった。関係機関から受ける支援への良いイメージについても、多くの項目で、男性と比べて女性の割合が高かった。

3 初入者・再入者別の特徴

再入者は、初入者よりも、違法薬物の入手のための犯罪の経験がある者の割合、違法薬物の影響下での犯罪の経験がある者の割合、違法薬物の乱用下での運転・無免許運転の経験がある者の割合が顕著に高かった。更なる犯罪や交通事故の発生による社会の被害を防止するためにも、薬物の乱用を防止する必要性は高い。

再入者は、覚醒剤使用によるデメリットとして、周囲からの信頼喪失、家族や交際相手との人間関係悪化を挙げる者の割合が初入者よりも顕著に高く、覚醒剤の断薬経験がある者の断薬理由として、家族や交際相手等の理解・協力を挙げる者の割合が初入者よりも高かった。身近な者のサポートが断薬や再乱用防止にとって重要であることがうかがえる。

薬物乱用に関する関係機関について、初入者は、その存在を知らなかった者の割合が、保健機関については5割を超え、自助グループについては約4割であるなど、再入者より高かった。他方、再入者は、いずれの関係機関についても、その存在を知っていながら支援を受けたことがない者の割合が6～8割に及んでいた。支援を受けたことがない理由として、いずれの関係機関についても、初入者・再入者共に、自力でやめられると思ったこと、支援を受けられる場所や連絡先を知らなかったこと、支援内容がよく分からなかったことを挙げた者の割合が高かったが、再入者については、これに加え、支援を受けてもやめられないと思ったことを挙げた者の割合が高かった。各関係機関に対する認識やイメージも様々であり、関係機関に係る情報提供や、支援を受ける動機付けを行う際には、個々の持つ情報・認識・イメージ等を踏まえたアプローチが必要といえる。

なお、薬物依存の重症度については、初入者は、再入者に比べて「軽度」の者の割合が高かった。しかしながら、集中治療の対象の目安とされる「相当程度」以上の者の割合については、再入者が5割近くを占める一方、初入者も4割近くを占めていた。アルコールの問題やギャンブルの依存が疑われる者の割合も、初入者と再入者との間にほとんど差はみられなかった。入所度数の多寡にかかわらず、依存症治療のニーズを持つ者や複合的な問題を抱えている者が相当数いることが示唆されており、再乱用防止の指導に当たっては、こういったニーズや問題を丁寧に把握して対応することが重要であると思われる。

第4節 薬物犯罪対策や薬物事犯者処遇の在り方

最後に、本特集を通じ明らかになった傾向・特徴を踏まえ、薬物犯罪対策や薬物事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方について検討する。

1 薬物犯罪の取締りを通じた薬物供給量の減少の必要性

薬物使用を含む薬物犯罪の撲滅のためには、我が国における違法薬物の流通量を減少させることが肝要である。我が国の薬物犯罪で最も検挙人員の多い覚醒剤については、近年、我が国における押収量が急増し、令和元年には密輸入事犯の摘発件数が急増した。この関連で注目すべき事実として、近年、世界的に見ても、アンフェタミン型精神刺激薬の押収量が急増していることが挙げられる。覚醒剤を始め、我が国で乱用される違法薬物のほとんどが海外から密輸入されるものであることを考慮すると、我が国における違法薬物の流通量を減少させるためには、水際対策の徹底が極めて重要であることは論を俟たない。水際対策の徹底のためには、関係機関、すなわち、税関、警察、麻薬取締部及び海上保安庁の間の連携の一層の強化、捜査に関する国際協力的手段（国際捜査共助、逃亡犯罪人引渡等）の活用、麻薬特例法や犯罪捜査のための通信傍受に関する法律で認められた捜査手法（コントロール・デリバリー及び通信傍受）、麻薬特例法や組織的犯罪処罰法で整備された薬物犯罪収益を含む犯罪収益のはく奪的手段（没収・追徴やその保全手続）の活用等が重要である。

また、違法薬物の密売は、暴力団等の犯罪組織が違法な活動を行うための資金を獲得するための重要な手段であることから、薬物犯罪対策の観点からも、暴力団対策法、いわゆる暴力団排除条例、組織的犯罪処罰法等を駆使した暴力団対策や組織犯罪対策、刑事施設における暴力団離脱指導等の取組は重要である。さらに、薬物犯罪、特に、覚醒剤営利事犯や密輸入事犯の検挙人員に占める外国人の割合が高いことを考慮すると、薬物犯罪対策の観点からも、外国人の出入国や在留管理の徹底は重要であると思われる。

2 薬物の害悪や薬物乱用の弊害、相談・支援窓口に関する情報提供の必要性

薬物はその乱用者の身体・精神に与える影響は大きい。我が国においては、いわゆる「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の取組を通じて、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高める努力を行っている。しかしながら、近年検挙人員が急増している大麻に代表されるように、インターネット等では、薬物乱用が心身に与える影響を矮小化する言説が流布している。未成年者を含む若年層が、そのような言説を安易に信じ、薬物の影響を誤解して使用を開始している可能性は否定できない。大麻は、ゲートウェイドラッグといわれ、使用者がより効果の強い薬物の使用に移行していくおそれが高い薬物である。特別調査でも、対象者（覚醒剤取締法違反の入所受刑者のうち覚醒剤の自己使用経験がある者）の約半数が大麻使用の経験を有し、そのうちの約半分は、20歳未満で大麻の使用を開始したという結果がある。薬物乱用の防止のためには、国民、特に、若年層を中心に、薬物の害悪や薬物乱用の弊害について、正確な情報を提供し続けていく必要性は高い。また、重大な薬物犯罪は、裁判員裁判の対象事件とされている。裁判員に選任された国民が、正確な知識に基づいて審理・評決に参加できるようにするためにも、薬物の害悪や薬物乱用の弊害についての啓発は必要であると思われる。その機会としては、「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」のような既存の活動に加え、検察・矯正・更生保護の現場において薬物事犯者の処遇に携わる職員による広報啓発活動の活性化を検討する余地があると思われる。

その一方で、薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、その一部は、依存症の治療を要する者であるという側面を有していることに考えを巡らせる必要がある。薬物依存症者が早期に依存症から回復し、薬物乱用と縁遠い生活を送ることは、将来の薬物犯罪が予防されるという意味を持つ。薬物依存症者やその家族が早期に相談・治療の機会を得られるよう、都道府県及び指定都市が選定する依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関や都道府県、保健所設置市及び特別区が設ける依存症相談拠点の存在やその役割についても、併せて周知啓発をする必要があると思われる。

3 薬物事犯者処遇の一層の充実の必要性

(1) 処遇の一層の充実

薬物事犯者の薬物再乱用を防止し、刑事施設への再入所等を防ぐためには、刑事施設における指導・教育、それに引き続く保護観察所での処遇が重要である。前記のとおり、刑事施設や保護観察所においては、薬物事犯者に対する処遇の充実・強化が図られてきている。言うまでもなく、薬物事犯者は、それぞれ、薬物の乱用歴、薬物依存重症度、他に抱える問題の有無・内容、薬物の再乱用につながりかねない環境の有無、薬物再乱用防止をサポートし得る環境の有無等が異なる。薬物事犯者に対する処遇に当たっては、これら個々の抱える事情や特性を十分に見極めながら、きめ細かい処遇を行う必要がある。このことは、特別調査の結果から明らかとなった覚醒剤事犯者の男女別あるいは初入者・再入者別の特徴が示唆しているところでもあり、ここで示された特徴は、処遇に際しての参考にもなるものと思われる。薬物事犯者に対するきめ細かな処遇を行うためには、各種研修等を通じ、指導や処遇に当たる職員の能力・専門性の向上を図っていく必要がある。これに加えて、刑事施設や保護観察所で実施されている薬物事犯者を対象とする処遇プログラムについては、その効果検証を通じて不断の見直しを行い、処遇効果の向上を図っていく必要がある。

(2) 薬物事犯者の特性に応じた対応

ア 女性

特別調査の結果を見ると、女性は、男性と比較し、薬物依存の重症度について、集中治療の対象の目安とされる「相当程度」以上の者の割合が高い。また、女性は、食行動の問題・自傷行為・自殺念慮といった精神医学的問題が顕著に見られ、DV被害の経験率も高い。女性については、再乱用を防止するための治療を受けるニーズが高い者が多いながらも、その介入は、多角的かつ慎重に行われる必要性が高いことも示唆された。その一方で、女性は、男性と比較して断薬努力経験がある者の割合や、薬物乱用に関する医療・保健機関及び民間支援団体（以下この項において「関係機関」という。）の利用経験を有する者の割合が高く、薬物からの離脱の意欲が強い傾向も見受けられる。女性については、特別調査の結果からもうかがわれる特性や問題に配慮しながら、薬物から離脱し、それを維持するための動機付けを行う必要があると思われる。その点では、コラム2で紹介した「女子依存症回復支援モデル」の試行の効果が注目される。

イ 少年

少年の薬物非行については、毒劇法及び覚醒剤取締法の各違反の検挙人員が減少傾向にある中、大麻取締法違反の検挙人員が近年急増傾向にある。少年による同法違反の検挙人員の増加については、前記のとおり、大麻の害悪を誤解して安易に使用に及んでいる可能性がある。少年鑑別所被収容者のうち、非行時に薬物を使用していた少年は、使用していない少年よりも、暴力団等の不良集団との関係を有する者の割合が高い。少年の薬物使用の背景には不良な交友関係がリスク要因として存在しているものと思われる。前記のとおり、大麻使用がより害悪の大きい薬物の使用に移行する入口となり得る可能性があることを考慮すると、少年による大麻取締法違反の防止は喫緊の課題といえる。そのためには、前記のとおり、大麻の有する害悪について正確な情報を提供することに加え、少年院や保護観察所においては、薬物非行防止指導や薬物再乱用防止プログラムを実施するとともに、不良な交友関係からの離脱について指導していくことが有効であると思われる。

(3) 多機関連携の強化

薬物事犯者に対する処遇は刑事司法手続の各段階で行われているものの、効果的な支援を行う体制や、一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携等については、いまだ十分でない面があるということが、再犯防止推進計画でも指摘されている。今後も、刑事司法手続の各段階における指導・

支援の充実、施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行、刑事司法機関と関係機関との連携の強化等が一層求められる。

特別調査の結果では、関係機関の存在を知っている者の割合は、再入者の方が初入者よりも高かった。これは、刑事施設や保護観察所での処遇において、関係機関についての情報提供が体系的に行われていることの効果を表すものとも考えられる。しかしながら、一方では、関係機関による支援を受けたことのない理由として、その場所や連絡先を知らなかったことや支援内容がよく分からなかったことを挙げる者の割合も高かった。また、関係機関の支援を受ける気になる状況について、刑務所や保護観察所等から具体的な場所や連絡先等を教えてもらうことや刑務所の中でプログラム等を体験したり体験者から詳しい話を聞くことを挙げる者も相応の割合を占めた。多機関連携を強化していくためには、刑事施設や保護観察所において、関係機関についての具体的な情報提供や支援を受けることへの積極的な動機付けを行い、薬物事犯者に、関係機関の存在・役割等についての認知度を高め、支援を受けることの意義を理解させることも重要であると思われる。

平成28年に運用が開始された刑の一部執行猶予制度は大部分が薬物事犯者に対して適用されている。同制度により、刑事施設出所後に引き続き保護観察が行われるなどすることで、地域社会への移行、社会復帰後の生活の立て直しに際して、指導者・支援者等がより緊密に連携し、必要な介入を行うことが可能になっている。こうした状況も生かして処遇を更に充実させるためには、例えば、刑事施設においては、薬物事犯者の再犯リスクや支援ニーズを適切に査定し、問題性に応じた薬物依存離脱指導を実施するとともに、出所後の支援につながりやすくなるような本人への情報提供や動機付け、関係機関との連携の方法を工夫することなどが一層求められる。また、保護観察所においては、刑事施設出所者に対する保護観察の実施に当たって刑事施設からの処遇情報を十分に引き継いだ上で、保護観察中及び保護観察終了後の薬物再乱用を防ぐことを念頭に置いて、薬物再乱用防止プログラムの適切な実施、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査受検への働き掛け、地域の関係機関の継続的な利用に向けた働き掛け等を積極的に行うことが期待される。コラム3で紹介したように、保護観察所においては、薬物再乱用防止プログラムを義務的に受講させ、その中で民間支援団体等の支援を模擬的に実施し体験させることも可能であり、これらの機会を通じて、特別調査でもその存在が明らかとなった、自発的に同団体等の支援を受ける意欲が乏しい者等に対しても、同団体等の支援内容についての理解を深めさせ、保護観察終了後も同団体等による治療・支援に継続的につながることを後押しすることが期待される。

これらの取組に際しては、刑事司法機関が地域の関係機関と互いに協力し合い、地域全体で対象者の継続的な支援を進めていこうとする意識を持つことも、これまでより更に重要となると思われる。

4 刑事処分の早い段階での対応の必要性

大麻取締法及び麻薬取締法の各違反で検挙された者のうち相当の割合の者は、起訴猶予処分を受け、起訴された者についても大半は全部執行猶予付判決を受ける。起訴率が高い覚醒剤取締法違反についても、起訴された者の約4割は全部執行猶予付判決を受ける。各罪の全部執行猶予者の保護観察率は、最も高い同法違反でも10%前後にとどまる。前記のとおり、特別調査では、初入者においても、薬物依存重症度が集中治療の対象の目安とされる「相当程度」以上の者が4割近くを占め、再入者との間に大きな差がないことからすると、薬物犯罪で検挙された者のうち起訴猶予処分を受けた者及び単純執行猶予付判決を受けた者の中にも、薬物依存の重症度が高い者が相当の割合で含まれていることが推測される。このような者の再犯防止のためには、覚醒剤等の使用者の個別事情、すなわち、薬物乱用歴・頻度、他に抱える問題の有無・内容、居住・就労状況、更生の意欲等に鑑み、検察官が求刑において保護観察に付するよう積極的に求めるなどして、保護観察を受けさせること、地域の医療・福祉機関、支援機関等による治療・支援を受けられるよう、対象者への情報提供や動機付けを行うことなど、適切な指導・支援につなげるための働き掛けを充実させることが重要であると思われ

る。その点では、コラム1で紹介した福岡県と福岡地方検察庁の連携による社会復帰支援の取組が参考になると思われる。

5 まとめ

本編では、薬物犯罪について、分析・検討を進め、その傾向・特徴を踏まえた対策についても考察を加えた。

我が国においては、これまで見てきたように、各種法令に基づき、薬物事犯者を検挙し、刑事司法の各手続の中で処遇を行っている。これに対し、薬物犯罪の中でも、末端の薬物乱用者による薬物の所持・使用事犯については、これらの者の中には依存症者として治療のニーズを有する者がいるという側面を強調し、刑罰によらない対応が相応であるとする見解も見受けられる。しかしながら、薬物が乱用者の心身をむしばむにとどまらず、違法薬物の入手のため又は違法薬物の影響下で他の犯罪を引き起こし、暴力団等の犯罪組織の資金源にもなっているということに鑑みれば、国民の安全・安心を守るためには、違法薬物の使用を規制し、その規制に違反した者を処罰の対象とすることの意義は十二分に存するものといえる。したがって、薬物犯罪の撲滅のため、末端の乱用者を含む薬物事犯者を検挙し、刑事司法手続の俎上に載せることは当然のことであり、特に、薬物の害悪を社会内に拡散する役割を担った者については、厳しい刑罰が科されてしかるべきといえる。

もっとも、薬物事犯者の中には、依存症者としての治療のニーズを有する者がいることは事実として存在する。このような者に対しては、刑罰を科する機会に、適切な処遇・指導を併せて行うことにより、薬物再乱用のリスクを低減することが期待できる。薬物の再乱用を防止するためには、対象者の特性をよく見極め、現在刑事施設や保護観察所で行われているように、認知行動療法を基礎としたプログラムの着実な実施、刑事司法手続終了後も見据えた施設内処遇と社会内の処遇、治療・支援の連携が一層重要となるものと思われる。

前記のとおり、我が国では、諸外国と比較して薬物汚染の程度が小さいこともあり、多くの国民にとって、薬物犯罪は身近な問題とは認識されにくく、そのこともあり、一たび薬物の乱用に手を染めた者に対しては、必要以上の警戒心や恐怖心を抱くこともある。薬物の乱用経験者、特に、治療・支援を受けて立ち直りの途上にある者がこのような警戒心や恐怖心にさらされ、排斥されることにより、無力感・孤立感を覚えることがあり得る。そして、そのことがそのような者にとって、立ち直りの障害や、薬物再乱用の引き金になることもあり得る。薬物の害悪について正確な知識・情報を得ることは重要なことではある。しかしながら、これに加え、薬物乱用者で依存症者としての治療のニーズを有する者がいるということについても社会が認識を共有し、立ち直りや薬物からの離脱を目指す者を広く受け入れ、支え、包摂していくことが、長期的に見れば、薬物犯罪の撲滅や薬物事犯者の再犯防止の点からは有効なことといえる。今回の特集が、薬物事犯者の実態についての理解を深める助けとなることを期待するものである。

今後も、薬物犯罪対策や薬物事犯者の再犯防止の取組の必要性は減じることはないと思われる。法務総合研究所においては、今後も、薬物犯罪に関する実証的調査・研究を継続的に積み重ねていく。

事項索引

ア

ICD（国際協力部）	94
ICPO（国際刑事警察機構）	91
IOM（国際移住機関）	256
あおり運転	144
アジア矯正建築会議	94
アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA）	92
アセスメント（調査）（地方更生保護委員会）	353
あへん煙	261
あへん法	264, 266, 272
アンフェタミン	260

イ

意見等聴取制度	252
いじめ	107
依存症専門医療機関	367
依存症相談拠点	368
依存症対策総合支援事業	367
依存症治療拠点機関	367
一時解除	137
一部執行猶予受刑者	48, 142, 225, 296
一般改善指導	56, 184
一般遵守事項	67
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法／薬事法）	264, 267
入口支援	345
飲酒運転防止プログラム	72

エ

ACE（小児期逆境体験）	373, 395
APCCA（アジア太平洋矯正局長等会議）	92
F 指標受刑者	201
LSD	262
MDMA	261
MJCA（法務省式ケースアセスメントツール）	118
NA（ナルコティクス・アノニマス）	371
SDGs（持続可能な開発目標）	87, 425

オ

応急の救護	77
横領	16
オピオイド	261
恩赦	79

カ

会社法・商法	166
外出・外泊	55
解除	137
改善指導	56
回復支援施設	371
外部通勤作業	55
解離性麻酔薬	262
覚醒剤	260
覚醒剤取締法	264, 271, 308, 326, 341
貸金業法	168
過失運転致死傷等	i, 2, 146
家族会	354, 371
家族関係指導	128
家庭内暴力	106
仮解除	76
仮釈放（者）	63, 67, 139, 302
仮釈放の取消し	76
仮釈放率	iii, 64, 186, 193, 302
仮退院（少年院）	111
仮退院の取消し（婦人補導院）	76
簡易薬物検出検査	73, 359, 363
監護者わいせつ・監護者性交等	9
観護処遇	119
監視付き移転（コントロールド・デリバリー）	267, 424
鑑別	109, 118

キ

危険運転致死傷	i, 2, 146
危険ドラッグ	263, 267, 274
期日間整理手続	43
起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行	79
起訴猶予率	iii, 34, 151, 181, 190, 288

起訴率	iii, 33, 151, 161, 200, 288
器物損壊	16
逆送事件	113, 140
教誨（師）	60, 130
教科指導	57, 129
恐喝	16
矯正教育	128
矯正教育課程	126
強制執行妨害	166
矯正指導	56
矯正就労支援情報センター室（コレワーク）	58
強制性交等	9, 243
強制わいせつ	9, 243
京都 kongress（ユースフォーラム）	87
脅迫	14
協力雇用主	84
禁止命令等	176
金融活動作業部会（FATF）	88, 267
金融商品取引法	166

ク

く犯少年	iv, 96, 104, 109
------	------------------

ケ

警告（ストーカー規制法）	176
警告（保護観察）	137
刑事施設	47, 348
刑事施設視察委員会	59
刑事政策推進室	345
刑事訴訟法	29
刑事和解	251
刑の一部執行猶予制度	269
刑の執行率	64
刑法犯	i, 2, 96
刑務所	47
刑務所出所者等総合的就労支援対策	58, 75, 130, 137
刑を言い渡された者の移送に関する条約	92
ケタミン	262
幻覚薬	262
検挙人員	iii, 5, 96
検挙率	iii, 6
検察審査会	248
原則逆送	110, 113

コ

合意制度	268
公契約関係競売入札妨害	166
講習会	130, 137
公職選挙法	20
更生緊急保護	78
向精神薬に関する条約	265, 424
公正取引委員会	166
更生保護サポートセンター	80
更生保護施設	81, 364
更生保護就労支援事業	75, 137
更生保護女性会（員）	84, 130
拘留所	47
交通安全指導	57
交通犯罪	103, 144
強盗	14, 23
校内暴力	106
公判請求率	iii, 32
公判前整理手続	43
公務員犯罪	208
公務執行妨害	16
交友関係指導	128
勾留	31, 43, 295
勾留請求（却下）率	31
高齢者	iv, 187
コカイン	261
国外犯罪被害障害見舞金	255
国外犯罪被害弔慰金	255
国際移住機関（IOM）	256
国際協力部（ICD）	94
国際刑事警察機構（ICPO）	91
国際刑事裁判所	89
国際刑事裁判所に関するローマ規程	89
国際受刑者移送法	92
国際商取引における外国公務員に対する贈賄の 防止に関する条約	88
国際捜査共助等に関する法律	90
国際組織犯罪	87
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を 助長する行為等の防止を図るための麻薬及び 向精神薬取締法等の特例等に関する法律 （麻薬特例法）	264, 267, 284
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 （国際組織犯罪防止条約）	87
国選付添人	29, 110
国選弁護士	29
国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）	93

国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）	87
国連麻薬特別総会	424
国連薬物・犯罪事務所（UNODC）	21, 87, 425
コデイン	261
個別処遇の原則	53
コミッション（犯罪防止刑事司法委員会）	87
コレワーク（矯正就労支援情報センター室）	58
コンGRES（国連犯罪防止刑事司法会議）	87
コントロールド・デリバリー（監視付き移転）	267, 424

サ

再処分率	229, 237, 344
在宅審判鑑別	119
再入院・刑事施設入所率	235
再入院率	235
再入者	iii, 219, 330, 399
再入者率	219, 330
再入率	222, 225, 335
サイバー犯罪	89, 170
サイバー犯罪に関する条約	89
裁判員裁判	40
再犯期間	227, 332
再犯者率	213, 326
再犯防止啓発月間	86
再犯防止推進計画	211
再犯防止推進計画加速化プラン	
～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”	
支援の充実に向けて～	212
再犯防止推進法	210
再犯防止に向けた総合対策	118, 210, 225
再非行少年率	233, 341
サイロシビン	262
詐欺	14
作業報奨金	56
殺人	14, 22

シ

CFP	76
JICA（独立行政法人国際協力機構）	94
死刑	36, 38, 61
私事性的画像被害防止法	178
自助グループ	371
施設送致申請	137
持続可能な開発目標（SDGs）	87, 425

（刑の）執行猶予の（言渡しの）取消し	76, 218, 328
指定更生保護施設	82
指定暴力団	156
児童買春・児童ポルノ禁止法	19
指導監督（保護観察）	67, 360
児童虐待	172, 254
児童虐待防止法	172, 254
自動車運転死傷処罰法	144
自動車損害賠償保障制度	256
児童自立支援施設（送致）	iv, 110
児童養護施設（送致）	iv, 110
（刑事）司法共助	91
社会貢献活動（保護観察）	75, 136
社会貢献作業（矯正処遇）	55
社会参加活動（保護観察）	136
社会福祉アドバイザー	345
社会復帰支援	56, 130, 346
社会復帰促進センター	47, 62
社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ～	86, 366
修学支援デスク	131
修学支援ハンドブック	130
就業支援センター	75, 137
住居侵入	16
住居特定審理	66, 354
重点指導施設	128, 351
収容審判鑑別	118
収容率	48, 182
就労継続奨励金	85
就労支援（指導）	57, 58, 75, 79, 130, 137, 363
就労・職場定着奨励金	85
宿泊面会	130
受刑者等専用求人	58
受刑者の釈放等に関する情報の提供	59
出資法	168
出所受刑者	51, 64, 222, 225, 301, 302, 335
遵守事項	67
傷害	14
障害	204
証券取引等監視委員会	166
小児期逆境体験（ACE）	373, 395
証人等特定事項秘匿決定	251
少年院	121, 185, 351
少年院仮退院者	67, 133, 186, 321
少年院視察委員会	132
少年鑑別所	115
少年刑務所	47

商標法	169
処遇鑑別	118, 119
処遇指標	53
処遇調査	53
処遇要領	54
職業訓練	56
職業指導	128
しよく罪指導プログラム	74, 136
職親プロジェクト	58
触法少年	iv, 96, 109
女子依存症回復支援モデル	349
女子施設地域連携事業	184
女性（犯罪・非行）	179, 275, 380
初入者	iii, 219, 223, 298, 330, 335, 399
自立更生促進センター	75, 363
自立準備ホーム	83, 365
心情等伝達制度	252
心神喪失者等医療観察制度	205
人身取引	87, 256
人身取引対策行動計画 2014	256
審判鑑別	118

ス

SMARPP	360, 369
ストーカー（規制法）	176, 254

セ

生活環境の調査（心神喪失者等医療観察法）	206
生活環境の調整（更生保護法）	66, 353, 354
生活環境の調整（心神喪失者等医療観察法）	207
生活行動指針	67, 136, 359
精神刺激薬	260
精神障害	204
精神保健観察	207
精神保健福祉センター	368, 369
性犯罪再犯防止指導	57
性犯罪者処遇プログラム	72
性犯罪被害	243
性非行防止指導	128
税法違反	164
性暴力	25
「世界一安全な日本」創造戦略	210
世界保護観察会議	93
世界薬物報告書	420, 423

窃盗	8, 24
窃盗事犯者指導ワークブック	76, 186
1961年の麻薬に関する単一条約	424
宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～	210
専門的処遇プログラム	72, 136, 358

ソ

捜査共助	90
相談・支援（更生保護における被害者の関与）	252
組織的犯罪処罰法	87, 155
即決裁判手続	35, 43, 295
損害賠償命令制度	251

タ

退去強制	194
大麻	263
大麻取締法	264, 272, 308, 327, 341
ダルク（DARC）	371
段階別処遇	71, 136
談合	166

チ

地域援助（非行及び犯罪の防止に関する援助）	120
地域再犯防止推進モデル事業	212
地域生活定着支援センター	58, 66
地方更生保護委員会	63, 353
地方再犯防止推進計画	212
中央更生保護審査会	63
中間処遇	75
中枢神経抑制薬	261
調査（アセスメント）（地方更生保護委員会）	353
調査センター	53
著作権法	169
治療共同体（TC）	426

ツ

通院等指示（保護観察）	360
通告（保護観察）	137

通信傍受法（犯罪捜査のための通信傍受に
関する法律）…………… 268, 285

テ

TC（治療共同体）…………… 426
テロ…………… 87, 88, 155, 246

ト

道交違反…………… i, 17, 149
逃亡犯罪人引渡条約…………… 90
逃亡犯罪人引渡法…………… 90
道路交通法…………… 144
篤志面接（委員）…………… 60, 130
特殊詐欺…………… 14, 100
独占禁止法…………… 166
特定生活指導…………… 128, 351
特定暴力対象者…………… 72
毒物及び劇物取締法（毒劇法）…………… 264, 266, 274
特別改善指導…………… 56, 348
特別活動指導…………… 129
特別支援ユニット…………… 79
特別遵守事項…………… 67, 359
特別処遇…………… 82
特別調整…………… 58, 66, 130, 354
特別法犯…………… i, 17, 102
独立行政法人国際協力機構（JICA）…………… 94
ドラッグコート…………… 426
取消・再処分率…………… 229, 338
取消率…………… 229

ナ

生あへん…………… 261
ナルコティクス・アノニマス（NA）…………… 371

ニ

2年以内再入率…………… 222, 225
日本司法支援センター（法テラス）
…………… 29, 74, 250, 253
入札談合等関与行為防止法…………… 166
入所受刑者…………… iii, 49, 296
認知件数…………… iii, 3

ハ

廃棄物処理法…………… 19
配偶者暴力防止法…………… 173, 254
破産法…………… 166
罰金…………… 40
発生率…………… iii, 3
バルビツール酸系（薬剤）…………… 262
犯罪収益移転防止法…………… 88
犯罪少年…………… iv, 96, 109
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
（通信傍受法）…………… 267, 285
犯罪対策閣僚会議…………… 210, 256, 258
犯罪に強い社会の実現のための行動計画
－「世界一安全な国，日本」の復活を目指して－
…………… 210
犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008
…………… 210
（第3次）犯罪被害者等基本計画…………… 247
犯罪被害者等基本法…………… 247
犯罪被害者等給付金…………… 255
犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）…………… 87
犯罪予防活動…………… 86, 366

ヒ

BBS会（員）…………… 84, 130
PFI…………… 62
被害回復給付金…………… 255
被害回復分配金…………… 255
被害者参加制度…………… 250
被害者等通知制度…………… 247, 252
被害者特定事項秘匿決定…………… 250
被害者の視点を取り入れた教育…………… 57, 128
引受人会…………… 354
ひき逃げ事件（事故）…………… 148, 256
被虐待経験…………… 125, 185, 321
非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）
…………… 120
非行少年率…………… 98
微罪処分…………… 30

フ

FATF（金融活動作業部会）…………… 88, 267
風営適正化法…………… 19
フェンシクリジン…………… 262
フェンタニル…………… 261

フォローアップ事業	82, 364
福祉専門官	59
福祉的支援	58, 363
付審判請求	249
婦人補導院	47
婦人補導院仮退院者	67
不正アクセス行為	170
不定期刑	139
不定期刑終了	76
腐敗の防止に関する国際連合条約	89
不服申立制度（矯正施設）	61, 132
不法残留（者）	194, 197, 256
不良行為少年	105

へ

ヘロイン	261
ベンゾジアゼピン系（薬剤）	262

ホ

放火	16
暴行	14
法制度整備支援	94
暴走族	103
法テラス（日本司法支援センター）	29, 74, 250, 253
法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）	118
法務少年支援センター	120
暴力団	156, 276
暴力団離脱指導	57
暴力防止指導	128
暴力防止プログラム	72
保健所	368
保護観察	67, 355
保護観察所	63, 355
保護観察所が行う入口支援	79
保護観察処分少年	67, 133, 186, 234, 321
保護観察付一部執行猶予者	67, 186, 227, 303, 336
保護観察付全部執行猶予者	67, 186, 227, 303, 336
保護観察の停止	76
（全部・一部執行猶予者の）保護観察率	iii, 68, 294, 303
保護司	79
保護司会	80

保護者会	130, 137
保護者参加型プログラム	130
保護処分	110
保釈	43, 295
補導援護	67

マ

マネー・ローンダリング対策	88, 267, 424
麻薬及び向精神薬取締法（麻薬取締法）	264, 265, 272, 308
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する 国際連合条約（麻薬新条約）	266, 424
麻薬特例法（国際的な協力の下に規制薬物に 係る不正行為を助長する行為等の防止を図る ための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に 関する法律）	264, 267, 284

ミ

密輸入（薬物）	279, 281
民間協力（者）	60, 84

ム

無期刑（無期懲役）	36, 38, 65, 139
-----------	-----------------

メ

メサドン	261
メスカリン	262
メタンフェタミン	260

モ

戻し収容	137
モルヒネ	261

ヤ

薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律／医薬品 医療機器等法）	264, 267
薬物依存回復訓練	365
薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策 ～立ち直りに向けた“息の長い”支援に つなげるネットワーク構築～	210, 258

薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する 地域連携ガイドライン	353
薬物依存離脱指導	57, 348, 349
薬物再乱用防止プログラム	72, 358, 361
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の 執行猶予に関する法律（薬物法）	269
薬物処遇重点実施更生保護施設	82, 364
薬物処遇ユニット	355
薬物中間処遇	364
薬物犯罪	258, 270, 419
薬物非行防止指導	128, 351
薬物乱用対策推進会議	258
（第五次）薬物乱用防止五か年戦略	258, 366

ユ

UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）	93
UNODC（国連薬物・犯罪事務所）	21, 87, 425
有機溶剤	263
有前科者（率）	214, 216, 227, 328, 336

リ

略式手続	35, 40
------	--------

ル

類型別処遇	72, 136, 356
-------	--------------